第二部　労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向：合化労連と化学同盟の組織統合／運輸一般の発足／化学エネルギー労協の結成／金属・化学エネルギー連絡会議／全国一般と全木労の組織統一／非鉄金属労働戦線結集の動き／いわゆる「労働戦線の再編・統一問題」：総評の方針／同盟の方針／政策推進労組会議の動き／七八賃闘対策民間労組会議／四団体共闘

概要

一、わが国の単一労働組合員数は、一九七七年六月末日には前年にひきつづき減少し、前年同期より約七万二〇〇〇人減の約一二四三万七〇〇〇人となり、推定組織率は三三・二%となった。

一、産業別にみると、一年前にくらべて製造業、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、運輸・通信業で組合員数が減少したが、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業、公務では増加をみた。

一、民営企業における単位労働組合員数の変動を企業規模別にみると、組合員数の減少は一〇〇〇人以上の規模の企業の労働組合でとくにいちじるしかった。これにたいして一〇〇～二九九人、および三〇～九九人規模の企業の組合員数は増加している。

一、単一労働組合員数の増減を主要連合体別にみると、七七年六月末日現在で総評は前年よりも約二万二〇〇〇人減、同盟は約一〇〇〇人増、中立労連約二万四〇〇〇人減、新産別は約二〇〇〇人減で、組合員総計に占めるそれぞれの割合は、総評三六・六%、同盟一七・八%、中立労連一〇・七%、新産別〇・五%となった。

一、都道府県別に単位労働組合員数の増減をみると、七七年には、労働組合員数がもっとも集中している東京、大阪、愛知、神奈

川、兵庫、北海道、福岡をふくむ三一の都道府県で減少し、その他の府県で若干の増加をみた。

一、総評は七七年八月の第五五回定期大会で採択した七七年度運動方針のなかで、連合の時代に対応する戦略課題を反自民統一戦線の形成と国民春闘路線の強化の二つにおき、①大衆路線貫徹による職場組織の強化、②未組織・下請労働者との連帯、③産業別組織の強化と統一闘争体制の強化、④金属、化学産業を中心とする民間組織の強化、⑤地評・地区労を中心とする地域共闘の強化などを重点とする組織方針を決めた。同盟は七八年一月の第一四回定期大会で採択した七八、七九年の運動方針のなかで、①未組織の組織化と無所属組合の同盟加盟促進、②政治・経済の中心である首都圏の組織拡大、③官公労組織の民主化と拡大、④組織体制の整備と地方同盟の強化などを重点とする組織方針を決めた。

一、産業別組織の動向で注目されるのは、①合化労連と化学同盟の組織統合による合化労連・化学同盟・一般総連合（合化・化同総連）の結成（七七年八月）、②全自運の組織再編による運輸一般労働組合（運輸一般）の発足（七七年九月）、③化学労協傘下の単産に電労連、全日本ゴム労連、紙パ総連合などを加えた、国際化学エネルギー一般労連加盟諸組合による、化学エネルギー労働組合協議会の発足（七七年九月）、④金属労協と化学エネルギー労協による金属・化学エネルギー連絡会議の発足（七七年一二月）、⑤全国一般と全木労の組織統一（七八年二月）などであった。

一、労働戦線全体にわたる動きにはつぎのものがあった。①七六年発足の政策推進労組会議で電機労連や鉄鋼労連が私鉄総連その他の有力組合を加えてこれを「恒常的な共闘組織の母体」にかえようとする意向がみえたが、同盟はこれに反対し、私鉄総連は推進会議不参加の態度をとったため、推進会議はカンパニヤ組織の性格を脱することはなかった。②七七年に一一単産でつくられた賃闘対策民間労組会議は、七八春闘にさいしては新たに九単産を加えて二〇単産で発足したが、会議側の呼びかけにもかかわらず私鉄総連、全日通の参加がえられないまま、七八年六月一日に解散した。③総評、同盟、中立労連、新産別の四団体共闘は七七年後半にかつてない進展を示したが、社会党と総評がとった国会戦術に関連して特定不況産業離職者臨時措置法案が国会で廃案になったことがきっかけとなり、共闘は完全にくずれ、四団体の共闘回復は当分見とおせない状況になった。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数　一九七六年にはわが国の労働組合員数（単一労働組合員数*）は、戦後史上、一九五一年いらいはじめて減少をみたが、七七年にもこの傾向はつづき、七七年六月末日の労

働組合員数は、前年同期よりも約七万二〇〇〇人（〇・六％）減少して、約一二四三万七〇〇〇人であった。

組合員数の変動を歴史的に回顧するならば、戦前に最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦の終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、その後組合員数の変動はいくつかの時期をへて今日にいたっている。第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで労働組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランの強行、朝鮮戦争の勃発などを背景に占領軍・政府ならびに資本による組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退を余儀なくされた四九～五〇年以後五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年は四八年より も約一〇〇万を減じて約五六九万人になった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時

第90表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移　　（単位・単一）

年	組合員	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
		人		人	%	%	万人	%
1967年	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)	3,100	34.1
1968	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)	3,159	34.4
1969	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)	3,196	35.2
1970	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)	3,277	35.4
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)	3,388	34.8
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)	3,469	34.3
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.8 (2.7)	1.8 (1.7)	3,659	33.1
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.3 (3.6)	3.0 (3.0)	3,676	33.9
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	3,662	34.4
1976	33,771 (70,039)	12,508,731 (12,374,288)	347 (706)	△ 81,669 (△ 98,686)	1.0 (1.0)	△ 0.6 (△0.8)	3,710	33.7
1977	33,987 (70,625)	12,437,012 (12,293,052)	216 (586)	△ 71,719 (△ 81,236)	0.6 (0.8)	△ 0.6 (△0.7)	3,746	33.2

〔備考〕 1）（　）外は単一労働組合，（　）内は単位労働組合である。
単一労働組合とは，単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ1組合とし，単位労働組合とは，単位組織組合と単一組織組合の下部（単位扱組合）をそれぞれ1組合として集計したもの。
2）雇用者数は総理府統計局「労働力調査報告」各年6月分による。
3）推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4）△印は減少を示す。
5）労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

期で、ようやくたちなおった労働組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークを超えて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」と間欠的にみられた景気の一時的後退によってブレーキをかけられつつも、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて、組合員数は増加しつづけ、六五年にはそれは一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのった。しかし七四年にはじまる資本主義世界全体にわたる経済危機の進展は、七五年以降、労働組合員数の変動に新しい第五の時期を画しつつある。五二年いらいつづいた組合員数の増加は、七五年にいたってその幅をいちじるしくちぢめ、七六年には約八万二〇〇〇人減へと転じたのである。

＊　ここに掲げた統計表の示す各年の組合員数は、六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組織率

一九七七年には労働組合員数が雇用労働者数の減少を上回って減少したので、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率は、三三・二%と前年を〇・五ポイント下回った（第90表）。

わが国の労働組合組織率は、つぎのような歴史的経過をたどって今日にいたっている。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九%（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九%を下回る）。戦後は、一九四五年の〇%からはじまり、四八～四九年には五〇%を超えたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数がふたたび増加しはじめたのちも雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年には最低の三一・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六九～七〇年に三たび上昇して、七〇年には三五・四%と最近におけるピークを示した。しかし、その後またまた組織率は低下し、七四年、七五年に若干の回復をみたものの、七六年は三三・七%、七七年は三三・二%にとどまった。

国際比較

社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七二年に九〇〇〇万を超えているが、資本主義国で組合員数でわが国のそれを上回っている

のはアメリカ合衆国（七二年二〇八九万四〇〇〇人）だけであり、イギリスは一一七五万五〇〇〇人（七四年）、西ドイツは八六二万二〇〇〇人（七五年）である。また組合組織率ではイギリスが五一・五％（七四年）で群を抜き、西ドイツは四〇・三％（七五年）でわが国をかなりの程度上回っているが、アメリカ合衆国は、非農業雇用者数を基礎にして算出された組織率でさえ二六・七％（七二年）にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数　一九七七年の単一労働組合員数は、全産業でみるとと、前年にくらべて〇・六％減であったが、これを産業別にみると、七六年に約一四万三〇〇〇人（三・一％）の大幅減少をみた製造業では、七七年もひきつづき約一〇万五〇〇〇人（二・三％）減少したほか、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、運輸・通信業で減少した。他方、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業、公務では増加をみた（第91表）。

これらの増減の結果、七七年におけるわが国労働組合員の産業別構成はつぎのようになった。製造業は七六年にひきつづき全産業に占める比率を低下して三五・〇％となり、運輸・通信業は一六・六％、サービス業一二・八％、公務一一・七％、金融・保険・不動産業七・八％、卸売・小売業五・八％、建設業五・五％であった（第

第91表　産業別労働組合員数および推定組織率（1977年）　（単一）

産業	組合員数		対前年増減数	対前年増減率	推定組織率
	人	%	人	%	%
全産業	12,437,012	(100.0)	△ 71,719	△ 0.6	33.2
農林，漁業，水産養殖業	106,830	(0.9)	△ 1,571	△ 1.4	22.7
鉱業	62,383	(0.5)	△ 979	△ 1.5	39.0
建設業	678,923	(5.5)	△ 4,298	△ 0.6	17.2
製造業	4,354,990	(35.0)	△ 104,796	△ 2.3	39.1
卸売業，小売業	721,937	(5.8)	11,700	1.6	9.2
金融・保険，不動産業	968,132	(7.8)	7,978	0.8	60.5
運輸・通信業	2,062,139	(16.6)	△ 19,466	△ 0.9	65.3
電気・ガス・水道・熱供給業	233,717	(1.9)	3,971	1.7	83.5
サービス業	1,595,041	(12.8)	21,483	1.4	22.5
公務	1,449,509	(11.7)	18,499	1.3	82.8
分類不能の産業	203,411	(1.6)	△ 4,240	△ 2.0	—

〔備考〕 1）△印は減少を示す。
2）労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

91表）。

産業別組織率　七七年の推定組織率を産業別にみると、最高は電気・ガス・熱供給業の八三・五%で、公務の八二・八%がこれにつづき、以下、運輸・通信業六五・三%、金融・保険・不動産業六〇・五%、製造業三九・一%、鉱業三九・〇%、農林・漁業・水産養殖業二二・七%、サービス業二二・五%、建設業一七・二%、卸売・小売業九・二%の順になっている（第91表）。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数　民営企業の単位労働組合員数は、一九七七年には前年よりも約九万九〇〇〇人（一・一%）減少して、約八七一万四〇〇〇人であった。これを企業規模別にみると、従業員一〇〇〇人以上規模の企業の労働組合員数の約一〇万一〇〇〇人（二・〇%）減が目立ち、その他の規模は三〇〇～九九九人規模で一〇〇〇人（一・一%）減、二九人以下の規模で一〇〇〇人（約一・六%）減となり、他方一〇〇～二九九人規模と三〇～九九人規模ではそれぞれ三〇〇〇人（〇・二%）、四〇〇〇人（一・〇%）の増となっている（第92表）。

組合員数の企業規模別構成　このような増減の結果、一九七七年における民営企業単位労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになった。一〇〇〇人以上規模の企業の組合員数は、七一年に全体の五九・五%を占めていらい、比率

第92表　企業規模別労働組合数および組合員数

（単位）

企業規模	組合数		組合員数		組合員数の対前年増減率	組合員数の1977年構成比
	1976年	1977年	1976年	1977年	1977年	
			人	人	%	%
合計	51,347	51,943	8,812,544	8,713,977	△ 1.1	100.0
1,000人以上	13,985	14,145	5,088,102	4,986,914	△ 2.0	57.2
300～999人	6,884	6,908	1,380,972	1,366,384	△ 1.1	15.7
100～299人	10,264	10,345	1,031,368	1,033,899	0.2	11.9
30～99人	11,914	12,186	461,720	466,206	1.0	5.4
29人以下	5,725	5,743	72,088	70,907	△ 1.6	0.8
その他	2,575	2,616	778,294	789,667	1.5	9.1

〔備考〕 1）その他とは，2企業以上の従業員で組織されるもの（1人1企業のものを含む）および規模不明のものである。
2）△印は減少を示す。
3）労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

をひくめる傾向にあったが、七七年には七六年の五七・七%からさらに〇・五ポイント低下して五七・二%となり、他方、一〇〇～二九九人規模が七六年の一一・七%から一一・九%へ、三〇～九九人規模が五・二%から五・四%へと比率をたかめ、その他は前年と変わらず、三〇〇～九九九人規模が一五・七%、二九人以下が〇・八%であった（第92表）。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数の増減　第90・91表にみるように、一九七七年にはわが国の単位労働組合員数は約八万一〇〇〇人減少した。こうした組合員数の変化は、既設組合（七六年六月末日までに設立された組合）における組合員数の増減と、七六年七月～七七年六月の期間における組合の新設・解散による組合員数の増減との総合された結果であるが、つぎにみるように、七七年における組合員数の減少は、全体としてみれば主として既設組合における組合員数の減少によってひきおこされたものである。

すなわち、第93表で明らかなように、七七年における新設組合員数は約二三万二〇〇〇人であったのにたいして、解散組合員数は約二〇万七〇〇〇人にとどまったし、またこのうちから組合の組織変更等にともなう形式上の新設・解散をのぞいた実質的新設・解散についてみても、実質的新設組合員数の約一〇万八〇〇〇人にたいして、実質的解散組合員数は約六万一〇〇〇人で、いずれをとっても

第93表　新設，解散労働組合数および組合員数

（単位）

年	新設				解散				新設－解散
	合計		実質的新設		合計		実質的解散		
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	
		人		人		人		人	人
1971年	3,709	512,612	2,323	230,875	3,335	435,735	1,966	121,466	76,877
1972	3,624	406,759	2,182	163,472	3,349	349,816	2,068	122,629	56,943
1973	3,715	428,906	2,473	182,234	3,055	340,178	1,600	77,134	88,728
1974	3,742	377,766	2,590	189,354	3,141	287,722	1,752	98,774	90,044
1975	3,189	315,118	2,151	165,076	2,856	242,836	1,651	78,503	72,282
1976	2,807	249,725	1,895	120,352	2,511	206,616	1,546	67,480	43,109
1977	2,496	231,645	1,692	107,576	2,394	206,549	1,509	61,305	25,096

〔備考〕　労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

第94表　産業別にみた実質的新設，解散労働組合員数（1977年）

（単位）

	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）－（B）
	人	人	
全産業	107,576	61,305	46,271
農業	102	118	△ 16
林業・狩猟業	372	22	350
漁業・水産養殖業	10	33	△ 23
鉱業	401	859	△ 458
建設業	6,198	1,848	4,350
製造業	39,915	27,991	11,924
卸売業・小売業	20,997	5,465	15,532
金融・保険業	6,619	3,771	2,848
不動産業	210	471	△ 261
運輸・通信業	11,904	6,496	5,408
電気・ガス・水道・熱供給業	740	2,521	△ 1,781
サービス業	16,678	10,015	6,663
公務	2,259	586	1,673
分類不能の産業	1,171	1,109	62

〔備考〕 1）　△印はマイナスを示す。
2）　労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」により作製。

第95表　民営企業における企業規模別実質的新設，解散労働組合員数（1977年）

（単位）

企業規模	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）－（B）
	人	人	人
合計	101,110	56,585	44,525
1,000人以上	29,257	13,140	16,117
500～999人	7,158	5,161	1,997
300～499人	11,923	3,561	8,362
100～299人	24,110	11,153	12,957
30～99人	17,594	12,049	5,545
29人以下	4,285	4,430	△ 145
その他	6,783	7,091	△ 308

〔備考〕 1）　△印はマイナスを示す。
2）　労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」により作成。

新設組合員数が解散組合員数を上回っている。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減　一九七七年に前年にくらべて組合員数が減少した産業は、第91表にみるように農業、漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、運輸・通信業であり、その他の産業では組合員の増加がみられたが、組合員数が全体として減少した産業のうち、農業、漁業・水産養殖業、鉱業、不動産業では実質的新設組合員数を実質的解散組合員数が上回ったものの、その他はすべて、実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を上回った。他方、電気・ガス・水道・熱供給業では、七七年に全体としてみれば組合員数が増加したにもかかわらず、実質的解散組合員数が実質的新設組合員数を上回っていることが注目される（第94表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数　一九七七年の民営企業における実質的新設組合員数は約一〇万一〇〇〇人で、実質的解散組合員数約五万七〇〇〇人を約四万五〇〇〇人上回った。これを企業規模別にみると、実質的新設組合員数が多かったのは、一〇〇〇人以上規模（約二万九〇〇〇人）であり、これに三〇～九九人規模（約二万四〇〇〇人）、一〇～二九人規模（約一万八〇〇〇人）、三〇～四九人規模（約一万二〇〇〇人）がつづいた。他方、実質的解散組合員数が多かったのは一〇〇〇人以上規模（約一万三〇〇〇人）、三〇～九九人規模（約一万二〇〇〇人）、一〇～二九人規模（約一万一〇〇〇人）であり、二九人以下の規模をのぞくすべての規模で実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を上回っている（第95表）。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体　労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）連合体の四種類に分けてみると、一九七七年には全国的連合体は三〇八（前年より一八増）、地方的連合体は四三六（前年よりも七増）、府県的連合体は一五三三（前年よりも三九減）、地区的連合体は三一六三（前年より六〇増）で、それらの合計は五四四〇（前年より六増）であった（第96表）。

これらの連合体のうち全国的連合体の連合組織の形をとっているものに全日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、これらは通常「労働四団体」と呼ばれている。これら四団体のうち、真に労働組合のナショナル・センターとして機能しているのは、総評と同盟の二つである。中立労連は七四年いらい、大会を開いて労連としての活動方針を決め、また組織整備と主体性の確立に努めはじめたが、しかしなお中立の全国的連合体の連絡機関の性格を脱していないし、新産別はその組織があまりに小さいので、これら二つは労働組合中央組織として機能しているとはいえない。なお、中立労連と新産別は、純中立の組織

第96表　地域および組合の種類別連合団体数

地域	合計		連合組織		協議組織	
	1976年	1977年	1976年	1977年	1976年	1977年
合計	5,394 (100.0)	5,440 (100.0)	1,079 (20.0)	1,088 (20.0)	4,315 (80.0)	4,352 (80.0)
全国的	290 (100.0)	308 (100.0)	184 (63.4)	195 (63.3)	106 (36.6)	113 (36.7)
地方的	429 (100.0)	436 (100.0)	152 (35.4)	147 (33.7)	277 (64.6)	289 (66.3)
府県的	1,572 (100.0)	1,533 (100.0)	460 (29.3)	454 (29.6)	1,112 (70.7)	1,079 (70.4)
地区的	3,103 (100.0)	3,163 (100.0)	283 (9.1)	292 (9.2)	2,820 (90.9)	2,871 (90.8)

〔備考〕 1)　連合団体とは，労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいい，その連合団体のうち加盟組合の連絡，相互援助等のみを目的とするものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるものを「連合組織」という。
2)　全国的とは，連合団体傘下の加盟組合が全国に分布するもの。
3)　地方的とは，２以上の都道府県に分布するもの。
4)　府県的とは，１都道府県内に分布するもの。
5)　地区的とは，１市町村内又は隣接市町村に分布するもの。
6)　（　）内は%。
7)　労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

を加えて、七八年一〇月を目標にゆるやかな連合組織をつくり、民間労働戦線統一の母体となるとの方針について七七年秋に合意をみ、いらいそのための準備をすすめている。

以上四団体に所属する組合員数の合計は、七七年にくらべて約四万七〇〇〇人減少して約一六万一〇〇〇人であったが、わが国の労働組合員数が減少したため、そのうちに占める割合は前年と同じ六五・六%であった。これにたいし、以上の四団体以外の上部組織に加盟する組合員数は約三五七万五〇〇〇人（二八・七%）、いずれの上部団体にも加盟しない組合員数は約一〇八万五〇〇〇人（八・七%）であった（第97表）。

四団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総評　総評の加盟組合員数は、六四年に同盟が発足していらい伸びなやみ、わが国の労働組合員数に占める割合も年々低下する傾向にあった。しかし、七四年いらい流れが変わり、総評は七四年約一一万六〇〇〇人、七五年約一一万六〇〇〇人と加盟組合員数を増加しただけでなく、七五年と七六年にはわが国の組合員数に占める割合を上昇させた。七七年には総評の加盟組合員数は七六年よりも約二万二〇〇〇人減少して、約四五五万七〇〇〇人であったが、わが国の労働組合員数が減少したため、総評の占める割合は前年と同じ三六・六%であった（第97表）。

加盟組合のうち前年にくらべて組合員数が増加したおもな組合は、日本教職員組合（日教組）約九〇〇〇人増、全日本自治団体労働組合（自治労）約八〇〇〇人増、日本医療労働組合協議会（日本医労協）約八〇〇〇人増であり、前年にくらべて組合員が減少したおもな組合は、全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）約一

第97表　主要団体別労働組合員数の推移　　(単一)

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1971年	11,797,570 (100.0)	4,244,820 (36.0)	2,172,058 (18.4)	76,302 (0.6)	1,349,951 (11.4)	3,002,460 (25.4)	1,107,090 (9.4)
1972	11,888,592 (100.0)	4,266,835 (35.9)	2,225,928 (18.7)	72,891 (0.6)	1,392,703 (11.4)	2,985,589 (25.1)	1,095,510 (9.2)
1973	12,097,848 (100.0)	4,341,265 (35.9)	2,277,883 (18.8)	70,041 (0.6)	1,374,344 (11.4)	3,316,517 (27.4)	1,103,040 (9.1)
1974	12,461,799 (100.0)	4,457,387 (35.8)	2,312,513 (18.6)	71,375 (0.6)	1,401,148 (11.2)	3,503,943 (28.1)	1,110,286 (8.9)
1975	12,590,400 (100.0)	4,573,313 (36.3)	2,266,087 (18.0)	69,678 (0.6)	1,369,294 (10.9)	3,604,040 (28.6)	1,100,873 (8.7)
1976	12,508,731 (100,0)	4,578,911 (36.6)	2,208,863 (17.7)	66,163 (0.5)	1,354,183 (10.8)	3,600,736 (28.8)	1,089,501 (8.7)
1977	12,437,012 (100.0)	4,556,567 (36.6)	2,210,240 (17.8)	64,519 (0.5)	1,330,089 (10.7)	3,574,575 (28.7)	1,085,069 (8.7)
対前年増減数(人)	△ 71,719	△ 22,344	1,377	△ 1,644	△ 24,094	△ 26,161	△ 4,432
対前年増減率(%)	△ 0.6	△ 0.5	0.1	△ 2.5	△ 1.8	△ 0.7	△ 0.4

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　(　) 内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

万六〇〇〇人減、全国金属労働組合（全国金属）約五〇〇〇人減、全日本自由労働組合（全日自労）約四〇〇〇人減、全逓信労働組合（全逓）約四〇〇〇人減であった。

同　盟　同盟は発足いらい七二年まで一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、組合員総数に占める割合を毎年高めてきたが、七三年にいたって増加組合員数で総評を下回るようになり、七五年と七六年には加盟組合員数を合計約一〇万四〇〇〇人減少させたが、七七年にいたって約一〇〇〇人を増加し、七七年の加盟組合員数は約二二一万、わが国組合員数に占める割合は一七・八%であった（第97表）。

前年にくらべて組合員数が増加したおもな組合は、日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）約七〇〇〇人増、全国電力労働組合連合会（電労連）約三〇〇〇人増であり、また新たに加盟した組合に全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合（紙パ総連合）約二万九〇〇〇人。国税労働組合全国会議（国税会議）約二万七〇〇〇人、全国石油産業労働組合連合会（石油労連）約二〇〇〇人があった。組合員数が減少したおもな組合は、ゼンセン同盟約一万八〇〇〇人減、全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）約七〇〇〇人減、全国一般労働組合同盟（一般同盟）約四〇〇〇人減、鉄道労働組合（鉄労）約四〇〇〇人減であった。

中立労連　中立労連の加盟組合員数は、七四年を頂点にして、以後減少をつづけ、七七年には前年より約二万四〇〇〇人減の約一三三万であり、わが国の組合員数に占める割合は一〇・七%であった（第97表）。

七七年に組合員数が増加したおもな組合は全国生命保険労働組合

連合会（生保労連）約二〇〇〇人増、全国建設労働組合総連合（全建総連）約一〇〇〇人増であり、組合員数が減少したおもな組合は全日本食品労働組合連合会（食品労連）約一万人減、全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）約三〇〇〇人減、全日本電線工業労働組合（全電線）約二〇〇〇人減、全国窯業労働組合連合会（全窯連）約一〇〇〇人減であった。なお前年まで加盟組合であった日本交通公社労働組合（交通公社労組、約一万一〇〇〇人）が脱退した。

新産別　新産別はこのところ一貫して組合員が減少しているが、七七年には前年よりも約二〇〇〇人を減じて約六万五〇〇〇人、わが国労働組合員数に占める割合は〇・五%であった（第97表）。

主要連合体の産業別組織状況　一九七七年の労働組合員数を産業別に分けると、製造業（三五・〇%）、運輸・通信業（一六・一・七%）の四部門で全体の七六・〇%を占めることになる（第91表）。これらの各部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の組合員数をもっているのは同盟（二九・八%）で、総評（一八・三%）、中立労連（一五・九%）がこれにつづいている。運輸・通信業とサービス業では総評が五八・八%と五七・五%を占め、公務ではとくに八九・一%と総評が圧倒的な地位を占めている。

また農業、漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業、公務、分類不能の産業の動産業では、四団体のいずれにも加盟しない組合が過半数を占めている（第98表）。

第98表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比

（単位）（%）

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		76年	77年	76年	77年	76年	77年	76年	77年	76年	77年
全産業	100.0	36.8	36.9	17.8	17.9	0.5	0.5	10.8	10.7	37.4	37.4
農業	100.0	24.9	24.4	22.3	21.9	—	—	0.4	0.2	52.4	53.5
林業，狩猟業	100.0	78.5	78.3	13.7	13.9	—	—	—	—	7.8	7.8
漁業，水産養殖業	100.0	0.3	0.3	13.0	9.9	—	—	18.8	16.6	67.9	73.1
鉱業	100.0	54.6	54.5	16.8	16.7	0.1	0.1	3.0	3.0	25.5	25.7
建設業	100.0	19.9	18.2	4.5	4.6	—	—	35.5	36.1	41.8	41.9
製造業	100.0	18.2	18.3	29.7	29.8	1.3	1.3	15.8	15.9	40.0	39.8
卸売業，小売業	100.0	7.0	7.0	23.1	23.5	0.1	0.1	4.3	4.1	74.0	74.4
金融・保険業	100.0	2.3	2.1	1.2	1.2	—	—	32.4	32.3	64.8	64.8
不動産業	100.0	29.6	29.1	8.1	9.1	0.1	0.1	0.4	0.3	86.9	86.8
運輸・通信業	100.0	59.4	58.8	20.2	20.1	0.4	0.4	0.6	0.0	24.2	25.0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	26.2	25.6	61.5	62.6	—	—	10.1	9.5	2.5	2.4
サービス業	100.0	57.2	57.5	4.1	3.9	0.0	0.0	0.9	0.8	38.9	38.9
公務	100.0	89.8	89.1	1.6	2.9	—	—	—	—	8.8	8.1
分類不能の産業	100.0	25.6	26.2	8.7	9.6	—	—	1.4	3.3	64.3	60.9

〔備考〕　労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別に分けると、一九七七年に労働組合法適用組合員数は約八九九万一〇〇〇人（七二・三%）でもっとも多く、ついで地方公務員法適用組合員の約一九〇万九〇〇〇人（一五・三%）、公共企業体等労働関係法適用組合員約一〇二万人（八・二%）、国家公務員法適用組合員約二八万九〇〇〇人（二・三%）、地方公営企業労働関係法適用組合員約三万人（一・八%）の順になっている（労働省「昭和五二年労働組合基本調査報告」による）。

これら適用法規別組合員数に占める四団体加盟別組合員数をみると、労働組合法適用組合員数については、同盟が二二・七%でもっとも多く、総評一七・四%、中立労連一四・八%、新産別〇・七%となっているが、四団体のいずれにも加盟していないものが全体の四八・七%を占めている（第99表）。

国家公務員法、地方公務員法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法の各適用組合員の大部分は総評に加盟しているが、このうち公労法、国公法の各適用組合員のそれぞれ一二・三%と一〇・二%は同盟に加盟し、地公労法適用組合員の二九・四%、国公法適用組合員の一一・九%、地公労適用組合員の九・二%は四団体のいずれにも加盟していない（第99表）。

第99表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　（単一）（%）

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	76年	77年	76年	77年	76年	77年	76年	77年	76年	77年	76年	77年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	36.6	36.6	17.7	17.4	86.5	86.8	70.7	70.0	77.4	77.8	90.0	90.3
同盟	17.7	17.8	22.6	22.7	12.6	12.3	1.1	1.1	4.3	10.2	0.6	0.6
新産別	0.5	0.5	0.7	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	10.8	10.7	14.9	14.8	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	37.5	37.5	48.3	48.7	0.9	0.9	28.7	29.4	18.2	11.9	9.4	9.2

〔備考〕 労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、一九七七年には東京の約二一三万四〇〇〇人を筆頭に、大阪約一〇九万二〇〇〇人、愛知約七七万七〇〇〇人、神奈川約七六万三〇〇〇人、福岡約四八万四〇〇〇人、兵庫約五八万五〇〇〇人、北海道約五二万人、福岡約四八万四〇〇〇人がつづいている。そして北海道をのぞくこれら六都府県にわが国労働組合員数の四七・五%（約五八三万四〇〇〇人）が集中している。七七年における都道府県別組合員数の対前年増減をみると、右の六都府県と北海道をふくむ三一都道府県で減少し、その他の府県で若干増加した（第100表）。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数ならびにそのいずれにも加盟しないものの比率をみると、総評は北

第100表　都道府県別労働組合員数とその主要団体別構成比（1977年）

（単位）

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	構成比（%）					
				合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%						
合計	12,293,052	△ 81,236	△ 0.7	100.0	36.9	17.9	0.5	10.7	37.4
北海道	519,665	△ 736	△ 0.1	100.0	55.2	8.9	0.0	6.4	31.6
青森	91,810	△ 263	△ 0.3	100.0	56.0	14.3	0.1	5.5	26.7
岩手	124,506	1,214	1.0	100.0	55.6	12.6	0.0	6.4	28.3
宮城	185,119	△ 2,286	△ 1.2	100.0	42.4	12.0	0.1	11.8	36.7
秋田	120,701	842	0.7	100.0	49.7	9.2	0.0	4.9	38.3
山形	112,903	719	0.6	100.0	44.4	12.1	1.8	17.4	26.8
福島	179,806	△ 1,653	△ 0.9	100.0	44.0	20.7	1.5	8.3	27.9
茨城	202,587	△ 438	△ 0.2	100.0	38.6	8.7	0.1	23.0	31.0
栃木	160,509	65	0.0	100.0	30.2	18.3	0.0	15.1	44.1
群馬	159,753	2,104	1.3	100.0	37.9	11.5	1.0	13.5	39.5
埼玉	325,514	1,249	0.4	100.0	28.6	21.4	0.4	15.1	40.5
千葉	279,375	2,208	0.8	100.0	43.1	14.8	0.2	11.5	32.9
東京	2,134,207	△ 1,417	△ 0.1	100.0	29.2	17.1	0.5	11.2	44.9
神奈川	762,898	△ 11,644	△ 1.5	100.0	28.5	21.4	1.3	18.1	40.6
新潟	243,190	△ 1,114	△ 0.5	100.0	41.6	22.3	0.7	4.4	34.1
富山	137,617	△ 1,391	△ 1.0	100.0	37.7	17.4	4.3	3.1	39.6
石川	101,325	△ 7,934	△ 7.3	100.0	49.4	22.2	0.0	5.3	25.0
福井	81,152	520	0.6	100.0	37.7	28.9	—	9.1	25.6
山梨	56,568	905	1.6	100.0	53.1	6.6	—	6.7	34.8
長野	230,155	162	0.1	100.0	39.2	11.9	0.1	14.1	36.5
岐阜	166,644	313	0.2	100.0	31.8	27.9	0.0	8.8	35.2
静岡	356,443	△ 4,079	△ 1.1	100.0	31.4	20.7	0.4	11.6	41.0
愛知	776,888	△ 3,496	△ 0.4	100.0	28.2	18.3	0.7	7.8	49.1
三重	185,398	△ 694	△ 0.4	100.0	35.1	15.3	0.1	15.9	35.2
滋賀	106,901	671	0.8	100.0	25.1	22.2	1.8	14.9	38.6
京都	252,294	284	0.1	100.0	42.8	16.5	4.5	8.5	31.7
大阪	1,091,532	△ 24,717	△ 2.2	100.0	34.7	22.0	0.2	11.1	35.2
兵庫	584,687	△ 7,808	△ 1.3	100.0	39.8	20.9	0.0	11.8	29.3
奈良	72,105	345	0.5	100.0	47.2	11.8	—	17.1	25.0
和歌山	95,101	△ 1,245	△ 1.3	100.0	51.4	16.6	—	7.2	26.7
鳥取	56,491	△ 264	△ 0.5	100.0	50.0	13.7	—	4.3	33.7
島根	72,233	△ 412	△ 0.6	100.0	41.0	22.1	—	4.2	34.1
岡山	202,299	△ 3,111	△ 1.5	100.0	36.3	28.4	—	9.0	30.4
広島	350,248	△ 5,338	△ 1.5	100.0	32.4	21.4	0.0	7.6	39.9
山口	166,403	△ 2,525	△ 1.5	100.0	42.9	16.5	1.6	11.6	32.6
徳島	70,669	△ 648	△ 0.9	100.0	38.5	17.1	—	12.1	32.9
香川	95,857	490	0.5	100.0	32.2	19.9	0.0	10.6	39.1
愛媛	121,167	△ 2,525	△ 2.0	100.0	38.7	24.2	—	6.8	31.5
高知	71,997	△ 251	△ 0.3	100.0	44.9	12.0	—	9.3	35.3
福岡	483,506	△ 1,520	△ 0.3	100.0	43.0	9.7	0.0	8.8	42.4
佐賀	80,191	△ 1,409	△ 1.7	100.0	34.8	13.6	—	13.4	39.6
長崎	130,042	△ 1,813	△ 1.4	100.0	35.7	31.7	0.3	8.8	25.1
熊本	120,371	△ 471	△ 0.4	100.0	51.6	17.0	—	5.2	28.2
大分	102,381	△ 1,111	△ 1.1	100.0	53.9	12.2	—	8.0	28.1
宮崎	92,043	△ 795	△ 0.9	100.0	37.2	33.2	0.3	5.5	25.8
鹿児島	113,658	1,193	1.1	100.0	49.3	10.4	—	4.8	36.5
沖縄	66,143	△ 1,612	△ 2.4	100.0	66.8	12.7	—	6.2	15.2

〔備考〕 1）　△印は減少を示す。
2）　2以上の主要団体に加盟している組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体の組合員の構成比の計は必ずしも100にならない。
3）　労働省「昭和52年労働組合基本調査報告」による。

海道、青森、岩手、山梨、和歌山、鳥取、熊本、大分、沖縄の一道八県で五〇%以上を占めるほか、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、新潟、石川、福井、長野、京都、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島の二三府県で最大の比率を占め、合計して三二道府県で最大比率を占めている（第100表）。

同盟は長崎と宮崎の二県で三〇%以上を占めているが、どの都道府県においても最大比率を占めておらず、また総評の占める比率を下回っている（第100表）。

四団体のいずれにも加盟していない組合員数が最大の比率を占めているのは栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、広島、香川、佐賀の一五都府県である（第100表）。

2 組織運動

1 全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は一九七七年八月一七～二〇日に神奈川県民ホールで開催された第五五回定期大会で「一九七七年度運動方針」を採択、そのなかで「『連合の時代』に対応する戦略課題を①反自民統一戦線の形成②国民春闘路線の強化の二つにおき、これを達成するための組織課題として『総評の主体性強化』が重要だ」（『総評新聞』七七年八月七日付）として、組織方針をつぎのように決めた。

【総評一九七七年度運動方針・各論(7)「組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために」（要旨）】

(1) 組織活動をすすめる上でのいくつかの問題点

現状を打開し、勤労国民の生活を守る上で、総評に結集している労働者にかけられている期待は大きい。この期待に応えるには日本の労働者、労働組合のもつ歴史的に形成された企業内的体質を克服し、国民春闘をすすめる中心的勢力としての主体性を確立しなくてはならない。

組織の現状をふまえ、組織活動をすすめる上でのいくつかの問題をあげると次のような点であろう。

(1)今日、組織強化にあたって「職場に労働組合を」ということが強調されているが、組合民主主義、大衆路線が貫徹しているか、この観点での組織点検は常に行なわれていなければならない。

(2)総評労働運動再構築に当っての第一の課題は、民間組織の強化というのが一般的認識であるが、官公労との対比で民間組織が弱体であるとか、実力行使の態勢があるかないかといった一面的な観点からのみ認識されているとすれば、政府・独占資本の組織分断策に乗ずる結果をまねく。

(3)各組織は闘争の獲得目標を、所属する組合員の利益擁護に重点を置き過ぎていないか。周辺にいる未組織労働者・下請労働者その他多くの働く仲間との連帯強化にどれだけ努力しているかについても意識的な点検が日常的に行なわれていることが重要である。

(4)組織にも置かれた条件の違い、力量の相異がある。それぞれの相異を認め合うことのない相互批判は共闘の強化運動の発展にとって有益ではない。

(2) 産業別組織・統一闘争体制の強化

(1)組織と闘争体制の強化をはかろうとする場合に重要な点の第一は、産業別の自力体制の問題である。産業別組織の強化は、その組織自身が具体策を立案し主体的にとりくむことが基本となる。第二は、運動と組織との相関関係についての理解がきちんとされていることである。運動の発展に対応して組織の強化・拡大がはかられ、組織の強化・拡大が運動をより発展させるのである。第三の点は、産業別レベルの組織と統一闘争を重視すべきことである。職場さえ強化すれば闘争が発展するという単純な発想では、現状の資本の支配体制を打破して労働者の要求を闘いとることは困難である。資本の攻勢に対抗するためには産業別に結集し、統一闘争を展開することが一層重視されなければならない。

(2)産業別組織、統一闘争体制を強化するためには、①職場で組合活動ができる体制の確立、②職場交渉権の確立、③組合員教育の強化と活動家の育成、④幹部活動家と組合員との交流の活発化――などを前提に、職場労働における人間性回復を基礎としたあらゆる労働条件の協定化が遵守されていることが重要である。

(3)産業別レベルの統一闘争課題は、その産業の置かれている条件、組合員構成、組織実態などの相異もあり、十分な大衆討議の上に設定される必要がある。従来からとりくんできた賃金、雇用、時間短縮、労災補償、定年延長、さらに要員、職業訓練、技能教育、福利厚生など課題の拡大と合せて積極的にとりくまなければならない。総評は民間単産会議の「統一要求目標」の到達闘争などに協力して、その前進をはかる。

(4)産業別組織には、調査活動にもとづく政策形成能力や宣伝・組合員教育、オルグ体制、共済活動などの機能強化が求められている。産業別統一闘争体制の強化に関連しては集団交渉・対角線交渉の体制確立、スト権の集約、スト資金の積み立てを含めた長期スト体制の整備、要求から妥結までの大衆路線の徹底、全員投票制の確立などが重視されなければならない。

(5)産業別組織、統一闘争体制の強化は、各産業別組織が主体的にとりくむことによって問題がすべて克服されるわけではない。各産業別が全体的な観点からとりくまなければならない課題も多くある。現状、賃金闘争を発展させる上で重要な金属を中心とする民間基幹産業労組の闘争強化、先進的闘争を組織した組合への政府・資本の集中攻撃にさいしての産業別・上部団体の相異をこえた共闘強化やさらに無権利・低労働条件下に放置されている多数の未組織労働者の問題がある。

(6)官公労働者のスト権奪還闘争は基本的人権にもとづく要求であるとともに、労働組合の闘争力の強化、労働運動の飛躍的前進のためにも、すべての組合に共通する重要な課題である。また地方財政の危機を背景とする自治体関係労働者への政府・資本の攻撃も同様であり、官民一体となった反撃体制が必要である。

(3)　民間組織対策の強化

この一年間の討議を重ねた中で、七七春闘と結合して金属、化学産業で、組織拡大運動をとりくみ、その経験から、官・民一体による全面的な未組織の組織化と、産別組織の強化・拡大を新年度に継続的に展開させることとなった。

この活動を展開するに当って、次の方針で取り組む。

①各産業別組織が、組織的に、計画的に産業別組織の強化と拡大にとり組むこと。これと呼応して各県評でも、組織対策委員会を設置すること。②組織の拡大には、未組織労働者や中立労組にとって、産別組織がどれだけ魅力がある組合であるかが問われるので、秋闘から春闘へと継続的な運動の展開を結合させることが重要である。③各単産は自ら、組織強化、拡大の目的意識的なとり組みを強める上で、計画的にオルグ、活動家を配置し、教育・訓練にとりくむことが重要であり、これと県評など地方組織の協力体制との総合的とりくみがなければ前進しない。

(4)　地評・地区労を軸とする地域共闘の強化・拡大について

(1)総評・春闘共闘の〝国民春闘路線〟の提起いらい地評・地区労を軸とする地域春闘の運動は、あらたな前進の芽を生みだすとともに、いま重要な転換期を迎えようとしている。総評労働運動が地域運動で果してきた主導的位置と任務は、これまでと同じように今後も変らない。そのうえ低成長下の闘いは、七五春闘以降われわれが経験してきたように、要求課題の多面性、運動領域の拡大、そして多くの未組織労働者・不安定雇用労働者を

含む国民各階層との共同連帯が運動発展の環となってきている。このため地評・地区労の任務と役割は重要性を増している。

(2)今日、地評・地区労を軸とする地域春闘の主要な活動領域は、大別すると①合理化攻撃をはねかえし賃金、労働諸条件を改善すること、②最賃・雇用を中心とする制度闘争の推進、③多分野にわたる県民諸要求の追求、④反戦・平和活動などの政治的諸課題や地方自治の擁護、これらの運動・展開と並行しての組織の強化・拡大・勤労諸階層との提携強化――などとなってきているが、運動の質的な転換、活動領域の拡大、政府・独占の体制的な攻撃に対応して、要請されている機能が十分に果し得ないでいるのが地評・地区労の実態でもある。このような現状を克服するためには地評・地区労の自前の努力が中心であるが、同時に総評・各単産はできる限りの協力体制を確立しなければならない。

(3)ここ二・三年来の地域春闘の実態と先進的な活動経験から若干の問題点を列記するならば次のようになろう。第一に、賃金、労働諸条件の改善闘争を組織するに当り、中立・未組織労働者との連携活動の核となる民間単産の地方組織の活動が弱いこと。第二は、多分野にわたる県民諸要求の作成と運動展開が、県春闘傘下の各単産・課題別カンパニア組織、地区春闘を中心に行なわれており、市町村段階でのアンケートの実施、対話集会の開催などを通じての要求の掘り起し、住民・市民諸組織との連携・共闘が、一部の先進地域を除いては、まだまだ不十分であること。第三は、まだ多くの県春闘の闘いは通年闘争としての意識的追及が弱いこと。第四は、七四年の秋以降、国民春闘路線の定着、大衆的運動体制の拡充強化のために全国に約九、〇〇〇名の活動家集団を編成し、運動を展開してきた。七〇年代後半の運動路線である国民春闘の定着と発展をはかる上で、地域労働運動のなかで重要な一翼を担うものとして、とくに大都市を中心にその活動の改善と補強につとめなければならない。第五は、ストを含む地域統一闘争についてである。地域統一闘争が県春闘を中心とする社会的交渉力強化の戦術の一環として組織される以上、当然のこととして職場・地域での徹底的な討議を通じて要求が決定されること、交渉・大衆行動・大量教宣を継続的に行い幹部・活動家はむろんのこと組合員、住民にその争点が明らかにされること、画一的にではなく、それぞれ地域における要求の性格と交渉相手、決定事情を考慮して組織されなければならないこと。第六は、各県春闘の状況をみると大都市重工業地帯の運動が相対的に遅れている。それには、①金属など民間基幹産業や第三次産業、ホワイトカラー労組への影響力の低下、②職場と居住の分離、③官公労は県単位の活動がとりやすく民間労組が地区労単位に活動しやすいことや、この結果としての県評組織の大型化、④当事者組織の登場にも拘らずそれとの共闘の立ちおくれなど多くの困難はあるが、それぞれの条件を考慮しながらその活動を強化しなければならないこと。第七に、県・地区春闘は凸凹があるのは当然のことであり、それぞれの条件に見合って開かれた組合活動、要求当事者の組織への支持・共闘など自発的・創造的な運動を構築しなければならず、画一的な闘争や指導は厳に注意しなければならない。

(4)われわれは大会を通じて、ここ二～三年来の地域共闘の新たな前進の実態を交流し、先進的活動に学び教訓化すること、七八春闘を組織するに当っては、今年秋に各単産・県春闘代表者会議を開催し、国民春闘段階における地域共闘のあり方と問題点の解明、秋から春への闘いの展望と運動の具体的な取り組みなどについて意思統一をはかりたい。

(5)労働戦線統一問題について（省略）

(6)沖縄対策の強化について（省略）

(7)青年労働者対策の強化（省略）

(8)婦人労働者対策の強化（省略）

(9)労農共闘の強化（省略）

(10)主婦の会対策の強化（省略）

(11)高齢者、退職者の会の組織の強化・拡大について（省略）

同盟の組織方針

同盟は一九七八年一月一八～二〇日に東京・九段会館で開催された第一四回定期全国大会で七八、七九年運動方針を採択し、そのなかで組織活動方針をつぎのように決めた。

【同盟七八、七九年運動方針・第三部のⅠ「組織の拡大と強化」（全文）】

労働組合が目的をもち、それを着実に実現していく活動組織である以上、当然のことながら、組織力の強化と、影響力の拡大は、労働組合にとって不断の重要な運動である。民間産業労働組合をその主要な構成組織とする同盟は、不況の長期化による雇用労働者の減少・企業閉鎖・事業縮小などにより、結成以来はじめて年度間における組織の減少を示したが、わが国労働運動全般にたいする影響力は、ますます拡大されている。

われわれは、この現状を直視し、強力に組織活動を展開する。

(1)　未組織の組織化

労働戦線の再編統一は、既存の組織を対象とした結集というだけではなく、今日なお未組織である労働者や上部団体をもたない労働組合にも波及させることを意識して取り組むことが必要である。このため、われわれは、同盟運動にたいする社会的評価の高まるなかで、二千四百万におよぶ未組織労働者の組織化と、既存組織の同盟加盟を精力的に推し進める。①地方同盟のバック・アップのもとに、地方一般同盟の活動と機能を高めつつ、中小企業労働者の組織化を進める。②下請企業・系列企業あるいは臨時雇用労働者の組織化にあたっては、一企業一組織の形式にとらわれることなく、労働組合としての機能が発揮できる組織形態や組織規模を考慮して、効果的な活動を推進する。③全国的労働運動への参加なくして、今日の変化に対応できないことを強調し、同盟と同じ運動基調にたつ無所属組合の加盟を促進して、民間労組の結集に努める　④流動化が進展し、各方面から統一が叫ばれているなかで、中立組合や無所属組合のなかに、一種の日和見的傾向や上位団体にたいしてはアレルギーの傾向がみられるが、これらの組合進になることを訴え参加を求める。⑤流動化のなかで高まりつつある民主化運動の動向に力強く対応し、間断なき活動を展開する。⑥中央オルグ制度を活用し、同盟および構成組織・地方同盟を通じる有機的活動を推進し、攻守同盟体としての実ってては、重点地域・業種の委員会で協議し、構成組織同して活動を進める。

(2)　首都圏における組織拡大

政治・経済の中心をなす首都圏における同盟組織および関係地方同盟の協力要な意義をもっている。

われわれは、この認識のもとに、各構成組織および関係地方同盟の協力のもとに、「首都圏組織拡大活動委員会」を発足させ、組織拡大のための活動に本格的に取り組んできたが、今後ひきつづき次の方針のもとに効果的な活動を展開する。①賃金闘争や各種選挙闘争など、同盟の主要な活動を組織拡大の活動に連動させ、効果を期する。②同盟組合員が働く末端職場まで洗い直し、地域活動に参加を求める体制整備に努める。③同盟関係者が協力して開催した労働講座・研修会などの参加者との連携を密にし、組織拡大に資する。④地方・地区会議を開き、きめ細かな活動を推進する。

(3)　官公労組織の民主化と拡大

民間では、すでに多数派を形成しつつある同盟にとって、官公労働運動の民主化と、同盟官公労組織の拡大は、わが国労働運動民主化の完成への責務である。

われわれは、この任務を遂行するために、これを妨げている要因の一つとなっている当局の官僚的労働行政・無責任なる経営姿勢に警告しつつ、関係組織の努力と呼応して、中央・地方一体となった活動を強化する。①競合関係にある関係組合の、組織拡大のための熾烈なる闘いにたいする支援活動を強化する。②運動に自信をもち、誇りをもって行動するために、官公労のオルグ・労働講座などの質と量を高め、徹底した教育活動を活発におこなうとともに、官公労組織間の交流・提携を深める。③民主主義労働運動を発展させる立場から、違法ストや破壊的行為に反対するとともに、国民世論にアッピールする宣伝活動を強化する。④労働基本権の新たな動向に即して、公共企業体の経営近代化と合理的労使関係の確立に努める。⑤同盟・全官公の活動一体化に準じ、地方同盟と地方全官公の連携をさらに強化する。このため、地方全官公組織の組織化を促進するとともに、必要に応じ、官公労県別会議を開催する。⑥民社党および各級議員との協力を推進し、組織活動の成果を期する。⑦建設職組・税関労連など、

全官公傘下の同盟未加盟組織の加盟を促進する。

(4) 組織体制の整備と地方同盟の強化

同盟の活動力は、構成組織の強化とその活力に満ちた活動が基本であるが、同時に、時代の要請する社会的力量を充分に発揮するためには、構成組織と地方同盟を通じる組織体制を整備し、地方同盟の強化をはかることが当面の課題である。

このため、①労働戦線の再編統一を成功させるためにも、各構成組織の強化が必要であり、従って、そのための積極的な努力を進める。この場合、同盟の援助と協力を必要とする組織については、協力を推進する。③各構成組織を、地方同盟を強化する組織体制の確立を期待する。成組織の地方における日常世話活動を積極的に参加させるための指導を一段ことも、直ちに地方組織の整備が困難な事情にある場合は、構成組織の加と強化する。④地方同盟は、直加盟組合の産別整理を促進するとともに、盟組合に対する世話活動を、暫定的に地方同盟が肩替りし、その間の必要各構成組織の加盟単組で、支部・分会などの組織をもつにいたらない営業経費については、関係組織が交付するなどの具体的措置を講じ、組織化の所や出張所などに働く組合員にたいして、地方同盟の諸活動に積極的に参加し、あ進展に応じ産別整理を推進する。⑤構成組織は、地方組織や個々の加盟組るいは協力を求めるために緊密に連携できる体制確立に努める。⑤地方同盟は、同盟活動の発展のために、充分機能できる体制の確立に努める。このため、地方同盟の財政をはじめ、受け入れ体制の整備と相俟って、書記局専従体制の強化など、必要な助成をおこなう。

(5) 部門別協議会の活動

同盟のもとにある部門別協議会は、各構成組織間にまたがる業種別の共通課題に共同で対処する場であり、この活動を拡大運用することによって、組織活動に貢献している。

われわれは、部門別協議会の活動を一層高め、友好関係にある中立・無所属組合との交流やセミナー・研修会への参加を求めるなど、効果的な企画を一層推進する。

(6) 有機的活動体制の確立

われわれが決定した諸方針を具体的な成果に結びつけていくためには、各構成組織・地方同盟との緊密なる連携のもとに、中央・地方・産業・企業・職場のそれぞれの段階において、同盟の総合した力が発揮される体制を整備する必要がある。

このため、①各種専門委員会や常設委員会を活用するとともに、その活動に工夫を加え、連帯を強化する。②同盟と地方同盟の連携を強化するため、ブロック代表者会議・全国書記長会議を活用するとともに、全国組織担当者・中央オルグ会議を開催し、血の通った活動を進める。③同盟・構成組織・地方同盟を通じる組織運営の合理化を一層推進する。④中小企業労働者への組織的な支援活動を積極的におこなうとともに、ますます重要性を増している政策要求闘争に、総合的に、一元的に取り組むための体制づくりについて検討するなど、同盟書記局の機能的活動体制を整備する。

2 産業別組織の動向

合化労連と化学同盟の組織統合

化学産業労働組合連合会（合化労連）と化学産業労働組合同盟（化学同盟）の総評傘下化学二単産は、七六年九月に組織統合のための「統一準備委員会」を発足させたが、七七年一月二七日の第五回統一準備委員会において、①両組織で「合化労連・化学同盟・一般総連合（合化・化同総連）」を結成することを両単産の七月の定期大会で決定し、七七年八月に統一を実現する、②共闘強化と未組織の組織化のために化学同盟、合化労連東京合同、大阪合同、全統一（東京を中心とした全国一般加盟組合）で新組織「化学・一般労働組合連合（化学一般）」をつくる、などの基本方針を決めた。こうして七七年

八月一六日東京上野の池端文化センターにおいて両組織の代表約一六〇名出席のもとに結成大会を開き、合化・化同総連(約一七万人)と化学一般（約四万五〇〇〇人）の二つの新組織を発足させた。合化・化同総連の議長には太田薫(合化)、副議長に刀根登吾（化学一般)、山室忠司（合化)、事務局長に塚田義彦（合化）が、化学一般の委員長には西野六郎（合化)、副委員長に刀根登吾（化学同盟)、寺田由則（化学同盟)、青木義夫（化学同盟)、書記長に広瀬謹一郎（化学同盟）が選出された。

運輸一般の発足　全国自動車運輸労働組合（全自運）は七六年五月の第四二回定期大会で「運輸に関係するすべての労働者を傘下におさめる運輸一般労組への改組の方針を決定していたが、七七年三月の第四三回臨時大会で、運輸交通、流通関係以外に、全国組織に加盟していない一般労組や合同労組をも組織対象に加えるとの方針を決め、準備活動をすすめた結果、七七年九月一七～一八日の大会で全自運は解散し、九月一九～二〇日の大会で全日本運輸一般、労働組合（運輸一般、約一万一〇〇〇人）を発足させた。

化学エネルギー労協の結成　化学関係労組のゆるやかな協議体として七三年八月に結成された化学労協傘下の各単産は、電労連、全日本ゴム労連、紙パ総連合をふくめて、組織拡大のための準備委員会を七七年六月に発足させたが、八月二日の準備委員会で、①化学労協を解消して化学エネルギー労協（化学エネルギー労協）を結成する、②組織構成は国際組合協議会（化学エネルギー一般労連加盟組合日本協議会（ＩＣＥＦ・ＪＡＦ）化学エネルギー一般労連加盟単産とする（現在ＪＡＦに加盟していない全石化・化労研関係等の単産は一年を目途にＪＡＦに加盟するよう努力し、七七年九月二一日に東京の東条会館に代表約二〇〇名を集めて化学エネルギー労働組合協議会を発足させた。発足時の加盟組織は、電労連、合化労連、全化同盟、ゼンセン同盟、全日本ゴム労連、全石油、紙パ総連合、新化学の八単産および化労研、全石化等関係組織からなる「連携単位」で、合計約七二万人であったが、一〇月に全国ガス（約二万五〇〇〇人)、一一月に第一工業製薬労組（約八〇〇人）が加盟し、七七年一二月末の加盟組織は九単産三四単組約七五万人となった。なお結成大会では代表幹事に太田薫（合化労連委員長)、田中良一（全化同盟会長)、橋本孝一郎（電労連会長)、宇佐見忠信（ゼンセン同盟会長）が選出された。

金属・化学エネルギー連絡会議　七七年一二月二一日に金属労協と化学エネルギー労協は両労協の「代表者懇談会」を開き、席上会議の名称を金属化学エネルギー連絡会議とし、以後七八春闘について情報交換をおこなうことを決めた。

全国一般と全木労の組織統一　全国一般労働組合（全国一般、約一三万人）と全国木材産業労働組合(全木労、約八五〇〇人)は、七六年にそれぞれの大会で組織統一を決議し、七七年から統一準備委員会を設置して組織統一の準備をすすめてきたが、七八年二月二三日に東京の自治労会館で統一大会を開いて、①統一組織の名称は総評・全国一般労働組合とし、②三月一日までに中央本部を統一して、三月以降は総評に一本加盟し、③八月の大会を目途に地方段階の統一を達成することなどを決め、④新組織の委員長には倉持米一全国一般委員長、書記長には佐野明全国一

般書記長を選出した。

非鉄金属労働戦線結集の動き　全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱）は、七八年三月八～九日に東京・労金ホールで開催した第七四回臨時大会で、非鉄金属産業労組の結集をめざして全鉱（約一万七〇〇〇人）と日本非鉄金属製錬労働組合協議会（製錬労協、約四〇〇〇人）が中心となって新しい産別組織を結成するとの方針を確認した。この両労組はかねて共同闘争をおこなっていたが、七六年いらい企業連委員長懇談会で組織統一問題に検討を加えてきた結果、新組織結成の方向づけがおこなわれたものである。

3　いわゆる「労働戦線の再編・統一問題」

総評の方針　総評は七七年八月一七～二〇日の第五五回定期大会で採択された一九七七年度運動方針のなかで、労働戦線統一問題についてつぎのような方針を決めた。

【総評一九七七年度運動方針・各論(7)の5「労働戦線統一問題について」（全文）】

労働戦線統一問題は、総評として今日まで一貫してきた課題であり、今後も引続き努力してゆく姿勢に変りはない。その基本的立場は、総評がすでに決定している四原則（①思想や組合の規模、官民などで区別せず、全労働組合、全労働者の結集をはかる。②資本に対し戦闘力をもち、政治闘争を否定しない。③大結集体としては特定政党との間に支持関係を持たない。④大結集体ができれば既存のナショナル・センターは発展的に解消する。）とその後に出された七つの具体的方針（①要求の一致、自主性尊重による共闘、②資本からの独立、③組合民主主義の徹底、大衆性と戦闘性をもつ、④経済的要求だけでなく諸制度の改革をめざす、⑤官民一体の全的統一、⑥政党との協力は要求、政策を中心に協力、⑦国際関係は自主性を認め、国内統一を優先に対処）であり、この方向で対処してゆくこととする。

当面具体的には、一、共通する要求で、機会あるごとに統一行動をよびかけ、可能な限りの統一行動を組む。この場合ナショナル・センター間の話し合いを重視する。二、産業別結集に全力をあげるとともに、純中立組合の産別結集と未組織の組織化に力をそそぐ。三、労組の地域別結集に努力すると共に、産業別統一と地域結集の結びつきをはかる。四、それぞれの組合は企業別結集に努力するとともに、関連労働者の組織化と結集を更に促進することとする。

同盟の方針　同盟は七八年一月一八～二〇日開催の第一四回定期大会で採択した七八、七九年度運動方針のなかで労働戦線統一問題にたいする同盟の態度をつぎのように決めた。

【同盟七八、七九年度運動方針第一部・Ⅲ・(2)「労働戦線統一の今日的意義と同盟の方針」（要旨）】

▽総評は、昨年の大会において現実的な柔軟路線に転換したと指摘するものもあるが、反自民統一戦線を戦略とし、「幅広い国民各層の結集」をはかるために、その戦術論として柔軟路線をとっているにすぎないのであって、政治的には、社・共中軸路線に傾斜せざるをえないであろう。総評は、発足以来「社会主義協会」と深いかかわりあいをもち、その指導者の多くは、協会に所属し、あるいはその思想的・理論的影響をうけてきた。総評の労働組合論、方針は協会理論そのものである。われわれは、総評発足以来、一貫して総評の誤れる指導方針を批判し、これを克服しようとしてきたが、この闘いは、実は、協会派思想との対決であった。

われわれは、労働戦線を再編し、ゆるぎない新しい統一体を創造することに、勇気をもって挑戦しなければならない。それはまた建設的革新政治

勢力の再編成を促進することにもなる。
▽われわれは、以上のことをふまえ、次の方針のもとに、労働戦線の再編統一に積極的に取り組む。
①当面、民間産業労働組合を中心に再編統一をめざす。
②再び分裂の不幸を繰り返すことのない統一を実現するため、路線を明確にする。このため、次の条件整備に努める。(イ)労働組合主義を基調とする。(ロ)左右の全体主義に反対し、自由と民主主義の諸原則に立って資本主義の改革をはかることを政治路線とする。(ハ)統一は、労働組合の機能を一層高め、労働者の生活と地位の向上に役立つものでなければならない。従って、国際自由労連を志向する強固なナショナル・センターの確立をめざす。
③全国的な再編統一を成功させるためには、新しい統一体を支える柱を強化するという意味からも、業種別・産業別の組織の結集強化が必要である。従って、そのための積極的な努力を進める。
④民間産業における新しい結集への動きは、官公労分野における民主主義労働運動の発展を促進せずにはおかない。われわれは官公労働運動の民主化に一層の努力を傾ける。
▽われわれの推し進めようとする統一運動にたいし〝共闘を通じて統一へ〟という立場から、全的統一のムードをかきたてるべく、労働四団体共闘を全面に強くおし出そうとする主張や動きが一部にみられる。本来、方針や活動の性格を異にし、競合的実態の強い組織相互間において、共同闘争は原則としてありえない。にもかかわらず、われわれは、これまで、インフレや雇用問題について、全労働者的立場あるいは国民的立場から、共同の行動を展開してきたが、それは、きわめて限定された条件のもとで、特定の課題について、特定の部分的な活動を共同におこなうというものである。従ってこのような共同行動は、一部でいわれるような〝共闘を通じて統一へ〟というものでないことは明らかである。
　われわれは、今後もこのような立場から、共同の行動が可能であり、また、それが有効であると判断した場合、同盟の基本方針を堅持しつつ、必要とされる特定の課題に限定し、共同行動を進める。

政策推進労組会議の動き

鉄鋼労連、合化労連(以上総評)、電労連、ゼンセン同盟、造船重機労連、全金同盟、海員組合(以上同盟)、自動車単産、一協議会が、七四年春闘の成果のふみきることを目的に、七三年一一月に発足させた民間労組共同行動会議は、七四年の参院選挙結果が再編派に不利なものであったと、会議参加組合間の意見の対立がふかまったために、みるべき活動もないまま七六年をむかえたが、一〇月にいたって新たに電機労連、全石油、全国ガス(以上中立労連)、全機金、新化学(以上新産別)、商業労連、全日本ゴム労連(以上純中立)の七単産を加えて、政策推進労組会議を発足させた。
　政策推進労組会議内では、電機労連や鉄鋼労連は、私鉄総連その他有力組合を加えてこれを「恒常的な共闘組織の母体」にかえたいとの意向がみられたが、同盟はこれを単なるカンパニア組織にとどめたい意向であり、発足にあたって私鉄総連、全日通、食品労連などを加えることに反対したため、会議の性格は、経済政策、雇用、物価、税制を四重点項目とする政策・制度要求に限定したカンパニア組織にとどめられた。他方、私鉄総連は、七七年八月の大会で、会議への不参加を表明した。
　推進会議は七七年一〇月七日の第二回総会で非専従事務局長に高橋造船重機労連書記長を選出、組織拡大について内部意見の調整をつづけることを決めるとともに、九月五日に石田労相と会見して経済政策、物価、雇用、行政改革について申し入れ、また、一〇月一七日には石田労相に会見して離職者対策法の制定を、一二月六日には同盟、中立労連、新産別と同席で藤井労相と会見して離職者対策

法の制定と第二次補正予算について、一二月一七日には福田首相らと会見して五三年度予算編成について、それぞれ要請書を提出した。

七八賃闘対策民間労組会議

七七賃闘対策民間労組会議に参加したゼンセン同盟、海員組合、電労連、造船重機労連、全金同盟、全化同盟、鉄鋼労連、合化労連、電機労連、全機金、自動車総連の一一単産は、七七年一二月六日に代表者会議を開いて協議した結果、新たに全食品同盟、紙パ総連合、交通労連、食品労連、全石油、全国ガス、新化学、商業労連、全日本ゴム労連の九単産を加えて、七八年一月二六日に七八賃闘対策民間労組会議を発足させた。だが会議側が要望した私鉄総連と全日通の参加はえられず、また参加の意向を示した全国金属については、同盟系単産の反対があって、参加を認めないこととなった。

発足にさいして、会議の目的は「七八賃闘を成果あるものにするために、要求内容、交渉状況ならびに戦術設定に関する情報と意見の交換を行い、可能な共闘を推進する」ことにおかれたが、六月一日に会議解散にあたっておこなわれた総括では、①参加単産が二〇単産に拡大したが、若干の意志統一を欠いた、②実態は情報連絡、相互信頼関係の樹立にとどまり、共闘まで前進しえなかった、③来年は賃金問題だけでなく、雇用保障、定年延長、時間短縮などについての共闘も考慮し、政策制度問題についての取組みをつよめるため、「賃闘対策」の名称および政策推進労組会議との関連づけを再検討する、などのことが明らかにされた。

四団体共闘

七七年に労働四団体は、三月石田労相と会見して「雇用問題に関する政労懇談会」の設置について合意をみ、八月八日に右の懇談会を石田労相と四団体書記長・事務局長とのあいだでおこない、また春闘については四月二日に「一ケタ賃上げ打破」を申し合わせ、日ソ漁業交渉に関しては五月に共同訪ソしてイシコフ漁業相と会見、早期解決を要請し、さらに一〇月一四日には政府にたいして構造不況業種離職者臨時措置法の制定を中心とする雇用対策について統一要求を提出し、一一月四日には東京・池端文化センターで「雇用を守り失業をなくする労働四団体集会」を開催するなどのことがあった。

こうして、七七年後半には四団体共闘はかつてみない進展を示したが、国会に与野党一致で提出された特定不況業種離職者臨時措置法案が、社会党と総評が国鉄運賃法定制緩和法案、健保法改正法案の成立阻止を固執したことと関連して一一月二五日に廃案になると、四団体共闘はいっきょにくずれた。同盟、中立労連、新産別は翌二六日共同談話を発表して、一部野党および総評指導部の態度を非難するとともに、労働四団体共闘を当面凍結するとの態度を明らかにした。また中立労連と新産別は一一月二九日の定期協議で「当面は総評を除く三団体の共闘を配慮しつつ中立労連、新産別がブリッジとなって将来を展望する方向で四団体共闘修復の努力をする」ことを確認したが、同盟は一二月五日の執行評議会で「四団体共闘を解消し、総評とは共闘しない」ことを決定した。

【参考資料】(1)労働省「昭和五二年度労働組合基本調査報告」、(2)総評第五五回ならびに第五〇回定期大会資料、(3)同盟第一四回全国大会資料、(4)『総評新聞』、(5)『同盟新聞』、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』

II 主要な労働組合の大会

概要□総評の大会――総評第五五回定期大会／総評第五六回臨時大会／同盟第一四回定期全国大会――中立労連、新産別、IMF・JC（金属労協）第一六回定期大会／IMF・JC（金属労協）第一六回定期大会／主要単産の大会――単産大会の特徴／合化労連第五八回定期大会／私鉄総連第四一回定期大会／鉄鋼労連第五七回定期大会／全国金属第四〇回全国大会／造船重機労連第七回定期大会／ゼンセン同盟第三三回定期大会／国労第三九回定期全国大会／動労第三三回定期大会／全逓第三〇回定期大会／全電通第三〇回定期大会／日教組第九一回定期大会

概要

一、一九七七年七月～七八年六月の一カ年間に開催された労働組合中央組織の大会は、①七七年八月一七～二〇日の総評第五五回定期大会、②七八年二月一四、一五日の同第五六回臨時大会、③七八年一月一八～二〇日の同盟第一四回定期全国大会、④七七年九月一三日の中立労連第四回定期大会、⑤七七年一〇月二六日の新産別第二九回定期大会の五つであった。

一、七七年八月一七日から四日間にわたって開かれた総評第五五回定期大会は、一九七七年度運動方針をはじめ、新総評会館建設等の議案を決定した。総評はこれにより、"連合の時代"に対応する戦略課題として反自民統一戦線の形成と国民春闘路線の強化にとりくむ一方、賃金闘争ではこれまでの"大幅賃上げ"から"実質賃金の確保"に転換するなど柔軟路線をとりつつ、資本からの独立や組合民主主義の徹底を基本に、開かれた組合活動を通じて総評の主体性強化にもとりくんでいくことになった。大会ではまた、雇用・失業保障を当面の緊急課題とし、秋には広範な勤労諸階層を結集して、新たな国民的カンパニアの組織化をめざしていくこともあわせて確認された。こえて七八年二月一四、一五日、春闘の本格化を前にもたれた第五六回臨時大会では、①一兆円以上の減税をふくむ政

策・制度要求、②雇用の確保、③昨春闘の要求基準・最低一五％（定昇込み）をふまえ、不況業種でも一二％を下回らない賃上げ要求などを、〝官民総がかり〟の闘争で実現するとの方針を決定し、具体的な闘争戦術としては、一二月～三月は大衆行動を中心に、四月中旬にストライキをふくめ集中決戦態勢で臨むとの構えを明らかにした。

一、〝不況克服・雇用保障・社会的公正の実現・政治路線の転換を求めて〟を中心スローガンとした同盟第一四定期全国大会は、七七年一月一八～二〇日に開かれ、向こう二カ年間にわたる運動方針を決定した。この方針の特徴は、〝社会契約〟の立場をはじめて明記するとともに、その成立に向けた具体的条件整備を打ちだしているのをはじめ、今後数年間七％台の実質経済成長を持続させるべきであるとし、七八年春闘の標準的な賃金要求を名目一〇％、一万五〇〇〇円（定昇別）、実質二％としていることである。労働戦線統一問題については、当面民間産業労組を中心に再編・統一をめざし、また、政党との関係は民社党にたいする支持を強め、政界再編成によって「建設的革新政治勢力」の結集をはかるとしている。

一、七七年九月一三日に開かれた中立労連第四回定期大会は、新産別、純中立組合と〝ゆるやかな連合〟を結成し、民間統一の母体をめざすことをふくむ七七年度運動方針を決定した。一方、一〇月二六～二八日の新産別第二九回定期大会では、その中立労連との〝ゆるやかな連合〟の内容が論議の一焦点となり、富田新産別書記長は「連合の中身は、これからの双方の協議、運動の積み重ねで決定されていくものだ」との答弁をおこなった。

一、金属労協（IMF・JC）が、七七年九月九日の第一六回定期大会で決定した七八年闘争方針では、来春闘で三年目を迎える集中決戦による金属労協主導の賃金闘争をいっそう強化していくこと、また造船や平電炉などの構造不況業種をかかえていることから、雇用確保の運動をすすめるとともに、政策推進労組会議や労働四団体に働きをかけていくことなどが打ちだされている。

一、一九七七年の主要単産定期大会では、春闘評価、来春闘対策、政党と労組の関係、労働戦線再編問題等が論議の中心となった。七八年春闘については、各単産とも実質賃金の確保をはかることを最大の目標としてかかげるとともに、雇用確保、年金、減税などのとりくみを強化するとしている。とくに政党と労組の関係については、全電通が社会党支持の原則はかえないが、単純な一党丸かかえ支持はとらず、〝選別支持〟をとるとしたこと、全逓が社公中軸の共闘を推進し、共産、民社との〝ブリッジ方式〟による革新無所属統一候補の擁立をはかるとの方針を打ちだしたことが注目されたが、そのほか総評の〝柔軟〟な運動姿勢に相応して、公労協関係組合において、「国鉄再建、合理化対策に関する民主的規制」、「職場における自主規制」（国労）、「職場での自律」（全逓）、「スト権奪還闘争での世論動向の慎重な配慮」（全電通、全逓）など新しい運動姿勢を示している。

1　総評の大会

1　総評第五五回定期大会

開会と槇枝議長のあいさつ

日本労働組合総評議会（総評）第五五回定期大会は、一九七七年八月一七～二〇日に横浜・神奈川県民ホールで開催された。大会は四二単産、四六〇人の代議員のほか、四六県評、オブザーバーとしての住宅労協をふくむ特別代議員が出席して、午前一〇時三〇分開会、佐竹副議長の開会の辞をもってはじまり、資格審査委員会より、本定期大会の代議員有資格要件としての、大会前二カ月すなわち七七年七月までの会費および闘争特別賦課金の完納により、ただし鉄鋼労連の賦課金についてはその完納を期待することとして、代議員総数五一単産六六六人のうち、前記代議員の数をもって大会成立要件の三分の二をみたしていることが報告され、その成立が確認された。つづいて議長団に、及川一夫電通共闘議長、若林清太郎自治労副委員長、大塚茂全日通副委員長、宇田川次保医労協副委員長、毛利敦子日教組副婦人部長の五人が選出され、大会役職員の任命をへて槇枝議長があいさつにたった。

今回の大会は、七七年夏発足した槇枝議長、富塚事務局長の新執行部がはじめて迎える定期大会であり、日本経済が構造的危機が深刻化するなかで労働者と国民の生活をどう守るか、また参院選後の新しい政治状況をふまえて連合政権や労働戦線統一にどう対応するか、などを課題とするものであったが、槇枝議長はそのあいさつのなかで、まず社会党内の社会主義協会対反協会派論争にふれ、「論争の経過は、社会党支持者の期待にこたえるものではなく、きわめて遺憾だ」と述べるとともに、社会党の改革、再建が反自民勢力の形成や総評労働運動の動向をも左右するとの観点から、総評として「過剰介入にならないよう十分な配慮をおこないつつも、側面的に党改革へ努力したい」との意欲を示した。

一方、今後の労働運動の中心にすえるべき課題としては、第一に雇用問題、第二に最低賃金制の確立と社会保障制度の確立、第三として産業政策の転換の三点をとりあげ、とりわけ雇用問題については、現在「一職場や一企業内でのたたかいだけでは防衛しきれない社会問題」となっており、最大かつ緊急の課題であるとして、政府と経営者にたいし、①福祉、生活基盤中心の需要創出、②失業救済のための公共事業の実施、③雇用保障制度の抜本改善などの対策をせまる考えを明らかにした。同時に、最近企業や労組が生産の増加を新規雇用ではなく、残業でこなす傾向が強まっていることについて「不況下で残業を増やすことは、それだけ仲間の職を奪うことになる」と指摘し、労組は労働時間の短縮や完全週休二日制の実施、定年延長などを雇用の確保と拡大という新しい発想にたって推進しなければならないと強調した。

最後に槇枝議長は、雇用問題解決のためには労組自身が産業構造の転換策や金融政策などについても独自の政策をもち、施策や経営のあり方の転換を求める必要があるとして、それを企業レベルでは「団交を通じて追求することが大切」と述べ、労組が経営陣に加わることを否定した。また、宮田鉄鋼労連委員長らが提唱していた社会契約論的発想については「政府を相手とする社会契約的発想は賃金の自しゅく、統制以外になんら見返りはない」と述べ、総評はその立場をとらないとの姿勢を明らかにした。

大会はこのあと来賓の祝辞にはいり、労働界からは中立労連の堅山議長と新産別の石垣委員長が、野党側からは成田社会党委員長、矢野公明党書記長、市川共産党書記局次長がそれぞれあいさつにたち、また地元を代表して長洲一二神奈川県知事、飛鳥田一雄横浜市長が歓迎のあいさつをおこなった。

活動報告と運動方針の提案

大会第一日の午後には、富塚事務局長による、七六年度活動報告と「連合の時代」への対応策を柱とした七七年度運動方針案や、後藤財務局長の新総評会館建設のための提案説明などが一括しておこなわれた。

七七年度運動方針案は、わが国が「連合の時代」に入りつつあるとの情勢判断のもとに政治闘争、経済闘争の各分野で「反自民統一戦線」形成をめざす考え方を基調としたもので、「反自民国民生活優先路線への転換という一点でまとまりうるすべての組織の結集をめざす」こととし、これに関連する「政党支持」問題については、当面従来どおり社会党支持とするが、「革新連合政権の展望をふまえて、革新政党との支持協力関係を強める立場から政党支持のあり方について、今後一年間検討委員会(もしくは長期路線委員会など)を設けて慎重に検討する」としている。また、国民春闘については、「今年程度の賃上げでは労働者の生活は守れない。少くとも七八春闘では最低限では実質賃金を確保」しつつ、雇用保障闘争、労働時間短縮闘争、最低賃金闘争を強化することが強調され、あらたに国民生活擁護の課題として「景気回復・雇用拡大・生活基盤確保のための公共投資の拡大」と「教育制度の民主的改革」がとりあげられている。たたかいの具体的なすすめ方については、七八年春闘も七七年同様統一要求基準の設定、産別自力解決態勢の確立、大産別共闘の強化などをすすめ、政策・制度要求で労働四団体の共闘拡大をはかるとともに、単に春闘の時期だけではなく、政府予算案の編成期などにも闘争を組織し、国民春闘の通年化を推進するものとなっている。

採択された同方針は、内外情勢の分析や今後の労働運動の基調を中心とした総論と、総論が提起した課題についてのそれぞれの具体的とりくみ方を詳述した各論とで構成されているが、そのうち、総論の「㈡、今後の労働運動の基調」および各論「㈠、国民春闘の強化」の内容要旨はつぎのごとくである。なお、各論の「㈦、組織の強化・拡大と共闘統一行動の発展のために」については、本年鑑第二部Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」を、また「㈨、国際連帯を一層強化するために」は同じく第二部Ⅹ「国際労働組合運動と日本」を参照されたい。

【総評・一九七七年度運動方針(要旨)】

総論の㈡、今後の労働運動の基調

4、国民春闘の強化(運動上の改善点の提起)

①国民春闘強化の視点

今年の春闘の結果であきらかなように、労働者の生活は今日少しも向上していないといえる。今年程度の賃上げでは労働者の生活は守れないことは明らかである。少なくとも七八春闘では最低限では実質賃金を確保し、以下にのべる生活の緊急課題の解決をはかって労働者の生活を守っていくこととする。この意味でわれわれが賃金自粛の立場をとらないことも当然のことである。のみならず、われわれが賃金自粛の立場に立つとすればどうして革新政権を必要としようか。賃金自粛と革新政権の確立は両立するものではなく、われわれが賃金を自粛していては革新政権の必要性はうまれてこないのである。さらに、われわれは社会的生存権確立のため、生活の中心的部分、基本的部分の質をかえ、より良くしていくことが革新政権の確立につながっていることを特に重視したい。

さきに「運動と政策の結合」のところでみたように、今日、国民生活の中には個人的な対処だけではどうしようもないという課題があり、それが生活の中心的部門にすわっている。例えば無医村や救急医療は医療制度が改善されなければどうしようもない。教育も然りである。今日の学歴社会の中で、今の学校制度のもとでは仕方なく生活費をきりつめ、進学競争の中でぬけがけをやっている。これは一軒の家庭ではどうしようもないことである。公害、年金も同じである。このような教育制度や医療制度や年金制度の改善をはかり、労働者・国民の私生活を根底的に安心できるものにするのが革新政権の政治である。従って、われわれがこのような社会的枠組み（教育制度、医療制度、年金制度など）の改善をもとめて運動をたかめていくことこそが革新政権の必要性をつくり出すことであり、また革新政権を支える基盤もそれだけ形成されていくことになるのである。逆に、たとえば年金闘争のとりくみがなければ年金制度の改善がすすまないばかりか、年金制度の改善をはかる革新政権の必要性がうまれてこないようにに、生活の安定を支える社会制度の改善をもとめるわれわれの運動のとりくみがないところで革新政権の必要性を語ることはできないのである。

これからの日本では社会的制度がよくならなければ生存権は保障されないのであり、従って国民春闘をもりあげ発展させることと国民の生存権を保障する革新政権の確立やこれを支える基盤形成をはかっていくこととはかつてなく密接に連動しているといえる。

②国民春闘のあらたに重視すべき闘争目標

(1) 労働組合が主体的に取り組む課題

(イ) 生活を維持・改善する賃上げ

(ロ) 雇用・失業対策の抜本的取り組み

(ハ) 労働時間短縮闘争の強化

(ニ) 最低賃金制闘争の強化

(2) 国民的拡大のなかで実現すべき課題

(イ) 年金制度の抜本的改善

(ロ) 医療制度の改革

(ハ) 教育制度の民主的改革

(ニ) 不公平税制の是正

(ホ) 反インフレ、物価安定

これらの目標は、客観情勢の変化と運動の発展からとくに本年度に重視すべきものと考えられる。（以下略）

各論の(1)、国民春闘の強化について

(1)「七八国民春闘」を闘う基本的態度

1　七七国民春闘は、「与野党伯仲」を出現させた政治状況とむすびついて、減税政策の実現をはじめ獲得成果は不十分ながら闘いを前進させることができた。われわれが提唱する「国民春闘路線」は、その正当性が労働組合の闘いを通して国民諸階層にようやく浸透しはじめ、この路線を堅持していくことが、総評を中軸とした〝国民的勢力の結集〟を可能とし、闘いの展望をきりひらいていく現実的対応であることが確認されるにいたった。そのことは同時に、「保革伯仲―連合時代」に対応する〝主体の形成〟をいかにはかっていくかが、われわれの課題であることをいっそう痛感させた。「情勢」で明らかなように、危機と不安定をはらんだスタグフレーションのもとで、危機をあらわにしてますます強化される独占支配の経済構造をそのままにして、われわれが賃金や福祉の改善の向上をはたすことはきわめて困難であることがしめされている。

賃金と福祉の改善とあわせ、独占支配に規制を加え、企業利益優先の政策を国民生活本位の政策へ転換をせまる闘いへと結集させることが重要である。そのためには自らが社会的な合理性にもとづいた政策、国民に合意される政策の確立を追求し、労働組合運動は、この政策・制度との結合を重視し、国民的勢力の中心を担って闘う任務を自覚しなければならない。主体の形成とは、そうした意味で運動の中心を担うわれわれの〝自己変革〟が問われていることでもある。七八国民春闘は、自己変革に留意して闘った七七国民春闘の前進面を積極的に生かし、「国民春闘の発展」を展望して組織されなければならない。

2　この観点から、われわれの運動領域の拡大はもちろんのこと、運動を推進していくうえでの社会的任務は、より拡大され重要視されることはいうまでもない。労働者・国民の多様化する生活要求の諸課題を解決していくのは容易なことではないが、われわれは要求から解決の道筋で「民主主義」を最大の努力目標において取り組む。要求は職場から地域から、労働者・国民の生活実態とその実感から生まれたものを中心に、現状では何を優先させなければならないかを下から積み上げて確立するよう努める。そして交渉をはじめとして要求解決の手段、プロセスを大衆に明らかにし、闘い方との接点を重視していく。

民主団体をはじめ国民諸階層、当事者団体との共同連帯を深め、政党との連携はこれまで以上に密接な協力関係におき、それぞれの独自性を認めるとともに協調をはかり、国会内外の共闘を強化・充実させていく。

3　われわれが追求する政策ならびに生活制度要求は、量的な側面では短期的に解決し得る課題もあるが、質的な面、つまり制度の改善・改革は、殆んど中期的な展望で持続的な追求を必要としている。また量的な獲得の面でも「予算編成期」に効果的な闘いを集中させなければならないという課題は、毎年の国民春闘で繰返し提起されながら、十分にはたされていない点である。したがって生活制度闘争は、要求解決の量の面、質の面の双方で通年化されざるをえない。われわれは、「国民春闘の通年化」を現実の課題として取り組むよう国民春闘共闘会議にも提起し、取り組みを具体化することに努める。この通年的に追求していく生活制度要求は、減税政策の実現という貴重な経験をもとに、ナショナル・センターレベルの統一要求結集を基礎におき、労働四団体の協闘と共調を重視して望んでいくこととする。

労働四団体の「要求の統一」が、運動の大衆化や闘い方の独自性を阻害し規制するものであれば、実効ある共闘にはなりえないという批判がある。この点は早急に克服されなければならない問題である。総評は、要求課題について四団体の統一と共闘に誠意をつくし、あわせて団体間で運動と闘い方の独自性について合意するよう努め、運動主体を春闘共闘が担い、闘う方向で対処する。

4　国民春闘共闘会議の強化、共闘戦線の拡大ならびにその指導体制の強化に努める。

生活制度闘争と賃金闘争の結合をより強め、七七国民春闘の教訓を生かし弱点を克服して闘いを発展させなければならない。

春闘態勢強化の基本は、「産別自力解決の態勢」づくりに全力をあげることにあり、この原則を共通の理解として深め、その上に共闘充実をはかっていく。当面、春闘共闘で提起されている大産別（金属、化学、交運、商業サービス、マスコミ関連、中小・一般）と公労協、公務員共闘の部会別に、それぞれグループごとに産業別交渉機能・産業別闘争形態の強化、組織の拡大、共闘戦線の拡充、地域共闘の強化を共通課題として論議を深めることとし、その討議の集約の上に中立労連、純中立組織とも広く意見を交換し「七八国民春闘基本構想」を確定する。

地方・地域共闘は、地評・地区労の機能強化と一体のものとして、共闘拡大を産業別と連携した対応を系統的に追求し、地道な組織活動を日常的に推進する。春闘における地域闘争の位置づけは全国的・産別レベルの闘争態勢の補完的役割と、地域共闘の独自的・自律的闘争の推進という両面をあわせ推進するものである。この視点で、ここ数年積み上げられた運動の貴重な経験を、さらに全国的に波及させ、より前進的方向を追求することとする。

5　賃金闘争の抜本的強化は、いぜんとしてわれわれの中心課題であり〝低成長時代〟の賃金闘争は、本格的な「総労働対総資本の対決」という

様相を濃厚にしている。したがって生半可な闘いでは解決できるものではないということを念頭において対処しなければならない。「話し合い」やスケジュール闘争で要求が実現されるものでないことはいうまでもない。

七七春闘は、運動と闘いに一定の前進があり、個別差別や企業で激しい闘いが繰りひろげられてはきたが、全体でみればストライキの規模も日数も減っており、主体的に情勢を打開するような迫力ある闘いとはならなかった。〝低成長〟という春闘情勢の大きな変化のもとにあるとしても、賃金相場を高くとるか安く抑えられるかは、それを形成していく力量の問題であり、賃金は産業別や全社会的な一定の相場で確定することには変りない。賃金闘争は、個別の闘いの中でひきだす回答が相場につながり、全体の共闘によりそれが高められるという関係でいえば、何よりも個々の闘う力量がいっそう強化されなければならない。それと同時に個別の闘いを発展させうる全体の戦術構想の確立が重視される。「産別自力解決の態勢」を強調するのは、この個別と全体のかかわりにおいて提起しているものであり、「自力解決」だから闘いがバラバラであってよいというものではない。

この観点から、七七春闘では要求の決定も『労働者の生活実態に根拠をおいたすべての労働者の生活を守るための要求であり、同時に全体の労働者が団結して闘い、労働組合の統一闘争が発展しうる統一性をもった要求』を基本において「最低基準」を提起した。そして要求確定の段階で十分な合意と決意を固め、ゆるぎない春闘にするため「要求と闘い方」を一体のものとして討議することを訴えた。この方向は、七八春闘においてもめざさなければならない基本であり、これを継承し発展させる。

6　各産業別の要求基準は、平均賃金水準の要求だけでなく、闘いに参加する労働者の個別の要求、そして多くの不安定雇用や未組織の労働者の底辺の賃金引上げの闘いを重視する。

そのため賃金の社会性、横断性、底辺の引上げの要素を加えた要求指導を強化し、産業別（企業別）最賃の協定化、年齢別最低保障や標準労働者賃金などのポイント賃金設定を産業別統一基準とし、全体の賃金水準の向上の闘いを強める。

7　七七国民春闘にひきつづいて当面する国民的課題、労働者の生活課題を追求する闘いは、その要求と闘い方について早急に検討しなければならない。われわれが直ちに取り組みを開始し、基調にある諸課題を七八国民春闘として推進する。これらの共通課題に基づいて労働四団体共闘、春闘共闘の場で広く共闘形成に努め、「予算編成期」から秋年闘争にかけて年末一時金要求、労働諸条件改善要求、その他の諸闘争との結合をはかり闘いを組織する。

8　低成長下で産業再編成がすすみ、個別企業では、〝減量経営〟の合理化攻撃が激化し、あわせて不況産業・業種の構造的変化による倒産の激増などが、われわれの闘いに影響をおよぼし、闘いを困難にしている。企業段階の闘いは、精一杯の闘いであっても、獲得水準には限界があり、「雇用か賃金か」の分断攻撃はよりはげしくなっており、この中での個別格差を生みだしてきている。到底賃金闘争だけでは闘えないという議論が多くなっている。こうした構造的問題に対処するには、産業別・業種別レベルでの産業政策要求を対置し、これと賃金闘争を結合して闘いを前進させる必要がある。総評・春闘共闘は、産別組織の産業政策要求を全体として交流する場をつくり、理解を深めあい、それぞれの闘いの強化のために共通課題についての共闘をはかることにする。

活動報告・運動方針案についての質疑討論の経過

大会二日目から四日目にかけては、地・県評の特別代議員をふくめて五八人の代議員がたって、闘争経過報告と方針案にたいする討論に参加した。二日目の集中討論のなかで焦点となった問題は、①「連合の時代」の認識、②反自民統一戦線の性格と位置づけ、③雇用、失業保障のたたかい方と中小未組織の組織化、などであり、全港湾、動力車、日教組など各代議員からは、統一戦線課題において、「反独占」「反安保」が抜け落ちていることに強い危惧の念が表明されたのをはじめ、合化、炭労の代議員が失業者の

生活保障、エネルギー開発問題について補強修正の提案をおこなった。また全国一般、全印総連、全開発の各代議員からは、中小の組織化と闘争支援、行政改革への対応について、総評の指導性強化が求められた。

三日目には、「国民春闘路線の強化」と「闘う主体性強化」の二つの分科会にわかれた各論討議がおこなわれた。

〔「国民春闘路線の強化」分科会〕 午前中、民間、公労協、公務員の各共闘組織の代表がそれぞれ当面の運動にふれて問題提起をおこなったのにつづき、午後から国民春闘のすすめ方、雇用問題、ストライキ権、統一戦線問題などについて論議された。そのなかで、運動方針案が大幅賃上げにかえて「実質賃金の確保」をとりあげたことにたいし、「政府統計による消費者物価上昇率を確保すればすむものではない。国民の生活実感としての物価上昇率を独自に調査し、その確保を目標にすべきだ」（全電通、自治労）、「実質賃金は要求の基準なのか、これ以下では妥結しないという歯どめなのか明確にすべきだ」（新潟県評）などの意見や質問が出された。雇用問題については、全日自労の近藤代議員が「人べらし『合理化』、首切り反対、人員よこせ、雇用保障のたたかいを職場が強化するとともに、企業毎、産業別に解雇規制の協約をかちとる闘争を強化することが重要だ」と主張し、同時に、大企業と自民党、政府にたいし、①解雇規制措置の制度的確立、②公共事業など公的な雇用機会の創設、③失業保障などを要求する大統一闘争を展開すべきだ、と強調した。また統一戦線問題では医療協の青山代議員が、方針案では「反自民統一戦線」が提起されているのにたいし、真に自民党政治と決別し、国政革新を実現するためには革新三目標にもとづく革新統一戦線の結成が重要だとし、とくに安保廃棄は国民生活向上のためにも不可欠であり、「反自民といっても新自由クラブや民社党、公明党は安保維持で、あるものは大企業とゆ着し、革新とはえんもゆかりもない勢力」だとして、方針案の弱点を指摘した。さらに国民春闘をはじめとする運動の強化については、「長期の戦略目標での活動家養成が必要」（合化労連）、「雇用問題で社会的世論を高めるようなたたかいをすべきだ」（全国金属）、『合理化』提案されても一組合ではたたかえない。総評の政策的機能を高める必要がある」（全専売）などの意見が出されていた。このほか、公労協の山岸代表幹事（全電通書記長）は、スト権回復闘争のすすめ方について、これまで職場を基礎としたストライキ闘争で奪還するとしていたが、最高裁の反動判決にたいする批判を強め、「立法化闘争」を戦略目標にすべきであり、国会で「社会党を基軸に、公明党をパートナーにして闘争をすすめるべきだ」と述べた。

これにたいし答弁に立った富塚事務局長は、「賃金要求は定昇プラス消費者物価上昇率を基準とする。消費者物価上昇率については総評としての正確な数字を確立したい」とし、また統一戦線問題では「反独占、反安保、反自民という基本はいささかもまげていない……しかし現実の連合時代に対応して反自民統一戦線を提起している」と述べ、さらに、スト権問題については、「公労協、関係組合との意見統一をした上で最終日に見解を明らかにしたい」と即答をさけた。

〔「闘う主体性強化分科会」〕 同分科会では、人べらし「合理化」・雇用、権利、年金などの問題や運動の基調、原水爆禁止運動をめぐって討論がおこなわれた。雇用問題では全港湾、全金、全木労、新聞

労連、紙パ労連など多くの単産代議員が発言し、「倒産するとまだ闘争中であるにもかかわらず、社会保険の資格を一方的に打ちきられる」、「希望退職に応じればなんとか退職金はもらえる。だが残って闘争をつづければそのメドはない」との切実な実情の訴えにあわせて、そのいずれにおいても対政府交渉や労働四団体共闘による対応のほか、総評独自としても、深刻な雇用不安におびやかされている職場労働者の立場にたって産業別を基礎に、本格的なとりくみを求めることが強く主張された。全金の代議員は、失業者の生活保障に関係して、失業中の税金の減免や健康保険の継続などを要求するほか、雇用問題での大集会の開催などを提起すべきだと発言し、全港湾代議員からは、雇用問題について「企業内組合体質ではたたかえない」として、企業主義の克服と本格的な長期とりくみの方針確立の必要性が強調された。日教組、化学同盟などからは、労働四団体共闘を強調するあまり、総評の主体性を失うことになるのではないかとの意見がだされていたのが目立っている。

「政治課題に関する総括討議」　大会四日目には、この日にもちこされた政党支持のあり方などを中心とする総括討議がつづけられ、社会党との支持関係のあり方を今後一年間再検討するとの方針が打ちだされていることについて、具体的な内容の説明を求める意見があいついだ。そのなかで全逓の保坂書記長は、①社会党以外でも総評の綱領を認め政策が一致するなら総評の支持政党に加えや参院選一人区で社公を中心に共民を加える、②総選挙の自民独占区など総評と公明党との関係緊密化提案をえた革新統一候補をたてる、③公明党の支持基盤である創価学会との接触をはじめる、おこなった。

事務局長の総括答弁と採択された諸決議

今回の大会は、総評が支持する社会党の党内抗争のさなかにおこなわれたため、社会主義協会対反協会派の対立が大会にもちこまれることが懸念されたが、執行部が党改革をめぐる論議を党員協議会の場に封じこめる方針をとったため、その対立がナマの形で展開されることはさけられた。しかし、運動方針案が提起した反自民統一戦線の基本的性格および課題、その中心となる政党支持のあり方や実質賃金の確保という新方針に質疑が集中し、また雇用問題へのとりくみの緊急性が提起されていた。こうした論議をうけて、大会最終日に富塚事務局長は、①統一戦線は反独占を基本視点とするが、戦術的には反自民で広範な勢力を結集していく、②賃上げは消費者物価上昇率プラス定昇をふくめて要求する、③春闘の戦術は産別自力解決を基本に官民の統一闘争をめざす、④雇用闘争は失業者の保障も加え、当面の最重点課題として国会内外のたたかいを強める、との姿勢を明らかにし、また、全逓の公明党との関係緊密化提案にたいしては、「社会党の全野党路線は正しい。だが現実的対応として社公を軸に話をすすめることも一つの選択だ。どの政党と連携するかこの一年間検討したい」との総括答弁をおこなった。

このあと、方針案の「社会党支持」にたいし全日労ほか四単産から出されていた「政党支持の自由化」修正案に関しては、採決の結果出席代議員五四四人中賛成六六人で少数否決となり、運動方針は原案どおり採択された。

大会はひきつづき、新総評会館建設をふくむ一般会計予算、闘争特別会計予算を予算小委員長の報告どおり確認し、「長期闘争組合

を支援する決議」、「すべての労働者の雇用を守り失業をなくす闘争強化の特別決議」など八つの決議案採択と大会宣言の発表によって、四日間にわたる日程を終了した。

2　総評第五六回臨時大会

大会の課題――不況と雇用不安の重圧下で迎えた七八年春闘へ
雇用不安除去の〝官民総がかり〟態勢を固めるための総評第五六回臨時大会が、一九七八年二月一四・一五日に三九単産、四四〇人の代議員出席によって、東京・九段会館で開催された。大会はまず議長団に伊藤全林野委員長、加藤全水道委員長、黒谷炭労委員長、滝沢政労協議長、井上恒子電通共闘婦人部長の五氏を選出し、つづいて槇枝議長があいさつにたった。

同議長はそのあいさつのなかで、「福田内閣、政府・自民党は経済変革のための中期展望さえもちえない体質にある」と批判し、今春闘の当面する最大の課題を「労働者の雇用を守り、雇用不安を除去すること」と位置づけ、「政府が考えているような公共事業によって景気回復を図れば雇用が吸収できるという理念は、過去の成長至上主義の再現を夢見るあやまった論理」だとし、行きづまったまの経済の仕組みを変革させて雇用と生活を守るためには「労働者が政策形成能力を高め、運動を組織する必要がある」と強調した。また、そのための具体的な「雇用保障体系の確立策」として、①地域経済開発や週休二日制法制化による雇用機会の創出、②解雇規制の強化、③失業者の生活保障の改善の三つの柱で政策闘争に全力をあげるよう訴えた。

このあと、竪山中立労連議長、飛鳥田社会党委員長、金子共産党書記局次長らがそれぞれ来賓としてあいさつした。

国民春闘方針提案「七八年国民春闘をどう闘うか」
大会初日の午後、富塚事務局長が、闘争経過報告、一九七八年度国民春闘方針と、原水爆禁止運動の組織統一方針を盛りこんだ「当面する原水禁運動について」と題する付属方針を一括提案・報告し、春闘については、①一兆円以上の減税をふくむ政策・制度要求、②雇用の確保、③昨春闘の要求基準・最低一五%（定昇込み）をふまえ、不況業種でも一二%を下回らない賃上げ要求などを、〝官民総がかり〟の闘争で実現するとの決意を示した。すなわち、

同春闘方針では、①政策・制度要求としての減税のほか、②福祉年金の引上げ、③不公平税制の是正、④公共事業を学校、病院など国民生活重視へ転換させることなどをとりあげ、社会党を中心に、野党各党と連携、予算修正にもちこむとしている。雇用対策については、総評部内に富塚事務局長を本部長とする臨時雇用対策本部を設置し、①雇用確保のための法制化促進、②失業者多発地帯の現地調査、③週休二日制のための特別立法化をめざし、また、賃上げについては、「実質賃金の確保」をゆずれない線として、①民間労組と官公労を組みあわせた官民総がかり、②産業別に自力で解決をはかり、他力本願やもたれあいは排す、③好況業種が不況業種の賃上げ水準をおしあげるなどを闘争方針とし、業績に応じた上積み分、

つまりドリフトは「公開し、他産業への相乗効果を目指す」との見解が示されている。具体的な戦術としては、二月～三月は大衆行動を中心に、四月中旬にストライキをふくめ集中決戦態勢で臨む構えである。同春闘方針の要旨はつぎのとおり。

【総評・一九七八国民春闘をどう闘うか（要旨）】

一、労働運動の真価が問われる七八国民春闘――生活と雇用を守る闘いを積極的に組織し、国民春闘の戦線を拡大しよう――（略）

二、七八国民春闘の重点的目標

七八国民春闘では総評に結集する労働者が全体の労働者・国民と統一して追求する重点的な闘いの目標を次のように設定する。

(1)　大資本の利益を優先させ国民生活を軽視した五三年度予算案に対する財政・制度闘争の展開　①一兆円以上の減税、②福祉年金の引き上げ、③不公平税制の是正、④大型プロジェクトによる公共事業を学校・病院・福祉施設など国民生活基盤の改善、地域雇用の拡大にふりむけさせる。以上の要求を中心に国民の福祉・消費が拡大するように財政政策を転換させることをめざす。

(2)　首切り反対・雇用確保の闘い　①職場・産別・地域で首切り合理化に対して徹底的に闘う。②週休二日制を産業・企業で実現させ、さらに特別立法として制定させる。③雇用確保法制化を実現させる。④産業別の取り組みをつよめる。⑤失業多発地域を中心とした雇用を守る地域共闘の取り組みを強化する。

(3)　実質生活の維持・向上を目的とした賃金引き上げの闘い

(4)　最低賃金の引き上げの闘い　①すべての労働組合が月額七万円以上の最底賃金協定を獲得する。②現行地域別最賃の早期改訂のため中央・地方が一体となった闘いを展開する。

(5)　中小企業・地域産業・未組織労働者対策を強め、組織化に積極的にとりくむ。

(6)　農民・漁民団体の要求を支持し共闘を強める。

三、賃金闘争の進め方

(1)　要求について意思統一すべきこと　準（最低一五%程度）を踏まえ、その際、不況業種といえども一二%を下まわらない」ことを決めているが、われわれは次のことをとくに強調したい。①要求は昨年を下廻らないものとし、それを出したらかちとるまで粘り強く闘う。②要求と妥結のギャップをなくすため闘い方と一体にして要求を決める。③どんな立場におかれている労働者でも実質賃金は絶対に確保し、とれるところは一円でも多くとる。④産別最賃・地域最賃を重視する。産別最賃は産業別ごとに議論してきめる。地域最賃の統一要求は〝どこの地域でも最低七万円〟として具体的には地域共闘ごとにきめる。

(2)　闘いの進め方――創意をこらして闘う　①官民総がかり闘争を基準とする。民間中心の態勢を重視し、官公労の有効な闘いを組みあわせて総がかり態勢をつくる。②産業別自力態勢の確立（産業別機能の強化と産別統一闘争態勢の確立）を基本に積極的な方針をうちだす。また、できるだけ大産業別毎に戦闘集団をつくる。③相対的に不況に強い産業の労働者は全労働者のため先頭に立って牽引の役割をはたす。④要求をとるまで闘いをやめないという根性でとりくむ。闘い抜いた段階で、これ以下では絶対に妥結をしないという「歯どめ」を設定する。⑤産業間・企業間格差を最小限にとどめる。想定されるドリフト（企業内上積み）方式は、すべて公開し、相乗効果を求める。⑥地域春闘では、労組がないと生活は守れないことを浸透させ、中小・未組織労働者の参加を追及し、最賃闘争を強化し、地場相場の引上げに努力する。

四、全体的な闘いの進め方――他力本願やもたれあいでなく、それぞれが七八国民春闘勝利の担い手となろう――

1　二～三月にかけてのとりくみ　国民春闘共闘会議で確認された二・一九（減税・福祉年金・週休二日制・雇用確保をかかげた首都圏規模の二〇万人中央総決起集会）、第一次集中行動期間（二月二〇日～三月四日）、第二次集中行動期間（三月一三日～三月三一日）、三・二四（中小企業労働者デー）、三・三〇（賃金闘争先行単産のストライキと地域闘争を結合させた統一行動日）を大きなフシとして二月から三月にかけて予算・雇用・最賃を中心にした大衆闘争に全力をあげてとりくんでいく。

この期間の闘いでどれだけ大衆的なもりあげを果せるか、どれだけそれぞれの要求をもった国民と手をつないで戦線を形成できるのかが、政府・総資本を追いつめる政治情勢の形成をはかれるかどうかのカギとなる。（以下略）

一方、この臨時大会の付属方針案としての「当面する原水禁運動について」は、執行部が考えているいちおうの方向性を示すものとして提案された。同案は、原水爆禁止運動の組織統一に関して、原水禁、原水協の組織を残し、核禁会議も加えて『原水爆禁止国民連絡会議』を結成する」というもので、「禁」「協」の組織をそのまま残した「連合統一」というこの提案は分裂を固定化するものであり、新しい組織統一体をめざすべきであるという立場にたつ諸単産や広島県評などの反対が強かった。そこで、執行部としては、当初これを正式議案として臨時大会にかけたい意向だったが、提案にあたって富塚事務局長は「この案を大会で決めてもらおうというわけではない。一つの問題提起としてうけとってもらいたい」と説明し、その姿勢を大きく後退させていた。

国民春闘方針をめぐる質疑討論とその結論

富塚事務局長の方針提案のあと、大会二日目冒頭の「臨時雇用対策特別措置法」（仮称）の制定など、雇用に関する制度改善要求についての補足提案をふくめて、二日間にまたがる質疑討論が、代議員、特別代議員三〇人によっておこなわれた。

「臨時雇用対策特別措置法」のねらいは、地方自治体がおこなう雇用創出事業のために国が「人口一人当り四〇〇〇円」の財源を交付するというものであり、そのほか①雇用対策法による解雇規制の強化、②失業者多発地帯では失業給付期間の九〇日間延長、③雇用保険が切れた後も、失業した日から三年以内は職業転換給付金を支給する、④三年間の移行準備期間を認めたうえで週休二日制を法制化する、ことなどが雇用対策提案の骨子であった。

槇枝議長は、その大会あいさつで「今春闘は前例のない厳しいもので、沈んだふん囲気になりがちだ」と述べ、約二〇分間の演説のほとんどを雇用問題にさくという異例の開幕だったが、二日間の論議でも、かつてない不況、雇用不安にたいする危機感を背景に、たたかう決意の表明が相次いだのが特徴であった。

討論のトップバッターにたった力徳代議員（私鉄総連委員長）は、「四月集中決戦では、私鉄総連は交通の仲間や公労協とも連帯を深め、槇枝議長・福田首相会談をやるぐらいの一大交通ゼネストをつくり上げる」と強い決意を表明し、あわせて、「七八賃闘対策民間労組会議」への私鉄総連の参加問題について、当初積極的に参加する意向もあったが、総評の団結を考えたこと、また「民間中小をおきざりにすることはできない」として、先の私鉄総連中央委員会で確認した①全金の加入が条件、②ナショナルセンターの参加もふくむ、の二点について私鉄総連としての態度を明らかにした。これについて、村上国労委員長、林動労委員長、高山全金副委員長らから「私鉄総連の方針に賛成」の意向が表明され、一方、太田合化労連委員長が「交運共闘が一〇％とるまでやめない、というなら合化労連はついて行くが……」と発言し、「決めても互いに守れることを積み上げようではないか」（保坂全逓書記長）とか、「発言した内容には、互いに責任をもとう」（山岸全電通書記長）などの〝不協和音〟ものぞいていた。全日自労の中西委員長は、春闘をたたかう基

本姿勢について、今日の経済危機下でのたたかいは、労働者だけではなく中小企業者、農・漁民の要求実現も具体的に探求し、大企業本位の経済政策を国民本位に転換させる方向を明確にすべきこと、「六〇年安保のように」たたかうのであれば、「労働組合、社会、共産両党を軸として、広範な国民各層の参加と、中央、地方での大衆行動が必要である」と強調した。

方針では、賃金闘争の基本戦略に〝官民総がかり〟の態勢がすえられている。「民間中心の態勢を重視し、官公労の有効な闘いをみあわせる」ということである。とりわけ官公労から〝官民総がかり〟態勢強化の意見が強く出されていたが、これは逆にいえば将来の官民共闘態勢への危惧の表明ともうけとれる。総評は、民間主導の春闘方針をとり、官公労は民間相場を押しあげて、公労委の場に「民間準拠方式」を反映させるよう対処してきた。だが、ここのところ劣勢つづきの春闘で、その考えが少しずつかわってきており、公労協の春闘方針においても、「民間準拠方式」の転換が打ち出されていた。国家公務員法のなかに、官民格差が五％以上でなければ人事院は給与改善を勧告しなくてもいい、という主旨の条文があり、過去には実際勧告保留もあった。このため今後の低成長下で民間に超低額賃上げがつづけば「いずれ官公労のベアがなくなる」、少なくとも実体賃金の確保を期待しえなくなるとの危機感を強めているものとみられている。

原水禁運動の組織統一問題については、引間運輸一般委員長が〝問題提起〟として示された付属方針案に反対の態度を表明し、その撤回を求めた。また、国公労連の樋口、全日自労の中西、医労協の松本各代議員ら四七人の代議員から「われわれは過去のいきがかりをのりこえて、新しい統一組織体をめざすべきであるという立場である」、「付属方針案については、たとえ幹事会側の問題提起であるとしても、われわれは反対である。この方針の取扱いは満場一致でないことを大会として明確にされたい」との申入れが大会議長団に提出され、大会議長は「反対の意見も出ているので、満場一致でないことを明確にすることをふくめ、付属方針案を確認したい」との集約をおこなった。

富塚事務局長は、これらの討論にたいする総括答弁のなかで賃金闘争の大筋の構想について①比較的相場の高いマスコミ、商業サービスを四月上旬の先行部隊に位置づけ、春闘相場全体への波及力をもたせる、②四月中旬以降の集中決戦態勢は〝官民総がかり〟全面ストでとりくむ、の二点を改めて明示し、さらに、妥結の歯どめについては、「産別自力態勢を強め、要求と闘い方を一体のものとして態勢づくりをすすめるなかで、一定の時期に、どの労働者も最低実質賃金を獲得することを目標に、歯どめを設定する」との決意を表明し、それをうけて国民春闘方針を原案どおり決定した。大会はこのあと、佐竹前副議長（全国金属）の死去で空席となっていた副議長に高山勘治氏（全国金属）を選出し、大会宣言を採択して閉会した。

2　同盟第一四回定期全国大会

開会と天池会長あいさつ

向こう二年間の運動方針と役員人事を決定する日本労働総同盟（同盟）第一四回定期全国大会は、七八年一月一八からの三日間の日程で、東京・九段会館において開催された。第一日は午前一〇時、橋本副会長の開会の辞にはじまり、代議員四一四人、役員四〇人の出席をもって大会の成立が宣言され、議長団に長岡房男）全金同盟）、林重幸（造船重機労連）、渡部勝雄（海員組合）、山ノ内昭夫（一般同盟）、中野晶平（紙パ総連合）、高畑次穂（日林労）を選出、天池会長があいさつをおこなった。

天池会長は、そのなかで「賃上げ闘争の積極的展開と国会闘争を通じた予算修正をおこなう」とし、あわせて「未組織労働者などのために、政労使の社会契約によって、これらの労働者が物価スライドによる賃上げができるようにしたい」と述べて、〝社会契約〟の立場を打ちだした。また、今後の政治路線については、「反自民、左右両極の全体主義に反対する」立場での政党再編成が必要だとし、「公・民の中道勢力が躍進する以外にない」と強調して、最近の公明・民社両党の提携強化を歓迎する姿勢を明らかにした。

このあと、来賓として出席した藤井労相、佐々木民社党委員長、竹入公明党委員長、竪山中立労連議長、富田新産別書記長、またP・ナラヤナン国際自由労連会長ほかの外国代表のあいさつがつづいたが、この同盟大会に初めて列席した公明党の竹入委員長は、民社党との連携強化をさらに推進していくと述べて、同盟の「理解と協力」を要請すると同時に、「今後同盟のみなさんと新しい日本の進路について協議していきたい」と、公明党と同盟とのあいだで協議機関を設ける考えを示唆した。これは、先の公明党大会で同委員長が提唱した、各界代表によって連合政権の共同政府綱領づくりをめざす「八〇年代基本問題研究会」への同盟の参加を求めたものともうけとれ、これまでの公明党と総評とのあいだでの定期協議とは別に、同党の同盟への接近の対応が注目された。

一九七八・七九年度運動方針と質疑討論

大会第一日目の午後、前川書記長が七七年活動報告と、労働組合の経営参加や政府の政策形成への参加を積極的にすすめるための当面の指針」を報告し、了承された。同提言においては、経営参加について、企業内にある労使協議制を充実、強化して可能な限り経営の基本的事項についての共同決定にまで前進させるべきだとされている。また、政策形成への参加については、「現政権の性格や労働戦線が分散している現状から、英国のように厳密な意味での社会契約は成立しない」としつつも、当面経済関係審議会の門戸開放や政、労、使三者による政策ボード（会議）の設置を提唱している。

大会二日目に入り、前川書記長が、前日承認された提言の主旨を「第一部、当面の運動の基調と目標」にとり入れた七八・七九年度運動方針の提案をおこなった。この方針の特徴は、〝社会契約〟の

立場をはじめて明記するとともに、その成立に向けた具体的条件整備を打ちだしているのをはじめ、今後数年間七%台の実質経済成長を持続させるべきであるとし、七八年春の標準的な賃金要求を名目一〇%、一万五〇〇〇円(定昇別)、実質二%としていることである。労働戦線統一問題については、当面民間産業労組を中心に再編・統一をめざし、ナショナルセンターとして国際自由労連が志向できる方向性をもつこと、また、民社党にたいする支持を強め、政界再編成によって「建設的革新政治勢力」の結集をはかるとしている。同方針中、「第一部Ⅳ参加経済体制の推進と産業民主主義」および「第二部Ⅰ賃金闘争の課題と方針」それぞれの要点はつぎのごとくである。

【同盟・一九七八・九年度運動方針（要旨）】

第一部　当面の運動の基調と目標

Ⅳ　参加経済体制の推進と産業民主主義の確立

(1)　産業民主主義の確立（略）

(2)　労使協議制の充実・強化（略）

(3)　政策形成への積極的参加

11　いまわれわれが直面している深刻な課題の多くが、国の政策によって、解決さるべきものであることについては、すでに述べた。このためには、労働組合が社会的責任の自覚にたって、整合性ある政策要求を提起し、政府および議会の支持を確保することが必要となっている。一方、低成長という枠のなかにあって、真に経済を安定的に成長させるためには、当面する個々の政策を実施し、あるいは課題を解決するにあたって、政府は社会的勢力としての労働組合の参加と協力を求めることが不可欠となっている。

12　すでに産業民主主義の定着しているイギリスでは、このような視点にたって、イギリス経済の難局を切り開くために、労組は、国民経済の現実をふまえ、所得引き上げの要求にしても、国民的視野にたって調和をはかり、これにたいする政府は、労働者の実質賃金・実質生活を保障する政策を実施し、そのための政策形成について労組の参加と協力を求めるなど、相互の対応関係について政府と労組との間に合意が形成されているが、これが〝社会契約〟と呼ばれるものにほかならない。

わが国の場合、現政権の性格・労働戦線が分散している現状などから、そこには一定の限界があり、厳密な意味での社会契約は成立しないとしても、このような考え方にたち、政策要求闘争と政策形成への参加を積極化させることによって、相応の成果をあげることは可能であるし、それはまた、労働者の実際の利益を確保するために、労働組合が追求すべき現実的な態度でもある。われわれは、このような観点から、産業民主主義を発展させ、社会契約が成立する条件を整備するためにも、政策形成への参加を積極的に推進しなければならない。

13　このため、各種審議会の門戸を開くとともに、経済問題関連する審議会の在り方について抜本的改善を求め、あらゆる分野に労働者の意見が反映するよう、政策形成への参加を促進し、生産者として、また、生活者としての創意と意見をもちこむよう一層努力する。

14　われわれは、さらに進んで、労使協議を国民経済段階に拡げるため、政策ボードの設置を要求する。この政策ボードは、政府が重要な経済政策、たとえば、財政・金融・物価・雇用などの政策方向を決めるにあたって、まず、経済団体・労働組合代表による協議を求める機関であり、立法化・予算措置を必要とする場合には、その結論に従って議会に提案し、議会の協力を求めることになる。

15　また、地域における雇用問題、中小企業を中心とする地場産業対策・産業誘置や地域開発など、地域社会における問題解決のため、自治体における政策形成に向けても積極的な取り組みを進めることが必要である。（以下略）

第二部　安定成長をめざす政策課題と活動

Ⅰ　賃金闘争の課題と方針

(1)　現段階における賃闘の課題（略）

(2) 七八年度賃闘における要求

七八年賃金闘争において、われわれは、以下の要求を総合的に一体的なものとして提起し、総力をあげてその実現を期する。

1 賃上げ要求

①七七年度における消費者物価指数の平均上昇率を八%と見込み、全労働者の実質賃金を平均二%引き上げる。そのため、傘下産別・単組が依拠すべき標準的な賃上げ要求を一〇%、一五、〇〇〇円（定昇は別）とする。この標準的な賃上げ要求にもとづく個別賃金の平均到達目標は、一八歳九〇、〇〇〇円、三〇歳一六五、〇〇〇円である。②傘下各産別・単組は、以上の標準に依拠しながら、好況あるいは構造不況等それぞれのおかれた実態を考慮し、要求を設定する。

2 定年延長時間・短縮の要求

①六〇歳以下の定年をなくするよう積極的な景気回復政策を実施させる。②構造不況を解決するための緊急政策を実施させる。③二年以内に雇用不安を基本的に解消することを目指して、積極的な雇用保障・雇用拡大政策を実施させる。④未組織労働者を含む賃金の物価スライド制を確立するために、政労使で協議する場を設ける。⑤七八年度の消費者物価指数の平均上昇率を七%前後、年度中上昇率を六%前後に抑えることを約束させる。⑥所得減税を実施させる。⑦医療・年金をはじめとする国民福祉を大幅に充実させる。

3 政府に対する政策要求

①公共投資・個人消費支出の拡大を中心として、七八年年度の実質経済成長率を七%台とするよう、積極的な景気回復政策を実施させる。②構造不況を解決するための緊急政策を実施させる。③二年以内に雇用不安を基本的に解消することを目指して、積極的な雇用保障・雇用拡大政策を実施させる。④未組織労働者を含む賃金の物価スライド制を確立するために、政労使で協議する場を設ける。⑤七八年度の消費者物価指数の平均上昇率を七%前後、年度中上昇率を六%前後に抑えることを約束させる。⑥所得減税を実施させる。⑦医療・年金をはじめとする国民福祉を大幅に充実させる。

(3) 闘争体制の強化

七八年度賃闘をめぐるさまざまな条件は、七七年度に比べて一層きびしくなっている。われわれの諸要求を貫徹することは決して容易でない。従って、われわれはこれまで積み重ね前進させてきた闘争体制を一段と強化しなければならない。

1、中央闘争委員会の諸機能を充実させ、闘争の山場や、企業業績に応じた先行組合の設定をはじめとして、構成産別間の有機的・効果的な戦術調整を一段と強化する。

2、他の民間労組との共闘体制を拡大し、民間主導・同盟主導のもとに総力戦的な賃闘体制のより一層の強化を推進する。

3、定年延長・時間短縮闘争等における産別内部、産別間における共闘体制を飛躍的に強化する。

4、政策諸要求実現のための国民運動、大衆行動を一段と幅広く組織する。（以下略）

右の方針案討議のなかでは、「戦線統一で一番問題なのは流動化のなかで、政策推進労組会議、民間共同会議、全民懇、民労協などのいろいろの団体が民間を中心に組織されているが、一向に前進がみられない」（下田ゼンセン同盟代議員）ときびしい意見が出され、また、七八年一月に結成予定の七八賃闘対策民間労組会議と同盟の主体性の問題についても「あくまで同盟主導による民間主導であり、同盟の主体的役割が発揮され、かつ評価されなければならない」（山崎全化同盟代議員）ことが強調されていた。また同代議員が賃上げについて、「未組織労働者をふくむ賃金のスライド制がうたわれているが、その物価指数のとり方について合意がなされていないし、その中味についても、われわれの生活実感と大きなへだたりがあることは従来から指摘してきたところであり、これをどう是正させていくかが課題である」としたのにたいし、前川書記長は「物価スライドについては多くの困難が、各組合における指導や交渉と同時に、同盟として政府や経営者との間で十分に討議しつつ、この問題について一歩でも前進させるために努力する」と述べて、現在の力関係のもとでの〝社会契約〟的発想の困難さを印象づけ

た。

竹入公明党委員長をはじめて招いたことに象徴される同党との関係の位置づけもまた論議の一焦点だった。天池会長はそれを「今後同盟内部で協議する」として、つとめて組織内の波紋を静めようとしていたが、奈良地方同盟の竹村代議員が「民社党と運命共同体であるとすら思って今日まで闘ってきた。昨年は社市連、あるいは新自由クラブであるとかがでてきたが、その中で一つ公明党を選んだ基準は何であるのか」と質問したのをはじめとして、「中央大会が公明党の代表をよんだことで、地方大会のあり方で混乱をおこすと考えられるので、今後のあり方をふくめて明確にしてもらいたい」（浜全金同盟代議員）との発言にみられるように、地方同盟を中心とする公明党への違和感をうかびあがらせていた。

こうした質疑応答のうち、運動方針を原案どおり採択し、ひきつづきこれを具体的な成果に結びつけるための一九七八年度予算案承認によって、基本同盟費が七八年三月から三円値上げされ、一人当り月額四〇円となった。

大会三日目の冒頭、「沖縄県の交通方法変更に関する決議」を採択した後、新執行部選出に入り、いずれも立候補者が定数であったため投票を省略、新任では副会長のポストを一人増員、欠員一人を補充したほか、天池会長、前川書記長の四選をふくめて三役が再就任した。さらに、現在一一人の顧問の再推せんと、新たに論説担当執行評議員であった川崎堅雄氏の追加推せんを承認、最後に大会宣言の採択をもって三日間の日程をおえ閉幕した。

その他の議案と新役員の選出

3　中立労連、新産別、ＩＭＦ・ＪＣの大会

1　中立労連第四回定期大会

中立労働組合連絡協議会（中立労連）第四回定期大会は、七七年九月一三日加盟一〇単産からの代議員、傍聴者など約三〇〇人の参加によって、東京上野・池之端文化センターにおいて開催された。午前一〇時一〇分、まず丹下常幹の開会の辞をもってはじまり、議長団に桜井輝雄（電機労連）、堤英生（食品労連）両氏を選出して竪山議長があいさつにたった。

同議長はそのあいさつのなかで、新産別との「ゆるやかな連合組織の結成にふみきりたい」との方針を明らかにし、純中立の単産・単組にも、この連合組織への参加をつぎのようによびかけた。すなわち、「労働運動における政策、制度闘争の重要性が増すなかで、中立労連も革新政権のための政策づくりに労働組合の立場から協力する用意がある。秋季、年末から来春闘にかけて政策、制度闘争について労働四団体の合意と共同行動を拡大するため、雇用共闘を足

がかりにして、四団体共闘に全力をつくす。労働戦線統一について、この数年提携を強化してきた新産別とゆるやかな連合組織の結成にふみきり、純中立の単産・単組の参加にもつとめる」と。また、さきの鉄鋼労連大会で宮田委員長が打ちだした「来春闘の要求は物価上昇率プラスアルファとしても、結果的にはアルファがゼロになることもありうる」とする、いわゆる〝実質賃上げゼロ〟発言にふれて、「功罪評価の論議がみられるが、この時期の発言としては賃金自粛の発言とみられてもやむをえない。金属労協議長として、組織にたいする慎重な配慮をのぞみたい。同時に雇用や物価にたいする自らの責任を明確にし新たな労使関係確立のためにも、政労・労使の責任ある交渉ルールの確立、協議体制づくりに本格的な対応の努力をする。しかし一方的に労働者にしわよせするような自粛論には反対である」との意向を示した。

つづいて槇枝総評議長、宇佐見同盟副会長、石垣新産別委員長、安井社会党副委員長、矢野公明党書記長、金子共産党書記局次長のあいさつ、地方中連代表のあいさつをうけて午前中の日程をおえた。

午後に提案された一九七七年度運動方針は、①ナショナルセンターとしての機能を強化し、新産別、純中立組合と〝ゆるやかな連合〟を結成し、民間統一の母体をめざす、②政党支持は加盟各単産の決定にゆだね、当面は社会党をはじめとする野党との交流の場を設定し相互理解を深める、③雇用を最重点にした経済政策と福祉型経済への転換を要求する、などを骨子としたもので、提案にあたって岡村事務局長は、「いままでは活動方針といってきたが、ナショナルセンターとしての機能を強化する意味もあって運動方針と名称もかえた。また時代を先どりしようということで、思いきっていろいろの問題点をふくんだ方針を提起したこと」を強調した。

この提案にたいして、生保労連の高橋代議員が原案に賛成する立場から、「①これが中連だという個性的なものが求められている、②生保労連では〝三・七闘争〟など秋季闘争が前進しているが、大衆的な横断的共闘で組織の拡大ができないか、③拡大の方向を第三次産業にむけてもらいたい」と発言、岡村事務局長はこれについて「建設的で重要な提案であり、新しい役員で具体化したい」と述べるなど、要望意見が一、二出されたにとどまった。

大会は同方針を原案どおり決定したあと、議長に竪山利文氏（電機労連）を四選したほか、新役員を選出し、大会宣言、大会スローガンを発表して閉会した。

2　新産別第二九回定期大会

全国産業別労働組合（新産別）第二九回定期大会は、七七年一〇月二六～二八日の三日間、東京南青山・健保会館で開催された。大会はまず池田副委員長の司会で幕をあけ、議長団に高野（全機金）、鈴木（新化学）、矢部（京滋地連）、中西（新運転）各代議員を選出、石垣委員長のあいさつにつづいて、来賓として出席した富塚総評事務局長、天池同盟会長がそれぞれ当面する諸課題にたいする所見をふくめてあいさつした。そのなかで、石垣委員長が来春闘では「四団体共闘を発展させ、全労働戦線が一つになって闘う態勢を築こ

う」とのよびかけをおこなったのにたいし、富塚事務局長は「賃上げ要求で四団体が足並みをそろえられないか」と応じたが、一方、天池会長は「資料交換」に限定する考えをあらためて強調し総評、同盟の対応のちがいを浮きぼりにすると同時に、より広範な民間主導のたたかいを展開するため、七七賃闘対策民間労組会議に参加した単産で一一月中に懇談会を開き、同会議の今後の運営のあり方について討議をはじめる態度を明らかにした。これにより、七八年賃闘へ向けての総評、同盟を軸とする四団体間の〝対話〟は、資料交換程度にとどまり、具体的な要求づくりにかかわる接近が事実上困難な見とおしとなった。

提案された「昭和五三年度運動方針」は、「自立性の追求と確保、民主主義の徹底」を運動の基調とし、①労働四団体共闘の充実、拡大を第一に追求する、②賃金要求基準をはじめ、政策諸要求についての団体間の合意をはかるよう努め、なかでも雇用に関する政策要求については、後追い的要求から一歩すすめて、経済政策そのものについても要求をおこしていく、③四団体共闘の拡充、労働戦線統一のために、中立労連との提携関係をより強め、新たな結集をめざした具体的な措置の検討と実践にとりくんでいくこと、を柱としたもので、その大会討議では、さきに中立労連大会でとりあげられた中連との〝ゆるやかな連合〟についての内容と、雇用不安や産業構造転換の今後の展望などに論議が集中した。

そのうち、中立労連との連合については、「組織合同までいくのかをふくめ、連合の中身がわからない」（新化学）、「無所属・純中立へ参加をよびかけるというが、その方法等を明らかにしないと、かえって警戒されるのではないか」（全機金）等〝連合〟の中身についての質問、意見が相次いだ。これにたいし富田書記長は「連合の中身は、これからの双方の協議、運動の積み重ねで決定されていくものだ。したがって、地方での共闘、無所属・純中立へのよびかけ等については、今はっきりしたことはいえない」と述べた。さらに、中連との連合と四団体共闘、戦線統一との関係（富山地協）や、将来における新産別の発展的解消の有無（全機金）についても、同書記長は「当面は四団体共闘が最大のかなめだが、中連との連合と四団体共闘は、戦線統一への道筋として一体のものとしてとらえてほしい。組織統合については、将来合同の事務局をもとうと提案しているのだから全然考えないのではない。新産別の発展的解消もありうる。しかし時期等は今後の協議しだいだ」とつけ加えた。

また、雇用の確保については「構造不況業種では構造転換と大量解雇はさけえないと思う。この観点にたって具体的経済政策、エネルギー政策をふまえた、もう一歩ふみこんだ対策が必要ではないか」（新化学）などの意見が数多く出され、とくに解雇反対闘争について方針案では、「希望退職にふれてない。希望退職はあきらめているのか」（新化学）、「全ての人員削減についてストで闘う立場を明らかにし、雇用通年スト権を確立してほしい」（全機金）等の意見にたいして、白石調査部長が「希望退職はしかたないといっているのではない。スト権の事前確立の用意はない。雇用闘争では解雇防止の日常活動が最も大切だ」との答弁をおこなった。

このほかの要望、意見にたいしても、新執行部で対処していくこととして、大会は同方針を原案どおり決定し、石垣卯一委員長（全機金）ほかの三役を再選、大会宣言を発表してその日程を終了した。

3　ＩＭＦ・ＪＣ（金属労協）第一六回定期大会

全日本金属産業労働組合協議会（ＩＭＦ・ＪＣ＝金属労協）第一六回定期大会は、七七年九月九日東京上野・池之端文化センターで代議員、傍聴者ら三二〇人出席のもとに開催された。大会冒頭あいさつにたった宮田議長は、来春闘について「多くの民間労組の協力がえられれば、来年もＪＣ主導の賃上げ闘争が実現しよう。ことし以上に集中決戦を充実、強化させたい」と決意を述べたほか、①ＪＣと政策推進労組会議の役割と運動の分担を今後はっきりさせる、②近く結成される化学エネルギー労協とＪＣとが緊密な連携をとる、などの見解を明らかにした。

提案された七八年度運動方針によると、七八年賃金闘争は「消費者物価上昇率プラスアルファを確保し、実質賃金の維持・向上を図る」ことを基本に要求を作成、来春闘で三年目を迎える集中決戦による金属労協主導の賃金闘争をいっそう強化していくこと、加えて、実質所得向上ため制度・政策の改善や、個別企業における定年延長、福利厚生の充実にも力を入れ、また、造船や平電炉などの構造不況業種をかかえていることから、雇用確保の運動をすすめるとともに、政策推進労組会議や労働四団体に働きかけていくことが打ちだされている。

同方針案をめぐる討議では、電機労連の城地副委員長から①今賃闘のなかで鉄鋼、造船、電機、自動車の大単組が八社懇談会を開いたが、これと金属労協本部との関係はどうなっているのか、②宮田議長がさきの鉄鋼労連大会で述べた、雇用対策とのバーターによっては〝実質賃上げゼロ〟もありうるとの考え方の真意はなにか、などの質問が出された。これにたいし宮田議長は、八社懇談会について「八企業連の懇談があったことは事実。しかし、金属労協とは直接関係のあるものではなく、インフォーマルな話しあいだ。金属労協は単産による協議会であり、戦術などは産別を中心に運営していく。企業連が会合をもつことは産別内の交流であり、とくに口をさしはさむ必要はない。だが賃闘については、八社懇が金属労協の戦術委に協力することが望ましい。協力しないならば、八社懇を認めるわけにはいかない」との答弁をおこなった。一方、鉄鋼労連大会での宮田議長発言についての質問は「賃上げ自粛発言は鉄鋼の委員長として、鉄鋼内部に向かっての発言と理解してよいか。真意をきたい」という主旨であったが、同議長は「わたしは鉄鋼の指導者として組織の方針をきめなければならない立場にいる。しかし、ＪＣとして来年の賃上げ要求をどうかというような話は一切していない。それはこれからＪＣ内部でおこなうことだ」と述べ、この答弁でいちおう、「あの宮田発言は鉄鋼内部だけの話ということでケリがついた」ことになったが、鉄鋼はＪＣの主軸であるだけに、その余波には無視しえないものがあり、ＪＣ加盟単産の一つである全金同盟会長を兼ねる天池同盟会長も「同盟は宮田発言のような考え方はとらないし、とるべきでない」と批判して、比較的考え方の近いはずの同盟・ＪＣブロックとのあいだでヒビが入ったような格好となった。

大会はそれらの論議をふまえて、同方針を原案どおり決定し、また柳沢副議長の参院選立候補にともなう役員補選をおこなって、副議長に土居山義造（船重機労連）を選出、ひきつづき大会宣言、スローガンの確認をおこなって閉会した。なお、ＪＣはここ一両年の賃上げに重点を置いた運動から、幅広い政策要求をもつ運動体としてナショナルセンター的な方向を模索しはじめている。にもかかわらず、今回の宮田発言にたいするＪＣ内部の反響にもみられるように、「鉄鋼など四単産だけの活動組織になりすぎている」、「ＪＣ幹部と加盟単産の組合員との意識のズレが目立つ」などの批判的意見が出されており、鉄鋼へのもたれあいや不信が残るなかで、今後、果たしてどれだけ結束の実をあげられるかが注目されている。

4　主要単産の大会

単産大会の特徴

一九七七年の主要単産定期大会では、春闘評価、七八年春闘対策、政党と労組の関係、労働戦線再編問題などが論議の中心となった。

そのなかで、七八年春闘については、各単産とも実質賃金の確保をはかることを最大の目標としてかかげるとともに、雇用確保、年金、減税などのとりくみを強化するとしている。たたかい方に関しては、私鉄総連がいわゆる事後対処方式の踏襲による日程を明らかにし、また、金属労協がＪＣ集中決戦方式の強化を決定しているのにたいし、公労協を中心に、今春闘の分断をまねいたとの批判があり、国労は処方式の採用は国民春闘の分断をまねいたとの批判があり、国労は陸海空の大産別共闘を組織し、国民春闘路線をさらにすすめるとしているのが注目された。

政党と労組の関係については、全電通が社会党支持の原則はかえないが、単純な一党丸がかえ支持はせず〝選別支持〟をとるとしたこと、全逓が社公中軸の共闘を推進し、共産、民社との〝ブリッジ方式〟による革新無所属統一候補の擁立をはかるとの方針を打ちだした。

そのほか、総評が〝柔軟〟な運動姿勢を打ちだしたのと相応じて、公労協関係組合において、「国鉄再建、合理化対策に関する民主的規制」（国労）、「職場における自主規制」（全逓）、「スト権奪還闘争での世論の動向の慎重な配慮および立法化闘争の重視」（全逓、全電通）など新しい運動姿勢を示している。

合化労連第五八回定期大会

一九七七年大会シーズンのトップを切って七月一二日から四日間、別府市で開催、七八年運動方針案、合化労連・化学同盟の組織統一について審議、承認した。太田委員長は冒頭のあいさつにおいて、参院選の結果について「野党も労組も国民の不安を解消できる政策をもたず、イデオロギーの違いを優先させるばかりで結束できなかった」と指摘し、今後は労働陣営の結束を強めるため、合化労連としても民間労組を中心に労働戦線統一に努力する考えを明らかにした。決定された運動方針では、七七春闘でとりあげた三原則、すなわち「歯止めをきめてできる組合は無期限スト、可能な組合は時限

スト、一定の前進あるまで妥結しない」をふまえ、弾力的に幅広くたたかいをすすめること、また、中小零細企業の労働者、未組織労働者にたいして、物価、年金などの社会保障をはじめとする国民春闘へのとりくみを再確認するとともに、組織統一については、当面、合化・化同の統一を軸に化学労働者一〇〇万人の結集をめざして、新たに化学エネルギー労協（仮称）の結成にふみきり、さらに全労働者の統一に向けて、要求での統一、資本からの独立、政党支持の自由、民間先行の四原則にもとづき、具体的には総評と同盟を横断して民間センターと官公労のセンターを、また双方をつなぐナショナルセンターとしての協議会をつくること、などが内容として打ちだされている。なお、この方針決定にもとづく「合化・化同・化学一般総連合」が八月一六日に結成大会をもち発足した（化学エネルギー労協、合化・化同・化学一般総連合については、本年鑑第二部「I労働組合の組織現状と組織運動」をも参照）。

私鉄総連第四一回定期大会

八月九～一一日、鹿児島市で開催。

七七年春闘でとりあげられた「団交一応の目的を達した」と評価し、来春闘でもこの方針を堅持してたたかうとの方針を決定するとともに、おおまかな闘争スケジュールを確認し、あわせて来春闘にたいする労働運動全体の力量を強化するため、春闘共闘会議にたいし、各単産が賃上げ要求提出日、回答指定日、決戦スト日程でできるだけ統一できるよう指導することをよびかけるとの考えを示した。また秋闘では、年金、健保、交通政策でスト権を確立してたたかう方針を決定した。

鉄鋼労連第五七回定期大会

九月七～九日、新潟県妙高高原町で開催された。宮田委員長は、この大会あいさつのなかで「完全雇用を実現するためなら、労組も賃金面での犠牲を甘んじてうける。来春闘の賃上げは物価上昇分程度でおわることも覚悟しなければならない」との見解を表明して、大きな波紋をなげかけた。同委員長は、これまでも「労働者の生活を賃上げだけで向上させることは困難になっている」として、企業収益の一部は雇用の拡大や定年延長などの福祉対策、物価安定、生活環境の改善などに回すべきだと述べ、〝賃上げミニマム論〟や〝社会契約的な労働運動〟を提起してきており、そうした姿勢の具体化のために「労働大臣の私的機関である産業労働懇談会の格上げを通じて、労働側が政府、財界側から雇用、物価対策などに関する具体的な約束をとりつける必要がある」とも強調した。大会で決定した「国民経済と調和した社会契約的な労働運動」を基調とする向こう一年間の運動方針は、そうした方向を明確にしたもので、これまで賃上げ要求の基準とされてきた「消費者物価上昇率プラス実質経済成長率」を再検討したうえ、「社会消費をふくめた総合的な実質生活の向上」を重視し、政策要求が前進するなら、消費者物価上昇率程度の賃上げでも納得するふくみをもつ一方、政労使三者の協議を通じて経済政策の社会的合意をめざすものとなっている。そのほか、同方針では、①政策推進労組会議で拡大、強化を通じて労働戦線の統一を図る、②社会党内の社会主義協会グループは支持しない、③雇用の保障をともなわない平電炉業界の構造改善には強く反対する、などが打ちだされている。大会での宮田発言は、低成長下における労組としての一つの対応を示すが、これにたいして同盟の天池会長

は、九月八日の全化同盟大会における「国民経済全般を考えた正しい要求さえ通らない時代だからこそ、賃金自粛論などはとるべきでない」と批判し、とりわけ官公労を中心とする総評系の組合からは「資本側の賃金抑制策にとりこまれかねない」と批判的にうけとめられている。

全国金属第四〇回全国大会　九月三〇日～一〇月三日、福岡市で開催され、革新勢力の統一行動の強化、発展をはかることなどを基調とする運動方針を決定、政党との関係では「社会党を中心にその他の革新政党とも連携」するとし、これまでの社会党一党支持よりも幅をひろげたことが注目された。大会は、このほか役員選挙を二年に一回とする、大会開催時期を八月とする、春闘と夏期一時金闘争、秋闘と年末一時金闘争を結合し、闘争の集中化をはかることなどを決定した。

造船重機労連第七回定期大会　八月二八～三一日、福井県芦原町で開催、従来〝春闘〟と称してきた賃金闘争を、今年度より「同盟と同様、賃金闘争(賃闘)」に改めるとともに、再来年を目標に賃上げと一時金の同時要求、同時解決の方向を打ちだしたほか、同盟をはじめ金属労協、政策推進労組会議を通じ民主的労働運動の促進に努力する、また造船重機産業危機突破対策委員会を継続し、雇用確保と労働条件の維持向上のための産業政策を政府、業界、企業に要求し、その実現に努力するなどの方針を決定した。なお、参議院議員となった柳沢委員長が退任し、土居副委員長が新委員長に選出された。

ゼンセン同盟第三三回定期大会　九月二七～二九日仙台市で開催され、雇用保障のたたかいを中心にすえ、実質賃金の確保をめざした賃上げ闘争、労働協約の充実などを内容とする運動方針を決定したが、宇佐美会長はそのあいさつのなかで、雇用不安がもっとも深刻な繊維、アルミなど一二の構造不況業種関係組合で連絡会議を発足させ、臨時国会で「構造不況業種離職者対策臨時措置法」の成立をはかりたい、賃金に物価スライド制を導入させることは大事であるなどと述べた。

国労第三九回定期全国大会　八月二四～二八日、新潟市で開催された。村上委員長はそのあいさつのなかで「陸・海・空の交通労働組合は、国際運輸労連（ＩＴＦ）を窓口として、共通する反合理化、交通政策闘争を展開し、来春闘に向けて大結集をはかるべきだ」と、ＩＴＦ日本協議会の結成を提唱、国労をはじめ動労、全日通（総評系）、海員組合（同盟系）、航空関係労組（純中立）などＩＴＦ加盟組合が、四団体のワクをこえて結集する交通大産別統一闘争をより具体化した構想として注目された。また、同委員長は、国労にとって大きな課題となっている国鉄再建問題について「国鉄を資本の利益に奉仕させようとする運賃値上げ、貨物合理化、ローカル線切りすてなどの政府の政策にたいして、国鉄を国民のものとするため国労として民主的な規制を加える闘争を展開したい」と述べ、あわせて最近国鉄の各職場でポカ休やギャンブル行為が目立っていることを指摘し、組合員の働く自覚を訴えた。さらに、反自民の統一戦線問題にもふれて「社会党を中核とした革新政党間で具体的な政権構想や共同綱領をまとめ、統一行動やブリッジ方式により社、公、共三党の結束を強めて統一戦線の結成に発展するよう期待する」と強調した。

ここで決定された運動方針によると、「国民のための国鉄づくり」

などの政策決定に積極的に参加していく「民主的規制」や、「働くべきときには熱心に働こう」という自主的規律の確立など、国民との連帯をめざす新路線のほか、①陸海空の交通大産別共闘の結成に全力をあげる、②来春闘では、上部団体の総評が賃上げの目標を「実質賃金の維持、向上」においているが、国労としては今春闘の賃上げが物価上昇分にみたず、年齢構成の割に平均賃金が低い、などの実情からこれまでどおり「大幅賃上げ」を求めてたたかう、③国鉄貨物の合理化に反対し、一一月と来年三月をヤマ場にストをふくむ闘争を配置する、④来年六月には四、五日程度のスト権ストを展開する、ことなどが盛りこまれている。このうち最大の焦点であった「民主的規制」にたいしては、執行部原案の討議を通じて代議員のあいだから「労使協調につながる」「反合理化闘争の放棄ではないか」といった批判や「言葉や理論の趣旨がわかりにくい」といった疑問が続出した。このため執行部は「闘争の理論づけなど討論で一致点が見いだせなかった点については、今後学習を通じて理解を深め、来年一月まで各地方本部ごとに討論集会を開いて意思統一を図る」との公式見解が示され、「民主的規制」という言葉についても、「国民の合意にもとづく規制」などに言いかえる用意のあることが明らかにされた。

動労第三三回定期大会

八月三一日～九月四日水上町で開かれ、新運動方針を決定した。同方針は、国労、全逓など公労協の有力組合が柔軟な運動路線に切りかえたなかで、これまでどおり「階級的戦闘的労働運動の構築」を強調している点で際だっており、最近の労働運動が全体的に右傾化し、たたかわない方向へすすんでいると批判、動労としてはたたかう姿勢を堅持する態度を打ちだしている。この立場から、来年の春闘を「社会変革をめざす闘い」と位置づけて、長期スト権無条件奪還などにも要求の実現をせまるほか、合理化反対やスト権無条件奪還などにも積極的にとりくむ、とくに今秋季年末闘争は国鉄運賃値上げ阻止、貨物合理化計画の白紙撤回、企業内要求である乗務員賃金是正と各種手当の物価スライド制確立などを重視してたたかう内容となっている。

全逓第三〇回定期大会

八月二九日～九月一日金沢市において開催された。冒頭あいさつにたった石井委員長は、革新連合政権樹立の具体的展望を切りひらく道として、全逓は〝社会党強化〟のため党規約にもとづく党支持団体に加盟することを表明する一方、公明党とのあいだに友好・協力関係をつくり、つぎの衆・参両院選挙では社公中軸の革新無所属統一候補の実現に努力するなど〝連合の時代〟における「社公中軸」路線への選択姿勢を鮮明にした。同時に、矢野公明党書記長の総評系組合大会としての本大会へのはじめての出席は、同党との友好関係のはじまりを象徴するものであった。

新運動方針は、郵政事業への政策参加と働く組合員の自律、団体交渉の重視などを軸に、「国民のための郵政事業を守り、国民の信頼を拡大する運動」を基調としたもので、その柔軟的姿勢には、国鉄労組の「民主的規制」とも通じるものがある。すなわち、同方針では郵政事業の今後について「低成長構造が固定化するなかで、当局の合理化、職場縮小が一層すすめられるのは必然」と予想し、組合側として「単なるうけ身の闘いでは支えきれないから、郵政事業の新規分野を拡大することもふくめて、積極的な要求を提出してい

く」との方向が示され、これを具体化する方策としては、総評系有力組合や民主団体などで組織している郵政民主化共闘会議を、これまでのマル生（生産性向上運動）糾弾のキャンペーン組織から、政策実現の推進組織につくりかえ、郵政サービスの改善や地域文化の向上、財政投融資計画の民主的運営などをめざして政策闘争、住民闘争を組織することなどがとりあげられている。

全電通第三〇回定期大会　八月二三～二七日、藤沢市で開催され、運動目標として国民春闘路線の強化と定着、スト権奪還闘争の再構築、電気通信産業における完全雇用実現のための産業政策の確立などをかかげるとともに、とくに政党との関係では単純な社会党丸かかえ支持ではなく、「社会党の改革が実現しない場合、協会系党員を支持しない」という〝選別支持〟の新方針を打ちだした。この運動方針をめぐる論議では、総評加盟労組のなかでも全電通は、協会・社青同系組合員との対立が最も激しいことから、社会党改革についての多くの質疑、意見が出された。それにたいして山岸書記長は、組織防衛という立場では「単産の中央執行委員会で対処し、総評の意見はきくが、総評に白紙委任できない。協会は政党的性格を清算し理論研究に徹すべきであり、その保障は①向坂氏ら協会幹部が署名押印した誓約書を提出する、②それを協会の大会で批准する、③協会役員と総評役員を兼務しているものは辞任してもらうことである。これらの協会側からの保障措置が示されたら、一年程度の期間、全電通の組織内における協会員の行動を見守っていく必要がある」と、社会党規約にもとづく支持団体構成員としての全電通の公式態度を表明した。

日教組第九一回定期大会　七月一四～一七日福島市で開かれ、主任制制度化反対、学級規模の縮小と定員増、国民の教育要求実現と教育改革等を中心とする運動方針を決定した。

本大会では、教育を荒廃から再生するための闘争の目標と方法、そして教師が教室で教育再生にどのように対処するかが最大の課題となったが、その論議を通じて①エリート養成や入試対策のためのいわゆる補習授業は認めない、②能力による差別授業はおこなわない、③教師の過重労働にならぬよう配慮するという一定の歯止めのもとに、現場の教師が父母の理解と支持にもとづき課外の指導を通じて、落ちこぼれ問題に積極的にとりくむ姿勢が強調され、また、各代議員とも教育の荒廃の原因が文部省に指導されたつめこみ教育や大規模クラス、〝受験戦争〟などにあるとしてそれらの問題点を明らかにしながら、抜本的な制度改革を求める国民運動を展開することで一致した。一方、春闘や主任制度・手当阻止闘争のためのスト路線や政党支持問題をめぐっては主流、反主流のあいだではげしい対立がみられたが、社会党支持の本部案にたいし、〝政党支持自由化〟の修正案は三一五票対一七六票（賛成率三五・六％）で否決された。

【参考資料】(1)「特集・総評労働運動強化のために」（『月刊総評』一三五、一九七七年七月）、(2)「特集・総評大会の総括と今後の課題」（『国際労働運動』六一、七七年九月）、(3)山田宏二「連合時代の大胆な新路線―総評大会の討論と方針」（同上七三、七七年一〇月）、(4)大滝淵ほか「座談会・イメージが先行した総評大会」（『社会主義』三一〇、七七年一〇月）、(5)「分岐に立つ総評労働運動」（『しんろ』一六三、七七年一〇月）、(6)天池清

次「当面の課題と同盟の任務」(『同盟』一三二、七七年一一月)、(7)「特集・労組大会で問われているいくつかの問題(1)」、(2)(『労働運動』一四〇、一四一、七七年八月、九月)、(8)「特集・総評、主要単産大会とその展望」(『社会主義』一一三、七七年一〇月)、(9)「特集(1)主要単産大会の論議と労働運動の課題」(同上一三六、七七年一一月)、(10)山田宏二「主な単産大会の特徴点を探る」(『月刊総評』一三九、七七年一一月)、(11)永瀬庸一「主要単産新運動方針の特徴」(『月刊労働問題』一二四、七七年一二月)、(12)「労組大会の焦点を追う」(『労働組合』一四二、七七年一〇月)、(13)「国労大会における〝民主的規制論議〟」(『労働経済旬報』一〇四四、七七年九月中旬)、(14)山岸章「第三〇回全国大会の総括と当面する運動の課題」(『月刊全電通』一五六、七七年九・一〇月)。(15)「動力車労働組合――戦闘的労働組合運動の原動力は何か(高木郁朗)ほか」(『賃金フォーラム』一一五、七八年春季号)、(16)岩井章「JC路線と中道路線の克服」(『月刊社会党』二四九、七七年八月)、(17)三戸信人「政党と労働組合の自立制――〝政党支持の自由〟をめぐって」(『現代の理論』一六四、七七年九月)。

III 労働争議

概要□争議の概況──労働争議統計／争議の概況／月間行為参加人員の推移と春闘の動向／産業別・規模別にみた争議──主要要求別争議とその解決状況──主要連合団体別にみた争議

概要

一、労働省の「昭和五二年 労働争議統計調査年報告」によると一九七七年におけるわが国の労働争議は、年間における争議行為をともなう争議件数五五三件、その行為参加人員二四一万三〇〇〇人。これを前年にくらべるとそれぞれ一七〇七件(二三・六%)、九八万八〇〇〇人(二九・〇%)の減少となり、七五年、七六年にひきつづいて前年を下回った。これは例年時期的に集中する春闘が比較的短期間で終息したこと、秋季闘争も前年規模を下回り、また年間を通じても目立った動きが少なかったことによっている。争議行為をともなう争議を主要要求別にみると、「賃金および手当」に関する要求が四八二九件(要求事項総数の五七・八%)ともっとも多く、以下「経営および人事」、「給与以外の労働条件」、「組合保障・組合活動・労働協約」に関する要求の順となっており、対前年比では、景気の停滞を反映して労働時間、休日休暇等「給与以外の労働条件」要求の減少が四五・三%と大きく、主要要求別構成比で前年三位にあった「経営および人事」要求とのあいだでその順位が入れかわった。一方、「経営および人事」要求のうち「解雇反対・被解雇者の復職」要求が、件数は少ないが逆に前年比四・一%の増加となっていることが特徴である。

一、産業別の動向では、争議行為をともなう争議件数、行為参加人員、労働損失日数とも前年にくらべてほとんどの部門で減少しており、とくに行為参加人員での減少がいちじるしかったのは、公務三九万五〇〇〇人（二〇・八%）、製造業三六万四〇〇〇人（四三・六%）、運輸・通信業一三万四〇〇〇人（二五・一%）、サービス業四万一〇〇〇人（七・六%）、卸売・小売業一万八〇〇〇人（四六・八%）各減などである。一方、そうした総体としての減少をみるなかで、鉱業では争議件数、行為参加人員、労働損失日数のいずれにおいても増加した。

一、民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は三九五四企業、その行為参加人員八九万四〇〇〇人で、前年にくらべてそれぞれ二五・二%、三五・九%の減少となっている。この行為参加人員を規模別にみると、一〇〇〇人以上企業四七万七〇〇〇人（対前年比四二・八%減）、三〇〇～九九九人企業二二万一〇〇〇人（同二六・八%減）、一〇～二九九人企業一一万八〇〇〇人（同二八・五%減）、九九人以下企業四万五〇〇〇人（同二四・八%減）と一様に減少をみており概して規模が大きいほどその割合が高い。

一、主要連合団体別の争議行為をともなう争議の参加人員は、総評が二一〇万一〇〇〇人と全体の八七・一%を占めてもっとも多く、ついで中立労連六万九〇〇〇人（同一・九%）、同盟二万八〇〇〇人（同一・二%）の順で、労働損失日数でも総評が一〇四万二〇〇〇日（全体の六九・五%）、中立労連六万七〇〇〇日（同四・五%）、同盟五万六〇〇〇日（同三・七%）となっている。これを対前年比でみると、各団体とも行為参加人員、労働損失日数はいずれも減少を示すが、とくに同盟がそれぞれ一四万九〇〇〇人（対前年比八四・二%減）、一四万九〇〇〇日（同七二・八%減）を大きく減少したのが目立っている。

1　争議の概況

労働争議統計

わが国の労働争議に関する統計としては、労働大臣官房統計情報部の労働争議統計が唯一のものである。それは各都道府県労政主管課および労政事務所が、争議のおこなわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを、前記統計情報部で集計したもので、「労働争議統計調査年報告」として公表されている。この場合、調査の対象として集計にふくまれるのは、「労働者の地位の向上に関する事項に関して労働団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、半日以上の同盟罷業、作業所閉鎖（以上二つを作業停止争議と名づける）、半日未満の同盟罷業、怠業および業務管理等の争議行為をともなったもの、もしくは争議行為をともわないが解決のために第三者が関与した場合であって、その形態区分はつぎのごとくなっている。すなわち、

(1)「半日以上の同盟罷業」とは、自己の主張を貫徹するために労働者の団体がおこなう一時的な作業停止をいう。ただし、作業停止時間が一日の所定労働時間の二分の一未満のものをふくまない。

(2)「作業所閉鎖」とは、使用者が争議に対抗する手段として生産活動を停

止するものをいう。

(3)「半日未満の同盟能業」とは、同盟罷業のうち作業停止時間が一日の所定労働時間の二分の一未満のものをいう。

(4)「怠業」とは、自己の主張を貫徹するために労働者の団体が作業を継続しながらも量的に能率を低下させるものをいい、たとえば順法闘争のようなものがふくまれており、全体としてのかかわりあいは、左図のようになる。

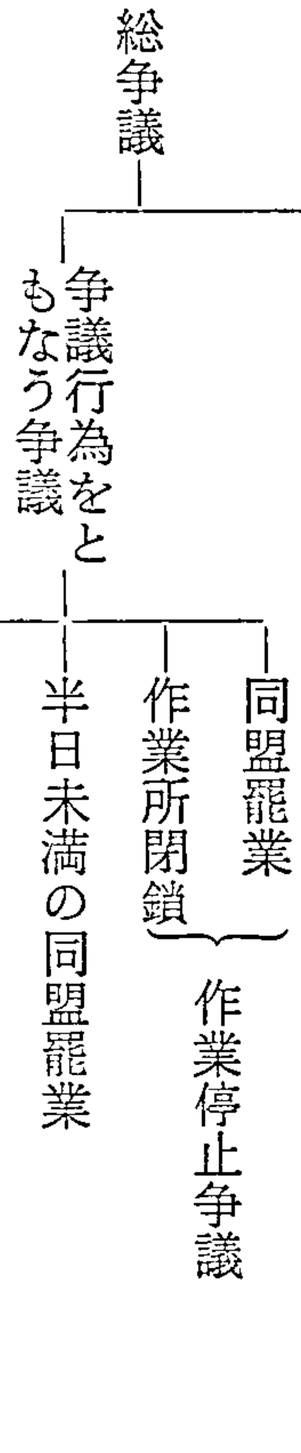

また、この統計で争議の単位は労働組合（争議団をふくむ）であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件として扱っているが、上部団体（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約しておこなう争議（連合争議、合同労組等の争議）も一件として扱われている。したがって、一件の争議が数事業所や数企業におよぶものもあれば、逆に一事業所または一企業で二件以上になる場合（一事業、一企業に数組合がある場合）もある。さらに、「労働損失日数」とは、半日以上の同盟罷業、作業所閉鎖がおこなわれた期間に、実際に半日以上の同盟罷業に参加した労働者、もしくは作業所閉鎖の対象となった労働者の延べ人員数に対応する所定労働日数をいう。なお、一九七五年までは毎月の「労働争議統計調査報告」も

第101表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所内閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1968年	3,882	11,758	3,167	2,340	1,546	1,163	2,841	2,021	1,440	333	127
1969	5,283	14,483	4,482	3,071	1,783	1,412	3,634	3,282	2,158	310	135
1970	4,551	9,137	3,783	2,357	2,260	1,720	3,915	2,356	1,294	101	34
1971	6,861	10,829	6,082	3,623	2,527	1,896	6,029	4,653	2,616	64	33
1972	5,808	9,630	4,996	2,657	2,498	1,544	5,147	3,531	1,553	91	81
1973	9,459	14,549	8,720	4,929	3,326	2,236	4,604	6,667	3,227	117	253
1974	10,462	14,319	9,581	5,325	5,211	3,621	9,663	6,378	2,724	77	37
1975	8,435	10,261	7,574	4,614	3,391	2,732	8,016	5,475	2,449	55	11
1976	7,974	7,178	7,240	3,400	2,720	1,356	3,254	5,717	2,459	70	9
1977	6,060	6,160	5,533	2,413	1,712	692	1,518	4,522	1,925	35	5

〔備考〕 1)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

2)　総争議には，ここで表示されていない争議行為をともなわない争議をふくみ，それには公労委による係属事件（公労委において取扱中のもの）も計上されてきていたが，1977年集計からは除外されている。その数は件数9件，総参加人員668,108人である。

3)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第102表　月別・争議形態別争議件数，参加人員および労働損失日数

年　月	総　争　議		争議行為をともなう争議								
			小　計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠　業	
	件　数	総参加人員	件　数	行為参加人員	件　数	行為参加人員	労働損失日数	件　数	行為参加人員	件　数	行為参加人員
	件	人	件	人	件	人	日	件	人	件	人
1977年 1月	136	83,635	48	37,377	20	1,789	10,675	25	35,310	3	248
2月	136	78,746	38	19,475	25	1,637	8,301	17	17,817	3	407
3月	1,146	1,865,766	1,060	375,718	100	25,150	35,173	993	354,856	2	80
4月	2,897	2,993,054	2,686	1,267,644	831	488,628	908,759	2,196	904,012	9	1,032
5月	1,256	1,935,601	462	112,039	272	46,434	124,766	257	72,618	5	1,281
6月	671	505,567	349	69,084	204	27,612	67,342	187	46,461	3	470
7月	522	95,699	202	23,677	158	16,956	51,245	74	9,769	4	590
8月	282	47,277	77	12,533	56	4,513	17,514	27	7,906	1	264
9月	184	42,369	59	13,667	26	2,536	13,844	33	11,352	3	304
10月	205	205,396	156	56,399	38	10,526	37,442	120	47,014	3	306
11月	1,221	1,309,396	1,091	562,831	198	87,173	139,832	968	500,550	9	999
12月	629	355,213	309	90,827	191	42,936	86,802	167	53,323	8	1,176

〔備考〕 1)　2カ月以上にわたる争議は各月でそれぞれ集計するが，年合計では同一争議である限り年間件として集計するため，年の数字と月別の累計とは一致しない。

2)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

3)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

あわせて公表されていたが、現在では中止されている。以下、「昭和五二年　労働争議統計調査年報告」（一九七八年五月刊）によってみると、つぎのごとくである。

争議の概況　一九七七年のわが国における総争議件数は六〇六〇件、総参加人員六一六万人、そのうち争議行為をともなう争議についてみると、その件数五五三件、行為参加人員二四一万三〇〇〇人は前年にくらべて、件数で二三・六％（一七〇七件）、行為参加人員で二九・〇％（九八万八〇〇〇人）の減少となり、七五年、七六年にひきつづいて前年を下回った。これは春闘が比較的短期間で終息したこと、秋季闘争も例年ほどの盛りあがりをみることなく、また年間を通じても目立った動きが少なかったことによっている（第101・102表）。

争議行為をともなう争議を形態別にみると、「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」は件数一七二件、行為参加人員六九万人で、前年にくらべて件数で三七・一％（一〇〇八件）、行為参加人員で四九・〇％（六六万人）の減少を示し、件数は一九六六年（一七八三件）頃の水準に、行為参加人員は一九四八年以来のもっとも低い水準となり、同時に「半日未満の同盟罷業」四五二件、行為参加人員一九三万人も、前年にくらべ件数で二〇・九％（一一九五件）減、行為参加人員が二一・七％（五四万人）減と、件数でほぼ七一年（四六五三件）、行為参加人員では六九年（二一六万人）頃の水準となった。「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」にともなう労働損失日数一五一万八〇〇〇日でみても、これは前年にくらべ五三・三％（一七四万日）の大幅な減少となり、六七年の一八三万日を下回って、これまでの最低を示した。

第6図　月間行為参加人員の推移

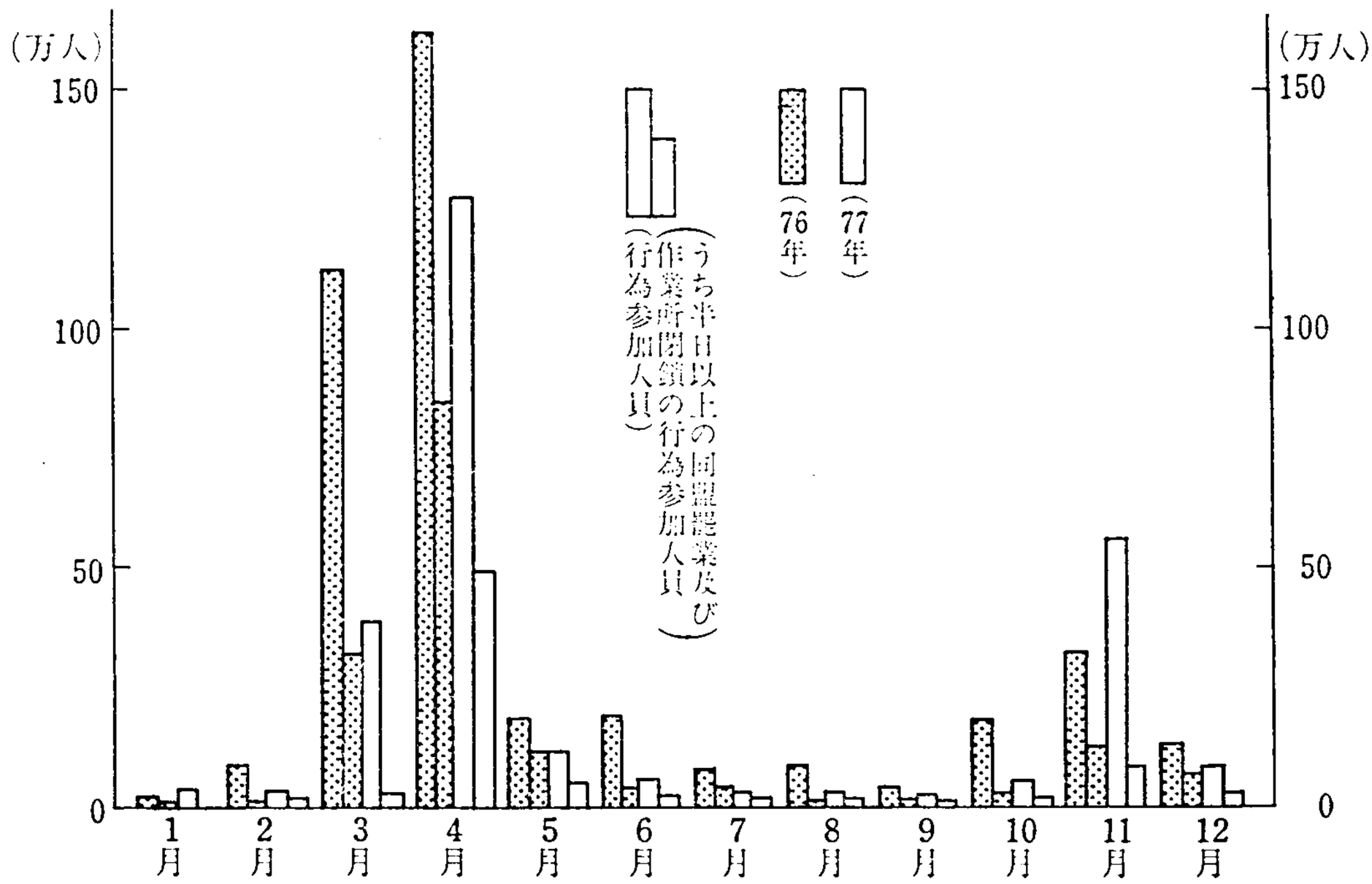

第103表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員				労働損失日数
				計	半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖	半日未満の同盟罷業	怠業	
年	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1973	4,108	4,211	3,961	2,252	1,355	1,344	87	2,823
1974	5,528	4,870	5,375	3,088	2,541	1,183	21	7,906
1975	3,998	4,048	3,772	2,201	1,440	1,122	8	3,725
1976	4,089	3,702	4,000	1,839	901	1,270	6	2,149
1977	3,055	3,034	2,997	1,327	504	971	2	1,014
年間争議に占める割合								
1973	43.4	28.9	45.4	45.7	60.6	41.6	34.3	61.7
1974	52.8	34.0	56.1	58.0	70.2	43.4	55.8	81.9
1975	47.4	39.4	49.8	47.7	52.7	45.8	70.9	46.7
1976	51.3	51.6	55.2	54.1	66.5	51.6	66.8	66.7
1977	50.4	49.2	54.2	55.0	72.8	50.5	41.8	67.7

〔備考〕 1) 本特別集計は2月～5月に発生し要求項目に「賃金増額」をふくむ争議を抜き出して特別に集計したものである。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第104表　「半日以上の同盟罷業」の行為参加人員1人当り労働損失日数の推移

年	行為参加人員1人当り労働損失日数		
	年計	うち春闘	春闘以外
1973年	2.03日	2.08日	1.95日
1974	2.65	3.11	1.58
1975	2.92	2.59	3.29
1976	2.38	2.39	2.37
1977	2.17	2.01	2.58

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

月間行為参加人員の推移と春闘の動向

七七年の労働争議行為参加人員を月別にみると（第6図）、春闘時と秋から年末にかけて多いのは例年のとおりであるが、総体的に前年を下回り、とくに三月の減少が大きいが、一方、一一月には健保料値上げや国鉄運賃法定制緩和などに反対する一一・二四統一ストがおこなわれて前年をやや上回っている。

七七年春闘は三月段階では、地域最低賃金の早期改定、雇用・失業保障、医療、教育、漁業問題等の要求をかかげた地域統一ストがくまれ、四月に入り賃上げ要求を中心とした国民春闘共闘傘下の民間公労協、公務員共闘、各労組による四・八、四・一五統一スト、一六日に私鉄、一九、二〇日に公労協の争議がおこなわれたが、以後大きな動きもなく比較的短期間に終息した。これを反映して春季賃上げ争議（二～五月に発生し、要求項目に「賃金増額」をふくむ争議）の規模は七五年、七六年にひきつづいて前年を下回った（第103・104表）。これを争議行為をともなう争議でみると、件数二九九七件、行為参加人員一三三万人となり、それぞれ前年にくらべて二五・一%（一〇〇三件）、二七・九%（五一万人）の減少であった。また争議行為をともなう争議のうち「半日以上の同盟罷業」は件数九五三件、行為参加人員五〇万人、「半日未満の同盟罷業」

第105表　民間企業春季賃上げ争議発生状況

年	労働争議発生企業数		争議行為参加人員		労働損失日数		組合員1人当り労働損失日数	
	中小企業	全企業	中小企業	全企業	中小企業	全企業	中小企業	全企業
1973年	2,275 〔3.8〕 (62.1)	3,666 〔1.9〕	157,291 〔△5.2〕 (12.0)	1,315,291 〔△4.9〕	334,582 〔△13.3〕 (13.1)	2,560,831 〔△16.9〕	0.175 〔△15.5〕 (82.2)	0.212 〔△18.1〕
1974年	3,634 〔59.7〕 (65.8)	5,523 〔50.7〕	225,830 〔62.7〕 (12.4)	2,059,957 〔56.6〕	692,059 〔106.9〕 (9.9)	6,965,733 〔172.0〕	0.352 〔101.1〕 (63.0)	0.559 〔163.7〕
1975年	2,324 〔△36.0〕 (62.1)	3,745 〔△32.2〕	170,274 〔△33.4〕 (11.7)	1,456,592 〔△29.3〕	403,284 〔△41.7〕 (12.0)	3,351,817 〔△51.9〕	0.261 〔△25.9〕 (69.6)	0.375 〔△32.9〕
1976年	2,106 〔△9.4〕 (56.2)	3,355 〔△10.4〕	142,741 〔△16.2〕 (14.8)	963,452 〔33.9〕	263,447 〔△34.7〕 (13.4)	1,964,907 〔△41.4〕	0.168 〔△35.6〕 (75.3)	0.223 〔△40.5〕
1977年	1,539 〔△26.9〕 (66.4)	2,318 〔△30.9〕	104,589 〔△26.7〕 (18.9)	552,990 〔△42.6〕	129,304 〔△50.9〕 (15.6)	826,556 〔△57.9〕	0.061 〔△63.7〕 (62.2)	0.095 〔△57.4〕

〔備考〕 1)〔　〕内は対前年増減率，単位%，△は減。
2)（　）内は全企業にたいする中小企業の比率，単位%。
3)「春季賃上げ争議」とは2～5月に発生した争議のうち，要求事項に「賃金増額」をふくむもの。
4)「労働争議統計調査年報告」および「労働組合基本調査報告」による。

が件数二五〇四件、行為参加人員九七万人となり、「半日以上の同盟罷業」は前年比件数で四四・八%、行為参加人員で四四・一%の各減、「半日未満の同盟罷業」でも同じく件数で一九・四%、行為参加人員で二三・六%の各減と、とくに「半日以上の同盟罷業」での減少が目立っている。また、春季賃上げ争議における「半日以上の同盟罷業」の件数、行為参加人員、労働損失日数および「半日未満の同盟罷業」の件数、行為参加人員が年間争議に占める割合をみると、いずれも五割を超えている。

なお、七七年春季賃上げ時（二～五月）における中小企業の争議発生状況についてみると（第105表）、争議行為参加人員は一〇万五〇〇〇人と前年比二六・七%の減少、さらに労働損失日数も一三万日と前年の半分以下（前年比五〇・九%減）となった。これは、ひきつづく景気の停滞により倒産・合理化が相次いだことなどにより、労組側がストライキに訴えることを控えたこと、また、「七六年度下期の中小企業の企業収益が前期比ではマイナスに転じたものの、売上高経常利益率は前年同期を〇・一七ポイント上回る一・九八%であった（日本銀行「全国企業短期経済観測調査結果」、七七年八月）ため」、前年にくらべて回答が高かったこと、労使とも団交重視の姿勢を強めたこと、などの理由によるものとみられている。

第106表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
全産業	8,720(100.0)	9,581(100.0)	7,574(100.0)	7,240(100.0)	5,533(100.0)
鉱業	75(0.9)	70(0.7)	53(0.2)	44(0.6)	52(0.9)
建設業	104(1.2)	174(1.8)	106(1.4)	70(1.0)	48(0.9)
製造業	2,402(27.6)	3,523(36.8)	2,634(34.8)	2,195(30.3)	1,531(27.7)
卸売・小売業	130(1.5)	186(1.9)	140(1.8)	121(1.7)	98(1.8)
金融・保険・不動産業	84(1.0)	107(1.1)	60(0.8)	73(1.0)	64(1.2)
運輸・通信業	932(10.7)	1,252(13.1)	896(11.8)	696(9.6)	498(9.0)
電気・ガス・水道業	307(3.5)	331(3.5)	275(3.6)	284(3.9)	231(4.2)
サービス業	1,299(14.9)	1,302(13.6)	746(9.8)	899(12.4)	803(14.5)
公務	3,370(38.7)	2,621(27.4)	2,645(34.9)	2,838(39.2)	2,195(39.7)
その他	17(0.2)	15(0.2)	19(0.3)	20(0.3)	13(0.2)

〔備考〕 1）「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2）（ ）内は構成比。
3）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第107表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
行為参加人員		千人	千人	千人	千人	千人
	計	4,929(100.0)	5,325(100.0)	4,614(100.0)	3,400(100.0)	2,413(100.0)
	鉱業	62(1.3)	52(1.0)	29(0.6)	18(0.5)	35(1.5)
	建設業	41(0.8)	57(1.1)	58(1.3)	30(0.9)	16(0.7)
	製造業	1,419(28.8)	2,194(41.2)	1,688(36.6)	836(24.6)	472(19.6)
	卸売・小売業	29(0.6)	45(0.8)	43(0.9)	38(1.1)	20(0.8)
	金融・保険・不動産業	15(0.3)	16(0.3)	11(0.2)	13(0.4)	16(0.7)
	運輸・通信業	1,072(21.8)	1,279(24.0)	1,038(22.5)	534(15.7)	400(16.6)
	電気・ガス・水道業	86(1.7)	70(1.3)	47(1.0)	51(1.5)	36(1.5)
	サービス業	700(14.2)	627(11.8)	475(10.3)	542(15.9)	501(20.8)
	公務	1,350(27.4)	885(16.6)	1,140(24.7)	1,279(37.6)	884(36.7)
	その他	154(3.1)	101(1.9)	85(1.9)	60(1.8)	32(1.3)
労働損失日数		千日	千日	千日	千日	千日
	計	4,604(100.0)	9,663(100.0)	8,016(100.0)	3,254(100.0)	1,518(100.0)
	鉱業	151(3.3)	158(1.6)	146(1.8)	45(1.4)	53(3.5)
	建設業	81(1.8)	98(1.0)	92(1.1)	55(1.7)	9(0.6)
	製造業	2,465(53.5)	5,431(56.2)	4,582(57.2)	1,426(43.8)	691(45.5)
	卸売・小売業	48(1.0)	96(1.0)	57(0.7)	62(1.9)	23(1.5)
	金融・保険・不動産業	40(0.9)	41(0.4)	10(0.1)	11(0.3)	4(0.2)
	運輸・通信業	1,252(27.2)	2,721(28.2)	2,441(30.4)	1,274(39.2)	523(34.4)
	電気・ガス・水道業	26(0.6)	47(0.5)	24(0.3)	7(0.2)	5(0.3)
	サービス業	395(8.6)	604(6.3)	375(4.2)	261(8.0)	163(10.8)
	公務	77(1.7)	325(3.4)	96(1.2)	31(1.0)	29(1.9)
	その他	75(1.5)	142(1.5)	197(2.4)	82(2.5)	18(1.2)

〔備考〕 1）「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2）（ ）内は構成比。
3）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第108表　産業別半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖労働争議件数，行為参加人員および労働損失日数

産業	合計			半日以上の同盟罷業			作業所閉鎖		
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数
		人	日		人	日		人	日
全産業	1,712	691,908	1,518,476	1,707	691,674	1,498,295	12	372	20,181
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業・狩猟業	1	12,039	12,078	1	12,039	12,078	—	—	—
漁業・水産養殖業	1	500	2,500	1	500	2,500	—	—	—
鉱業	34	20,257	53,496	34	20,235	53,470	1	26	26
金属鉱業	8	6,931	17,886	8	6,931	17,886	—	—	—
石炭・亜炭鉱業	13	12,300	33,847	13	12,300	33,847	—	—	—
原油・天然ガス鉱業	2	149	149	2	149	149	—	—	—
非金属鉱業	11	877	1,614	11	855	1,588	1	26	26
建設業	20	5,307	9,481	20	5,307	9,481	—	—	—
製造業	920	278,135	690,532	918	277,988	678,863	5	207	11,669
食料品・たばこ製造業	49	14,607	42,674	48	14,504	31,756	1	103	10,918
繊維工業	46	11,327	16,486	46	11,327	16,486	—	—	—
衣服・その他の繊維製品製造業	7	1,244	1,624	7	1,244	1,624	—	—	—
木材・木製品製造業	14	2,470	3,543	14	2,470	3,543	—	—	—
家具・装備品製造業	6	618	2,496	6	618	2,496	—	—	—
パルプ・紙・紙製品製造業	52	5,517	7,434	52	5,517	7,434	—	—	—
出版・印刷・同関連産業	71	7,531	15,437	71	7,531	15,437	—	—	—
化学工業	105	28,284	77,521	105	28,275	77,512	1	9	9
石油製品・石炭製品製造業	9	1,244	1,368	9	1,244	1,368	—	—	—
ゴム製品製造業	11	2,439	4,997	11	2,439	4,997	—	—	—
なめしかわ・同製品・毛皮製造業	10	2,303	11,743	10	2,303	11,743	—	—	—
窯業・土石製品製造業	80	16,151	39,170	79	16,116	38,796	2	54	374
鉄鋼業	18	7,188	13,751	18	7,188	13,751	—	—	—
非鉄金属製造業	29	10,158	20,920	29	10,158	20,920	—	—	—
金属製品製造業	56	15,024	36,170	56	15,024	36,170	—	—	—
一般機械器具製造業	152	83,239	258,864	152	83,239	258,864	—	—	—
電気機械器具製造業	99	38,651	75,475	99	38,651	75,107	1	41	368
輸送用機械器具製造業	47	20,012	39,641	47	20,012	39,641	—	—	—
精密機械器具製造業	29	6,174	13,722	29	6,174	13,722	—	—	—
武器・その他の製造業	30	3,954	7,496	30	3,954	7,496	—	—	—
卸売業・小売業	62	11,438	22,893	62	11,438	22,893	—	—	—
金融・保険業	19	1,095	1,885	19	1,095	1,885	—	—	—
不動産業	3	1,654	1,654	3	1,654	1,654	—	—	—
運輸・通信業	296	271,907	522,830	293	271,842	516,241	4	92	6,589
鉄道業	12	130,971	248,383	12	130,971	248,383	—	—	—
道路旅客運送業	192	27,749	107,987	190	27,701	101,568	3	75	6,419
道路貨物運送業	56	8,192	15,434	55	8,175	15,264	1	17	170
水運業	1	283	5,832	1	288	5,832	—	—	—
航空輸送業	7	3,980	6,449	7	3,980	6,449	—	—	—
倉庫業	6	319	322	6	319	322	—	—	—
運輸に付帯するサービス業	17	56,441	63,017	17	36,441	63,017	—	—	—
通信業	5	63,967	75,406	5	63,967	75,406	—	—	—
電気・ガス・水道・熱供給業	15	3,972	4,940	15	3,972	4,940	—	—	—
電気業	5	775	1,395	5	775	1,395	—	—	—
ガス業	3	399	747	3	399	747	—	—	—
水道業	7	2,798	2,798	7	2,798	2,798	—	—	—
熱供給業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	313	58,945	163,371	313	58,945	161,474	2	47	1,897
放送業	41	17,922	72,976	41	17,922	72,976	—	—	—
自動車整備及び駐車場業・その他の修理業	6	177	354	6	177	354	—	—	—
協同組合	58	10,222	22,545	58	10,222	22,545	—	—	—
医療業	46	14,023	23,026	46	14,023	23,026	—	—	—
保健及び廃棄物処理業	15	599	4,418	15	599	3,643	1	25	775
教育務業	77	3,121	14,713	77	3,121	13,591	1	22	1,122
外国公務業	1	4,709	8,152	1	4,709	8,152	—	—	—
上記以外のサービス業	69	8,172	17,187	69	8,172	17,187	—	—	—
公務	22	25,162	28,962	22	25,162	28,962	—	—	—
国家事務	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方事務	22	25,162	28,962	22	25,162	28,962	—	—	—
分類不能の産業	6	1,497	3,854	6	1,497	3,854	—	—	—

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

2　産業別・規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第106～108表）、前年にくらべ件数、行為参加人員、労働損失日数とも、ほとんどの産業で減少しており、とくに減少のいちじるしかったのは、行為参加人員で卸売・小売業四六・三%、建設業四六・三%、製造業四三・六%となっており、労働損失日数では建設業八二・九%、金融・保険・不動産業六七・七%、卸売・小売業六三・一%があげられる。このようななかで、鉱業が件数、行為参加人員、労働損失日数ともに増加している。

これを全産業にたいする構成比でみると、前年にくらべて行為参加人員では、サービス業四・九ポイント、鉱業一・〇ポイント、運輸・通信業〇・九ポイント、公務〇・九ポイントそれぞれ高くなったのにたいして、製造業五・〇ポイント、公務〇・九ポイントの低下となり、労働損失日数では、サービス業二・八ポイント、鉱業二・一ポイント、製造業一・七ポイント高くなったのにたいして、運輸・通信業と建設業それぞれに四・八ポイント、〇・九ポイントの低下を示している。製造業における「半日以上の同盟罷業」を細かくみると、対前年比で総じて減少をみており、とくに繊維工業の減少が大きく、件数で七四・三%（一五三件）、行為参加人員で九〇・四%（一一万八〇〇

第109表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員
（民営企業のみ）

企業規模	企業数			行為参加人員		
	1976　年	1977　年	対前年比	1976　年	1977　年	対前年比
			%	千人	千人	%
計	5,284 (100.0)	3,954 (100.0)	74.8	1,396 (100.0)	894 (100.0)	64.1
1,000 人以上	777 (14.7)	539 (13.6)	69.4	835 (59.8)	477 (53.4)	57.2
300 ～ 999人	1,057 (20.0)	786 (19.9)	74.4	303 (21.7)	221 (24.8)	73.2
100 ～ 299人	1,530 (29.0)	1,147 (29.0)	75.0	165 (11.8)	118 (13.2)	71.5
99 人 以 下	1,837 (34.8)	1,399 (35.4)	76.2	60 (4.3)	45 (5.0)	75.2

〔備考〕 1)　企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2)　（　）内は構成比。
3)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

○人）、労働損失日数で八八・二％（一三万六〇〇〇日）の減少、ついで木材家具、化学工業、鉄鋼の順で減少が大きい。

また、民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業は三九五四企業、その行為参加人員八九万四〇〇〇人であり、前年にたいしてそれぞれ二五・二％、三五・九％の減少を示し、これを規模別にみると、一〇〇〇人以上が五三九企業（対前年比三〇・六％減）、四八万人（同四二・八％減）、三〇〇～九九九人が七八六企業（同二五・六％減）、二二万人（同二六・八％減）、一〇〇～二九九人が一一四七企業（同二五・〇％減）、一二万人（同二八・五％減）、九九人以下が一三九九企業（同二三・八％減）、四万五〇〇〇人（同二四・八％減）とすべての規模で減少となったが、その減少割合は概して規模の大きいほど高くなっている（第109表）。

3　主要要求別争議とその解決状況

労働争議統計調査結果では、多くの要求事項をもつ争議については、原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計している。そこで、その主要要求事項別総争議の発生件数をみると（第110表）、「賃金および手当」に関する要求が四八二九件で要求事項総数の五七・八％を占め、以下「経営および人事」二九三件（同三・五％）、「給与以外の労働条件」二六六件（同三・二

第110表　労働争議の主要要求事項別件数の推移

要求事項	1976年	1977年	対前年比
	件	件	%
要求事項総数	10,688 (100.0)	8,354 (100.0)	78.2
組合保障・組合活動及び労働協約に関する要求	222 (2.1)	186 (2.2)	83.8
賃金及び手当	6,510 (60.9)	4,829 (57.8)	74.2
うち賃金増額	4,872	3,476	71.3
うち臨時給与金	1,316	1,081	82.1
給与以外の労働条件（労働時間・休日休暇に関するもの）	486 (4.5)	266 (3.2)	54.7
うち休日休暇に関するもの	226	70	31.0
経営及び人事（解雇反対・事業休廃止等に関するもの）	455 (4.3)	293 (3.5)	64.4
うち解雇反対・被解雇者の復職	121	126	104.1
その他（政治スト・支援ストその他に関するもの）	3,015 (28.2)	2,780 (33.3)	92.2

〔備考〕 1）（ ）内は構成比。
2）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第111表　要求事項および継続期間別労働争議解決件数　　（単位：件）

要求事項	計	5日以下	6～10日	11～30日	31日以上
解決争議件数	5,945 (100.0)	1,953 (32.9)	791 (13.3)	2,039 (34.3)	1,162 (19.5)
解決要求事項総数	8,208 (100.0)	2,390 (29.1)	1,112 (13.5)	3,008 (36.6)	1,698 (20.7)
組合保障及び組合活動	106 (100.0)	23 (21.7)	8 (7.5)	20 (18.9)	55 (51.9)
労働協約の締結及び改訂	45 (100.0)	8 (17.8)	4 (8.9)	11 (24.4)	22 (48.9)
労働協約の効力	11 (100.0)	— (—)	1 (9.1)	2 (18.2)	8 (72.7)
賃金及び手当	4,771 (100.0)	924 (19.4)	790 (16.6)	2,008 (42.1)	1,049 (22.0)
賃金増額	3,463 (100.0)	548 (15.8)	491 (14.2)	1,547 (44.7)	877 (25.3)
臨時給与金	1,043 (100.0)	316 (30.3)	266 (25.5)	361 (34.6)	100 (9.6)
退職手当	48 (100.0)	5 (10.4)	8 (16.7)	20 (41.7)	15 (31.3)
その他の賃金・手当	217 (100.0)	55 (25.3)	25 (11.5)	80 (36.9)	57 (26.3)
賃金以外の労働条件	254 (100.0)	50 (19.7)	33 (13.0)	74 (29.1)	97 (38.2)
労働時間の変更	54 (100.0)	6 (11.1)	4 (7.4)	21 (38.9)	23 (42.6)
休日・休暇	67 (100.0)	14 (20.9)	7 (10.4)	13 (19.4)	33 (49.3)
その他の労働条件	133 (100.0)	30 (22.6)	22 (16.5)	40 (30.1)	41 (30.8)
経営及び人事	256 (100.0)	43 (16.8)	12 (4.7)	78 (30.5)	123 (48.0)
解雇反対・被解雇者の復職	102 (100.0)	10 (9.8)	4 (3.9)	30 (29.4)	58 (56.9)
事業の休廃止・操業短縮	32 (100.0)	5 (15.6)	— (—)	11 (34.4)	16 (50.0)
その他の経営及び人事	122 (100.0)	28 (23.0)	8 (6.6)	37 (30.3)	49 (40.2)
その他	2,765 (100.0)	1,342 (48.5)	264 (9.5)	815 (29.5)	344 (12.4)

〔備考〕 1）（ ）内は構成比。
2） 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第112表　労働争議の解決状況　　（単位：件）

年	総争議件数	当年中解決又は解決扱件数									翌年への繰越し件数
		計	労使直接交渉		第三者関与					その他（解決扱）	
				うち第三者関与あり	計	うち労働委員会関与					
						小計	あっ旋	調停	仲裁		
1976	7,975	7,895 (100.0)	3,969 (50.3)	347 (4.4)	465 (5.9)	437 (5.5)	405	11	21	3,461 (43.8)	79
1977	6,060	5,945 (100.0)	2,816 (47.4)	202 (3.4)	366 (6.2)	350 (5.9)	341	1	8	2,763 (46.5)	115

〔備考〕 1）（ ）内は構成比。
2） その他（解決扱）には争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議，たとえば政治スト及び支援スト等がここに区分される。
3） 労使直接交渉のうち「うち第三者関与あり」とは解決に至る過程において第三者関与があった場合をいう。
4） 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第113表　主要団体別労働争議件数の推移

（単位：件）

主要団体		1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
総争議	合計	9,459(100.0)	10,462(100.0)	8,435(100.0)	7,974(100.0)	6,060(100.0)
	総評	6,837(72.3)	6,556(62.7)	5,511(65.3)	5,631(70.6)	4,576(75.5)
	同盟	415(4.4)	923(8.8)	679(8.0)	557(7.0)	203(3.3)
	新産別	56(0.6)	79(0.8)	76(0.9)	62(0.8)	38(0.6)
	中立労連	326(3.5)	450(4.3)	326(3.9)	227(2.8)	145(2.4)
	その他	1,825(19.3)	2,454(23.5)	1,843(21.8)	1,497(18.8)	1,098(18.1)
争議行為をともなう争議	合計	8,720(100.0)	9,581(100.0)	7,574(100.0)	7,240(100.0)	5,533(100.0)
	総評	6,534(74.9)	6,219(64.9)	5,200(68.7)	5,323(73.5)	4,309(77.9)
	同盟	254(2.9)	710(7.4)	446(5.9)	344(4.8)	125(2.3)
	新産別	55(0.6)	76(0.8)	71(0.9)	61(0.8)	38(0.7)
	中立労連	298(3.4)	416(4.3)	292(3.9)	209(2.9)	136(2.5)
	その他	1,579(18.1)	2,160(22.5)	1,565(20.7)	1,303(18.0)	925(16.7)

〔備考〕 1)　（　）内の数字は構成比を示す。
2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第114表　主要団体別，争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	行為参加人員			半日以上の同盟罷業						半日未満の同盟罷業		
				行為参加人員			労働損失日数			行為参加人員		
	1976年	1977年	対前年比	1976年	1977年	対前年比	1976年	1977年	対前年比	1976年	1977年	対前年比
	千人	千人	%	千人	千人	%	千日	千日	%	千人	千人	%
計	3,400 (100.0)	2,413 (100.0)	71.0	1,354 (100.0)	692 (100.0)	51.1	3,224 (100.0)	1,498 (100.0)	46.5	2,459 (100.0)	1,925 (100.0)	78.3
総評	2,760 (81.2)	2,101 (87.1)	76.1	866 (63.9)	502 (72.5)	57.9	2,241 (69.5)	1,042 (69.5)	46.5	2,131 (86.6)	1,735 (90.2)	81.5
同盟	177 (5.2)	28 (1.2)	15.8	156 (11.5)	22 (3.2)	14.0	204 (6.3)	56 (3.7)	27.2	67 (2.7)	10 (0.5)	15.6
新産別	35 (1.0)	14 (0.6)	39.0	32 (2.4)	12 (1.7)	36.6	102 (3.2)	22 (1.5)	21.6	16 (0.6)	11 (0.6)	70.6
中立労連	103 (3.0)	69 (2.9)	67.1	76 (5.6)	41 (6.0)	54.3	174 (5.4)	67 (4.5)	38.7	60 (2.4)	34 (1.8)	57.2
その他	326 (9.6)	201 (8.3)	61.8	224 (16.6)	115 (16.7)	51.4	502 (15.6)	311 (20.8)	62.0	186 (7.6)	133 (6.9)	71.5

〔備考〕 1)　（　）内は構成比
2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

%)、「組合保障・組合活動・労働協約」一八六件（同二・二%）とつづき、このほかに政治ストをふくむ「その他」の要求が二七八〇件（同三三・三%）となっている。これを前年の要求件数とくらべると、景気の停滞を反映して労働時間、休日休暇等「給与以外の労働条件」の減少が四五・三%と大きく、このなかでも「休日・休暇に関するもの」の減少は六九・〇を示す。一方「経営および人事」のうち「解雇反対・被解雇者の復職」が件数は多くはないが、逆に四・一%の増加となっていることが特徴的である。

また、第111・112表によると、一九七七年の総争議件数六〇六〇件のうち解決もしくは解決扱い（争議の当事者である労使間で解決の方法がないような争議、たとえば政治ストおよび支援スト等をふくむ）となった件数は五九四五件（総争議の九八・一%）で、残り一一五件は解決を翌年以降にもちこした。解決件数を期間別にみると、五日以下で解決した争議は一九五三件（解決件数の三二・九%）、六～一〇日七九一件（同一三・三%）、一一～三〇日二〇三九件（同三四・三%）、三一日以上は一一六二件（同一九・五%）となっている。

要求数の多い「賃金増額」、「臨時給与金」、「組合保障および組合活動」、「解雇反対・被解雇者の復職」を要求した争議の期間別構成比では、「賃金増額」、「臨時給与金」に関する要求の場合、一一～三〇日のあいだに解決したものがそれぞれ四四・七%（一五四七件）と多く、「組合保障および組合活動」、「解雇反対・被解雇者の復職」では、他の要求にくらべ継続期間が長く三一日以上のものが五割強を占めている。

また、解決方法別には、労使直接交渉により解決したものが二八一六件（解決件数の四七・四%）、第三者関与により解決したもの三六六件（同六・二%）であった。第三者関与による解決のうちの九七・四%の内訳では、労働委員会のあっ旋によるものが三四一件、仲裁八件、調停一件で、労働委員会関与による解決のうちの九七・四%は、あっ旋によっていた。

4　主要連合団体別にみた争議

一九七七年の労働争議のうち、争議行為をともなう争議を主要連合団体別にみると（第113・114表）、行為参加人員で総評がもっとも多く二一〇万一〇〇〇人と、全体の八七・一%を占め、ついで中立労連六万九〇〇〇人（同二・九%）、同盟二万八〇〇〇人（同一・二%）となっており、労働損失日数でも、総評一〇四万二〇〇〇日（全体の六九・五%）、ついで中立労連六万七〇〇〇日（同四・五%）、同盟五万六〇〇〇日（同三・七%）の順に多い。これを対前年比でみると、各団体とも行為参加人員、労働損失日数はいずれも減少しており、とくに同盟がそれぞれ八四・二%（一四万九〇〇〇人）、七二・八%（一四万九〇〇〇日）を大きく減少したのが目立っている。

【参考資料】(1)労働大臣官房統計情報部『労働争議統計年報告』、(2)労働省『労働白書』、(3)同『労働運動の回顧』。

Ⅳ　賃金闘争

概要□七七年秋季年末闘争――闘争をとりまく情勢／総評・秋季年末闘争方針／九～一〇月段階のとりくみ／雇用など労働四団体共闘の成立と決裂／一一・二四統一ストなど／年末一時金闘争／年末一時金妥結状況／七八年春季闘争――七八年春闘の背景／国民春闘共闘会議の発足／春闘共闘会議の春闘白書／同盟の賃金白書／ＪＣの賃金白書／日経連・七八春闘対策方針の発表と春闘共闘の反論／七八春闘諸要求とその特徴／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の七八年賃金闘争／七八年春闘妥結状況／七八年春闘総括

概要

一、七七年年末一時金闘争における妥結額は、三八万九四五五円で、対前年同期三六万六三一八円を六・五％上回った。だが、その前は一〇・五％の伸び率であったから、対前年伸び率の比較では、四・〇ポイント下回った。年間臨給の実施状況では、実施率では四七・三％と前年をさらに上回り、しかも夏冬型が着実に増加している。

一、七八年春闘は、景気回復もはかしくなく、雇用・失業情勢も好転せず、産業・企業間の業績格差が目立つもとで展開された。組合側の賃上げ要求は、春闘共闘一五％（定昇別）、金属労協一二％（定昇込み）ただし不況業種一二％という二本建、同盟一〇％（定昇こみ）など、要求水準は前年同様に接近し、しかも実質賃金重視の傾向がいっそう強まった。

一、春闘は、一月～三月の大衆行動を経て、四月一三日の金属労協四単産への集中回答、四月下旬、交運ストを軸とする官民総がかりの決戦、民間中小を中心とする五月～六月段階への闘争のずれこみなど、例年になく長期化した。

一、そのなかでも、四月一三日の金属四単産への集中回答は、鉄鋼七〇〇〇円（四・二四％）、造船七二〇〇円（四・六七％）、自動

車一万一五〇〇円(八%)、家電一万六七〇円(七・七～七・八%)、重電一万六七〇円(七・五～七・八%)となり、鉄鋼、造船と自動車、電機との〝同時異額〟となったこと、電機はさらに二〇日にストを構えて上積みをはかったこと(ストは中止)などから、金属労協の〝集中決戦〟についての評価、分析が組合内外でたいへん活発化した。

一、四月下旬の決戦では、私鉄が八八〇〇円(五・五三%)プラス一時金〇・一五カ月分(月額換算二〇七〇円、一・三%)、公労協には調停委員長見解で八六七四円、五・四%(定昇こみ、加重平均)が打ちだされた。「政府・財界のカベ」はきわめて厚く、私鉄の場合、一時金をふくめ六・八%と、かろうじて年度平均物価上昇率(政府見通し)に届いた。公労協関係では、予算化されていた七・二%のアップ率にも達しなかった。

一、七八年春闘の賃上げ妥結結果は、労働省調べで九二一八円、五・九%(前年は一万二五三六円、八・八%)であり、率では五八年の五・六%につぐ低率となった。しかも、産業間、企業間の格差が、きわめて大きかった。

一、四月決戦段階で、全逓は突如、予想される全国的な刑事弾圧にたいし、組織防衛のための〝緊急避難〟措置として、ストライキを中止した。このことは、公労協の結束問題、スト権闘争への影響、全逓組織内への問題のはね返りなど、その後多くの議論をよびおこした。同時に、スト権、官公労働運動についての、政府、司法の考え方が、この一件を契機に改めてクローズアップされつつある。なお、国鉄では六月三日、戒告以上五五四八、二万人を超える訓告など、これまでの処分軽減傾向に逆行する大量処分が、しかも異例の早さで出された。

一、七八年春闘総括は、妥結水準、JC回答、全逓など公労協問題をはじめ、多岐で困難な総括論点をかかえた。マスコミによって〝完敗〟といわれる春闘をつうじ、春闘見直し論をふくむ運動再構築論議がなお深化される必要があろう。しかも、労働戦線の動向がますます密接に政治動向との運動の気配を示しつつあるなかで。

1　七七年秋季年末闘争

闘争をとりまく情勢

七七年秋季年末闘争においては、雇用、離職者対策を中心とした、おもに国会に向けての闘争、年末一時金をはじめとする秋季年末諸要求、そして七八年春闘体制確立のための諸行動が展開された。

日本経済は、①七七年に入り、民間需要の低迷など回復基調はかばかしくなく、とくに一〇月の円相場急騰の到来とともに、輸出部門も打撃をうけるにいたった。②また企業収益も、七六年三月期に増収、増益に転じたのも束の間、七七年九月期には四期ぶりに減益に転落した。他方、企業倒産はいぜんとして高い水準にあり、とくに七七年後半以降、増加の傾向が目立った。③消費者物価の動向は、円高の影響等もあり、全体として鎮静傾向にあった。なお雇用・失業情勢は、いぜんとして深刻であり、有効求人倍率をみる

と、七七年四～一〇月平均〇・五四倍（前年同期〇・六五倍）、完全失業者数も七～九月期に一〇五万人を記録した。

こうした情勢のもと、七七年秋季年末闘争、年末一時金闘争が展開された。まず、総評の秋季年末闘争方針をみておこう。

総評・秋季年末闘争方針　総評は、七七年八月一七日から四日間開かれた第五五回定期大会で、七七年度運動方針とともに、雇用・失業対策を中心とした秋季年末闘争方針の骨格をもあわせ決定し、一〇月五日の第一回拡大評議員会で方針の詳細を決定した。

それによると、まず統一要求として、①時短、週休二日制、定年延長、操短・休業中の賃金一〇〇%保障、②首切り、工場閉鎖反対、職場確保、いっさいの労働条件変更の事前協議制確立、③失業者の生活保障、再就職確保、完全雇用の三点を掲げた。そして企業別、産業別で取り組める課題は自力闘争を主体にすすめ、対政府要求は四団体共闘を中心に五野党の協力を求め実現をはかるという考え方に立っていた。ただし、対政府要求のうち、四団体の合意が得られなかった「季節・出稼ぎ労働者の短期特例給付を二年間に限り、五十日を九十日に延長する」、「失業対策事業、緊急就対策事業など失対四事業の存続、拡大を図る」の二点については、国民春闘共闘会議でとりくみ、ここでも合意ができない課題は総評独自でとりくむ方針とした。

これらの闘争は、全国集中行動期間として、第一次一〇月二〇日～一一月八日、第二次一一月二〇日～三〇日、第三次一二月五～一五日の期間を設定し、ここに集中することによって、全国的な秋季年末闘争を盛りあげるという構想であった。

九～一〇月段階のとりくみ　秋闘は、恒例の九・一五高齢者大集会（都体育館、一万人）を皮切りに、雇用、時短、税制など課題別討論集会を積み重ねたのち、一〇月五日、総評、東京地評による「首切り合理化・失業反対、雇用確保、秋季年末闘争勝利中央総決起集会」（日比谷野外音楽堂）が開かれ、首都圏四四の争議団をはじめ、東京地評傘下八〇〇〇人の労働者が結集した。

また一〇月二〇日には、一日繰り上げて「一〇・二一国際反戦デー」が、東京・明治公園に三万六〇〇〇人を集めて開かれ、日米韓軍事一体化反対、日韓癒着徹底糾弾、基地撤去、安保条約廃棄などを決議した。翌二一日には、全国各地で反戦デーの統一行動が展開された。長崎県佐世保では、原子力船むつ母港化反対が叫ばれたのをはじめ、全体として、反基地反原発など地域の具体的課題がとり上げられ、それが全国的統一的課題との結合の兆しを見せはじめている。

雇用など労働四団体共闘の成立と決裂　秋季年末闘争におけるメインな課題の一つである雇用保障、失業反対のとりくみは、一〇月に入り、総評、中立労連、新産別、同盟の労働四団体による雇用問題にたいする統一要求のとりまとめとして結実し、一五日、政府に提出された。四団体の統一要求は、①積極的な景気回復を実施し、雇用政策を全面的に見直すこと、②構造不況業種離職者対策のための臨時措置法を制定すること、③定年延長、解雇規制など雇用の拡大と安定のための措置を講ずること、④以上に関連する予算補正の措置を第八二臨時国会においておこなうこと、以上を柱としていた。さらに四団体は一一月四日、七

四年二月以来三年ぶりの「雇用を守り、失業をなくする労働四団体集会」（東京池の端文化センター、五〇〇人）を開き、共闘は発展するかに見えた。

ところが、第八二臨時国会では、統一要求の中心をなす「離職者臨時措置法案」が、他の重要案件（国鉄、健保、公務員給与法案）と抱き合わせになり、一一月二五日、廃案となってしまった。もっとも、ひきつづく短期間の臨時国会で成立をみたが、健保・国鉄法案阻止とのからみで同法案を考慮に入れていた総評と、民間労組を主体とする他の三団体とくに同盟の考え方とは大きな開きがあり、結局、四団体共闘は一一月二五日以降、凍結という形で事実上崩壊したのであった。これは、たんに労働四団体間の関係だけに原因があるのでなく、保守、中道連合の強化、社公間の微妙な関係などと絡んでいた。

秋季闘争ヤマ場へ——一一・二四統一ストなど

一一月に入り、総評は二日の大衆行動につづき、四日には国労、動労の時限ストをふくむ「国会会期延長反対、雇用法案成立、健保改悪、国鉄運賃法改悪阻止」の統一行動を展開した。

さらに、「雇用」法案の成立と「健保」「国鉄」両法案反対を中心課題に、総評は臨時国会終盤の一一月二四日、大がかりな第二波の統一ストを決行。国労、動労が早朝、東京・大阪の国電をストップさせたほか、医労協や全国金属、合化労連など民間組合も年末一時金要求などをかかげて統一ストに合流した。この日のストライキの中核になったのは国労、動労で、首都圏、大阪の国電と拠点ローカル線二二線区で始発から午前六時半まで電車・列車をストップさせた。公務員関係では自治労が全国の拠点で三〇分から二時間のスト、日教組は主任手当制度化を狙う「給与法」阻止を掲げて三三県で午後三時からストに突入した。民間では、医労協に結集する医療労働者が全日赤＝半日～二時間、全労災＝一時間などの規模で全国四五八病院で実力行使。また全国金属も年末一時金要求の前進をかかげて全支部で二時間の統一ストを指令、全港湾も労災保障や年末一時金要求などを掲げて全地方で二時間のスト、うち日本海地方は二五日から四八時間ストに突入した。このほか官公労では都市交（非乗務員のみ）、全水道、全林野、民間では全国一般、合化労連、全日自労、全自交、紙パ労連、化学同盟、炭労、全印総連、運輸一般、国鉄共済労、全電力、全造船、ホテル労連、新聞労連、電通共闘、政労協の各組合が統一ストに合流。全逓、全専売、全日通など七単産も時間内にくいこむ職場集会を開いて、統一行動の裾野をひろげた。なお、当初ストを予定した私鉄総連は組織内事情からストを回避した。

春闘共闘も、秋季年末闘争のヤマ場を迎えて同日、東京・明治公園に一万二五〇〇人の組合員を集めて中央総決起集会を開き、失業反対・雇用確保、年末一時金大幅獲得などを決議した。この集会は、七八国民春闘共闘会議が発足して以来初めての統一行動で、とくに総評傘下の各単産はこの日、「健保」「国鉄」両法案への抗議や合理化反対、年末一時金大幅獲得をめざして実力行使をくりひろげて結集、集会を大きく盛りあげた。

年末一時金闘争

年末一時金をめぐる闘争は、一一月中旬以降本格化した。しかし、不況の影響で、中小労組を中心にきびしいたたかいを余儀なくされ、電機労連で中小の三分の

一が一二月にずれこんだほか、中小は一二月決戦が多かった。しかしそれも、一二月中旬には大勢で決着をみた。つぎに、年末一時金の妥結状況を見ておこう。

年末一時金妥結状況　まず、民間における年末一時金の要求、妥結状況を掲げておこう。第115表がそれである。要求額は四五万七一〇四円と、前年同期の要求額四四万九五八七円を七五一七円上回った。率では一・七%増と、きびしい企業実績を反映していた。つぎに妥結額は、三八万九四五五円で、対前年同期三六万六三一八円にたいし六・五%増となったが、その前年の伸び率一〇・五%にたいし、四・〇ポイント下回った。

産業別に妥結状況をみると、高いのは、新聞・放送（七一万五七五円）、水産食料品（五三万五〇〇〇円）、陸運（四三万五二六〇円）などが高く、反対に繊維（二二万五五八〇円）、金属鉱業（二六万八八三三円）、電線非鉄（三一万六八七〇円）、パルプ・紙（三三万八九二円）などが低くなっている。また対前年伸び率では、自動車一五・〇%（年間臨給）、水産食料品一二・三%、電線非鉄一一・九%、新聞・放送一一・九%、商業一一・一%、セメント一〇・〇%などが目立っている。

つぎに、年間臨給の実施状況を第116表によってみると、実施率（B/A）では四七・三%と前年を一・五%上回り、七四年、七五年の落ちこみにくらべ、回復が目立ってきている。その場合、七五年に夏冬型の実施率が冬夏型を上回ったが、七七年も同様であり、しだいに差を開いている。いわば春闘決着型、ないし春闘後決着型の増大ということができる。

以上のように、回復はかばかしくない経済基調のもと、しかも円急騰の直撃をうけ、企業収益も減益基調に転落し、構造的不況業種が続出していくなかで、年末一時金の妥結状況も順調とはいえなかった。そして、それは七八年春闘のきびしい先行きをも予想させるものであった。

2　七八年春季闘争

七八年春闘の背景　七八年春闘は、春闘共闘を中心としてみれば、第二四回目の春闘である。そして七四年に打ちだされた国民春闘、その五年目の年であった。なお同盟、新産別は、春闘共闘とは別に、しかしほぼ時期を同じくして賃金闘争をおこなった。この七八年春闘の背景として、おおむね以下のことが指摘されよう。

第一に、経済基調の点では、七七年後半以降の円急騰による輸出への打撃、民間需要の相変わらずの低迷によって、政府の積極的な景気刺激策にもかかわらず、景気回復ははかばかしくなく、雇用・失業情勢も好転の兆しを見せず、深刻化していた。倒産件数も七七年後半以降、とくに高水準にあり、企業実績も七七年九月期に減益に転落し、鉄鋼の過剰生産、造船、繊維など構造的不況業種の存在も相まって、産業、業種、企業ごとに業績格差も開いていた。消費者物価も、七七年後半以降は鎮静化の傾向を見せ、七八年三月の対

第 115 表　1977年民間主要企業年末一時金妥結状況

産業	調査企業数	平均年齢	要求額		妥結額		対前年上昇率	1976年年末一時金		1977年夏季一時金	
								妥結額	対前年上昇率	妥結額	対前年上昇率
	社	歳	社	円	社	円	%	円	%	円	%
鉱業	6	39.2	6	458,333	6	268,833	△ 3.1	277,500	7.9	282,501	9.0
鉱業	4	42.5	4	400,000	4	349,000	7.4	325,000	3.2	340,000	4.6
食料・たばこ製造	19	34.7	(11) 8	650,556	19	536,566	12.3	477,600	11.3	432,113	12.9
繊維工業	13	36.2	13	427,326	13	330,892	5.1	314,928	19.0	314,046	12.3
化学品	50	34.3	(3)47	505,535	50	400,431	0.6	397,939	9.3	398,287	8.3
石油・石炭製品	8	34.7	(8)	年間臨給	(6) 2	535,000	9.3	489,500	16.5	455,313	8.4
ゴム製品	4	32.0	4	445,225	4	377,418	3.0	366,359	13.0	363,016	6.3
ガラス・土石製品	5	37.5	5	419,900	5	340,000	10.0	309,000	24.6	330,000	15.4
鉄鋼	16	34.5	(12) 4	432,450	16	369,295	8.2	341,315	0.4	300,399	8.2
非鉄金属	7	33.6	(1) 6	406,083	7	316,870	11.9	283,107	7.2	285,964	8.3
機械	29	34.0	(8)21	477,967	29	382,714	8.5	360,325	11.2	370,076	14.4
電気機械	29	32.0	(5)24	407,974	29	374,484	8.4	345,318	14.4	344,026	12.4
造船	8	35.1	(8)	年間臨給	8	382,500	7.9	354,407	6.8	361,250	5.3
車輌	2	37.6	2	430,000	2	390,000	8.3	360,000	9.1	370,000	12.1
自動車	8	34.3	(8)	年間臨給	8	412,974	15.0	358,974	9.8	389,688	15.4
印刷業	3	31.0	3	394,847	3	355,233	5.6	336,270	3.9	316,798	6.2
商業	9	38.1	(6) 3	439,667	9	431,669	11.1	432,564	19.2	321,932	12.7
陸運	18	37.5	(16) 2	510,000	18	435,260	9.6	396,979	16.2	359,145	9.0
電力	9	37.0	9	485,000	9	420,000	8.2	388,000	△ 4.5	388,000	△ 6.1
ガス	3	33.3	(3)	年間臨給	3	422,733	0.5	420,667	12.0	415,567	11.9
新聞・放送	6	37.0	(2) 4	954,680	6	710,575	11.9	711,852	11.8	639,926	4.5
繊維	23	30.5	(2)21	271,850	23	225,580	△ 4.2	235,402	13.8	235,505	9.8
平均	279	34.2	(93)186	457,104	(6)273	389,455	6.5	366,318	10.5	363,937	10.3

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として東証または大証第１部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合がある企業279社である。

2) 平均年齢，要求額，妥結額は，すべて１社当たりの数値（単純平均）である。

3) 要求額欄の（　）内は年間臨給「夏冬」型により，52年夏季一時金とあわせて要求がおこなわれたところ，または月数要求（要求額不明）のところで外数である。

4) 妥結額欄の（　）内は，月数妥結（妥結額不明）のところで外数である。

5) 本年年末一時金妥結額の対前年上昇率は，本年年末一時金の妥結企業と同一企業における1976年年末一時金妥結額を今回改めて算出し，この額と本年年末一時金の妥結額の比較により算出した。

6) 労働省労政局労働組合課調べ。

第 116 表　年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移

年	A 調査数	B 実施数	C 夏冬型実施数	D 冬夏型実施数	E その他実施数	F 実施率 (B/A)	G 夏冬型実施率 (C/A)	H 冬夏型実施率 (D/A)	I その他実施率 (E/A)
	企業	企業	企業	企業	企業	%	%	%	%
1970	286	159	49	105	5	55.6	17.1	36.7	1.7
1971	280	152	52	95	5	54.3	18.6	33.9	1.8
1972	279	177	49	120	8	63.4	17.6	43.0	2.9
1973	279	151	53	95	3	54.1	19.0	34.1	1.1
1974	275	89	35	52	2	32.4	12.7	18.9	0.7
1975	271	101	49	47	5	37.3	18.1	17.3	1.8
1976	273	125	71	51	3	45.8	26.0	18.7	1.1
1977	279	132	81	49	2	47.3	29.0	17.6	0.7

〔備考〕　労働省調べ。

前年比較では四・五％（全国）となっていた。年度平均物価上昇率の見通しは六・七％となっていた。

第二に、そうした経済基調のもと、昨年春闘で、額では前年を上回り、率では下回ったが、少なくとも、七五年、七六年の〝連敗〟春闘よりも前進した労働側の春闘準備の動向が注目された。だが、実際には運動の主導権掌握の思惑が、それだけにいっそう目立った。それは総評と同盟間といったものだけでなく、ＪＣ金属四単産でも、輸出好調をほこる自動車や別に電機、他方で過剰生産に悩む鉄鋼、構造不況業種に転落した造船など、産業、企業の状況を反映しつつ、主導権掌握をめざす確執が、〝集中決戦〟堅持のなかでも目立った。そうした主導権掌握をめぐる思惑は、雇用などの労働四団体共闘がいったんは成立したが、国会での野党のそれぞれの動向とも複雑にからみ、結局、四団体共闘の崩壊にいたる一つの遠因にもなっていた。いずれにしても、労働側の種々の動きは、政府、財界の、これまでになく強硬な賃上げ抑制態度についての正確な評価に欠けつつ、相場の目安の模索、春闘決戦時期、戦術配置等、主導権掌握の思惑とからんで、例年以上に目まぐるしい動きとならざるをえなかった。

第三に、だが他方、きびしい生活状況のもと、賃上げとともに雇用・失業問題の切実さも増しており、全体としてとりくむべき領域の拡大、問題自身のいっそうの深刻化がひきつづいていた。それゆえ、国民春闘の真の継承・発展が、ますます必要とされた。だが、先にふれた主導権争いの思惑、種々の入りくんだ〝かけ引き〟等は、俗に〝雲の上春闘〟、〝密室取引き〟などの言葉がとび交うほどであり、国民春闘の継承・発展に真に必要な大衆がそこでは不在で

あった。つまり、〝大衆置き去り〟の傾向が、はじめから付きまとっていた。

第四に、政党の動向と密接にからんだ。とくに、総評における〝社公中軸〟志向が、七七年の定期大会で打ちだされたが、それだけでなく、七七年をつうじた社会党の内紛のいちじるしい激化、総評の異常なまでの調整工作、その後の中道連合の形成、京都府知事選と横浜市長選の選挙共闘のパターンなどが、全体として労働運動の発展にプラスになるように作用したとは、とうてい言いがたかった。こうしたことをも背景に、春闘は展開されなければならなかった。

総じて、はかばかしくない経済情勢、政府・財界の強硬な賃上げ抑制態度、〝大衆不在〟のもとでの主導権争いの思惑と足並みの乱れ、政界再編との必然的なからみなど、深刻にして複雑かつ波乱含みの七八年春闘が、ここにスタートしたのである。

1　国民春闘共闘会議の発足

国民春闘共闘会議の発足

七八年春闘を発足させる国民春闘共闘会議は、総評、中立労連、一部純中立組合をふくめ、一〇一単産（オブザーバーをふくむ）、四七地方共闘、八七二万人を結集し、七七年一一月一四日に第一回総会を開いた（東京・芝・日本女子会館）。昨年から「春闘共闘委員会」を「国民春闘共闘会議」と名称変更し、その二年目にあたる。

総会は、議長に槇枝総評議長、事務局長に富塚総評事務局長など役員を選出し、あわせて「七八国民春闘・態勢づくりのための討議課題」を提起し、各組合での討議を要請した。なお組織機構はほぼ昨年どおりで、共闘会議に参加する単産代表一人をもって構成する総会を最高決議機関とし、この下に、戦術調整委員会、三役会議、常任三役会議を置いている。ただ昨年設けた闘争企画会議は、性格があいまい化したので廃止し、これにかわるものとして、必要に応じ拡大三役会議を開くこととした。

春闘共闘・七八国民春闘基本構想

春闘共闘は、一二月一二日の第二回総会で、「七八国民春闘の基本構想」を決め、それを理論的に裏づけた「春闘白書」、そして賃上げ要求基準を提示した。七八国民春闘 基本構想は、「国民春闘路線の再構築」を基本にすえながら、「七八国民春闘 の 統一要求課題」を以下のごとく掲げた。

【七八国民春闘の統一要求課題】

(1) 賃金抑制策を打破し、実質生活を守り改善する賃金引上げ、産業別最賃の協定化、地域包括最賃の改定、全国一律最賃制の確立。

(2) 首切り合理化・失業反対、雇用・失業保障制度の確立、公共職業訓練制度の拡充、週三五時間・完全週休二日制による労働時間短縮、週四〇時間制を中心とする労基法改正、定年延長、中高年者・身障者の雇用確立、労働安全衛生法の改正、労災補償の充実。

(3) 生活できる年金額の確保を中心とした年金制度の改善、健保・医療制度の抜本改善、生活保護基準の大幅引上げなど社会保障の充実。

(4) ストライキ権奪還・労働基本権の確立、組合活動自由の確保、重要未批准、ＩＬＯ条約（強制労働廃止―一〇五号、有給教育休暇―一四〇号、看護職員関係―一四九条、労働環境―一四八号など）の批准促進。

(5) 国民諸階層との連帯を強化し、インフレ反対・国民生活擁護、公共

料金値上げ反対、大幅減税と不公平税制の改革、公害追放、低家賃公共住宅の大量建設。

以上の統一要求のほか、七七春闘段階から継続的に闘われているロッキード汚職糾弾、安保条約廃棄をはじめとする民主主義擁護、刑法・少年法等改悪反対、民主教育確立、地方財政危機突破、交通政策確立などの諸闘争は、それぞれ課題別国民運動・カンパニア組織を通じて闘いを発展させる。

また注目された「賃上げ要求基準」をつぎのとおり設定した。

(1)各組合は、昨（七七年）春闘の要求基準（最低一五%程度）と闘いの経過を十分にふまえた要求を決定する。その際、不況業種といえども、実質賃金の維持・向上を基本として、賃上げ率一二%を下まわらないものとする。

(2)各単産は、賃上げ要求の決定とあわせ、最低引き上げ額の設定につとめ、あわせて産業別最賃、地域最賃の協定化と改定、全国一律最賃制確立のたたかいを強化し、発展させる。

(3)年齢別最低保障、標準労働者賃金などのポイント賃金設定についても拡充させ、初任給引上げを強化する。

これについて、富塚事務局長は、「要求づくりの根拠は実質生活の維持・改善であり、そのためには消費者物価と定昇分に加えて、税金や保険料の負担増の補填、さらに経済成長に見合う上積みが必要」としつつ、不況下で困難な条件に置かれた労働者をふくむ〝総労働〟の合意をはかる必要性も強調、各単産にたいし「春闘共闘の示す要求基準を基礎に、要求と闘い方を一体のものとして討議を深め、自主性・自律性をもって決定する」よう求めた。

なお基本構想はさらに、昨年につづき「産別自力闘争」の体制強化、「地方・地域春闘の共闘拡大と活動の強化」などを指摘し、闘争態勢の確立と共闘の強化を強調していた。

2　春闘共闘会議の春闘白書

七八年春闘白書の発表

春闘共闘会議の七八年春闘白書は、一二月一二日の第二回総会で確認された。まず、同白書の目次を掲げておこう。

【国民春闘共闘会議・七八年春闘白書目次】

総論

一、深化する円高不況
二、資本主義の危機と抗争
三、七八年春闘の性格
四、闘いの統一と大衆化

各論

第一章　円高不況下の日本経済と国民春闘の役割
第一節　円高・不況の悪循環とその原因
第二節　転換期日本経済の課題
第三節　国民春闘路線の意義
第四節　五三年度財政をめぐる運動の重要性
第二章　低成長下の労働者・国民生活
第一節　現代の労働者生活を考える視点（改革の視点）
第二節　住宅問題
第三節　教育問題
第四節　生活と労働時間
第五節　消費停滞、高貯蓄と社会的生活手段の充実
第三章　当面する賃金問題と賃金闘争

第一節　賃金水準の向上と賃金相場の防衛
第二節　「年功賃金」の動揺
第三節　低賃金構造の打破
第四章　雇用危機と雇用保障闘争
第一節　深刻化する雇用情勢
第二節　産業構造の変化と雇用の構成変化
第三節　労働組合の雇用闘争の反省
第四節　雇用保障闘争の総合性と体系性
第五節　雇用保障の体系
第六節　雇用保障の目標
第五章　福祉型への財政改革
第一節　税・財政政策の転換
第二節　改革迫られる社会保障

七八年春闘白書の要点

七八年春闘白書は、七八春闘をたたかうに当たっての理論的根拠を示すとともに、円高不況という経済情勢下の中期的な経済政策のあり方を提起している。白書はまず「七八春闘の経済的枠組みを決める最大の要因は円高相場が日本経済に及ぼす影響である」と指摘、深刻化する円高不況の情勢を詳細に分析したうえで「円高とは輸出・投資による成長路線を再現しようとした政府・資本の対応の終着点を示す現象だ」と結論づけ、円高不況に対応できない福田内閣をきびしく批判している。そして、労働者や国民に犠牲を強いる経済の縮小均衡を食い止めるために積極的な財政政策として減税や福祉的生活施設への公共投資の拡大などの諸政策を掲げて春闘に立ち向かうと力説している。

昭和五三年度予算編成に関してはとくに「赤字国債は基本的にはない」と国債発行を認める考えを示したことが注目される。賃金闘争についても「個人消費の停滞という日本経済の構造的矛盾に対する直接的な解決策」と位置づけ、賃上げは景気の失速を食い止める方法であると強調、経営側の「雇用か賃金か」の攻撃に「緊密な総労働態勢」をきずいて対抗しなければならないと述べている。白書はまた、各論の部分で深刻化している雇用情勢を分析し、スタグフレーション下の現在では完全雇用は不可能になっており、今後は雇用を市場メカニズムにまかせるのではなく、政策手段によって雇用創出、職業転換、失業者の生活保障などをおこなうべきだとの考え方を打ちだしている。

以下、同白書のうち「総論」の要旨を掲げておく。

【七八年春闘白書総論（要旨）】

深化する円高不況

七八春闘の経済的枠組みを決める最大の要因は、目下の円高相場が日本経済に及ぼす影響である。円高は輸出・投資による成長路線を再現しようとした政府・資本の対応の終着点を示す現象だ。また景気の悪化を増幅させるという影響も大きい。体的に冷えこませ、それが景気の停滞には一定のタイム・ラグが存在すこうした円高の効果が経済の全体に及ぶのであり、このままいけば五十三年度の経済成長率は今年度よりかなり下回るという予測が一般的である。不況の深化はさらに輸出ドライブを高め、それがまた、円高につながっていくという悪循環を引き起こす危険性が生まれている。円高はこうした循環的効果だけでなく、すでに進みつつある産業の整理淘汰を激化させている。差し当たり構造不況産業の一つのタイプである繊維、雑貨、電機部品などでは開発途上国からの追上げが激烈化している。また、機械を始めとする投資関連産業では、円高不況の深

化により中小企業は倒産の危機にさらされている。

円高とは輸出・投資によって経済成長をリードしてきた日本の成長路線が、今日内外の条件が失われたにもかかわらず、なおそれを再現しようとした政府・資本の対応の終着点を示す現象なのである。

七八春闘の性格

七八春闘は今後の経済社会の中期的路線を決める分岐点での闘いである。このために賃金、雇用を始めとする労組固有の協約闘争と積極的で具体性をもった政策闘争を総合的に展開する必要性がある。こうした方法によってしか労働者の生活と労働を維持向上させることはできない。

福田内閣の円高不況に対する無策ぶりからすれば、七八春闘ではとくに財政経済政策闘争が重大である。われわれの要求する財政政策は緊急な減税であり、福祉的生活施設への公共投資の拡大である。財政の収支バランスの回復には、まず経済全体が福祉的で国際協調的な内外均衡を回復することが必須の前提である。そのためには緊急避難策として今日の時点で国債依存率三〇%の枠にこだわる根拠は見当らない。むろん、平常時に無制限な赤字公債が発行されれば、インフレ要因を増大させる危険性があるのはいうまでもない。したがって、赤字国債に対する国民的監視機構の設置を同時に要求する。さらに独禁法の運用強化を始めとする構造的物価政策の実現を図っていかなければならない。また積極的財政政策の重要な柱として、低生産部門への構造的物価対策がとられるべきである。

賃上げ闘争は労働者生活の維持、向上という理念に基づいているのはいうまでもないが、それが同時に個人消費の停滞という日本経済の構造的矛盾に対する直接的な解決策としての性格を持つ。課税最低限以下層の社会的低生活層に対する負の所得税と公的給付の引き上げや緊急の減税、さらにわれわれの賃上げが重なり合った効果によって、景気の失速を食い止めるのがわれわれの方法である。

われわれの積極財政要求は日本の経済社会を民主化し、福祉型経済構造を実現していく第一歩なのであり、資本との間の中期的展望は真正面から対立したものである。

日本の経済社会の中期的な路線を決める七八春闘では、一%でも賃上げ獲得水準を押し上げ、一円でも多く減税を獲得し、一戸でも多くの住宅を建設させ、教育政策や社会保障をできるだけ増やし、それによってわれわれの第一歩を画すことができるかどうかが問われている。

闘いの統一と大衆化

第一に賃金闘争では経営側の「減量経営」体制が強まり、その総体としての資本の結束体制を強めるのは必至であり、これに対抗するためには、労組側がこれまで以上に緊密な総労働態勢を築かなければならない。企業の側は円高不況のもとで「雇用か賃金か」の選択を迫ってくる。だが雇用の削減にしろ賃金の抑制にしろ、いずれにしてもそれが個人消費を一層縮小させ、日本経済の反労働者的構造を拡大し、日本経済を縮小均衡へと導くことになる。したがって労組が賃金を自粛したり雇用合理化をここで容認すれば、それがまた賃金抑制と雇用合理化を引き起こすことは間違いない。とはいえ、産業界の実情をみると確かに産業間、企業間の格差が著しく拡大している。こうしたなかで組合運動の統一態勢の形成には、労組間の粘り強い努力が求められるのも間違いない。

第二には、この総労働態勢のなかに中小未組織労働者との統一を目的意識的に追求すべきだ。このような七八春闘の賃金闘争での総労働態勢を実現していくという視点から、賃上げ要求基準を「各組合は昨春闘(七七年)の要求基準(最低一五%程度)と闘いの経過を十分に踏まえ要求を決定する。その際、不況業種といえども実質賃金の維持、向上を基本として賃上げ率一二%を下回らないものとする」と決めた。賃金要求の基本的理念が労働者生活に根ざしたものであるのはこれまでと変わらないが、要求基準を決めるに当っては、あらゆる労働が自力の闘いの効果を相互に及ぼすという総労働態勢を築くことが緊急の課題であるという認識が貫かれている。

さらに産業間、企業間の格差が拡大しつつある下で春闘賃金決定が全社会的な性格を保持し続けていくにはどんな不況産業であれ、統一した要求基準で闘おうという最低の基準を決めた。

第三に政策闘争では、連合の時代を迎えた政治状況のもとで労働者、国民の要求を現実の政策として具体化していくには、一つ一つの要求課題を

労働四団体で確認しあい、同時に同じ課題の要求を持つ市民団体とも歩調をそろえて五野党の共同歩調をつくりあげ、これによって政府、自民党に対抗する態勢をつくりあげることができるかどうかが鍵になる。労組が政策闘争を取り組むに当たって現在最も重要なのは、この闘争をいかに大衆的に展開するかである。わが国の社会経済全体を民主化する体系的な政策を実現していくに当たっても、産別組合の具体的な闘い、例えば教育、交通、医療、民間産業への民主化を目指す参加的規制などの闘いが重要である。また、地域における住民と手を携えた地域国民春闘がより活発に展開される重要性はいうまでもない。こうした国民春闘の大衆化こそが反自民の統一戦線の基盤を増す。

3　同盟の賃金白書

同盟・七八年度賃金白書の発表

同盟の賃金白書は、「賃上げ、政策転換で内需拡大、雇用不安解消へ」と題し、七七年一二月二八日に発表された。まず同白書の目次を掲げておこう。

【同盟・七八年度賃金白書目次】

第一部　78年度賃金闘争方針
一、78年度賃闘に対する基本的態度
二、78年度賃闘における要求
　一、賃上げ要求
　二、定年延長、時間短縮の要求
　三、政府に対する政策要求
三、闘争体制の強化
第二部　78年度賃闘の諸要求と考え方
一、78年度賃闘をめぐる情勢
　一、実質賃金は上らず格差も拡大
　二、実質消費の伸び率も低い
　三、一時的だった生産の回復
　四、冷え切った設備投資
　五、再び減益に転じた企業収益
　六、ますます悪化する雇用情勢
　七、落ち着いてきた物価
　八、尨大な黒字の発生、異常な円高
二、当面する課題と78年度賃闘の意義
　一、不況から抜け出せないわが国経済
　　①輸出依存の成長に行詰り　②設備投資の回復は困難
　二、財政・個人消費の拡大が必要
　　①誤った経済政策　②内需の中心は個人消費
三、78年度賃闘における賃金要求
　一、標準的な要求＝ベア10%、一万五千円
　二、要求についての解説
　　①〝標準的〟の意味　②消費者物価指数のとり方について　③率・額の表示について　④一万五千円の算定根拠について　⑤個別賃金の到達目標について　⑥定年について
　三、実質賃金二%の具体的な根拠
　　①実質成長率七%台の実現　②消費者物価上昇率の七%前後への抑制
　　③雇用の確保・拡大
四、定年延長、労働時間短縮などの諸要求
　一、定年延長の闘い
　二、週四〇時間労働、完全週休二日制の早期実現
　　①時間短縮のテンポは鈍化　②各国と比較してなお長い労働時間
　　③労働時間短縮による雇用の維持・拡大　④週四〇時間、完全週休二日制の実現にむけて
　三、期末一時金の闘い

四、労災上積み補償の拡充
五、社会保険料の使用者負担拡大の闘い
六、最低賃金制の前進
五、政策要求闘争の強化
一、積極的景気回復の推進
二、構造不況対策の確立
三、雇用保障政策の確立
四、消費者物価対策について
六、闘争体制の強化
一、中央闘争委員会の指導、共闘体制の強化
二、賃闘情報活動の充実
三、地方・地区同盟の指導の強化
四、団体交渉力の強化
五、団体交渉の統一化の推進

七八年度賃金白書の要点

同白書によると、同盟は、今年の賃金闘争を通じ、①実質成長七%台の実現、②消費者物価上昇率の七%への抑制、③雇用の確保・拡大――の三つの課題は実現可能になると強調している。具体的には一〇%の賃上げを完全に実現することによって、実質賃上げ二%の引上げが実現し、それにともなって実質個人消費支出を五%前後伸ばすことができ、これによってわが国経済を実質七%台の不況からの脱出、雇用不安の緩和という安定成長の軌道に乗せることができるとしている。賃上げと物価の関係については、賃金上昇率の約六〇%が物価にはね返る、との判断から一〇%要求が完全に実現したとしても、消費者物価の上昇率を七%以下に抑えることができるとしている。また、七%の実質成長が実現されれば、全体として雇用を増加させる余地は十分に存在し、国民所得ベースの労働分配率を一定に保つことを前提とすれば、全体で約三五万人の雇用者数をふやすことができるとしている。さらに今回の白書では、七八賃闘は長期不況、構造不況などのもとで企業業績格差がいっそう拡大するなかでのたたかいであり、要求も各産別、単組が弾力的に設定する意味を強めるため、従来の〝要求基準〟という表現を〝標準的〟と変更している。

以下、同白書の要旨を掲げておく。

【同盟・七八年度賃金白書（要旨）】

七八年度賃闘に対する基本的態度

賃上げ要求の設定に際してわれわれは、実質賃金水準を引き上げることと、わが国経済を望ましい姿に改革するということを、どのように整合的に結びつけるかということに最大の力点を置いてきた。今日の段階において、一定の実質賃金の引き上げは欠かすことのできない要求である。わが国経済の陥っているさまざまな困難を解決するためには、実質賃金水準の引き上げを柱として実質個人消費支出を着実に増大させることが、ますます必要となってきている。今日、不況から脱してわが国経済を真に安定した軌道に乗せるためには、積極的な景気回復政策と相まって実質個人消費（民間住宅建設を含む）を着実に拡大させることが必要である。実質個人消費を拡大するためには、社会保障の充実、税制の改革等公正分配を確立するための政策や雇用保障政策と合わせて、実質賃金を着実に引き上げていかなければならない。

しかし実質成長率と実質賃金との関係は決して固定的なものではない。今日、整合性の観点から考慮しなければならない多くの問題が、以前と比較にならない厳しさで登場している。その一つに雇用の問題がある。今日の深刻な雇用不安を解消に向かわせるためには、景気回復によって雇用機会を拡大することが何よりも重要であり、そのためには実質賃金水準の一定の引き上げが必要である。反面、雇用を拡大することは企業ないし国全体の付加価値（国民所得）のなかから追加雇用者所得を支払わせることを

意味するが、現状において、実質経済成長率なみに実質賃金水準を引き上げ、そのうえに追加雇用者所得を引き出すことは事実上不可能であって、雇用拡大のための一定の余地を残すことを考えなければならない。二つには、インフレと賃金との関連である。賃金上昇率を極端に抑え、あるいはきびしく総需要抑制を実施して、物価上昇率を急激に抑えることには反対である。なぜなら、それは不況をよりいっそう深刻化させると同時に、国際貿易上の矛盾を一段と拡大させるおそれがあるからである。しかし一面、賃金水準の引き上げが製品コストの上昇を招き、それが物価上昇に結びつくことは否定できない事実である。インフレを徐々に鎮静させようとするのであれば、少なくとも賃金コスト面からそれを不可能にするような事態を、われわれみずから引き起こすようなことがあってはならない。今日、われわれはいぜんとして実質賃金水準の一定の引き上げを要求すべきであるが、それは実質経済成長率をかなり下回るものとならざるを得ない。

標準的な要求

七七年度における消費者物価指数の平均上昇率を八%と見込み、全労働者の実質賃金平均二%引き上げる。そのため、標準的な賃上げ要求を一〇%、一万五千円（定昇は別）とする。前年度の賃金方針まで、われわれはナショナルセンターの提示する賃上げの率、あるいは額を〝要求基準〟と呼んできた。これは、あくまでも〝基準〟として、各産別、単組の実態に適合したみずからの要求を決定するという意味であったが、時の経過とともに、この〝基準〟がかなり強い拘束的な感じをもつようになってきた。七八年度賃闘は長期不況、構造不況、雇用不安の一層の深刻化、異常な円高のもとでの企業業績格差の一層の拡大という情勢のもとで闘わなければならず、このような情勢のもとでは、妥結額に一層差がでてくることは避けられないし、要求も実情に合わせて弾力的に設定する方が望ましい場合がでてくる。したがって、ナショナルセンターの決定した要求は拘束的なものでなく、これに基づいて各産別、単組は弾力的な態度でそれぞれの要求を設定するという意味を強めるために〝要求基準〟というこれまでの表現を〝標準的〟に変更した。

実質成長七%台の実現

七八年度において実質七%台の成長を実現するためには、最大限の財政拡大政策を見込んでも、実質個人消費支出を五%前後伸ばすことが必要である。二%の実質賃金の引き上げは、それを可能にする。すなわち実質賃上げ二%を含む定昇別一〇%の賃上げによって七八年度の平均賃金の上昇率は一一%となる。なぜなら、賃金体系上の定昇二%を実施した場合、それは平均賃金を一%前後引き上げる。七八年度の一時金については、七七年度の支給月数が確保され、残業はほとんど増加しない前提にすると、七八年度の一人当たり雇用者所得の伸び率は一一%前後となる。七八年度における雇用者数の増加率を約一%と見込むと、七八年度の雇用者所得の伸び率は一二%前後となる。消費者物価指数の七八年度平均上昇率を七%前後に抑えることは十分に可能である。その場合、七八年度の実質雇用者所得の伸び率は五%前後となる。個人業主所得等の伸び率が雇用者所得のそれと、ほぼ同じであり、かつ消費性向に大きな変化がないとすれば、七八年度の実質個人消費支出の伸び率は五%前後となる。以上が、不況から脱出、雇用不安の緩和のために七八年度の実質成長率を七%台とすべきであるという要求の根拠である。

雇用の確保・拡大

国民経済的にみれば、一定の実質賃金の引き上げが景気を回復させ、同時に雇用機会を維持・拡大することにつながる。しかし、企業段階でみれば賃金はコストであり、そこには賃金か雇用かという問題が存在することは否定できない。この場合、一一%の平均賃金上昇が分配率のより一層の上昇を招くとすれば、雇用か賃金かは、現実に選択を迫まられる問題になるであろう。しかし、七%の実質成長が一方において実現されれば、全体として雇用を増加させる余地は十分に存在する。

4　JC（金属労協）の賃金白書

JC・白書の発表と要点

金属労協は一二月一四日の第二〇回協議員会で、七八年闘争（賃金・MWS活動＝高福祉社会の実現）の推進案を審議し、決定した。これは①三〇歳標準労働者で一万五〇〇〇円（一〇%程度）、②平均要求で定昇込み一二%（一万八〇〇〇円程度）を基準とする賃上げ要求や制度・政策要求内容と、その理論的根拠を、欧米諸国労組の要求とたたかい方なども教訓にしながら明らかにしたもの。それによると金属労協は七八年闘争の最重点課題として実質賃金の確保と雇用確保を掲げ、これらのたたかいを通じ、完全雇用と福祉向上を中心とした方向に日本経済の流れを変えさせることをめざしている。しかし、七八年闘争をとりまく情勢については「構造不況と循環的不況が重なって混迷」していることに加え、実勢とかけ離れた急激な円高によって雇用不安、産業間・企業間格差が拡大するなど「楽観を許さない」ときびしく受けとめ、景気回復策として「国債依存率三〇%にこだわらない」積極的な財政政策を政府に迫る構えである。同時に秩序ある輸出体系確立のためにも、これらの景気対策要求と並行して、個別企業にたいし賃上げとともに雇用機会の拡大を要求していく方針である。さらに金属労協としては、経営側が雇用対策に傾斜するあまり、賃上げ交渉が不十分な成果に終わることを警戒、そうなれば「個人消費支出をさらに冷え込ませる」との認識から、賃金の社会的改善に応じられない企業にたいしては経理の細部内容の提出を求めるなど「鋭い対応」が必要だ、としている。

以下、要旨を掲げておく。

【金属労協・「白書」（要旨）】

情　勢

一、七八年賃金闘争をとりまく情勢は、決して楽観できるものではない。国内外からの諸要因から転換期にある日本経済にとって、いま必要なことは、わが国の経済力を、立ち遅れている社会資本の充実をはじめ、福祉社会の建設にどう振り向けるかであり、そのことが輸出偏重の体質を改めさせ、国際的な摩擦を引き起こさずに、内需を盛り上げつつ安定成長路線を確立することに通じよう。その意味で、七八年度の賃金闘争は、労働者の実質賃金を維持・向上させる側面とともに、日本経済全体の方向づけのために、経済的・社会的側面の意義を十分に自覚し、対処しなければならない。

一、今日の情勢は、産業構造の改革の進行とともに、低成長下における景気回復の過程として産業間、企業間の業績格差が大きくなっていることが特徴である。これは高成長時代の行き過ぎた設備投資の反動、発展途上国からの追い上げによる構造不況に起因する。

一、わが国が景気回復策として内需拡大でなく輸出振興をとれば、海外における市場摩擦が生じることは当然である。七七年の先進諸国全体の経常赤字の総額が三百億ドルに達しつつあるとき、日本は百億ドルの経常黒字を出し、海外から世界経済のかく乱要因だと指摘され、輸出依存で成長率を維持されては迷惑との不信の声があり、ついに一ドル二百四十円時代に突入した。円高は世界経済でのわが国経済の実力を示すものとして実勢を正しく反映するものである限り原理的に望ましい。それは強い経済力を背景に、インフレ抑制など勤労国民の実質生活の向上を達成し得るからである。しかし、中・短期的には円高によるデフレ効果、産業構造の急速な変化に伴う摩擦は企業の経常減益、企業倒産など放置できない深刻な問題を発生させてくる。

一、このように需要創出の大きな役割を担っていた輸出は、今後は実勢を超える円高、保護貿易主義の台頭、先進諸国の景気回復の遅れなどから、それほどの伸びは期待できず、むしろ秩序ある輸出体系の確立が急がれている。一方個人消費支出の低迷、民間設備投資の停滞で、急速な景気回復は困難で、産業構造の変化、先行き不安からの企業の採用手控えによる雇用不安から、好況感はわいてこない。

要求と主張

一、勤労国民の生活は不況下にあって雇用不安、高物価に悩まされている状況にあり、政府主導による局面打破を求める声は日増しに強くなっている。いまこそ財政政策の積極的役割が求められており、そのためには国債依存率三〇%にこだわらない弾力的姿勢が必要であろう。

一、七八年闘争では〝豊かな社会生活を実現するためのMWS活動（高福祉社会の実現）の展開と実質賃金を確保し、生活を向上させる闘い②雇用確保、物価抑制などの政策・制度の改善闘争を積極的に推進する。七八年賃金闘争をとりまく諸情勢は景気はマクロ的には回復基調にあるが、産業間、企業間の格差は拡大し、しかも急激な円高によってマクロの成長率の低下、輸出産業への打撃、構造不況産業への加速的重圧が見込まれるなど、楽観は許されない。

一、われわれは消費者物価の騰貴率を上回る賃金の確保による実質賃金の維持・向上と政策・制度闘争の実現による総合的実質生活の向上、という側面から七八年闘争を取り組んでいく。賃上げ要求の決定に当たっては、組合員の実質賃金の維持・向上を大前提に雇用対策、人間性豊かな生活環境の整備、そして組織労働者の社会的責任としての未組織労働者の生活防衛と向上のための資源配分などを総合的に検討し、つぎの通り決定する。

基本賃金の引き上げ要求＝三十歳標準労働者（高卒十二年勤続、中卒十五年勤続）の賃金引き上げ要求額として一万五千円（一〇%程度）を基準とする。②平均賃金引き上げ要求の場合は定昇込み一二%（一万八千円程度）を基準とする。③金属労働者の最低賃金（十八歳）を八万五千円以上に引き上げる。なお実質賃金の維持・向上が七八年要求の基調であるが、その場合、消費者物価の騰貴率の取り方について過年度方式を採用する。

制度の改善、手当引き上げ要求＝①時短、有給休暇の増加（年間総労働時間を千九百七十時間に短縮することを目標に、完全週休二日制の確立、有給休暇の連続取得など）、②超過労働給の引き上げと残業規制（新規採用手控えのための超過労働拒否、超過労働割増率を早出・残業三〇%以上、深夜四〇%以上に引き上げる）。③六十歳定年制の実現、④退職金の増額、⑤労災特別補償額の引き上げ（当面、死亡千五百万円以上）、⑥健保、厚生年金保険料の負担率の改善（使用者七〇%、個人三〇%を目標）、⑦全国一律最賃制確立、⑧公共職業訓練の充実、⑨環境改善と公害防止要求実施

雇用確保・物価抑制＝①雇用機会を確保するためには、中期的に実質成長率六%以上の実現、新たな雇用機会の創出・中高年層の雇用と生活保障が重要な要求である。また個別企業での定年延長、時短、有給休暇の増加、残業規制など自らが雇用機会の創出のために、キメ細かな要求と闘いを組んでいくことである。②五十二年度消費者物価抑制目標を年度末七%以下、昨平均七%台に下方修正、さらに五十三年度以降、早い時期に預貯金金利（一年定期）以下に抑制することである。

闘争の進め方

一、六単産集中決戦によって進める。われわれは賃金決定を金属労組が主導する立場と役割を十分自覚しつつ賃金闘争を推進する。厳しい経済環境の下で闘争の長期化、個別企業段階での苦しい闘いが予想されるので、JCとしての態勢づくり、相互支援、連帯活動を強化していく。

一、要求提出は三月二十日頃までに行い、団交の質的充実をはかり、闘争の最大のヤマ場を四月上・中旬に求める方向で戦術検討する。

5　日経連・七八春闘対策方針の発表と春闘共闘の反論

日経連・七八春闘対策方針の発表

他方、労働側の相つぐ春闘方針の提起にたいし、日経連は七七年一二月一四日の常任理事会で、「賃金問題研究委員会報告」を了承し、七八春闘への経営側の基本方針を決定した。

それによると、七八春闘の賃上げに当たっては、なによりも、「企業存続を第一義として、企業別労使の自主判断で処理されるべきだ」とし、例年提示してきた経営側の賃上げ率の目安＝ガイドラインを本年は見送ることにした。ガイドラインを示すことをやめた理由として、過去三年半にわたる長期不況で企業業績が拡大し、構造不況業種などでは倒産が続出する状況のもとでは、企業内の過剰雇用を放出せずに業種転換することが労使の焦眉の急務であり、このようなときに、賃上げを従来の年中行事のように考えること自体とうてい不可能だという、きびしい理由をあげている。日経連の賃金問題研究委員会は今年で四回目になる。同委は七五年春闘で「一ケタ台」、七六春闘で「ゼロないし一ケタ台」、七七年春闘では「実質経済成長率」と賃上げ率の目安を示してきたが、本年は企業存続が精一杯で、雇用を維持できるかどうかがせめてもの〝目安〟というわけである。報告は、七八春闘のあるべき方向として、①「生産性基準原理」を、現下の情勢では業種、企業ごとの生産性基準に適用すべきだ、などの点を主張していた。

日経連見解にたいする春闘共闘の反論

前記の日経連見解にたいし、春闘共闘は一二月二一日、ただちに批判声明を発表した。すなわち、日経連は、企業が円高不況に対処するためには、雇用合理化と賃金抑制が必要だと主張しているが、そのような政策こそ円高不況を招いたと批判し、賃上げと雇用拡大による内需の拡大こそ不況克服への道だと批判している。

その内容は、以下のとおり。

一、日経連の今日の日本経済に対する理解は全く的はずれである。今日の円高問題は単に外圧によるものではなく、実は国内経済の不均衡に根ざしている点を故意に見落している。この間のわが国の経済成長は大資本本位の経済政策のもとでもっぱら輸出増大によってもたらされ、国内需要、とりわけ個人消費は停滞してきた。この不均衡は雇用合理化、賃金抑制、長時間労働、福祉後退によってもたらされてきた。日経連の報告書はこの事実に目をつぶり政府に小手先の「円相場の安定勢力」を求めているにすぎない。

二、「春季賃金交渉のあるべき方向」について日経連は「雇用の安定を第一義にする」と強調しているが、この数年企業は首切り「合理化」をすすめてきたのであり、その「雇用の安定」とは春闘賃上げの低額抑えこみの方便でしかない。雇用優先を説きながらこれを賃金合理化とセットし、労働時間短縮に対しても賃金コストの増大を理由に拒否している。日経連はみずから生み出した雇用不安を賃金抑圧のどう喝手段に利用している。

三、日経連は日本の賃金がヨーロッパ並みになったことを賃金抑制の理

由にしている。しかしこれは円レートの上昇によってもたらされたもので、労働者の実質生活水準は向上していない。日経連のいう「国際的視野」とは、低賃金を武器に国際市場で闘おうという時代錯誤的発想を如実に示すものである。

四、日経連の賃金の考え方は日本経済の視野を欠いた個別企業的なものであり、「春闘相場」を真向うから否定している。企業の「支払い能力」論によって「合理化」首切り、賃金抑制を進め、個人消費を停滞させて日本経済全体の消費を抑制、不況の深化の悪循環を結果した。したがって日経連の期待とは逆に「長期的観点からみると」その政策は出口なしの状況を招来する。今日ほど、社会的生活を維持する観点で賃金が社会的相場で決定されなければならない時はないし、それこそ日本経済のマクロでみた不均衡を回復させる緊急政策である。

6　七八春闘諸要求とその特徴

春闘共闘、同盟、金属労協などの白書発表、賃金引上げ要求目安の設定ののち、各単産の春闘諸要求もまた、具体的な討論および決定へといたった。

賃金引上げ要求

賃上げ要求については、春闘共闘が一五%要求と不況業種でも一二%と事実上、二本建要求にしたほか、同盟が一〇%(定昇別)、金属労協が、三〇歳標準労働者一万五〇〇〇円(一〇%程度)と、定昇を考慮に入れれば、要求水準では大差がないものの、前年の一五%要求(定昇こみ)にくらべ、さらに二%前後ダウンした要求となった。

つぎに、初任給、産業別最賃、年齢別最低保障など、なんらかの「個別賃金要求」をおこなう組合もふえている。前記の「標労方式」も、その代表的なものである。産業別最賃の場合、年齢を一五歳(中卒)でとるか、一八歳(高卒)でとるかで要求額は異なってくるが、前者ではゼンセン同盟六万七〇〇〇円、後者では鉄鋼、全石油九万円と開いている。また年齢別最賃も単産で差があるが、三〇歳で見た場合、一一万円から一四万円程度となっている。

なお諸手当も、家族手当、住宅手当をはじめ、ほとんどの単産が要求を出している。また一時金についても、紙パ総連合が七八年末から「冬夏型」で要求する方針であるのをはじめ、年間一括協約を要求する単産が増加する傾向にある。

その他諸要求

賃上げ以外では、時間短縮、休日休暇、退職金、定年制、労災保障などがおもなものである。

(1)時間短縮・休日休暇　一日当たり時短、週休二日制、年間総労働時間の短縮、時間外割増率引上げ、交替手当引上げなど、要求の多様化傾向がひきつづいている。

(2)退職金・定年制　七八年春闘では、退職金・定年制を主要な要求とする単産が目立っている。定年制は、要求単産のすべてが当面六〇歳定年制を要求しており、この年齢自身はここ数年変わっていない。ただ、全機金のように「六〇歳定年制、六五歳まで再雇用」、

全石油では「六〇歳定年を目標とし、当面五八歳定年の実現」、さらに電機労連「定年年齢の男女格差の撤廃」など、内容では開きがある。他方、退職金は、勤続三〇年で一〇〇〇万円が多いが、合化「二〇〇〇万円をめざし、当面一五〇〇万円」、鉄鋼一二〇〇万円、全倉運「勤続三八年・定退で二五〇〇万円」などと高い要求のところもある。

(3)労災保障　労災保障は、死亡、傷害一～三級で一五〇〇万円以上というのが多い。とくに高いのは合化で、死亡三〇〇〇万円、一級四〇二〇万円、二級三五七〇万円、三級三一五〇万円などとなっている。

制度・政策要求　ナショナル・センターのレベルで、雇用、時短・週休二日制、物価、減税、年金、医療をはじめ、制度・政策要求を掲げてきている。一ベルでも、それに見合って、制度・政策要求を掲げているのはいうまでもない。各単産レ例は、社会保険料の労使負担割合の変更要求であるが、ほとんどが労三対使七の要求となっている。なお合化は、健保が労二対使八の要求である。その他、反「合理化」および事前協議、雇用保障に関する要求も切実さを増している。たとえば電機では、「有給休暇の拡大、時短を通じて雇用の拡大をはかり、『特定不況業種離職者臨時措置法』に基いて、業種指定の拡大等を要求」している。また全金では、「労働条件の変更について労働組合との事前協議と同意約款を確立し、臨時、パートなどを含めた雇用保障の協定化とその本工化」を要求している。その他、全国セメント、全日本ゴム労連、紙パ労連、紙パ総連合、全化同盟などをはじめ、雇用保障要求が目立っている。

7　春闘前段のとりくみ

春闘共闘・春闘前段の戦術決定　春闘共闘会議は一を開いて七八春闘れによると、二～課題とし、①二月二〇日～三月四日を日を第二次集中行動期間に設定。この〇万人規模、三月二六日にはメーデー配置するほか、失業多発地域の雇用保共闘の諸行動を積みあげる。これと並の態勢を固め、三月三〇日を先行組合行動日とし、四月段階のたたかいにな ら中旬にかけ、民間単産のストを先行かり〃のたたかいを組むというものである。

このような方針の考え方について、闘争を賃金闘争と一体のものとしてとべ、前段の思いきった大衆行動で賃上をつくり出していくことの重要性を強し、二・一九、三・二六を中心とした大くむ意向を表明。賃金闘争については イキにつづいて四月上旬にも統一的な属労協の集中決戦の前にもヤマをつくることが、合意基準づくりに

も役立つ」（合化労連）、「効果的に個別の組合のストを連打するような指導を」（マスコミ共闘）と要望した。

春闘共闘・第一次統一行動の展開

春闘共闘は二月一九日、減税、福祉年金引上げ、首切り反対、雇用確保、週休二日制確立、賃上げ獲得などを掲げて今春闘初の大衆行動を展開。中央集会には一二万人が結集したのをはじめ、全国二〇県で開かれた統一行動はいずれも大きな盛りあがりをみせた。

東京・代々木公園で開かれた中央集会は、国民春闘共闘会議と東京、神奈川、埼玉、千葉の各地方共闘が共催し、首都圏の労働者を総結集して「七八春闘勝利」を誓いあった。組合旗やのぼりを押したてて会場を埋めつくした組合員大衆を前に、槇枝議長は「今日の集会を春闘総決起への発火点にしよう」とあいさつ。とくに、①当面の経済危機を打開するため、五三年度予算の修正へむけて各野党の共闘を強く求める、②インフレを克服する賃上げをかちとるための産別自力体制の強化を訴える、③中央集権型の経済・社会構造の地方分権化をめざして、国民春闘の一環としての地域共闘を強化・発展させよう――と強調した。次いで社会党・上田哲、公明党・渡部一郎、共産党・上田耕一郎の各氏が登壇、春闘への連帯と激励の言葉を贈った。集会はさらに「七八国民春闘勝利」「地域共闘の強化・発展」の決議を採択したあと、春闘三役、集会議長団、各単産委員長を先頭に、都内を三コースに分かれてデモ行進した。

七八国民春闘はこの日の行動を皮切りに、二月二〇日から三月四日までの第一次集中行動期間に突入。各組合は春闘態勢固めをはかる一方で、減税、福祉年金引上げ、雇用拡大などを中心とした予算組みかえを実現するため、大衆行動を逐次くりひろげた。

減税三千億など五三年度予算国会通過

昭和五三年度予算案が三月七日、自民、新自クの賛成で衆議院を通過した。円高による不況長期化のもとで、五三年度予算はその克服がテーマとされ、「大資本むけの大型公共投資か、減税・雇用・福祉拡大による個人消費の拡大か」が争点となったが、総額一兆二四〇〇億円の五野党共同修正案は実現せず、三〇〇〇億円減税と低所得者対策四〇〇億円の追加にとどまった。

予算修正を春闘前段の大きな課題としてきた春闘共闘はこの日、異例の声明を発表して、「野党共同修正案に十分耳をかそうとしなかった政府・自民党」をきびしく批判。雇用情勢の深刻化に抗して雇用保障・失業補償のための制度・政策闘争をより強固に持続させるとともに、内需拡大を通じて経済の手直しをはかるためにも賃上げ獲得に一段と力を入れるとの決意を明らかにした。また春闘共闘では、昨年度予算修正に際して政府が確約した「税の不公平是正は五三年度に実施する」との公約が一方的に破棄されたことも重視し、次の臨時国会に予定される補正予算で「今回反故にされた不公平税制の是正の実行をはかる」としている。さらに今回の予算案に示された莫大な公共投資は、その実行の段になって地方財政との関係で矛盾を拡大させていくことは不可避であり、これに対して「地方からの雇用創出のたたかい」をとおし、「地方分権化の観点にたった財政転換を追求していく」ことも強調した。

親会社に雇用責任を――底辺労働者が全国交流集会

労働運動の枠外に置かれつづけてきた二五〇〇万人の「底辺労働者」の組織化をめざして、親会社の使用者責任を追及するたたかいの成果を交流し、支援・協力関係を強めよ

うと、「第二回下請・社外・臨時・日雇・季節労働者全国交流集会」が三月一四日、東京・三田の全専売会館で開かれた。

不況下にもかかわらず底辺労働者の運動は大きく前進している。全国一般・千葉の旭ガラス分会で、有期臨時工が組合を結成して本工以上の労働条件をひき出し、下請・孫請工もふくめた本工化要求を打ちだした。青森放送にも下請労働者の直接雇用を約束させるなど、底辺労働者が団結して、自らの労働条件改善をかちとっている。大阪の釜ケ崎では、建設飯場で一二人の焼死事件を機に、日雇労働者と出稼ぎ労働者の団結がすすんでいる。こうした盛りあがりの中心に、政府の経済政策に便乗した下請の中小企業切りすてをはかる独占に対決する「親会社の使用者責任追求」のたたかいがある。「中小企業労働運動の壁は銀行や商社。不況の時代こそ、本工・下請をつらぬく団結で独占の総合的な管理と対決しなければならない」（全国一般）、「一つ一つの合理化にキチンと職場・地域で対決し、本工と下請という分断政策と対決すること」（全国金属）が、親会社の使用者責任を追及するたたかいの本質だといえそうだ。今後の運動の展開が、そうした意味で注目される。

中小企業デーの行動——三月二四日

中小企業労働者デーと名づけて春闘共闘は三月二四日、全国三四都府県で多彩な統一行動をくりひろげた。不況下できびしい七八春闘情勢だが、とくに中小企業では倒産や合理化攻撃があいつぎ、深刻な事態となっている。このようななかで、未組織労働者もふくめて中小企業労働者のたたかいを支援し、底辺から労働条件の向上をはかろうというのが、この日の行動の趣旨。雇用や最賃要求を掲げて全国的に決起集会や交流集会、自治体交渉などがくりひろげられた。

石川ではこの日、民間共闘が一時間の統一ストを決行した。二万五〇〇〇円以上の賃上げ、産別最賃七万四〇〇〇円、定年六〇歳延長、週休二日週三五時間、雇用協定締結などの統一要求を掲げて、全国一般、全印総連、繊維労連、全港湾、全自交、食品労連傘下の六三組合、七二五一人がストに突入。県や経営者協会、労基局と集団交渉したあと、夜は決起集会を開いた。東京では都下一一駅頭で宣伝活動を統一的にくりひろげたほか、争議団の激励行動（千代田、中小企業労働運動をテーマに経営者も出席したシンポジウム（板橋）など、地区ごとに独自のとりくみが目立った。大阪では、全国金属、全国一般、繊維労連など中小企業労働者約一〇〇〇人が府庁前で決起集会をおこない、府庁、労基署と交渉した。

8　春闘の本格的展開

春闘共闘、三・二六集会

国民春闘共闘会議は三月二六日、今春闘最大の大衆行動を展開。中央集会には一五万人を集めたほか、全国三三都道府県で〝メーデー規模〟の大衆集会がもたれた。この日の行動は、同共闘会議が本格的なストライキ体制に突入する時期を前にして、最大規模の大衆集会を呼びかけたもの。各県単位の集会のほか、奈良県では官、民労働者の交流がおこなわれるなど、多彩な行動が展開された。

東京・代々木公園で開かれた「雇用確保、首切り合理化反対、週休二日制確立、健保改悪反対、賃上げ獲得、七八国民春闘勝利中央総決起集会」は、一五万人の労働者と家族が集まった。あいさつに立った槇枝議長は「政府・独占は倒産と人べらし合理化を強行し、われわれに〝雇用か賃上げか〟の二者択一を迫っている」と述べ、この攻撃をはね返すため「たたかいのヤマ場に官民総がらみの集中ストを決行しよう」と呼びかけた。集会は最後に、「すべての組合が、強靭な実力行使でたたかい、四月下旬の官民総がかり体制になだれ込む」とのアッピールを採択。都内三方向にわかれてデモ行進した。

七八春闘は、この集会を契機に本格的な闘争体制に突入。三月三〇日には全国で地域ストが展開された。

三・三〇統一行動 二一県で地域スト

春闘共闘の実力行使第一波となった三・三〇統一行動では全国金属、全造船、全港湾、新聞労連、全印総連、民放労連、全国一般、医労協の先行九単産がストに突入。これにあわせて北海道（二九日）、宮城、群馬、茨城、埼玉、東京、新潟、富山、石川、長野、和歌山、兵庫、広島、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の二一都道府県で雇用・失業対策や最賃の早期改定、地域住民要求を掲げて「地域統一スト」をくりひろげた。また山梨などでは事前の交渉で前進的回答を得たためストを中止し、地域での統一集会に切りかえた。春闘共闘が四月五日までに集約したところでは、地域統一ストに参加した組合員数は一〇〇万七〇八六人に達し、春闘のたたかいを大きく盛りあげた。

春闘共闘・決戦戦術を確認

春闘共闘は四月五日、第三回総会を開き、四月中～下旬に三次にわたる官民集中態勢を組み二ケタ賃上げ水準の獲得をめざすとの決戦方針を満場一致、確認した。すでに春闘戦術委で確認されている四月闘争の方針では、第三次集中行動の六～七日を中心にマスコミ、全金など民間先行組合がヤマ場をつくったあと、中～下旬は第四次集中行動期間の一三～一四日、第五次の一八～一九日、二五～二八日に官民総がかりでストライキを集中する。総会では、富塚事務局長が先行組合の闘争状況にふれて「マスコミ関係はほぼ昨年同額の回答を引出しており、今後、率で二ケタをめざしてたたかう」と報告。さらに「比較的業績のよい産業では二ケタを最低水準として追いあげをはかり、不況業種でも実質生活確保の水準をめざす」とし、下旬の集中決戦は「民間の相場確定とともに交運・公労協は私鉄をつんで二ケタをめざし、公務員も有利な政府回答をひき出す方針で、ここで決着を期す」と提案した。これにあわせて地方共闘も地域相場を確定する集中態勢を組み、決着しない場合は予想される全逓弾圧への反撃や公労協のスト権決着闘争とあわせて、改めて五月闘争を設定する方針だ。また〝歯どめ〟については、好況業種は二ケタ、不況業種でも実質生活確保を基本に、闘いを継続する中で各産別ごとに最後の方向づけをおこなうことになった。各単産、地方共闘の代表はこの提案を満場一致で確認。産別自力態勢を基本に官民一体の春闘決戦へ臨むことになった。

先行組合の回答状況

新聞、民放、全国金属など民間先行組合は四月六、七日に設定された春闘共闘の第三次統一行動にストライキを集中、回答の引上げをはかった。この結

果、三万円台の四組合を筆頭に二万円台二七、率で二ケタに接近している。一万五〇〇〇円以上の回答は九四組合に達している。

新聞労連は、読売につづいて朝日が額でほぼ昨年並みの一万八三五円で妥結した。一方、未解決組合は六一組合平均で一万一九二八円（七・七三%）と低く、このなかにはゼロ回答の二〇組合がふくまれており、これから各組合とも「昨年並み」の獲得をめざしてストを集中することにしている。また出版労連は、金原出版に二万九五五〇円、モーターマガジンに二万八四二五円など高額回答が示されたものの、全体では、一一〇組合の平均で一万三〇八九円（八・二%）と二ケタにあと一歩の状態。

全国金属の場合は深刻な不況業種をかかえ、六四三組合の単純平均で六九三九円（四・六%）と苦戦中。これは昨年の同時期とくらべると額で二〇〇〇円、率で約二%は低いという。回答分析でみても一万円以下の回答が圧倒的に多く、この背景には「単に不況のためというだけでなく、経営者がJCの回答をみてから回答を出す」という、例年以上の結束が働いていると、全金本部では見ている。この傾向は全国一般も同様で、第一次回答の出足は悪く、製造業を中心に六～七〇〇〇円の回答が多く占めている。このほか、医労協は五〇〇組合中、有額回答は六四組合で、平均は九八八四円（七・八五%）。全日塗も八〇〇〇円台の回答で、これからが本番というところであった。

JC（全金属労協）への集中回答——四月一三日

鉄鋼の過剰生産（鉄冷え）、構造不況業種に転落した造船、他方、輸出を中心に好況の自動車、電機など、産業・企業の業績差の大きい金属労協については、その集中決着のあり方が例年以上に注目され、かつ議論をひきおこした。そして四月一三日、鉄の〝重い足かせ〟のもと、鉄鋼、造船重機と自動車、電機という〝同時異額回答〟が出された。

すなわち、回答は、不況の鉄鋼、造船が七〇〇〇円水準、好況の自動車は一万一五〇〇円、電機は九〇〇〇円から一万円台と、好不況で差がいちじるしいバラツキ回答となった。注目の鉄鋼大手五組合（新日鉄、日本鋼管、住友金属、川崎製鉄、神戸製鋼）にたいする回答は、三五歳勤続一二年の労働者平均で七〇〇〇円（賃上げ三七〇〇円、定昇三三〇〇円）、率にして四・三%。ほかに新日鉄に退職金の四〇万円引上げ、労災（死亡、一～三級）の一〇〇万円上積みなど諸手当の増額——という内容。ちなみに、昨年の妥結額と較べて約半分という低額回答となった。同じ不況産業の造船重機労連に示された回答（大手四社）も七二〇〇円（賃上げ三七〇〇円、定昇三五〇〇円）、率にして四・四六%から四・二八%。また電機労連では、松下、三洋、シャープの関西家電三社に同額の一万〇六七五円（七・八四%～七・五%）。日立、東芝、三菱などその他の中闘組合にはそれぞれ六・五%（金額で九三九三円から八四五二円）にあたる回答が示された。あわせて日立、東芝、ゼネラルなど六組合には休日増二日から一日の回答。このほか自動車総連傘下三組合（日産、トヨタ、本田）には同額の一万一五〇〇円（八・一五%～七・九六%）が示された。

これを受けて、春闘共闘会議は同日、「鉄鋼回答は、格差拡大をふくむ極度の低額回答であり、労働者の実質生活を守ることはできない」とし「政府・独占の弾圧的賃金抑制に対し断固立ち向かう」との声明を発表した。だが、〝鉄の足かせ〟はきわめて重く、のち

の私鉄、公労協相場の抑制にとっ
実である。

なお、電機労連は、金属労協の
不満として、二〇日に二四時間ス
でに各組合ごとに諸手当の上積み
かうことになった。各組合に示さ
▽日立＝交替手当八〇円、最低保
九六円▽三菱＝研修手当一〇〇〇
八三円▽日電＝交替勤務手当五〇
円など▽コロンビア＝福祉手当二
〇円、▽松下、三洋、シャープ＝
動向も相まって、七八ＪＣ共闘、
その後、議論をよぶことになった

春闘共闘・一三～一四日の統一スト

金属労協集中回答日をはさんだ一三、一四の両日、春闘は先行民間組合を中心に集中態勢を組み、公労協、公務員共闘もこれにあわせて、統一ストを決行した。一三日には、先行の新聞、出版、民放が賃上げの確定をめざして最大規模のストライキを配置。食品、全国金属、全国一般、造船、電線や、合化の先行組合もこれに合流した。公労協も一三日に国労が国電、新幹線など全国主要二四〇駅で半日の集改札ストに突入したのをはじめ、一四日には動力車が国電、新幹線をのぞく全国六五拠点、全電通が二七七事業所、全逓が三拠点、全林野が一四拠点、全専売一七拠点で二四時間ストに突入した。このほか政労協が第二波の半日ストを決行、公務員共闘も時間内くいこみの職場集会を開いた。

交通ゼネストを軸とする決戦段階

七八春闘の最大のヤマ場となった第五次集中行動は、二五日には全国の鉄道網がマヒ状態となる交通ゼネストを軸に〝官民総がかり〟のストライキに発展、この力を背景に私鉄と公労協の賃上げが決まった。私鉄の賃上げは八八〇〇円（五・五三％）プラス一時金〇・一五カ月分（月額換算二〇七〇円、一・三％）、公労協には一一・二％プラス一五〇〇円（定昇込み加重平均で八六七四円、五・四％）の調停委員長見解が示され、事実上の決着をみた。また公務員共闘も政府との交渉で民間賃上げに見合った人事院勧告実施を約束させ、闘争を収拾した。

私鉄総連は二三日、経営側が示した八八〇〇円の賃上げ回答を拒否して大手九組合が二四時間ストを決行、二五日からは中小をふくめた一八三組合が七二時間ストに突入した。この実力行使を背景にした団体交渉のなかで、経営側は一時金〇・一五カ月分の上積みを回答、組合側も不満ながらこれを受けいれて同日午後二時、大手を中心にストを中止。中小五九組合は二六日もストを継続した。

また、公労協の賃金交渉は、結局、公労委の場に持ちこまれたが、組合側は予算に計上された七・二％以上の賃上げを求めて二五日から九六時間ストに突入。国労、動労が国電・新幹線をふくむ全線区の列車をストップさせたのをはじめ、全電通、全林野、全専売など（全逓をのぞく）八組合が大規模なストライキを決行した。公労委の調停作業は難航、二六日夜になって「一一・二％プラス一五〇〇円」という調停委員長見解が示され、組合側はこれを拒否したものの、仲裁移行が確実となり、ストライキを収拾した。

全逓のスト離脱

なお同決戦にあたり、全逓は、予想される刑事弾圧を避けるため、二五日からのストを回避した。すなわち、春闘共闘と公労協は、決戦ゼネスト決行を前にした二四日、全逓弾圧政策について検討した結果、「政府、警察権力の挑発にのることなく冷静に対処すべきだ」との判断を下し、全逓本部にたいして準備しているストライキを延期するよう申し入れた。これを受けて全逓はただちに中央執行委員会を開き、翌二五日からのストライキ延期を決定した。

昨年の五・四名古屋中郵判決により、今春闘で全逓にたいする刑事弾圧が必至とみられていたが、同労組および公労協はさし当たり春闘戦線分断の狙いをかわしたうえ、ひきつづくスト権闘争を通じて問題の基本的解決をはかるという考えに立ったものであった。だが、この全逓の事実上の〝スト離脱〟は、その後、春闘総括のなかでも、大きな議論をよぶことになった。

七割が五月にもち　こした民間春闘

七八春闘は、四月二五日の私鉄大手と二六日の公労協の決着をうけて、連休を前に妥結組合が相ついだが、春闘共闘の調べではなお、さん下組合の七〇％が解決を五月にもちこした。未解決組合は、合理化や組織攻撃と対決しているのをのぞけば、ほとんどが構造不況業種企業や下請系列の中小企業、地場産業に集中している。なかでも合板や繊維、造船、工作機械、化学などの構造不況業種では深刻な雇用不安を背景にきびしい春闘を強いられ、ゼロ回答や賃下げ提案もみられ、より長期のたたかいが不可避な情勢であった。例年でも三割近い中小企業が五月闘争に入る全国一般や一〇〇以上の長期争議組合をかかえる全国金属では、今年はその組合数が二倍にはね上がった。こうした中小企業や地場産業のたたかいが長びく傾向は製造業部門にとどまらず、トラックやバス、タクシーなどの交運部門や商業・サービスなどの第三次産業部門にも拡大している。

これにたいして春闘共闘は、連休明けの五月八日から二〇日のあいだを「第六次集中行動期間」に決定して、地域ぐるみ、産別ぐるみの支援や激励行動を強めており、連休明けには未解決組合を中心にしたもう一つの大きなヤマ場をむかえた。

【民間単産の五月闘争状況＝春闘共闘・四月末調べ】

私鉄総連＝二四二組合中四六組合が五月へ。未解決組合は岩手県交通（花巻・県南・中央）など合理化がらみの地方中小バス。地連段階での支援活動を強化し、連休明けに二波の二四時間反復ストで決着をめざす

電機労連＝集中決戦後中闘組合の妥結が遅れた関係で地闘の合理化がらみの約三〇組合が五月へ。クスミ電機（神奈川）や東北金属（仙台）などでは実力行使も

全国金属＝半数以上の六〇〇組合が五月へ。大手でも中国工業、岡野バルブ、農機具系のシンガー日鋼、ヤンマーなどが合理化と対決して連休明けにずれ込む。未解決組合を地域、地本で包みながら春闘から夏季闘争へ連続して闘う

合化労連＝薬品、フイルムなどの一五組合を除いて一二七組合中一一二組合が五月に突入。「一万円以上でないと回答として認めない」原則で石油化学中心の低額回答を打破する

化学一般＝関東で三分の二、関西で三分の一が連休明けに。合理化攻撃と鋭く対決し、低額回答をねばり強い闘いではね返して六％賃上げを貫徹する

食品労連＝構造不況業種の砂糖が政策要求とからめて長期の闘いになるほか中小企業労組の若干が連休明けに

紙パ労連＝春闘全体の遅れによって五〇組合程度が五月に。大手でも中央板紙、高崎東北製紙の組合で合理化と対決。愛媛労組でも、合同労組の

団交権をめぐって長期闘争化

全造船機械＝妥結七組合以外は全組合にゼロ回答。佐伯造船では工場閉鎖と首切り提案、中手には賃下げ提案も出されており、五月に総力戦体制をしていて頑張る

全港湾＝関西地本を中心に鉄鋼回答打破めざして五月闘争。地方港（日本海や東海）で出た一万三〇〇〇円を目標に波状的な実力行使へ

全海連＝邦船各組合がゼロ回答のまま五月へ。一〇日以降に回答指定日を定めてねばり強く闘う

全鉱＝五九組合全部が連休明けに。大手五社に三〇〇〇円前後の有額回答があったが、八日以降から戦術を強化して低額打破めざす

炭労＝合理化がらみの北炭を除き六日に四八時間スト。反復ストを連続して打ち抜く五月闘争に全力をあげる

医労協＝四割のゼロ回答組合を中心に「一〇%以下は回答ではない」を合言葉に、中旬以降健保改悪反対の闘いと結合してねばり強く闘う

建設一般＝公共事業関係の八～一〇%を目標に七割が五月闘争に。合理化をちらつかせて低額押えこみをはかる経営者とねばり強く対決する

運輸労連＝一三〇のゼロ回答組合を中心に中小の二八一組合が五月に。一〇日をメドに集中的な追いこみをはかる

全自交＝さん下八一五組合全部が五月に。連休明けも六割が残ることが予想される。熊本では経営者がスト対策資金を積立てるなどしており、強力な地域ぐるみの闘いをくりひろげる

運輸一般＝半数以上が五月に突入。一一日から一三日の第六次統一行動でストを集中して低額打破をめざし、それ以降もねばり強く闘う

ホテル労連＝地方やリゾート関係が残っており、連休中、連休明けの二つの節目で決着はかる

金融共闘＝一部を除き例年通り五月闘争に突入する

民放労連＝ローカル局の一部が五月に。八%（一万八〇〇〇円～一万九〇〇〇円）を到達目標に頑張る

新聞労連＝全国紙の毎日と地方の中小紙約二〇組合が五月中にずれこむ。妥結平均の一万五三〇〇円（九・六%）を到達目標に支援体制を強めていく

出版労連＝中小や合理化がらみの組合が五月闘争を持続していく

全石油＝シェル、スタンダード、ゼネ石精が上積みを求めてねばり強く交渉中。沖縄の五組合も連休明けにずれこむ可能性がある

繊維労連＝地場、中小など八六組合が五月に突入。合理化攻撃と闘っている三組合もふくめ、地域でつつんで〇〇組合が五月闘争に。構造不況業種の合板では、永大産業をはじめ地場の中小が、のきなみゼロ回答と合理化攻撃をうけている。連休明けに統一行動を組みヤマ場とするが、一〇〇以上の組合が倒産ぶくみで長期闘争化は必至

民間中小の春闘六月へ――二〇〇以上の合理化提案

民間中小企業の賃金闘争は五月下旬にいたってもなお難航し、かなりの組合が六月闘争になだれこむ情勢であった。春闘共闘事務局が五月一八日現在で集約したところによれば、共闘傘下の一万一三五組合中、半数近い四六四九組合がなお未解決で闘争継続中。とくに全農協労連、生協労連、広告労協、全商社、全日自労や金融共闘各単産の遅れがめだち、いずれも七～八割方が未解決。全港湾、運輸一般、化学一般なども半数以上が闘争中であった。このうち二一五組合は合理化問題をかかえて長期争議が必至となっている。

このような情勢をうけて一九に開かれた総評評議員会でも「未解決組合支援と反合理化、最賃闘争をからめて六月闘争体制を」との提起もされており、春闘共闘でも支援の行動を強める方針を打ちだした。だが、六月に入り、「合理化」問題で とくに 難航し、長期化が必至となったところをのぞき、大勢は収拾の方向に向かった。そ

れにしても、不況のもと、中小を中心に、春闘は年々長びく気配を見せている。

9　同盟の七八年賃金闘争

同盟の七八年賃闘方針

同盟の七八年賃闘方針の基本は、前にふれた「賃金白書」に述べられている。すなわち、七八年賃上げの「標準的」な要求をベ・ア一〇%（定昇別）、一万五〇〇〇円と設定、実質賃金の引上げ（具体的には二%と算定）を中心として、雇用、時短、定年延長などや、対政府政策要求の実現をつうじ、「わが国経済を再建し、真に安定成長の軌道に乗せる」こととの整合性がめざされた。また「闘争体制の強化」においては、「中央闘争委員会の指導、共闘体制の強化」のもと、「賃闘情報活動の充実」、「地方・地区同盟の指導の強化」、「団体交渉の統一化の推進」が強調された。

各産別は、海員組合が一月三〇日にいっせいに船主団体に要求提出、二月二〇日より交渉を開始したのを筆頭に、三月上旬・中旬にはいっせいに要求を提出、三月末から四月上旬にかけての回答引出し、四月中旬の「総力戦」に向けて闘争は開始された。

七八賃闘対策民間労組会議の発足

七七年に初めて発足した同会議は、七八年一月二六日に、昨年の一一単産に加え、新たに九単産が参加し、二〇単産で構成され発足した。だが昨年同様、私鉄、全金の参加は実現していない。構成組織は、ゼンセン同盟、造船重機労連、全金同盟、電労連、海員組合、全化同盟、交通労連、全食品同盟、紙パ総連合、鉄鋼労連、合化労連、電機労連、食品労連、全石油、全国ガス、全機金、新化学、自動車総連、商業労連、全日本ゴム労連。

同盟・賃闘回答状況（四月七日）

四月中旬の総力戦に先立つ七日現在の回答・妥結状況を同盟集計によって見ておこう。

それによると回答は一六一組合で八八六円、集計可能な組合一四四組合、単純平均八九五八円、六・九%、加重平均九三一〇円、六・八%となっている。また、妥結組合は一一組合、一万二二〇六円、集計可能な組合五組合、単純平均一万三六〇一円、一二・八%、加重平均一万三九六円、一三・九%となっている。さらに、規模別集計では一〇〇人以上、一八組合、単純平均九三七三円、六・七%、三〇〇人以上九九九人以下、三七組合単純平均九四一九円、七・二%、加重平均九四〇一円、七・一%、一人以上二九九人以下、八九組合八六八一円、六・八%、加重平均八七三三円、六・五%である。

これによって、金額で九〇〇〇円前後、率で七%前後が一つの目安となるにいたった。金属労協の回答をふまえ、中旬以降の回答、妥結動向が、それゆえ注目された。

四月中・下旬以降の決戦状況

一三日の金属労協集中回答を契機に、同盟賃闘も大きく前進しはじめた。以下、いくつかの産別の交渉、妥結状況を見ておこう。

〔電労連〕　電力一二社は電労連が指定した一三日の回答指定日に、単純平均九三三三円、五・三%の回答を示した。電労連は私鉄

総連と同日の一日までに第一次回答を求めていたが具体的回答が出ず、一〇日中執、一一日中闘を開いて今後の対処方針を決定し、一三日の金属労協の集中決戦の日に回答を引き出すように交渉をおこなっていたが、一四日の早朝に回答が出された。この回答にたいして組合は不満の意を表明し一四日、再度交渉をおこない経営側を追いあげ、九電労単純平均九九〇〇円、五・四%の回答を引き出し妥結。また、原発九五〇〇円、六・七%、沖縄九九〇〇円、五・六%で妥結したが、電発は交渉が難航し、一七日に交渉をおこない終息する見通しである。この妥結額は昨年妥結額一万三千八〇〇円、八・一三%を大きく下回っており、金属労協のなかの鉄鋼(七〇〇〇円、四・二四%)と自動車(一万一五〇〇円、八・〇%弱)のほぼ中間の水準であり、過年度の物価上昇率にも達しない低額なものとなった。今春闘は金属労協、電労連などの回答が出揃い前段のヤマを越し、今後、私鉄、公労協を中軸とする局面へと移ることになるが、公労協の回答に大きな影響力を及ぼすことになった。妥結額=北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州の九電労=九九〇〇円、五・四%、原発=九五〇〇円、六・七%、沖縄=九九〇〇円、五・六%。回答額=電発九五〇〇円、五・六%。

〔ゼンセン同盟〕 ゼンセン同盟は今年、梯団編成を決めて注目された。すなわち、統一賃闘参加組合と梯団編成(A、B、C、Dグループ)を決定。梯団編成は地織(大半はC、Dの後発グループ)で調整中であるが、それ以外の部会ではA、Bの先行グループ五六組合、Cグループ一五六組合、Dグループ一五六組合である。これらのグループ編成で、Aグループの回答指定日五日、解決目標一〇日前後に置き、A、B先行グループを金属労協の回答の前に配置し、民間賃金を押し上げていく構えである。統一賃闘参加組合のグループ編成および回答指定日、解決目標はつぎのとおり。

グループ編成　綿紡=C三一組合。化繊=B一組合、C七組合。羊毛麻資材=A、B一五組合、C七八組合、衣料=A、B二〇組合、C二〇組合、D九〇組合。流通=A一〇組合、B一〇組合、C二〇組合、D六六組合。回答指定日(①指定日②解決目標)Aグループ=①四月五日②四月一〇日前後。Bグループ=①四月一〇日②四月一五日前後。Cグループ=①四月一七日②四月二四日まで。Dグループ=①四月二〇日②四月二六日まで。

そのもとで、たとえばゼンセン流通部会A・Bグループは、一〇日から一五日にかけ、ほぼ八%を超える回答を引きだし、妥結に向かった。また綿紡では二二日、綿紡大手七社平均六〇〇〇円、五・七%(二三〇〇円四月度実施、一一月度完全実施)の回答を受け妥結した。一七日のCグループの回答指定日に、①化織、賃上げ交渉の延期、②綿紡、平均賃上げ七社七組合賃上げ額=組合員(新入社員を除く)一人一カ月当たり七社平均六〇〇〇円、五・七%、手当受け、組合は拒否、交渉決裂を確認した。なお、中労委申請はおこなわないことを労使で確認していた。

また、羊毛紡績一〇社一〇組合は集団交渉によって、六八二二円、五・七%で妥結した。▽綿紡七社七組合賃上げ額=組合員(新入社員を除く)一人一カ月当たり七社平均六〇〇〇円、五・七%、手当の世帯、交替手当は据えおく。初任給は一五歳六万四〇〇〇円で五三年四月から二三〇〇円、一一月から完全実施(妥結)。▽衣料五社五組合 グンゼ=七〇三一円、六・五%(四月から実施)、片倉四四三〇円、三・八%(同)、神栄二八九六円、二・四五%(一一月から実施)、神戸生糸二一二五円、二・〇%(五四年一月から実施)、昭

栄三九五〇円、三・八％（四月から実施）いずれも定昇込み（回答）。▽羊毛紡績一〇社一〇組合＝六八二二円、五・七％。初任給は六万四〇〇〇円で実施四月から。定昇、一一月までに完全実施（妥結）。

さらに、化繊部会の大手組合は、四月二四日午後一時三〇分からの第一波二四時間ストの直前に、各社交渉で東邦レーヨンをのぞいて妥結もしくは解決のメドがついたとしてストを回避し、相次いで妥結にむかった。旭化成＝五三年四月度から三三三六円、二・〇九％、五三年七月度から六七九二円、四・二五％、初任給後日協議。帝人＝旭化成と同一内容。東レ＝五三年四月度から三四〇五円、二・〇％、五三年一〇月度から七二三六円、四・二五％。クラレ＝五三年四月度から一二一〇円、一〇月度から二一八〇円、五三年一月度から六六四〇円、四・二五％。

〔海員組合〕　もっとも早くスタートした海員組合と外航二船主団体との協約交渉は、三月三一日の第五回交渉で、協約の失効と失効後の継続交渉を確認して中断していたが、二二日のトップ交渉で、賃金について基本給定昇込みで七二〇〇円の回答を労使で確認し、二四日、東京・平河町の海運ビルで確認書に調印した。

交渉は一〇日以来、数回にわたるトップ交渉、小委員会、さらに一九日に交渉委員会を開き、折衝をつづけてきた。この交渉のなかで、船主は六項目賃金（基本給、家族手当、船・機長手当、機関部手当、付加乗航手当、航海日当の六項目の合計）定昇込み六五〇〇円（船主試算六項目賃金、三・〇％）という回答を示した。また、船主は長期就航、三国間就航、ペルシャ湾内の夏期手当廃止、などの船主提案を撤回。さらに、一九日の交渉で船主は、今年は平和的に解決するため努力してきており、この姿勢で対応し、二～三日のうちに解決時期を設定したいとの意向を組合に示し、二二日のトップ交渉で、賃金について基本給定昇込み七二〇〇円を労使で確認した。

外航交渉が解決したことにより内航、漁船なども、外航交渉の回答を基準として解決に向かった。すなわち、二六日に内航の近海、遠洋をのぞく部分が、定昇こみ基本給引上げ六二九六円、三・七一％で妥結した。ひきつづいて、二七日には大型カーフェリーが、基本給、定昇、フェリー手当込みで六二一二円、三・四四％で妥結、同日漁船合同の交渉も妥結した。漁船妥結の代表例として大型母船の内容をみると、定昇こみ基本給引上げで七一二六円、三・七六％、ベ・アは二一七四円、一・一五％となっている。

〔その他〕　終盤の決戦段階を迎えた四月第五週に、各産別は追い上げ交渉によって相次いで妥結、大勢が収束にむかいつつあり、のこる組合も四月末決着をめざし、実力行使などを背景として、追上げ交渉に全力をあげている。ゼンセン同盟は、綿紡、化繊、羊毛・麻・資材、流通部会などの各主力組合をふくめ二三一組合がすでに妥結にむかい、Dグループは四月二六日一三時三〇分より第一波ストを背景に追い上げ交渉に全力をあげている。造船重機労連は二六日に中級手の統一交渉日を設定し、回答引出しに全力をあげた。海員組合は外航部門の妥結をうけて内航、漁船合同、大型カーフェリー部門も最終的な大詰め段階をむかえた。全金同盟、自動車労連、全化同盟でも残る組合が四月末決着をめざし精力的に交渉を展開、交通労連は軌道・バス部会が二五日から二六日にかけて一部組合が解決、トラック、自交部会でも強力な交渉によって局面打開をはかった。一般同盟、全食品同盟も突上げ交渉に全力をあげ、航空同盟

も二五～二六日にかけて回答の上積みに全力を傾注した。また、全炭鉱は二八日に第二波二四時間ストを背景に交渉の追い上げをはかった。このように、各産別は、最大の努力を傾注し、四月末決着をめざしてたたかい抜いた。

とはいえ、五月以降にずれこんだところも多かった。全炭鉱は二波のストにもかかわらず、一次回答からすすまず、五月四日に中労委あっせん申請（炭労は八日）、一七日、五五〇〇円（三・三九%）をもって解決した。資源労連も五月一七日、一〇組合単純平均五三四円（三・九%）をもって解決を見た。

同盟賃闘は、五月連休明け第三週をもって、ほぼ集約に向かった。

10　七八年春闘妥結状況

賃上げ妥結状況

七八年春闘における賃上げ妥結状況を、各種調査機関別に掲げ、労働省調査（第117表）を中心にしつつ、若干の特徴点を指摘しておこう。

まず労働省調べによれば、民間主要企業二八一社の平均は、九二一八円（定昇こみ）、五・九%となっている。これは前年の二六八社の集計にくらべ額で三三一八円、率で二・九ポイント下回っており、額は一九七一年以来七年ぶりで一万円を割り、率は五八年の五・六%に次ぐ低率になっている。賃上げ状況を産業別にみると、額が高い産業は、新聞・放送（一万二〇一四円）、自動車（一万一二九九円）などであり、低い産業は、繊維（三六六二円）、石炭（五二五八円）、金属鉱業（六〇〇〇円）、鉄鋼（六一〇六円）、造船（六六七一円）などであった。賃上げ率の高い産業は卸小売業（八・一%）、自動車（七・八%）、石油、新聞・放送（七・六%）などであり、低い産業は繊維（三・九%）、石炭鉱業（三・三%）、鉄鋼（三・八%）、造船（四・一%）などとなっている。

なお、賃上げ額の分散を四分位分散係数でみると〇・二〇で、前年の〇・〇七の約三倍となった。つまり、分散の度合いが、前年に比していちじるしく高まったわけである。この点は、日経連調査（業種別）、春闘共闘および同盟調査（単産別）からも、ある程度うかがうことができる。

また規模別の妥結結果をみると、金額面では、規模の大きいほど高く、率では中規模がもっとも高く、小規模がそれにつづき、大規模でもっとも低率となっている（第119・120表）。

11　七八年春闘総括

七八年春闘総括は、賃上げにおいて、五八年につぐ低い妥結に終わったこと、制度・政策闘争も多くの課題を残したこと、さらに全通の決戦段階でのスト離脱とそれを促したいちじるしい弾圧体制の強化、国労への強い処分など、全体として政府、財界のきびしい賃金抑制、政治的圧力が目立った。そして労働側は、マスコミによれ

第117表　労働省調査による1978年民間主要企業春季賃上げ妥結状況（6月20日）

産業	調査企業数	妥結額	賃上げ率	参考（77年賃上げ状況）		
				社数	金額	賃上げ率
	社	円	%	社	円	%
金属鉱業	6	6,000	4.2	6	12,162	8.8
石炭鉱業	4	5,258	3.3	3	12,977	8.9
水産・食料品	19	12,014	7.2	19	15,174	10.0
繊維	21	3,662	2.9	22	5,140	4.4
パルプ・紙	13	7,403	4.8	13	11,572	8.1
印刷	3	8,752	6.4	3	11,223	8.9
化学	46	9,466	5.8	49	13,575	9.1
石油製品	8	13,369	7.6	8	14,821	9.3
ゴム製品	4	8,386	5.6	4	12,254	8.9
セメント	5	10,600	6.9	5	12,096	8.3
鉄鋼	15	6,106	3.8	8	11,893	8.5
電線	6	8,470	5.8	6	11,964	8.9
機械金属	28	9,830	6.3	29	12,730	8.9
電気機器	28	9,623	6.6	28	12,116	9.0
造船	7	6,671	4.1	8	13,110	8.8
車両	2	9,500	5.9	2	13,150	9.3
自動車	9	11,299	7.8	9	12,975	9.9
卸小売業	17	13,143	8.1	10	14,893	11.5
証券	4	9,600	7.4	—	—	—
陸運	18	8,806	5.4	18	13,289	9.0
新聞・放送	6	14,355	7.6	6	15,537	8.7
電力	9	9,922	5.4	9	13,800	8.2
ガス	3	8,800	5.5	3	13,426	8.8
平均	281	9,218	5.9	268	12,536	8.8

〔備考〕 1）調査対象企業は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業281社である。
2）数値は，すべて1社当たりの単純平均で，要求額および妥結額は定昇込みの数値である。
3）卸小売業のうち2社および新聞・放送のうち1社は要求額が不明なため，上記表の要求額の欄から除外した。
4）労働省労政局労働組合課調べ。

第118表　日経連調査による1978年春季賃金交渉妥結結果（主要企業）（6月23日）

（算術平均）

業種	1978年				
	社数	基準内賃金	要求額	妥結額	アップ率
	社	円	円	円	%
鉱山	6	143,981	18,450	5,590	3.88
食品	21	164,192	18,333	11,418	6.95
生糸	5	110,594	13,793	6,077	5.49
紡績	9	109,639	11,889	3,886	3.54
化繊	7	151,927	15,561	4,387	2.89
紙パ	17	155,291	20,083	7,004	4.51
印刷	3	135,637	17,358	8,752	6.45
新聞	12	186,880	34,185	16,426	8.79
硫安	8	152,581	17,034	4,975	3.26
化学	42	165,651	20,622	10,688	6.45
ゴム	7	149,984	17,269	8,204	5.47
石油	11	181,572	24,200	14,589	8.03
セメント	11	153,600	21,554	10,545	6.87
鉄鋼	16	165,605	18,295	6,013	3.63
		（うち大手5社平均　7,000　4.24）			
電線	7	145,419	19,741	8,457	5.82
機械金属	21	160,608	21,047	7,847	4.89
重電機	13	142,967	17,345	8,326	5.82
通信・家電	14	138,333	17,325	9,554	6.91
自動車	17	151,024	18,619	10,473	6.93
車両	4	163,847	19,000	8,525	5.20
造船	16	157,085	19,417	3,401	2.17
		（うち大手6社平均　7,200　4.24）			
商業	5	162,693	13,292	10,461	6.43
私鉄	13	165,378	26,154	8,869	5.36
通運	1	157,126	23,500	8,000	5.09
電力	9	181,952	19,111	9,900	5.44
ホテル	5	146,863	21,971	13,710	9.34
民放	10	203,530	（ポイント要求）	16,827	8.27
平均	310	158,758	19,906	9,240	5.82

〔備考〕 1）調査対象は27業種326社。上記310社の妥結以外に15社が未解決，1社が妥結金額不明。
2）要求額，妥結額，基準内ベースとも原則として組合員平均（算術平均）。
3）2段階，3段階賃上げは年間にならし集計。また，賃金凍結，賃金カットの労使合意事例はゼロ，マイナスで集計。
4）解決金等の一時金は集計より除外。

第11?表　国民春闘共闘会議調査による単産別妥結状況

単産名	1,000人以上			999～300人			299人以下			合計		
	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率
		円	%		円	%		円	%		円	%
電機労連	47	8,869 (9,373)	6.5 (6.7)	44	7,709 (7,893)	6.3 (6.4)	42	7,392 (7,507)	6.2 (6.4)	133	8,019 (9,268)	6.4 (6.7)
鉄鋼労連	20	6,195 (6,926)	3.7 (4.0)	10	4,640 (4,525)	2.9 (2.8)	8	6,600 (6,581)	4.2 (4.2)	38	5,871 (6,864)	3.6 (3.9)
全国金属	23	10,891 (11,394)	6.9 (7,1)	65	9,348 (9,375)	5.9 (5.9)	60	8,352 (8,259)	5.1 (5.1)	148	9,184 (10,312)	5.7 (6.4)
全電線	7	8,457 (8,443)	5.8 (5.8)	9	7,336 (7,197)	5.4 (5.3)	20	6,952 (7,088)	5.1 (5.2)	36	7,341 (8,216)	5.3 (5.7)
全造線機械	5	5,709 (3,807)	3.6 (2.5)	1	4,300 (4,300)	2.6 (2.6)	11	7,123 (5,759)	5.2 (4.2)	17	6,541 (4,179)	4.5 (2.8)
合化労連	32	8,902 (8,871)	5.4 (5.3)	31	8,740 (8,810)	5.6 (5.6)	47	8,822 (8,803)	6.1 (6.1)	110	8,822 (8,857)	5.7 (5.4)
食品労連	18	11,737 (11,552)	7.3 (7.1)	17	10,267 (10,572)	6.9 (7.1)	94	8,226 (9,073)	6.5 (6.8)	129	8,985 (11,196)	6.7 (7.1)
紙パ労連	7	7,900 (7,732)	4.9 (4.8)	9	6,702 (6,782)	4.7 (4.7)	34	6,805 (6,847)	4.8 (4.8)	50	6,940 (7,375)	4.8 (4.7)
全国セメント	8	10,874 (10,834)	7.5 (7.5)	9	10,923 (10,984)	8.1 (8.0)	21	9,963 (10,353)	7.5 (7.7)	38	10,382 (10,815)	7.7 (7.6)
全石油	10	12,430 (12,398)	7.5 (7.5)	5	11,263 (11,540)	7.1 (7.3)	14	10,334 (11,715)	8.3 (8.6)	29	11,217 (12,277)	7.8 (7.6)
化学同盟	2	8,945 (9,305)	5.5 (6.2)	10	10,454 (10,055)	6.9 (6.9)	73	9,316 (9,203)	6.1 (6.0)	85	9,441 (9,538)	6.2 (6.4)
全国ゴム共闘	6	6,816 (7,181)	4.5 (4.7)	7	6,737 (6,885)	4.9 (5.0)	10	6,000 (6,339)	4.8 (5.0)	23	6,437 (7,100)	4.8 (4.7)
全国ガス	3	8,807 (8,880)	5.4 (5.3)	8	9,458 (9,486)	6.4 (6.4)	9	10,445 (10,257)	7.2 (7.1)	20	9,804 (9,092)	6,6 (5.6)
私鉄総連	29	8,669 (8,760)	5.6 (5.6)	9	8,689 (8,671)	5.7 (5.7)	—	— —	— —	38	8,674 (8,756)	5.6 (5.6)
全日通	1	8,000 (8,000)	5.1 (5.1)	—	— —	— —	—	— —	— —	1	8,000 (8,000)	5.1 (5.1)
運輸労連	10	8,239 (8,748)	5.8 (6.1)	2	7,775 (7,706)	7.1 (7.0)	—	— —	— —	12	8,162 (8,706)	6.0 (6.1)
全港湾	7	9,964 (9,726)	5.7 (5.5)	16	9,105 (9,283)	6.0 (5.9)	27	7,671 (8,255)	5.2 (5.4)	50	8,451 (9,317)	5.5 (5.6)
全倉運	2	9,599 (9,602)	6.0 (6.0)	7	9,177 (9,215)	5.9 (6.0)	16	9,152 (9,271)	6.1 (6.0)	25	9,195 (9,346)	6.0 (6.0)
鉄弘労	1	8,266 (8,266)	6.3 (6.3)	—	— —	— —	—	— —	— —	1	8,266 (8,266)	6.3 (6.3)
交通公社労	1	14,470 (14,470)	8.0 (8.0)	—	— —	— —	—	— —	— —	1	14,470 (14,470)	8.0 (8.0)
新聞労連	8	15,204 (14,575)	8.3 (7.9)	16	15,572 (15,305)	8.7 (8.4)	52	12,395 (13,334)	9.1 (9.3)	76	13,359 (14,507)	8.9 (8.2)

〔備考〕　上段は単純平均，下段カッコ内は加重平均である。6月26日現在。

（つづき）　　**第119表　国民春闘共闘会議調査による単産別妥結状況**

単産名	1,000人以上			999～300人			299人以下			合計		
	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率	組合数	妥結額	率
		円	%		円	%		円	%		円	%
日放労	1	11,940 (11,940)	6.5 (6.5)	—	— —	— —	—	— —	— —	1	11,940 (11,940)	6.5 (6.5)
民放労連	—	— —	— —	5	17,846 (17,792)	8.4 (8.3)	64	16,708 (16,750)	9.1 (8.8)	69	16,790 (17,090)	9.1 (8.6)
全印総連	4	9,099 (9,006)	7.2 (7.2)	7	9,833 (9,464)	7.8 (7.6)	11	8,528 (8,633)	6.4 (6.4)	22	9,047 (9,038)	7.0 (7.2)
出版労連	1	12,616 (12,616)	8.2 (8.2)	7	18,529 (20,036)	8.7 (9.0)	125	18,553 (20,561)	10.0 (10.1)	133	18,507 (18,892)	9.9 (9.5)
映演共闘	3	12,164 (12,045)	8.4 (8.3)	1	12,049 (12,049)	8.2 (8.2)	17	10,907 (10,932)	8.1 (8.0)	21	11,141 (11,785)	8.1 (8.2)
広告労協	1	19,100 (19,100)	11.5 (11.5)	—	— —	— —	5	9,616 (10,213)	7.0 (7.1)	6	11,197 (16,775)	7.9 (10.4)
炭労	2	5,467 (5,467)	3.9 (3.6)	—	— —	— —	—	— —	— —	2	5,467 (5,467)	3.9 (3.6)
全鉱	3	6,363 (6,441)	4.2 (4.2)	2	5,844 (6,109)	4.2 (4.2)	2	5,889 (5,882)	3.8 (3.7)	7	6,079 (6,366)	4.1 (4.2)
全農協労連	3	9,714 (9,585)	7.6 (7.6)	20	9,853 (10,083)	7.8 (8.0)	8	10,553 (10,453)	8.7 (8.6)	31	10,020 (9,960)	8.0 (7.9)
生保労連	5	11,089 (11,040)	6.6 (6.6)	—	— —	— —	—	— —	— —	5	11,089 (11,040)	6.6 (6.6)
全窯連	5	8,854 (9,508)	5.8 (6.3)	8	5,969 (5,515)	4.5 (4.2)	16	6,594 (6,294)	5.1 (5.0)	29	6,811 (8,309)	5.1 (5.8)
電通共闘	8	9,578 (9,564)	6.5 (6.3)	17	9,663 (9,707)	6.8 (6.8)	41	8,472 (8,726)	6.7 (6.9)	66	8,913 (9,506)	6.7 (6.5)
ホテル労連	1	13,744 (13,744)	9.4 (9.4)	3	11,866 (12,628)	8.9 (9.3)	12	11,666 (12,309)	8.4 (8.7)	16	11,833 (12,835)	8.5 (9.1)
全損保	8	11,667 (11,472)	5.5 (5.3)	4	11,266 (11,645)	6.6 (7.0)	5	12,736 (12,160)	6.7 (6.6)	17	11,887 (11,497)	6.0 (5.5)
日建協	18	12,719 (13,161)	8.1 (8.1)	9	10,363 (10,707)	7.5 (7.7)	6	11,036 (11,322)	8.0 (8.2)	33	11,770 (12,867)	8.0 (8.0)
全電力	1	9,900 (9,900)	5.2 (5.2)	1	9,900 (9,900)	5.4 (5.4)	1	9,900 (9,900)	5.8 (5.8)	3	9,900 (9,900)	5.4 (5.2)
全国一般	3	14,177 (14,205)	8.2 (8.1)	4	10,603 (10,583)	7.3 (7.3)	64	10,804 (10,478)	8.0 (8.1)	71	10,936 (12,317)	8.0 (8.0)
政労協	—	— —	— —	2	10,673 (10,707)	8.2 (8.0)	18	13,319 (12,706)	8.6 (8.1)	20	13,054 (11,275)	8.6 (8.1)
医労協	5	13,008 (12,715)	9.3 (9.4)	12	13,610 (13,544)	11.4 (11.3)	66	12,224 (12,699)	9.5 (9.6)	83	12,471 (12,923)	9.7 (9.9)
全体	319	9,741 (9,307)	6.2 (6.0)	377	9,644 (9,621)	6.5 (6.5)	999	10,980 (10,560)	7.5 (7.1)	1,695	19,450 (9,418)	7.0 (6.1)
回答+妥結	323	9,672 (9,271)	6.2 (6.0)	392	9,530 (9,498)	6.5 (6.4)	1,062	10,882 (10,481)	7.4 (7.1)	1,777	10,364 (9,373)	7.0 (6.1)

第120表　同盟調査による賃闘妥結状況

（6月7日現在）

産別名	全報告組合		組合数	組合員数（人）	単純平均		加重平均	
	組合数	平均額（円）			妥結額（円）	率（%）	妥結額（円）	率（%）
全体計	2,421	8,264	1,751	1,427,860	8,187	6.28	8,551	5.80
ゼンセン同盟	354	6,952	292	301,040	7,007	6.24	7,542	6.01
全金同盟	865	7,996	744	269,803	8,038	5.97	9,313	6.41
造船重機労連	32	4,906	32	209,541	4,906	3.32	6,513	3.97
自動車労連	26	9,812	26	84,542	9,812	8.00	11,000	8.14
電労連	12	9,866	12	128,035	9,866	5.58	9,897	5.43
海員組合	1	6,987	1	28,700	6,987	3.94	6,987	3.94
全化同盟	288	9,225	220	69,285	9,046	6.58	10,763	7.04
交通労連	372	9,321	109	56,530	9,664	7.09	7,819	5.52
一般同盟	413	8,303	192	31,971	8,567	7.00	8,725	6.95
紙パ総連合	21	7,464	20	27,787	7,450	4.99	7,800	5.05
三菱自工労組	1	7,200	1	21,661	7,200	4.37	7,200	4.37
全食品同盟	52	8,920	49	33,273	9,114	7.06	9,209	6.91
航空同盟	9	11,734	9	14,330	11,734	8.79	15,715	9.70
資源労連	10	5,334	10	2,825	5,334	3.92	4,617	3.28
全炭鉱	2	5,500	2	6,000	5,500	3.39	5,500	3.39
凸版労組	1	8,745	1	6,388	8,745	6.36	8,745	6.36
石油労連	4	15,608	4	1,824	15,608	9.38	16,222	9.38
日本港湾	23	8,796	23	3,175	8,796	5.67	8,316	5.36
民間計	2,487	8,264	1,747	1,296,710	8,186	6.28	8,528	5.85
鉄労	1	9,000	1	60,000	9,000	5.14	9,000	5.14
全郵政	1	8,605	1	57,000	8,605	5.59	8,605	5.59
日林労	1	8,457	1	14,000	8,457	5.40	8,457	5.40
電電労組	1	8,332	1	150	8,332	6.22	8,332	6.22
規模別計（民間）								
1,000人以上			192	1,116,192	8,544	6.10	8,617	5.65
300～999人			327	180,859	8,426	6.49	8,454	6.48
300人未満			1,232	130,809	8,069	6.25	8,073	6.27

〔備考〕 1）「全報告組合」のうち，平均賃金および組合員数の明らかな組合について，単純平均・重平均により，率を算定した（妥結が率で示され金額の明らかでないものは集計に加えていない）。
2）ゼンセン同盟の地繊部会は，サンプル組合を集計対象としている。
3）海員組合は外・内航両部門合計の数値である。
4）検集労連は妥結結果が報告されているが，技術上の理由で集計に加えていない。

ば〝完敗〟とよばれ、それだけに運動の再構築を含む春闘総括も、容易ならぬ複雑な様相を示した。

全電通が口火を切った春闘見直し論も、多くの議論をよんだ。また、鉄鋼のストなし低額妥結については、鉄鋼労連の春闘総括中央討論集会でも、例年になく下部からの不満が噴出した。いわゆる〝雲の上交渉〟批判も、その一つである。全逓では、七月の大会で現執行部が信任されたものの、スト離脱、社公中軸志向などへの批判は強く、三分の一にわたる不信任票が投ぜられた。

こうして、春闘、労働運動は現在、容易ならぬ転換期に突入し、解決の〝出口〟を探っている。もちろんそれは、全体の階級的対抗関係、政治動向と無縁ではないし、むしろますます密接化し、連動の気配を示している。以下、総括としては、春闘共闘、同盟、電機労連について掲げるにとどめる。

【国民春闘共闘会議・春闘総括（要旨）】

▽国民春闘路線

中央段階でのマクロの経済・財政政策の闘いが不十分な結果となったことは、制度・政策闘争の取り組み方、ひいては国民春闘の運動構築に多くの問題と反省点を残した。その第一は、予算編成期の闘いが十分でなかったこと、あわせて労働四団体共闘を軸にした総労働態勢を築き院内外を結ぶ大衆行動を組織し得なかったこと、院内対策に片寄った対応であったことだ。第二に、予算修正要求で裏付けとなる財源問題をめぐる野党間の不一致、自民党回答を評価する一部野党の動向などで院内の共同歩調に乱れがでたこと、第三に、野党連携の後退は大衆的基盤での運動構築のバックアップ態勢が不十分であったことと、野党間に生まれた政治的状況の変化を十分に見抜けなかった対応の甘さが反省されなければならない。しかし、さし迫った要求課題を少しでも前進させ、解決するためには、労働四団体の共闘や野党の連携が重要であることに変わりはない。

▽賃金闘争

今春闘の賃上げは、個別の企業業績に強く左右されて格差を拡大させ、しかも全体として労働市場や企業状態の条件悪化を反映して低く抑えられ、全体の水準としても消費者物価上昇率（過年度平均）にも及ばなかった。われわれは「労働者の実質生活の維持・改善」を低成長下の賃金決定基準に置いたが、闘争の過程において実質賃金の確保が最低の防衛ラインとなってしまった。このことは「要求と闘い方」を一体化した態勢づくりから、具体的な戦術配置を検討する過程において「昨年実績を大幅に下回ることはあるまい」とか「構造不況の基幹産業でも物価を下回ることはないだろう」などの甘い判断があったことは否めない。そのことは同時に、政府・独占資本の賃金抑制策に十分対抗し得る態勢づくりが果たせなかった現れでもある。政府のさまざまな形での賃金闘争への介入と抑制攻撃は、政府と資本がこれほど癒着した体制のもとでは当然覚悟しておかねばならない。われわれはこれをはね返す主体的な力を、総労働的な視点でどう築き上げるかが問題である。

▽春闘相場と闘争態勢

不況産業と好況産業が入りまじっているなかで、業種間・企業間格差が生まれた。不況による格差拡大は、賃金が経済動向の枠内で決められるという条件を考えるならば、短期的な問題としてはやむを得ない。その解決は運動の連続性としてとらえ、長期的な観点から追求していかなければならない。春闘相場の形成に大きな役割を持つ基幹産業（金属大手）の回答は、これまでの単一相場ではなく不況産業と好況産業の二本立てとなり、この複線型相場が他産業の目安ともなり、波及作用をおよぼし全体としての低水準をもたらした。しかし全体としてみるなら、賃金相場は五～六％程度を下支えとして、二ケタ水準までの幅のなかに確定し得た。

春闘相場のこのような基調変化からいえることは、低成長下では相場形成が多元化するということだ。つまり産業構造の激化とともに相場形成は特定産業に依存するのではなく、主要な産業のそれぞれが相場形成の一翼を担うことになっていく。したがって賃金闘争は「産別自力」方式を基本に据えた共闘強化が追求されなければならない。「産別自力」の総合効果

が相場を押し上げるか、逆に減殺作用を及ぼすかは産別自力態勢をいかに築くかにかかっている。「産別自力」だからといって闘争が個々バラバラであっていいというのではない。重要なことは、賃金水準は社会的相場で決定されるということであり、個々の産別がそれぞれの力量を最大限に発揮し、共同闘争のなかで責任を果たしていくことが相場形成を有効にきずいていくのだ。

▽春闘態勢の検討

国民春闘が毎年「再構築」をいわなければならなかった原因を追求する。それは第一に、国民春闘は中期的な戦略路線であるという前提を踏まえ職場労働者にとって、国民春闘の制度・政策要求がいかなるかかわりを持っているかを労働組合運動として明らかにしていくこと、第二に、この運動は企業別組合の活動範囲を越えた新しい運動として既成の枠にこだわらないで組織化すること、第三に、労働団体間の共闘（野党との連携）民主団体との共同行動が重要であること、などを踏まえ中期的展望に立って運動することが重要だ。そのため、制度・政策要求は当面緊急に解決を必要とする課題、中期的に三―五年を見こして追求していく課題とに整理し、また闘いの時期設定も効果的闘争ができるよう検討しなければならない。

賃金闘争は、労働者の生活水準を維持・向上させる中心課題であることに変わりはない。いま問われているのは、低成長下の賃金闘争の在り方である。賃金水準の決まり方が高成長時代のような単一相場で全体に波及していくという相場ではなくなっている。それに対して高成長時代のパターンに追従しているとすれば、当然再検討しなければならない。その意味から「賃上げ要求の考え方」「相場形成に向けての産別自力と春闘共闘の指導性」「中小・未組織を包む産別、地域共闘の進め方」などについて検討を進めていく。

【同盟・七八賃闘総括】

▽賃闘の結果について

七日現在報告のあった二千四百九十一組合の妥結額平均は八千二百六十四円うち必要な条件のわかる千七百五十一組合の単純平均は八千百八十七円、六・二八%、加重平均は八千五百五十一円、五・八〇%である。その他の調査機関の集計結果をもあわせて総合判断して今年度賃闘の賃上げ率はほぼ六%である。六%の賃上げ率は、前年度物価上昇率六・七%を下回るものであり、われわれのいう実質賃金確保（過年度物価上昇）は達成されなかった。また、要求決定に当たっての当初の目標の一つは、賃金引き上げを景気回復の一つのテコとすることにあったが、その目標も十分に達成することができなかった。賃上げ率の分布の山が四%台、五%台、六%台、八%台に散らばって、いわゆる〝相場の複数化〟がみられ、また同一業種内でも企業ごとのバラツキが多くなるなど構造不況の影響を大きく受け、支払い能力が細かく賃上げに反映される傾向が目立った。

▽闘争の展開について

今年度賃闘においては同盟中闘、主要産別連絡会議の戦術調整機能は一層の前進をみたということができる。戦術配置は七八賃闘対策民間労組会議などを通じて他の民間産別にも及ぼされ、そのことは、多かれ少なかれ構造不況産業における闘いを下支えするとともに、今年度賃闘において民間主導、同盟主導をより確固たるものにするうえで大きな役割を果たした。

一方、公労協内部ではかつてないほど組織間の対立が激化しているが、それは民間準拠を否定し違法ストを戦術とする公労協の〝春闘方式〟ひいてはスケジュール闘争、政治闘争とする公労協の結合を柱としてきた総評の〝春闘方式〟が完全に行き詰まったことを示すものである。

▽政策闘争について

昨年暮れに「特定不況産業離職者臨時措置法」を成立させたこと、および三千五百億円の所得減税を実施させたことは、政策闘争の一応の成果であると評価できる。しかし、当面する雇用・生活に対する深刻な不安を解消するに十分でなかったことも否定できない。

▽賃闘の問題点と今後の課題

賃上げの未組織労働者への波及効果などを考慮した場合、春にほとんど時期を合わせて一斉に賃金闘争を展開するという意味での〝春季賃上げ闘

争方式〃そのものはわが国の労働事情に即したものとして引き続き継承し強化していく必要がある。要求、闘争、妥結にいたるまでの闘争の組み立て方、および政策闘争を含めた全体の闘争を客観情勢の変化に即応させながら解決していくことが必要である。個別産別が賃闘全体に対してもつウエイトは次第に変化していくことが必要であって、古い型に固執すると賃闘全体に対して障害を与えることになりかねない。明年度以降、バラつきを次第に縮小していくためには、何よりも早急に景気を回復させ、あわせて産業構造の変化に対応して構造不況を解決することが必要でありそのための政策闘争をより一層発展させながら、同時に、産別・地方を通じる相互体制を強化していかねばならない。福祉充実のための負担が明年度以降次第に増大することは避けられないとみられ、その負担を支払ったうえで、狭義の実質賃金を確保するに足る賃上げは確保しなければならない。賃上げと消費者物価との関連は今後一層強くなるものと判断されるが、その際、物価のとり方が大きな問題となることは周知の通りである。今年度は、過年度平均の考え方がより浸透したが、いぜんとして経営者の間ではもちろん、労働組合のなかでも十分な合意が形成されているわけではない。したがってこの際、明年度以降については、物価のとり方について公労使の間で見解を統一するよう強く働きかける必要がある。

当面賃上げのバラつきが拡大していること、また、制度的な支えが強化されない場合には不安定雇用者未組織労働者の賃金引き上げ、雇用安定が困難になると予想されるなかにあって、それを支える制度の一つとしての最低賃金制の役割はこれまでと質的に異なった重要性をもってきている。

【電機労連・春闘総括】

七八春闘は、労働側の予測を越えるきわめて厳しい結果に終わった。電機労連としては全組合平均で六・六%と、世間相場よりはやや高めとなったが、大勢的には、実質賃金維持に若干及ばない水準となり、時短で一定の前進はあったものの、結果と闘い方の面で、いくつかの課題と教訓を残した。今次春闘の総括は、単に従来の発想の延長線上のものではなく、低成長下の春闘の追究という視点からの、各段階での厳しい論議が必要である。

▽政治色の濃い春闘

春闘結果は今次春闘の低水準とバラツキの拡大という二極面を、あまりにも象徴的に示している。しかも、それらの結果は金属労協の一斉回答を軸として政・財界の連携の中で描かれた一連の回答図式ともいえる、きわめて政治色の濃い性格のものとなった。このような結果と、その背景をさぐる立場から、少なくとも次の三点を指摘しておかなければならない。

その一つは労働側のマクロの主張が通らなかったこと。経営側の業績重視のミクロの対応と政・財界の連携プレーに押し切られたことである。その二は労働側が共通理念として確認してきた、実質賃金維持の思想がいかされなかったことである。最低基準の確保が達成できなかったことは、いかなる情勢であっても重大なことである。その三は、水準面でもバラツキの面でも金属労協の回答の影響力は依然として大きく、その責任はますます重くなったことである。

このように分析してくると、率直にいって労働側の力不足と、甘えの体質を否定することはできない。

▽金属労協集中決戦「相殺作用と戦術配置」

集中決戦は相乗効果だけでなく、相互に抑制作用を持つ側面があるが、今次春闘においては格別その相殺作用が大きな課題として問題を残した。産別・企業別の団交を通じて電機の経営者が、鉄鋼回答の影響を異口同音に強調し、電機の回答への抑制作用を暗示したことは確かである。この問題は金属労協内の相殺作用のみならず私鉄、公労協への波及作用でも明らかなように相場形成全体に対して基幹産業、なかんずく鉄鋼の影響力が、依然として健在であることを実証している。金属労協としては、春闘相場全体に与える影響が大であることを改めて自覚し、相乗効果を生むための、あらゆる努力をしなければならない。とくに低成長を背景として、金属資本の結束と一発回答による低額決着という意図は、ますます強められると考えられるので、それに対応するための妥結基準設定のあり方、情勢によっては先行組合を選定するなど、戦術配置を中心とする思い切った集中決戦方式の検討や、金属労協の指導性強化に向けての組織強化策が必要であ

る。

▽「二本建妥結基準」

産業間の環境に大きなバラツキがあることから、集中決戦の一つのポイントである妥結基準は、結果的に二本建となった。これは下方平準化を避けるために、やむを得ずとられた方式であるが、二本建基準が相互に相乗効果の機能を持たず、分立的な性格となったことは反省しなければならない。西ドイツＩＧＭのように金属大産別としての組織体制が確立され、賃金決定機構が整備されている場合には、大産別としての横断的な最低基準を設定することが適切だが、現状の金属労協の中では、過渡的方式として、標労方式による妥結基準の設定も前向きに検討してみる必要がある。いずれにしろ金属労協の妥結基準設定のパターンを分析・整理して、その原則を確立していく方向で取り組んでいく。

▽「実質賃金維持の対応姿勢の不備」

実質賃金維持の発想は、最底基準を確保するミニマムの性格を持つものであるが、結果的には一部を除き、このミニマムを確保できないまま収束したわけで、対応姿勢の不備を指摘しなければならない。金属労協の今後のあり方については、回答不満の場合には、できる範囲での共同行動の推進と日常からの組織体制の基本的課題にも踏み込んだ前向きの検討が必要であり、金属労協に組織強化委員会（仮称）を設置し、継続的に討議を進めるよう問題提起していく。

▽来春闘に向けての対応「低成長下における賃金闘争の取り組み」

従来の春闘方式は、高成長を背景として相乗効果を高めてきたが低成長、不況下では画一主義的な方式がかえって経営側の賃上げ抑制に逆用されている面をもっている。今次春闘でも鉄鋼資本は、労使関係を犠牲にしても、当面の業績を重視する立場から厳しい解答を打ち出し、他産業もこれに同調する動きを見せて、鉄鋼資本の健在ぶりを示すとともに、労働側はその壁をついに打ち破ることができなかった。

こうした現実を直視する中から来春闘への取り組み強化をはかるべきであり、その要はなんといっても、金属労協の集中決戦の強化策である。低成長のもとで、金属労協の果たすべき役割と責任は、ますます重くなっているので、戦術配置をめぐっての論議に当たっては従来からの発想だけでなく、条件のあるところが先行的役割を果たす配置をするなど、思いきった方針が必要である。一方、電機労連としての産別統一闘争の機能を高める努力も必要である。また、わが国の賃金決定機構の状況からすれば、相場形成に影響力のある私鉄など、主要単産との連携拡大についても、賃対策民間労組会議との関連も含めて、前向きに取り組んでいく。さらに政・財界の連携強化に対応するために、状況の推移をみながら、各野党との連携を強める。

▽「制度・政策課題の取り組み強化」

当面、減税を柱とする補正予算の編成、雇用確保、健保改悪阻止の三本に重点をしぼって、労働四団体共闘が再構築できるように、中立労連を通じ各団体に申し入れる。

【参考資料】　(1)春闘共闘「春闘白書」、同盟「賃金白書」、金属労協「白書」、(2)総評第五四回定期大会・各局報告書、総評教宣局「労働ニュース」、同盟調査局「同盟中闘情報」、春闘共闘「国民春闘情報」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『労政時報』、『賃金通信』、『賃金事情』、『労務事情』、『週刊労働ニュース』、『労務事情』

V 合理化反対闘争

概要□総評・同盟の「合理化」対処方針――雇用安定・保障闘争――立法要求を中心とした雇用保障闘争の展開／離職者法の成立と労働四団体共闘の崩壊／雇用春闘としての七八春闘／単産の「雇用保障協定事例」／地域雇用闘争の展開／**主要組合の「合理化」反対闘争**――鉄鋼労連／電機労連／合化労連／全国金属／紙パ労連／繊維／国労／全逓／**労働時間短縮闘争**――七七年秋から七八春闘における労働時間短縮闘争の概要／週休二日制・時短闘争の具体的推進／公務員の週休二日制の進展状況

概要

一、今日の「合理化」反対闘争の中心眼目は、なんといっても雇用保障問題である。総評、同盟といったナショナル・センターは、とくに、雇用規制、離職者対策、定年延長、時間短縮など政策・制度闘争として重視、対政府交渉等を展開している。

一、ひきつづく不況にさらに円高不況が加わって、本年度の雇用情勢はますます悪化した。そこで、労働各団体とも雇用を最大・緊急の課題として闘争を展開することになる。その中心的要求は雇用対策立法の制定であった。

一、政府は労働側の要求をも受けて七七年九月、「臨時雇用対策本部」を発足させる。

一、各単産、単組においても時間短縮、週休二日制、定年延長、雇用保障協定の締結などを求めた運動が展開される。

一、特別立法要求闘争の成果として特定不況業種離職者臨時措置法が一二月九日成立する。しかしこの法案の扱いをめぐって労働四団体中総評が孤立化し、共闘関係に大きな亀裂が入った。

一、七八春闘は「雇用春闘」としての色彩をおびるが、労働側の成果はめざましいものとはいえなかった。

一、雇用不安が、各産業、業種にひろがっているなかで、各単産

とも、方針上の差異はあるが、雇用・「合理化」対処方針を掲げ、具体的事例に対処している。とはいえ、たとえば希望退職募集などについては、退職金の上積みなど条件交渉で決着をみる場合が圧倒的に多い。だが、「雇用保障協定基準」の獲得闘争など、すすんだ事例も出はじめている。

一、雇用・「合理化」反対で果敢な闘争を展開し、目立った事例として、平電炉業界の大和製鋼労組、安川電機労組、日本曹達労組、高津製紙労組、六年近くの闘争で勝利したニチモウキグナス労組などがある。

一、七七年秋から七八年春闘において、新しく展開しはじめたものとして、地域における雇用闘争がある。雇用に関し、企業責任だけでなく、自治体責任をも追及し、解雇規制、共同雇用制などが、目下、追求されている。総評も、七七年夏からの雇用闘争を展開するなかで、はじめて地域雇用調査団を派遣し、報告をとりまとめている。いずれにしても、今後の地域雇用闘争の展開が、地域春闘の一環という意味でも、おおいに注目されるところである。

一、国鉄、郵政などでは、その「合理化」問題は、ますます国鉄再建・民主化、交通政策のあり方といった政策・制度闘争と密接にかかわらざるをえなくなっている。「合理化」反対闘争も今日、そこまでの踏みこみが要請されている。

一、労働時間短縮闘争は、それが雇用不安対策ともつながりうるだけに注目されるが、実際の成果では、きわめてはかばかしくない。政府交渉、行政指導も、企業レベルに浸透するには、間があるように思われる。ただ、公務員の週休二日制については、自治体ではいっそうの普及傾向にあるが、国家公務員でも、本年四月より全省庁で、第二次試行段階に入ったことが注目される。

1　総評・同盟の「合理化」対処方針

総　評

総評は、七七年八月の第五五回定期大会で、七七年度運動方針を決め、そのなかで「合理化」反対闘争方針を決定している。そこでは、国民春闘、そのための自己変革、主体の形成とかかわって、「合理化反対、雇用保障の闘い」の重要性が改めて強調されている。

以下、闘争の基調と重点課題の部分を掲げておく。

(1)　合理化反対・雇用保障闘争のとりくみの基調と重点課題

われわれは、国民春闘をかかげ、そのための自己変革とそれを通じての主体の形成を強調してきた。合理化反対、雇用保障の闘いは現代資本主義の矛盾の深まりの中で、雇用構造の重層性と雇用の不安定化に対抗して、労働組合が労働者連帯を強めつつ、その闘争領域を拡大していかざるを得なくなっている。本年度は、つぎのような基本的な方向でとりくむ。

第一に、労働者国民の雇用と生活権を守り、改善しえない経済政策（産業政策、地域経済政策）に反対し、国民生活優先の経済政策を求める。このため、年金や医療などの社会保障の拡充、労働時間や最低賃金などの雇用保障の前提条件を経済政策におりこむよう要求する。また、生活基盤確保拡大のための公共投資を拡大し、失業者の雇用吸収をはじめ、雇用創出政策を求める。

第二に、経済政策や産業政策の前提として雇用保障制度の確立を求め

る。このため、大量解雇の規制と雇用保障委員会の設置、不安定雇用労働者の雇用改善や生活保障、失業給付の改善延長と給付切れ失業者や受給未資格者に対する再就職までの失業手当の支給、生涯職業訓練制度の拡充と訓練基金の創設などを求める。

第三に、定年延長や労働時間短縮など組織労働者の労働者連帯をつよめ、労働協約や社会的規制の中で、雇用機会の拡大と差別雇用の解消をめざす。

(1) 合理化反対・雇用保障闘争の重点課題

第一に、われわれがここ二～三年来、重点的にとりくんできた同意約款、事前協議の徹底化である。多くの単産で統一的に闘われはじめ、その内容も経営計画から職場の委員や労働組合活動にまで及んできている。合理化問題は日常的なとりくみが重要である。同時に、今日の情勢では、合理化政策が産業レベルで決定される傾向が強まりつつあり、たんに個々の企業でのとりくみだけでは不十分になっている。したがって、当面各組合の策定を参考に、法対部などと協議し、今日までの水準と問題点を整理し具体化を深める。

第二に、雇用機会を拡大し、人べらし労働強化に反対し、労働の質と量の規制をめざして、定年延長と労働時間短縮にとりくむ。定年延長は、高齢者社会の中でまさに中高年者が基幹労働者になりつつある現状で、中高年の雇用不安を解消し、年金との結合をはかるため、当面少なくとも六〇歳までの延長は不可欠である。中高年雇用率（六%）や衆参両院の特別決議を足がかりに、地方では地方議会での決議、雇用対策協議会での確認、自治体や経営者団体交渉など、産業別では経営者団体交渉を促進し、社会的慣行を打破する闘いの中から、企業での交渉をいっせいに進める。資本は、これに対抗して、賃金、退職金の是正あるいは職務変更などを要求してくることは必至であるが、高齢者の賃金水準はその生活実態に比して決して高くはない。しかし、中高年労働者の現在の再就職状況あるいは資本の攻撃の強さから、退職よりは雇用保障が優先することは否定できない。したがって、組合内部で十分議論をにつめ、大衆的合意の中で労働諸条件について決定していくものとする。その際、中高年労働者の解雇規制（一定年齢、勤続以上）などにとりくむ。欧米では、不況の中で労働時間の短縮が進んでいる。わが国でも不況業種をかかえた単産の共通した要求として、生産や設備調整の労働者へのしわよせをはねかえすために、時間短縮の闘いが統一闘争として本格的に進められようとしている。全組織労働者が残業規制や有給休暇の完全取得などを合わせて、雇用確保と人べらし首切り合理化反対をかかげ、そのことが失業者の雇用拡大につながる視点で共同してとりくむことは、労働者連帯と雇用保障確立の闘いにとって、重要な意義をもつものである。

第三に、構造不況業種を中心に構造転換をせまられている産業、企業でのとりくみである。産業構造上の問題は、国際的、国内的な様々の要因が複合しており、産業、業種によっても、資本の集中の程度によっても、あらわれ方は一様ではないが、いずれも高成長期における政府と業界の設備拡張政策の結果であり、独占資本の選別政策、投資意欲の減退の中で、そして矛盾が一挙に吹き出している。この中で、政府と業界は政策的に設備廃棄を共同して推進しようとしており、商社や銀行あるいは系列親企業は、債権のこげつきが信用不安につながることを恐れつつ政策主導を推進援助している。しかし最大の問題は、事業転換先がないことであり、その結果、労働者の大量解雇を必然化することである。また、産業連関的には、関連業種や下請中小企業などの生産縮少や大量解雇をもたらす。こうした状況は、現在、分散的に出ているが、雇用安定事業が施行される夏から秋に向けて、多くの産業で発生することは十分予想される。したがって、われわれは関係する単産、地域、単組が共同して闘い、政府、業界および業界に関係する銀行、商社、系列親企業に対する共同の雇用責任を追及する。すでにわれわれは、個別闘争の段階で使用者概念の拡大による実質的に支配している資本に解決責任をとらせてきた。これを産業レベルにまで高める闘いが必要になっている。われわれの要求の基本は、①雇用確保を前提にした産業政策の確立であり、②政府および業界あるいは関連の背景資本は、共同して、下請や中小企業などを含め、その産業に働くすべての労働者の雇用保障に責任をもつこと、③政府融資と業界の合理化基金については、労働者の雇用保障のために運用されるべきであり、政労資によ

る機関を設置すべきだということである。また、④産業政策が実質的に確定する関係審議会には、労働組合の代表を参加させ、要求反映の場を保障すべきである。すでに、中小企業業種転換法や雇用保険法一部改正の際、政府は産業政策と雇用政策の調整と労使意見の反映を明らかにしており、また国の政策にかかわる業種については、失業給付個別延長と職業転換給付金制度（失業手当）の連動を一定程度明らかにしている。したがって、総評、春闘共闘は関係単産と協力して共通課題を見い出すとともに、国会段階を含む対策強化をはかりつつ、ストライキを含む共同行動にとりくむ。同時に、今日の情勢では、失業者の雇用吸収政策が確立されねばならない。このため、国民生活基盤確保拡大のための公共投資拡大要求とあわせ、雇用創出政策を要求するとともに、現在の失業対策事業の諸制限を撤廃させる闘いにとりくむ。

第四に、雇用安定事業を中心にした雇用保険四事業の運用に対するとりくみである。通常国会で周知のように、運用の民主化と解雇の規制（行政指導）、専門機関の設置の検討を確認した。雇用安定事業は、労資協定を前提に、休業、教育、訓練、配転、出向などにも一定の補助をしようというものである。また下請中小企業にも運用上の配慮をしようというものである。まさに、労資関係の中に、総資本の共同の資金が導入されようとしている。このことは、労働組合の対応がよわければ労働者の分断と雇用不安の増大をもたらし、あくまで資本に雇用責任をとらせる闘いを本工、下請別なく進めれば一定の譲歩をひき出しうることにつながる。したがって、すべての労働者の首切りをみとめず、政府と資本の共同の責任で雇用保障をさせる闘いにとりくむ。政府は運用基準を業種指定などに限定しようとしており、個々の企業の一定の審査を通じた中央・地方での民主的運用に消極的である。政労交渉でさらに追及するが、もしわれわれの要求が通らなければ、具体的ケースをもとに、審議会、国会での闘い、あるいは裁判闘争にまでもちこんで、運用の民主化を、中央、地方ではかる。

第五に、下請、中小、臨時、社外、日雇、季節、労働者連絡会議の強化とこれら不安定雇用労働者対策の強化である。総評は一昨年来系統的な臨時、下請労働者対策を決定し、春闘共闘規模でこの一年間関係単産の交流を行ないつつ、「連絡会議」の結成をはじめ、全国規模の交流集会で問題点の把握、闘争経験の交流、資料発行などにとりくみ、関係組合の闘争支援激励をすすめてきたが、なお各単産の関心と協力度は問題の社会的あるいは運動の占める重要性に比べ、決して高いものとはいえない。今年度も「連絡会議」でのとりくみを重視するとともに、運動の各分野で膨大な労働者層の問題をとり上げていく。そのため　関係労働者の要求と意識に見合った問題をとらえ、その解決のとりくみをすすめる。同時に、産業別レベルの課題としてのとりくみをつよめるとともに、関係単産、地方共闘（地評）と協力し、組織化対策をはかる。このような中で、要求の解決に関わる制度政策要求についても、とりくみを拡大し、差別解消、格差是正、雇用平等の中期政策討議をすすめていく。

第六に、現行制度の活用点検とその中から制度上の矛盾を明らかにし、その改善をせまる闘いを重視する。中高年労働者の失業給付の個別延長六〇日は十分活用されていないし、かなりのパート労働者は雇用保険に未加入である。雇用保険未加入であっても失業給付が受給できることや有給休暇で労働者が職業訓練を受講できることなど、あまりにも多くのことが知らされていないか活用されえない状況にある。解雇された労働者を組織的に再就職まで面倒をみている労働組合はきわめて少ないし、また職業訓練が労働者の権利として協定化されていない現状では、現行制度の活用をはかり、その制度の矛盾を明らかにし、地域や職場で運動的に克服することはそれ自身多くの困難をともなうが、結局はまわり道のようでも制度要求の闘いの一番の早道である。このため、中央では職場・地域で活用できるわかりやすい手引書をつくり、大量宣伝をはかるとともに、関係つくり出すため、職安闘争の再構築をめざしてモデル地区を設定し、関係組合、審議委員、活動家集団の協力をえて、大衆運動化をはかる。

第七に雇用保障の制度要求の再構築である。すでに労働四団体が要求し、労働省が合意している雇用政策全般（ＩＬＯ条約の批准の検討）職業訓練制度の抜本的検討、日雇給付の改善、職業転換給付金制度の見直しと失業手当など、現行制度の問題点を明らかにしつつ、雇用保障にかかわる要求を再構築する必要がある。また、大量解雇規制についても社会党の雇

用保障法案を参考に、対策にとりくむ。とくに、雇用安定事業が成立した現在、今日の情勢で一番重視しなければならない諸制度上の環は、すべての失業者に再就職までの生活を保障するため、失業給付の改善延長と職業転換給付金制度の再検討と失業手当の創設である。このため、春闘共闘対策委員会の中の雇用政策小委で協議するとともに、当面中央職業訓練審議会に早晩諮問されるであろう職業訓練制度の抜本的改正については、訓練小委の中にプロジェクト・チームを設置し、政策の具体化につとめていくこととする。

同　盟　同盟は総評と異なり、いわゆる「合理化」反対の態度をとっていない。同盟の産業政策、福祉政策の実現、そのために「参加経済体制の推進と産業民主主義の確立」、「参加の代表的な方法である」「労使協議制の充実、強化」によって、問題を解決していくことを基本としている。

こうした基本方針のもと、七八年一月一八～二〇日の同盟第一四回定期大会では、賃金闘争とともに、時短・週休二日制、雇用保障をふくむ福祉政策の推進、構造不況対策など、総合的課題を掲げ、その実現のなかで問題を解決する考えを打ちだしている。以下、「雇用保障の確立」について、掲げておこう。

雇用保障の確立

〈一般的な雇用対策〉

完全雇用の確保は、福祉社会の基本的条件であり、経済政策の重要な目標でもある。とくに、低成長下に入っている現在においては、一方において労働力の高齢化が急速に進行し、他方において産業構造の転換が迫られており、こうしたなかで、この目標を実現することは容易ではない。しかしわれわれはこの困難を乗り越えて、このような事態に対処する十全な雇用保障制度を確立しなければならない。われわれはこのため、労働者を失業の脅威から守るだけでなく、雇用機会を積極的に拡大していくことを基本方針とし、それに中高年齢労働者・臨時工・身障者などの不安定雇用層の雇用保障の推進を図り、労働者全体を通じての生活安定を確保するため、政府にたいし次の施策を要求し、実行を迫っていく。

①第八〇国会で採択された定年延長に関する特別決議に基づき、当面少なくとも六〇歳の定年が実現されるよう、行政指導の強化を求める。

②中高年齢者雇用促進特別措置法に定める高年齢者雇用率の達成を、義務づける措置を設ける。

③雇用対策法による大量解雇の規制を強化する。また、臨時工・パートタイマー等の不安定雇用者については、雇用の通年化を図り、あわせて解雇予告期間を設ける。

④構造不況離職者にたいしては、その生活を保障し、再就職を促進するため、職業転換給付金制度ならびに職業訓練制度の抜本改善をはかる。

⑤雇用保険・職業紹介・職業訓練を含めた雇用安定政策の体系化を進める。

⑥海上における雇用保障を確立するため、船員雇用保障法の早期制定をはかる。

〈雇用保険制度の充実と改善〉

七五年四月に発足をした雇用保険制度は、従来の失業給付のほか、雇用改善・能力開発・雇用福祉の雇用保険三事業が加えられ、その機能が著しく強化されたが、さらに七七年一〇月からは、雇用安定事業とそのための予防の面は一段と強化された。しかしながら、これらの改善・強化によってもなお、完全雇用、高年齢者・心身障害者の雇用促進、不況対策の強化などの課題は、依然として深刻化している。われわれは、雇用保険制度が真に労働者の生活と職業の安定に資するよう、次の方針のもとに対処する。

①失業給付の基本手当の引き上げを中心に、給付の大幅改善をはかる。

②個別延長、訓練延長など給付延長を改善し、実効ある運用をはかる。

③雇用安定・雇用改善・能力開発・雇用福祉の四事業に関しては、雇用安定事業を特に重視して、その管理・運用を監視し必要に応じ改善に努め、他の三事業については充実をはかる。

④定年延長奨励金など、定年延長ならびに高年齢者雇用の奨励措置の強化・充実を求める。

〈船員保険制度の改善〉

①失業部門については、地区漁船船員など、未適用船員の完全適用をはかる。

②疾病部門の財源について、健康保険との見合いにおいて国庫負担の増額を求める。

③ＩＬＯ第七〇号条約（船員の社会保険条約）・第七一号条約（船員の年金条約）の早期批准をはかる。

2　雇用安定・保障闘争

立法要求を中心とした雇用保障闘争の展開

本年度に入って雇用情勢はますます悪化の兆しをみせ、雇用安定・保障闘争は労働組合にとって最大の眼目となった。七七年八月一七日から開かれた総評の第五五回大会では、雇用問題を「最大緊急の課題」として、採択された運動方針案には「雇用・失業対策の強化」を掲げ、秋の臨時国会には失業者一〇〇万人を吸収する失対事業の実施などを内容とする「緊急雇用確保法案」の成立をはかり、また労組、革新首長関係団体、学者などによる「雇用を守り失業をなくす国民会議」の結成をすすめることとした。そして同月二二日には槇枝議長が石田労働大臣と会い、最低賃金制、労働時間制などをふくめて一三項目にわたる要求書を出したが、その内容はつぎのようである。

【総評の労働大臣への申し入れ】

①不況業種などでの失業者再就職まで国が公共事業を行い雇用を確保せよ。

②公共事業の発注は中小企業への割り当てを確保せよ。

③定年延長推進については行政指導を強めよ。

④大量解雇の規制と雇用保障委員会を設置せよ。

⑤職業転換給付金制度を改善し、失業手当制度を新設せよ。

⑥雇用政策に関する審議会に労組代表を参加させよ。

このような総評の動きにたいし、同盟もさしあたり緊急雇用確保法案の成立にたいしては共闘をくむ旨の意思表明があった（八・二二）。そして鉄鋼労連においては宮田委員長の雇用拡大のためには賃上げ自粛もやむなしとする見解の発表までがあって（九・七）、労働界に一つの波紋をよぶことになった。

深刻化する雇用情勢と労働側のこのような動きに、政府は、九月二日、雇用問題のための関係閣僚協議会を設置し、さらに同月五日には石油ショック後の七五年八月以来二度目の「臨時雇用対策本部」を発足させ、失業予防、離職者の生活安定、再就職促進施策を推進することとした。

九月二二日には、総評は単産委員長・県評代表者会議を開き、秋の闘争方針案を決めたが、それは「首切り反対・完全雇用達成」要求を中心として、一時的解雇規制、失業中の生活保障水準と期間の改善、中高齢者の就職促進などを内容とした二年間の時限立法としての「雇用・失業保障臨時措置法」制定運動、各産業・地域での雇

用確保闘争の強化に総力をあげてとりくむこととし、そのために春闘の準備作業も例年より遅らせることとした。

一〇月五日には雇用問題を最重点課題とする秋闘が本格的に開始され、総評主催で東京日比谷に六〇〇〇人の決起集会が開かれたが、この日同時に労働四団体（総評、同盟、中立労連、新産別）が雇用対策に関する統一要求をまとめた。第八二臨時国会で二年間の時限立法としての「構造不況業種離職者対策臨時措置法」制定を柱とし、政府の景気回復策、雇用政策の全面的見直しを求めるもので、おもな内容は以下のようである（一〇・六・『朝日』）。

【労働四団体、統一要求】

景気回復政策の実施と雇用政策の全国的見直し

①公共投資の拡大、内需回復を中心とした積極的な景気回復政策を実施し、雇用機会を拡大する。特に失業多発地域、再就職の困難な地域で新たに公共事業を起こし、失業者の雇用を促進する、②政府の第三次雇用対策基本計画の全面的改定。

構造不況業種離職者対策臨時措置法の制定

二年間の時限立法で十二月一日発効とする。その内容は①職業転換給付金については、指定業種の範囲を雇用安定事業の指定業種並みに広げ、年齢制限を撤廃し、就職促進手当の上限を失業給付と同額にし、訓練手当を大幅に引き上げる、②雇用保険法二三条の「個別延長給付」を来年一月以降さらに二年間延長し、年齢制限を撤廃し、五十五歳以上は無条件に適用する、③失業給付の期間を、構造不況業種の離職者に限って九十日延長する、④構造不況業種離職者を雇用する事業主に対し、一年間の助成をする。その後一年以上はその労働者を解雇してはならない。⑤公共職業訓練は、高年齢者、離職者のために訓練職種を多用化し、随時に入所でき、訓練期間も弾力化するようにする。また、職業訓練や再教育を、指定した各種学校でもできるようにし、臨時の職業訓練所も設ける。⑥離職者多発地帯や再就職が困難な地帯では、公共事業を起こし、構造不況業種離職者の雇用確保・雇用の拡大と安定措置

①定年延長奨励金、継続雇用奨励金、高年齢者雇用奨励金の大幅引き上げ。②中高年法に定める高年齢者雇用率（六％）の未達成事業主については身障者雇用制度に準じて納付金制度を新設する。③雇用安定事業の運用にあたって給付終了後、労使協定なしに解雇してはならないとする。④雇用対策法に定める大量解雇の届け出は全従業員の三〇％以上を解雇する場合も対象とする（現行は五十人以上の場合を届け出）。また、事前届け出は三カ月前（現行一カ月）に改める。

離職者法の成立と労働四団体共闘の崩壊

労働四団体の離職者対策立法の要求にたいしては、野党各党はそれぞれの法案の準備をして自民党と協議に入り、この立法の帰趨が八二臨時国会の重要な焦点となった。そして一一月一日、衆議院社会労働委員長提案としての「特定不況業種離職者臨時措置法」案が提出され、同二日衆院を通過して参院に送られた。労働四団体は同月四日東京において四年ぶりに統一集会を開き、この法案の早期成立を盛り込んだ決議案を採択して側面から法案成立促進を図った。しかし、自民党側はこの法案と野党や労働側の反対で成立の難航していた健康保険法改正案、国鉄運賃法改正案などとの抱き合わせ作戦をとった。このため、労働側にとっては健保・国鉄を認めるか、離職者法を道づれとしてこれら法案を廃案とするかのきびしい選択を迫られた。ここに労働各団体間の態度がわかれ、あくまでも総評＝社会党の方針により、離職者健保・国鉄法の廃案を意図した総評以外の団体とのあいだに大きな亀裂が生じ、共闘関係は凍結されることとなった。離職者法廃案法は結局は流産するという結末に終わった。そして、健保・国鉄の廃案よりも離職者法の成立を望んだ総評以外の団体とのあいだに大きな亀裂が生じ、共闘関係は凍結されることとなった。離職者法廃案

に際しての各団体の声明・談話はつぎのようである(一一・七『朝日』)。

【総評声明】

「離職者」「給与」各法案の成立を阻んだ自民党の行動は、労働者の分裂を期待し、しかも国会審議の経過を一方的に踏みにじったものである。その政治責任を厳しく追及するとともに、四団体共闘を大切にし、結束を一層強化して通常国会での成立をめざして闘う◇性格の異なる法案を絡ませる自民党の対応は政治を密室の取引に引き戻そうとするものであり、議会制民主主義を踏みにじる行為である。われわれは予算編成に向けての闘争と七八春闘を連動させ、四団体共闘と全野党の結束を追求、政府・自民党の経済政策を変更させる国民的戦線の形成を図る。

【同盟声明】

自社両党の党利党略によって重要法案がことごとく不成立に終わったことは憤激に耐えない。特に離職者法案が廃案になったことは勤労国民の期待を裏切るものであり、とりわけ社会党の不誠実な態度には心から憤りを覚える◇同時に総評の行動は相互の信頼関係を基礎とする労働四団体共闘にぬぐい難い不信をもたらすものだ。われわれは今後の四団体共闘における総評との関係を再検討する◇政府はただちに国会を開いて離職者法案の成立を図るとともに、当面の緊急対策として現行法の中で職業転換給付金支給の対象業種を拡大するなどの措置をとれ。

【同盟・中立労連・新産別書記長・事務局長共同談話】

性質を異にする法案を絡ませて離職者法案を廃案に追い込んだ自民党の姿勢は極めて遺憾であり、強く抗議する。同時に一部野党、総評の硬直した態度は雇用問題のもつ重大性の認識に欠けるものであり、猛省を促す。われわれはこの不幸な事態を乗り越えて雇用安定、離職者対策確立に向けて引き続き運動を進めるが、四団体共闘に関する当面の予定は凍結せざるを得ない。

この法案はつぎの八三臨時国会に再度提出され、一二月九日ようやく成立をみた。労働側の雇用闘争の成果とみられるが、反面、これによる右の共闘関係の破綻というマイナス面も生じ、これが以後の春闘その他の共闘関係にも尾を引くこととなった。

雇用春闘としての七八春闘　七八年一四日第一回総会を開き、七八年国民春闘基本構想における一

入って本格的な活動を開始するが、七八年国民春闘基本構想においても、「日ましに悪化をたどる雇用情勢の中で激増する失業の不安を解消するとりくみは、この秋から七八国民春闘を展望するなかで、最大、緊急の社会問題となった」とし、雇用闘争を最大、緊急の課題としてとらえている。七八年二月の権利確立討議集会における春闘共闘副議長の基調報告ではつぎのような考え方が述べられている。

【春闘共闘権利確立討論集会基調報告、二、雇用失業問題、合理化攻撃について】

こうしたきびしい情勢にあるだけに、私たちは、今次七八春闘での闘いを「雇用も賃金も」に全力を傾け、〝官民総がかり〟で闘いぬかなければならない。

今通常国会において、予算闘争の中で社会党を中心に野党と協力して、大幅減税・不公平税制の是正、労働時間短縮・週休二日制の確立、福祉年金・社会保障の充実などとともに、昨年成立した雇用安定資金制度、離職者対策臨時措置法の改善をふくむ雇用・失業保障の法制化によって、解雇規制や失業保障・対策の強化、公共職業訓練の拡充、ならびに政府のような産業基盤整備の大型公共投資ではなく、生活基盤型の公共事業の拡大によって、公共的な雇用拡大を促進させる闘いに取りくまなければならない。

それと同時に、私たちは現にあらわれさらに出てくるであろう様ざまの合理化攻撃に対し、組織労働者が中心となり、産業別と地域で闘うことが必要である。すなわち、産業別ではその強力な指導により、統一した力の結集をはかることによって、首切りを初めとするあらゆる合理化に反対して闘い、雇用保障協定、時間短縮、週休二日制、定年延長、中高年・身障

者の雇用・訓練確保などを協約・協定闘争として闘わなければならない。そして地域では、この闘いを地域共闘で強化するとともに、その地域に見合った独自の雇用・失反の闘いをも組織して闘わなければならない。とくに失業多発地帯では、職安闘争や自治体に対する諸失業対策要求の闘いを強化することが重要であると考える。

七八年一月一八日から開かれた同盟の一四回定期全国大会においては、天池会長は雇用問題は政治の最重要課題であるとし、①実質七%成長を二年間持続すること、②週休二日制実施、③定年の六〇歳への引上げなどにより、二年間で六〇万人の雇用創出を政府に迫った。

一月下旬には、政府も雇用助成金制度の拡大を中心とした「緊急雇用対策」を策定するが、総評は二月一四日、「臨時雇用対策本部を設置」、雇用確保のための制度、政策要求として解雇規制法創設、各自治体での臨時雇用対策特別法制定、自治体、労使代表による雇用創出委員会の設置、職業転換給付金を三年間給付とするなどの立法措置を求めることとした。これを受けて社会党は「地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案」、週休二日制実施などを目的とする労基法改正案、一ヵ月に三〇人以上の労働者を解雇する使用者の届出義務と都道府県知事の勧告措置をとるための雇用対策法の改正案、さらに共産党の週休二日制、一週四〇時間制実施のための労基法改正案が提出された。

七八春闘はこうして雇用春闘との別名も付され、各単産、単組も企業レベルにおいて第121表のような雇用関連要求闘争がとられた。しかし、不況の深刻化に円高不況が加わって七八春闘は当初から労働側に不利であり（とくに構造不況業種）、企業側からの希望退職募集、労働条件切下げなどの逆攻勢を受け、この雇用の重みに賃上げ率自体も低率に終わることを余儀なくされた感があった。

第121表　主な民間単産の雇用関連要求

	定年延長	時間短縮	週休2日	残業規制	雇用保障
鉄鋼労連				○	
私鉄総連					△
全国金属	○	○	○	○	○
全国一般	○	○	○	○	○
合化労連	○	○	○		○
医労協	○	○	○		○
全自交	○	○			○
運輸労連	○	○			
新聞労連	○	○	○		
紙パ労連			○	○	○
全港湾	○	○	○		○
全印総連		○	○		○
電機労連		○	○	○	
全石油	○	○	○		
全国セメント	○	○			○
ゼンセン同盟					○
全金同盟	○	○		○	
造船重機労連					△
電労連				○	
海員組合					○
自動車総連					△
出版労連	○		○		○

〔備考〕 1)国民春闘共闘会議，同盟など調べ
2)○は企業向けの要求，△は制度政策要求
3)『朝日新聞』1978年3月30日による。

単産の「雇用保障協定事例」

このような中央での動きに対応して、各協議体・単産・単組・職場レベルでも雇用闘争に重点をおいた運動が展開される。上は産業政策要求から下は雇用確保としての、労働時間短縮、残業時間の規制、週休二日制、定年延長要求闘争、さらに労働協約による雇用保障協定の締結運動などで、そこには高度経済成長下の労働運動タイプから低成長時代のそれへの大きな転換がみられることになる。雇用保障協定は各単産による統一基準をつくる場合が多くみられた。事例は、数多いが、ここには合化、全金、全造船機械、福島県労協のケースを掲げるにとどめる。

【合化労連の労働協約基準（案）】

第九章　合理化協定

（完全雇用、職場安定、経営方針について）

第六〇条　会社は、組合員の完全雇用を確認し、安定した職場の確立をはかる。会社は長期生産計画、とくに新規設備、事業計画（各事業所別）について組合と協議し、その実施については安全衛生条件の優先、労働条件の向上を基本として、組合と協議決定する。

（機械化、合理化について）

第七〇条　新機械設備、技術導入、あらたな労務管理制度、その他合理化を行なおうとするときは、会社は組合と事前に協議する。

（団体交渉権の確認）

第七一条　新規事業所従業員の賃金、労働時間等労働条件についての団体交渉は会社とその従業員の所属する労働組合とが行なう。

転出時の条件の履行に関しては会社は責任をもって実施に努力する。

（配転について）

第七二条　会社は事業所内配置転換および新規でない事業所への転勤を行なうときはその目的事由・人員について組合と協議すると共に、次の原則を尊重し、配転基準、条件を組合と協議決定する。

(1)　会社は配転基準、条件について組合と協議決定後、本人に提案し、本人の承諾がなければ決定しない。

(2)　賃金、労働条件はかわらない。従来の経験、熟練が活用されない新しい職場でも従来の経験、熟練を加算して賃金労働条件を保障する。

(3)　業務上の正当な理由に基づくものでなければ配転は行なわない。

(4)　配転者転出後の職場は適正な人員補充を行なう。

第七三条　新規事業所への転勤については、前第(4)項によるほか、次のことを保障する。

(1)　転勤者には、必ず社宅を与え、独身者には寮を与える。なお、独身者が結婚によって寮をでるときは社宅を与える。そして、定年にあたっては社宅を無償で譲渡する。

(2)　転勤者の妻および子が会社に勤務するときは、その妻および子も転勤する。

(3)　転勤者に対しては、事前および転勤後も、必要な技術教育を行なう。

(4)　転勤者に対しては、特別に定年を延長する。

(5)　転勤者の子弟の転校、入学、ホームヘルパー制度、転勤先での購買施設等を配慮し、便宜をはかる。

(6)　新鋭工場の建設操業にさいしては労働時間の短縮を行なう。

(7)　転勤者にたいしては、規定にさだめる赴任旅費のほか、転勤一時金、特別の融資制度をつくることとし、具体的内容その他について組合と協議する。

（出向者について）

第七四条　組合員を出向させる場合には、第(4)項に準ずるものとし、出向先が新規事業所の場合は、第(5)項に準じて取扱うものとする。

出向期間は三カ年とし、組合との協議および本人の希望により、更に出向を継続するか会社に復帰するかを決定する。出向先の都合で、仕事がなくなる不安があるときには、本人の希望により、ただちに会社に復帰させる。

（人員について）

第七八条　会社は生産計画に基づく、各事業所の必要人員については、休日休暇の完全消化、労働時間の短縮を前提として、半期毎に組合と協議の上決定して採用する。また自然減耗人員については常に補充する。採用の一般基準については別途協議する。また会社の都合で退職した人に対しては、会社は新規採用に際しては最優先に採用する。

（工場閉鎖、売却、譲渡について）

第七九条　工場閉鎖、売却、譲渡その他経営上の重大な変更が行なわれるとき事前に組合と協議する。

（臨時工について）

第八〇条　現在契約中の臨時工中、在籍者として適格な者は社員にきりかえると共に、毎年　回定期的に審査を行ない、臨時工の減少につとめる。日々雇い入れの臨時工は、臨時突発的な作業が生じた場合のみとする。

（下請労働者ならびに外註について）

第八一条　(1)　下請け労働者については、臨時工事等比較的人員を多く必要とし、将来雇用を継続することが不適当とみられるもの以外は使用しないことを原則とする。

(2)　現在の請負作業で前項に該当しないものは、逐次直轄作業にきりかえる。

(3)　今後あらたに下請け労働者を使用するとき（含契約更新）または外註のさいは、事前に会社、組合が協議する。

【全国金属の雇用安定と権利を保護する協定書（案）】

第一条　すべての労働条件について、会社と組合は事前に協議決定の上実施すること。

第二条　名目のいかんを問わず従業員を採用する場合は、会社と組合はその計画、人員、配置などについては事前に協議決定の上実施すること。

第三条　会社は組合員及組合員以外の従業員についての配置転換および職種の変更、出向、帰休、解雇などについては事前に組合と協議しを得なければ実施しないこと。

第四条　会社は機構変更や職制の増廃などについては、事前にその計画と内容について組合の同意を得ること。

第五条　会社は工場、事務所の移転、新設、休廃止や機械、技術の導入、提携設備計画並に資本の導入、他社への出資分割、合併、また会社更生整理、和議、特別清算、破産などの法的手続きをとる場合、その他私的整理並に会社を解散する時は組合と事前協議し同意の上で行なうこと。

第六条　会社は会社の行なう従業員教育は、技術、職業安全衛生教育のみに限定し、その計画や内容を事前に組合に提出し、組合と協議するとともに、組合代表もそのつど立合わせること。また会社は、社内報その他による宣伝活動も含めて、支配、介入、反組合的行動をしないこと。

【全金京滋地本樫藤鉄工所協定書】

会社と組合は、相互の主体性を尊重することを確認し、会社は、七五年以来の組織介入、合理化紛争の反省に立ち労働者の生活向上や権利と職場を守らなければならない経営責任を自覚し、今後の労使関係の相互理解と信頼を深め労使関係の改善に努力するため、下記の内容を協定する。

記

第一条　会社は、労働条件及び労働組合活動に影響を及ぼす経営方針を変更しようとする場合には、組合と事前に協議し、その同意を得た上で実施するものとする。

第二条　労働条件及び労働組合活動に影響を及ぼす会社の組織の変更、職制の増員並びに要員の配置及び総ての人事については、組合と事前に協議し、その同意を得た上で実施するものとする。

第三条　人員整理を伴う合理化並びに労働条件及び労働組合活動に影響を及ぼす合理化問題については、組合と事前に協議し、その同意を得た上で実施するものとする。

第四条　会社の経営実態を明確にするため、組合の要求する資料は、提出する。

第五条　労使紛争については、あくまで会社の労使間に於いて自主的かつ平和的に解決するものとする。

労使紛争に対し、労務屋等第三者を介入させない。

第六条　会社は、労働組合への組織介入、及び団結を阻害するようなことはしない。会社が従業員に対して行なう教育及び従業員各個に対して行なう宣伝については、目的、内容を明示し事前に組合と協議し、その同意を得た上で実施するものとする。

第七条　従来の労使間協定、慣行を尊重する。

【紙パ労連の雇用保障協定基準（案）】

(1)　会社は、組合員の完全雇用を確認し、安定した職場の確立をはかる。

(2)　会社は、組合員の雇用に関する経営計画の変更（職場定員の変更、希望退職の募集、解雇など）に当っては、事前に組合と協議し、同意を得るまではこれを実施しない。

(3)　会社は、臨時工、日雇工、嘱託、パートタイマーなど組合員の作業に影響を及ぼす労働者の雇用条件の変更に当っては、事前に組合と協議し、同意を得るまではこれを実施しない。

(4)　会社は、関連企業、下請企業の経営の安定に責任をもち、これらの

企業と共同してその従業員の完全雇用を保障し希望退職、解雇などを行なわない。

(5)　会社は、企業の解散、合併、分離譲渡、縮小、整理、閉鎖（会社更正・整理・破産などの申立を含む）など、経営上の重大な変更を行なおうとするときは事前に組合と協議し、同意を得るまではこれを実施しない。

関連企業、下請企業の設立や閉鎖に当っても同様とする。

【全造船機械の事前協議に関する協定基準（案）】

株式会社○○造船（以下会社という）と全造船機械○○分会（以下分会という）とは、会社の経営方針、職制機構、雇用、生産、設備、その他組合員（従業員）の労働諸条件に関連する一切の事項について、事前に協議するため、次の通り協定する。

第一条　会社は、組合員（従業員）の労働諸条件に影響を及ぼす合理化計画については、その計画が変更可能な時期（段階）に分会へ提示し、協議する。

第二条　会社は、分会から会社をとりまく情勢、経営状況と問題点等についての協議または必要な資料提供の申入れがあった時は、遅滞なく誠意をもって、これに応じる。

第三条　会社は、次の事項については分会と協議合意の上、実施するものとする。

①　会社の合併、分割・譲渡・縮小、休廃止、解散、新設事業に関する事項

②　設備の新設、拡張、譲渡、縮小、休廃止に関する事項

③　会社の管理職制機構の改編に関する事項

④　要員の整理（含む下請工）配置変更（配転、交替制、出向、応援など）一時帰休の実施に関する事項

⑤　その他労働諸条件に著しく影響を及ぼす事項

第四条　会社は、次の事項について、誠意をもって分会と協議し、実施するものとする。

①　従業員（含む下請工）の新規採用を含む全般的な人員計画に関する事項

②　生産に関する事項（新機械の導入、技術管理、工程管理など）

③　会社の新設、下請・外注計画に関する事項

④　経営方針・計画全般に関する事項

⑤　その他労働諸条件に影響を及ぼす事項

第五条　分会は、会社がとくに明示した機密事項について、誠意をもって対処する。

第六条　会社は分会に対し、協議した前記事項に関する諸問題について、一切責任を追及しないものとする。

第七条　この協定は締結をした日より（一年間）有効とする。

【福島県労協の協定書（案）】

福島県経営者協会連合会（以下県経協という）と福島県労働組合協議会（以下県労協という）は、双方が構成する単位組織の了解の上、福島県内の主としての民間企業の「雇用確保等」に関する情勢並びに対策を協議、検討した結果、一定の了解点に達したので左記の通り協定する。

記

一、県経協は、県労協傘下組合に対して、企業合理化による指名解雇、希望退職は行わないよう各企業を指導するとともに、その都度、結果について県労協と連絡を密にし、調整にあたる。

二、企業倒産が予想される場合、まず企業内労使間で人員整理を前提としない協議を行うよう強く指導し、最悪の事態を未然に防止するよう努力する。

三、一項～二項について、最悪の事態が予想される場合は、県労協単位組合、県経協、単位経協、企業代表による協議を緊急に行ない、責任をもって解決にあたる。

四、前項による解決が困難な場合は、労使当事者、県労協、県経協、単位経協に加えて、公益側代表者、県等の労働行政機関の協力を求めるなど、失業を防止するための最大の努力として、ことしの解決をはかる。

五、産業の発展と、企業の繁栄を期すため、親企業は系列下請関連企業に対して、生産量、適正単価の維持向上、市場開拓等について指導性を発揮する。

第122表　3.30地域統一ストにおける雇用に関する要求

	要　求　内　容
北海道	失業多発地帯の雇用確保特別措置法成立の決議
宮　城	雇用確保(創出)，解雇規制を含む労働基準の締結
東　京	首切り合理化反対・雇用確保
群　馬	県発注公共事業の分離発注，雇用対策委員会の設置
埼　玉	生活環境予算編成と雇用創出，失業対策（失業者生活安定特別資金融資制度）
山　梨	雇用保障委員会の設定
新　潟	雇用保障に関する各種奨励金，給付金に県予算での上積み
富　山	県単直轄事業，公共事業の地方発注，定年延長60歳，週休２日制，時短，残業規制，労働関係主管課未設置自治体にたいする主管課設置指導，雇用対策委の設置，雇用安定条例の制定，解雇規制協定の締結
茨　城	雇用対策部会の機能強化
石　川	雇用安定――雇用条例の制定要求
長　野	雇用安定（雇用安定条例の実現など）
大　阪	週40時間，週休２日制，解雇制限へ法改正，自治体の臨時雇用特別措置立法化，産業雇用政策会議の設置
奈　良	雇用安定，失業防止，雇用創出臨時措置法の法制化，雇用相談センターの設置と職訓施設の増設，中高年・身障者の雇用率完全達成，賃確法，不況業種臨時措置法の適用拡大と県独自対策
和歌山	雇用確保，地場振興，解雇規制，現行業の完全順守，雇用問題協議会の機能強化，各市町村に雇用問題協議会の設置，職安の民主化，解雇規制，事前協議，同意約款
鳥　取	雇用保障
岡　山	雇用創出，身障者・中高年雇用率の完全達成
兵　庫	対県要求（雇用保障，医療，教育）
広　島	雇用保障（事前協議事項，労働条件変更事項，一時的臨時労働者の労働条件事項の）協定締結
〈九州ブロック〉	各県春闘共闘の反合・雇用要求実現

第123表　4.7 地域統一ストにおける雇用に関する要求

	要　求　内　容
青　森	解雇規制の県条例化，離職者対策の実現
秋　田	雇用確保，失業者生活保障
岩　手	雇用対策協議会設置と誘致企業・進出企業の労働協定の実現，雇用保障に関する協定書の実現
山　形	雇用保障・拡大
福　岡	雇用保障・創出の実現

〔備考〕　総評調査部『国民春闘の中期展望』より。

地域雇用闘争の展開

地域雇用闘争の新たな展開として芽をふきだしている。総評も、七七年夏からの雇用闘争を展開するなかで、はじめて地域雇用調査団を派遣した。そして報告をとりまとめている。

また、具体的にいくつかの地域雇用闘争で、成果をあげはじめている。後述の全金の項で紹介する福岡、全港湾の共同雇用制、島根における事例（雇用責任を企業レベルだけでなく自治体にまで拡大）、その他、富山県労協、地方同盟による「雇用確保共闘会議」の結成、石川県春闘会議による雇用安定条例制定と求める七万人署名の提出など、地域雇用闘争は歩みだしたばかりであるが、多様な展開を示しはじめている。

最後に、春闘共闘三・三〇および四・七地域統一ストにおける雇用に関する要求は第122・123表のとおり。

3　主要組合の「合理化」反対闘争

鉄鋼労連

鉄鋼では、〝構造不況業種〟である平電炉業界で、設備廃棄、各種の「合理化」提案が相ついだ。労連では、さしあたって、雇用確保を中心とし、政策闘争を展開した。七七年だけでも、平電炉業界では、東京製鉄、大和製鋼、西製鋼、国光製鋼、東北砂鉄、東海鋼業、東伸製鋼、中山鋼業と、希望退職募集など「合理化」が相つぎ、ほとんどが条件交渉をもって解決している。

だが、七八年に入って、大和製鋼が、再度の希望退職募集をおこなった際、これに反対した同労組は、一月二五日、今度は人員削減反対のストを実施し注目を集めた。『朝日新聞』（七八年一月二六日付）は、その間の事情をつぎのように伝えていた。

ストをしたのは、大阪市西成区の中堅平電炉メーカー、大和製鋼（資本金十五億円）の労働組合（鈴木忠吉組合長、四百七十四人）。上部団体の鉄鋼労連の指導でこれまで一時帰休や希望退職に応じてきた組合員が、新たに出された二人に一人の人員削減に対して「ガマンにも限度がある」と反発。「おとなしい組合」の看板を返上するような時期はずれのストに踏み切った。四百人を超す組合員が、前日の雨でぬかるみの残るスクラップ広場に集まった。フル操業のころ、山と積まれていた鉄クズは、いまは全くない。五基の平炉は、昨年七月に全部火を落したままだ。

同社では、一昨年三月二百七十七人が希望退職し、昨年十月からは、五十人交代の一時帰休を実施した。今月十八日、組合に示された希望退職の募集は、従業員のほぼ半分にあたる二百五十一人。会社は「六十七億円の累積赤字が円高で一層ふえている。徹底した合理化しか生き残る道はない」と理由を説明した。木津川をはさんで対岸の大鉄工業（資本金七億五千万円）との合併に向けての〝減量〟とみられている。

同労組は、平炉休止のあと、残業を互いに分けあうなどの方法でとにかく職場だけは確保してきた。このため給料は四―七万も減って十万円前後に落ちこんだ。それだけに、ストアレルギーが広がるなかで、こんどのストに反対する声はほとんどなかった、という。鈴木組合長は「合理化をしなければ、二月末を待たずに会社はつぶれるかもしれない。かといって、人員整理を黙って認めたら会社は安泰かというと、そうでもない。労組としては職場を守るために立ち上がるしかない」と苦しそう。さらに鉄鋼

労直に対しても「われわれの闘争をよく検討してもらい、まちがいを起こさないように指導をお願いしたい」と注文をつけた。昨年三月、鉄鋼労連が雇用確保を条件に平電炉業界の構造改善を認めてから、人員削減、合併が相次いだうえ、余剰人員の吸収をあてにしていた大手もそれどころではなくなったことに対し、上部団体の指導、〝責任〟を求める声でもあった。

他方、南部製鋼の工場再開、全面就労闘争の勝利は注目に値する。親会社三菱商事の支援打ち切りによる工場倒産、全員解雇攻撃とたたかっていた南部製鋼労組（千葉県船橋市・八三人）は九カ月にわたるきびしい闘争に耐えぬき、操業再開、全員就労をかちとった。南部製鋼は、構造不況業種にも指定された平電炉メーカー。七七年五月一日、親会社三菱商事による支援打切りにより生産ストップ、七月には倒産、全員解雇にいたった。同労組は、独占・商社の無計画な設備投資がこの事態をまねいたとして、ただちに解雇撤回闘争を開始。工場を管理し、アルバイトをしながら三菱追及、地位保全訴訟、地域情宣などねばり強いたたかいを九カ月もつづけた。七八年二月から生産を再開するが、組合員は「きびしい経済環境だが、団結の力でぶつかって行く」と抱負を語っている。

電機労連　合理化対策本部を中心に

理化実態調査による経営動向・合理化動向の把握、経営分析による経営状態の把握、地協事務局長会議等における日常対策指導の強化・要請、特別通達による事前対策の喚起等をおこなってきた。また、具体的に合理化が提案された組合にたいしては、本部、地協あるいは関連協組織との連携を強化するなかで個別指導対策をおこない、合理化闘争に発展した場合には担当中執の派遣・駐在体制をとって強力な闘争指導をおこなうとともに、産別全体の支援を強め、加盟組合への闘争支援の呼びかけ、闘争支援連帯見舞金の支給、激励挨拶、檄電等連帯行動にとりくんできた。しかしながら、結果的には多くが職場を去るところとなり、組合員の犠牲をくいとめることはできなかった。これら合理化の発生は、会社の企業再建計画にもとづき希望退職を中心とする人員削減計画によって経費節減をはかろうとする意図によるもので、きびしい経済環境下で雇用を守ることも実質賃金を維持することも困難な条件のもとで非常にきびしいとりくみとなった。より多くの雇用をまもるためには企業基盤の確保をはからねばならず、そのためにはやむを得ず希望退職を受入れねばならないとしても、労働組合として最低の条件維持は当然であり、以下の点を最低条件として指導をおこなってきた。

(イ) 会社の経営計画を明確にさせ、最大限の経営体制の確立を協定させる。

(ロ) 希望退職の実施にあたっては各人の自由意志を尊重し、退職勧奨条件や肩たたきは排除する。

(ハ) 再募集や第二次合理化は認めないこととする。

(ニ) 賃金凍結提案や労働条件切下げ提案に対しては速やかに撤回させる。

(ホ) 電機労連の支援・指導を引続き強化し、解決を促進する。

以下、七六年に「合理化」反対闘争が展開され、注目を集めた安川電機について、七七年秋および七八年春闘における再度の「合理化」提案、反対闘争状況にふれておこう。

【安川電機の合理化反対闘争経過】

七七年九月二一日会社は、企業危機脱却のため自主再建施策の協力を要請、次の具体的体質改善策が提案されました。(1)資産売却と工場再配置、

(2)一部機種の全面外注化と従業員の出向、(3)設備部門の別会社化と従業員の移籍、(4)関連事業強化と出向。これに対し労組は設備部門の別会社化・移籍では組合員資格継続、新会社と労働協約を結ぶこと、関連事業への出向では組合設立を条件に各々了承、小倉工場移転については細部条件を含め継続交渉としました。

ところが春闘を目前に控えた三月六日会社は、経営改善計画を修正しなければならないとして、人員削減・賃金凍結を中心とする次の合理化計画を提案して来ました。(1)希望退職七五〇人、(2)関連会社への移籍等一五〇人、尚関連会社でも一五〇名削減、(3)自然減非補充による減員、(4)五三年賃上げゼロ、(5)一時金は半期一・二カ月以下、(6)人員削減が予定に達しないとき現行ペースの賃金カットもありうる。これに対し労組は前回の合理化に協力したにもかかわらず再度、しかも何ら相談なく突如こうした提案を出してきたことに反発、この間の改善計画失敗に対する経営責任を追及、即刻白紙撤回を要求、三月一三日には反合理化スト権を確立しました。同時に当該労組を中心に、九州地協・電機労連が北九州地域及び産業別全体の取組みとして闘争体制を強化、さらに総評雇用調査団が三月一六日訪組、交流会議をもち、国会でも衆院社労委で質問をとりあげるなど、広範な撤回闘争が展開されました。こうした労組側の強い対応に会社は三月二〇日、先の合理化提案を凍結し労使の委員会を設置し交渉したい旨を述べ、労組はこれを全面撤回ではないものの会社側の一定の譲歩と受けとめ、交渉に応ずることとしました。

四月五日、労組は経営再建案を独自にまとめ、大綱次の内容を会社側に提案しました。(1)販売組織体系や流通機構の再点検、(2)労働力の効率的運用、(3)外部発注の見直し。以降労組提案を含め協議を続けたが、春闘回答指定日の四月一三日には回答は示されず、一五日以降休日出勤、時間外拒否闘争に入りました。会社は過剰人員の削減なしに再建は困難という当初の考え方に固執し人員がそのままなら大幅賃下げしかないとの主張を繰返していたが、四月二四日、会社は修正提案として次の合理化を提案してきました。(1)希望退職（五月八日～二〇日実施）但し人員枠や対象条件は一切ださない。退職金は会社都合の一五%増の他加算金（二〇歳未満W三カ月、四〇歳以上W五カ月S四カ月、五〇歳以上定年加算金）を付加、(2)別会社化はスイッチ関係約一三〇人、冶工具関係約五〇人、(3)関連会社への移籍は一五〇人、(4)その他組合提言の経営施策について二～三受入れる。この修正案を労組は闘争の限界と判断しまとめる方向で交渉をつめ再修正を迫った結果、次の回答を引出しました。(1)退職優遇期間を設定（五月一一日～三一日）準用期間として六月二〇日まで延長取扱い、（希望退職を止め前記退職条件適用期間とする）、(2)賃上げについては定昇のうち年齢給、勤続給の昇給を行う（組平均一三〇〇円程度）一般賃上げは九月再協議、(3)別会社化は職場代表を含む労使委員会で検討。労組はこの内容をもって合理化撤回闘争を集約する方向で五月に入り職場討議に入りました。

合化労連

合化労連傘下でも、雇用・「合理化」提案は後をたたない。この一年間をみても、日本カーボン、日本曹達、旭電化、三共化成、ニチバン、日本板硝子、本州化学、昭和電工、協和カーボン、日本硝子繊維などで、「合理化」が提案され、対応がおこなわれている。

このうち、とくに果敢にたたかったのは日本曹達であった。

【日本曹達の「合理化」提案と闘争経過】

「合理化」提案の内容＝人員削減（日本曹達＝二七〇〇→二六〇〇名、日曹エンジ＝七〇〇→四〇〇名、日曹金属五〇〇→四〇〇名、九月一二日、子会社を含めて会社から五一〇名〔管理職五三六名を含む〕の希望退職提案

組合の対応＝全面撤回

闘争経過＝九月二六日七〇・七%でスト権確立、一〇月四～五日団交進展なし決裂、一〇月六～七日全面二四時間スト、一〇月一七～一八日二本木、会津で支援総決起集会、一〇月二一日全面九六時間スト、一一月二一日交渉で白紙の希望退職募集について合意、一二月二日中委確認、一二月五日協定、一二月七～一六日希望退職募集。

その結果、希望退職に応ずることで、ひとまず決着がついた。参

考までに、協定書を掲げておく。

【希望退職者募集に関する協定（日本曹達）】

日本曹達株式会社及び日曹金属株式会社（以下会社という）と合化労連日本曹達労働組合（以下組合という）は昭和五二年九月一二日会社が提案した希望退職者の募集に関し、次の通り協定する。

1　募集対象　日本曹達、日曹エンジニアリング、日曹金属、日曹建設、日曹建設工業、日曹化成、曹水化成、千葉製作所に在籍する組合員及び他に出向している組合で、本人の申出があり会社が認めた者。

2　募集期間　昭和五二年一二月七日（水）より一二月一六日（金）までの一〇日間とする。

3　募集方法　(イ)　会社は募集を課長以上の役職者（関係会社はそれに対応する役職者）をもって行なう。(ロ)　会社は募集を行なうに当たって、本人の意思を尊重し、強制しない。強制の有無の判定は労使の協議によるものとする。(ハ)　組合は本人が退職に関し自由意思を表明することを妨げない。

4　退職条件　（略）

5　退職日付　昭和五二年一二月二〇日（火）

6　退職金等の支払　(1)退職金、餞別金、特別餞別金（退職金、餞別金は退職日より一週間以内　特別餞別金は退職日より一週間以内に支払う様努力する）。(2)療養見舞金：毎月二五日　(3)転住費用：転住の時　(4)定年退職、永年勤続記念品（特別餞別金に準じて取扱う）。

7　再就職斡旋　他に就職を希望する者に対しては、出来得る限り就職斡旋の努力を行なう。

8　身替り採用　この措置による退職者（但し用務員は除く）の子で、次の条件にかなう者一名に限り、選考の上採用する。（大学卒業の学歴取得者、高専・短大卒業の学歴取得者、高校卒業の学歴取得者で昭和五一年三月卒業から昭和五五年三月卒業予定者）

9　再募集　会社はひきつづき希望退職者の再募集を行なわない。

以上本協定の内容により、組合は会社が希望退職者を募集することを認める。

全国金属

全金では、徳島のゴール工業支部が、五年ぶり、解雇撤回闘争に勝利した。ゴール工業はドアロック業界のトップメーカー。一九七四年一〇月に全金の組織破壊を狙って支部役員など四一人を指名解雇、その後工場の閉鎖や第二組合づくりによる闘争圧殺をはかってきた。これにたいして全金は地域に支援共闘会議を作りねばり強い首切り反対闘争をくりひろげて、三月二五日に定年の婦人労働者二名もふくめて指名解雇を白紙撤回させ四月三日に全員が職場復帰した。総評では、この勝利を「低成長下の労働運動のあるべき姿を示した闘い」だと高く評価している。

さらに、人員整理攻撃を全金加盟によって撤回させた二つのケースを紹介しておこう。すなわち、不況を理由にした首切り攻撃を地域ぐるみの産別闘争ではね返している全国金属香川地本に、上森農機労組（高橋博委員長　三〇〇人）と野田産業労組（長谷川多加巳委員長　二八〇人）が加盟、首切り提案を撤回させた。同職種の首切り攻撃は許さないと積極的な共闘体制づくりをめざしていた全国金属は、上森八五人、野田九五人の解雇攻撃に全力をあげるとともにオルグ活動をくりひろげた。この結果、両労組は会社の妨害をはねのけ、臨時大会を開いて全国金属加盟を決定、「いっさいの首切りを認めない」とストを背景に団体交渉して、不当解雇を撤回させた。

その他、注目されるものとして、福岡地本の「地域共同雇用」構想がある。すなわち、多様化する合理化案に対処する緊急措置として、一定地域内での企業間配転（出向）を認め、「地域共同雇用」の実現をつうじて、一人でも多くの雇用を確保しようというものである。厳密にいえば、「出向」という「合理化」を容認することにな

なるが、「不況は個別企業内で解決できるものではない。われわれは一〇〇%中小経営者の責任だという見方もしていない。もちろん無原則的な労使協調路線に走るのではなく、経営者の姿勢に一定の変化がなければ実現できない」(福岡地本・安田書記長)。この構想は、七八年三月二三日、福岡県機械金属工業連合会、全金福岡地本、全金同盟九州地方金属が、初の合同会議を開き、こんごも定期会議を開くことを申し合わせ、具体的に発足した。今後の運動の行方が注目される。

【紙パ労連の主要な組合の「合理化」提案内容・前年度からの継続闘争を含む】

単組名	提案年月日	「合理化」の主な内容	解決年月日
四国丸三製紙　労組	七六・一二・一二	企業倒産	七七・一二・二三
十条製紙　労組	七七・三・二五	秋田工場の人員削減、希望退職、配転、出向	七七・七・二六
高野製紙　労組	七七・三・一七	企業閉鎖、全員解雇	七七・七・一〇
鶴崎製紙　労組	七七・四・二	三・三制移行、出向	七七・七・二一
共栄運輸　労組	七七・四・四	企業縮小、人員整理、労働協約改悪	七七・一二・三〇
高津製紙　労組	七七・四・一五	企業閉鎖、全員解雇	七八・四・一五
福岡製紙　労組	七七・七・一九	高齢者退職金優遇制度、労働協約改悪	七七・八・三一
南光運輸　労組	七七・八・二五	作業の縮小、廃止、配転、出向、パート解雇	七七・一一・二五
高崎東北製紙　労組	七七・九・七	人員削減、希望退職、三・三制移行、下請化	七八・三
北上製紙　労組	七七・一〇・一七	三・三制移行、余剰人員の日勤化、欠員不補充	闘争中
全中越労組木津支部	七七・一〇・二一	チューエツ企業グループの分離、統合、譲渡	七八・六・八
安倍川製紙　労組	七七・一一・三	三・三制移行、希望退職、賃下げ、協定改悪	七八・四・四
合田製紙　支部	七七・一一・二六	企業閉鎖、全員解雇	七七・一二・二三
オリエンタル製紙支部	七八・一	人員削減、希望退職	
大淀製紙　労組	七八・一	人員削減、希望退職	

紙パ労連　紙パルプ産業における、すさまじい「合理化」攻勢にたいし、紙パ労連は、政策闘争をふくめ、きわめて大衆的に闘争を展開している。紙パ労連傘下の組合にたいする「合理化」提案内容を一覧表にして示せば、つぎのとおり。

大津板紙	労組	七八・一	人員削減	
東海パルプ	労組	七八・一	欠員不補充、常昼勤務時間30分延長、交替時間変更	
昭亜製紙	支部	七八・一・二七	企業閉鎖、全員解雇	
千住製紙	労組	七八・二・二〇	人員削減、出向、三・三制移行	
四国騰写堂	支部	七八・二・二一	事業所縮小、解雇	
大阪ノート	労組	七八・三	企業倒産	
日清製紙	労組	七八・三・六	人員削減、希望退職、労働条件切下げ一一項目	
東洋パルプ	労組	七八・三・六	再雇用制見直し、労働条件切下げ	
中央板紙	労組	七八・三・八	人員削減、希望退職、賃下げ、三・三制など一七項目	
日本パック	労組	七八・三・一〇	労働条件切下げ一四項目	
丸三製紙	労組	七八・三・三一	自主退職者援助金制度	
高崎東北製紙	労連	七八・五・一八	人員削減、希望退職、三・三制、労働条件切下げ	
出水製紙	労組	七八・五・二〇	人員削減、希望退職、三・三制、賃下げ、労働条件切下げ	
山陽板紙	労組	七八・五・二五	希望退職	
鶴崎製紙	労組	七八・五・二〇	臨時工解雇、組合員で補充、食堂廃止等	
（処分・差別関係）				
王子製紙	労組	五九・三	争議責任追及その他で幹部の不当解雇処分	
聯合紙器	労組	七七・七	第一組合員への差別	
三興製紙	労組	七六・六・二五	幹部の不当配転	
特種製紙岐阜	労組	七二・七・一四	第一組合員への差別	
丸住製紙	労組	六三・三・九	幹部の不当解雇処分	

右のうち、ここには、高津製紙労組の企業閉鎖、全員解雇反対闘争、全中越労組の企業分離にともなう「合理化」反対闘争を紹介しておこう。

闘争中	七八・三・二		
闘争中	七八・四・一一		
闘争中	七八・二・二五		
闘争中	七八・四・六		
闘争中	七八・三・三〇		
闘争中	七八・四・四		
闘争中	七八・四・二六		
闘争中	七八・五・三〇		

【高津製紙労組の企業閉鎖、全員解雇反対闘争】

四月一五日「企業閉鎖、全員解雇」が通告され、組合は企業再開を要求して闘争に立上った。

六月二七日、地労委の審問が開始されましたが、組合は、長期闘争に備えた自活体制を確立するため、アルバイト班、行商班の活動を開始しました。七月一四日の地労委第二回審問では、会社が話し合いを申し入れてきましたが、内容はトップ交渉をもちたいとのことであり、組合は共闘を含めた団交を主張、公益委員より「双方で話し合った上で地労委の審問に臨んではどうか」との提起もあって、労資交渉を行うことで合意しました。その後組合は、地労委への団体署名運動、玉川製紙、滝川製紙への抗議行動、社長宅への抗議行動、静岡抗議行動（八月一〇日）などの行動を積み重ねました。

こうして八月二三日から地労委の審問が開始されましたが、九月十四日までの審問によって「企業解散は計画的に行われたこと、企業継続の条件があるのに解散を強行したこと」など明らかになりました。

こうした情勢のなかで、今後のたたかいを一そう強化するため、九月一六日に支援共闘会議を開催して闘争方針を決めると同時に、九月二〇日に「静岡抗議行動」を行うことを決定しました。

一、闘いの基本姿勢　1『解雇撤回』『工場閉鎖』　2『敵より一日長く闘う』

二、紙パ、地域の労働組合の秋季年末闘争と結合して年内解決をめざし闘って行く。

①会社から解決案を出させる、②再び静岡行動を行う、③地労委傍聴には家族を含め動員する、④年末カンパ要請行動を行う、⑤秋季年末闘争と結合して地域デモを行う、⑥社長及取締役宅にデモをかける、⑦大量宣伝を行う、(イ)びらまき(ロ)ステッカー貼り(ハ)ニュース発行等々全力を発揮する、⑧アルバイト体制を全員引揚げ全力で攻撃を開始する。

三、内部的には『敵より一日長く闘う』ため長期闘争に耐える組織を作り上げる。

①闘いの展望を失わないよう学習を強める。②雇用保険受給切れ者には就職出来得る者は仮就職させる。生活保護をとれる者はとらせる。其の他アルバイト、行商等、執行委員会が検討の上決定する。

十月に入り、地労委審問の席上、会社は自主団交で早期解決の意思を表明、十一月一日に団交が行われましたが、組合は「一企業再開」、会社は「退職金上積による解決」を主張し物別れになりました。十一月九日の団交では「退職金の三〇%増、再雇用者、新入社員は基本給の三カ月分」という解決条件が出されました。

こうして、闘争は遂に越年し、一月十二日に開かれた中労委審問では、地労委側から職権和解の方向が出されました。組合としては、金銭による解決の方向へ転換し「特別退職金一人一千万円（計二億一千万円）その他で合計三億一千万余円」を要求しました。これに対し会社は「総額六千万円」の金額を提示、和解は決裂、その結果、二月二十日から再び審問を再開することになりました。こういう経過のなかで労連は、早期に解決をはかるべきであるとの判断から、三月八日の支援共闘会議で「①退職条件の上積みで解決をはかる。②産別として交渉を行う」ことを提案し、共闘の了解を得ました。同時に、その前段として関東地本、共闘会議として会社に早期解決を申し入れることになり、三月十一日、関東地本、川労協、県評代表が社長と会い、申入れを行いました。

高津労組は三月十二日に全員大会を開催、解決交渉を紙パ労連に委任すること、解決条件として退職金＋一律分＋解決金合計 八、五〇〇万円、社宅立退き等の条件などを決定しました。

労連と社長との交渉は、三月二九日に開催、労連から青山書記長、原田地本委員長が交渉に当り、総額八、〇〇〇万を内容とする解決案で大筋の合意が成立しました。その後、当該労組と会社との間で細部の交渉を行い、最終的には、閉鎖提案いらい満一年目に当たる四月一五日に協定書の調印が行われました。

「協定書」（一九七八年四月一五日）

一、組合は会社の事業所閉鎖に同意し組合員は昭和五十二年五月三十一日付を以って退職することを認める。

二、会社は組合員及び組合に対し次の退職金及び解決金を支払う。

(1)組合員に対し支払うもの。退職金の総額、六九、八一六、四九九円也
(2)組合に対し支払うもの。解決金として、一〇、一八三、五〇一円也
右(1)(2)総計八〇、〇〇〇、〇〇〇円也

三、第二項の全員の支払方法は次の通りとする。
(1)解決金全額及び退職金総額の内金二千万円は仮差押え解除後十日以内に支払うものとする。
(2)退職金の残額は昭和五十三年十月十日限り各人預金口座に振込むものとする。但し支払が遅延したる時は一日につき四銭の利息を支払うものとする。

四、組合は組合員全員が第三項(1)の金額を受領した日から七日以内に工場占拠を解き、組合事務所を高津区溝の口五八九番地内会社共同住宅二階に移転する。会社は組合に対しこれを無償にて貸与する。貸与の期間は組合員の社宅明渡し完了迄とする。

五、社宅居住者は本協定成立後昭和五十三年十二月三十一日迄に社宅を会社に明渡すものとする。尚この間の使用料は無償とするが会社は明渡しに伴う金品は一切支払わない。組合は社宅居住者の立退きについて責任を以って会社に協力するものとする。但し会社が第三項(2)の金額をその期日まで支払わないときは、右社宅明渡の期限を延長する。延長期間は右金額の支払後三ケ月とする。

六、組合は本協定成立後直ちに神奈川県地方労働委員会へ不当労働行為救済申立を取下げ、組合は横浜地方裁判所川崎支部の仮差押を取下げ執行解放の手続きを行うものとする。

七、今回の争議に関しては本協定書を以ってすべて円満に解決したことを確認し会社と組合及び組合員は今後本協定書による以外一切の請求をしない。

（協定署名人）高津労組委員長、紙パ労連書記長、共闘会議議長、高津製紙社長

【全中越労組、企業分離に伴う「合理化」反対闘争】

七七年一〇月二一日に次の提案がありました。

（提案内容）チューエツグループ企業三五社の分離整理、廃業、縮小、中パへの譲渡

（紙パ加盟支部関係）木津工場＝新チューエツグループの一〇〇％出資の別会社にする。中越パッケージ＝中パへ譲渡する。中越段ボール＝交渉する。

（組合の方針）①事前協議を守ること　②現行の協定、協約、労働条件を維持すること　③木津工場内で全員雇用を保護すること。

この方針に基き組合は長期のねばりづよい闘争をつづけてきました。その間、組合事務所々在の敷地を駐車場敷地とともに一方的に売却するという強行手段をとってきましたが、組合の抗議でこれを中止させました。また組合は、全中越労組の組織強化、改革を併行してとり組み、富山地区四支部の統合を実現し、「中越印刷製紙労組」として発足しました。

こうした経過を経て、今回の「合理化」提案については、七八年六月八日の労使協議会で次の通り一致点に達し、確認書をとりかわしました。（一九七八年六月八日）

「確認書」

Ⅰ　経営計画の変更は労働条件、雇用問題に重大な影響を及ぼすものであるので事前協議の対象事項とする。

Ⅱ　今日のような経営破綻を招いた主要な原因は、岩川前社長の無謀でワンマンな経営とそれを知りながら追随した重役陣の連帯責任でもある。また金融機関も岩川経営の拡大政策に加担し融資を拡大させたことも重大な責任である。従って、今後地元銀行を中心とした金融機関の支援を得られることを確認した。再建人事体制については今後も引続き会社は努力することを約し組合の意向を充分反映させる。

Ⅲ　資産売却については負債と金利を軽減する為のものとし労働条件、雇用問題に関係あるものについてはその都度労働組合に明らかにし、合意の上実行するものとする。

Ⅳ　富山工場の移転については四月六日の協定の主旨にもとづき実施する。

(1)印刷センターの管理運営体制については㈱チューエツと中越特殊印刷㈱の企業合併の時点で一本化することを前提とし当面は熊野専務を統轄責任者とし労務管理を一本化する。

(2)中越特殊印刷㈱の組織機構は富山工場の操業開始時迄に見直し必要な作業要員は確保する。
(3)印刷部門の営業体制については近い将来一本化する方向で協議を継続する。
(4)以上の基本事項を踏まえ富山工場の移転を具体的に協議する為、労使同数で構成する移転委員会を設置する。

V　木津工場の存続発展策を協議するため次の事項を確認した上、小委員会を発足させ具体的な協議に移行する。木津工場を発展存続させる為の中期計画を明らかにする。その骨子は原料が安定的に確保出来る購入対策と構内で原料が製造出来る設備計画、工場と地域住民が共存できる公害設備、環境整備と隣接地を含む工場構内の有救活用、営業計画、工場の管理運営、品質管理、抄造品の将来的な問題の企画推進計画等

「協定書」（一九七八年四月六日）

1　富山工場の全設備と全労働者を中越特殊印刷のある印刷センターへ移転する。これに伴う設備の縮小及び要員の合理化は行わない。
2.　中越特殊印刷の管理職をチューエツ富山工場に受け入れる場合は労使協議し合意の上行う。
3.　移転都合による退職者に対する退職金は会社都合扱いとする。
4.　移転先に二〇坪程度の組合事務所を設ける。
5.　五〇台位駐車可能な駐車場用地を確保する。
6.　国鉄富山駅と印刷センター間にマイクロバスを運行する。

繊維

繊維産業における「合理化」は、化繊、合繊を中心に大手、中小を問わず、ここ数年はげしく展開されてきた。ゼンセン同盟はこれに対し、合理化三原則、すなわち、①事前協議の徹底、②完全雇用の確保、③労働条件の低下防止を基本に対処してきた。それだけでなく、政府、関係各方面への政策的働きかけをもおこなっている。だが、たとえば東レの二〇〇〇人の人員削減まで（七九年三月）について、七七年一二月一五日、労使大綱妥結にいたるなど、条件交渉で解決している。

繊維で異彩をはなった闘争は、ニチモウキグナス労組の闘争であろう。すなわち、一九七一年、全繊同盟は、賃金闘争と革新都政推進を内容とする労働組合の方針を統制違反として、同盟路線にもとづく体質改善を要請した。同時に組合は石油部門の分離という合理化攻撃にさらされる。組合員の利益と組織を守るために同年四月に全繊同盟を脱退、七二年七月には会社と同盟の一体となった組織攻撃のなかで組合は分裂させられた。

七二年一二月、総評傘下の繊維労連に加盟、会社の分裂攻撃はすさまじいものとなる。団体交渉拒否、労働協約、労使慣行の一方的破棄、賃金・昇進・昇格の組合間差別、職場での吊し上げ、仕事を干す、徹底したいやがらせ、組合員の自宅での私生活に至るまでの干渉、脱退勧告、考えられる不当労働行為はそのほとんどなされたといって過言ではないだろう。

第一組合は過半数を割る。第二組合はニチモウが全繊同盟に、キグナスが石油労連にとそれぞれ同盟に組織された。組合の反撃がはじまった。東京総行動への参加、争議団共闘の仲間とスクラムを組む。不当労働行為をすべてチェックして、労働委員会、裁判所に控訴する。各地労委、地裁では勝利の決定、判決が続出した。組合員は職場での闘いから地域に出る。北海道から九州にいたる一一の県評段階で共闘会議が結成され、地域共闘の大きな支援のなかで各地で抗議行動が組織された。会社は全国いたるところで大衆行動に包囲され、それは各地とも数十回に及ぶ。会社に対する攻撃だけにとどまらない。その背景資本であるすべての地域で、共闘会議をもおこなっている。だが、たとえば東レの二〇〇〇人の人員削減の第一勧業銀行にホコ先きをむけた。ニチモウキグナス労働組合の

ふくめた第一勧銀交渉が反復される。銀行前で大衆集会が、ビラまきが、預金闘争がおこなわれ、第一勧銀頭取の自宅に訪問し交渉するというところまで行く。労働争議史上初めての系列銀行共闘である第一勧銀関連争議共闘会議が発足し、ニチモウキグナス労働組合はその事務局長組合となった。

こうした大衆的な、しかも異色の闘争を展開した結果、七八年四月二七日にいたり、労組は会社側と、争議解決に関する協定、合理化に関する協定を結び、六年近い闘争に終止符を打った。協定内容はつぎのとおり。

〔ニチモウキグナスの労使関係正常化協定〕

ニチモウキグナス株式会社（以下会社という）と総評繊維労連ニチモウキグナス労働組合（以下組合という）は昭和四十七年以降の労使紛争について労使関係の正常化を図るため次の通り協定する。

㈠労使関係正常化について

(1)会社は組合および組合員の労働基本権を尊重し、組合は会社の経営権、人事権を尊重し、相互に協力して正常な労使関係の維持・確立に努める。

(2)会社および組合は双方とも紛争を起こさないよう最善の努力をする。

(3)会社は組合の所属の如何にかかわらず今後とも差別、不利益取扱いを行なわない。

(4)会社は査定のための人事考課項目の大綱を組合に説明し円滑な実施に努める。

(5)会社および組合は査定結果について苦情が生じた場合は双方若干名の代表による苦情処理委員会において処理する。

(6)会社は人事異動にあたっては本人の意向を十分尊重して行い、組合員は正当な理由なく異動を拒否しないものとする。

(7)会社は組合員に対し今後とも不当労働行為は行わない。

(8)会社と組合および組合支部は団体交渉ルールに関する別途覚書に基き誠意をもって団体交渉を行う。

㈡以下は略す。）

【「合理化」に関する協定】

ニチモウ株式会社（以下会社という）と総評繊維労連ニチモウキグナス労働組合「以下組合という」は、会社の昭和五二年七月二七日付合理化提案について次の通り協定する。

一、組合は会社の組織変更について理解を示し、会社はそれに伴う配置転換を行うに際しては公正に行うものとし、昭和五三年五月三一日実施を前提に労使双方十分なる話し合いを行う。

二、会社および組合は、釧路、函館、長門三工場閉鎖問題について従業員の生活と権利、雇用を尊重するとの理解のもとに昭和五四年三月末日までを目途し平和裡に話し合い解決する。

三、会社は次の条件により希望退職募集を行う。組合はこれに同意する。

(1)希望退職募集に伴う退職条件は労使双方で昭和五三年五月十日までに協議する。

(2)前項の協議の上、昭和五三年五月三一日までに一〇日間の募集期間を設けて希望退職募集を行う。

(3)会社は組合員に対して退職勧奨を一切行わず、組合は希望退職募集を妨害しない。

(4)上記により昭和五二年七月二七日付提案に関する希望退職募集はすべて完了する。但し、三工場に関しては会社、組合双方の話し合いが継続するので、この限りではない。

四、本協定の話し合い協議は労使双方若干名の委員により構成するメンバーにより行う。

国労

国労は、七七年八月二四～二八日の第三九回定期大会（新潟市）において、運動方針を決定し、「合理化」反対闘争についても、基本的観点を貫きつつ、具体的に方針を決定した。その後、一年間の反「合」闘争は、詳細かつ多岐にわたってい

る。

以下に、同方針書のうち、「合理化」反対の「具体的な対応」の部分を掲げるにとどめておく。

【国鉄労働組合「合理化」への具体的な対応】

(1) 〝合理化〟反対の立場を堅持して、国鉄民主化の闘いと結合し、職場・地域から（下請け労働者を含む）「国民の交通・国民の国鉄」をめざす諸要求、交通産業労働者の労働条件改善をめざす諸要求、職場権利の獲得と確立、無定量・包括労働の制限、要員の拡大、安全輸送の確保、労働安全・衛生の確立などの諸要求を基礎に、全国的な規模で産業別結集を強めながら闘う。

(2) 今年度の〝合理化〟反対闘争は、貨物・施設〝合理化〟を中心にすえて、国家予算編成の期間である十一月と新ダイヤについて結論をださざるを得ない来年三月をヤマ場に、国鉄民主化闘争と結合し全国的に統一して闘う。

(3) 交渉方式については、昨年度にひきつづき事案の内容により中央・地方の並行交渉とするよう努力する。交渉に際して、人事関係、作業計画、動力車・車両配置計画、ダイヤ作成などについて交渉を強化するとともに、勤労国民の諸要求の実現をめざし、民主的規制の闘いと結合して闘う。

(4) 「再建計画」にもとづく投資は、原則として事前協議が終了するまでは認めないこととし機械の導入は労働条件が維持・改善され労働安全・衛生が保障されるまで原則として認めない方向で闘う。

(5) 要求討議から妥結にいたるまで、組合員の意見が反映されるような討議を組織し、国労の戦闘力と団結が一段と強化されるようにする。そのために、要求の集約とその闘いの重要なポイントとなる時期や闘争集約時点にむけて職場討議を積極的に組織し、中央委員会・全国代表者会議などで全国の意見を集約する。また、職場討議を積極化するために、全国オルグ団を中心に本部役員を運用する。

(6) 〝合理化〟計画が明らかになった時期に、その〝合理化〟計画がもつ背景とねらい、労働および労働条件の変化、要求の骨子、闘いの展望にもとづく戦術など、総合的な闘争計画を明らかにして討議にかける。

(7) 貨物〝合理化〟に反対する闘い　国鉄当局は七六年十二月、「今後の貨物営業について」として貨物〝合理化〟案を団体交渉の場に提案したいとの態度をとってきた。われわれは〝合理化〟事案のみの解決をはかろうとする当局の態度に反対し、総合交通政策をはじめ幅広く問題を討議する立場から、事前協議協定にもとづいて説明をうけ、今日まで精力的に協議をかさねてきた。同時に、全交運のなかに設置されている「国鉄貨物・通運合理化反対共闘会議」による対政府・対当局交渉を行うとともに、三月段階に運賃値上げ反対・貨物〝合理化〟反対の署名活動などの闘いを展開し、職場討議を深めるため貨物問題討議資料第一次（五二・二・二六）・第二次（五二・四・二一）を国鉄新聞号外として職場に配布した。そして第一一八回および第一一九回中央委員会で要求の骨子について明らかにし、職場討議における肉づけの資料とした。しかし、多くの職場で真剣に討議が行われ、また荷主・農協労連・全日通などとの地域における話し合いが進められたにもかかわらず、職場における要求の集約は現状ではきわめて不完全である。七七国民春闘・参議院選挙等々の事情もあったが、それは物理的条件にすぎない。今回の貨物〝合理化〟は「国鉄貨物輸送そのもののあり方」が問われており（いままでの〝合理化〟は国鉄事業全体として「成長」「拡大」するものであったが）、国鉄労働者は国鉄事業全体が「再編・縮小」されるという条件のもとでの〝合理化〟を経験していないため中央・地方にとまどいがあることができるのではないか。

今後われわれは、国鉄貨物輸送の「再編・縮小」に反対し、便利・迅速・安全な貨物輸送体制を要求すると同時に、人べらし〝合理化〟に反対する立場を堅持して、職場を基礎に闘いを発展させることとする。(イ)内達一号の改正、四直三交替制化、深夜時間帯における仮眠時間の設定、年休協定の改定などの勤務時間に関する要求。(ロ)安全輸送、複雑な作業の安全を保障するための要員の確保、予備要員の確保などの要員要求。(ハ)職場環境の改善、職業病の根絶などを含む労働安全・衛生の確立。(ニ)乗務割りおよび

勤務割りの制度に対する賃金の改善。などを基本目標として闘う。細部は別紙〔略〕業務方針で明らかにするが、五三・一〇ダイヤ改正に対するおもな闘いはつぎのとおりとする。

(イ)当局のねらいがまず五三・一〇ダイヤ改正である点を重視し、九月下旬または十月上旬に本社設定の列車ダイヤを提案させる（ダイヤそのものは管理運営事項であるとする当局の見解が根づよくあるが）。

(ロ)本社設定の列車ダイヤを基礎に地方住民・荷主の要望などもとり入れたダイヤとさせるため地方交渉を強化する。ダイヤにかかわる地方交渉は五三年一月末を目途に諾否の方針をきめ、問題点を本部に集約する。

(ハ)前項をうけて中央交渉を行い、ストライキを含む全国統一闘争を背景に五三年三月に五三・一〇ダイヤ改正について結論をだすこととする。

(ニ)中央交渉は五三年の一月末日までは列車ダイヤを除く部分について団体交渉を強化する。

(8) 施設〝合理化〟（新しい線路保守体制）反対の闘い (イ)新しい線路保守体制と称する保線職場の〝合理化〟計画は昭和四八年五月に提案された。その計画概要は、軌道強化で二、〇〇〇人、機械化で二、五〇〇人、外注化で六〇〇〇人、作業体制の再編・強化で二、五〇〇人、合計して一三、〇〇〇人の要員削減をねらったものである。(ロ)〝合理化〟計画は、新全国総合開発計画を基礎として、わが国における経済活動の動向＝交通体系の整備＝総輸送における国鉄のになう分野＝保守に与える影響という順序で推論し計画されたものであるが、その後の経済情勢などの変化によって貨物輸送量や線路荒廃などに誤差が生じ、計画の背景は大きく崩壊している。

現局面における当局のねらいは、背景の崩壊に影響されつつも線路荒廃の復元・強化と保守体制の再編による〝合理化〟を主張し、線路荒廃がいっそう進行したこと、この事案は提案以来四年を経過していることなどを理由に強く実施をせまってきている。(ハ)施設〝合理化〟に対する対応としては、従来の方向を継承しつつも、具体的には新線建設費・線路強化費などの政府負担、線路強化・機械化による要員削減反対、外注化反対、下請け労働者の労働条件の改善、国労申第四五号の実施、保線労働者の勤務・賃金についての抜本的な待遇改善、無定量・包括労働の制限、労働安全・衛生の確立などの諸要求で団結し、職場を基礎として大衆行動を組織し、一一月と三月のヤマ場にむけて闘う。なお、闘いの過程を通して下請け労働者の組織化をはかる。

全　逓　全逓では、事前協議協約の改訂問題、雇用の安定確保に関する協約の締結問題、および長期合理化問題が、当面の争点となっている。

〔事前協議協約の改正の交渉経過について〕　七六年六月に簡保、七六年末闘争のなかで貯金、郵便の省側改正案を引き出し、三事業の改正協約案を明示させたが、支部団交権との関連もあり、対立点のツメは保留のまま継続交渉としていた。

七八年四月から暫定ルールで実施したことにともない五月二日、郵政省は、七六年一二月一八日に提出していた郵便関係の省側改正案について、修正の提示をおこなってきた。

「郵便事業施設改廃計画の協議に関する基本的了解事項（案）」、「『郵便事業施設改廃計画の協議に関する基本的了解事項』に関する『覚書案』及び『郵便事業施設改廃計画の協議に関する基本的了解事項』に関する『郵便局における具体的計画の取扱についての確認事項（案）』」については昭和五十一年十二月一八日に提案したことであるが、今般の新ルールの実施にともないこれらの案のうち「『郵便事業施設改廃計画の協議に関する基本的了解事項』に関する覚書案」及び「郵便局における具体的計画の取扱についての確認事項（案）」の部分を削除することとする。

これは、郵便局における具体的計画の取扱いについての確認事項が、暫定ルールの本協約のなかにとり入れられ、現行の事前協議協約のなかから削除されたために、省側改正案からもこの部分を削除するというものである。なお、今回の整理は、支部団交の本協約が締結されるときはそれに見合い再整理するものであることを明らか

にしている。貯金、保険関係については、地方局の関連もあり、これをどう整理するのか検討中であるため、修正案は明示されていないが、結論が出しだい組合に説明するとしている。

〔雇用の安定確保に関する協約の締結の交渉経過について〕　これまで反合理化基本計画の大きな柱として首切りは将来にわたって一切おこなわないよう省を追及してきた。五六年には、電通合理化、五七年には郵便、貯金、保険の機械化計画で「過員を生じた際、その過員を理由としては、本務者を解雇する措置は行なわない」旨の協約を締結させた。その後、七四年末闘争で簡保、七五年末闘争で貯金オンライン計画の実施によって本務者の解雇はおこなわない旨の回答をさせているが、本部は、より積極的に新規業務の開拓を含む雇用の安定確保を求めていく基本方針を第三〇回全国大会において決定したところである。

組合は、いわゆる三・二四長期合理化計画にともなう解雇はおこなわない旨の回答をさせた七二年末闘争においても「機械化のみでなく、定員調整や廃局等による過員も同様に解雇しない」よう強く要求してきた交渉経過があり、従来要求をより強化していくため、七七年一一月七日、組合案を提出し、協約調印を迫ったが対立した。組合は「今後とも誠意をもって話し合っていくこととしたい」と回答させ引き続き省を追及していくこととした。

〔長期合理化計画について〕　七八年三月二八日、郵政省は組合にたいし、「機械類等の配備計画について」提示説明した。これは、三・二四長期合理化計画の、延長計画が提示されているが、この延長計画が七八年度で終了することとなっており、したがって、組合は、①郵便合理化計画の将来展望を明らかにし、②七九年度以降の郵便の各セクションの長期合理化計画を明示するよう要求していたものである。

これにたいし、七七年末闘争のなかで省は、「郵便事業をめぐる情勢がめまぐるしく変動しているので将来展望を明示することは困難であるが、整理を終えたものについては説明したい」と回答した。この計画内容は、郵便機械化と専自化、機動化計画が中心となっているが、郵政省は機械化計画のなかで、「必要に応じて集中処理方式を採用するとともに、既配備局に続く段階の局にも、その局の機能に適応した機械を配備していく」と説明したにとどまっている。これは、①首都圏を中心とする郵便処理システムについては言及されておらず、省も、七七年七月の行管勧告や郵政審答申に関連するとほのめかしながらも、具体的にどのような将来展望をもっての関連しているのかは説明されていない。②また、局機能に適応した機械配備とは、区分機は、これまで区分口数一五〇口、一〇〇口となっていたものを五〇口の区分機を配備するなど、中規模局にも機械を拡大していくということの補足説明しかしていない。これにたいし、組合は、各種機械化計画のみならず七七年一一月二八日におこなった行管勧告にたいする郵政省の回答にもみられるように、差立集中方式の実施等による郵便処理方法の合理化、内外務職員の作業内容の機能的分担等の服務合理化、郵便区の調整、さらには鉄郵業務等の合理化や各種の事務下請け合理化を具体的に検討しているにもかかわらず、いっさい労働組合に明らかにせず、組合要求に誠意のある回答をしないことは全く約得いかないし、今回の延長計画のなかでも説明していない省の姿勢は不満であると厳重に抗議した。

この組合側の追及に郵政省は返答できず、言を濁したまま終わったため、詳細計画を引き出すことができなかった。本部は、当面の問題としては首都圏郵便合理化、五三・一〇ダイヤ改正に伴う郵便合理化計画が年度実施計画として提示されており、将来の問題としても郵便処理システム、郵便輸送システムの検討が省内部でなされており、ひきつづき省を追及していくこととした。

4 労働時間短縮闘争

七七年秋から七八春闘における労働時間短縮闘争の概要

国民春闘・時短共闘会議は労働時間短縮・週休二日制のたたかいを、首切り・人べらし合理化、労働強化から労働者のいのちと健康を守り、雇用を確保・拡大するたたかいとしてとりくんできた。企業にたいする統一要求を①週三五時間、週休二日制実現、②残業規制、休日・休暇の完全消化と要員確保、③夜勤制限の三点とし、時短共闘会議が設定した「労働時間・休日・休暇・要員の産業別統一要求基準」をもとに、各産業の実態に即した産業別の統一基準を設定して、統一到達闘争を組織する。このとりくみのなかで、残業規制と休日・休暇完全消化を全産業で重点的にとりくむことを確認しあった（九月二七・二八日時短討論集会）。各産業別、職場におけるたたかいと成果は、まだ充分に集約されていないが、一部をのぞいて、成果は不充分であった。雇用と賃金の両面から抑え込みをはかる経営側の攻勢と雇用不安の増大のもとで、時短、週休二日制要求を対置して積極的にたたかいを組織することの必要性と重要性は認識されつつも、とくに各産業別の統一的なたたかいの組織化が停滞し、単産個々のたたかいにとどまる傾向がみられた。

このような状況のもとで、時短・休日増を産業別統一闘争の重点要求としてたたかった電機労連・全電線・全金・新聞労連・医労協などでは一定の成果を上げた。電機労連では五九組合が大勢的に年間休日一～二日増をかくとく。全金では、首切り、企業倒産あるいは増産のための残業増大のなかで多くの組合が時短を要求し、五月末の中間集計では八七組合（一〇地本のみの集計）が土曜休日その他なんらかの成果を上げた。新聞労連では交替制の改善など一〇数組合、医労協では傘下の六〇%が夜勤制限・要員増を要求してたたかいを組織（成果は点検中）、全電線の二六組合が休日増などをかくとくした。全石油のスタンダード（M）が現業の完全土休と全事業所の一日一〇分短縮（一日七時間二〇分、年間一七九五時間）をかくとくしたのをはじめ、合化労連三組合、全国セメント六組合、全日塗二組合、ホテル労連九組合、観光労連二組合、全労金一一組合がそれぞれ時短・休日増などをかくとくした。

構造不況産業の木材、食品、造船、紙パ、砂糖などの各組合は設備廃棄にたいして、時短・週休二日制実施要求を対置し、関係省庁と業界・経営者団体交渉、ストライキ（造船、砂糖）などでたたかいをすすめ、政策要求と結合してなお継続的にとりくんでいる。このようなたたかいのなかで紙パ労連は、家庭用薄紙業界と週休二日制の協定締結の約束をかちとり、大手の十条製紙では夏休み四日の

休暇日（大手では初めてのケース）かくとくなど七七秋から七八春闘で約二〇組合が時短要求を前進させた。また操短企業で四・三制の三・三制逆戻り提案が出されたがほとんどこれをはね返した。

週休二日制・時短闘争の具体的推進

何らかの形の週休二日制が、労働者の七二％（一〇〇人以上企業で九二・九％）、企業数で四三・六％（一〇〇〇人以上八八・四％）に適用されている。わが国において、民間大企業は完全週休二日制、民間中小の組織労働者の大部分は月一回～三回など何らかの週休二日制が実現している。残されているのは民間の小零細未組織労働者と、大企業である金融機関と公務員労働者である。時短共闘会議は、この実態が、時短・週休二日制のこれ以上の前進を阻害する要因となっているとの認識にたって金融機関と公務員労働者の週休二日制を早急に実現し、これを波及させて、実態的に週休二日制社会を実現すること、このたたかいを表裏一体のものとして週四〇時間・週休二日制法制化を実現させることを目標に、この一年間集中的に運動を展開してきた。活動の主なものは、①週休二日制労働省交渉（一〇月二七日）、②中央労働基準審議会にたいして労働四団体の統一改正要求提案（七六年一月二九日）と審議促進、③第八四通常国会にたいして、週休二日制法案提案（七八年四月一一日）、④全政党にたいして、週休二日制法案の共同提案要請（七八年四月一四日）、⑤週休二日制法案および銀行法一八条改正、公務員週休二日制制度化実現のための国会対策強化、⑥週休二日制キャンペーン実施（立看板、ビラ、ポスター三月上～下旬）、⑦週休二日制シンポジウム開催（四月三日）、⑧四・六時短統一行動デー、五大都市週休二日総行動（四月六日）、⑨学者・文化人にたいする週休二日制支持署名活動実施（五月）などを実施した。

時短共闘会議は、上記の活動と併行して、土休共闘（金融、官公庁週休二日制、土曜休日促進共闘会議）および週休二日制推進会議と共闘して、金融機関の土曜閉店実現のための銀行法一八条改正実現のための諸行動を積極的におこなった。①金融制度調査会で富塚総評事務局長が土休促進の意見発表（一〇月五日）、②各党要請行動（一〇月六～七日）、③金融機関の完全週休二日制実現中央代表者会議（一〇月一三日）、④金融機関・公務員の完全週休二日制実現中央総決起集会（一〇月二七日）、⑤金融機関の完全週休二日制実現中央代表者会議（二月一六日）、⑥週休二日制ビラ配布活動を一～三次にわたって実施（七七年一〇月、七八年四月、五月）、⑦週休二日制海外調査団派遣（五月七日～五月二五日）などを実施した。これら一連の行動は国会審議の促進、労働省のとりくみの促進、週休二日制にたいする世論の喚起をうながした。

時短・週休二日制の趨勢に逆行したスーパーなどの営業日、営業時間の延長競争をくい止めるために、全国一般、生協労連などの商業労働者は大規模小売店舗法の改正運動にとりくんだ。国会には具体的改正案が提案されたが、審議未了のまま継続交渉となった。

このように、時短・週休二日制の実現について、国内的には労働組合の運動の一定の盛上りと、雇用不安の拡大、国際的には公正労働基準の遵守をせまられ、政府・労働省も従来よりは積極的に対応せざるを得ない状況も生れて来ている。その結果、労働時間短縮・週休二日制に関する国会決議あるいは通達、政府機関によるアンケート調査、実態調査など、それぞれ内容的には問題点を含みつつも従来にない前進であり、今後のたたかいいかんによって、更に大幅

な前進をとげうる足がかりが確保された。

(1) 中央労働基準審議会建議（七七年一一月二九日）「①週休二日制の促進、当面特に過長な所定外労働時間の削減、年次有給休暇の消化促進のため行政指導を強める。②主要産業の業種別労使会議、地場産業の地域別業種会議を通じて時短を推進する。③小売業、サービス業、金融機関の時短、週休二日制に対する国民の理解をうける努力を関係労使、政府が行なう、④長期安定成長下の労働時間・休日・休暇のあり方を検討する。

(2) 衆議院大蔵委員会で金融機関の週休二日制決議採択（七八年四月五日）「金融機関の週休二日制を早期に実施するために、銀行法一八条を改正する必要がある。」（小委員決議は三月二八日）

(3) 参議院大蔵委理事会で金融機関の週休二日制促進合意（七八年四月二一日）「趣旨同上」

(4) 雇用の安定に関する国会決議（衆七八年五月二三日、参七八年五月二四日）「時短・週休二日制の推進について労働事務次官通達（七八年五月二五日）「①過長な所定外労働時間の削減、②年次有給休暇の消化の促進、③週休二日制推進を当面の対策の重点として、①地方基準審・地方労働問題懇などの場で時短・週休二日制のコンセンサス形成、②中央で主要産業の業種別労使会議、地方では、地場産業等地域の業種別会議などを開催して事業主に週休二日制推進を指示する、③時短・週休二日制の広報活動活発化など」

(5) 労働時間対策の推進について労働事務次官通達（七八年五月二五日）「過長な所定外労働時間の削減、②年次有給休暇の消化の促進、③週休二日制推進を当面の対策の重点として、①地方基準審・地方労働問題懇などの場で時短・週休二日制のコンセンサス形成、②中央で主要産業の業種別労使会議、地方では、地場産業等地域の業種別会議などを開催して事業主に週休二日制推進を指示する、③時短・週休二日制の広報活動活発化など」

(6) 労働時間短縮に関する労働基準局長通達（七八年六月一五日）「①所定外労働削減、②年休消化促進、③週休二日制促進についての行政指導」

(7) 労働省、労働時間等に関する調査的監督の実施（七八年一一月一日）、結果発表（七八年五月）

(8) 内閣総理大臣官房調査課、公務員の週休二日制に関するアンケート（七七年）

(9) 大蔵省、銀行の週休二日制に関するアンケート（七七年七月）

公務員の週休二日制の進展状況

公務員の週休二日制の本格実施を要求するたたかいは、公務員共闘を中心とする大衆行動、中央交渉などで前進をはかった。七八春闘では週休二日制の本格実施を賃金要求とともに中心要求にすえてたたかった。一月二〇日、人事院総裁が政府にたいして、公務員の週休二日制の第二次試行の実施を文書で要請した。試行内容は、①各省庁の職員一〇分の五を対象に、②期間は一年、③方法は毎週土曜日に四分の一が交替で休む、となっている。試行の実施時期について、文書には明記されてないが、一月一九日の公務員共闘の交渉の際に「四月一日実施」を口頭で述べることを確認した。四月一日より、全省庁を対象に週休二日制の第二次試行に入った。試行内容は、人事院が一月二〇日に内閣に提示したものを下回るものとなった（全省庁を対象に、一〇分の三・三の人員を四カ月間ずつ土曜日毎に四分の一ずつ休ませる。各人にとっては年四回の土休）。公務員共闘は、八月人事院勧告にむけて、第二次試行終了後ただちに本格実施に移行するとの確約をとりつけることをめざして、統一行動、中央交渉を強化した。

地方自治体では、七八年六月一日現在、二六七自治体で週休二日制の本格実施または試行を実施している。その内容は、県は神奈

川、京都をのぞき、人事院基準による四週五休制、市町村は多くが全職場一斉の四週五休制で、大別すると、隔週週休が八、四週五休が一七九、残りが人事院基準である。各県本部のとりくみでは、佐賀、滋賀県本部が七七確定闘争で市長会、町村会と全市町村一斉実施の確認をとったが、佐賀県全市が七八年四月より試行に入った。また大分、新潟県本部は春闘前段のたたかいとして三〇分の統一ストを構え、大分の場合は前年とほぼ同様の再試行、新潟県本部は加盟組合の四割が実施するなど拡大に成功した。また北海道本部も春闘前段に実施拡大をかちとり、大阪府本部では市長会との交渉がすすんでいる。

教員の週休二日制について、三月一七日に文部省初・中等局長通達が出された（各県教育委員長宛）。通達内容は、国家公務員の試行に準じて、本年四月より明年三月末のあいだに、週休二日制の試行をおこなうこと。開始時期は四月一日にこだわらなくともよい。そのため県毎に研究会を設けることとなっている。

【参考資料】(1)総評第五六回定期大会運動方針、(2)総評第五七回定期大会運動方針、同盟第一四回定期大会大会関係資料、関連単産七七年又は七八年大会関係資料、関連単産機関紙誌、(3)総評調査部『国民春闘の中期展望』総評教宣局「労働ニュース」(4)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』

VI 権利闘争

概要□スト権奪還闘争――新方針としての柔軟化路線／基本問題会議への対応と政労会談／条件闘争への転換／基本問題会議の答申にたいする闘争方針／**男女差別是正闘争**――第一勧銀女子職員の労基署への申告闘争／申告闘争の限界／日航女子職員の日弁連特別委員会への調査申立

概要

一、七五年末の「スト権スト」失敗後、スト権奪還闘争は停滞ぎみとなっていたが、政府部内に設けられた公共企業体等基本問題会議の審議の進行にたいする対応を迫られ、労働側はスト権闘争再構築にのり出すことになった。

一、右の再構築では、七六年末の総選挙により、衆・参とも保革伯仲化した国会内の情勢を背景とし、いままでの力による奪還、公労法撤廃の強い路線を修正し、公労法改正＝立法闘争を中心とする柔軟化の方向が打ちだされた。

一、基本問題会議は、七八年六月一九日、「現段階ではスト権は認められない」とする意見書を出したが、これにたいして当初予定されていた労働側の強い反撃はなかった。労働側の闘争力の低下が目立ち、右の路線の柔軟化とともに、スト権闘争は一歩後退の観を呈した。

一、右以外の権利闘争としては男女差別是正闘争のほか、複数組合間の差別撤廃闘争、合理化反対闘争、減税闘争などがあったが、概していえば低調であった。

一、このような低迷する権利闘争の現状にあって、労働者のライフ・サイクルにおけるライフ・ステージ（生活段階区分）からみた

労働者の生活と要求を実態調査し、それにもとづいて「経済的な領域にとどまらず、労働生活、スト権、政治、文化など、労働者の生活に影響を与える諸領域をすべて網羅」した政策と要求を打ちだしていこうとする全電通の運動などが注目された。このような新しい動向が組合運動をどのように発展させ、権利闘争が新展開をみせるかどうか、興味深い。

1　スト権奪還闘争

新方針としての柔軟化路線

本年度におけるスト権奪還闘争の課題は、直接的には政府部内に設けられた公共企業体等基本問題会議の審議の進行にたいする対応を迫られて、これとの関連で、七五年末のスト権ストの不成功以来沈滞ぎみのこの闘争をいかにもり返すかの、スト権闘争再構築であった。

まず、公労協からこの闘争についての新方針が打ちだされることになる。これは、七六年末の総選挙の結果として、衆・参両院とも保革伯仲化した政治情況と、七五年の「スト権スト」失敗への反省から出たもので、①公労法改正の立法化をめざして野党共闘を働きかける、②政府との交渉を積み重ね、スト権確立を要求する、③国民への理解を求めるための世論対策キャンペーンをすすめる、を骨子として七七年八月一八日の公労協書記長会議で確認され、同月一九日の総評第五回定期大会に山岸代表幹事から報告された。そして、この方針にそって秋から臨時国会にむけて闘争をくむこととされたが、それは、公共企業体等基本問題会議が七八年五～六月ごろに答申を出す時期に照準をあわせたものであった。

このような公労協の新方針のもとにおいてたてられた国鉄労働組合の七七年度運動方針は、「具体的なとりくみ」を課題として、つぎのように述べている。

【国鉄労働組合・具体的なとりくみと課題】

イ、すべての労働者は、その地位において労働基本権が保障とされなければならない。このことを訴え、圧倒的多数の労働者から広はんな支持を得るため、われわれはすべての労働者の闘いの先頭に立つと同時に、この闘いを通じて理解と協力を求める。

ロ、「親方日の丸」論やスト迷惑論を払しょくするため、国鉄経営の実態を明らかにし、われわれの「国民の交通・国民の国鉄」づくりの方針を国民の前に明らかにして国鉄の民主的規制の意義と内容について宣伝し、これに必要な労働者の武器としてのスト権について理解を求める。

ハ、「スト権回復を支持する会」の地方組織化に積極的にとりくみ、市民共闘基盤の拡大をはかる。とくに国鉄民主化を求める地方共闘会議の結成と労働基本権の回復は表裏の関係にあることを訴え、共闘会議の運動の重要な部分として行動を展開する。

ニ、自民党政府に対し政府声明（一九七五年十二月一日）の撤回を求め、基本問題会議の不当性を追及するとともに、この審議内容の公開を求める。このため社会党を軸とする革新政党の院内外の共同闘争の継続的な強化を強く関係政党に要請する。

ホ、国鉄の真の「再建」と「スト権」を一体のものとする見地からスト権に関する総裁発言（一九七五年十月二十一日）を再確認させ、国鉄民主化闘争の進行過程で国鉄当局が再度政府に態度表明を迫るように働きかける。そして不当処分の阻止と凍結を迫っていくが、最悪の場合でも公労法

の形がい化に通ずる解雇者を出させない闘いには全力を投入する。また、昇給協定改善の闘いをいっそう強め、労働不参の欠格条項からの排除と過去の処分による実損回復の拡大をはかる。

へ、第九回権利討論集会を実質的にも「権利奪還」を中心とする討論集会とするため、春闘時を避け秋から年初にかけて全地方本部で開催する。そして、マンネリ化しつつある権利討論集会を、過去の国労運動の歴史と闘いを学習し反省を加えながら職場に根ざした討論を中心としたものにしなければならない。最高裁5・4判決の攻撃に耐えうる権利意識の定着をはかる。

ト、最高裁5・4判決の不当性を国民の前に明らかにし、公労協共闘委員会の反動判決粉砕の闘いを強化し、全逓が進める「反動判決による不利益・差別」の逆訴訟を積極的に支援する。そして地域での民間労働組合との交流をあらたな視点でとりくみ、公務員・都市交労働者と労働基本権奪還の闘いの強化をはかる。

チ、当局内部にくすぶる組合活動への不当な介入と権利侵害に抵抗できる態勢を確立し、第二「マル生」発生の動きを阻止する。このため労働者の自主的規律を確立し、みずからが階級的警戒心をつよめる。

リ、国鉄内のすべての職場でスト権回復と「一企業一組合」の組織方針を結合し、スト権＝処分＝回復と国鉄民主化の闘いについて共同して闘えるように働きかける。そして、組織統一の機運をつくりあげる。

ヌ、現場協議で労働条件に関する具体的な問題ととりくむとともに、労安法・労基法を最低の基準として職場権利闘争を展開し、公害・職業病・不完全施設に対する諸要求の実現をはかる。そして業務上過失・労働災害など権利闘争と反〝合理化〟闘争との一体化をはかる。

ル、損害賠償事件は、すでに設置している学者・弁護士によるプロジェクトチームで徹底した裁判理論をつくりあげ、市民的諸権利確立の闘いと結合して闘う。とくに裁判所が反動化している現在、われわれの闘いの主力は、労働者間の友好・連帯を基盤としたこれら提訴団体内に働く労働者の内部からの抵抗である。現に農協労連に加盟する労働者からの「不当な損害賠償請求反対」や農協加盟の国鉄労働者の「賠償不当」の声は、それら提訴団体の行動をにぶらせる重要な役割を果たしていることから、これらの行動を緊急な課題としてとりくむ。

以上の行動を積極的にとりくむとともに、職場討議を深め、闘争態勢の確立をはかる。

右のような動きとともに注目すべきことは、公労協内部に、いままでの無条件のスト権奪還方針にたいし、条件つきのスト権でもよいとする柔軟路線が現われてきたことである。全電通の考え方がそれで、八月二三日の藤沢市での同労組三〇回定期大会において、及川委員長は、立法化闘争の内容について国民的合意をどう得るかが問題だとし、民間労組を上回る保障をとる姿勢では民間労組の協力は得られず、民間労組の連帯が得られないようなものは世論の支持もえられないところから、民間なみもしくは民間以下のスト権でも受けいれるとする態度を表明した。このような路線は、八月二九日の全逓信労組定期大会でも郵政事業への協力的な姿勢をとることと、闘争のすすめ方として、できるだけ団交を重視し、ストはぎりぎりの段階で実施するとの提案がなされたこととも通ずるものがあった。ただし、この立法闘争の内容については、公労協各組合で完全に意見が一致しているわけではなく、動労のように、条件つきはいっさい認めないとするものもあった。

基本問題会議への対応と政労会談

基本問題会議は、発足以来、第一段階としての関係官庁からの「現状および問題点」の事情聴取を終わり、七八年六月を最終答申の目途として、九月から第二段階としての委員間の討議と労使双方からの意見聴取に入ることとした。この九月初旬には、一方において労働大臣の私的諮問機関としての労使関係法研究会（会長・峯村光郎

氏）が一〇年間にわたる審議の結果として、スト権の条件つき付与の方向を示唆する報告書を提出し（九月三日）、他方では春闘におけるストにたいする国鉄の処分が解雇者なしという公労法はじまって以来の処置となり（九月一日）、「公労法の空洞化の定着」との見方も現われるにいたった。

ここで、労働側としては、この基本問題会議の意見聴取に応ずべきか否かが大きな問題となったが、同盟系、新産別系は一〇月二四日からの聴取に応じたのにたいし、公労協側は、大勢としては応ずべきだとしながらも、動労のようにボイコットを主張する組合もあるところから、一回目の事情聴取は当面拒否し、その事情聴取の前に政府のスト権にたいする態度を明確にすることが先決との態度をとった。これをうけて、一〇月二〇日には政（石田労相など）労会談がもたれたが、労相は基本問題会議審議中は政府側は結論めいた意見をいうべきではないという公労協側には不満足な回答をなしたため、同月二四日からの意見聴取は不可能となった。

公労協は一一月一七日、拡大共闘委員会を開き、スト権奪還闘争として、官公労働問題研究会（仮称）を組織して対案をつくるという対案重視の新方針を決定する一方、①スト権回復を訴えての全国的キャンペーン、②全野党による政府の追及、さらに③基本問題会議がこれまでの方向を変えずに答申を出す場合には七五年秋のスト権ストを上回る強力ストをおこなうとの方針を確認した。

政労会談はその後一一月二七日と開かれた。公労協側は政府側にたいし、スト権問題について七五年秋ごろまでに結論を出すとの七四春闘合意五項目を前提に、組合側の意見を十分聞いて結論を出すことや基本問題会議でスト権問題の議論をおこなうことなどを要求したが、一二月二七日、政府側は、①合意五項目の趣旨を踏まえ結論を出す。その場合組合の意見を十分聞いて問題を解決する、②政労間の話合いを今後も継続し煮詰める、との見解を出した。そして、公労協側はこれを評価し、さらに国民一般にたいするキャンペーンの意味もこめて基本問題会議の意見聴取に応ずることを決めた。

公労協各組合にたいする意見聴取は、七八年一月一三日から二月六日までおこなわれた。中心となった問題はスト権と経営形態変更に関するものであったが、後者については公労協側は現状維持を主張し、この点についてはさきに意見聴取に応じた使用者側、同盟、新産別系労組と意見が一致することとなった。しかし、前者については、条件付きはいっさい認めないという動労の主張をはじめとして、原則的に無条件付与を主張した点で、条件付き付与を認めた同盟系組合と異なるものがあった。ただし、村上国労委員長や石井全逓代表から、職務の公共性の観点から条件付き付与を認めることを示唆する発言もなされた。

条件闘争への転換

国労委員長の意見は七八年二月一六日からの第一二一回国労拡大中央委員会に出された。スト権回復を前提として必要最小限度の制約を認め、その立法構想にとりくむというもの＝立法化闘争で、中央委もこれを承認した。そして、その立法構想を検討するための学者や弁護士をメンバーとした「スト権立法要求対策委員会」を設けた。

この立法要求案は五月二三日明らかにされ、とりあえず国労の「意見書」として基本問題会議に提出することとされた（実際に提出されたのは六月二日）。それによると、公企体のストによる国民

の不利益は現在の労調法で回避できるとの前提に立って公労法一七、一八条は撤廃するが、それ以外の公労法の規定や公労委は存続を認めるものである。そしてこのような路線には全逓や全電通も同調の構えであった。

基本問題会議の答申にたいする闘争方針

七八年五月三〇日、公労協は共闘委員会を開き、基本問題会議の答申がスト権全面否認となる見通しのもとでのスト権闘争方針を決めた。それは、①経営形態の変更を内容とする答申はいっさい認めない、②政府に答申の撤回、政労交渉、国会行動を決定的段階では統一ストをおこなう、④答申後、政労交渉、国会行動、大衆動員などでたたかう、⑤近く予想される春闘処分の撤回、の五項目であったが、答申にたいするストは、答申が出た段階でおこなうという当初の予定を変更し、政府が答申にもとづいて最終方針を決める最終段階でおこなうこととした点で、一歩後退の観を呈した。それは、七八春闘において全逓がストから脱落したことに端的にみられるように、労働側の統一的なスト実行能力の低下を反映するものとみられた。

一方、基本問題会議は、六月一三日、経営形態、当事者能力、法令関係の三懇談会の報告書を発表し、これを添えて、六月一九日、最終的な意見書を政府に提出した。現時点においてはスト権を認めることは適当でないとするものであった。

これにたいする総評、公労協と社会党との協議では意見書のたな上げで意見が一致し、二一日、政府にたいし、①意見書にたいする政府の態度決定にあたっては、七七年一二月二七日の組合側の意見を十分参考にして結論を出すとの政労会談での政府回答を基本とせよ、②歴史の歯車を後戻りさせ、労使関係の改善などへの提言については政府は積極的に受けとめスト権問題解決にあたるべきだ、と主張し、また意見書のなかでの政府に都合のいいところだけを「つまみ食い」することのないようクギをさした。

このあと、同盟系組合代表も政府側と会談し、①スト権は立法問題として処理すべきだ、②条件付き付与をすべきだ、③今後同盟系とも協議の場を設けよ、の諸点を申し入れた。

政府側は六月二三日、関係閣僚会議を開き、①意見書の趣旨を尊重する、②経営形態のあり方、当事者能力の強化、給与決定、抑制措置の在り方と労使関係の正常化に関する提言については関係各省庁で速やかに所要の検討をすすめる、との対応方針を決めた。もっとも、国鉄の高木総裁は三〇日、経営形態に関しては民営論、分離論にたいしてはちゅうちょせざるをえないとし、またスト権については藤井前総裁がとった条件付き付与論の立場は変更されていない旨の政府とは異なった見解を示した。

結局、労働側の最大関心事であった基本問題会議の意見書が、現段階ではスト権否認と出されたのであるが、七五年秋のスト権ストのようなはげしい反発行動はなく、むしろ六月二七日からはじまった全電通三一回定期大会において及川委員長がいままでのスト権闘争における「スト先行主義」を反省し、スト資金を多額に投入してのスト迷惑論に正面から対決すべきだとの意見を述べたことが注目された。

2　男女差別是正闘争

ここ数年来、男女平等をめぐる権利闘争が顕著な展開をみせている。女子労働者の数が増加し、その職業分野も多種多様となってきたが、男子労働者との賃金その他の待遇面における格差はなかなか消滅せず、女子労働者の不満をかってきた。さらに、女子労働者の採用、配置、昇進などをめぐっても強い不満が存在している。このような現状にたいして、女性の「働く権利」「差別されない権利」を掲げた男女差別是正闘争がいろいろな形で展開されているわけである。そして、このような闘争が一般社会における男女平等を達成しようとする運動と結合しており、その最近における進展と大きなかかわりをもっていることは、ここに改めて指摘するまでもない。

第一勧銀女子職員の労基署への申告闘争

昨年度にひきつづき、男女差別賃金にたいする権利闘争があった。たとえば、代表的争がその一例であろう。そこでは、一律に加算される調整昇給において男女格差があり、また、考課昇給においては、男女で昇格に要する経験年数が異なるうえに、同一資格のなかでも金額に男女格差があった。

この賃金格差に疑問をいだいた二人の同行浜松支店女子行員はこの問題を取り上げるよう同行の労働組合に訴えたが、組合は性による差別をしていないという銀行側の説明をいれて、この訴えに応じなかった。そこで、この二人は資料を作成し、静岡労働基準局に男女差別賃金是正の申告をおこない、支援の労組員などとともに何度かこの問題について労基局と「交渉」をもった。その結果、一九七八年三月二四日に浜松労働基準監督署長名で、調整昇給および住宅補給費をめぐり男女差別があり、労基法四条（男女同一賃金の原則）違反であるとした「是正勧告書」が出された。しかし、考課昇給については、法違反だと断定しかねるとして、客観的にみて問題があるので改善するようにと「口頭指導」をなすにとどまった。

申告闘争の限界

右の例にもみられるとおり、労基署などの労働行政によって男女差別賃金の是正を達成しようとしても、一見して明白な年齢給における差別などは比較的容易に法違反とされ、是正勧告を得ることができるが、職務給・職能給のもとでの賃金差別にたいしては、なかなか法違反だとする判断を得ることができない。

さらに、職場において存在する賃金以外のさまざまな男女差別にたいしては、労働行政に頼るのみでは期待する結果に達することが困難である。そして、このことは、裁判所によって事態の是正を求めたとしても、それほど大きく変わらない。労働組合運動が積極的にこの問題ととりくんでいるとはとてもいいがたい状態にあって、行政も司法も決定的な頼りとならず、また、立法でもアメリカ、イギリスその他の国々のような差別禁止法が早急に成立する見通しもない現在、男女差別是正闘争はなにを活用して前進していくべきなのであろうかが問われている。

日航女子職員の日弁連特別委員会への調査申立

一九七七年一〇月三一日、日本航空の地上職勤務の女子労働者三五人は、日本弁護士連合会に付置された「女性の権利に関する特別委員会」にたいして、職場における女性差別全般についての実情調査の申立をおこなった。それは、まさに前述のような現状において、この種の問題をとりあげてもらう機関として同委員会がもっとも適切であると考えられたからであろう。七六年五月一日に設置が決定された同委員会は、「個人の尊重、男女の平等の見地から女性の地位・権利に関し調査・研究するとともに、現行法制の改善及び女性にかかわる重大な人権侵犯、差別による具体的事実の研究・調査並びにそれらに基づき適切な措置をとることを目的とする」（設置要綱）ものである。

「調査申立書」は、日本航空において「賃金、格付、業務、福利厚生制度利用のすべての面における制度上、運用上の女性差別が存在」するとして、これが憲法一四条、労基法四条の趣旨にいちじるしく反するので、「十分な実情調査のうえ女性差別の是正を求める勧告、その他しかるべき処置」をとるよう求めている。「調査申立書」によると、日本航空の地上職員の三割弱が女子労働者であり、その職域はきわめて広範囲にわたり、女性の労働力に依存する度合いが強く、「外形的、現象的に〔男女〕同一労働の場合」および「外形的、現象面は異なっても、労働の内容が実質的に同一である場合」が多いという。そして、それにもかかわらず、男女の差別があると指摘している。

申立人らの半年におよぶ資料収集と討議を経てまとめられた「調査申立書」は職場における男女差別の実情の一端を知るための資料として、すこぶる興味深いものである。ここでは、「Ⅳ 女性差別の表現されることになりましたが、大卒男子を「入社試験ａ」、短大卒以下の女性の権利に関する特別委員会」へ

【日本航空女子職員三五人の日弁連「女性の権利に関する特別委員会」への女性差別実情調査申立書（抜萃）】

㈠ 初任給差別と標準昇格年限の差別

(1)日本航空においては、昭和四二年度から職務・職能給制度を基本とする新賃金体系が導入されました。これによって地上職は職員Ⅰ（一般事務、技術職など） 職員Ⅱ（電気空調、電話交換手、キーパンチャー、用務職など）に区分され、また職員Ⅰについては、管理職を除く一般職員はすべて一職級から五職級までの職級に格付されました（各職級に対応する代表的職名は、一職級が初級職員、二職級が中級職員、三職級が上級職員、四級職が班長または主任、五職級が係長または課長補佐となっています）。

(2)新規採用者は、一職級のいずれかの号俸に格付されるわけですが、この初任級格付において、次のとおり女性は差別されています。

初任級査定基準表（職員Ⅰ）

	学歴	初任給
男子	大卒	一―三一
	短大卒	一―二一
	高卒	一―一二
	中卒	一―二
女子	大卒	一―二三
	短大卒	一―一七
	高卒	一―一一
	中卒	一―一

この表でみるとおり、男性に比べ女性は大卒の場合は八号俸（昭和五二年度「職級号俸表」に照らすと一〇、六四八円）、短大卒の場合は四号俸（同じく五、三二三円）、高卒以下の場合も一号俸（同じく一、三三四円）も初任給が低くなっています。

「初任給査定基準表」の形式は、私たちが労働基準監督署に申告した後に、昭和四九年七月になって急拠書きかえられ「入社試験の種類」による格差であるかのように

の男子を「入社試験b」、すべての女子を「入社試験c」と書き直しただけで、実態は何も変わっておりません。どの試験を受けるか、ということについて受験者側に選択の自由はありません。これが男女差別を言葉づかいの上でだけとりつくろったにすぎないものであることは、初任給の格付けの場合と全く同様です。

(3)職員Ⅰに該当する職員はすべて採用後三職級に昇格するまでは、「昇格基準表」（賃金規程別表等六の①）の適用を受け、標準の成績をあげている限り、次のとおりの勤続年数および年齢に達すると、上位の職級に昇格します。すなわち三職級に達するまでは事実上自動昇格制になっているといえます。

左の表に示されるとおり、大卒の男子は勤続一年を経過すると二職級へ、またその後二年（合計三年）を経過すると三職級へ昇格するのに対し、大卒の女性は、二職級への昇格基準は同一ですが、三職級へは男性の二倍（六年）勤めないと昇格できません。

高卒の場合は一層格差がひどく、男性が二年で二職級、七年で三職級に昇格するのに対し、女性は五年かかって二職級、一〇年かかってはじめて三職級になれるという制度上の差別があります。

（昇格基準表―職員Ⅰ）

	学歴	二職級		三職級	
		勤続年数	標準年齢	勤続年数	標準年齢
男子	大卒	一年	二三歳	三年	二五歳
	短大卒	一	二一	五	二五
	高卒	二	二〇	七	二五
	中卒	七	二二	一三	二八
女子	大卒	一	二三	六	二八
	短大卒	三	二三	八	二八
	高卒	五	二三	一〇	二八

この「昇格基準表」も昭和四九年七月に形式的に書き改められ、昇格年限の格差は、入社試験の区分に対応するものであると表現されることになりました。しかし、これが男女差別を言葉づかいの上でだけとりつくろったにすぎないものであることは、初任給の格付けの場合と全く同様です。

(ニ)　定期昇給での査定差別

日本航空では、毎年一回（四月一日付）の定期昇給に先立って成績考課が実施され、その考課（査定）の結果にもとづき、昇給号俸の幅が加減されることになっています。標準昇給の場合は三号アップで、成績によりこれに一号俸ないし二号俸がプラスマイナスされるというのがたてまえですが、男性職員の場合、特に三職級以上の者や、大卒の者は事実上四号俸アップが標準となっています。

これに対し、女性と日航労組（第一組合）所属の男性はどんなにがんばっても三号俸以上の昇給は殆んどありません。

「女性と日航労組員にはメリット（標準を上まわる昇給）をつけない」ということは全社的な不文律となっています。

ですから、たとえば、運航業務部で地上運航従事者の教育訓練を担当している教官である申立人西亀百合子がメリットをもらえずに、訓練生が全員メリット（四号俸以上）をもらうという不思議な現象さえ生ずるのです。

申立人大沢敏恵の場合は、前節で述べましたとおり、男女同一の業務をしておりますが、同じ業務を担当している四人のグループのうち、男子職員（日航労組員を除く）のみ連続五年以上メリットがついております。

また、申立人加藤紹子の場合には、販売の第一線で男子と遜色なく働いているにもかかわらず、男子には二年に一回ぐらいの割合でメリットがついているのに、彼女には全くついておりません。

(三)　昇格査定での差別

三職級までの昇格が「昇格基準表」にもとづいて実施されているのに対し、四職級以上への昇格については、制度上は明確な基準はありません。賃金規程においては所定の項目について、昇格適性考課を行なうことが定められていますが、所属長が昇格推せんをしない場合には適性考課を行わ

	三職級在籍者		四職級昇格者		四職級在籍者		五職級昇格者	
	男	女	男	女	男	女	男	女
50 年 度	2,330	315	320 (13.7%)	1 (0.3%)	1,729	45	170 (9.8%)	1 (2.2%)
51 年 度	2,440	406	330 (13.5%)	10 (2.4%)	1,755	51	180 (10.2%)	2 (3.9%)
52 年 度	2,488	382	426 (17.1%)	8 (2%)	1,859	47	176 (9.4%)	0

ないでよい、とされており、その推せんをするか否かについては何の基準もありません。したがって運用上、著しい男女格差が存在することはもちろんです。

上の表は最近の数年間の四職級以上への昇格状況を男女別にみたものですが、四職級以上へ女性が昇格することが、いかにむずかしいかは一目瞭然です。

四職級への昇格実施の事実上の基準としては、会社と全労(第二組合)との間に覚書があり、その中で「三職級経験年数五年を中心として三年ないし七～八年程度に分布するよう運用する」とうたわれています。

そして男性の場合は三職級在職五年前後（三職級二〇号俸前後）に四職級へ昇格するというのが通常の姿です。関連会社出向の場合、男性は出向に際し、または出向先で一ランク昇格するのが慣例のようになっておりますが、女性の出向者に対しては、そのような例はありません。出向先は新会社であるため、就任したらすぐ仕事のできるベテラン女性ばかりであり、休日出勤、残業も慢性的に行なわれ、実務を一手に引受けております。

以上のべたように、女性は男性職員に伍して、まさるとも劣らない働きを行なっており、ＪＡＬを支えているという責任感と誇りを持って働いております。それだけに、メリット評価、及び四職級以上の昇格が男性に集中していることに強い不満を持っております。

以上、二～四でのべた初任給、昇級、昇格差別の結果、申立人たちと同期の男性との間に現時点でどのくらいの賃金格差が生じているかを示すのが次頁の表です。

表の左側は日航労組を除く男性の標準的（中位値にあたる）職級号俸で、右側は申立人の職級号俸です（たとえば四―三〇とあるのは「四職級三〇号俸」の意味です。なお、Ａ―六は　管理職になって六年目という意味です）。

㈣　仕事における差別

前述したとおり、男性と同等以上の仕事をしながら賃金や昇格などの処遇の面で苦しく差別されているという反面、仕事の与え方自体において、女性本人の意に反して、いわゆる補助的労働に押し込められるという形の差別を受けている分野があります。たとえば、申立人久保田君子は運航基準航路課で三年四ケ月の間、主として運航規程等のマニュアルの管理の仕事をしていましたが、作成されたマニュアルの配布作業は二、〇〇〇個近いメイルボックスに文書を配る郵便配達のような仕事でした。そして肉体的負担の著しく大きい時など、男性の加勢を求めても上司は「男子は頭脳労働で、手を休めてぼんやりしていても何か考えているからそういう仕事は手伝えない」というばかりでした。運航訓練業務課に異動して運航乗務員一般教育庶務の仕事につくようになってからも、仕事の内容は訓練受講者の名簿や、名札の作成、清書、コピーなどの機械的な仕事ばかりです。いくら本人が意欲を出して他の仕事を求めて与えられるものは、またしても単純作業ばかりでした。

また、整備本部間接部門においても仕事への差別は著しく、申立人足立とよ子は、整備部設備課に一一年間在籍しているにもかかわらず、電話をとれば、「誰か男の人いない？」等といわれるのはたびたびで、担当業務の一つである他部門への車輌の貸出しについて上司が話しているので、その

氏　　名	卒　年	男性中位（月額）円		申立人（月額）円		差額(月額)
山　田　久爾枝	大　32	A—6	380,149	4—30	243,443	136,706
前　田　和　子	大　45	4—3	185,791	3—10	154,483	31,308
斎　藤　貞　子	短　37	4—21	225,303	3—32	195,174	30,129
島　袋　須磨子	〃　48	2—15	129,540	2—12	124,406	5,134
奥　村　和　子	高　30	5—24	285,181	3—43	214,260	70,921
若　月　圭　子	高　32	5—16	266,774	3—38	208,441	58,333
小　田　芳　子	高　32	5—16	266,774	3—36	205,020	61,754
木　内　早　苗	高　33	5—12	257,192	3—31	193,463	63,729
小　池　多嘉子	〃	〃	257,192	3—28	188,330	68,862
中　村　ヤス子	〃	〃	257,192	2—40	164,718	92,474
大　沢　敏　恵	高　34	5—8	247,609	3—28	188,330	59,279
西　亀　百合子	高　36	4—18	218,876	3—25	183,195	35,681
永　田　一　代	〃	〃	218,876	3—21	176,350	42,526
中　林　イツ子	〃	〃	218,876	3—24	181,484	37,392
吉　原　赫　子	〃	〃	218,876	3—25	183,195	35,681
杉　本　典　子	高　37	4—14	210,053	3—19	172,623	37,430
足　立　とよ子	〃	〃	210,053	3—18	170,608	39,445
小　島　よし子	高　38	4—10	201,231	3—19	172,623	28,608
原　田　節　子	高　43	3—7	148,436	2—20	138,097	10,339
加　藤　紹　子	〃	〃	148,436	2—20	138,097	10,339
久　場　貴美子	高　44	3—4	142,390	2—19	136,386	6,004
坂　本　清　子	高　46	2—13	126,118	2—11	122,696	2,422
森　　き代子	〃	〃	126,118	〃	122,696	2,422
久保田　君　子	〃	〃	126,118	〃	122,696	2,422
川　野　美津子	〃	〃	216,118	〃	122,696	2,422
井　上　記代子	〃	〃	126,118	〃	122,696	2,422
仲　本　美代子	高　48	2—7	115,850	1—23	110,528	5,322
望　月　美　恵	〃	〃	115,850	〃	110,528	5,322
薄　井　久　枝	〃	〃	115,850	〃	110,528	5,322
大　木　よし江	高　49	2—4	110,716	1—20	106,534	4,182
竹　蓋　三江子	〃	〃	110,716	〃	106,534	4,182

処理をしようとして内容を聞いても説明せず、チーフを一時間もかけて探させるありさまで、女性は一人前として扱わず、業務上の判断はすべて男性にさせるという状態です。その他にも部品等の購入に際し起票する調達依頼書も、女子には書かせてはいけないと五年間ほど書かせてもらえず、その後も固定資産になるものは殆んど書かされていません。

上記のように女子職員は補助作業としかみなされず、例えばコピーの作業に関しては女性がするのが当り前で一日に五〇〇枚もやらされて下請業者である日航商事の印刷部に配属されたようだとなげいている人もいます。一般に女性は細々とした日常の業務量をこなすことに追われ、数少ない女性係長でさえその例外ではありません。女性は五職級になっても部下が保障されず、男性なら免除される「雑用」も担当させられ、男性の二倍も三倍も高い密度と量を働かねばならないことが多いのです。一方男性は管理、改善等総括的な業務を与えられ、その分だけ日常業務処理は免除されており、しかも管理業務をやっていることがメリットの対象になっています。

横浜営業支店のカウンターでは、実務経験（発券業務）のない男性が管理業務を与えられて、上級職員としての任に当たるため、顧客とのトラブルが適切に処理できなかった例もあり、サービス低下、女性職員のモラール低下にもつながる問題となっています。沖縄空港支店の旅客部門は、九種類に分かれる職務（ライン業務と称する）を男女同一に交替制で行なっていますが、管理デスクの業務は「ライン業務の中枢だから女性は無理」として女性は対象から外されています。

このように性による差別を内蔵する賃金体系、査定制度を正当化するために女性をできるだけ実務に限定し、それを固定化することによって、あたかもそれが能力差であるかの如くみせております。

また三職級以下の女性職員（つまり女性の大部分）について共通にいえることですが、毎年一〇月以降全職員に対して実施する人事調査の際、提出させる調査表のフォームが男性（及び四職級以上の女性）のそれと異なり、「異動に関する調査」の項目（異動希望の有無及びその理由、希望する場合はその職務及び勤務地等を記入させるもの）が全く含まれていないのが特徴です。調査表提出後、所属長との面接に際し、同種の単純業務に就いている期間があまりにも長いことなどについて苦情を述べ、強く異動希望を述べても、容易にはこれを受入れず、かえって「早くお嫁に行けよ」等といって退職を勧めるという傾向がみられます。

(五) 能力開発の機会における差別

前述のような仕事の差別や異動の機会を狭めること自体も、すでに能力開発の機会が少なくするものですが、さらに教育、訓練、出張、会議からの排除など直接的なこの種の差別が無数に存在します。

たとえば、申立人久保田君子の運航基準部での経験では、新入男性職員に対しては、ディスパッチ（運航管理業務）の教育を受ける機会を与えながら、女性にはその機会を与えませんでした。

このような教育差別はどの職場にもありますが、これが前述の仕事の差別（女性には、判断を求められない単純作業をもっぱらやらせること）と表裏一体の関係にあることはもちろんです。

集団のなかでの自分の仕事の位置づけや、他人との関連性を知り、新しい情報に接することは、能力開発のためにも欠かせないことはもちろんですが、そのための部内の会議にも女性は（しばしば日航労組所属の男性職員ともども）出席させてもらえないことがいまだに多くあります。申立人足立とよ子は他部門との会議への出席は、議事録を書くということで出してもらえたありさまです。課内の業務打合わせ会議についてさえ、出席者を四職級以上の者と限って、実務を支えている女性が事実上参加できないため業務に支障をきたす職場もあり、また申立人加藤紹子、同山田久爾枝のように本人が所属長に何度となく交渉して、ようやく出席を認められた例もあります。

また同じ業務についている男性には出張させても、女性には殆んどさせず、特に海外出張はまず絶対にさせません。

申立人西亀百合子の場合は、運行基準部基準課に所属していた当時、仕事の内容は、プルービングフライト（新路線または新機種導入に伴う航空局審査官同乗の特別飛行）の実施要領作成と関係者へのブリーフィングであり、所属部長が海外出張を命じたのに、管理部で「女性の海外出張は前

例がない」というだけの理由で許されませんでした。

円、ドル相場の変動や、運賃値上げ、新運賃の導入などに伴ない、新しい業務知識を絶えず吸収し、こなすことを要求される旅客、貨物、販売部門（営業、運送）では、業務教育は全く男女同一に受けております。しかし広い意味での業務教育である海外研修（オリエンテーションと称する）については、男性優先であり、カウンター部門では女性の人数比率が高いにもかかわらず、女性で研修旅行への参加や海外研修生となれるのは極めて少数であります。これらを通して、会社は、基本的には「女性はなるべく舞台に出さず、陰で黙って働いていればよい」という方針であることが明らかです。

以上のような状態で下働きの仕事が多く、会議からもしめ出され、能力を発揮する場もなく、永年勤続の女性が増えているにもかかわらず、いつまでも単純作業をさせられ、昇格もできず、五三歳でやっと四職級になった人もいます。これでも昇格できればよい方です。このようにして女性は能力開発の機会から疎外され、昇格もせず、働く意欲も失なっていく人もいます。

(ハ)　その他の差別

賃金、格付け、仕事などの基本的労働条件における差別に加えて、さらに「キメの細かい」差別があります。その代表的なものに住宅手当の金額および住宅資金貸付規程における差別です。

住宅手当は、扶養家族のある者は月額一五、〇〇〇円、下宿している単身者は七、五〇〇円で、この範囲では男女の別は問われませんが、配偶者が働いている場合、日航職員が男性ならば、七、五〇〇円、女性ならば五、〇〇〇円と実にミミッチイ差別があります。

また住宅貸付資金規程では「世帯主」および「近く妻帯する男子」は、貸付を受ける資格があるのに、世帯主でない女子にはその資格がありません。運用によって世帯主と認めてくれた場合も融資限度額は、その時点での退職金相当額までです。

（労働法律旬報九四一号より）

「調査申立書」は、このあと、会社側主張にくわしく反論し、「問題は、自分の能力を発揮したいと望んでいる女性が、その機会を男性と均等には与えられていないことにあり、さらには、現実に男性と劣らない仕事をしている女性も、同じようには処遇されていないことにあります」として、委員会の善処を求めて結んでいる。

VII 公害反対闘争

概要□概況――環境改善の跛行・環境行政の停滞・各種開発反対闘争の緊張／公害裁判と公害裁判闘争／**総評の公害反対闘争**――環境庁への要求行動／環境庁の回答と公害連の対応／環境アセスメント、二酸化窒素基準緩和、瀬戸内海環境保全法にたいする申入れ／全国公害連の全国交流集会と地区労の地域開発反対闘争／単産・単組の反公害闘争／**同盟の公害にたいするとりくみ**――**全国公害連交流集会**

概要

一、地域住民および労働組合による反公害闘争は、七六年度以降も、地方的に精力的につづけられた。その背景としては、大気汚染や水質汚濁についての相当な改善にもかかわらず、窒素酸化物や有機性汚濁因子による大気や水質の汚濁の持続、騒音・振動、地盤沈下、土壌汚染、廃棄物発生量などについての改善の停滞など、総じて環境改善の跛行性が露呈されたことがあり、それと裏腹に、「公害認定患者」の数が、七六年二月末の三万三四六六人から七八年一月末の六万三七四一人へと倍増に近く増加するというような健康被害者数の増勢の持続がある。以上にもかかわらず、窒素酸化物の環境基準の引下げ、環境アセスメント法案の三回にわたる流産など、環境行政が後退したことや、不況を背景として、七七年一〇月に三全総が決定され、地域開発の強行に拍車がかかったことは、各地の地域開発反対闘争を緊張させた。

一、公害裁判闘争は、七五年以降、重点を琵琶湖総合開発計画工事差止め請求、大分新産都八号地計画等取消請求、伊達火力発電パイプラインに関する行政訴訟などの地域開発にからむものにむかった。なお、七八年三月には、「北陸スモン第一次訴訟」、「カネミ油症事件全国統一民事訴訟」と相ついで注目すべき公害裁判の判決が

あったが、いずれも原告側の住民が勝訴した。

一、総評は、上述のごとき環境行政の後退に抗議して、全国公害連の加盟団体として環境庁への要求行動を繰り返しおこなうとともに、地区労による地域開発反対闘争を強化し、七八年六月には、それらの全国交流集会をおこなった。地域開発反対闘争の当面の課題は、多くの地点で、環境アセスメントの、運動をとおしての内容形成に向かっている。職場を中心とする単産・単組の公害反対闘争は、職業病など職場環境改善闘争や反合理化闘争と統合化されてきているが、国労および鉄鋼労連は、この点を七六年の定期大会であらためて強調し、とりくみを、調査や点検、モデル地区の設定、交流集会、対策委の定例化などによって体系化することを決めた。また、同様な主旨から自治労、全水道は合成洗剤追放の運動を活発に展開した。

一、同盟は、七七年の大会で、三全総における「工業開発優先をやめ国民生活優先の線に沿って公共投資をする」という方針が、各省との折衝過程で大幅に後退し、内容・表現ともにあいまいとなってきているとし、環境影響評価制度の早期法制化、政府資金の環境改善のための重点的投入、関連審議会への労組参加の促進などを政府にたいする要求として決めた。

一、全国公害連は、住民と労働組合の公害反対闘争の地域分散化が進行するとともに、総評などの労働組合、民主団体、社公共の三党の中央段階の組織としての性格を強めてきているが、他方、調査活動、環境庁交渉、交流集会の開催などオルガナイザーとしての役割を強めてきている。当面の重要課題は環境アセスメント法の、運動をとおしての内容形成であり、これは来年度以降、よりいっそう明確な公害反対闘争の焦点となるであろう。

1　概　況

環境改善の跛行、環境行政の停滞、各種開発反対闘争の緊張

七六年度以降も環境改善の進展は跛行的であった。大気汚染についていえば、一酸化炭素による汚染は相対的に改善されたが、工場や自動車等から排出される窒素酸化物については、ほとんどの地点で環境基準をそうとう大幅に上回る汚染水準が、低下の気配を示すことなく持続した。

水質汚濁についてみると、カドミウム、シアンなどの有害物質による汚濁は改善されたが、代表的な有機汚濁指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）またはＣＯＤ（化学的酸素要求量）指標については、改善傾向がきわめて緩慢であり、環境基準を充足する水域がほとんど増加せず、水域によっては、富栄養化、温排水、濁水、酸性化等の問題が新たに顕在化してきて、水質汚濁の様相はさらに複雑化、多様化してきた。騒音・振動については航空機、新幹線に関するものをはじめ、対策が遅れており、苦情の件数が低下の気配をみせていない。地盤沈下は、大都市地域ではいちおうの収まりをみせているが、近郊や農業地帯の一部ではいぜんとしてそうとうな沈下がすすんだ。土壌汚染は、農用地では防止されてきたが、工場

跡地等の市街地の汚染が新たな問題となった。廃棄物の発生量は増大をつづけ、かつ多様化をつづけている。

公害の健康被害者の数も増勢をつづけている。これを「公害認定患者」の数のみに限定してみても、七六年二月末の三万三四六六人から七七年三月末の五万五一〇四人へ、さらに七八年一月末の六万三七四一人への増加である。大気汚染系のいわゆる第一種の認定患者も、重金属や砒素等の特定原因物質による汚染のいわゆる第二種患者も、ともに増加しており、前者は、最近の三年間に、三万一九六一人から六万一九〇二人へ、後者は、一五〇五人から一八三九人に増加した。

政府の環境保全関係予算は、最近三年間毎年三〇%弱の比率で増大しているのであるが、それでも上述のごとき環境問題が持続しているのであり、さらに一段と積極的な行政の展開が要求されている状況にあるといわねばならない。しかしながら、環境行政は七六年度以降目立って後退した。新規政策は乏しく、環境アセスメント法案は流産をつづけ、さらには、窒素酸化物の環境基準が引き下げられることになった。

このような情勢のもとで、不況を背景とし、七七年一〇月には、いわゆる三全総が決定され、地域開発の強行に拍車がかかることになり、各種の地域開発反対闘争が緊張した。

公害裁判と公害裁判闘争

七八年三月一日金沢地方裁判所で「北陸スモン第一次訴訟」にたいする判決が下された。提訴から四年九カ月ぶりであった。これは、富山、石川、福井県下の原告一六人が起こしたもので、スモン訴訟が係属している全国二三地域とトップを切った判決であり、五〇年度半ば以降全国各地で合計一万一千人以上の患者が発生し、世界に類例のない薬害といわれるスモンについての初めての判決であった。

判決は「スモン患者のうちかなりのものがキノホルムと他の原因の競合によって発症した。……国は薬事法上、医薬品の安全性を確認する義務がある。製薬会社は医薬品の製造、輸入にあたっての安全を確認する義務がある」と述べ、国、製薬会社の法的責任を認め、被告の国と、田辺製薬、武田薬品工業、日本チバガイギーにたいし、総額二億四九五六万余円（請求総額五億一七〇〇万円）を支払え、と命じた。この判決を受け、原告やその他の患者、弁護団は三月三日午後一時から厚生省交渉をおこなった。

ついで七八年三月一〇日、福岡地方裁判所小倉支部民事一部で、「カネミ油症事件全国統一民事訴訟」の判決が下された。これは提訴から七年四カ月後であった。判決は、被告カネミ倉庫、鐘淵化学工業に、原告七二八人にたいして、連帯して六〇億八〇一六万六六四六円（最高一七〇〇万円、最低九六万八八八八円）を支払え、と命じた。原告、その他の患者、弁護団は同日午後、鐘淵化学本社で団体交渉をおこなった。

七六年以降の公害裁判闘争には、地域開発に関するものが目立った。琵琶湖総合開発計画工事差止め請求（七六年一二月二〇日）、大分新産都八号地計画等取消請求（七七年一月）、伊達火力発電パイプラインに関する行政訴訟（七七年六月）などがそれである。

2　総評の公害反対闘争

総評の公害反対闘争は、「公害対策全国連絡会議」を中心とする住民運動との連携活動、すなわち、公害訴訟の支援、政府・環境庁との交渉、地域における反公害抗議活動の共闘、および職場を中心とする企業別・単産別の諸活動からなっている。これらのうち、七六年以降に目立ったのは、上述の各種公害裁判闘争にたいする支援活動のほか、環境行政の停滞ないし後退に抗議する諸要求行動、地区労による地域開発反対闘争の強化であり、また、職場を中心とする動きとしては、職業病や反合理化闘争との組みあわせによる公害反対闘争の展開であり、この例としては、自治労傘下の学校給食労働者による合成洗剤の追放運動、国労の安全点検闘争による新幹線の騒音・振動の規制運動、鉄鋼労連の職場環境改善闘争と統合した環境点検運動、全石油ゼネラル石油精製労組の「安全・反公害闘争」が、特筆に価する。

環境庁への要求行動

七六年以降、対環境庁交渉は一段と活発化しているが、これらの要求行動の内容は、七八年三月二日の全国公害連による環境庁長官交渉に集約されている。この交渉には、全国公害連からは、福田勝代表委員（総評常任幹事）をはじめ、社会党、共産党、日本婦人会議、新日本婦人の会、憲法擁護国民連合、日本科学者会議、総評の各代表が参加し、環境庁からは企画調整、自然保護、大気保全、水質保全の各局長が同席した。

【環境庁長官への申入書】（昭和五三年三月二日、環境庁長官 山田 久就殿宛）

長期かつ深刻化する不況を、自らの政策の失敗で招いた政府は、その克服の方策として、今国会に大型の公共投資を中心とする予算をおし通そうとしています。これまでの巨大開発にみられるように、環境破壊を一層おしすすめることは明らかであり、まさに公害被害者、住民に対する大胆な挑戦であると考えます。わたしたちは、これらの政府の国民無視の姿勢には断固反対するとともに、環境庁には、本来の環境行政の理念に立脚した対処を望み、下記のことについて貴職の具体的な考え方、実施の時期についての御見解を示されるよう要請いたします。

記

一、第八〇国会段階で、政府内部の都合で提出を断念した環境アセスメント法案については、今国会に提出されるのか、またその内容は、住民の参加と公開の原則を盛り込んだものであるのか、明らかにして下さい。

二、三全総の具体化としてのむつ小川原開発着工、志布志の開発構想、また有明海の巨大干拓などの構想が、すでに示されています。わたしたちは「開発と公害」が同時に連想される今日的情況の下では、大規模開発を中断・再検討すべきであると考えます。環境庁もその方向で対処されるよう求めます。

三、窒素酸化物の規制強化が望まれながら、二酸化窒素の環境基準緩和の動きがみうけられます。また、大型車の排ガスについては、規制の完全実施時期が明確にされていません。環境庁は自動車メーカーや汚染企業に対する強い行政指導をすべきだと考えますし、また大気汚染にかかわる公害指定地域の拡大についても見解を明らかにして下さい。

四、瀬戸内海環境保全特別措置法の後継法については、わたくしたちは重

大な関心をもっています。産業、生活などの廃水の総量規制、埋立の規制などについてどのような考えであるのか、また、恒久法として作成されるつもりであるのかどうか、さらに水質汚濁、水質破壊の元凶である産業廃水、合成洗剤対策についての考え方、とりくみの方策などを明らかにして下さい。

五、水俣をはじめとする公害被害者の認定および救済の促進については、緊急の措置をとる必要がありますが、どのように対処されるか明らかにして下さい。

六、わたしたちは、すでに中央公害対策審議会の民主的なあり方として、住民代表の参加と審議会の公開を環境庁に要請してきましたが、その見解を明らかにして下さい。

環境庁の回答と公害連の対応

右の申込書にたいする環境庁回答と議論はおおむねつぎのとおりであった。すなわち、環境アセスメント法案については、是非成立を期したく、現在関係各省庁と調整努力中であるが、その内容として、①都市計画事業については、建設省が都市計画法を改正して、計画の公開規定の強化などを盛り込むように期待し、また、②発電所建設事業については、これを環境アセスメント法案の対象とするも、実際の運用は、通産省にまかせる方向で検討する余地がある、というものであった。これは、環境アセスメント法案から、実質的に都市計画や電気事業が適用除外となる可能性を含意しかねないところから、全国公害連はこうした方向の法案にたいして強い抗議の意思を表明した。

大規模開発については、開発庁にたいして環境問題の重視を働きかけていること、志布志湾については、鹿児島県が、県としてのアセスメントをおこなっているという回答であった。二酸化窒素の環境基準については、中公審大気部会の専門委員会で検討中である、という回答であった。これより先、中央公害審議会の二酸化窒素にかかわる専門委員会は、三月二〇日、「人間の健康への影響を避けることのできる二酸化窒素の大気中濃度の限界は、一時間値で〇・一～〇・二ppm、年平均値で〇・〇二～〇・〇三ppm」である、と結論した報告書をまとめていた。この提案それ自体、七二年五月に告示された一日平均値〇・〇二ppmをかなり緩和するものであり、十分な安全係数を見込まないものとして東京都知事より批判が寄せられたが、その後、この提案基準をさらに緩和しようとする動きが活発となった。全国公害連は、二酸化窒素の環境基準のかかる改正の動きにたいして抗議する意思表明をおこなった。

瀬戸内海環境保全特別措置法については、臨時措置法であり、七八年一一月にその時限がくるので、後続する強力なものとして「瀬戸内海環境保全臨時措置法および水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（仮称）」の早急な提出を予定していると回答した。

また、公害被害者の認定・救済の促進については、七七年六月二四日の閣議で申し合わせ、一段と努力中であること、中公審の民主化に関し審議の公開については非公開を決めており、公開できない、との回答があり、これらについて全国公害連との議論がたたかわされた。

環境アセスメント、二酸化窒素基準緩和、瀬戸内海環境保全法にたいする申入れ

右の経過を踏まえて全国公害連は、七八年五月二五日、「環境アセスメント、二酸化窒素基準緩和、瀬戸内海環境保全法に対する申入書」をもって、再度包括的な対環境庁交渉をおこない、また、二酸化窒素の

環境基準緩和については、これを重視して、中央公害審議会の民主団体代表をとおして働きかけを強化するとともに、七八年六月六日にこの問題を焦点とした対環境庁交渉をおこなった。

【二酸化窒素の環境基準緩和に反対する申入れ】（一九七八年六月六日、環境庁長官山田久就殿宛）

政府の決定した大気汚染をはじめとする公害被害者だけでも、今年一月には六三、七〇〇人をこえ、しかもこの一年間で八、〇〇〇人の公害病認定患者が増えています。二酸化硫黄や二酸化窒素などによる全国三九の大気汚染指定地域で、ぜんそく、慢性気管支炎などで苦しんでいる数十万人にものぼるとみられる未認定被害者がいる。

二酸化窒素による大気汚染は、全国七九八測定局のうち、七六年度に環境基準を達成したのは七二局（九%）にすぎず、一部地域をのぞいて今年の五月に達成するはずだった環境基準の全国的実現の目途は、まったくたっていない。

しかるに、環境庁はこうしたわが国の深刻な公害被害の実態に目をつぶり、全国の公害被害者の切実な訴えに耳をかさず、ただひたすら経団連、鉄鋼連盟など財界と自民党の意向と圧力のもとに、この六月中にも二酸化窒素の環境基準緩和を意図している。

われわれは、こうした政府のいのちと健康を無視した財界べったりの政治姿勢、環境行政の後退を断じて許すことはできない。

五月十日の参議院公害対策及び環境保全特別委員会では、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等専門委員会」の鈴木武夫委員長はじめ全参考人が、「現行の環境基準は改訂の必要なし」との意見陳述を行ない、この委員会審議を通じて現行環境基準の科学的根拠が一層明らかになった。さらに、中央公害対策審議会の答申は、大気部会の審議だけで答申されたものであり、「専門委員会」の報告主旨とは全く違ったものとして、すり替えられている。

また、東京都は、五月三一日環境庁に対して「現行の環境基準を緩和すべきではない」と意見書を提出している。その中で「環境基準は、社会的、医学的な弱者である高齢者や幼児などの健康保護を考慮に入れ、十分な安全率を見込むべきであり、これは医学とくに公衆衛生学の常識である。かつての二酸化硫黄の環境行政の欠陥をあげるまでもなく、従来、環境庁が科学的手法として取り入れてきたものである」と指摘し、さらに「光化学スモッグは、現行環境基準をまもる以外に防止できない」と強調している。大気汚染に苦しんでいる一〇〇万都市川崎市でも、五月三一日川崎公害友の会の要請に応えて市議会の全政党議員が、一致して「現行環境基準は、これを緩和しないこと」を政府に対して表明している。中央公害対策審議会の内部でも、多くの学者、関係委員が基準緩和に異議をとなえていることは衆知の事実である。

政府は、こうした国民世論に耳を傾け、そして全国の公害被害者、住民がいまだ救済されず病苦にみちた生活実態を考えるならば、なおさら規制値の緩和をすべきではなく、逆に現在の目標達成にむけて、行政として努力をつづけるべきである。しかるに政府が、あえて環境基準緩和の告示を強行しようとするなら、それはもはや、政府自から国民の生命の尊厳を軽軽しく否定した立場だと言わざるを得ない。

われわれは、政府が二酸化窒素の環境基準緩和の策謀を、直ちに断念することをあらためて求めるものである。

これにつづいて、総評の第五回拡大評議員会は六月一五日「二酸化窒素の環境基準緩和に反対する決議」をおこなった。

全国公害連の全国交流集会と地区労の地域開発反対闘争

全国公害連は、七八年六月八日から一〇月までの三日間、鹿児島県・志布志町立文化会館ホールを中心として、全国からの八〇〇人が参加した全国交流集会をおこなった。さらに、緊張局面を迎えた全国各地の地域開発反対闘争の相互交流を促進するとともに、環境アセスメント法案の内容形成にとって重要な前段をなす鹿児島県の「新大すみ開発計画（案）

に係る環境アセスメント」に影響力を行使することにあったといってよい。もとより、それは、この集会の名称の示すところの「環境行政の後退と大企業の横暴を許さず、住民のいのちと健康を守る全国交流集会」の重要な柱としてである。

この集会では、緊張場面を迎えた全国各地の開発反対闘争の情況報告が各地の地区労よりなされた。情況報告を希望する地区労が多く殺到したが、結局つぎの一三地区労にしぼって報告がおこなわれた。

(1)新大隅開発計画反対の闘い――鹿児島県肝付地区労議長　池畑力
(2)長崎県南部地域総合開発計画の概要と反対運動の現状――長崎県評オルグ　山本弘文
(3)長崎県橘湾タンカー備蓄計画と南総開発――長崎県評オルグ　山本弘文
(4)長崎県内大型石油備蓄基地建設計画の概要と反対運動――長崎県評オルグ　山本弘文
(5)大分新産都闘争――大分新産都8号地阻止県民共闘会議事務局長　稲生亨
(6)むつ小川原開発について――青森県労働組合会議オルグ　瀬川武夫
(7)本四架橋（児島・坂出ルート）の闘い――香川県坂出地区労事務局長　三宅正瞭
(8)枝手久島石油企業進出反対闘争――鹿児島県奄美地区労事務局長　大津幸夫
(9)柏崎原発反対闘争――新潟県評事務局長　宮下弘治
(10)川内原発反対運動――鹿児島県北陸地区労事務局長　池満洋
(11)苫小牧東部開発反対の闘い――北海道労協生活対策部長　飯田健一
(12)伊達火力発電所建設反対の闘い――北海道労協生活対策部長　飯田健一
(13)七尾火力阻止闘争――石川県評副議長　山本信晃
(14)渥美火力増設反対闘争と住民運動――愛知県福江地協・渥美の公害勉強会　橘進

なお、全国交流集会では、以上の地区労や県評による地域開発反対闘争の情況報告のほかに、カネミ油症事例について福岡県評事務局次長森永達夫氏から、現在の水俣病をめぐる問題点について水俣地区労事務局長横田重信氏から、また、水道公害反対・合成洗剤追放について全水道書記長斎藤親仁氏から、それぞれ報告があった。地域開発反対闘争の当面の情況は多様であるが、報告の基調は、この全国交流集会のつぎのような集会宣言の関係部分に集約されていると思われる。

【全国公害連全国交流集会宣言】（七八年六月九日、抜粋）

自民党政府の高度経済成長政策は、公害を激発させ、公害による地域住民の健康破壊を深刻化し、全国各地で、さまざまな公害反対闘争がねばり強く展開されています。……とくに、高度成長政策のゆきづまりによる不況・インフレの同時進行、深刻化する失業・倒産・雇用不安の増大のため、不況克服が強く求められ、政府・財界は、あげて在来型の大企業本位の公共投資によって、この不況を乗り切ろうとしています。しかも政府・財界は、不況乗り切りに便乗して規制の緩和、公害防止施設、補償費用の公費の導入を意図しています。……さらに、環境庁は電力資本をはじめとする財界の意向を受けた通産省などの反対によって環境アセスメント法案の内容を後退させた上、その提案を見送り、また環境庁長官に交渉を求めて環境庁に座りこんだ水俣病患者に対し、機動隊を導入して排除するなど環境行政は反動化しています。

新大隅開発計画は、三全総の一環として国定公園特別地域である志布志湾沿岸を埋立て、一大石油精製備蓄基地を設定しようとするものであります。去る二月、鹿児島県は、一年後の着工を目指してボーリング調査に着手しようとしています。これまでの大規模開発は、生活環境、自然環境を破壊し、大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害を激発させ、地域住民のいのちと健康をむしばんできました。新大隅開発も例外ではありません。公表された環境アセスメントにしても、土地利用計画、進出企業の規模等

が不明で、計画が実施された場合の環境への影響は予測できない上に、環境保全の方策は明らかにされていません。われわれは、このような住民無視、大企業優先の開発行政に反対するとともに、自然と環境を守り、公害病患者の完全救済を求めて、今後も全国的連帯を深め、ねばり強く闘うものであります。

右の宣言にあるように、地域開発反対運動は、多くの地点で、環境アセスメントの運動をとおして内容形成の局面を迎えている。全国公害連は、集会宣言の翌日、鹿児島県にたいし環境アセスメントに関する申入れをおこなった。その内容はつぎのごとくであった。

【鹿児島県知事への全国公害連の申入れ】（七八年六月一〇日、鹿児島県知事鎌田要人殿宛）

鹿児島県は、去る二月に「新大すみ開発計画に係る環境アセスメント」を発表し、着工にむけて準備をすすめているが、地域住民は大規模開発のもたらす自然と環境破壊、生活と健康破壊に大きな不安をいだき、八年間にもおよぶ長期にわたって反対運動を継続している。もし、地域住民の不安を解消しないままこの開発計画を強行するならば、それこそ住民無視の地域開発と言わざるを得ない。本来民主政治は、民意を正しく反映し、住民の健康で豊かな生活を保障するものでなければならない。

全国公害連は、六月八日から志布志町立文化会館において、「環境行政の後退と大企業の横暴を許さず、住民のいのちと健康を守る全国交流集会」を開催し、全国の公害反対運動の経験交流を行ない、今後の運動の前進をはかることを決定した。同時に、新大すみ開発に大きな関心を寄せる集会参加者の総意として、貴職に対して次のことを申し入れ、その善処を強く要請する。

記

(1)鹿児島県が去る二月に発表した「新大すみ開発計画（案）に係る環境アセスメント」は、土地利用計画、誘致企業の規模等が明らかにされず、環境保全施設が欠落している等、その内容があいまいなため、地域住民がもつ大きな不安は解消されていないこと。

(2)本計画を強行しないこと。

(3)住民の意志を充分反映するよう民主的な方法をもって根本的に計画を再検討すること。

単産・単組の反公害闘争

職場を中心とする単産・単組による公害にたいするとりくみは、職業病や安全など職場環境問題と結合されて、いるが、この点で七六年以降に目立った新しい動きは、自治労学校給食労働者による合成洗剤追放闘争、全水道による同じく合成洗剤追放闘争、国労による安全・反合理化、反公害闘争、および鉄鋼労連の職場環境改善闘争の体系化をあげることができる。

〔自治労〕　自治労は公立学校の給食職場に働く調理員七万三七七四人のほとんどと、栄養士七五一一人の大半を組織しているが、学校給食を調理する職場で、合成洗剤が問題となり、追放運動がはじまった直接の契機は、給食調理員の皮膚障害が発生したことによる。石けんと合成洗剤の生産量の比率は一九六三年をさかいに逆転したが、それとともに合成洗剤の使用量が増大し、皮膚障害の訴えが激増した。皮膚障害の自覚症状は、①手の皮膚がうすくなる、②手の指先が割れる、③手がかさかさになる、④手に発疹ができる、⑤爪のまわりがはれる、⑥指のあいだの赤発、⑦かゆみがある——などであり、また人によっては顔面、腕、胸部、さらには全身にわたる症状が現われる。

このため、自治労は、地方公務員災害補償法に定める認定手続きと、労働組合を中心とした労働実態調査を軸にして、職業病の認定および補償についてのとりくみを七〇年以降強化するとともに、七

六年七月「学校給食職場の合成洗剤追放のために」と題する調査資料を作成し、本格的な追放運動に乗り出した。また、同じ月に仙台市で開催された第一九回全国学校集会で、この運動の強化を確認し、分散会討論のなかで、長崎市役所現業労働組合、安来市職員組合、八王子市職員労働組合、長野市職員組合からとりくみが報告され、全国的に運動が広がりつつあることが示された。

〔全水道〕　右の自治労のとりくみと呼応して、全水道でも、合成洗剤追放の運動を展開しはじめた。全水道は七〇年一二月の城崎大会以来「ブルーウォーター作戦」として水質汚染公害反対闘争を展開しているが、工場、企業からのたれ流し公害とともに、家庭からの雑排水の問題の重要性が認識され、合成洗剤は生活排水による水質汚濁の重要な要因となっているとの判断から、消費者や住民と全国の各地に連絡会をつくり、追放運動を展開しているが、その全国連絡会は七七年一一月内閣総理大臣に質問書を提出し、この問題についての政府の判断を求めた。全水道としては今後二年に一回は中央で、隔年に地方で連絡会の全国集会を開催し、合成洗剤の追放運動を展開する方針である。

〔国鉄労組〕　単産・単組レベルの公害にたいするとりくみは、安全や職場環境のとりくみと結びつけられて、調査や点検、モデル地区の設定、交流集会などにより、体系化されてきている。こうした例として国労と鉄鋼労連のとりくみをあげよう。国労は七六年に、川崎、新宿保線区の保線労働者と列車掛の健康実態調査をおこなったが、調査結果は、過去および現在の腰痛を訴える者が八九・三%、腕のシビレ、ダルサ、イタサを訴える者が八一・九%など、職業病の症状が認められ、医師団は、それらの原因を、スピード・アップ、夜間労働、連続勤務、休暇などの不完全消化、単調労働、差別問題、職場環境にあると判断した。また、七六年五月二一日には一一地本二〇職場の代表による「職業病全国交流集会」を開催したが、ここでも合理化にともなう健康破壊についての訴えが多かった。

七六年の定期大会では、輸送の安全を守り、「合理化」病からの解放、国鉄公害をなくすために、①新幹線における速度を最高一六〇キロ、市街地一一〇キロに制限する、②事故防止委員会の積極的な活用をはかる、③名古屋新幹線公害闘争をはじめとする公害闘争との共闘を重視する、④「労災職業病対策会議」の活用を強め、モデル地本を指定し認定闘争をすすめる、などを決めた。

〔鉄鋼労連〕　七六年の大会で、「自らの企業から公害を出さないためのとりくみは、「労働災害、職業病をなくしてゆく」活動と不可分であるとし、①職場環境改善の強化、②公害対策委員会の設置と定例的開催、③公害問題中央研修会の開催、④三労連労協（鉄鋼労連、電労連、化学労協）環境公害問題等懇談会の開催、⑤地本別安全・公害シンポジウムの開催を決めた。

3　同盟の公害にたいするとりくみ

同盟は七七年の大会で、七八・九年度の運動方針を決定したが、

「公害防止と環境保全の対策」については、つぎのような方針をもって対処することを決めた。

(1)政府に対する要求　①環境影響評価制度の早期法制化　住民参加、公表ならびに審査について、環境庁案を一層厳正かつ明確なものに修正し、七八年度中に公布すること。②政府資金の重点的投入　低成長下の財政の逼迫や資源問題を理由に公害規制を緩和することは許されない。瀬戸内海赤潮対策など、調査の結果明らかにされている施策の不十分、欠陥を早急に改善するため、重要度の高いものにたいし政府資金を重点的に投入し、かつ規制を強化すること。また生活関連社会資本の急速な充実に努め、とくに整備の遅れている地方都市について優先的に進めること。③関係省庁間の連絡を密にし、住宅の改善、自然環境、歴史的文化的環境の保全、快適性にかかわる環境の質的改善に努めること。④環境に関する政策面の拡大にともない、関連する審議会で労組の未参加の分野にたいし、労組の参加を進めること。

(2)労働組合の活動　環境対策活動指針に基づき活動するものとする。構成組織は、発生源における公害の絶滅および労組の立場からの産業政策を樹立し、参加を通じその実現をはかることを重点とする。地方同盟は、地方における環境関係各種審議会への参加を進め、地域住民の正しい意見を反映させ、地域中心の環境政策の推進に努めるものとする。

4　七八年度全国公害連交流集会

全国公害連は約一〇年前に結成され、公害国会の当時は約三〇〇団体におよぶ住民・労働団体の加入により、集会、宣伝活動、七二年のストックホルム国連環境会議代表派遣などの活動をつづけてきたが、現在は総評などの労働組合、民主団体、社公共の三党の中央段階の組織となり、調査活動、環境庁交渉、ニュースの発行、シンポジウムの開催など活動も地味なものとなってきた。しかしながら、環境問題の緊急事態がいちおう抑制され、住民運動の全国的な高揚が静穏化に向かった現在、有力な中央団体と革新政党を構成団体とする全国公害連にとって、現実に山積する環境問題にたいする住民や労働組合のとりくみにあたっての組織者としての役割がいっそう重要となった。

この段階で、「環境行政の後退と大企業の横暴を許さず、住民のいのちと健康を守る全国交流集会」（七八年六月八日～一一日）において、全国公害連が自らに課した「これからの運動の課題」はつぎのごとくであった。

【これからの運動の課題】（「基調報告」より抜粋）

第一にバラバラな住民運動の連帯についてであります。オイルショック後も各地の運動は精力的に続けられてきたのでありますが、運動の低滞と見られたのは、各地の運動がバラバラで連帯性に欠けていたからではないでしょうか。連帯といっても、組織化を急ぐのではなく、一致できる要求で地域毎に大同団結をはかり、今回の集会のような機会を通じて、相互の連絡を密にすることだと思います。

第二に、公害発生源で働く労働者は、資本の合理化による悪条件の労働環境で、生命と健康をおびやかされていることが明らかである以上、労働者は、二重の意味で公害問題の最大の被害者であることを明確にし、公害闘争でもっとも重要な任務を労働者、労働組合が負わなければなりません。公害問題では勤労国民と労働者のあいだには統一して闘える条件が充分に存在しているのです。私たちはこれまで以上に労働者、労働組合の公

害闘争へのとりくみを呼びかけ、働きかけを強めていきます。とりわけ職場における安全・衛生問題に対する取り組みを公害闘争とむすびつけ、労働者の公害闘争を大衆的なものにしていかなければなりません。

第三に、これまでの四大公害裁判勝利の成果をひきつぎ、各地の住民闘争と積極的な連帯を強め、勝利をかちとり、たたかいの経験を蓄積し、拡める必要があります。

第四に、現行の公害健康被害者救済制度は、まだまだ不十分であるうえに、六三、七四一名におよぶ認定被害者数自体、氷山の一角にすぎません。本来救済されるべき被害者の圧倒的多数が放置されています。被害者の補償救済要求を強めつつ、被害者の運動を連帯していく必要があります。

第五に、環境問題や開発問題に精通する活動家の積極的育成についてであります。建前に終始しがちな運動から、地域住民に根ざした実質的な運動とするためには、その中心となる活動家・指導者を必要とします。このような人のいる運動こそ長続きし、地域住民にこたえる運動であります。また、学者、専門家との協力関係の確立も重要です。

第六に、そのためにも低成長下における運動の論理を積極的に創造せねばなりません。経済優先の資本の論理を論ばくし、自然保全とともに、住民の側に立つどのような開発が必要かを提起せねばなりません。また革新の側全体としても、大量消費社会、独占資本のための経済の高成長否定の論理と生活パターン改革の積極的提起が必要であります。公害開発反対運動を強行すると同時に、地域社会に見合った対策を積極的に提起する能力を私達はもたねばなりません。

第七に、環境問題をこれだけ孤立させずに、教育問題の要求、自治体問題の要求など多くの住民運動の課題と関連づけて総合的な問題として提起していく必要があります。

当面の重要課題は、環境アセスメント法の内容形成である。環境庁は、七六年、七七年、七八年と法案の国会提出を約束してきたが、当初法案にくらべれば内容がそうとうに後退したものとなったのにもかかわらず、三たび、法案の提出が見送られてしまった。しかしながら、環境アセスメントは、「大型プロジェクトが環境および人の健康に及ぼす影響を事前に予測・評価し、評価した内容を関係住民に公開、住民の意見を計画に反映させること」を制度化しようとするもので、国際的にもOECDが七四年加盟国に、その手続きや手法の確立を勧告、すでにアメリカ、カナダ、西ドイツ、オーストラリア、スウェーデン等では制度化をみており、また、国内でも、社会党や公明党など革新政党の側からも法案の提起があり、その成立の条件は熟しすぎるほどに熟してきているが、法案における適用対象事業の縮小、環境庁の役割の制限と主務経済閣僚の権限強化、公聴会の開催規定の削除など、住民参加と公開の原則に照らして内容が後退しているうえに、それすらも、さらに改案されようとしているのであるから、公害反対闘争をとおしての内容形成が緊急かつ重要な課題となっており、これは来年度の公害反対闘争の焦点となろう。

【参考資料】 (1)総評大会各局報告書、(2)同盟大会報告書、(3)『公害年鑑』、(4)『環境白書』、(5)『環境公害新聞』、(6)主要単産の大会報告書、(7)『全国公害連ニュース』等

VIII 社会保障闘争

概要□医療保障をめぐるたたかい――健保赤字対策法案の廃案から成立へ／健保抜本改革案と春闘共闘会議のとりくみ／償還制反対など社保・社保制度両審議会の答申／健保改悪反対運動の全国的な展開／健保改正法案継続審議／総評・社会党の合同医療調査／老後保障をめぐるたたかい――九・一五全国高齢者集会／全国高齢者・退職者の会の活動／春闘共闘の年金の当面の要求／くらしと福祉の危機打開のシンポジウム／くらしと福祉を守る全国代表者集会／くらしと福祉の全国大集会／その他の社会保障闘争――総評共済組合対策委員会の活動／戻し減税と低所得者への緊急生活給付金問題／障害者の生活保障を要求する連絡会議／第七回社会保障学校／堀木訴訟／日本母親大会の運動

概要

一、七七年後半から七八年にかけて、深刻な経済不況、中小企業の倒産、失業者の増大が進行するなかで、七五年いらい公然と強調されはじめてきた〝福祉見直し論〟が、とくに医療と年金について具体化された。七七年一二月、社会保障制度審議会と「年金問題基本構想懇談会」から、わが国の公的年金の改革に関する提言が前者は「中間意見」として政府に提出公表されるにいたった。また、七八年三月以降、一転二転三転してきた健康保険の抜本改革案が国会に上程され、継続審議となった。これらは、日本の社会保障を抜本的に改革するものであり、立法化され、実行されたならば、労働者のくらしや将来、ひいては国民生活に重大な影響をあたえることは明らかであるが、これにたいするとりくみは、健保改悪反対闘争が、春闘後半でとりくまれたのみで、年金改革案については、きわめて弱かった。

一、医療保障については、前述の健保改悪反対のたたかいのほか、救急医療問題や医療制度改善のとりくみなどの看護労働者、医師のとりくみなどがあった。

一、老齢保障のたたかいとしては、前年につづいて、全日自労や全生連、老地連などの労組、民主団体を中心にとりくまれている

「高齢者の生活と福祉を守り、地方自治の財政破たんを打開するための国民運動」の新たな発展をみせたほか、全国退職者の会、国鉄労組の共済組合闘争などがあった。

一、その他、主要労組による実態調査や、民主団体による社会保障関係裁判など、さまざまなたたかいが一定の前進を示した。

1 医療保障をめぐるたたかい

健保赤字対策法案の廃案から成立へ

政管健保の赤字対策法案が、七七年一月から一二月まで国会を中心に紛議を呼んだ。政府によれば、政管健保の赤字は、七七年三月までに一六〇〇億円に達する見通しで一三〇〇億円、七八年三月までで、政府は、その赤字対策として当初、初診時、入院時の一部負担金、標準報酬の上限の引上げ、ボーナスの二%の特別保険料の新設など一部負担金の増額のほか、国会の議を経ないで政管健保の保険料率を一〇〇〇分の八〇まで引き上げる内容の健保法改正案を国会に上程してきた。この法案は、継続審議、廃案となったが、一二月の通常国会に、再提出され、一部野党の協力を得て、一時金への特別保険料が一%に修正され、審議なしで成立し、七八年一月から実施することになったとはいえ、政管健保の赤字は依然として解決するものでなく、抜本改革の動きが注目された。

健保抜本改革案と春闘共闘会議のとりくみ

春闘共闘会議は、七八年春闘共闘社会保障対策委員会を、七八年三月三日発足させ、そのもとに、医療部会、年金部会、低所得部会の三部会をおいた。三月八、九日に学習会をひらき、医療と年金について要求をまとめた。医療については、家族の療養給付を本人同様一〇割にするほか、出産給付をILO条約どおり現物給付にする、保険外負担の解消、保険料負担の労使三対七闘争、医療保険の国庫負担強化、老人医療有料化反対、医療費支払の領収証の発行、医療供給体制の改善、薬務行政の民主化などである。

一方、政府側にも健保問題の動きがすすんでいた。渡辺厚相は、七七年一一月二三日「医療保険制度改革の基本的考え方」を国会答弁で明らかにしていたし（この考え方の全文は「社会保障」の項参照）、社会保険審議会は健康保険制度改善に関する意見書を七七年一一月五日厚相宛に提出しており、この両者をうけて改革案の作成の作業がつづけられ、七八年三月の初めには、小沢厚相から自民党の政調会、社会部会、医療基本問題調査会の役員に、改革案（第一次案である）が示された。その内容は、①本人・家族の給付率の格差をなくする、②本人・家族とも入院一〇割（ただし食事は自己負担）、外来を一率に七割給付、③ボーナスに保険料率を乗ずるいわゆる総報酬制の新設、④健保組合間の財政調整、⑤附加給付の全廃といった思い切った案であった。

これにたいしては、武見日医会長の反対意見書が手交され、その後、三月末から四月のはじめにかけて、小沢厚相と武見会長の個人的な話しあいが五回おこなわれ、五つの原則の確認事項がなされた。その内容はいずれも抽象的なものであった。そして、その翌

日、四月七日と一〇日には社会保険・社会保障制度の両審議会にそれぞれ厚相の正式諮問（第二次案）がなされた。この第二次案は、第一次案にくらべて、大きく受益者負担の内容に変更されていた。すなわち、さきの案の外来七割給付にかわって、注射代をふくむ薬剤費の全額を本人と家族に、入院、外来とも負担させ、一カ月を通してその額が一世帯二万円をこえ、一年を通して一二万円をこえた部分については償還する（払い戻す）というものであった。

この案は国際的にいっても、医療保障からいっても例のない制度であるとして、労働組合、民主団体からいっせいに批判された。つまり、人間の病気の治療に不可欠な薬剤を法定給付から外してしまうのは許されないというものであった。

春闘共闘会議は、富塚事務局長ほか役員が、四月一日、厚生大臣に会い、槇枝議長名で、八分野二二項目の重点要求を申し入れ、五項目の質問を提起した。それは、労働組合と何ら話しあいがなされていないこと、健保改定は伝えられるところによると一部負担増があるがこれには絶対反対であること、保険外負一五％ということでなされていないことを批判するものであった。担の解消がまったくされていないこと、善処すると答えた。厚相はこれらについて、

その後、四月七日と一一日に春闘共闘社保対は、総会を開き、健保制度の改正案要綱にたいする反対行動を加えると同時に、つぎのような改悪案に検討を決めた。①五〇〇万署名運動を全国的におこない、縦割で三〇万枚作成し、縦割で各県春闘共闘に下ろす。また社保協は独自の署名簿で縦割りに下ろす。中立労組と医労協や民主団体が縦割りに下した場合、職場の運動と混同しないようにする、②教宣活動として総評新聞・国民春闘共闘特集号タブロイド版五〇万枚で、全労働者・国民に訴える共同デスクを設置する。③大衆行動、関係審議会の傍聴戦術を一四日と二一日の社会保険審議会で行ない、抗議大衆集会をひらく。

同日、春闘共闘社保対策委員会が抜本改悪案の問題点としてあげたのはつぎの点であった。①医療費増高傾向について（五点について）はその改悪案により各医療保険にあたえる財政効果にまったくふれていないこと、②政管健保の財政効果について（五点について）と給付のレベルダウンをかくしている。共済組合がどうなるかもふれていない、③薬剤費を保険給付の対象外にすることについて（一五点について）は、数多くの疑問点がだされたが、医療と医療行為と薬剤の関係、薬価基準、自由部分と償還部分、査定、領収書、自己負担分増加による受診率の低下など、④自己負担額の償還制について（八点について）は一世帯月二万円、年間一二万円の根拠について問題となった。一世帯とは何か、償還制について政管健保、社会保険事務所に処理能力があるのかどうか。負担軽減措置の具体化など、⑤現金給付について（五点について）は、育児手当金の廃止の理由、分娩をなぜ現物給付としないか、現金手当の分離という方向はどうか、⑥附加給止の廃止について（二点について）は健保組合、共済組合のメリットをなくし、統合をめざすものではないか、⑦保険料と国庫補助について（七点について）はとくにボーナス対象の総報酬制や労使折半を健保組合にも適用するという理由は何か、⑧財政調整について（三点）は、政管健保の赤字は構造的なもので安易な被用者保険間の財政調整は訴さない。健保組合内の財政調整は赤字を労働者負担にする。共済組合内も考えているのか、⑨公費医療の保険優先主義について（四点について）は公費医療優

先であるべきだ、公費医療と薬剤費自己負担、償還制をどうするのか。

たしかに、春闘共闘の労働組合の検討だけでも上述のように数多い疑問点がだされるほど、この第二次案といわれる諮問案は、具体化した場合に、患者、被保険者、保険医、医療機関、ひいては保険者がどういうことになり、どう対応したらよいかなど、不明の点が多い諮問案になってしまったという感のつよいものであった。

償還制反対など社保・社保制度両審議会の答申

法案要綱の諮問をうけた社会保険審議会は四月七日から五月一二日まで八回の審議をおこない、五月一三日未明に答申書をまとめ、社会保障制度審議会は四月一〇日から五月一一日まで五回の審議ののちこれも一三日に答申をおこなった。

この二つの審議会の審議は厚生省の準備がおくれ、法案要綱の内容全体が提示されたのは四月二八日の社会保険審議会であったし、その内につぎつぎに新しい討議資料の追加がおこなわれるという状況ですすめられたが、法案の焦点であった薬代の自己負担については、労働側委員、日本医師会、健保連代表が強く反対し、とくに日医代表から法案の撤回、厚相の辞任の要求まで出されたことが特徴的であった。また、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は五月二日、中央労福協の場で協議し、法案の問題点と取扱いで一致し、さらに五月一二日、総評、中立労連、同盟の各政府委員が、法案にたいする具体的な見解を一致してまとめ、当日労働側委員の見解として審議会で表明した。

両審議会の答申の要旨（詳細は第三部Ⅳ「社会保障」の項を参照）はつぎのとおりである。①改正法案の最大の問題である薬代の自己負担と償還制については一致して反対した。法案提出の前提として実施しなければならないことを強く指摘した。③健保組合間の財うべきであること、附加給付を廃止することさらに、④社会保険審議会の答申は「①薬負担の実施については一致した意見として委員の不一致の意見は別記すること」にし意見として七項目に整理し記載した。

健保改悪反対運動の全国的な展開

この健保法改正案は、これまでの健保の赤字対策法案とは異なった大幅な後退改悪案であることは明らかであった。新聞、テレビ、ラジオなどがいっせいに報道するなかで、春闘共闘会議は、さきに決定したように、久しぶりに署名運動をふくめて、春闘の後段のなかで宣伝活動にとりくんだ。その結果は、七月はじめの段階まではまとめられていない。

また、全国民医連、全生連、日患同盟、老地連、新婦人、婦人会議、全国民主商工会、全国保険医団体連合会（保団連）などの民主団体も、四月から六月にかけていっせいにとりくみはじめ、署名運動、街頭での訴え、そして区、市町議会など民主団体と革新議員の働きかけで請願運動もはじめられ、健保改悪反対の請願を可決する地方自治体も生まれた。

各労組、民主団体は機関誌一面をつぶして健保改悪反対の特集号にするところもでてきている。たとえば、全国民医連は五月一一日号で、新聞紙大二頁を漫画色刷りで特集した。

健保改正法案継続審議

償還制について反対だとし、また、公約した国会末期（五月一七日）までの提出が不可能になった。この間小沢厚相は、武見日医会長らと懇談したが、日医からは「全体の給付は八割とし、残りを自己負担とすべきだ。この二割の自己負担は保険者の責任で行なうべきだ」という強い要求がだされ、さらに自民党との調整が一致しないまま国会提出後の修正を前提に、五月二六日、臨時閣議をへて国会に提出されたが、本会議の説明もないまま、議長の裁量と一部野党の同意で継続審議となった。

国会に提出した法案で諮問案を修正した部分は、つぎのとおりである。①薬代（注射液、歯科材料費をふくむ）については二分の一の自己負担とする。但し高価かつ長期間連続投与される薬剤と検査・麻酔に使用される薬剤を除く。②初診時負担を一〇〇〇円（現行六〇〇円）、入院時負担を一日一〇〇〇円（現行二〇〇円、一カ月）とする。③ただし、レセプト当たり一カ月二万円をこえる一部負担は高額療養費として支給する。④附加給付の廃止は、医療に関するものとする。⑤育児手当金と配偶者手当金は存置する。⑥健保組合の財政調整については健保連を通しておこなうこととする。⑦未払一部負担金の保険者徴収を国保と同じ取扱いとして新設する（諮問になかった）、⑧以上により給付率は原案は八〇%であったが、改正案により八三となり、その結果、保険料率は原案で一〇〇〇分の六一ていどとされたが、今次法案で一〇〇〇分の六三強になる。

以上のように、今次、健保改定問題は、その内容が、二転、三転した点で特徴的であった。その点から労働組合、民主団体に大きな混乱をもちこんだが、春闘共闘会議は、五月三一日社会保障対策委員会を開き、法案の問題点を指摘し、反対運動を確認し、とくに署名運動については、第二次案から第三次への法案と修正に関係なく、そのまま署名は続行し、集約するとして、これまでの方針を確認し、労働四団体の共闘行動の実現に努力するとしている。

政府・自民党によって点火された今次健保改悪案の内容は、一九二七年の健康保険実施いらい、かつてない徹底した受益者負担・高負担を内容としているものであるにもかかわらず、これまでの運動にくらべてもりあがりをみせなかった。職場、労働組合、地域に、いのちと健康と医療をよくする日常ふだんのとりくみが弱体であるためであろう。また、医療保障には利害得失が対立し、これをよくする民主的政策に、革新政党間にも、また労働組合、民主団体のあいだにもかなりのギャップがあるため医療保障確立のための統一した運動にマイナスとなっているといったことも無視しえないことではないだろうか。

総評・社会党の全国医療調整

七八年六月一日から三日まで山形県、六月二二日から二四日まで兵庫県において総評・社会党は合同で医療調査をおこなった。目的は保険・医療の実態把握、地域闘争の強化、医療制度の改革と生活闘争への課題ということである。参加者は、それぞれ東日本と西日本各県からで、一日目地元説明の後、調査地域へ入り、二日目各地域調査、三日目シンポジウム。山形は新庄、真室川、山形、南陽の各市が選ばれた。現状と問題点として六項目あげられている。

①救急医療、へき地医療で、国と県と市町村で責任のすりかえが

おこなわれている。②公立病院は本来の機能を発揮していない。たとえば山形県の二三の公立病院のうち、へき地、無医地区診療の責任をもつものがゼロで、救急民間病院わずか六、モデルの県中央病院でも差額ベッド一六・七%で、業務の下請け民間委託が拡大し、保険請求事務から電話交換手にまで及んでいる。③保健所業務の民間委託が拡大され、食品・薬事・医療監視業務が放棄され、保健婦も事務に追われている。④現場の保健・医療労働者の労働が過酷で、とうていILOの看護条約のレベルにほど遠い。二三の公立病院が看護婦不足で四病院は基準看護の承認さえうけられない。連続三二時間労働のケースも多い。⑤住民・労働者が医療行政に参加していない。自治体と医師会だけの話しあいでおこなわれている。——このような六項目の現状からも、わが国の国民医療がいかに荒廃しつつあるかが指摘されると。

2　老後保障をめぐるたたかい

九・一五全国高齢者集会

七七年の第一二回目の九・一五の全国高齢者大集会は、東京・千駄ケ谷都立体育館に八五〇〇名の参加者で開かれた。開会宣言（加藤勘十代表委員）、基調報告（槇枝議長）、社会、公明、共産、民社、新自由クラブの野党各党の決意表明、各層代表の運動報告について、体操と歌、落語などのアトラクションで幕をとじた。

大会決定の統一要求は二〇項目にのぼる。「生活できる年金制度の確立」（八項目）では、たとえば国民年金当面四万円、老齢福祉年金三万円、遺族年金八割、年金への課税減免、スライド手直しを四月一日からにすること、労働者年金へ国庫負担三〇%、積立方式を賦課方式になどである。「高齢者が安心して医療をうけられる制度確立のために」（五項目）は、老人医療有料化に反対し、対象を六五歳以上とし、訪問看護、リハビリテーション、保険外負担の解消、各県一カ所の老人専門病院の設置、在宅ねたきり老人へ訪問看護制度の確立などをあげている。「老人福祉の充実をはかるために」（四項目）は、各種老人ホームの増設、高齢者のための公営住宅、寒冷地の年金受給者へ寒冷地加算、公共交通機関の無料パスを六五歳以上の高齢者に実行せよ、「高齢者の雇用・就労保障のために」（三項目）は定年制の延長、高齢者の職業紹介、訓練の改革、就労事業などである。

全国高齢者退職者の会の活動

七七年一二月七日、第六回全国高齢者退職者の会連絡会の総会が開かれた。総会で決められた活動方針の重点は、①医療と年金、雇用をはじめ統一要求二〇項目実現のための諸行動、②組織体制の強化と拡大、③教育宣伝活動の強化、④財政対策の確立などである。この全国高齢者退職者の会連絡会は、第124表のとおりの組織現状で、一六単産の退職者の会に一六万八〇〇〇名、前年は一五万六〇〇〇名）、四六都道府県退職者協議会一九万三〇〇〇名（うち民間六万〇〇〇名、前年一七万六〇〇〇名）が組織され、全国八ブロック（北海道、東北、関東、北信越、東海、関西、中四

第124表　全国高退連組織現状

単産　16単産　167,872人
内民間　5,991人＝35.7%
46都道府県　192,615人
内民間　60,250人＝31.3%

地域別	総人員	民間人員	比率
			%
北海道	23,751	14,501	60.4
東北	19,387	4,844	24.9
関東	32,876	9,574	29.8
東海	15,529	2,894＋α	18.6
北信越	14,786	4,827＋α	32.6
関西	32,404	6,698	20.7
中四	23,648	8,851	37.4
九州	31,034	8,061	26.0
合計	192,615	60,250	31.3

〔備考〕 1)　77年10月末調。
2)　78年総評組織対策調査表による。

国、九州）編成になっている。七七年には一〇月～一一月に七ブロックで、七八年一月北信越ブロックでそれぞれ二日間、ブロック集会が開かれた。また、中央においても第一期年金学校を、単産、地評、高退連の幹部・活動家養成を柱にして、七七年一〇月、一二月、七八年一月、三月と一日ずつ六回開催されている。

この全国高齢者退職者の会は、組織人員をみてもわかるように、三七万余名のうち、民間は七万名にすぎない。これは定年退職後、職場を転々とし、連絡がとれないということと民間労組のとりくみの不十分さにあるとされている。また、高齢者であればあるほど、身体衰退の傾向に向かうだけに、集会参加や具体的な行動に制約があることは当然で、その点、七六年一月から「退職者ニュース」を「全国高齢者新聞」に改め、新聞型で発行しているのが会員にたいする唯一の連絡手段であること、また、総評、県評、各単産の援助によるもの大とみなければならない。

春闘共闘の年金の当面の要求

七八年三月、国民春闘共闘会議は、年金制度に関する当面の重点要求として、つぎの一一項目を決め、中央、各単産、地方労組でとりくむことにしたが、健保・共済改悪反対闘争に重点をおかれ、年金闘争は、あまり積極的にとりくまれたとはいえない。

【春闘共闘「年金、当面の重点要求」】

1　福祉年金を月三万円に引上げること。拠出制国民年金もそれに準じて引上げること。
2　遺族年金の給付水準は、老齢退職年金の八〇%とすること、本人の老齢年金との併給を認めること。
3　厚生年金の在職老齢年金の支給停止条件を撤廃し、受給資格を満たした高齢者には無条件で支給すること。
4　年金スライドは賃金スライド制とし、実施時期は四月に統一すること。
5　年金の支払いを毎月行ない、労働金庫も支払いの窓口とすること、通算老齢年金は当面三カ月に一回払いとすること。
6　年金を課税の対象としないこと。
7　保険料の負担割合を、労三使七とすること。
8　共済年金の三公社および地方公共団体の国家負担を明確にすること、また共済年金の懲戒処分等の給付制限については一切廃止すること。
9　国民年金審議会に労働者代表を加えること。
10　国民年金の特別給付にあたって、保険料は前回と同額、特例開始時と同額とすること、また一括納付が困難な人にたいしては公的な貸付を行なうこと。
11　年金の積立金は、労働者、使用者、政府代表による管理委員会(仮称)

を設けて、民主的計画的な管理運用を行なうこと。

(1) 年金部会の活動　イ、今回討議すべき年金の基本問題の骨子確認、ロ、政府の年金構想の検討、ハ、五四年度再計算実現要求とその確立、年金部会の機能強化の検討

(2) 当面の行動　イ、厚生省交渉の強化、ロ、宣伝活動の強化（政府の年金構想の意図バクロ）

たしかにこの要求は、従来の討論の蓄積であり、厚生年金、共済年金、国民年金のすべてにわたるものをふくむが、七七年一二月の社会保障制度審議会と年金問題基本構想懇談会から公表されたわが国の年金制度を根本的に改革しようという案との関係は明らかにされていない。

くらしと福祉の危機
打開のシンポジウム

危機を打開する予算要求国民大集会（本年鑑七八年版三四四―三四七頁）の成功をうけて、ひきつづき、この運動は、全国各地に拡大していった。この国民大集会に学者、文化人、保守革新をとわず多くの地方自治体代表者が参加したのは、これまでにない新しい運動であった。

七六年一二月一四日、東京・千駄ケ谷の都立体育館を埋めた「高齢者・低所得者のくらしと地方財政を守ろう」とくらしと福祉の保障研究会（発起人代表都立大学長沼田稲次郎氏）は、七六年一二月の国民大集会に協力したが、七七年一一月五、六日都立養育院老人ホームの大ホールで、一七九人が参加して「くらしと福祉」のシンポジウムを開催した。記念講演として「戦後の社会保障裁判」（渡辺良夫弁護士）、「日本経済と社会保障」（川口弘中央大教授）があり、報告をくらしと福祉のうち「財政」について小沢辰男、「失業と雇用」大木一訓、「年金」佐藤進、「医療」吉田秀夫、「生活保護・社会福祉」小川政亮の各氏がおこない、討論には、日患同盟、全生連、全日自労、老地連などが参加し、現場の実態を報告した。このパネルは、国民大集会の協力のもとでなされたもので、研究と実践をかねたものとして注目された。

くらしと福祉を守る全国代表者集会

七七年一二月五日、東京・神田一ツ橋の教育会館で、「低所得・失業者・高齢者のくらしと福祉、地方財政を守る全国代表者集会」が開かれた。四一都道府県から、労働組合、民主団体、政党などの代表五七二人、地方自治体代表五九人、地方議員二六人が参加した。中西全日自労委員長の経過報告と課題、「くらしと福祉」シンポジウムの報告（吉田秀夫）、自治体代表あいさつ、第一次の「人間らしく生きたい」の生活酷書づくりの意義（全生連）、被爆者・生活保護者・身体障害者の訴えなどのあと、広島、東京、大分、北海道、福岡、福島、三重、宮城、堀木訴訟などからその現状ととりくみの経過が報告された。

七六年からとりくまれたこの活動が、一年のあいだに、着実に地方・地域にひろがり、福岡の筑豊地帯の町づくりにみられるように幅の広い成果をあげつつあること、東京の場合も、都職労のとりくみで都と区の段階にすすんでいるなど数多くの成果をあげつつあることが示された。

くらしと福祉の国民大集会

七七年一二月六日、東京・千駄ケ谷都立体育館に七〇〇〇人の全国、各界代表が参加して開かれた。基調報告のなかで、中西全日自労委員長は、この大会は「日本国中の貧乏人の大集会である。政治が悪い

といっているだけではすまされない。地方自治を守りよくするために大きな運動にしたい」と訴えた。春闘共闘富塚事務局長、中立労連貞友副議長、母親連絡会の山家氏、さらに社会・公明・共産三党代表、自治体代表、都知事（代理）、倉吉市長、伊勢市長など、研究者代表などからの挨拶ののち、この前の五日から六日午前中におこなわれた厚生、労働、大蔵などの各省との交渉団の報告がなされた。また北海道から沖縄までの各ブロックの代表が訴えをおこなった。なお五三年度政府予算編成にあたっての国民大集会の運営会議は、基本要求として一四項目を決めた。①老人医療の主要求四項目四細目、②年金制度三項三二細目、③社会福祉九項目、④生活保護関係五項一九細目、⑤雇用・失業保障一一項二三細目、⑥身障者雇用八項目、⑦健康保険四項八細目、⑧日雇健保六項目、⑨国民健康保険五項一二細目、⑩救急・休日夜間医療九項一三細目、⑪保健所等四項目、⑫入院差額、付添い看護料など六項目、⑬児童手当制度二項三細目、⑭住宅関係九項目、⑮義務教育の無償化など四項一九細目、⑮地方自治と住民要求六項目、⑰全国一律最低賃金制二項一三細目、⑱地方税、税制民主化八項目、⑲原爆被爆者法案八項目、⑳難病、障害者（児）の医療と生活一一項目、という多彩なものであった。

高齢化社会に急ピッチに突入して貧困な高齢者が年ごとに増加の一途をたどっているとき、この全日自労、全生連、老地連、全国民医連、日患同盟などを中心にすすめてきたこの地方自治体をふくむ新しい国民運動の進展は、これからもますます重みを増していくことであろう。なお、この報告集は国民春闘共闘会議後援で一冊にまとめられている。

3　その他の社会保障闘争

総評共済組合対策委員会の活動

共済組合は、短期（医療）と長期（年金）をふくむ総合保険である。総評はかねてから社会保障闘争の一環として、共済組合対策委員会をつくり、対応してきた。七七年一二月一～二日長岡で定期総会を開き、情勢分析と活動方針および統一要求などを決めた。要求の中心である国庫負担の導入、負担割合の変更、掛金上限率の設定など未解決であり、七八年二月一六日大蔵省（共済課）と交渉をおこなった。その回答によると、七六年度は、二二の共済組合（短期）の掛金を引き上げたが、七八年度は、衆、参、文部、印刷などの九組合が引き上げる予定であり、短期の財政の悪化している林野共済には、七七年度一億八〇〇〇万円の国庫補助をし、七八年度は二億五〇〇〇万円をつけることにしたが、これも一〇〇〇分の五〇をこえれば全部やるというわけではない。

共済組合の長期については、すでに二つの審議会から報告が出され、問題があるのでできるだけ審議会に資料をだすようにしている。なお、国家公務員共済審議会（今井一男会長）は一月三一日、地方公務員共済組合審議会（会長斎藤正夫）は、二月一日にそれぞれ答申をだしている。

戻し減税と低所得者への緊急生活給付金問題

国民春闘共闘会議は、七八年度予算編成にあたり、減税、社会保障、雇用などの協、高退協などと共催で、生活と制度改善の要求をおこなった。国税を要求する中央集会」をおこなった。その結果、国家予算は無修正で成立したが、減税もふくめて三四〇〇億円の措置・支給がきめられた。

その後春闘共闘は、三月三一日低所得者部会を開き、関係団体の協力のもとで要求についてのしめくくりともいうべき厚生省社会局交渉を四月一日、一九日におこなった。その結果、老人医療有料化を将来に残し、訪問看護制度について一定の足がかりをえ、生活保護については基準の一一%引上げと四級地を全廃することにし、全国の地域差が一〇分の七三から八二に縮小された。

三〇〇〇億円の減税措置については、五月九日に国会で可決されたが、その払戻しの方法は、六月を目途にして本人六〇〇〇円、家族一人について三〇〇〇円、標準世帯（夫婦、子二人）で一万五〇〇〇円を限度としておこなわれることになった。なお「緊急生活給付金」として、一時金六〇〇〇円が、つぎの対象者に支給され、その総額四一一億円であった。①生活保護者一二三万五〇〇〇人、②身障・老人など社会福祉施設収容者一〇〇〇人、③ライ患者家族生活援護一〇〇〇人、④原爆被爆者福祉施設五〇〇人、⑤国立厚生援護施設一七〇〇人、⑥失対事業費九万八〇〇〇人などである。

障害者の生活保障を要求する連絡会議

七七年度総評大会は、引きつづき障害連の要求と運動を支援していくことにしている。国家予算編成にさいしてのおもな要求を決め、七七年八月一六日の厚生省交渉をおこない、九月二一日再度交渉をおこなった。この障害連は、三カ月に一回総評幹事と定期の協議をし、一二月九日厚生省交渉、七八年一月二五日国会請願デモ、二月一三日東京・久保講堂で「福祉年金引上げ、社会保障拡充、減税を要求する総決起集会」に車イスで五〇人参加、四月一三日全自交東京地連に福祉タクシー拡大の要望書、五月七日障害連総括会議（一貫して厚生省回答ゼロ）、その他学習会をおこなった。

第七回社会保障学校

春闘共闘中央社保協共催による恒例の第七回社会保障学校は、北海道札幌市定山渓で約四〇〇人の参加で、七八年六月二七日から三〇日まで開催された。テーマと講師（カッコ内）はつぎのとおり。公的扶助と社会福祉（白沢久一）、医療保険（佐口卓）、年金制度（佐藤進）、雇用保険（内山達四郎）、労災保障（桑原昌弘）。このほか実務報告を道庁公務員がおこなった点が新しい試みとして注目された。

堀木訴訟

堀木訴訟とは、女手一つで育児と生活で苦労してきた全盲の堀木文子氏が、障害福祉年金の受給を理由として、子どもへの児童扶養手当の併給を認めないという併給制限条項の違憲性で争い、七二年九月二〇日、神戸地裁で堀木氏が勝訴し、兵庫県はこれに応ずる態度をとったにもかかわらず厚生省の指示があり控訴した。七五年一一月一〇日、大阪高裁は第一審の判決を取り消す判決をおこない、堀木氏はこれを不服として、弁護士や堀木氏を守る実行委員会にささえられて最高裁に上告してたたかっ

ているという事件である。堀木訴訟のたたかいには、地元兵庫の支援する会、東京、愛知、京都、大阪の主要都市の守る会、堀木訴訟中央対策協議会（会長小川政亮社会事業大教授）を中心に機関誌を発行、地味な活動をつづけてきた。最高裁結審まじかとみて、口頭弁論を要求している。なお、堀木訴訟の学習会、シンポジウムの開催、七八年九月、広島より東京までの行進を予定している。七月二七日、総評・中央社保協はこれを協賛することを決定した。

日本母親大会の運動

日本母親大会は日本の婦人運動で重要な役割をもつことで知られているが、いのちと健康とくらしに直結する社会保障関係のとりくみもつよめられている。そのことを日本母親連絡会の行動日誌（七八年度の大会討議資料）から七七年のおもな動きから社会保障にかかわるものを列挙すれば、つぎのとおりである（ただし七七年一月より一二月までの運動である）。

七七年一月一七日　国際婦人年日本大会の決議実行のための連絡会、首相に会見申入れ。

一月二五～二六日　社保協第二〇回総会出席、医療保険改悪反対、老人医療有料化反対、児童手当廃止反対のたたかいを重点。

一月三一日　大気汚染測定実行委員会発足に参加。

二月一日　国際婦人年国内行動計画の閣議決定に不満の声明。

三月五日　そのための婦人集会。

二月二七～二八日　堀木訴訟シンポジウムおよび全障研全国集会出席。

三月八日　七七年国際婦人デー中央集会とデモ。

三月九日　いのちとくらしを守る中央集会に出席。

三月一四日　重税反対中央代表者会議出席。

三月二四日「子どもの未来を守り、少年法を考える集会」（百余名）に参加。

四月七日　学校災害から子どもを守る第二回中央集会。

四月一四日　〃二百カイリと魚を考える〃（消団連主催）に参加。

四月二八日　カネミ油症裁判支援各界代表者会議（消団連）声明書、署名運動。

五月九日、レモン等・ＯＰＰ添加許可についての抗議申入れ。

五月一九日　被爆者問題国際シンポジウムを成功させるための婦人団体の話しあい。

六月四日　二酸化窒素測定調査会報告会。

六月四日　指導要領で「君が代」を国歌と規定したことにつき文部省に申入れ。

八月二八―二九日　第二三回日本母親大会、延二万二千人集め成功。

一〇月四日　横浜市米軍機墜落事件抗議のためアメリカ大使館と政府へ。

一〇月一八日「考え直そう野菜くだものプラスチックパッケージ」都集会に出席。

一〇月二六日　〃学校災害補償制度創設をもとめる日本母親大会請願行動〃

一二月五～六日　くらしと福祉一二・五国民大集会、七千人で成功。

【参考資料】(1)第五七回総評定期大会の各局報告書、(2)七八年度『社会保障ハンドブック』、(3)「くらしと福祉の危機を打開する予算要求国民大集会報告集」、(4)第一〇回全国保育団体全国研究集会要綱、(5)都老協と老後保障地域団体連絡会のニュース、(6)週刊『社会保障』、(7)中央社会保障推進協議会機関誌『社会保障』、(8)第二四回日本母親大会討議資料

IX 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動――初めての構成員の減少、預金の伸びも二〇%割る／戦後最低の低金利環境と金融戦国時代／〝統合〟より〝制度改善〟へ／労金初のオンライン始動、中央で「運動連絡懇」の結成／伸びなやむ労金の民間財形、〝サラ金被害〟社会問題に／労働者共済運動――全国統合の定着と全労済の組織整備の現状／事業実績の伸び率の鈍化、組織活動スタイルの転換へ／労済の共済制度改善への課題／執拗にくりかえされる共済規制への動き／**生活協同組合運動**――消費購買力の停滞・生協規制をはねかえして前進／生協規制に積極反撃、国会の全員一致で請願採択へ／「中期計画」作成運動始動／**労働者住宅運動**――住宅融資拡大と勤住・住宅生協／相互救済基金設置へ／財形住宅で初の説明会組織化／自主建設事業のあり方を問う二つの事件

概要

一、一九七七年度の労働者福祉事業は、ひきつづく不況と、そのもとでの労働者への賃金抑制、雇用調整の影響をいずれも受けて、全体として伸び悩む傾向を示した。しかし、そうしたなかでもそれぞれに情勢への対応を組織面・業務面で着実に努力し、前進させてきている。

一、労働金庫は、懸案の全国統合が再度阻まれ、大蔵・労働両省とのあいだで当面〝制度改善〟によることで妥協がはかられた。労金初の機能拡大、体質強化を先行させ金・貸出金の伸悩みのなかにも、金融戦国時代に対応していく努力が一歩、一歩積み重ねられている。

一、労済運動は、全国統合後の、未統合単協や単産共済をかかえての機関運営の混乱をようやく整理し、統合の実態づくりをすすめてきた。事業の伸悩みのなかでも経営的には安定し、保険批判や、大蔵省・業界の「行政一元化」への抵抗をひきつづき強めている。

一、生活協同組合運動は、事業供給の伸悩みはあるものの、ひきつづき組合員の拡大、班組織の確立をすすめ、組合員に依拠した生協運営を強めてきた。生協にたいする規制の新たな法制的動きにたいし、画期的な先制攻撃をかけ、逆に生協育成の国会請願を成功さ

せた。そのうえにたってひきつづき、地域に根をはり、信頼される生協づくりの中期計画作成運動をすすめている。

一、住宅事業は、ようやく事業的に供給戸数の増加傾向に転じ、在庫住宅も解消に向かったが、過去の土地ブーム期の古傷、在庫土地をかかえ、いぜん苦しい状況がつづいている。そうしたなかでも徐々に体質改善への努力が、具体化されつつある。

1　労働金庫運動

初めての構成員の減少　預金の伸びも二〇%割る

一　経影響が一段と深まりをみせた。労働金庫の間接構成員数（加入組合の組合員数）は、労金創設以来初めて、六万九〇〇〇人の減少をみるにいたった。加入会員数が前年より増えているだけに注目されるにいたった。もっとも、この現象は、すでに前の七六年度に民間会員についてあらわれていたが、前年では、三〇〇人未満の中小労組会員での構成員減（五一千人）が目立ったのにくらべ、七七年度は、三〇〇人以上規模の大手会員の構成員減（一〇七千人）がいちじるしく、雇用調整のきびしさを反映したほか、官公労組会員でも減少（五千人）に転じ、前年とは逆に中小労組会員では増加（四六千人）したのが特徴的であった。

こうした雇用調整に加えて、春闘のベースアップが低率に抑えこまれた労働者の所得実態を端的に反映して、労働金庫の預金増加率も、一八・九七%と史上初の二〇%台割れを記録し、全国労金が目標とした二兆円の大台に達しえず、一兆九七三七億円にとどまった。年度間増加額三一四七億円にたいし、夏冬の預金運動月の預金と財形貯蓄等積立型預金の合計が一〇〇以上を占めることからみて、労働者の家計パターンが、ボーナス等で貯蓄し、平常日はこれをとりくずして、月々の収入不足を補うという傾向をますます強く示してきたといえよう。

戦後最低の低金利環境と金融戦国時代を迎えて

ひきつづく不況に加えた円高の進行のなかで、政府は七七年九月、さらに七八年三月と公定歩合を引き下げ（戦時中の特殊期をのぞいて史上最低）、大量の国債依存による財政面からの公共投資とともに、金利政策の面からも景気浮揚をはかろうとしてきた。しかし、金利の引下げは、勤労者大衆の預貯金金利にも連動して、いわば、勤労者大衆の預貯金利息受取（所得）の減少の犠牲のうえに、企業の借入金利息負担の軽減がはかられたにとどまり、民間の設備投資の増にまで結びつかず、かえって金融の超緩和、過剰資金による投機の再燃の気配すらみせ、ふたたびインフレへの懸念が強まっている。

こうしたなかで、低金利環境、需要停迷下の利鞘縮小に追いこまれた金融機関は、都市銀行をはじめ消費者金融分野にいっせいに進出、競争はさらにはげしさを加えた。大蔵省の「競争原理」にもとづく「新金融効率化行政」とあいまって「銀行戦国時代」と呼ばれる状況を呈している。労働金庫もこの状況への対応を迫られ、貸出

第125表　労働金庫の組織現況

会員区分＼年度	1976年	対前期増加	1977年	対前期増加
団体会員計	47,919	1,117	48,879	960
民間労組	28,023	636	28,526	503
官公労組	14,809	327	15,113	304
生協	928	26	999	71
その他団体	4,159	128	4,241	82
個人会員（人）	260,616	8,404	254,475	△ 6,141
間接構成員数（千人）	9,455	4	9,386	△ 69

第126表　労働金庫の主要事業勘定

（単位：億円）

科目＼年度	1976年	対前期増加率	1977年	対前期増加率
出資金	218	17.18	253	16.11
預金	16,590	23.00	19,737	18.97
貸出金	12,526	19.19	14,481	15.61
総資産	18,614	22.68	22,150	18.99

第127表　労働金庫の年度間新規貸出の使途別内訳

（単位：億円）

使途区分＼年度	1976年	1977年	対前期比増加率	1977期末残高
生活資金	3,041	3,510	15.42	4,111
賃金手当資金	477	426	△ 10.69	152
住宅資金	3,594	4,196	16.75	9,754
福利共済資金	424	412	△ 2.76	241
生協資金	1,131	777	△ 6.12	223
合計	8,667	9,321	7.55	14,481

金利を引き下げたが、財形虹のローンや教育資金ローンでは、はじめて都市銀行の公表レートを下回る金利設定を実現するにいたった。しかし、労働者家計の引締めや、とりわけ住宅取得能力の相対的・絶対的な低下による住宅資金需要の潜在化も反映して、貸出金の伸びは一五・六%、残高は一兆四四八一億円にとどまり、預貸率はさらに低下した。しかし長期性貸出比重の高い労金の特質を反映して、当面金利低下のタイム・ラグ効果が大きく、労働金庫の収支利鞘は拡大し、経営的にはやや好転を示した。

"統合"より"制度改善"へ、大蔵・労働との三者協議で集約

情況への対応を連帯強化＝全国統合に求めてきた全国労金協会は、七七年五月の「中間集約」をふまえて、ひきつづき大蔵・労働両省との三者協議をつづけてきた。協議は、両省の制度改善先行のペースですすみ、七八年四月、以下のような「集約」で妥協が成立した。

【労働金庫の全国統合問題に関する集約】（五三・四・八集約、五三・四・一八確認）

労働金庫の全国統合問題については、昭和五一年一月、大蔵省、労働省、労働金庫三者による協議の場がもたれ、五一年七月以降は両省から提起した実態上、法制上の諸問題につき検討を進め、五二年五月その中間集約（別紙）を行った。五二年八月以降は、上記の中間集約に基づき、まず現行労働金庫制度上の問題点につき検討を進め、この点に関する三者の理解はかなり深まった。しかし、全国統合問題については、労働金庫は全国統合を実現するよう具体的措置などを含め検討に入るよう強く主張したが、なおいくつかの点において見解の一致しない部分を残しており、したがって、これらの経緯をふまえ、結論を見出すようさらに検討を続けるものとする。

以上の状況にかんがみ、当面は、労働金庫の健全な発展を確保する見地から、さきの中間集約において検討することとした労働金庫制度上の問題点の改善について大蔵・労働両省はその方法など必要な点につき、さらに関係方面と相談しつつ可能な限り早期に実現させるよう努力する一方、労働金庫は業務運営の整備・改善を含め経営体質の強化をはかるとともに制度改善の実施効果を高めるよう一層の努力を傾注するものとし、これらの状況を見極めるものとする。

この集約を受けて、両省は行政裁量にかかわる業務方法書の変更、通達の改変を五月下旬に実施し、一方、労金協会は決算指導措置の強化をはかり、法改正事項は今後の政府措置をまつこととして一段落をつけた。新たな主要改正点は以下のとおりである。①退職者・財団法人など会員資格の拡大、②債務保証範囲の拡大、③公共団体出納事務取扱い、④経営指導基準等の変更（撤廃、改訂、拡充をふくむ）。なお、内国為替の取扱い、代理業務範囲の拡大、融資対象の拡大などは法改正をまつこととなった。

こうした制度改善は、全国統合認可への折衝経過のなかから具体化したものとはいえ、すでに他の金融機関に認められてきた機能・条件を追加した反面、両省の期待する「金融機関としての健全性」への労金の努力を促し、あわせて当面の統合問題の結論の延引・回避をはかったものともみられ、集約をめぐる評価は微妙なニュアンスで語られている。

労金初のオンライン始動　中央で「運動連絡懇」結成

金融戦国時代の競争は、金利など価格競争にとどまらず、金融機能サービスなど非価格競争を激化させているが、制度改善とも関連して労金では、この面での機能強化の武器として、業務のコンピュータリゼーションをすすめてきた。七七年

第128表　財形貯蓄実施状況

(1978年5月末分)（単位：千人，百万円，千カ所，%）

項目 / 機関	契約者数	前年比	シェアー	貯蓄残高	前年比	シェアー	事業所数
		%	%		%	%	
都市銀行	1,802	33.3	22.6	351,971	69.2	17.8	240.6
地方銀行	812	40.9	10.2	119,787	69.2	6.0	97.9
信託銀行	1,759	6.1	22.0	696,664	43.2	35.2	68.6
長期信用銀行	290	20.7	3.6	124,829	74.6	6.3	4.0
相互銀行	381	46.3	4.8	38,168	73.6	1.9	68.1
信用金庫	96	99.7	1.2	10,308	124.7	0.5	21.2
商中	176	38.1	2.2	24,889	68.3	1.3	13.6
信用組合	29	47.9	0.4	8,077	76.8	0.4	1.0
労働金庫	**821**	**14.6**	**10.3**	**156,473**	**40.4**	**7.9**	**9.8**
農中	28	46.2	0.4	7,184	94.2	0.4	2.3
農協貯金	18	66.2	0.2	3,333	88.6	0.2	*
農協共済	1	20.7	0.0	118	521.4	0.0	0.0
生命保険会社	131	75.5	1.6	15,261	164.2	0.8	25.3
証券会社	1,370	△ 9.5	17.1	397,689	24.4	20.1	116.3
郵便局	281	67.0	3.5	25,732	160.7	1.3	37.6
貯金	275	68.3	3.4	25,080	161,9	1.3	36.3
簡易保険	6	20.3	0.1	652	117.2	0.0	1.3
その他	0.05	184.2	0.0	20	76.6	0.0	*
合計	7,990	17.8	100.0	1,980,503	48.4	100.0	706.3
対前月増減(△)数	95			32,869			15.4

参考
(注)　信用金庫，信用組合については，1978年3月末現在
　　農協貯金，その他については，1977年9月末現在

前月比
- 契約者数 1.2%
- 貯蓄残高 1.7%
- 事業所数 2.2%

〔備考〕
1) 信託銀行には，都市銀行の信託勘定をふくめている。
2) 生命保険の残高は責任準備金・配当金の合計である。
3) 前年比は，前年同月比伸び率である。
4) 事業所数は延べ数である。
5) 「その他」は漁協等。
6) *印は統計資料なし。
7) 大蔵省（銀行局，証券局），郵政省調べ。

一〇月には静岡労金が初の単独普通預金オンラインを始動させ、七八年五月には首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の労金が共同して普通預金の独自オンラインを始動させた。首都圏ではひきつづき定期・積立預金、証書貸付等の オンライン化をすすめ、「労金総合オンライン」をめざしている。

連合会では、前記首都圏事務センターと共同で「財形虹の預金」の新しいシステムを完成、六月より新システムを稼動させたほか、最近の企業内福祉移行型財形での競争力を生みだすべく「虹の貸付」（利子補給付）の開発にも着手し、五三年度内完成をめざしている。

また、為替業務開始に備えて連合会を中心としたテレックス・オンの開発・検討に着手した。

こうした業務機能の開発・強化とともに、労金運動の組織的基盤をより深く強く建設する趣旨でつづけられてきた地域推進機構の活動確立のため、七七年度も全国を五ブロックにわけ延べ六七八人の参加のもとに、第三回の交流集会が開催された。集会は単に推進機構活動強化への経験交流にとどまらず、労働運動の政策と展望にかかわる論議におよぶなど質的にも前進を示しはじめている。

こうした地域・職場での自主的運動の発展にくらべて、中央での労働団体、単産と労金協会との関係がなお十分でないとして、中央における協議機関の設置が懸案とされていたが、七八年六月、ようやく「労金運動連絡懇談会」が、総評・同盟・中立労連・新産別と九〇の全国単産をもって設けられ、第一回の会合が開かれた。そして四ナショナルセンターをふくむ有力二〇単産を世話人団体として、今後、労金運動にかかわる全国的課題について、労金協会と意見を交換しあっていくこととなった。

伸びなやむ労金の民間財形
〝サラ金被害〟社会問題に

七七年度、勤労者財産形成促進法が改正され、新たに財形基金制度や教育融資制度が加わり、また従来実態的に制約されていた公務員への持家融資制度面の障害がのぞかれたほか、融資対象の拡大など若干の改善がおこなわれた。とはいえ、民間大手を主に対象とした基金制度をはじめ、こうした改善が大手系列企業の社内預金、住宅融資制度の合理化――財形制度へののりかえを促進し、そののりかえに際し、主取引銀行の圧力で労金がまったく排除されるか、排除されないまでも財形貯蓄にリンクした融資制度面で企業内的条件に制約を受け、労働者の自主的相互扶助という労働金庫の従来のあり方からみて、ますます対応は困難になってきている。このため労働金庫の財形の実績は、とりわけ民間において伸悩みを見せ、七七年度もじりじりとシェア・ダウンがつづいた。これに反し全国銀行は、住宅融資制度面から財形のりかえにあたって企業に喰いこみシェアを大きく伸ばしてきている（第128表）。

一方、七七年度は金融緩和による過剰資金が「サラリーマン・ローン」いわゆる「サラ金」の隆盛へと流れこみ、長くつづいた高成長から一転不況の長期化へと変わった環境のもとで、欲求を屈折させられた勤労大衆のあいだに、手軽さ、借りやすさを売りものに喰いこんだ。雪だるま式の高利とたらいまわし式の借入れをつうじて生活破壊に追いこまれる勤労者が、本来の労金の対象層のなかにも続出し、サラ金問題は急速に社会的注目を浴びた。

福井県など地方自治体でも事態を放置できず、労働金庫とタイアップして、サラ金被害者の救済や肩替り融資、さらにサラ金利用に走る以前の対策を強化する気運が広がった。労金協会もこの問題を

重視し、対策を論議し、呼びかけた。

2 労働者共済運動

全国統合の定着と全労済の組織整備の現状

労済運動における組織統合は、一九七六年一一月、三九都道府県労済の統合という形で出発したが、統合の柱とした事業制度の認可の遅れと認可条件として厚生省が押し付けた民間保険との「按分調整」問題で混乱した。さらに統合単協（三九）と未参加の単協（八）および単産共済（七）とを全労済の組織のなかでどう運営していくのか方針が未確定だったためいっそう混乱を増幅した。七五名で構成する全労済理事会は、執行機関というよりも会員代表者会議的色彩が強く、機動性の欠如、意志統一の困難さをもたらし、全国統合はその出発時点から大きな困難に直面した。

したがって、この一年間の全労済の主要課題は統合の実態づくりと組織運営の調整・確立にあったといえる。

統合の実態づくりの面では、統一事業計画の設定、予算制度の確立、事務処理の標準化や、第一線事務の定着化あるいは全労済への職員身分の移籍などが精力的におこなわれ、実施要綱にしたがって、定着化が前進した。

一方、組織面では、全労済の会員ということで同一の資格をもつ統合単協、未統合単協および単産共済の三つのグループを、同一機関でいかに調整・運営し、将来の全的統合への足がためをするか、この課題を審議する「組織機関運営検討委員会」（三グループ代表と本部常勤役員のほか中央労働団体代表で構成）が理事会の諮問機答申、理事会の承認を経てその実現にとりくみつつある。

九項目とは、①三部会運営の内容、②常任理事会、専門委員会、理事、監査の定数、③地本・県本の位置づけと県本常勤体制、④参与制度、⑤中央労働団体の機関参加の方法、⑥顧問制度、⑦総代定数、⑧監事関係、⑨会計規約であり、統合した全労済が直面した組織問題の解決に重点が置かれている。ここでは地域の労済とは異なる組織方針と独自事業（一部全労済に再共済）をもつ単産共済と全労済との事実上の統合を将来いかにはかるかの論議はおこなわれなかった。そのため、つぎの段階の問題として、労済発足以来未解決の「単産共済問題」がふたたびクローズアップされつつある。

事業実績の伸び率の鈍化 組織活動スタイルの転換へ

全労済の加入実績は第129表のとおり、全種目合計で一六一四万件、契約高三六兆二〇〇〇億円となり、対前年増加率は、それぞれ六・四%、二四・九%となった。前年七六年度は、全国統合による各事業制度の改善、とくに共済金限度額の引上げにより、大幅な増加率をみせていたが、七七年度は全種目にわたって件数、契約高とも伸張率が大きく低下した。統合効果がいっきょに現われた前年度にくらべる点での妥当性は別としても、この鈍化は懸念されるところである。

第129表　全労済加入状況

(件数千件・契約高億円)

共済種類 ＼ 事業年度末			1977年5月	1978年5月	増加率(%)
火災共済		件数	5,692	5,850	2.8
		契約高	181,735	215,323	18.5
生命共済	積立金付	件数	82	65	△ 20.7
		契約高	98	79	△ 19.4
	団体定期（特約含）	件数	2,658	3,123	17.5
		契約高	61,024	91,443	49.8
	個人定期（特約含）	件数	123	149	19.5
		契約高	5,184	6,693	29.1
総合共済		件数	3,511	3,519	0.2
		契約高	5,543	5,543	0.0
交通災害共済		件数	3,102	3,439	10.9
		契約高	36,268	42,969	18.5
合計		件数	15,168	16,143	6.4
		契約高	289,852	362,050	24.9

第130表　全労済給付状況

(単位：千円)

共済種類 ＼ 期間	1976年6月～1977年5月	1977年6月～1978年5月	前年比増加率(%)
火災共済	5,467,740	7,224,758	32.1
生命共済			
積立金付	1,071,646	761,517	△ 20.4
団体定期（特約含）	6,391,127	10,400,936	62.7
個人定期（特約含）	504,902	738,903	46.3
総合共済	1,247,652	1,200,924	△ 3.7
交通災害共済	1,003,604	1,147,519	14.3
合計	15,686,671	21,474,557	36.9

とくに労済事業の中心種目である火災共済の増加率は件数で二・八%、契約高で一八・五%と前年にくらべ大幅な落ちこみとなった。最近五カ年の平均増加率が件数で九・六%、契約高で四〇%に達しているだけに深刻に受けとめられている。件数の低下傾向は数年前からみられたが、契約高率で伸びてきたため、これまで事業経営上の問題にまで検討が発展することはなかった。しかし今後は組織推進上、事業経営上の両面からの検討が迫られよう。

全労済では七七年度の運動の総括として、最大の原因は不況による合理化や企業倒産によって労済運動の拠点である組織労働者の減少にあるとしながらも、いぜんとして労働組合の書記局に依存している労済の組織活動スタイルに弱点があることを指摘している。こ数年積極的にとりくまれた職場推進体制づくりが確立をみたところでは、組合員の生活要求に根ざした組織活動がすすみ実績も着実に伸びていること、また未組織労働者など地域での加入促進においても地域推進員による活動体制がとられているところでは実績の落込みはみられないとして組織活動スタイルの転換を強調している。

一方、共済金の支払い状況は、第130表のとおり全共済種目計で二一四億七〇〇〇万円に達し、増加率は三六・九%と前年度増加率並みの実績を示したが、いずれの種目とも予定給付支払額の枠内におさまり、収支面ではなお順調な推移を示した。

保険資本の商品政策の動向と労済の共済制度改善への課題

労組としても、部分的には検討を迫られる傾向が現われはじめている。生命関係の分野では、死亡率の低い大手労組において、労済の団体生命共済よりも、有利な団体生命保険商品が、当該労組の属する企業と保険会社の資本系列、あるいは融資関係をつうじて売りこまれてきている。そこでは労済の事業を意識してダンピングないしは、企業をつうじる団体保険市場で捕捉した個々人を、さらに個人保険の分野でも開拓・浸透・獲得しようとする生保資本の攻勢的な意図がふくまれていることは明らかである。個別集団ごとの危険率に応じて掛金（還元金をふくむ）を定める保険にたいし、統合によって全国一律料率を採用してきた労済とでは、営利的採算と連帯的収支バランスの差が明確に現われるのはとうぜんであり、全労済では、こうした個別的現象にたいして、労働者の相互連帯の運動的趣旨の徹底と自己努力による経費節減をつうじての料率の改善など事業努力によって克服しなければならない課題としている。

また、保険資本が新たな商品攻勢をかけているため、組合員からの要望が提出され、七七年度運動方針でも、新制度開発として掲げた自動車共済、疾病共済、地震災害対策等の課題については、社会保障制度とからむ運動推進上あるいは開発技術上の問題点が多く、次年度にさらにもちこして検討を継続することとなった。

ただし、地震対策としては、この一年間に伊豆大島近海地震（一月）、宮城県沖地震（六月）が発生し、組合員の期待がいっそう強まるなかで、労済は、見舞金基金制度の積立てとそれを限度とする見舞金の支払いで対応すべく検討をすすめ、次年度に決定をもちこしたもののすでに発生した二つの地震の被災者にたいして見舞金を在もこの基礎的条件は変わっていない。

おくった。労済加入の伊豆大島近海地震被災者三六件には六〇〇万円、宮城県沖地震被災者約千件に六五〇〇万円（見込み）を支給している。一方、高い保険料をとって発売されている損保の地震保険は、前記二つの地震について二〇社合計で一五九件、二億二〇〇〇万円を支払ったにすぎず、一件三九〇万円を限度に全損の場合のみにしか支払われない地震保険にたいしては、その自動付帯契約のあり方もふくめ、被災者の憤激をかっており、欠陥の多い地震保険とその責任を負う損保や政府・大蔵省が非難の的になるなど、社会的な問題に発展しつつある。本来、地震対策が政府施策で講じられるべきもので保険技術になじまないものであることは、地震保険開発の当初からいわれてきたことであった。労済はこのことを考慮して、独自でできる助け合いの範囲を明らかにしつつ、政府からの保証（融資あるいは税制上の措置）獲得の運動をおこすなかで、地震保険そのものへも批判を加える方針をとってきている。

執拗にくりかえされる共済規制への動き

保険行政の一元化（共済規制）の動きが、また活発化しつつある。この背景には、保険会社の営利追求主義にたいする労済運動のねばり強い批判活動があり、これが消費者運動としてとりあげられ広く影響をおよぼしていることがある。くわえて、各種の共済団体の共済制度の拡充によって保険の独占市場が切り崩されつつある。生命保険はもとより損保業界の主力商品である自動車保険分野への共済の進出、住宅金融公庫の融資物件にたいする質権設定窓口を共済に広げ認めるべきであるという国会決議などに、保険業界はいっそう危機感を強めており、保険の市場独占を守るため巻きかえしの共済対策の動きとみられる。

一元化行政の具体的動きは、①損保協会は共済対策特別委員会（当初の自動車共済対策から共済全般に拡げられた）を設置し、関係方面に働きかけ、国会においても一元化行政の必要性を強調する論議がおこなわれはじめた。②損保代理店で組織されている全代連は五月の総会の決議にもとづき、大蔵省に「類似保険＝共済制度行政の一元化」を要求した。③全代連からの要求にたいして大蔵省は「一元化の問題については、その理論的な正当性を強く認識しており、いつの日かそれを実現したい……どのようなタイミングで、どのような形で実際働きかけるかが問題」であるとしている。④五三年四月行政管理庁長野監察局から全労済長野県本部にたいし、全国的な共済団体調査の予備調査として「共済組織および運営の実態、共済事業団体に対する指導監督の状況」調査の申入れがあった。現在八省庁が共済事業認可をおこなっており、この横の連絡が必要といわれる状況から、行管調査の底流には保険行政一元化なり、大蔵省との共管体制構想のねらいもみられている。

3　生活協同組合運動

消費購買力の停滞・生協規制をはねかえして前進

七七年度の生協運動の特徴はつぎの三点に要約できる。

第一に、不況・円高・インフレのも

とで合理化・低賃金政策が強行される一方、公共料金、教育費の高騰、住宅ローン返済負担の圧迫などがあって、国民の消費生活がきびしい抑制を迫られ、一般的に消費購買力がなかなか上向きにならない状況がつづいたわけであるが、このことは生協の利用結果にも影響を与えた。

第二に、低成長下での大資本スーパーの急速な進出が、流通業界にかつてないきびしい競合をもちこみ、中小業者の営業と生活を圧迫したが、この状態を利用して一部に生協の発展が原因であるかのように描きだし生協規制をすすめようとする傾向が強まった。

第三に、地域の再編成の問題が大きな課題になってきた。経済的には第三次全国総合開発計画にもとづく地域開発の推進が企図され、政治的には革新自治体の転覆、政治支配基盤の再構築をふくめた地域の再編成が計画されている状況のもとで、地域に着実に根をはりつつある生協への組織的対応が、生協規制となって現象しているともみられる。

このような情勢のもとで七七年度の生協活動は、組合員、役職員の積極的参加によって基本的に前進を示した。まず、組合員数は前年比七万人と大幅に増加した。生協の組合員は一世帯一人で通常であるから、日本の総世帯数の約二%がこの一年間に新たに加わったことになる。生協運動の基礎組織である班は約一五万班に増え、組合員のうち班に組織された人は一二五万人に達した。

出資金は四二五億円、組合債も四四七億といずれも前年より大幅に増え、組合員の拠出に支えられる生協と、その生協に寄せる組合員の期待の高さを示した。総事業高は七七八〇億円となり、流通業界のダイエーグループ、西武西友グループについで流通分野で生協

第131表　全国生協総合概況

項目	単位	1975年度		1976年度		1977年度	
		数値	前年比	数値	前年比	数値	前年比
会員生協数	生協	619	104.4	652	105.3	660	101.2
組合員数	千人	5,144	112.9	5,560	108.1	6,130	110.3
出資金	百万円	27,213	122.9	32,572	119.7	42,500	130.5
組合員1人当り出資金	円	5,290	108.8	5,859	110.8	6,933	118.3
組合債	百万円	26,558	150.0	34,359	129.4	44,700	130.1
供給高	百万円	517,630	120.0	617,143	119.2	711,000	115.0
利用高	百万円	51,895	120.9	63,069	121.5	73,000	115.7
総事業高	百万円	569,526	120.0	680,212	119.4	778,000	114.4
組合員1人当り月利用高	・円	9,790	107.1	10,591	108.2	11,092	104.7
日生協共同仕入高	百万円	37,446	116.3	47,227	126.1	56,645	119.9
結集率	%	8.5		9.0		9.4	
CO-OP商品仕入高	百万円	27,117	123.3	35,310	130.2	42,669	120.8
店舗数	店			1,431		1,832	128.0
売場面積	3.3m²			167,208		197,764	118.8
正規役職員数	人			29,724		32,851	110.5

〔備考〕　会員生協数は1～5号会員をふくむ。

グループは第三位を占める規模になった。

運動面では、七七年六月に第一回、七八年六月には第二回の「全国組合員活動交流集会」を開催し、全国の優れた組合員活動の経験を凝縮し、活動水準の引上げに大きく貢献している。この活動内容として七七年より全国生協統一家計簿の一〇万部普及活用、商品活動への組合員の組織的参加の拡大があげられる。平和へのとりくみも大きく前進した。七七年八月のNGOシンポジウムへの参加（二〇〇〇万署名に生協として一二〇万人分集約）、国連軍縮特別総会への代表団派遣（生協から二七名）、「七八年核兵器完全禁止、被爆者援護世界大会」の呼びかけ五団体になり世界大会、原水禁運動の統一に努力した。ここでも組合員の参加による運動の根強い前進がその力を生みだしてきている。

生協規制に積極反撃、国会の全会一致で請願採択

七七年度の生協運動にとって最大の問題は生協規制の強まりとの対応であった。札幌市では、すでに七六年に「生協協等組合店舗の設置に係る指導要綱」をつくり規制を加えてきたが、七七年には同市商店街連合会が、市民生協を生協法違反、出資法違反で告訴する動きさえ表面化した。告訴事態は組合員の反対運動で実現しなかったが、東京、埼玉、神奈川など大スーパーの進出は放任し、生協店舗の新増設は絶対反対という商店街連合の方針がみられる。「顔写真入りの組合員証」の提示を要求したり、県連主催の生協展青空市場に行政側が中止を求めるなど、生協の権利を侵害する事例も増えている。

地方におけるこうした動きを反映して、国会では「大規模店舗法」および「小売商業調整特別措置法」の改正問題が論議され、ビッグストアと生協を同一視して規制対象とする法案、実質的には生協規制法案が準備されていった。

生協はこれにたいし「生協育成強化・生協法改正を求める請願署名」を軸に、国会に向けたとりくみを強化し、組合員による一六一万の署名と衆参両院とも過半数の全党派四一九名の紹介議員を得て請願をおこなった。七八年二月には「生協規制反対、くらしを守る全国組合員決起集会」を東京・日比谷公会堂で開催、三〇〇〇名の組合員が参加、生協単独では初の街頭デモ行進をおこなった。こうした積極的な反撃によって、生協の提出した請願署名は、衆参両院でいずれも六月中旬全会一致で採択され、同時に小売二法改正案（継続審議）のなかで生協は適用除外という成果をあげている。

同時に、内部的にも生協それ自体の「原則的運営の強化」と「地域社会に根をおろした生協づくり」を中心スローガンとした生協の体質強化、地域定着化運動が展開された。

生協運動史上初の「中期計画」作成運動の始動

七七年度中に論議を積み重ね、七八年六月の第三八回日生協通常総会（仙台市）で決定した「中期計画作成運動」が開始された。これは、日生協総会決定の中期計画を一つの指針としつつ、全国の都道府県生協連が、七八年度中にそれぞれの中期計画を作成し、来年度の日生協総会にもちより、全国計画を修正補強していこうとするもので、生協運動史上かつてない規模のとりくみといえる。

こうした中期計画へのとりくみが必要となった背景には、生協運動の発展によりその社会的役割の明確化がいっそう鮮明にされる必要があるほか、情勢に対応して生協の総力を結集することがますま

す必要不可欠になったためといえよう。中期計画ではつぎの三点が重点とされている。

第一に、日生協支所、県連、単協において、生協をとりまく情勢と生協運動の到達点、今後の役割について深い討論をおこなうこと。アメリカのように独占による商品生産・流通の支配が確立されてしまうと、生協運動の余地はいちじるしくせばめられる。日本でも流通過程の独占支配が急速にすすみつつあるが、その支配の前に生協としてどうたち向かうかが問われている。

第二に、「原則的運営を通じ、全国の生協の組織・経営の力を強めるために、全単協が等しく追求すべき課題」を掲げている。このなかに、員外利用をなくし、利用者をすべて組合員にすること、組合債について原則的取扱いを徹底し、出資増強をはかること、重点商品の利用結集計画をつくること、地域住民のなかでの組合員組織率を計画的に高めるため、店舗別・地区別計画に具体化すること、共同購入、店舗・地区の班組織率を高め組合員の過半数を班に組織していくこと、人材教育計画を具体化すること、消費者のくらしと権利を守る運動を強化すること、単協間連帯を具体化することなどがふくまれている。

第三の重点は「県連及び支所・地区県連代表者会議の場で討議を深め、意志統一をかちとりつつ推進する生協間連帯強化の課題」の実践である。単協間連帯の強化にあたっては、①遠くても好み・思想の合う生協の連帯でなく、まず近隣生協同士の話合いと組合員・役職員の共同行動の組織、②組合員にどのような利益を還元するかの視点に立った商品連帯の強化と経済合理性の追求、③大単協は面倒をみる、小単協は寄りかかるという関係を排し、対等平等を基本にした責任の分担、④地域の実情にあった連帯の強化をめざすことの四点が基本として重視されている。以上の計画推進のため日本生協連本部、支所、都道府県連に推進体制をつくることとしており、画期的な運動になることが期待されている。

七八年五月には消費者保護基本法制定一〇周年を迎え、日生協の中期計画や運動方針では、消費者の権利を守り発展させる課題を重視し、そのための活動も多面的に展開された。灯油裁判のたたかい、灯油価格引下げの実現、為替差益の還元運動、消費者米価値上げ反対と標準価格米の質の改善運動、国鉄運賃値上げ反対と国鉄のサービス改善運動、不良有害商品の追放運動などは七七年度も代表的な活動であった。

4　労働者住宅運動

景気対策として住宅融資拡大、勤住・住宅生協も六〇〇〇戸台へ

一九七七～八年度は、政府の景気対策の一環として住宅への公共投融資が大幅に拡張され、七八年度からは住宅金融公庫や年金福祉事業団の分譲住宅融資の償還期間の延長や一年の据置期間設置が実施された。こうした形で所得と取得能力の乖離を埋めようとする政策がとられるなかで、住宅建設戸数もようやく上向きに転じてきた。

勤住協・住宅生協等の自主建設事業団体でも一九七五年以降の供給事業量の急激な落ちこみからようやく六〇〇〇戸ベースという過去の建設戸数水準への回復を示した。全住連加入の住宅生協の独自事業（厚生年金融資）は七七年度三〇二四戸、前年比で八%の伸びを示し、勤住協委託の住宅金融公庫住宅も着工ベースで四五一一戸、竣工ベースで二一七二戸と、三%台の伸びを示した。財形融資住宅でも、七六年度の八単協七一戸から七七年度は一〇単協一七五戸とようやくテスト的とりくみから本格的とりくみへの萌しをみせた。

償還期間の延長や公的融資枠の拡大は、いちおう持家取得を可能にする一定の条件ではあるが、すでに住宅金融公庫の個人融資階層が三〇代前半の若年層に移り、かつての公営住宅等賃貸住宅対象者であった比較的低所得層が、持家志向者の中心を占めてきている実情を考えあわせると、所得上昇の鈍化と雇用不安と関連して、将来に向かって手放しの楽観は許されないといえる。すでに、住宅需要のこうした形での顕在化にともない、一時低落気味であった地価はふたたび上昇に転じはじめ、その勢いを増し、折からの金融超緩和現象とともに先行きふたたび投機への不安は拭えない状況も出ている。

在庫土地問題を契機に相互救済基金設置へ

ピーク時には一二〇〇戸を上回る状態にあった在庫住宅は、七七年三月末までに約四〇〇戸に減少、七七年度ひきつづきその努力が払われた結果、七八年三月末には二〇〇戸程度にまで減少した。在庫住宅は、住宅公団、地方住宅供給公社などの公的機関から一般民間不動産業界共通の問題であるが、本来住宅ニーズにみあって展開されるはずの自主建設事業団体で発生すべき性質のものではない。事実、この解消にいたる間の宣伝費や金利の増高、当初予定の分譲価格の特別な引下げにより、相当の欠損を生じた単協も出ており、将来事業による欠損の穴埋めを余儀なくさせるなど、禍痕を残した。勤住協では、このため分譲代金の一部を拠出する価格変動基金制度を七八年度から発足させ、委託する住宅生協への低利貸付による回収促進をはかることとした。

しかし、さらに深刻な問題として一九七二年から七四年にかけての土地ブーム期に取得した在庫土地についてのその開発や売却処分が迫られ、ここでも多額の欠損が見込まれる状況にある。七七年度はこうした勤住協・住宅生協の在庫土地の実態について、労働金庫連合会も放置できず、実態調査に乗り出し、住宅貸付対策特別委員会を設置し、個別対策とともに全体的な連帯対応の必要を訴え、全住連もこれに答えて、七八年度通常総会において相互救済基金制度の検討開始を決定した。

住宅生協自体も、不良在庫土地の処分、兼営供給事業の消費生協移管、技術グループの分離など減量経営に努めるとともに、コストダウン対策として流し台、浴槽、風呂釜、サッシドアなど住宅設備機器の共同購入もすすめ、二二〇〇～二七〇〇戸分について実現させている。

財形住宅で初の近畿圏説明会組織化、体質改善なお不十分

つくれば売れるという安易な経験主義からの脱却と協同組合原則に立つ自主的住宅建設事業の本来のあり方への転換が、意識されながら、いぜんとして公庫の一般公募主義の枠が破れないことや、住宅生協の組織的体制の弱さから、組

合員の事前組織化、要求による建設への転換がすすまない状況にあるが、こうしたなかで、財形住宅の供給がこうした転換への契機を提供するものとして勤住協の財形推進室は、財形住宅による建設前予約募集を普及しようと努力してきたが、こうした努力は徐々に実りつつあり、栃木県の赤松台の建設にあたっては七四戸の財形住宅をこの方式で成功させてきた。

一九七七年一一月、勤住協では初めて、近畿圏で財形住宅説明会を労働省、雇用促進事業団の後援をえて開催し、第一日を労組向け、第二日を事業主向けに説明をおこなった。労組向けでは六八団体一三六人、事業主向けでは一〇七社一五五人と初めての試みとしては成功をおさめ、新しい住宅供給への強い期待と関心を集めた。

あらためて自主建設事業のあり方を問う二つの事件

財形住宅はそれまでの公的住宅よりも、融資条件などで一定の魅力を備えていることや、所管する雇用促進事業団の業務不馴れなことに目をつけた一部業者等が、中小企業など事業主をグループにして事業主団体をつくり、財形住宅の建設、分譲の事業をおこなう傾向が首都圏や近畿圏等に法施行後早くからみられていた。その一つ近畿圏勤労者財形福祉協同組合が、大阪府吹田市に建設したマンションをめぐって、雇用促進事業団から水増し貸付を受け、約一億円を詐取していたことが七七年末に曝露され、国会でも追及を受けた。もちろん勤住協事業にこの種の不正はないとはいうものの、土地・住宅をめぐる業界の感覚について、住宅を切実に求めている勤労者はあらためてその凄まじさをみせつけられた事件といえる。

勤労協についても、七七年一一月上旬、一部マスコミによって、土地売買をめぐって不正が常勤理事の設楽和夫氏によっておこなわれたとする報道がなされた。勤住協ではさっそく、事実を究明する調査委員会を設置し、究明に当たったが、結果として不正の事実はなかったものの、事務処理上の不適切や業界の慣習に追随し疑惑を招く点のあったことを公けにした。設楽氏はその後この間の疑惑をかけられたことや勤住協の社会的信用を傷つけた責任をとって辞任したが、労働者の自主福祉事業のあり方としてこの二つの事件は、あらためて襟を正すべき教訓を残した。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「社団法人全国労働金庫協会第39回総会議案書」、(2)「労働金庫連合会第23回総会議案書」、(3)『月刊労働金庫』
〈労災関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第28回総会議案書」、(2)『季刊労済』、(3)『労働者の共済』(月刊)、(4)中央労災『労災だより』(月刊)
〈生協関係〉(1)「日本生活協同組合連合会第28回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』(季刊)、(3)『消費者運動資料』(季刊)、(4)『生協運動』(月刊)
〈住宅関係〉(1)「日本勤労者住宅協会第22回評議員会資料」、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和53年度総会議案書」、(3)『月刊勤住協』

X

国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合――国際労働組合組織の諸形態／わが国労働組合の加盟／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連系の諸会議／国際自由労連、国際産業別組織ＩＴＳ系の諸会議／中立の国際組織の会議

概要

一、一九七七～七八年の時期には、新たに全石油と全国ガスが国際化学エネルギー一般労連に加盟し、全電通が国際自由労連加盟の方針を決め、国公労連が公務員インター準加盟の方針で動きはじめた。

一、総評は七七年八月の第五五回定期大会で、①先進資本主義諸国労組との交流の強化、②アジア地域労働者の結集と統一をめざしての二国間交流と産業別交流の強化、③産業別国際組織への加盟と協力の強化、④多国籍企業対策の強化、などを特徴とする国際連帯活動方針を決め、つぎのような活動をおこなった。第五回アジア労組セミナー（ニューデリー、七七年一一～一二月）への参加、朝鮮職業総同盟代表団の招待（七七年一二月）、訪朝代表団の派遣（七八年四～五月）、朝鮮統一のための世界会議の準備、モンゴル労組の開催する国際労組会議への代表派遣（七七年八月）、ベトナムへの代表団派遣（七七年九月、七八年五月、六月）、南アフリカ労組会議代表の招待（七八年五月）、フランスＣＦＤＴ代表を招いてのセミナー開催（七七年一一月）、ポルトガル労組代表の招待（七八年三月）、富塚代表団の訪欧米（七七年一一月～七八年六月）、春闘共闘調査団のヨーロッパ派遣（七七年一〇月）、日ソ労働組合交流委員会第一二回会議の開催と交流に関する議定書の締結（七七年一二月）、自由ドイ

ツ労働総同盟との交流協定の締結（七八年一月）、ＩＴＳとの協議（七八年六月）。

一、同盟は七八年一月の第一四回定期全国大会で、①国際自由労連の基調支持と構成組織のＩＴＳ加盟促進、②ＡＦＬ＝ＣＩＯとの友好関係強化、とりわけアジアにおける協力促進、③国際自由労連アジア地域組織の活動の充実、④ＩＬＯの支持とアメリカのＩＬＯ復帰のための努力、などを骨子とする国際連帯活動方針を決め、つぎのような活動をおこなった。ロンドンの先進国首脳会議に先立ってのイギリス首相へ声明文手交（七七年五月）、ＡＦＬ＝ＣＩＯへの代表派遣（七七年一二月）、ＡＦＬ＝ＣＩＯとの第一〇回定期会談（七八年三月）、台湾・韓国・香港労組との第一回定期会談（七八年五月）、韓国労組総連盟との第五次交流協定締結（七八年三月）。

一、わが国の代表が出席した世界労連系の国際労働組合の会議としてはつぎのものがあった。第七回国際運輸・港湾・漁業労働者大会（七七年九月）、建築労働組合円卓会議（七八年一月）、多国籍企業委員会第三回会議（七八年一～二月）、第九回世界労働組合大会（七八年四月）、朝鮮統一のための世界会議第二次国際連絡委員会（七八年四月）。

一、国際自由労連とＩＴＳ系の国際労組会議でわが国の代表が出席したのはつぎのとおり。第三回ＩＭＦ日産・トヨタ世界自動車協議会（七七年九月）、国際金属労連第二四回世界大会（七七年一〇月）、国際食品労連第四回アジア地域会議（七七年一一月）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、国際化学エネルギー一般労連執行委員会（七七年一一月）、国際労働組合連合——世界労連傘下の一一の産業別労働組合インターナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定

議（七八年三月）、アジア公務員組合援助基金に関する東京会議（七八年五～六月）、第二回国際金属労連アジア造船セミナー（七八年五～六月）、第二回国際金属労連アジア電機・電子セミナー（七八年六月）。

一、中立の国際労働組合会議としては、国際映画放送労組連盟の第二回大会があった。

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

現在、労働組合組織には大別してつぎの三種類のものがふくまれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの——世界労働組合連盟（略称、世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、国際労働組合連合（国際労連、ＷＦＣＬ）、②産業別・職業別の国際労働組合——世界労連傘下の一一の産業別労働組合インターナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定

を結んでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連のようにそのいずれにも所属せず、それらの枠をこえた国際産業別組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した組織――アラブ国際労働組合連合（ＣＡＴＵ）、アフリカ統一労働組合機構、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（以上、世界労連と友好関係）、アフリカ労働組合連合（国際自由労連系）、および一九七三年二月結成の欧州労働組合連盟（欧州労連、ＥＴＵＣ）。

（注）　欧州労連は欧州地域の国際自由労連傘下組合によってまず結成されたが、国際自由労連の欧州地域組織とはならず、結成後、国際労連ならびに世界労連傘下の組合を参加させている。

わが国労働組合の加盟

以上の国際労働組織のうち、わが国労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九七七年六月末日現在におけるわが国労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係は、つぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全日交、全日自労、運輸一般

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交、日放労

【世界労連傘下の産業別組合インターナショナル】　①建築木材建築資材産業労働組合インターナショナル――全建労、全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インターナショナル――全自交、運輸一般

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動労、全日通、都市交、海員、交通公社、全日航、日航乗務、③国際繊維被服皮革労連ＩＦＴＧＬＷ――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ――全化同盟、紙パ総連合、ゼンセン同盟、日本ゴム労連、電労連、合化労連、新化学、全石油、全国ガス、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、全郵政、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、⑦国際食品労連ＩＵＦ――キリン・ビール、サッポロ・ビール、アサヒ・ビール、明乳、ホテル労連、一般同盟ホテルレストラン協議会

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連――民放労連、映演共闘

一九七七～七八年におけるわが国労働組合の国際組織への加盟関係の動きについてのべるならば、全石油と全国ガスは七七年一一月の国際化学エネルギー一般労連執行委員会で同労連への正式加盟を認められた。また国公労連は七七年の大会で、世界労連公務員インター加盟の方向で検討する旨を決定し、七八年八月の大会で準加盟を提案する方針であり、全電通は七八年七月の大会で国際自由労連加盟の方針を決定している。

また、これまで世界労連、国際自由労連だけでなく、わが国に加盟組織をもたない国際労連もそれぞれ東京事務所をもっていたが、国際自由労連は七七年二月末日をもって東京事務所を閉鎖し、これにかわって、国際自由労連一括加盟の同盟と、総評の国際自由労連加盟単産で、同年三月一日にＩＣＦＴＵ日本加盟組織連絡協議会を設置し、その事務局を開設した。協議会の目的は国際自由労連加盟組織間の連絡調整、国際自由労連本部、同アジア地域組織との連絡、広報活動その他の業務をおこなうことにおかれている。他方、わが国の世界労連加盟組合がつくっていた世界労連日本出版協会は、七七年一二月に組織を解散して、世界労連東京事務所に合流した。

2　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動の方針

総評は一九七七年八月一七日～二〇日開催の第五五回定期大会で七七年度の国際連帯活動方針をつぎのように決めた。

【国際連帯を強化するために、総評一九七七年度運動方針、各論の(9)(全文)】

資本主義国の危機は更に深刻化し、いずれの国でもインフレ・失業・通貨・貿易・資源などをめぐって激動するなかで矛盾も深まり、政治・外交などの面で複雑化してきている。また社会主義国でも中ソ対立という基調はいぜん変らず、その歩調も乱れがちである。最近における国際動向の共通的動きは、第一に開発途上国の先進国に対する集団的対決姿勢であり、第二にはヨーロッパ、アフリカ等にみられる地域結集による主体確立であり、労働運動にもその傾向がみられる。とくに日本の労働者の将来が、今後の日本の在り方とともに、発展途上国や他の工業諸国との政治的かつ経済的関係に大きく規制されていることを認識し、国際労働運動の前進と統一行動の発展、全世界の労働者の強い連帯の実現を国際連帯活動の柱に据え以下の視点で努力していく。

(1)さまざまの社会体制のなかで、多くの国で民主的権利、市民権、労働組合権が侵害されている現実にてらし、その権利の擁護と拡大に努力する。(2)経済危機、多国籍企業の搾取、あらゆる形での帝国主義的抑圧と人種差別に対する闘いをつうじ、工業諸国の労働者と発展途上国の労働者の階級的連帯の強化をはかる。(3)私的資本の利益の追求を基礎とする現在の経済秩序に反対し、各国人民の全体的な利益と公正な国際関係を基礎とする、すべての人民の生活向上をめざす。

総評は以上のような視点にもとづいて行動し、そのなかで国際労働運動のイデオロギー的、政治的、また経済的対立の克服のために努力する。したがって国際連帯に対する基本的な態度は次の三点とする。(1)組織的に中立の立場を堅持しながら、共通する課題について積極的な連帯行動を進める。その際相互に自主性を尊重しあい内部介入はしない。(2)国内外の資本の搾取、収奪と闘い、労働者の利益を守る。開発途上国の労働運動の強化に積極的に協力する。(3)戦争に反対し、平和を守る。帝国主義経済侵略に反対し、民族の独立を尊重し、民主主義勢力と協力して闘う。

一、先進資本主義諸国労組との交流

いわゆる経済の国際化にともなって、欧米諸国の労働者の状態や労働組合のたたかいの経験は、われわれにとってきわめて重要なものとなってきた。この立場から、われわれは先進資本主義国の労働組合との交流を活発化していく。本年度はアメリカ、フランスの代表団を招待して意見交換をおこなうほか、ヨーロッパの労働組合指導者を招待して研究会を開催する。また、低成長下の西欧諸国の労働者の状態を把握するため、ＯＥＣＤ労働組合諮問委員会（ＴＵＡＣ）との提携協力を強化し、さらに、ＯＥＣＤをふくむヨーロッパ労働事情調査のため代表団を派遣する。

二、社会主義諸国との交流

いわゆる社会主義諸国も、それぞれの国によって、歴史的、地理的、政治的、経済的あるいは民族的諸条件を異にし、したがって社会主義としてのありかたもさまざまである。日本の場合には日本独自の社会主義への道が追求されねばならないことはいうまでもなく、したがって、現在の社会主義諸国間の対立にまきこまれることなく、総評としてはその独自性と主体性を堅持して、すべての社会主義諸国労組との交流をすすめる。

三、アジアの労働者との友好連帯

われわれのアジア地域には体制と政策を異にする多くの国ぐにがあり、国によって労働者の当面している問題もさまざまである。しかし、われわれもまたアジアの労働者であって、すべてのアジアの労働者との友好と連帯をかため、アジアの労働者の統一と団結をつよめることは、われわれの国際活動のかなめである。

(1)アジア労働者の地域的結集と統一への努力　われわれは、アジアの

平和をまもり、日本をふくむ諸大国の政治外交上の利害関係に支配されないで、アジア地域の労働者の結集と統一のための努力をさらに強化していく。

(2)二国間交流、産業別交流の発展　しかし、アジア労働者の地域的結集統一はまだ現実的課題となっていない。そのためひきつづき二国間交流、産業別交流を発展させ、そのなかでアジア地域結集への方向性を求めていく。

(3)アジアの発展途上国における労働組合の強化のための協力　アジアの発展途上国における労働組合の役割や機能を強化することを目的としまた、国内または国際労働組合の効果的なプロジェクトには積極的に協力し、継続的な物質的援助をおこなう。また、各国の労働組合と連携して、技術開発研修生の受け入れに協力する。さらに、アジアをふくめた全世界的な経済開発にともなうさまざまな問題を討議するため現在すすめられている「開発問題にかんする国際会議」の組織化を支持する。

(4)アジア労働研究所の活動　アジア労働研究所は国際局と同じく、国際局長の所管とし、いっそうアジア労働者との連帯活動を強化する。研究所は、アジアの労働組合運動の資料や情報を収集、整備し、「アジア労働組合運動資料」を継続発行するほか、アジアの労働組合からの具体的な希望や要請にこたえうる体制をととのえる。

(5)ベトナム労働会館の建設　ベトナム労働組合との友好連帯をつよめ、ホンガイに建設中の労働会館の竣工のため、さらに努力する。

(6)朝鮮統一のための運動の強化　南朝鮮の朴政権の弾圧や日米独占の朴政権との癒着に反対して、朝鮮の平和的自主的統一をめざす運動を強化する。また朝鮮統一のための国際会議の開催のために積極的に努力する。

(7)中国労働者との交流の強化　現在中日友好協会との間で進められている各種交流活動に精力的に取り組むのをはじめ、中華全国総工会の復活後、交流協定を締結し、日中労働者の友好強化のため、積極的な交流を発展させる。

四、ラテンアメリカ、アフリカなど開発途上国の労働者との連帯

アジア地域と同じく、ラテンアメリカやアフリカの開発途上国においても、労働者の多くは低権利状態のなかで貧困や失業にくるしみながら、帝国主義、植民地主義、人種差別政策とたたかっている。われわれは、従来にひきつづいて、南アフリカ労働組合会議（ＳＡＣＴＵ）への支援、チリＣＵＴとの連帯活動、アルゼンチン、ウルグァイ、ブラジルなどでの労働基本権の否認や労働組合への弾圧への抗議活動、パレスチナ人民の闘争支援などを発展させる。

五、産業別国際組織への加盟と協力強化

資本主義工業国での労使関係については、とくにヨーロッパ諸国を中心に共通課題が多い。ＩＬＯでも産業別国際組織の活動が大きな役割をはたしている。したがって、各単産は産業別国際組織への加盟を積極的にすすめるとともに、協力関係をつよめていく。

六、ＩＬＯ対策の強化

ＩＬＯが、社会正義にもとづく恒久平和、労働者の経済的社会的地位の向上のため、また、労働基本権の保障や開発途上国への技術協力などについても大きな役割を果していることにかんがみ、ＩＬＯの活動を重視し、これに積極的に協力する。とくに、労働者の労働基本権ならびに市民的政治活動の自由はすべての国で保障されるべきであり、この目的のためＩＬＯ対策を強化する。日本政府にたいしては、政府がＩＬＯ精神を尊重し、その諸条約を批准し、その実効を保障するよう要求し、この要求の実現のため精力的に運動をすすめる。

七、多国籍企業対策の強化

ロッキード汚職事件にみられるように、多国籍企業による支配と搾取はいまやわれわれにとって重大な問題となってきた。われわれは以下のような支配にもとづいてこの問題にたいする取り組みを強化する。

(1)日本から進出するものをふくめ多国籍企業にたいし、進出先国の労働者の権利、労働組合の活動の自由をみとめ、労働法規や労働慣行を尊重するよう要求する。(2)日本政府・財界にたいして、多国籍企業の企業内容の公開を迫っていく、(3)反労働的、反社会的な企業の投資や活動を規制させる。(4)同一多国籍企業の賃金、労働条件を平準化させ、共同行動の強化をはかる。(5)多国籍企業の攻撃とたたかっている労働組合への支援や連帯の

活動をつよめる。(6)多国籍企業にたいする対応は国際的にも近年急速にすすんできている。このため、国際労働組合組織や主要な各国の労働組合と連携してそれぞれの情報、政策、闘争経験を集約し、これを素材として、国際連帯委員会で総評としての具体的な政策と活動を討議する。

また国際的には、諸国際労働組合組織と連携しつつ、国際的な共同要求綱領の作成への参加や共同行動の展開のため努力する。

東南アジア・太平洋地域諸労組との連帯

一九七七年一一月三〇日～一二月四日に全インド労働組合会議AITUC主催第五回アジア労組セミナーがニューデリーで開催され、総評から招待に応じ国際局書記南谷洋が参加した。セミナーのテーマは社会保障と労働者の環境問題であった。

またスリランカでは、七七年の選挙で保守派の統一国民党が大勝して政権を掌握していらい、労働組合は組合基本権のきびしい規制を意図する政府にたいして統一闘争を展開していたが、総評はこの闘争に連帯する目的で、七八年三月八日に同国大統領あてに書簡をおくり、同国における労働組合権の保障を要請した。

朝鮮関係

七七年八月一二日に東京で開催された海外韓国人民主運動代表者会議にたいして、総評はメッセージを送り、そのなかで、「日本の政府と警察があげて朴政権を陰に陽に支持擁護しており、そのかげに多くの正義と民主主義と愛国の人士が南朝鮮の牢獄に呻吟しているという事実を前にして、われわれは胸のうずくのをおぼえるとともに、この事態にたいして従来十分の対応ができなかったことを心から反省しております……われわれは今後さらに日朝労働者の連帯行動を強化発展させなければならないと決意をあらたにしております」との態度を明らかにした。

七七年一二月九～一〇日には総評と中立労連はムン・ビョンロク中央委員会副委員長を団長とする七名の朝鮮職業同盟訪日代表団をまねいた。代表団は東京・横浜・大阪で総評、中立労連およびその加盟組合の幹部ならびに労働者と交流し、工場施設を訪問、歓迎集会にも出席した。代表団と総評、中立労連のあいだでおこなわれた会談ののち、共同声明が発表されたが、そのなかでは「総評と中立労連は、三大原則と五大方針をはじめとする朝鮮民主主義人民共和国の祖国統一方針を支持することを再確認し、朝鮮の統一に寄与する活動として、一九七八年秋、東京で開催予定の『朝鮮の統一のための第二回世界会議』の成功のための広汎な大衆運動を組織していくという決意を表明した」。

七八年四月二九日～五月一三日には総評は朝鮮職業総同盟の招待により丸山康雄総評副議長を団長とする一二名の代表団を訪朝させた。

なお「朝鮮の統一のための世界会議」に関連する総評の活動については、本章2・1を参照されたい。

ベトナム、モンゴル労組との交流

七七年八月二四～二五日にモンゴル労働組合中央評議会はモンゴル労組結成五〇周年と一〇月社会主義革命六〇周年を記念して国際労働組合会議を開催したが、招待を受けた総評の代表派遣が困難であったため、国労顧問・全交運代表として清水義汎明大教授がこれに出席した。

七七年九月二五日～一〇月九日には総評は中川豊総評副議長を団長とする七名の代表団をベトナムに派遣、代表団はホーチミン市、ハイフォン、ホンガイなど各地を訪問し、労働組合との交流、工場・施設の見学、ホンガイに建設中の労働会館の視察などをおこな

った。

七八年五月八～一一日にはハノイでベトナム労働総同盟第四回大会が開催されたが、総評から大平雅章国際部長が出席した。大会期間中に大平はラオス代表団と会談したが、ラオス側は総評との接触の緊密化、交流の開始を要望し、大平は帰国後その旨を機関に報告することを約束した。

七八年六月一八～二五日にはベトナム労働総同盟の招待により、後藤重夫総評財政局長を団長とし、私鉄総連、国労、合化労連、全労働の各財政部長をもって構成される総評財政部長代表団がベトナムを訪問した。

アメリカAFL＝CIOとの連携

七八年三月に同盟との定期会談のために来日したAFL＝CIOの副会長M・ウォードほか二名の代表は、三月九日、中立労連、新産別を訪問し、一〇、一一日には総評の招待で総評本部との会談をおこなったほか、自治労、国際自由労連、PTTI各加盟単産、鉄鋼労連を訪問した。総評との会談では、七八年の総評大会への招待、アメリカのILO復帰、国際貿易の問題などについて意見が交換された。

なおこのあと、総評はAFL＝CIOと連絡の結果、DGB、TUCの代表とともにAFL＝CIOの代表を七月の総評大会に招待することに決めた。

アラブ・アフリカ諸国労組への連帯活動

総評は七七年一〇月二七日にヴァルトハイム国連事務総長に打電して、イスラエルのシオニズム強化に反対し、パレスチナ人の権利の回復のうえに中東の平和をきづくためのいっそうの努力を要請した。そして七八年四月には、イスラエル軍のレバノン南部侵略にたいする抗議の電報をイスラエルのベギン首相に送った。

総評はまたアパルトヘイト反対の行動の一環として南アフリカ労働組合会議SACTUの代表A・モンガロを七八年五月八～一七日に招待し、総評幹部との会談などをおこなった。

西欧諸国労組との交流

総評は一九七〇年いらい自主管理社会主義を掲げてたたかってきたフランス民主労働者連合CFDTからピエール・コーロー全国書記を招き、七七年一一月一七日に東京で、同月二一日に大阪でセミナーを開催した。セミナーの主たる関心は、①CFDTがどういう経緯で社会主義実現を戦略に掲げるようになったか、②自主管理社会主義の性格、③社会変革の過程における政治システムと経済システムとの関係、④CFDTの具体的要求と運動のすすめ方、および社会主義をめざす運動との関係、⑤政党と労働組合の関係、についてのフランスの経験とCFDTの考え方に集中した。

七八年三月二六日～四月四日には総評はポルトガルのインター・サンジカルの幹部委員会のメンバーであるアルバラ・ラナを招待した。この交流期間中に総評、中立労連、日教組、国労などの幹部との協議や広島県評との協議がおこなわれ、四月三日には総評とインター・サンジカルのプレス・コミュニケが発表されたが、そのなかでは今後単産レベルでの交流を強めること、インター・サンジカルは七九年に総評代表団を招待することなどが述べられている。

富塚代表団の訪欧米

総評富塚事務局長は七八年六月に国連軍縮特別総会で核兵器廃絶を訴えたのち、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツの労働組合中央組織を訪問し

核廃絶を訴えるとともに、日本の労働運動の紹介、国際情勢についての意見交換、総評大会への招請などをおこなった。すなわち六月一日にはアメリカで同盟、中立労連、新産別の各代表とともに、①通商代表部A・ウォルフ大使、②AFL=CIOミーニー会長、③国務省日本担当官とそれぞれ会談した。六月五日にはイギリス労働組合会議TUC本部を訪問してN・ウィルス書記長代理と会談、欧米の労働組合との交流強化の方針を説明するとともに七月の総評大会への招待を申し入れ、またOECD労組諮問委員会（TUAC）への総評の加盟意図を説明して了解をえた。六月六日には西ドイツ労働総同盟DGB本部を訪問してクリストファー国際局長と会談し、総評大会への招待、TUACへの総評加盟について賛同をえ、六月七日にはフランスの民主労働者連合CFDT、六月八日にはフランス労働総同盟CGTの各本部を訪問してそれぞれE・メール書記、セギー書記らと会談した。

春闘共闘ヨーロッパ調査団の活動

春闘共闘会議は七八春闘の準備にあたり「低成長下の労働組合の闘い」の先進的経験に学ぶ目的で、春闘共闘事務局の谷正水総評企画部長を団長とする賃金・雇用闘争調査団を七七年一〇月二～二二日にイギリス、フランス、および西ドイツへ、また春闘共闘最賃対策委員長の桜井輝雄電機労連労働対策局長を団長とする最賃制度調査団を七七年一〇月二～二〇日にイギリス、フランス、スイスに派遣した。調査団は各国ナショナル・センターを中心に、主要産別、地域組織ならびに国家行政機関を訪問し、雇用・失業情勢、制度の概況と問題点、闘争の現況について聴取し、闘争経験を交流して帰国した。

ソ連・東欧諸国労組との交流

七七年一〇月四～一七日にはユーゴスラビア労組連盟の主催で「ユーゴスラビアの自主管理システムと労働組合の役割」に関する第二回アジア労組指導者のためのセミナーがベオグラードで開催されたが、総評は小川書記を出席させた。

七七年一〇月七日のソ連一〇月社会主義革命六〇周年にさいしては、総評は全ソ労評の招待により春山明常幹ほか二名を、またソ連共産党中央委員会・最高会議幹部会・閣僚会議の特別招待により槇枝議長を、記念行事に出席させた。

七七年一〇月二一日～一一月一日にはヤン・モンディグラフ・ポーランド労組中央評議会幹部会員を団長とするポーランド労働組合代表団が訪日した。総評はこれと会談したのち、両組織のあいだの協力に関するコミュニケを発表したが、そのなかで、双方は「地球破壊の兵器の生産、とりわけ原子および中性子爆弾に反対するたたかいが労働組合の重要な任務であると考える点で完全な意見の一致をみた」こと、双方は接触と協力のいっそうの発展につとめることなどが述べられている。

七七年一二月二一日と二六日には日ソ労働組合交流委員会の第一二回定期会議が東京で開催された。会議にはピメノフ全ソ労働組合評議会書記を団長とする全ソ労評代表団と、槇枝議長、富塚事務局長をふくむ総評代表、ならびに竪山議長、岡村事務局長をふくむ中立労連代表が出席した。会議では、両国の労働組合の現状、活動の基本方向、労働組合センターの当面する問題、ILOの機能強化、国際労働組合運動の強化などについて意見交換をおこない、両国の勤労者と労働組合の交流をいっそう発展させることなどを内容とする

「共同声明」とナショナル・センター、単産、県評の各レベルの交流に関して具体的にとり決めた「議定書」が採択された。

自由ドイツ労働総同盟との交流協定　自由ドイツ労働総同盟FDGBとの交流協定は、毎年一二月もしくは一月に締結されていたが、FDGB側の都合によりFDGB代表団の来日が七八年五月、ついで九月に延期されたため、書簡の交換により、七八年一月にナショナルセンター、単産の各レベルでの交流・留学生派遣について暫定的な合意がとげられた。

ITSとの協議　七八年三月六～七日ブリュッセルで開催されたITSの全体会議で日本の労働組合とITSの関係が討議され、とりわけ総評の傘下組合の国際産業別組織加盟促進の方針についても言及されたことから、ITS全体会議のニシンスキー議長は三月八日総評宛に書簡を送り「総評の諸組合とITSの間に広範な組織的関係を発展させるための見とおしを討議する」ために総評代表団の派遣を要請した。総評はさっそくこれを受けたち、六月一七日ジュネーブで両者の協議がおこなわれた。総評側は槇枝議長、石井副議長、及川全電通委員長、鈴木全専売委員長、清水全印刷委員長、三島全造幣委員長、浦井アル専委員長、真柄自治労書記長、上田日教組法政部長ら一二名、ITS側はニシンスキーIDTTI書記長をはじめ、ITFTU、PSI、IMF、IUF、IFPAW、ITF、IFBWWの各代表で、協議の結果、①これまでITSとの関係が少なかった総評内の単産と各ITSとの交流を強化すべく、人的交流、情報交換を総評の指導のもとにおこなう、②来年のILOの会期中に今回おこなったような総評とITS代表の会合をもち、一年間の経過や今後の方針等を討議する、などの点について合意した。

3　同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動の方針　同盟は七八年一月一八～二〇日開催の第一四回定期全国大会で採択された一九七八・七九年運動方針のなかで、国際活動の方針をつぎのように決めた。

【国際活動の強化、同盟一九七八・七九年運動方針、第二部のX(全文)】

全世界の労働者の生活と地位の向上、社会正義の確立、世界の平和と繁栄を実現するために国際活動を強化する。

一、積極的な国際連帯の活動を通じて、民主的国際労働運動を発展させる。このため、①国際自由労連の基調を支持し、その活動が真の民主主義労働運動の発展に寄与するとともに、また、効果的な先進諸国間の調和と、発展途上国にたいする援助協力に資するよう、最大限の協力をおこなう。②国際自由労連と密接な関係にある国際産業別組織への関係構成組織の加盟を促進し、連携を深めながら、共通課題に取り組む。③AFL—CIOの国際自由労連への復帰を期待するとともに、友好関係を強める。このため定期会談を充実し、相互理解を増進し、共通課題についての取り組みを強化する。とくにアジアにおける連帯活動について協力を促進する。④民主主義勢力の一翼を担う西欧労組との友好関係を一層強化し、交流を深める。

二、経済の国際化に対応して、経済協力開発機構(OECD)、同労組諮問委員会(TUAC)の活動に積極的に参加し、その成果を同盟の諸活動に結びつける。

三、国際自由労連、国際労働機関、経済協力開発機構等、諸機関との連

携を密にするとともに、同盟の国際活動を強化するため、欧州駐在員の派遣について検討を進める。当面、主要会議に随員を派遣する。また、国際協力の推進、国際機関への参加、労働関係者の国際交流の強化のため、国内での取り組み体制の強化をはかる。

四、アジアにおいて同盟の果すべき役割は一層加重されているが、次により行動を強化する。①国際自由労連アジア地域組織の活動を充実する。このため、事務局の国際化、運営の改善をはかりつつ、その体質を強化する。②ＡＲＯ教育企画局の企画と運営に協力する。③アジア地域組織の連帯基金に協力することをはじめ、アジア各国労組の活動を支援するとともに、交流を促進する。④アジア各国の恵まれない人びとへの救援活動を推進する。⑤労働組合組織の拡大強化のために、教育・調査にたいする人的・経済的協力を推進する。⑥アジア各国労組のおこなっている協同組合活動について援助・協力する。⑦経済開発の基礎となる技能者養成、海外技術協力について、労働組合の立場から援助・協力する。⑧進出企業の実態把握につとめ、経済進出・経済協力をめぐる諸問題についての対策活動を進める。

五、ＩＬＯの諸活動を支持し、ＩＬＯの目的達成と、その成果の活用・吸収をはかるための行動を強化する、このため、①アメリカが一日も早くＩＬＯに復帰するよう、その条件づくりに努力するとともに、西欧諸国労組との連携のもとに、当面するＩＬＯの危機に対処する。②ＩＬＯを紛争処理の提訴機関とする誤った取り組みを排し、何に寄与できるかを真摯に考え、ＩＬＯのめざす社会正義の確立に努力する。このため、ＩＬＯの開発計画、発展途上国に対する技術協力活動に、積極的な協力を推進する。③次期理事選挙に候補者を擁立する。

六、援助協力活動を積極的に推進するため、「基金財団」の具体化について検討する。

七、わが国労働運動についての正しい理解をひろめるために、国際広報活動を強化する。

英国首相への申入れ

七七年五月七～八日にロンドンで先進国首脳会議が開かれるに先立ち、会議に労働組合の意見を反映させるため、五月五日に同盟塩路副会長はＴＵＣマレー書記長、ＡＦＬ＝ＣＩＯチャイキン副会長、ＤＧＢフェッター会長、国際自由労連ナラヤナン会長とともに首脳会議議長である英国キャラハン首相と会談し、声明文を提出して、雇用と生活水準の向上、国際協力と国際通貨制度改革、社会的コンセンサスの確立をつうじてより急速な経済成長を達成するよう要望した。

東欧諸国労組との関係

七七年九月二〇日～一〇月三〇日にルーマニア労働総同盟が開催するアジア地域労組指導者のためのセミナー、一〇月四～一九日にユーゴスラビア労働総同盟が開催するアジア地域労組指導者のためのセミナーにつき、それぞれ同盟にたいし参加要請があったが、同盟は不参加の旨回答した。

ＡＦＬ＝ＣＩＯとの交流

同盟は、七七年一二月八～一三日にロスアンゼルスで開催されたＡＦＬ＝ＣＩＯの大会に招待をうけ、塩路副会長を派遣したほか、構成組織の希望により大会傍聴団を組織し、派遣した。

七八年三月六～九日には東京で第一〇回同盟・ＡＦＬ＝ＣＩＯ定期会談が開かれ、アメリカ側はワード副会長、ターナー副会長、リー国際局長、同盟側から天池会長をはじめ副会長全員、書記長、両副書記長、国際・調査局長らが出席し、つぎの共同声明を採択した。

【同盟・ＡＦＬ＝ＣＩＯ定期会談の共同声明（全文）】

一九七八年三月六日より九日まで、米国労働総同盟・産別会議（ＡＦＬ－ＣＩＯ）と全日本労働総同盟（同盟）は、第一〇回定期会談を東京で開催し

た。われわれ両組織の緊密かつ同志的関係を特色づける卒直にして友好的精神のもとに、国際・国内にわたる経済・政治問題が討議された。長年にわたるAFL—CIOと同盟の協力連帯関係は、両国民のためのみならず、自由世界の労働運動の発展に寄与してきた。

①七四年—七五年の深刻な不況とその異常に緩慢な回復の影響は、すべての労働者に多大な苦痛をもたらしている。われわれは、国際的活動を、まず、失業問題の解決に集中すべきであると考える。さらに、各国の金融・財政ならびに貿易・投資等の諸政策は公平でなければならないと信ずる。失業を減少させることは、インフレと闘うための鍵であり、失業こそがインフレの主要因のひとつである。労働者が職を失った時、彼らは経済に必要な要素である耐久消費財を買うことはできない。先進工業国における高い失業率と経済成長の低滞は、発展途上国の経済成長に障害となり、各国間の格差を拡大することになろう。国際貿易と投資は、経済成長の促進、雇用の増加、国内市場の拡大、生活水準の向上をもたらすものでなければならない。失業と貧困は追放されなければならないし、他国に移転されるべきではない。この原則は、すべての多国間貿易交渉の基礎であるべきである。

②過去数年にわたって、中でも、昨年の日米貿易関係には、多大の関心が寄せられた。この問題は新しいものではないが、その重要性が一段と重大化してきたということであり、米国と貿易相手諸国との間で米国側の赤字が増大しつつあり、米国製造産業が危機的状態におかれているということである。AFL—CIOと同盟は、かねてから、国際貿易の深刻な不均衡に懸念の意を表わしてきたが、両国政府に仕事と経済成長に対する両国民の国内的要請に、公正にしてかつ十分に応えられるような国際貿易と投資政策を行なうよう要求する。われわれは、両国が将来にわたっても主要な工業国であり、海運国でなければならないことを認識する。われわれは、不公正な貿易競争のために、両国の経済活動が破壊されるのを黙認することはできない。今日の問題が、貿易の調整と監視に新しいかつ積極的な取り組みを求めていることを、とくに強調したい。AFL—CIOと同盟は、両国がお互いの市場を今後も分け合っていくべきであると考え、市場進出の基準を設定することに合意した。われわれは国際貿易の拡大とその必要性を信ずる。いかなる国も世界の貿易関係から隔離されていることがあってはならない。しかし、国際貿易は自由放任でなく、すべての国にとって公正でなければならない。ところが現在は、アメリカ経済にとって、不公平なものとなっている。

③拡大する多国籍企業の活動もわれわれの関心事であった。両組織は、多国籍企業が母国においては失業を発生させ、関係国においては、労働組合権を侵害することによって、母国および受入国に深刻な社会的・経済的悪影響をもたらしているということに意見が一致した。われわれは、利益のみを追求し、労働者の人権を無視する多国籍企業に対し、労働者の国際的連帯をもって対抗措置を取ることを確認する。

④われわれは、世界のエネルギーおよび各種天然資源の有限性、食糧不足問題に注目した。とくに、水産資源について、AFL—CIOは、日本側の組合員が、米国沿岸二〇〇カイリ水域内で、米国の漁業保存および管理政策に従って継続的に漁業に従事することを支持する。

⑤両組織は、ILO等の国際機関が政治的にかたより、目的・原則を歪曲し、条約適用にあたって、普遍性が欠除していることを遺憾とした。同盟は、これら国際機関の現状の是正に関し、とくにILOについて、その必要な条件づくりに努力することを言明した。

⑥同盟は、ICFTUへのAFL—CIOの復帰が、自由な国際労働運動強化のために不可欠であることを表明した。

⑦AFL—CIOと同盟は、アジアにおける人間の自由、および経済開発と自由な労働組合運動の維持と強化のために、同地域の労働者と協力すべき責任があることに留意する。われわれは、人権を侵害、もしくは否定し、反対者を鎮圧するための恐怖政治や拷問を行ない、国家の安全や開発の名のもとに、労働組合の自由が抑圧されていることを憂慮するものである。両組織は、共産主義やその他の独裁者の帝国主義的意図やその活動に対して、厳しく抵抗することを、明らかにしなければならない。われわれは一部の発展途上国が経済・社会・政治問題の解決のための唯一、もしくは主要な手段として、輸出に力点を置いていることに対し、深刻な憂慮の

念を表わすものである。強力にして、公正な経済の建設は、国内の消費市場の拡大という、重要な基盤をつくることが必要である。労働者とその家族は、その成果を享受し、彼らが協力して生み出した富の公正な分配を受けなければならない。われわれは、強力かつ自由にして民主的な労働組合運動がその過程において重要かつ不可欠なものであり、そして低賃金労働による搾取を終わらせるために力となることを主張するものである。AFL－CIOと同盟の両組織は、共同主催の労働者教育活動、相互に合意できる社会事業計画の開発を通じてアジアの労働組合組織に対して協力を行なうというわれわれの決意と願望を再び表明する。

⑧AFL－CIOは、同盟の北方領土返還運動を支持する。われわれは、ソ連が北方領土の不法占拠をすみやかにやめ、これらの島々を日本に返還することを要求する。

⑨変化する国内・国際情勢に対応し、よりひんぱんに、かつ緊密な情報交換と調整を可能とするために、必要に応じて小委員会を開催することに同意する。

AFL－CIOと同盟は産別レベルの交流を促進することに合意する。次回定期会議は、七九年米国ワシントンで開催する。

台湾・韓国・香港労組との連携

同盟は、七八年一月の同盟定期全国大会に出席した中華民国全国総工会CFLおよび韓国労働組合総連盟FKTUの代表と意見を交換した結果、当面する経済・貿易問題について三者で定期会談をおこなうことを申し合わせたが、この合意にもとづき、五月一日の台湾におけるメーデー式典後、五月二日に三組織に香港労働組合HKTUCを加えて、第一回定期会談を開催して、つぎの申合せをおこなった。

【四組織の申合せ事項（全文）】

中・日・韓三国とホンコン・カオルン地区労働者の連繋と協力を強化し、団結を強め、以て労働者の権益を擁護し、国際民主自由労働組合運動を推進するため、下記の要領に則り、定期的会談を行ない、相互間の認識を深めるとともに、関係の諸問題を検討し解決することに合意した。

記

①会談は、毎年一回定期的に行なわれるものとする。

②会談の実施期日は、関係国の国定祭日か、若しくは労働組合全国代表大会の挙行期日にマッチして選定するものとする。

③会談の前後に、参観や訪問などの日程を作り、以て相互間の認識と諒解を増進するものとする。

④会談は、台北、東京、ソウルの順序に依って順番に行なわれるものとするが、ホンコン・カオルンは、特別の事情に依って、当分この中に含まれないものとす。

⑤会談に参加する各国の代表は、主催国を除く外、各二名（組合の高いレベルのリーダー一名を含む）とし、主催国から招聘書を発送するものとす。

⑥会談前一カ月に、主催国から各国に通知状を送り、議題を蒐集し、これを会談の議程に編入するものとす。

⑦会談の確認事項に関しては、必要の場合、共同コミュニケを発表することが出来るものとす。

⑧会談に参加する各国代表の往復航空券に要する費用は、各自負担するものとす。

⑨各国代表の会談、参観並びに訪問期間の生活費と国内旅行に要する費用は、主催国側が負担するものとす。

⑩本申し合せ事項は一九七八年五月二日から効力を発生するものとす。

また、韓国労働節記念式典に参加するため七八年三月九～一五日訪韓した同上盟西副書記長は、韓国労組総連盟と第五次交流協定について協議し、次の点について合意をみた。

①一九七八年四月～一九八一年三月を第五次交流協定の期間とする。

②この期間を通じて、労総より一〇名、同盟より六名、相互に派遣し交流する。

③滞在費については招待側の負担とする。

2　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の諸会議

第七回国際運輸・港湾・漁業労働者大会

一九七七年九月二六～三〇日に、世界労連運輸・港湾・漁業インタナショナルの招集により、モスクワで開催され、七四カ国一二七組織と一九国際組織から三〇〇名の代表が参加した。わが国からは加盟組織の正式代議員として全自交から鈴木長蔵委員長、鈴木貞治副委員長、金良清一書記長ほか二名、運輸一般から引間博愛委員長、遠藤希一副委員長らが出席したほか、非加盟組織の全運輸から松井書記長ほか一名、全日通から田淵副委員長ほか一名、民航労連から境栄八郎特別中央常幹ほか一名、全日空乗員組合から青山泰三書記長ほか一名、日航客室乗務員組合から高杉恵美子執行委員、全港湾から坂野書記長、国労、動労、私鉄総連から各一名が参加した。大会はブルン運輸インター議長の開会のあいさつにはじまり、ガングリ書記長による七三年の第六回大会以降の経過報告と新運動方針「運輸労働者の利益と権利をまもり、資本主義の危機と運輸関係の多国籍企業のしめつけに反対する全世界の運輸労働者の統一行動についての文書」ならびに「新要求綱領」の提案があり、海員、港湾、鉄道、道路都市輸送、民間航空などの業種別分科会討論、アフリカ、ラテン・アメリカ、アジアなどの地域別会議をへて、これらの提案文書が修正・採択された。このほか、七八年の第九回世界労働組合大会を成功させるためのアピール、ロシア革命六〇周年を祝う決議が採択され、また運輸インター業種別部会に参加することによりインターへの準加盟の道を開くための規約改正が承認された。大会最終日におこなわれた役員選挙では引間運輸一般委員長と金良全自交書記長がそれぞれ執行委員に選出された。

建築労働組合円卓会議

建築木材建築資材産業労働組合インタナショナルとイタリア木材・建築労組、フィンランド建築木材労組、フランス建築木工労組の共催で七八年一月二七～二八日にフランスのバニョレで発達した資本主義国の建築産業労働組合の円卓会議が開催された。参加したのはアルジェリア、デンマーク、スペイン、ギリシャ、アイスランド、イタリヤ、ポルトガル、トルコ、日本の労働組合代表で、わが国からは全日自労から中西五州委員長、高田和勇中執が出席した。会議では参加者から経済危機のもとでそれぞれの国の建築・建築資材・木工産業労働者がおかれている深刻な状況――深刻な度合に達した失業、生活費の高騰とインフレ、賃金の購買力の低下、賃金削減をともなう時間短縮、労働条件の悪化、社会保障の低減、組合権と民主的権利の侵害などが報告されたのち、討論をいっそう深めるために、こうした会議を継続して開催すること、雇用・多国籍企業問題、労使間の社会的機関、安全・衛生、昇進の権利、技能訓練、職制・技術者・

エンジニア・幹部、移民などの分野にまで検討の範囲を拡大する必要があることなどについて意見の一致をみた。（採択された文書については『建設一般』一九七八年七月号参照）

多国籍企業委員会第三回会議

世界労連の主催するこの会議は七八年一月三〇～二月一日にブタペストで開催された。会議には世界労連執行局の代表、化学インターならびに食品インターの書記、国際労連代表、フランスとイタリアの労働総同盟、ソ連労組中央評議会、フィンランドSAK、全インド労組会議、イギリス合同機械労組AUEWの各代表に加えて、総評から井上定彦書記が参加した。議題は、①多国籍企業における各企業レベルの労組調整委員会の形成について、②国連多国籍企業委員会政府間作業委員会案の動向および世界労連の「国連多国籍企業行動規範」について、の二つであった。

第九回世界労働組合大会

七八年四月一六～二二日にプラハで開催され、一二六カ国の組織労働者二億三〇〇〇万を代表する三〇三の労働組合組織から九九六名の代議員、オブザーバー、来賓が参加した。全国センター一二四、産業別・地方別連合一五四をふくむ三〇三組織の内訳は、世界労連加盟七〇、産業別インターに加盟し、またその全国センターが世界労連に加盟しているもの二二、産業別インターに加盟しているが全国センターが世界労連に非加盟のもの二六、国際自由労連加盟の全国センター一一、ITS加盟の連合四一、国際労連加盟の全国センター一となっており、このほか国際労連は副書記長を団長とする代表団を出席させた。

わが国からは加盟組織の代表として全日自労近藤一雄副委員長を団長に、全建労清水良致副委員長ほか一名、全自交鈴木貞治副委員長ほか一名、運輸一般引間博愛委員長ほか一名、また加盟準備中として招待された国公労連田村組織部長、全国建設星中執、日高教金子書記長、世界労連書記局に全日自労から派遣されている加藤益雄書記の合計一一名の代表団が出席した。また総評からは後藤財政局長と平野書記の二名、中立労連から前田一男書記次長がゲストとして、国労から清水静枝婦人部長、繊維労連から小口委員長らがオブザーバーとして参加した。

大会は世界労連パストリーノ議長の開会のあいさつではじまり、ジャンスー書記長が大会の中心テーマである「幸福と自由と経済的・社会的進歩、すなわち諸国民の平和と独立のもとで実現する世界をめざす現在の闘争のなかでの労働者と労働組合の統一と連帯」にもとづいて基調報告をおこなった。

基調報告で注目されたのは、ジャンスーが、①「資本主義制度の長期的で深刻な危機」とその「労働者におよぼす害悪」を指摘するとともに、「貿易・経済関係が大幅に国際化しているため」「この危機の影響が社会主義国にも及んでいる」と述べたこと、②「社会主義諸国の発展途上にまったく困難がないというわけではない。社会主義諸国は新しい社会を建設しており、これらの諸国の労働組合運動は新しい歴史的条件のもとで活動をすすめている。このような条件のもとでは、どんな問題にも最善の解決策を見出すことはかならずしも容易ではない。この問題については社会主義国の労働組合自体が発言することが重要である」と述べて、社会主義のもとでの労働組合独自の役割の重要性を強調したこと、③国際自由労連ならびに国際労連との一致点をさらに追求するとともに、国際労働組合運動

を刷新し統一の可能性を検討するために、つねに関心をもつすべての労働組合組織の第一回公開討論会を開くよう提案したこと、④「組織内の民主主義こそ国際労働組合組織にとって金科玉条である。この点でわれわれは規約にもとづく正式機関での討論の内容を大きく改善する必要がある」と、世界労連の運営の民主的改善の必要性を強調したこと、などであった。

また大会の第二日目の討論のなかで、フランス労働総同盟のセギー書記長が発言し、世界労連の改革にふれ、現在フランス労働総同盟CGTは世界労連執行局内の少数派であるので、この大会ではCGTは書記長候補をださない旨、明らかにした。

大会は、運動方針を示した「政策と行動に関する文書」と、七七年一〇月の第一七回執行委員会で採択された「労働組合の権利に関する世界宣言案」を承認するとともに、つぎの二七の文書を採択した。①全世界の労働者・労働組合への第九回世界労働組合大会のアピール、②多国籍企業の有害な活動に反対して共闘しよう、③全世界の婦人労働者と労働組合にたいするアピール、④技師と管理職員・技術者に関する決議、⑤社会保障に関する決議、⑥職場と一般環境についての決議、⑦旅行と余暇に関する決議、⑧国連とその専門機関での世界労連の活動に関する決議、⑨便宜置籍船に関する決議、⑩第一一回世界青年学生祭の成功を期する決議、⑪アパルトヘイトと人種差別の犠牲者である南アフリカの労働者・人民への連帯決議、⑫中東と、イスラエルの南部レバノン占領に関する決議、⑬ベニン人民共和国とアンゴラ人民共和国に関する特別決議、⑭キプロスに関する決議、⑮イランに関する決議、⑯ウルグァイに関する決議、⑰インドネシアに関する決議、⑱グァテマラの人民・労働者への連帯メッセージ、⑲ニカラグァの人民と労働者への連帯メッセージ、⑳サルヴァドールの人民と労働者への連帯メッセージ、㉑アルゼンチンに関する決議、㉒ベリズに関する決議、㉓ボリビアの人民・労働者への連帯メッセージ、㉔ブラジルに関する決議、㉕朝鮮の労働者と人民への連帯決議、㉖ベトナム・カンボジア間の国境紛争に関する決議、アフリカのサハラ早ばつ諸国の労働者・人民への連帯決議。

〔**政策と行動に関する文書**（内容紹介）〕　右の諸文書のうち「政策と行動に関する文書」は、「第一章序文」で国際情勢と国際労働組合運動の現状について述べ、「第二章労働者の闘争の激化と労働組合の活動―現代の重大な特徴」で各国労働組合運動の発展状況を述べ、「第三章労働組合運動の重要な第一義的目標」で①平和と緊張緩和を拡大強化し、諸国民間の協力を発展させ、その結果、軍縮をかちとる、②労働者の経済的・社会的要求をみたす、③全ての諸国民の経済的・政治的独立を保証し、低開発を克服し、公正な新しい経済秩序を建設する、④植民地主義、ファシズムと人種差別を永久に排除する、⑤経済的・政治的民主主義を成就し、労働者の権利を全面的に発展させるなど、運動の五大目標を明らかにし、「第四章これらの大目標を達成する手段」では①連帯、②行動の統一―労働者の力、③未来にたち向う世界労連の三項にわたって述べている、すなわち「連帯」の項では、「連帯こそ国際労働組合運動の主要な基本任務であり、その『存在理由』である……労働組合運動のあらゆる部分の連携と、独自の連帯戦略の形成が必要である。……今後世界労連は国際連携を推進し、また連携し効果をあげるためのよりよい条件をさらに生みだすことによって、きわめて重要な国際連帯の形態と内

容をともに改善してゆく」と述べている。「行動の統一」の項では、「世界のあらゆる傾向の労働組合のあいだの歩みより」が「①相互的関係、②多数の国の代表者会議、③地域組織の設立、④業種別に、また多国籍企業で、⑤国際諸機関のなかで、また一定限度内のことではあるが三つの国際組織の段階で」というようなさまざまの形で実現されていることを指摘し、「労働者がもつ多様な思想的、宗教的、政治的、哲学的な考え」や「国際労働組合組織がもっている世界観や労働者の行動についての考え方」を行動統一の障害にしてはならないと述べ、「あらゆる労働組合組織間の協議会は、労働者の当面の問題についての建設的な話し合いの一つの形態になりうるだろう。こうした協議会は、協力の発展、共同行動の実現、世界労働組合運動の再統一に役立つことができよう、世界労連は国際自由労連と国際労連が断固としてこの方向をとるよう希望する」といっている。「未来にたち向かう世界労連」の項では、「世界労連は労働組合運動におこった変化、その影響力の増大と拡大、加盟組織の成長をもっと十分に反映させるために、その機構を刷新しなければならない」と述べている。

新役員選挙では世界労連議長にシャンドル・ガシュパル（ハンガリー）、書記長にエンリケ・パストリノ（ウルグァイ）、副議長にS・A・ダンゲ（インド）、カレル・ホフマン（チェコスロバキア）、ロマン・ビロン・ゲジ（ベニン）、副書記長にイブラヒム・ザカリアが選出された。またわが国からは、正評議員に引間博愛（運輸一般委員長）、副評議員に荒川昌男（全建労）と鈴木長蔵（全自交委員長）が選出されたが、執行委員には立候補したにもかかわらず選出されなかった。

朝鮮統一のための世界会議第二次国際連絡委員会

七八年四月二二日にフランスのアントリー市で開催され、総評から土岐千之国際局長が出席した。議題は①ブリュッセルの第一回世界会議（七七年二月）およびアルジェの第一次国際連絡委員会（七七年六月）以降の活動状況と現在の政治問題、②第二回東京世界会議の準備についてであった。なお東京会議は七八年一一月二七～二九日に外国代表と日本側代表をそれぞれ約一〇〇名あつめて開催することが予定されている。

2　国際自由労連、国際産業別組織の諸会議

第三回IMF日産・トヨタ世界自動車協議会

一九七七年九月一二～一三日に御殿場で開催された。会議にはオブザーバーとして参加した本田関係の代表（二カ国）をふくめて一二カ国の海外代表三〇人、宮田金属労協議長、塩路自動車総連会長をふくむ日本代表四二人が参加し、未組織労働者の組織化、団体交渉の支援、教育活動、人物交流の促進について討議した結果、同協議会では日本の親企業労組と日産・トヨタの海外事業所に組織されている労働組合との緊密な関係を維持・強化しつつ、企業政策形成への参加、財務状態や展望に関する情報公開、労使協議会の設置を求めるとともに、世界の自動車産業をとりまく不安定な状況下で競争激化を口実に労働条件を悪化させないよう警戒

を呼びかけ、さらに避け難いレイオフに際しての適切な措置を求めていくことなどを確認した。

国際金属労連ＩＭＦ第二四回世界大会　七七年一〇月二四～二八日にミュンヘンで開催され、六二カ国五〇〇人以上の代表が参加し、わが国からはＩＭＦ・ＪＣ議長宮田義二、同副議長竪山利文、塩路一郎、土居山義、同事務局長瀬戸一郎をはじめとする金属労協の四八人の代表団が出席した。大会は、本部活動の経過報告、ローデラーＩＭＦ会長の基調演説にもとづく大会の主要テーマ「一九八〇年代へ――向こう一〇年における団体交渉、ＩＭＦ」についての全体討論、①向こう一〇年における団体交渉、②労働組合方針と新経済秩序、③労働組合権と職場における民主主義、の三分科会にわかれての討論ののち、つぎの諸項目に関する一五の決議を採択した。①世界平和、②人権および労働組合権、③南アフリカ、④家庭、経済および社会における男女の平等な権利と責任、⑤青少年労働者、⑥労働時間、⑦原材料およびエネルギー、⑧産業民主主義、⑨発展途上国、⑩社会・経済問題、⑪金属産業の重要な部門における雇用困難、⑫多国籍企業に対するＩＭＦの行動計画、⑬職場の健康保護と安全、⑭ホワイト・カラー労働者、⑮職業訓練。（内容については『ＩＭＦ・ＪＣ金属』七八年3・4特大号を見よ）

役員選挙ではローデラー会長が再選され、わが国からは宮田ＩＭＦ・ＪＣ議長が執行委員に、竪山利文副議長が電機・電子部会の双頭会長の一人として再選され、また瀬戸一郎ＩＭＦ・ＪＣ事務局長兼ＩＭＦ東アジア地域事務所長がアジアから初の書記次長に選出された。

国際食品労連ＩＵＦ第四回アジア地域会議　七七年一一月一〇～一一日にフィジー島で開催され、オーストリア、フィジー、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、シンガポール、スリランカ、および日本の九カ国代表とガリーンＩＵＦ書記長、マー・アジア地域組織書記が参加、わが国からＩＵＦ・ＪＣ議長を団長とする一〇人の代表団が出席した。会議ではＩＵＦ本部書記局、アジア地域事務所、ＩＵＦ・ＪＣＣのそれぞれの活動報告ののち、一九七八～八一年の活動方針を審議し、①多国籍企業、②労働組合権、③核の脅威、④南アフリカ、⑤失業とインフレの各項目に関する五つの決議を採択した。役員選挙では久保田ＪＣＣ議長が地域委員に、東慎哉ＪＣＣ副議長が地域委員第一代理に選出された。なお会議では、アジア地域の活動報告に関連して、わが国の食品労連のＩＵＦ加盟問題（注・食品労連は加盟を申請していたが、加盟条件をそなえていないとの理由でＪＣＣが承認を留保していた）が議論になり、長時間にわたる話合いの結果、アジア地域会議として、できるだけ早い機会に食品労連を加盟させるためＩＵＦ執行委員会に進言する旨の決議がおこなわれた。

国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ執行委員会　ＩＣＥＦは七七年一一月一〇～一一日にジュネーヴで開かれた執行委員会で全国ガスと全石油のＩＣＥＦ正式加盟を承認し、また太田合化労連委員長を執行委員に任命した。なおこの執行委員会の会議には、わが国からは田中全化同盟会長、塚田合化労連書記長、橋本電労連会長の三人に加え、オブザーバーとして、細川紙パ労連委員長が出席した。

国際自由労連第六九回執行委員会

七七年一一月二三～二五日にブリュッセルで開催され、わが国からは塩路執行委員の第一予備委員である加藤和夫全逓副委員長と、オブザーバーとして貝原尚武同盟国際対策委員が出席した。議題の最重要項目は現在の国際的経済危機、ラテン・アメリカ、キプロス、南アフリカ、中東の情勢、ILOの将来などであった。

執行委員会はOECDの労働組合諮問委員会TUACの要請したような主要工業国の蔵相と労働組合幹部代表との会合を開くという考えを支持し、また一九七八年にはじまり一九七九年の国際自由労連次期大会まで継続される世界雇用キャンペーンの開始を決定した。会議で採択された「世界経済情勢分析」は、「各国の短期経済政策は完全雇用のための中期計画につくりなおされなければならない。主要工業国は首脳会議を開催し、そこにおいて経済回復促進に関する拘束力ある決定を下すべきである。西ドイツと日本のように経済的に強力な国は、より速やかな経済成長の模範を示すべきである。各国において完全雇用計画は三者構成原則にもとづいて作成されるべきである」と述べている。

南アフリカについては、アパルトヘイトにたいする抗議を七八年三月に開始し、年間を通じて続行することを委員会は決定した。

ラテン・アメリカに関しては、独裁的なストレスナー政権に協力しているパラグァイ労働組合連盟の除名を七九年の大会に提案すること、チリのピノチット政権の経済的・政治的孤立化政策を継続すること、アルゼンチンのCGTが政府の干渉でその機能をさまたげられている期間、全国労働組合委員会CNSをCGTの正統代表とみなすこと、エクアドルにおける組合弾圧の調査のため国際自由労連使節団を同国に派遣すること、などを決めた。また中東問題については、委員会はサダト大統領のイスラエル訪問を歓迎する決議を採択し、キプロスについては、一二の住民グループの話合いの再開を要請し、キプロスの労働者連盟CWCとキプロス・トルコ人労働組合連盟CTTUFの二つの国際自由労連加盟組織にたいし公正な解決に寄与するよう全力をあげることを要請した。最後に執行委員会はILOのブランシャール事務局長からアメリカのILO脱退後の事態について報告をうけたのち、次期会議においてILOを改革するための具体的提案を採択することを決定した。

国際化学エネルギー一般労連ICEFアジア地域セミナー

一九七八年三月一～二日に東京でオーストラリア、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、香港（オブザーバー）、日本の九カ国の組織の代表約一三〇名が参加して開催された。わが国からはICEF・JAF加盟の電労連、全化同盟、合化労連、ゼンセン同盟、全日本ゴム労連、紙パ総連合、全石油、全国ガス、新化学、化労研、全石化などから九三名が出席した。ICEFのチャールズ・レビンソン書記長の「労働組合にたいする現代の挑戦――ICEFの経済社会綱領」と題する講演がおこなわれたあと、各国報告とそれにもとづく討論がおこなわれ、そのまとめとして「決議文」が採択された。決議文は、アジア地域のICEF産業に働く労働者の生活と雇用情勢の深刻化を確認し、各国政府のインフレ・失業対策は無効に終わったこと、多国籍企業が経済的困難を促進していること、有害物質による労働者の健康への脅威が深刻化していること、アジア地域のいくつかの国では結社の自由が存在していないことなどを指摘したのち、

強大な民主的労働組合活動の確立、大幅時間短縮をめざす団体交渉の開始、多国籍企業対策強化のための情報交換、産業民主主義実現、ＩＣＥＦの職業衛生安全政策の実施、アジアのＩＣＥＦ加盟組合の協力の強化が必要だと述べている。

国際化学エネルギー一般労連アジア・エネルギー会議

七八年三月三日に開催され、前日まで開催されていたＩＣＥＦアジア地域セミナーに参加したもののうち、石油、ガス、電力などエネルギー関係の組織代表九カ国八〇人が出席した。わが国からは電労連、全化同盟、全石油、全国ガスなどから四一名が参加した。ＩＣＥＦレビンソン書記長が「ＩＣＥＦのエネルギー政策と今後の課題」と題する基調講演をおこない、ついで各国報告がおこなわれたのち、①アジア地域エネルギー関係労組の連帯強化、②七八年六月一三～一五日にロンドンで開催予定のＩＣＥＦエネルギー部会総会の成功をめざして積極的にとりくむ、の二点を確認して閉会した。

アジア公務員組合援助基金に関する東京会議

七七年一二月シンガポールの合同公務員組合ＡＵＰＥで開催したアジア地区問題委員会での合意にもとづき、七八年三月三日に東京で開催され、シンガポールのＡＵＰＥ、オーストラリア行政事務職員組合ＡＣＯＡ、ニュージーランド公務職員組合ＰＳＡ、マレーシア公務員組合会議ＣＵＥＰＡＣＳの各代表と自治労国際連帯委員が出席した。会議はアジアの公務員労働者の協力強化、公務員組合の発展とより強力な組合権の獲得を目的にして「アジア公務員組合発展計画」をつくり、九月一日以降発足させることを決定した。

国際金属労連ＩＭＦ世界自動車会議

国際全金労連ＩＭＦ世界自動車会議は七八年五月三〇日～六月一日にデトロイトで開催され、わが国からは塩路自動車総連会長（ＩＭＦ・ＪＣ副議長）をはじめとする自動車総連の代表一八名が出席した。会議は「自動車産業労働者と世界の自動車産業の将来」をテーマに、省エネルギー、雇用、多国籍企業問題などが討議され、宣言が採択された。宣言は、①多国籍企業の挑戦に対決できる強力な組合の建設、②拡大をつづける自動車産業の利点を活用して完全雇用、時間短縮、賃金・労働条件の改善をめざす、③働く者の肉体的・精神的健康を増進するための業務の改善、④雇用条件をできるだけ高い水準で、国際的に調整する、などの諸点にふれている。

第二回国際金属労連ＩＭＦアジア造船セミナー

七八年五月三〇日～六月一日に東京で開催され、オーストラリア、台湾、香港、インドネシア、インド、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポールから九五人が参加した。トネッセンＩＭＦ書記次長が「アジアの造船業の現状」について報告し、ついで土居造船重機労連委員長が「アジアの造船業における雇用確保と賃金・労働条件の改善への労働組合の役割」について見解を表明したのち、各国報告に移り、討論ののち「宣言」を採択した。宣言のなかではつぎのようにのべられている。

【第二回ＩＭＦアジア造船セミナー宣言】

合同のセミナーの主要議題は以下の通りであった。世界の造船産業の現在の役割、アジアの造船産業における雇用確保と促進および賃金・労働条件の改善における労働組合の役割、世界の造船産業に関するＩＭＦ政策の提言、アジアにおける多国籍企業、造船労働者の安全・衛生および労働環境の改善をめざす労働組合の活動。多数の発言者、各代議員の討論および

ＩＭＦ本部の提供した各報告、これらすべてによって、持続的かつ、ますます悪化する世界の造船産業の危機が確認され、ＩＭＦおよびすべての関係する労働組合の即時かつ精力的行動が要求された。

今回のセミナーは下記の結論を下した。

一、造船業は、長期的な調整された国際的な計画の代わりに、各国政府および民間企業の短期的な利潤追求に根ざした決定に依拠している。

二、この病的、投機的、利潤指向型の政策は、船腹ならびに造船施設の過剰をもたらし、造船労働者の一時解雇、操業短縮による労働時間の削減、所得の減収、付加給付、その他の既得権益の喪失という結果をもたらした。

三、従って、各造船労働組合ならびにＩＭＦの主要な課題は、造船産業における混とん状態と戦いその労働組合としての力を増強しこれを系統的に活用し、かつ資本のぼう大な消費と言語道断な困苦を造船労働者にもたらした殺人的な競争を排除するよう経営者と各国政府に義務づけることである。

四、造船産業の危機が国際的な性格をもつため、国際的な協力が絶対必要となってきた。この国際的な協力を通じて、ひとつの国の計画措置が他の国を阻害することを阻止する共通の政策を確立せねばならない。

第二回国際金属労連ＩＭＦアジア電機・電子セミナー

七八年六月八～一〇日にシンガポールで開催され、オーストラリア、イスラエルをふくむアジアの一四カ国から八〇人が参加した。わが国からはＩＭＦ・ＪＣから副議長の竪山電機労連委員長をはじめとする一九人の代表と、橋本電労連委員長らオブザーバーが出席した。

セミナーは「世界の電機産業における主要な経済・社会的な動向」（報告者＝トネッセンＩＭＦ書記次長）、「アジア諸国に進出の電機産業多国籍企業における労働者と労働組合の現状」（同コリンズ米ＩＵＥ国際部長、竪山利文、Ｗ・バームステーカー両ＩＭＦ電機・電子部会での討論が待たれる。

セミナーは最終日に結語を採択し、三日間の幕を閉じた。

3　中立の国際組織の会議

国際映画放送労組連盟（FISTAV）第二回大会

七八年六月六～一〇日にサン・レモで開催され、フランス、イギリス、イタリア、スェーデン、デンマーク、ハンガリア、ポーランド、ソ連、ドイツ民主共和国、チェコスロバキアをふくむ三一カ国、四七組合の代表と、一八カ国からのオブザーバーが参加し、わが国からは民放労連から竹村委員長をふくむ四名の代表が出席したほか、日放労上田委員長がオブザーバーとして参加した。

大会はつぎの七つの決議を採択した。①テレビと映画の文化的役割、世界経済と失業、FISTAVと国際連帯に関する決議、②ラジオに関する決議、③民主的参加に関する決議、④健康と安全に関する決議、⑤平和に関する決議、⑥技術革新に関する決議、⑦ノルディック・ラジオ・テレビ衛星計画に関する決議。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2)国際自由労連東京事務所『自由労連通信』、(3) ICFTU, International Trade Union News, (4) WFTU, Documents-9th Warld Trade Union Congress, 1978'、(5)化学エネルギー労協ニュース、(6)IMF国際労働ニュース、(7)IUFニュース」、(8)IMF・JC「IMF・JC金属」、(9)IMF・JC『第二四回IMF世界大会本部書記局報告』、(10)「総評第五五回ならびに第五七回定期大会資料・各局報告」、(11)同盟第一四回定期全国大会資料、(12)同盟V、第二回大会資料、(14)民放労連放送対策部長会議資料、(15)建設一般『建設一般』、(16)運輸一般『月刊TGU』、(17)第七回国際運輸・港湾・漁業労働者大会資料、(18)『週刊労働ニュース』、(19)『総評新聞』、(20)『同盟新聞』。

XI 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向──農業情勢と農民運動／農政の動向／農民運動の大勢／主要な農民運動──米価闘争／食管制度をめぐる運動：農民春闘／米の生産調整反対運動／乳価その他の価格運動：乳価運動／葉たばこその他の価格運動／農畜産物輸入反対運動／三里塚(成田)空港廃港闘争／公害反対その他の運動／出稼ぎ農民・農村労働者の運動／農民団体その他──全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

概要

一、一九七八年の米価闘争は前年にひきつづき全日農・全農総連など農民五団体の農民団体共闘会議を中心に展開された。共闘会議は麦価諮問米審をもふくめ三次にわたる米審にたいし中央集結行動をおこなったが、統一要求米価もなく、従来にない低調な陳情運動に終始した。また農協中央会などの米価要請行動もみられたが、昨年同様要求米価を引き下げ、しかも政府と同じ土俵に立った生産費方式による要求米価算定方式にみられるように、はじめから「お願い運動」の域をでなかった。この結果、運動の効果ゼロで生産者米価は据置きとなった。

一、食管制度をめぐる運動は、米価据置き打破、二重米価制のなしくずし廃止反対、米の買入れ制限反対、新生産調整反対等の行動が農民共闘会議の幅広い要求をもつ「農民春闘」と結合されて展開された。しかし米闘同様、見るべき成果をあげるにいたらなかった。

一、七七年の実力行使をふくむ飲用乳価交渉は暫定措置で一時休戦したが、七八年一月末の暫定措置の期限切れ後、ふたたび展開された。乳価交渉は難航したが、小売価格引上げという消費者の犠牲のもとに妥結した。生産者団体は乳価引上げ時期の延期、要求乳価

の切下げなど、再三にわたり妥協を強いらた。

一、日本の貿易収支黒字是正問題をめぐりアメリカはじめ諸外国からの農畜産物輸入圧力が強まり、これにたいし生産者団体による輸入反対・輸入枠拡大反対闘争が展開された。農業団体の数次にわたる陳情攻勢はそれなりの効果をあげたが、結局、牛肉・オレンジ・果汁の輸入枠は拡大された。

一、三里塚芝山連合空港反対同盟は土地奪還・反権力・住民闘争として一二年にわたり不屈のたたかいをつづけた。開港は再三延期されたが七八年五月二〇日ようやく〝片肺飛行〟状態のまま実現した。反対同盟は第二期工事建設阻止を基軸に「廃港」闘争を展開している。

一、反公害闘争の多くは漁民を中心とした原子力発電所設置反対闘争として展開された。また原発阻止闘争は地域住民をもまきこんだ全国的な住民闘争に発展しつつある。

一、出稼ぎ農民の運動は全国出稼組合連合会と農村労働組合全国連合会の二系列の組織によって展開された。この運動は長期不況を反映して賃金不払い・労働災害問題、雇用保険法改正要求などを主な課題としておこなわれた。

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

構造不況下の日本農業

一九七七年度の日本経済の景気回復過程はきわめてにぶい動きであった。政府は公共事業の繰上げ執行と拡大、そして再三にわたる公定歩合の引下げ等総合経済対策を実施してきたが、構造不況業種をはじめ全体として企業経営を活気づかせるまでにはいたらなかった。景気回復への前進は七六年度と同様に、とくに輸出増によるものが大きかった。さらに外国為替相場の円高・ドル安は国内景気浮揚を抑制する一方、国際収支の大幅な黒字をもたらし、アメリカをはじめとする諸外国から輸出規制措置と輸入促進策を強く要求されることになり、諸外国の農産物輸入拡大を求める声は日増しに強くなった。この間における日本農業の動向はつぎのとおりである。

第一に、農林水産省の「農業調査結果概要」（七八年一月一日現在）によれば、総農家数は四七九万戸でその減少率は七七年のそれよりさらに鈍化し、前年度比一%減であった。農家人口の減少も鈍化し

前年比一・四%減の二二三万人となった。この結果、総人口に占めるその割合は二〇%を割り一九・五%となった。専業農家は前年比三・六%減少し六二万戸となり総農家数に占める割合は一二・九%となった。兼業農家もまた〇・六%減少したが、そのうち一兼農家の減が五%と大きく、農業を従とする二兼農家は〇・七%の増加であった。年々絶対的にも相対的にも増加してきた二兼農家の割合は六八・六%となった。これらはいずれも経済不況と農業経営の不安定化の重層的表れであった。

第二に、同じ農林水産省調査による七七年度の農家経済（概算）の動向によると、全国一戸当たり平均農家所得は三九一万円となり前年度比九%の増であった。この増加率は七六年度にくらべ二ポイント程度上回ってはいるが、その内容をみると農外所得の前年度比一三%増によるもので、農業所得のそれはわずか一%増にすぎなかった。農業所得の不安定性は恒常的につづいているものではあるが、七七年のそれは稲作の生産拡大にかかわらず、これと対照的に一〇%を超える野菜・果実等の農産物価格の値下がり、農業経営費の前年度比八・六%増というマイナス要因によるものであった。ちなみにこれを七七年度の農村物価指数（概算）でみると、農産物総合価格は前年度比〇・八%のマイナスを示し、購入品総合指数は五・五%増であった。これを主な作物別でみると米六%、麦類四一%、工芸農作物九%の上昇をみせたが、豆類二五%、果実一二%、野菜一〇%といずれも低下し、総合でマイナスとなった。これに反し農業生産資材価格は飼料のみ二%低下、他は肥料・農機具および光熱動力二%といずれも上昇し総合で二%の増となった。この小幅な上昇は、円高による輸入原材料の値下がりを反映するものであった。なお生活資材総合価格は前年度比七%上昇した。

以上の結果、農家所得に占める農業所得の割合を示す農業依存度は二九%と三割を割り、農業所得による家計費充足率は三六%で前年度より三・六ポイント低下した。同じく農業粗収益にたいする農業所得を示す農業所得率も前年度比一・六ポイント減の五一%となった。農業経営の不安定性は解消されるどころか強められる傾向にある。

総合食糧政策と水田利用再編対策

農林省は七七年八月、七八年度の農林水産関係重点施策を明らかにし、世界的食糧問題を背景にした「総合的な食糧自給力の向上と農林水産業等の健全な発展を図ることを基本に」した長期的総合的施策の展開の必要性を強調し、これまでの水田総合利用対策にかわるあらたな「水田利用再編対策」を提案した。

これは一〇年間にわたる長期的な視点にたって、米の生産を抑制し中核農家への農地利用の集積と飼料作物・麦・大豆等の生産拡大をはかるため、七八年度において水田面積三九万一〇〇〇ha（米一七〇万トン相当）の転作を推進するというものであった。具体的には水田裏作の奨励、集団裏作の助長を目的とした農作業の受委託の推進をはかるため、水田裏作麦作付奨励補助金・飼料用麦流通促進奨励補助金・大豆生産振興奨励補助金等々大々的な補助金政策を展開するものであった。この案はその後、農林省予算および「農産物の総合的な自給力の強化と米需給均衡化対策」、「水田利用再編対策大綱」として次つぎと具体化された。補助金と減反というアメとムチがたくみに使いわけられている。

ところで、政府は七七年度『農業白書』の総括のなかで、日本農

業にとってとくに重要な問題としてつぎの三点をあげている。すなわち第一に「農業生産を再編成し、需要の動向に安定的に対応しうる農業生産構造を確立し、農産物の総合的な自給力の強化を図ること」であり、「水田利用再編対策に全力をあげて取り組み、需要の動向に安定的に対応できる農業生産構造を確立し、農産物の総合的な自給力の向上を図ることが農政に課せられた目下の急務である」こと。第二に「農産物価格の安定に努め、農産物需要の維持拡大を図り、農業従事者の所得の確保を図ることである」として、需要に応じた農産物価の抑圧、そのための生産性の向上と流通経費の節減を強調する。第三に「農業経営の発展を図ろうとする農家へ土地利用の集積を進める等、農業経営の発展を積極的に支持するとともに、農村の生活環境の整備を図り、農業生産の担い手を育成確保しつつ、長期的視点に立って農業構造の強化を図ることである」と（一九三～四頁）。いずれにせよ水田利用再編対策が柱となり農政の最重点施策として強調されている。このため奨励金政策中心の価格抑圧政策では農業の本質的構造改革は不可能ではないか、といった批判も出されたわけである。

最後に、第八四国会に提出された政府の「昭和五三年度において構じようとする農業施策」の重点施策をあげておく。すなわち①需要の動向に即応した農業生産の再編成、②農産物の価格安定、③農業構造の改善―農業生産の中核的担い手の育成等、④輸入農産物の安定確保と備蓄の実施等、⑤農村の計画的整備、⑥流通加工の合理化と消費者対策の充実、⑦風土、資源に適合した食生活の普及、⑧農業技術の開発と普及事業の拡充、⑨災害、公害対策の推進、⑩その他農政の推進に必要な措置、の一〇項目である。

（注）一九七八年七月五日、農林省設置法の一部改正により農林省は「農林水産省」（略称、農水省）に名称が変更された。

2　農民運動の大勢

農民団体共闘会議と要請運動の限界

一九七七年後半から七八年前半にかけての農民運動の特徴は全日農・全農総連・全農同・開拓連・出稼連の農民五団体が農民団体共闘会議に結集して通年的な統一行動をとったことであるが、その内容は充実したものといえず成果もあまりあがらなかった。

農民共闘会議は農民春闘や米価運動で多様な農民の要求をとり上げ、日本農業を守る運動を統一行動のなかで展開する努力をした。このことは評価さるべきであるが、闘争の準備過程で農民団体の意見の不一致が表面化し、闘争を弱体化させることになった。すなわち、統一行動を拒否した全国農協中央会（全中）など農業団体にたいする姿勢の曖昧さが要求米価の統一を不可能にし、七七年闘争では実施された対全中交渉を不可能にした。もともと農民共闘といってもそれぞれ政治姿勢が異なる組織の集合組織にすぎないので、そこに階級闘争としての農民運動の展開を要求するのは無いものねだりをするようなものである。この点、農協と表裏一体の組織である全農総連と全日農との農民運動にたいする態度の相違をみれば明らかである。また、全農同のように中央団体として組織実態の明らかでない農民組織も農民団体として扱われている形式性も問題にされ

ねばならぬであろう。さらに本来、農民運動の旗頭であるべき全日農は「八〇%パルクラインによる生産費所得補償方式」による独自の要求米価を算定しながら、統一要求・統一行動の前に後退し、独自の米闘を展開できなかった。この点、同じ農民共闘会議の主要メンバーである全農総連は統一行動に参加する一方、他方で独自行動をおこなっている。農民共闘会議の実態は持続的共闘の性格が薄れ「問題共闘」になった、と一部から批評されるようになったのもとうぜんであった。

農協など、農業団体の運動に共通の「集会→デモ→陳情」という農政運動におきまりの方式が、日本経済の高度成長にともなって、農民団体の運動方式に導入され、要請内容が若干変わってきたにすぎない。このような諸原因による農民運動の停滞傾向に、さらに農畜産物輸入圧力、米過剰宣伝と新生産調整、食管制度のなし崩し破壊廃要求、長期不況と春闘賃上げ相場の低迷などが相乗的に作用し、生産者米価だけでなくほとんどの農畜産物政策価格が据え置かれることになった。

地方における農民運動の実態

地方の運動の実態も形態も中央のそれと大差はみられない。ここでも自治体当局への陳情運動が主流である。しかし、三里塚空港反対闘争は反対運動は、地域住民運動としての性格を強くもって展開された。いうまでもなく、原子力発電所設置阻止運動のような農漁民による三里塚芝山連合空港反対同盟の闘争は一二年にわたりつづけられている。すなわち、全国の労働者・学生団体の支援のもとに、ジェット燃料輸送反対闘争・第二期工事阻止闘争・開港反対闘争などが結合され展開されている。成田空港開港は再三延期されたうえ七八年五月二〇日開港された。それは四〇〇〇メートル滑走路があるだけで横風用滑走路がなく、燃料備蓄に不安があるなど、いわゆる〝欠陥空港〟である。開港当時、マスコミはこれを「片肺飛行」と呼んだ。アクセス問題・騒音問題・ジェット燃料問題・滑走路の不備等々問題は山積している。国家権力の弾圧もはげしくなっているが、反対同盟は支援団体とともに「開港反対」から「廃港実力行使」へと闘争を展開している。あらたに騒音地区住民がその戦列に加わりつつあり、闘争はあらたな段階をむかえている。

秋田県・大潟村干拓農民の生産調整対応策は〝ゼブラ方式〟ともいわれるが、この方式に国・県当局が圧力を加え、大潟村農民は結局イネの青刈りを余儀なくされた。しかしこの背景には、当該村周辺の市町村や農業委員会などが生産調整に違反するものとして当局とともに圧力を加えた事情がある。農民が農民の足を引張って農民運動を抑圧する過程をもっとも端的に表わした事例である。

2　主要な農民運動

1　米価闘争

全日農の米闘方針と要求米価

全日農（全日本農民組合連合会）第五回中央常任委員会は一九七八年五月一六日、七八年度の米価闘争方針を決定した。それによると、全日農の米闘にとりくむ基本的態度は、①たたかいの中心目標を米価据置き打破、要求米価の実現におく、②生産調整も米価もともにたたかうと同時に農蓄産物価格闘争戦線の勢揃いをめざすたたかいとして発展させる、③農業・農民団体の統一闘争を強める、という三点におかれた。

全日農はこの米闘方針のもとに農協中央米価対策本部（米対）にたいし統一闘争を申し入れ、交渉をつづけたが拒否された。そこで六月一〇日、全日農は七八年産米生産者要求価格を「八〇%パルクライン、生産費・所得補償方式」により算定し、前年基本米価比六二%アップ、六〇キロ当たり二万七三〇〇円の独自の要求米価を発表した。なお、この算定に当たり、家族労働評価は従来と同じ製造業規模一〇〇人以上の男子常用労働者一時間当たり賃金一四四一円により評価替えしたものであった。全日農は農民団体共闘会議（農民共闘会議）の共闘強化をはかるため、他の農民諸団体とともに中央集結行動・全国いっせい行動・要求米価の統一などについて協議をつづけたが、統一要求米価については不調に終わり農民共闘会議の抽象的な要求の線に後退を余儀なくされた。そのうえ全日農独自の行動も展開できなかった。

農民団体共闘会議の米闘

全日農・全農総連（全国農民総連盟）・全農同（全国農民同盟）・全開連（全日本開拓者連盟）・全出稼連（全国出稼組合連合会）の農民五団体は農民春闘（後述）にひきつづき統一米価要求闘争を展開した。しかし、中央統一行動は実現したが統一要求米価に関しては統一できず、「すべての農家の生産費と農民に社会的に一人前の正当な賃金を補償する米価」の要求ということになった。

政府は七八年六月一九・二〇日の両日、米価審議会（米審）を東京九段の農林省分庁舎で開催した。これは「前広米審」あるいは「予備米審」ともいわれ生産者米価を審議する米審の前に米の生産・流通・消費など米をめぐる諸問題を広く審議するために開かれたものであった。農民共闘会議は一九日、労働者・消費者団体の支援のもとに米審会場前で「要求米価実現・輸入拡大反対全国農民総決起大会」（二〇〇〇人）を開き、①昭和五三年産生産者米価ならびに米消費拡大に関する要求、②食管制度ならびに米価決定の民主化に関する要求、③農畜産物の輸入反対ならびに食糧自給確立を要求する「総括決議」を満場一致で採択し、闘争宣言を確認した。また同共闘会議は同会場前で中川農相と大衆団交、翌二〇日、武田米

審会長宅および村山蔵相・河本通産相・文部省・外務省・学校給食会にむけて集団要請行動をおこなった。

据置き米価諮問抗議行動

政府は七八年七月六・七日、東京・九段の農林省分庁舎で七八年産米生産者米価を審議する米審を開き、価格決定年の必要量に見合う販売数量までの農家を米価算定の対象とする「必要量生産費方式」によるキロ当たり一万七二五一円の据置き米価諮問案を提示した。これにたいし農民団体共闘会議は六日、早朝から米審委員要請行動を、ついで食管連・労農会議の協力のもとに米審会場前に約五〇〇〇人を集結、据置き米価抗議「全体集会」を開き、闘争宣言を確認した。ついで中川農相との大衆団交で恣意的な逆算方式による諮問案撤回を要求するなど抗議行動を展開した。また、衆院農水委員会の傍聴や米審生産者委員との懇談会もおこなった。

翌七日、共闘会議は米審要請坐りこみ行動をつづけ、また米価据置きの元凶は大蔵省当局であると約二〇〇〇人が大挙同省におしかけ抗議した。また、河本通産相・宮沢経企庁長官・安部官房長官・農水省にたいし集団交渉をおこなった。当日はまた全国酒造組合中央会にたいし、アルコール添加をやめ純米酒醸造による日本酒の品質向上をはかり米の消費拡大に寄与せよ、との要請行動もおこなった。

全農総連の米闘

全農総連は農民共闘会議の主要団体としてその中央行動に参加するとともに、独自に米闘をすすめた。すなわち四月以来、全中米対本部にたいし統一行動と八〇%パルクライン方式による統一要求米価に関し申入れをおこなっていたが、六月一九日、「生産者米価決定は八〇%パルクラインによる生産費及び所得補償方式を基本とするが、昭和五三年産生産者要求米価については諸般の情勢を勘案し一万九二七六円以上とする」と機関決定した。これは八〇%パルクライン方式を放棄した農協米価に「以上」をつけただけであり、前述の農民共闘会議の統一要求米価の不調に大きな影響を与えた。

全農総連は七月五日、東京・港区のニッショーホールで独自の「要求米価貫徹・農畜産物輸入拡大反対全農総連総決起大会」（七〇〇人）を開催し、①六〇キロ当たり一万九二七六円以上の米価要求、米の買入れ制限反対、産米全量政府決定価格での買入れ、二重価格制の堅持など「昭和五三年産生産者米価・食管に関する要求」、②農民に団体交渉権を与える立法措置をふくむ「米価決定の民主化に関する要求」、③「農産物の輸入自由化・枠拡大・関税引下げ反対に関する要求」決議をおこなった。大会終了後、すでに米審会場前で要請行動をつづけている盟友八〇〇人に合流した。また全農総連は東京の都道府県会館に米対本部を設置し、四日から七日にわたり独自に農水省・自民党などとの交渉をつづけた。

農業団体の要求米価と運動

全中（全国農協中央会）は六月一〇日、七八年産生産者要求米価を六〇キロ当たり一万九二七六円と決定した。これは従来の算定方式である八〇%パルクライン方式を放棄し、政府と同じ土俵のなかに入った「平均生産費方式」によるもので、要求額としては二年連続前年を下回った。当日、全国農業会議所も全中と同じ米価を決定した。

これより前の五月一六日、全中は、①七八年度米穀対策・価格運動要綱、②米穀政策に関する要請、③農協組合員米消費拡大実施要領を正式に決定し要請運動をつづけていたが、要求米価決定とも

に本格的に対政府交渉と自民党要請をおこなった。六月一六日、「農畜産物輸入自由化・枠拡大反対・要求米麦価実現農協代表者集会」を東京・千代田区の東条会館（三〇〇人）で、ついで七月三日、東京九段の日本武道館において「農業基本政策確立・要求米価実現全国農協代表者大会」（一万人）を開催するなど政府・自民党・地元選出国会議員への要請行動を展開した。

据置き米価決定　米審は七月七日夜半、食管制度を維持するために諮問案支持の答申をおこなった。諮問案に反対の意志表示をしたのは生産者団体代表の五名だけで、逆に米価引下げの意見も多くみられた。政府は七月八日、自民党の総合農政調査会等にはかったうえ、答申どおり一万七二五一円の据置き米価を決定した。なお、七六年産米から導入した良質米奨励金の増額と、あらたに「水田利用再編推進特別交付金」として、①転作等目標達成農家の予約限度数量六〇キロ当たり一〇〇円、②転作等実施面積一〇アール当たり三五〇〇円の交付を決め、この使途を市町村長に委託することにした。同日、農民団体共闘会議と全農総連はそれぞれ、政府決定は作為的逆算方式による改悪米価である、との抗議声明を出した。

2　食管制度をめぐる運動

(1)　農民春闘

七八農民春闘総括要求　農民団体共闘会議は七七年末以来、三年目を迎える一九七八年農民春闘に関する討議をつづけ、七八年一月二六日の全国代表者会議でつぎのような「総括要求」をふくむ農民春闘の方針を確認し、農林省交渉を展開した。

【中心要求】

(1)すべての農業生産に都市なみ労働報酬を保障し、価格決定は農民との団体交渉で民主的に行なうこと。①主要農畜産物価格は「生産費・所得補償方式」で決定すること。決定期は作付前に予示価格を示し、売渡し期に最終価格を決めること。②農民に団体交渉権を与える立法措置をこうじること。③当面、価格決定に関与する審議会は、均衡のとれた三者構成に改めるほか、甘味資源審議会に価格審議機能を与え、野菜価格安定基金への農民代表の参加を認めること。

(2)日本農業をつぶす米の新生産調整と農畜産物輸入拡大・宅地並み課税をやめ、農政の民主化・転換を行なうこと。①食糧の海外依存政策を根本的にあらため、農業・農民団体と政府との協議によって食糧需給計画を策定すること。②大量に輸入されている食用外麦をはじめ農畜産物輸入を大幅に削減すること。③国内生産を圧迫する牛肉、オレンジ、酪農品などの輸入自由化・輸入枠拡大は絶対に行なわない。④関税引下げによる農畜産物市場の門戸開放を行なわないこと。⑤食

糧輸入については、農業・農民団体も含む民主的機関の設置によって規制すること。⑥他国民の犠牲のもとで行なわれる開発輸入は行ないこと。⑦米の減反政策をただちにとりやめること。⑧農業課税減免と農地の宅地なみ課税を全廃すること。また一般農地の固定資産税を据置く特別措置を復活させること。⑨農業用生産諸資材の価格の引下げを行うこと。

【重点要求】

(1)米価据置きなど低米価強化と食管制度をつぶす二重価格のなし崩し反対。新生産調整による買入れ制限の強化をやめ、産米を全量買上げること。米消費を大幅に拡大すること。

(2)自給飼料の増産による畜産政策の根本的転換。

(3)農業への重点投資で田畑輪換をふくむ土地基盤整備の拡充と土地利用の高度化と有畜複合経営を重視するなど、農民に依拠した生産対策への転換。

(4)兼業農民の雇用安定と労働条件の改善、農民の社会保障制度の充実、強化。

(5)冷災害対策を確立し、畑作物をふくめた農業災害補償制度の抜本的改正。

農民春闘中央集結行動

(全日農機関誌『農民新聞』八四九号による)

農民共闘会議は三次にわたる農民春闘中央集結行動をおこなった。第一次中央集結行動は二月七日、参加者が参議院会館で集会をもった後、先に確認した「総括要求事項」を政府に提出するとともに、国会、とくに野党を中心に要請した。ついで二月二二日、共闘会議は「農畜産物価格据置き攻撃と米の減反、輸入拡大、宅地並み課税による農業総生産縮小政策を打破し、農業で働ける諸政策の確立を!!」のスローガンをかかげ、東京・霞ケ関の久保講堂で「農民春闘総決起大会」を開催した。大会には農民五団体の代表約一五〇〇名が参加し、さきに政府に提出した農民春闘総括要求を再確認した後、その回答を求めるべく各班に分かれて要請行動を展開した。要請先は農林大臣はじめ政府各省と各政党および全中・全農であった。

農民春闘第三次中央行動は三月二八・二九の両日、畜産振興審議会(畜産審)食肉・酪農部会の開かれた農林省分庁舎に農民代表約一〇〇〇人が結集し展開された。

(2) 米の生産調整反対運動

全日農の米生産調整反対運動

全日農は七七年一〇月一二日、東京の参議院会館で「米の生産調整・農畜産物輸入反対、宅地並み課税全廃全国代表者会議」を開き、①米過剰を理由にした減反政策は政府の需給見通しの誤りを農民に転嫁するもの、②米の過剰原因は外麦をはじめとする農畜産物輸入と他作目価格の不当な低さによるもの、③農業の発展と自給率向上に逆行するもの、④転作目標未達成農家への買入制限強化は食管制度なし崩し撤廃につらなるとして絶対反対の意思を確認し、農林省に申し入れた。

全日農は一二月一・二日に開催された「全日農第一七回全国大会」で新生産調整反対闘争方針を決定、ついで一二月一五日の第一回中央常任委および一二月一九日の米作十県共闘会議で具体的な運動方針を決定した。それによると、教宣活動・市町村交渉・単協交渉・組織拡大との結合、労農共闘など食管制度を守る幅広い活動として運動を位置づけ、提起された。一二月二六日の全日農と総評・社会党との話し合いでは、①米の生産調整反対闘争の全国的推進、②国民的合意を得るための政策提起、具体的対処方針等について社

会党を中心に検討、作業をすすめる、③七八国民春闘の中に取り入れるよう積極的に対処する、という「三者確認事項」が確認された。翌七八年一月一八日、西日本の全日農各県連・県評・労農会議・食管連・全農林・社会党代表による「米の新生産調整に反対する西日本研究・討議集会」が開催され、また二月八日、東日本の一部県連や労農会議等による「新生産調整反対東ブロック討論集会」が開かれるなど、従来にない反対の動きを示した。このような反対行動が農民共闘会議の運動に結実されたのである。国民春闘共闘会議が中央労農会議と共催して三月三〇日、東京・霞ケ関の全日通会館ではじめて「米の新生産調整反対全国代表者会議」を開き、総理府および農林省に減反政策反対で交渉したのもこのような背景があったからである。

米の新生産調整反対・抗議集会

農民共闘会議は七七年一一月一五日、東京の全電通ホールで「米の新生産調整反対・抗議中央集結集会」（五〇〇人）を開いた。集会は①外麦など外国農畜産物の大幅削減、残存輸入制限撤廃・輸入枠拡大・関税引下げ反対、②都市なみ均衡所得が得られる主要農畜産物の価格保障制度確立、農民の団体交渉権の法制化、③畑作など農業振興措置の確立、都市農業とりつぶし差別農政反対、④米を中心とした食生活体系の確立、米飯学校給食への助成拡大、消費者米価の抑制、米麦相対価格の是正、純米醸造の促進と自家醸造の認可、⑤米の全量買上げ、二重米価堅持、等の政府要求決議案を満場一致で採択した。集会後、参加者全員が鈴木農相らに要請行動をおこなった。農民共闘会議がこの新生産調整反対行動を農民春闘の中心要求に結合して要請行動を展開したことは前項に記したとおりである。

福島潟農民の稲作推進闘争

新潟県の福島潟干拓地農民で組織する「生産調整反対・福島潟干拓地に稲作を推進する会」（略称、稲作を推進する会、石井正孝会長）は七六年にひきつづき七七年もふたたび干拓地に稲を植え、九月二三日、日農新潟県連および労働者・農民の支援を受け集会を開き、一部稲を収穫した。このため、県当局との交渉は決裂、新潟地裁の調停によって七七年三月末に妥結した和解は事実上破綻状態におちた。この間、「推進する会」は農林省から七八年から干拓地の一部の稲作を認めるという譲歩をかちとったが、他方、県当局は強硬に青刈りを主張、土地の配分取消しを受けている二五人にたいし和解案による土地の譲渡を拒否した（本年鑑第四八集に一部既述）。

「推進する会」は七七年九月二四日、「土地所有権の移転請求保全を求める仮登記仮処分」を新潟地裁に申請、同時に県当局に「本登記」を早急におこなうことを要求した。同日、新潟地裁の「所有権移転請求権保全の仮登記」可能であるとの決定に従い、「推進する会」の農民二五人は新潟地方法務局豊栄出張所に二六日までに「仮登記」手続きを完了した。しかし、県当局との交渉はいぜんとして暗礁に乗りあげた状態にあったためふたたび新潟地裁が調停に乗り出した。七八年二月二二日、「稲作を推進する会」は豊栄市の中央公民館で同会幹部四人の制裁措置をふくむ新潟地裁の和解勧告案に関する臨時総会を開き、幹部四人の損失は同会が全体で補償することで和解案受入れを決定した。こうして三月七日、「推進する会」と県当局は新潟地裁で農業調停案を受諾した。調停案の主旨は配分取消処分を受けた二五名にたいし、①二一名には直ちに売買契約を結び、所有権移転をおこなう、②幹部四名とも売買契約はするが、

所有権移転登記は延期する、③農民側の仮処分申請は取り下げる、④二一名には農林省案による稲作を認めるが、残る四名は今年、来年の稲作を見合わせる、というものであった。

大潟村農民の生産調整忌避運動と青刈り

政府は七七年一一月、秋田県大潟村に二一haの稲作を認めた。大潟村村議会全員協議会は七八年三月末、政府方針どおり各戸一五haの耕地のうち八・六haの転作割当てをおこない、同時に規定のこの決定に対抗し、〝ゼブラ方式〟と呼ばれる田畑輪換方式により作付け制限を上回る稲作の方針を決定した。これは転作割当てを受けた二六戸の農家が畑作専業農家になり、それ以外の全農家は最高一二・五haの稲作付けをすることにより村全体として転作割当てを達成するというものであった。

しかし、この方式が判明するや、県当局は五月二二日と二四日の二回にわたり村にたいし、七五年に締結された一戸当たり八・六haの稲作付許可違反であり、①国・県の補助・融資事業の中止および撤回、②七八年産米事前売渡し申しこみ限度数量の配分留保、③水田利用再編転作奨励金交付の対象としない、④農地の買戻し措置をとる、と警告した。周辺の市町村や農協・農業委員会も大潟村方式に反対し断固たる措置をとれと県当局に圧力をかけた。村側は再三、ゼブラ方式は積極的な畑作振興の一環であると主張し、県当局と交渉したが難航した。七月一一日、村議会は県当局の是正方式を受け入れ、一三日から稲の青刈りを開始した。

地方の新生産調整反対運動

日農新潟県連は七七年一一月四日、新潟市県民会館に県下の農民一五〇〇人を結集し「一七〇万トン新生産調整反対新潟県農民大会」を開催し、新生産調整反対・福島潟闘争勝利などの決議をおこなった。ついで一二月五日、同県連は県下の農民代表五〇〇人を集め、君県知事にたいし新生産調整反対の大衆行動を展開、県庁知事室前に坐りこみ抗議行動をおこなった。この大衆行動のさい威力業務妨害で一三人が新潟中央署に逮捕された。また、これより前の一〇月二〇日、新潟県新津市・白根市・五泉市・村松町・亀田町・小須戸町・横越村で構成する三市中蒲米価対策協議会は新潟市民会館で新生産調整反対「三市中蒲農民総決起大会」（二〇〇〇人参加）を開いた。

全日農鳥取県連・部落解放同盟・労農会議・総評などで構成する鳥取県農民春闘実行委は七八年二月八日、県庁講堂で「米の新生産調整反対、農業危機突破県民大会」を開いた。大会には県庁までデモ行進した農民や労働者など一五〇〇人が参加、大会後県当局に大衆交渉を要求した。この他、七七年末から七八年にかけ全国各地で労農共闘による新生産調整反対の対自治体交渉が展開された。

3　乳価その他価格運動

(1)　乳価運動

飲用乳価要求実力行使(続)

全国指定生乳生産者団体乳価対策委員会（全乳対）は一九七七年四月一日からの飲用乳価キロ一五円引上げを要求してきたが、メーカー側のゼロ回答により交渉は難航、要求を九月一日からの引上げに変更

したが、いぜんとして交渉は進展をみせなかった。そこで全乳対は九月一四日、雪印乳業にたいし生乳出荷停止の実力行使を一六日からおこなうことを決定、各指定団体に指令した。

これよりさき酪政連（日本酪農政治連盟）は八月三一日、七月一四日の農民総決起大会後の大手乳業メーカー側との交渉で合意した約束違反に抗議して関東地方の酪農民など約六五〇人を集め「飲用乳価引上げ貫徹全国酪農民代表者大会」を開催、飲用乳価引上げ早期実施に関する決議、牛肉・乳製品の輸入外圧阻止に関する決議、還元乳等にたいする厳重規制に関する決議を採択し、その後、森永・明治・雪印・協同乳業の四大メーカーにむけ坐りこみ大衆交渉を展開した。また、決議事項の実現のため農林省ほか各省に要請行動をおこなった。

九月一六日、全乳対の実力行使指令が発せられ、酪政連の指揮のもとに雪印乳業対象八工場前に五〇〜八〇人の酪農民がピケをはり実力行使に突入した（『本年鑑』第四八集に一部既述）。全乳対は翌一七日、九月一日からキロ当たり三円二一銭の補完措置が認められるまでストは続行するとの談話を発表、また、関係各地の乳業団体は総決起集会を開き、乳価即時一五円以上の引上げ要求を確認した。全乳対ではこれまで出荷停止対象工場を栃木・日野・赤羽・千葉・大阪・神戸・福岡・都城の雪印八工場に限定していたが、九月一八日、その規模を拡大し、新潟・石川・豊川・高松・徳島・名古屋の六工場への全面生乳出荷停止を指令した。同日、雪印長野工場も出荷停止の対象とされた。全国の酪農民は交替で工場前に徹夜のピケをはりスト破りの生乳入荷を阻止した。東京・赤羽工場には新潟・茨城・埼玉の酪農民が、千葉・松戸市の工場には千葉・静岡・茨城の酪農民が交替でピケをはった。全乳対は一八日、あらたに熊本・群馬両県にある明治・森永・協同乳業三社の五工場にたいしても出荷停止をおこなった。この雪印乳業以外にたいする実力行使は、これら三社が雪印乳業の工場に生乳を融通したためにとられた対抗措置であった。この間、群馬の酪農民は県下一三カ所で一三二トンにのぼる生乳を山林にぶちまけて農民の決意を示した。九月二〇日現在、東北・北海道を除く地域の雪印乳業主力工場はすべて出荷停止状態に入り、その乳量の割合は六〇％（一一〇〇トン）に達した。

飲用乳価交渉暫定措置で合意

雪印への飲用乳価スト体制が強化される過程でようやく農林省は一九日、大手メーカーおよび生産者団体から事情聴取を開始した。また全乳対とメーカー側との徹夜の交渉もつづけられた。この結果、双方は九月二三日未明、農林省のあっせん案に合意した。それによると、①キロ当たり一円九五銭を四カ月間農民に支払う、②上記期間後の取扱いについては再度双方誠意をもって話し合う、③四カ月間は七七年一〇月一日より七八年一月三一日まで、という暫定的措置であった。

全乳対は同日、ただちに八日間にわたるスト体制を解除した。この生乳出荷拒否実力行使の損失は乳価損失九四五〇万円、運賃損失一〇三三万円、酪農家動員費三一八八万円など総額一億九一六三万円であった（一一月四日の都道府県指定生乳生産者団体会長会議の記録による）。

飲用乳価交渉ふたたび難航

全乳対は七七年九月の暫定措置が七八年一月末で期限切れになるため七七年末以降飲用乳価引上げ交渉を続行してきた。七八年一月末、乳

業大手メーカーは卸・小売価格値上げ連動を条件として飲用乳引上げに同意したが、二月以降の暫定引上げは拒否した。全乳対はひきつづき大手乳業メーカーとの個別折衝をつづけ、二月二七日、生産者乳価キロ当たり一円九五銭の暫定措置を基本乳価が改定されるまで継続することで両者はふたたび暫定的な合意に達した。しかし大手メーカーの卸・小売価格の値上げ案に牛乳商業組合など小売業者が反発、乳業者全国大会で「生産者乳価値上げ反対」を決議するなどメーカーに圧力を加えたこともあり、基本乳価引上げ実施交渉は難航した。

酪政連は乳価引上げ早期実施要求のため三月一八日、東京・虎ノ門のニッショーホールで「飲用乳価引上げ即時決定要求全国酪農民代表者大会」（四五〇人参加）を開き、大手乳業メーカーに要請、また農林省にたいし善処方を申し入れた。四月末から五月にかけ農林省による利害関係者の事情聴取がふたたび開始されるなかで、五月八日、全乳対はメーカーとの交渉で飲用向け原料乳価を六月一日出荷分から五円七六銭引上げキロ一一八円二一銭六厘とすることでほぼ合意した。その条件は、①宅配牛乳二〇〇cc当たり六月一日から三円値上げする、②牛乳値上げ分のうち生産者の取り分を四〇％とする、などであった。しかし、この合意事項の実施もメーカーと小売団体の話合いが難航したことにより延期された。

飲用乳価交渉妥結

飲用乳価引上げ実施時期は二転三転した。全乳対はメーカー側の六月一日実施時期の延期申入れを拒否、合意事項の実施要求交渉をつづけた。地方の生乳生産者団体もまた六月一日実施を要求、場合によっては「過去に例をみない抗議行動を展開する」と確認する地区もみられた。七月一九日、全乳対は大手メーカーとの個別折衝で七月六日からキロ当たり五円七六銭引上げ、七月五日までは暫定措置を継続することで合意した。これは全乳対が六月一日値上げ実施要求を七月一日実施に譲歩したのにたいし、メーカー側は七月一六日実施を主張、その中間をとって七月六日実施になったものである。今回の飲用乳価引上げも生産者団体の妥協の産物であるとともに、消費者乳価値上げを前提にした分け前の獲得交渉の結果であった。

乳価共闘会議の乳価運動

一九七七年一二月一五日、全国乳価共闘会議は乳価緊急中央行動として農林省交渉をおこなった。その要求内容は、①乳価不足払い法にもとづいて畜産審議会を直ちに開き、加工原料乳限度数量を改訂し、全量を補給金の対象とせよ、②財源については補正予算を組み通常の交付をおこなえ、③七八年度の限度数量は本年実績を基礎に大幅に拡大せよ、④飲用向け原料乳価決定のルール化を確立し、加工原料乳保証価格の算式を改善せよ、⑤牛肉、酪農製品の自由化・輸入枠拡大絶対反対、⑥牛肉の生産振興のため新しい価格補償制度を確立し、流通機構を整備せよ、というものであった。

乳価共闘会議は七八年三月四日、中川農相に「生産者乳価は現行の用途別乳価はやめ、全生乳を価格補償の対象とし都市均衡労賃が保障されるよう生産費所得補償方式で算定し一キログラム当り一三二円以上とすること」を要求した。また同会議は三月一八日、第二次中央行動として農林省に畜産審の問題点追及を、ついで二八日、畜産審酪農部会にむけ東京・千代田区の社会文化会館で「乳価要求実現全国酪農民総決起大会」（三〇〇人）を開き、①七八年度加工原料乳保証価格要求、②飲用乳価の即時大幅引上げ実現と全生乳を

対象とした価格保障制度確立に関する決議案を採択、参加者全員による農林省交渉を展開した。また同共闘会議は二八・二九日の両日、農民春闘第三次中央行動の協力団体として畜産審の開かれている東京・九段の農林省分庁舎で要請行動をおこなった。

三月三〇日、政府は畜産審酪農部会の「諮問案通り据え置きもやむなし」との答申を受け、七八年度加工原料乳保証価格をキロ八八円八七銭、同基準取引価格を六四円三〇銭と決定、翌三一日告示した。なお、乳質改善奨励金としてキロ一円七五銭、生産者補給金の数量最高限度は一八三万トン（前年一五八万トン）であった。

(2)　葉たばこその他の価格運動

葉たばこ価格運動

七七年産葉たばこ収納価格と七八年の耕作面積を審議する「たばこ耕作審議会」は一九七七年八月二四日から東京の麻布プリンスホテルで開かれた。専売公社の諮問価格は前年比二・四三%アップ、全種類平均一四四三円五七銭（キロ当たり）および耕作面積一七八〇ha減反案であった。

全国葉たばこ対策共闘会議は八月二三日、東京・千代田区の社会文化会館に約一〇〇〇名の耕作農民を集め「葉たばこ価格大幅引上げ要求全国農民大会」を開き、①生産費所得補償方式により一〇アール当たり六〇万円以上の葉たばこ価格大幅引上げ要求、②国内原料面積確保優先施策の実現要求、消費税制の導入反対、③食糧自給確立への農政転換要求の三決議案と地方提案の「国産葉を主体とした原料対策」および「長雨対策要求」に関する件を決議した。大会終了後、参加者全員が専売公社裏の葵会館前広場で泉専売公社総裁に大衆団交を要求、決議案の実行をせまった。また、同共闘会議代表による農林・大蔵両省への要請行動もおこなわれた。他方、全国たばこ耕作組合中央会も東京・芝のニッショーホールで「全国たばこ耕作者大会」（八〇〇人）を開き、たばこ生産全作業の都市なみ労賃による評価要求、輸入葉縮小による国内生産基盤の確保要求に関する決議をおこない、大蔵省その他に陳情した。共闘会議に結集する耕作農民は耕作審議会開催期間中、価格大幅引上げ要求をするかたわら、審議会への共闘会議代表の参加要求、諮問案撤回の要求運動を展開した。耕作審は会期を一日延長、会場を公社総裁公邸に移して審議を続行したうえ、八月二七日、全種類平均キロ当たり前年対比六・三九%アップの一四九九円四〇銭、耕作面積前年比一・三四%減の六万三六五〇haを答申した。共闘会議はこの答申が平均生産費方式を採用したことに不満を表しながらも、全家族労働時間の約九二%が製造業賃金に評価替えになったことをたたかいの成果であると評価した。

麦価米審要請運動

麦価を審議する米審は七八年六月二二日、東京・九段の農林省分庁舎で開かれ、政府から諮問された大麦・小麦・裸麦ともにパリティ方式による前年比二・一%アップの価格を審議した。同日、農民共闘会議はパリティ方式による諮問価格に抗議、生産費所得補償方式による麦価の大幅引上げ、土地改良など生産振興対策、外麦輸入の厳重規制を要求して中川農相や米審委員にたいし要請、同時に輸入食糧協議会に抗議行動を展開した。

しかし、米審は同日、「諮問の算定方式によって決定することはやむをえない」との答申をおこなった。なお、七八年産麦類の政府

買入れ算定価格は小麦（六〇キロ）九六九二円、大麦（五二・五キロ）七七〇四円、裸麦（六〇キロ）九九八六円であった。

畑作物価格要請運動

全中は七七年九月一三日、七七年産畑作物要求価格と政策要求を決定、農林省および自民党への要請行動を開始した。要求価格は、①甘藷原料基準価格（三・七五キロ）前年比四三・九%アップの一一六〇円、馬鈴薯原料基準価格（六〇キロ）前年比三五・六%アップの一一五〇円、甘藷でん粉買入基準価格（トン）三七・四%アップの一五万五一〇〇円、同馬鈴薯（トン）二八・九%アップの一四万八七〇〇円、さとうきび最低価格トン当たり四〇・四%アップの二万四〇〇〇円、その他、てん菜、大豆等の要求価格をいずれも再生産と所得補償を旨として算定したものである。その後全中は九月二九日、「甘味資源作物・大豆主産道県代表者集会」を開くなど要請行動をつづけた。

全農総連は全中要求価格に「以上」をつけることを決定し、一〇月五日、甘味共闘全国会議と共催で東京・虎ノ門の共済会館で「畑作農産物対策中央行動集会」（一五〇名）を開き、畑作物価格引上げならびに政策要求行動をおこなった。五日から七日にかけての要請先は鈴木農相・衆参農水委・沖縄開発庁のほか、伊藤忠商事その他の商社等であった。また沖縄県ではサトウキビ生産農民一万二〇〇〇人が九月二六日、那覇市の与儀公園に集結し「サトウキビ要求の中心要求として農畜産物輸入拡大反対闘争を位置づけ要請行動を継続した。

一九七八年一月一三日、政府は日米通商会議でホテル用高級牛肉一万トン増、果汁四〇〇〇トン、オレンジ四万五〇〇〇トンの輸入枠拡大に合意した。これにたいし、全日農と全農総連はそれぞれ農民無視の輸入拡大であると抗議声明を発表した。

4　農畜産物輸入反対運動

農民団体の農畜産物輸入政策反対運動

一九七七年九月、「東京ラウンド」関税交渉の日米事務レベル協議で貿易収支の黒字減らしと農産物輸入問題がとりあげられたのを契機に、全国的に農畜産物輸入反対運動がもりあがった。以下は農民団体の主要な対応である。

農民団体共闘会議は、七七年九月一三日、参院議員会館で「農畜産物輸入反対全国代表者会議」を開き、①国内生産を圧迫する牛肉、オレンジ、果汁などの輸入自由化と輸入枠の拡大反対、②サクランボの輸入解禁反対、③関税引下げによる農畜産物市場の門戸解放阻止、④大量に輸入されている食用外麦、畜産物等の大幅削減、⑤輸入農畜産物にたいするわが国の企業、商社の介入を排除し輸入調整機能を生産者団体に、⑥食糧自給体制の確立、海外投資と開発輸入反対の要求事項を確認し、農林・外務・通産各省および各政党に要請行動を展開した。農民共闘はその後、すでに記した農民春闘の中心要求として農畜産物輸入拡大反対闘争を位置づけ要請行動を継続した。

農業団体の農畜産物輸入拡大反対運動

全中は一〇月一二日、農畜産物輸入反対要請の緊急決議をおこない、反対陳情運動を本格的に開始した。一〇月二一日「牛肉輸入枠拡大反対全国農協代表者会議」（二五〇人）を開き、政府・自民党に陳情、ついで一一月二一日、全農・全開連など中央農業一五団体と共催の「農林漁業生産者団体中央機関会長会議」を開き「農林水産物の輸入自由化・枠拡大並びに農林水産物の関税引下げ反対」に関する声明を発表し、福田首相や土光経団連会長に陳情した。以下、農業団体の主要な反対集会を年次別に列挙する。

一一月二九日、全中「農畜産物輸入自由化・枠拡大・関税引下げ反対緊急全国農協代表者大会」東条会館五〇〇人参加（以下同じ）。一二月五日、全中「農畜産物自由化阻止緊急農協代表者集会」東京・都市センター三〇〇人。同日、日園連、果汁連、全国果研連「オレンジ・果汁輸入自由化・枠拡大・関税引下げ阻止代表者集会」一五〇人。一二月二三日全中「牛肉・オレンジ・果汁輸入自由化・枠拡大阻止緊急全国農協代表者集会」全共連ビル四〇〇人。同日、日園連等「オレンジ・果汁自由化・輸入枠拡大・関税引下げ阻止緊急代表者集会」食糧会館。一二月二七日、全中「牛肉・オレンジ・果汁輸入自由化・枠拡大・関税引下げ阻止緊急全国農協代表者大会」日比谷野外音楽堂六〇〇〇人。一九七八年一月一〇日、全中、日本園芸連等「牛肉・オレンジ・果汁輸入自由化・枠拡大阻止緊急全国農協代表者大会」東条会館五〇〇人。

農業団体も農民団体と同じく工業製品の無秩序な輸出拡大による貿易収支の黒字のしわよせを農業・農民に転嫁することに反対、七八年二月から三月の農畜産物価格要請運動と結合して陳情行動をおこなった。また、あらたな輸入攻勢にたいし全中は四月二一日、東京・平河町の都道府県会館の「牛肉・オレンジ・果汁等輸入自由化・枠拡大・関税引下げ反対全国農協代表者集会」（二〇〇人）と要請行動にひきつづき、五月一二日、中央機関六団体共催で「牛肉・オレンジ・果汁等農畜産物輸入自由化・枠拡大反対全国農協代表者大会」（一三〇〇名）を東京・九段の九段会館で開催し、輸入拡大反対運動の意思を再確認した後、ブロック別集会を開き、地元選出国会議員に反対協力要請をおこなった。

地方の農畜産物輸入拡大反対運動

七七年末から七八年にかけ畜産物・果実主産県で相次いで輸入反対集会が開かれた。以下にその主要なものをかかげる。

七八年一月一〇日、福岡県農民連盟主催「農業危機突破農民総決起大会」福岡市天神の県農協会館、一〇〇〇人参加。

一月一六日、愛媛県の生産者団体「オレンジ・果汁・牛肉輸入枠拡大反対愛媛抗議大会」松山市県民会館、五〇〇〇人、デモ。

一月一七日、大分県農協農政推進本部「オレンジ・果汁・牛肉輸入拡大抗議緊急大分県大会」大分市・大手公園、三〇〇〇人、全国一〇万人大会の決議。

四月七日、山梨県果実連「県果実生産者大会」、石和町・小松パブリックホール、一〇〇〇人。

サクランボ輸入解禁反対運動

米国産サクランボは自由化品目となっているが、果樹の害虫であるコドリンガが寄生しているため植物防疫上、輸入禁止措置がとられてきた。アメリカ政府は七五年以来日本政府にたいし輸入解禁の圧力をかけ、七七年に入ると、さらに強力な解禁要求をおこなってきた

（一部『本年鑑』第四八集に既述）。

七七年八月、農林省はコドリンガおよびチェリーフルーツフライは完全駆除可能であるとのアメリカ政府の結論を技術的に可能であると認めるにいたり、これに反発して七五年以来の解禁阻止運動はふたたび活発な動きをみせた。果実生産関係者は技術面だけで解決できぬ問題であると反論、果実主産県を中心に反対運動を展開した。すなわち、山梨県の輸入阻止対策協議会サクランボ部会は八月一八日、サクランボ輸入阻止対策会議を開き輸入阻止に全力をあげることを確認のうえ、関係当局にたいする要請行動をつづけた。

八月二五日、山梨・山形のサクランボ主産県代表と関係団体は、自民党果樹農業振興議員連盟にサクランボ輸入解禁反対を陳情。また九月一日、全中主催の「サクランボ輸入解禁反対主産道県農協代表者集会」（一五〇人）が東京・平河町の全共連ビルで開かれ反対要請行動がおこなわれた。その後、山形県寒河江市の文化センターで一〇〇〇人規模の「輸入解禁阻止山形県農協代表者大会」が開かれ、輸入解禁阻止、品種改良・更新のための大幅助成、生産流通の安定化などの政策要求決議がなされた。山梨・山形のサクランボ生産者代表はひきつづき地元国会議員や政府に阻止要請行動をつづけたが、一二月末、政府はサクランボ輸入解禁日を七八年七月五日からと決定、翌七八年一月一〇日告示した。ただしこれは二年間の暫定措置でそれ以後については再度協議することになった。

絹糸輸入制限運動

政府は一九七四年八月、蚕糸事業団による生糸の一元輸入を実施したが、その後の輸入動向が生糸から絹糸に変わる傾向をみせたため、七七年五月、絹糸の輸入事前許可制を実施した。この日本の輸入制限措置にたいしアメリカやヨーロッパなど各国からクレームがつけられたため、政府はふたたび輸入緩和政策をとりつつある。

全養連など生産者団体は早くから生糸・絹織物輸入停止運動を展開していたが、七七年九月六日、政府は日本蚕糸事業団の中間買入れ枠を現行の三万俵から六万俵に拡大することを決定した。これにたいし九月末、養蚕地帯である関東甲信地区の県養連代表ブロック会議において「議員立法による絹織物の輸入調整法の早期実現」決議がなされ、要請運動がおこなわれた。また翌七八年三月、養蚕関係団体は基準糸価大幅引上げ要求と結合させ繭・絹糸・絹織物の輸入規制強化を要請した。すなわち三月三日、「群馬蚕糸業者大会」は養蚕農民など関係者約一〇〇〇人を集めて開催され、基準糸価大幅引上げ、生糸・繭・絹織物輸入規制強化措置を決議した。三月一五日、全養連・日本繭糸協会など養蚕糸業界七団体は東京・九段会館で「基準糸価引上げ要求全国蚕糸生産者大会」を開き、①基準糸価キロ当たり一万四〇〇〇円以上、②中国・韓国との二国間協定延期、③繭等の輸入規制などを決議し関係当局に要請した。

5　三里塚（成田）空港廃港闘争

試験飛行・騒音テスト阻止闘争

千葉県成田市の三里塚空港建設反対闘争は三里塚芝山連合空港反対同盟に結集する農民により一九六六年六月以来一二年間にわたり続行され、再三にわたる開港延期に成功、七八年五月二〇日の開港後も廃

港闘争を展開している。

空港反対同盟は支援労働者・学生とともに七七年八月七日と八日の二日間にわたる日航ジャンボ機による騒音テスト飛行にむけ八月六日、三里塚第二公園で「試験飛行阻止・テスト飛行粉砕集会」を開き抗議行動を展開、空港予定地南側の野戦病院付近でアドバルーンをあげ、木材や古タイヤを燃やしテスト飛行阻止闘争をおこなった。支援労働者・学生による火炎ビン闘争も阻止闘争をもりあげた。

また反対同盟は一〇月九日、三里塚第一公園に二万一七〇〇人（県警調べ八六〇〇人）を結集し「三里塚空港粉砕、開港実力阻止、ジェット燃料貨車輸送阻止現地総決起集会」を開き、①慣熟飛行粉砕、開港実力阻止、②二期工事粉砕などのスローガンを確認し、そのあと空港周辺でデモをおこなった。当日、千葉動労とともにジェット燃料輸送阻止、③支援労働者・農民・学生は六〇〇〇人にのぼる機動隊の動員にたいし空港消防署付近や第五・七ゲート付近で火炎ビン闘争を展開した。

空港公団は一二月二一日から二度目の騒音テスト飛行を、ついで二二日から慣熟飛行を開始したが、反対同盟はこれを「予備開港」であると反発、約一〇〇人を動員して抗議集会を開く一方、アドバルーン三個を二〇〇メートル上空にあげ飛行妨害行動をおこなった。

ジェット燃料貨車輸送阻止闘争

反対同盟は支援共闘会議のメンバーとともに動労千葉地本の空港反対、ジェット燃料貨車輸送阻止闘争に呼応し、政府・空港公園の燃料輸送計画阻止闘争をつづけた。

七八年三月二日、鹿島港から成田間の鹿島ルートでジェット燃料が暫定輸送が開始されたが、その前日、反対同盟は三里塚第一公園で「三里塚空港粉砕、ジェット燃料貨車輸送阻止現地決起集会」を開いた。集会には九八〇〇人（県警調べ三七七〇人）が参加、ジェット燃料輸送反対実力行使を確認したあと空港周辺をデモした。この際、支援学生と機動隊との衝突、小ぜり合いが生じた。また、この日空港保安協会研修センターに火炎ビンが投げこまれた。この反対同盟の阻止闘争とは別に同日、反対同盟の農民および支援共闘会議など約一〇〇〇人が佐倉市の国鉄佐倉機関区で「一番列車実力阻止動労支援全国総決起大会」を開き気勢をあげた。このような動労千葉地本の闘争を支援する闘争は、二月二八日、千葉市の中央公園での「備蓄輸送実力阻止・動労スト支援集会」（一五〇〇人）においても展開された。三里塚芝山連合空港反対同盟と動労千葉地本の成田空港阻止のたたかいの連帯は、ジェット燃料貨車輸送阻止闘争のなかで強化されていった。

この燃料輸送のために千葉県警は近県の機動隊の応援のもとに連日、約四〇〇〇人の機動隊員をかり出し成田周辺の検問強化とデモ予定コースの検索を余儀なくされた。とくに三月一日の輸送前夜には七六〇〇人にのぼる機動隊員が鹿島ルート沿線周辺を徹夜で警戒した。三月二日、燃料貨車輸送にたいしては成田市周辺で反対同盟と支援学生・労働者による「輸送阻止」の小規模な抗議集会とデモが、あるいは鹿島港周辺で「鹿島ジェット燃料輸送に反対する会」のメンバー約三〇〇人の抗議集会が開かれた程度であり、千葉県警は完全に肩透かしを食わされた。動労千葉地本と反対同盟及び全国の空港反対支援団体のジェット燃料輸送阻止闘争は開港後もなおつ

づいている。

第二要塞撤去抗議闘争

空港公団は早くから横風用滑走路のための第二期工事（五一九ha）建設を予定しておよぶ未買収地があり、工事は遅々として進行していない。また第二期工事予定地区にすでに支援団体の団結小屋が建設されつつあったが、A滑走路南端の大鉄塔が七七年五月に強制撤去されて以来、反対闘争の主力は第二期工事区域に移動した。

反対同盟は、七七年一二月六日、大鉄塔跡地にコンクリート製の「第一要塞」の建設を開始する一方、他方で一二月八日から第二期工事区域に「第二要塞」の建設にとりかかった。この「第二要塞」は七八年二月五日現在、鉄塔部分もふくめ三二メートルをこえた。そこで千葉県警は第二要塞を航空法違反物件であるとして二月六日、警視庁の応援をえて強制撤去にかかった。

同日、反対同盟員および支援学生は第二要塞にたてこもり石や火炎ビンを投げ機動隊の実力行使に抵抗した。この強制撤去は抜打ちにおこなわれたこともあり、要塞にたてこもる反対派は少数であったが頑強に抵抗した。この日、機動隊はガス弾を要塞にうちこみ、放水による物量作戦によって要塞にたてこる農民と支援学生四一人を凶器準備集合・公務執行妨害・火炎ビン処罰法違反等によって逮捕したが、鉄塔にしがみついた四人の反対派を排除できず、徹夜の撤去作業も失敗に終わった。翌七日、ふたたび撤去作業は開始されたが残る四人は厳寒と放水に堪え鉄塔を防衛しつづけた。この四人が逮捕されたのは七日の深夜であった。それも反対同盟の「君達は勝った」「要塞戦は終了した」との呼びかけと説得によってはじめて鉄塔を放棄したのであった。八日、鉄塔は撤去された。

第二要塞再撤去阻止闘争

反対同盟は二月一一日、ふたたび撤去跡地に「第二要塞」の建設に取りかかり、三月一九日コンクリート三階建てのトーチカ型ビルを完成、三月二五日鉄塔を組みたてた。またこの要塞建設中の二月二五日、反対同盟は千葉県警を「第二要塞撤去は職権乱用、建造物損壊罪である」と千葉地裁に告訴した。

三月二五日、千葉県警は第二要塞にたいし航空法違反の高さをこえたとしてふたたび機動隊二〇〇〇人、放水車・ガス銃・大型クレーン車を動員し強制撤去作業に入った。反対派はこの要塞を「横堀要塞防衛隊」と名乗り、大型パチンコ・投石・火炎ビンで反撃、撤去作業を中断させた。なおこの撤去作業はつぎに述べる空港乱入管制塔事件が生じたこともあり二七日に延期された。千葉県警は二七日、ジャンボ・ブレーカーや装甲車を動員のうえ、ようやく要塞にたてこもる反対派を排除、撤去作業を終了した。

開港阻止闘争と年度内開港延期

政府は七七年はじめ年内開港を表明していたがついで年度内開港に変更、一一月二六日、七八年三月三〇日開港宣言を世界に表明した。この日以来、反対同盟と支援団体は「開港宣言粉砕集会」や「ジェット燃料輸送反対集会」を開くなど開港阻止闘争をさらに強化した。第二要塞撤去阻止にみられた第二期工事建設反対闘争もその一環であった。

警備当局は三月一日のジェット燃料輸送開始以来、大規模な警備体制をとってきたが、三月二三日、燃料貨車輸送と開港に備え沖縄をのぞく全国から一万四〇〇〇人にのぼる機動隊を現地に動員し空

前の警備体制をしいた。この国家権力の圧力のなかで、反対同盟は三月二六日、三里塚第一公園で「三里塚空港開港阻止現地全国集会」を開いた。集会には約六五〇〇人が参加、集会後、開港絶対阻止のデモをおこなった。他方、この日、空港反対支援学生・労働者は空港ゲートの各所にトラックで乗りつけ火炎ビンを投げ機動隊と衝突した。空港署前での乱戦、管理ビル内外での衝突、航空保安協会研究センターへの火炎ビン攻撃、第二要塞付近での小ぜり合い等等反対派は空港内外でゲリラ活動をおこなった。この間、反対派労働者六人がマンホール伝いに空港内に入り有視界管制室に乱入しコントロール・タワーの関連機器を破壊した。これがいわゆる「管制塔乱入事件」であった。この管制塔内関連機器の破壊が年度内開港を延期させる決定的要因となった。政府は三月二八日、開港延期を決定した。

成田空港廃港百日闘争

政府は四月四日、開港を五月二〇日にすることを正式に決定、同時に「新東京国際空港の開港と安全確保対策要綱」を決定した。衆院本会議は四月六日、成田管制塔事件に関し「暴力排除、地元住民の理解、安全確保に関する諸施策を強力に推進する決議」を全会一致で採択した。また、五月一三日、要塞や団結小屋の使用禁止を可能にする「成田新法」（成田空港安全確保緊急措置法）が公布、施行された。

このような国家権力の開港体制、反対派弾圧体制のなかで反対同盟は五月一二日「あらゆる手段と方法を用いて二〇日の開港を実力で阻止する」との緊急声明を発表した。また、政府の話合い路線にたいしても「現状での話し合い路線を拒否し、あらゆる手段で闘う」と宣言した。団結小屋にたいする使用禁止令にたいしても抗議行動でこたえた。

成田空港は五月二〇日開港された。この日、反対同盟は三里塚第一公園に六三〇〇人を結集して「出直し開港粉砕・全国総決起集会」を開催し「廃港宣言」を採択、全面対決路線を確認した後、空港周辺でデモをおこなった。同月二八日、反対同盟実行委は実力闘争の継続、廃港要求をつづけることを確認、さらに六月五日から九月までの連続「百日空港粉砕闘争」とりくみを決定し、六月五日、全国に檄を送った。反対同盟は七月二日、「百日闘争」の前半の段階として三里塚第一公園で「七・二飛行阻止現地総決起集会」を開催した。スローガンは「廃港」「北総から騒音地獄をたたき出せ」であった。この日の集会にはあらたに一万五〇〇〇人が参加、騒音公害に悩む住民も多数参加した。成田空港反対闘争はあらたな段階をむかえた。

6　公害反対その他の運動

原子力船「むつ」母港化反対運動

原子力船「むつ」の青森県むつ市からの母港撤去期限は七七年四月一四日であったが、受入れ要請先の長崎県佐世保市漁民や労働者の反対運動にあい延期されたままである。以下は政府と要請先の動向である。

七八年二月、政府は「むつ」の修理を佐世保港でおこなうことを決め、長崎県と佐世保市に要請、ついで四月六日、県・市から条件

として要求された①漁業補償、②長崎新幹線の早期着工、③佐世保重工救済受入れ方針を決定した。この県・市当局の動向にたいし長崎漁連は七七年の五月の総会での「核抜き受け入れ」条件を固執し「核燃料付き受入れ」反対運動を続行した。他方、県知事は政府に「核燃料封印方式」での「むつ」の受入れを提案し、それが認められたので五月五日、県漁連に同方式による佐世保港修理を提示した。県漁連は七月六日、「むつ」問題に関する小委員会を開き、修理点検後ただちに出港するという母港化歯止め措置、魚価暴落のさいの補償要求など八項目の協定事項を条件に「むつ」の受入れを認めることに決めた。これより前に、県および市の臨時議会で「核封印修理受入れ案」を賛成多数で可決したが、反対派の抗議行動が展開され、議場は一時混乱した。なお、これら受入れの動向について、マスコミは経営危機におちいった佐世保重工の支援ということが決定的な役割を果たしたと述べている。

東電柏崎・刈羽原発反対運動

新潟県柏崎市の東京電力柏崎・刈羽原子力発電所建設計画にたいし一九六九年柏崎市議会が誘致を決議し、七七年八月、国から認可を受けた。その間、地元漁協や柏崎刈羽原発反対同盟は、当該地は地盤劣悪で付近に活断層があり危険であると、反対運動を展開してきた。

七七年一〇月四日、柏崎原発予定地にある市有地の売却を審議する柏崎市議会臨時議会は売却案を強行採決した。当日、反対同盟および柏崎・巻原発反対県民共闘会議の労組員約九〇〇人は庁舎玄関前でピケをはり議会開会阻止行動を展開し、警官隊と小競り合いとなった。一〇月一五日、地元の原発反対協議会は福田首相に「原子力炉設置許可の取消しを求める異議申立て」をおこなったが、他方、住民一三人は同月二二日、東電を相手に「原子力発電所設置禁止」、柏崎市にたいし「不当利得返還請求」の訴えを新潟地裁に提訴した。

七八年三月二九日、県農林部は柏崎市で原発に関する同市荒浜海岸の建設用地内保安林解除の聴聞会を開いたが、陳述人も傍聴人もいないままの開会であった。反対派住民は同日未明から会場玄関前に集結し抗議行動を展開したが、警官隊に排除された。その後反対派は聴聞会は成立していないと反対運動を強化した。また反対派は、農地転用許可、保安林解除告示の認可に従う東電の一般林伐採にたいし阻止行動をつづけた。

女川原発建設反対運動

宮城県牡鹿郡女川（おながわ）町の東北電力女川原発問題に関しては、一九六七年の建設計画公表以来、漁民同士が賛成・反対で対立をつづけてきた。七七年一一月二五日、女川漁協の臨時総会は原発建設誘致の可否と漁業権一部消滅に関する件を審議するため開かれ、原発建設同意案を可決したが、漁業権喪失決議案は三分の二の同意を得られず否決された。当日、反対派漁民と支援活動家約一六〇人は未明から会場周辺に集結し「原発建設反対、総会粉砕」をスローガンにピケやデモにより阻止行動をおこない、警官隊と衝突した。なお、漁業権に関する件の否決により原発建設計画は大幅に後退することになった。

七尾火力発電所反対運動

北陸電力会社は七八年四月二日、石川県七尾市三室、鵜浦町に計画している「七尾火力発電所」建設予定地の七尾湾の水面埋立て作業を抜打ち的に強行した。同日未明、反対派の地元漁民や支援団体約一〇〇〇

人は三〇隻余の漁船に乗り作業阻止行動を展開、一部漁民は作業船に乗り移り実力で作業を中止させた。この七尾火電反対闘争は七七年九月、中西石川県知事が同湾の埋立てを許可して以来、着工反対闘争がもりあがっていた。

豊北原発反対闘争　中国電力会社は七七年六月一三日、山口県豊浦郡豊北町神田岬に一一〇万キロの原発二基建設計画を県と豊北町に申し入れ、県より即日、事前調査の認可を得た。これを契機に地元豊北町の九漁協は漁場を奪うものであると反対運動を展開、豊北町は反対派の漁民・地区労と賛成派の商工業者に分裂した。

七八年一月三〇日、反対派住民一四〇〇人は山口県の事前調査申入れに「環境調査阻止集会」を開き、反対行動の確認をおこなった。佃豊北町長もまた、調査拒否を表明してきたが、三月二五日、町政混乱の理由で辞職した。豊北町議会全員協議会も四月四日、事前調査拒否を決定した。また、五月一四日、原発反対派の藤井氏が町長選に大勝した。現在のところ、豊北原発建設の計画は重大な障害に当面している。

7　出稼ぎ農民・農村労働者の運動

全国出稼連の運動　全国出稼組合連合会（出稼連）は一九七七年から七八年にかけ農民団体共闘会議の構成組織として農民春闘および米価闘争に参画する一方、運動の中心を労災闘争におき、出稼ぎ中の労災認定闘争、労災損害賠償請求および訴訟闘争を展開してきた。

出稼連は七八年二月五日、東京・千代田区の社会文化会館で「第一四回全国出稼者大会」（東日本大会）を開催した。大会には東日本の各道県から東京および関東近県に就労している出稼者代表や地元出稼組合代表など約一〇〇〇人が参加、①出稼者の諸要求に関する決議、②出稼者の雇用に関する決議、③農林漁業政策の確立に関する決議、④建設業における賃金不払い・労災事故一掃に関する決議など五決議案を採択した。この決議の主な要求内容は賃金不払い、労災一掃、出稼ぎしないで食える政策の確立、新生産調整反対などであった。なおこの前日、出稼連は「全国出稼組合連合会第八回定期大会」を開いた後、労働・農林・建設・厚生の各省および東京都に要請行動を展開した。また、出稼連は二月二六日、大阪総評と全港湾関西地本の協力のもとに大阪北区のPLP会館で「第一四回全国出稼者西日本大会」（三〇〇名）を開催した。この西日本大会は東日本大会の決議案と同じものを確認し、同時に特別決議として「ヤンマージーゼル、田中労災訴訟の勝利をかちとるための決議」と「大林組など柳井建設宿舎焼死労災の元請および大建協にたいし、行政の仲介に応じて直ちに遺族補償をおこなうことを要求する決議」を採択した。なお後者の決議は七七年六月、大阪の柳井建設宿舎火災で出稼者を含む一二名が焼死、二名が重傷を負った事故に関するものである（田中労災訴訟については『本年鑑』第四八集に既述）。同大会代表団は翌二七日、大阪府・市・大阪労働基準局に要求行動を展開した。

農村労連の活動　農村労連（農村労働組合全国連合会）は全日自労・東京労農共闘推進連絡会議と共催で七七年二月五日「第十三回出かせぎ者が力を合わせて要求を獲得する大集会」を東京・中央区の都勤労福祉会館で開催した。集会は要求事項として、①雇用保険法の特例一時金を最低九〇日分に増額せよ、②米作減反強制反対、③米以外の農産物に米なみの労働報酬が与えられ価格保障を、④農機具等値上げ抑制等を決議した。農村労連ではこの大会の前日、要求案をもとに労働・農林・建設の各省に陳情した。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　足鹿覚、副会長　亀田得治、松沢俊昭、書記長　谷本たかし、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　鈴木清、原田源次郎、石川重一郎、阿部昭吾、新関亨、桑折智夫、山田元、八百板正、渡部行雄、高橋勇、上原義信、加瀬包男、村上康也、鶴巻辰次郎、石塚光雄、末松隆、山中高吉、小池昭吾、梅原昭、野坂浩賢、湯山勇、高野啓吾　会計監査　新妻忠直、阿部助哉、荻原貞一　統制委員　山村慶次、中沢厳、佐藤末吉、米山繁男、矢後嘉蔵、早川定一、日下博、木村栄、宮尾重信、田中積　顧問　上林与市郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男、石田宥全（一九七七年一月二〇・二一日、第一六回定期全国大会で選任）

【機関紙誌】　『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（月刊）

(2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　小林慧文、副委員長　永松重教、紺野富夫、熊野巍、西谷語、中村吉次郎、書記長　梶原壮　監査委員　土田弘、三橋彪一郎、福満寿雄（一九七八年六月九日、第一六回代議員総会で選任）

【機関誌】　『全農総連情報』（週刊）

(3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　小野栄太郎、副委員長　望月新一、常任委員　原七郎、吉野正太郎、大橋浩蔵、遠山謙、志田健夫、青柳喜好、大森節、三好武男、武藤誠作、事務局長　原七郎（一九七八年五月一九日、第三三回通常総会で改選）

【機関認】　『開拓情報』（月刊）

(4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】　会長　栗林三郎、副会長　和田広弥、野坂浩賢、事務局長　坂口建夫（一九七七年二月五日、第七回定期大会で選任）

【機関紙】『出稼通信』

(5)　農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】　中央執行委員長　丸山富治、副中央執行委員長　森田幸彦、書記長　藤ノ木利一（一九七七年三月一九・二〇日、第一三回定期大会で選任）

【機関紙】『農村労働者』

(6)　中央労農会議

【役員】　議長　鈴木和美、副議長　栗林三郎、佐藤惟恭、熱田早苗、福井尚、渡会俊誉、事務局長　高野啓吾

XII 人権擁護運動

概要□「弁護人抜き」法案反対運動──「弁護人抜き」法案／「弁護人抜き」法案反対運動／国民救援会──第三二回全国大会／創立五〇周年／職場の自由と民主主義を守る運動

概要

一、政府がハイジャック対策の一環として、第八四通常国会に提案した「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」（弁護人抜き法案）は、広範な反対運動をまきおこした。日本弁護士連合会をはじめ、全国各地の弁護士会は、はやくからこの法案に反対する態度を明らかにして、多彩な運動を展開した。反対意見書の発表や、政府の説明する立法理由のもととなった事例についての調査結果の発表などはもとより、直接に国民に反対運動をよびかける各種の集会、デモ、ビラまきなどの行動をおこなった。弁護士の反対請願署名運動は七〇〇〇名を超え、五月九日には臨時総会を開いて、全会一致で反対決議をおこなった。主として弁護士がおこなった反対運動のよびかけに、次第に市民団体、労働組合がこたえて、「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は、東京日比谷野外音楽堂で二度におよぶ集会を開いて反対運動をもりあげた。国会にたいする請願行動は一五回に達し、反対請願署名は三二万名を超えた。国会は六月一六日まで会期を延長したが、衆議院法務委員会の採決にいたらないまま継続審議となった。

一、国民救援会は一九七八年四月に創立五〇周年を迎えた。一九二八年四月に創立された解放運動犠牲者救援会がその前身である。

国民救援会はその記念事業として映画の製作、記念集会などをおこなった。国民救援会は一九七七年八月に第三二回総会を開いたが、戸別訪問、文書違反などの選挙違反事件や、ビラはり、立看板などにたいする弾圧事件を、政治活動・選挙運動の自由にたいする弾圧としてとらえて、裁判闘争はもとより、選事期間中もこれらの自由を大衆運動によって守ろうとする運動は、この会の方針として定着してきたとみられる。

一、職場の自由と民主主義を守る運動は着実な発展をとげた。一九七八年二月に第二回の全国交流集会を開いたが、参加者は重化学工業の大企業の職場からの参加者が多く、また「職場の自由憲章」をつくることが提案された。

1　「弁護人抜き」法案反対運動

「弁護人抜き」法案

一九七七年九月から一〇月にかけておこされた日航機ハイジャック事件をきっかけとして、政府は「ハイジャック等非人道的暴力防止対策本部」を発足させてその防止対策を検討してきたが、そのひとつとして、法務省は一九七七年一〇月末に過激派事件の裁判促進のために、必要的弁護事件に例外をもうけて、一定の場合に弁護人が在廷しなくても刑事事件の審理をすすめることができるとする刑事訴訟法一部改正について、法制審議会に諮問のうえ、立法の意向があることを発表した。

法案要綱は一一月二四日に発表されて、一一月二八日の法制審議会に諮問され、法制審議会は一二月一九日の刑事法部会における審議をへたうえで、一九七八年一月二三日の総会で弁護士会側の強い反対をおしきって、立法を可とする決議をおこなって法務大臣に答申した。法務省刑事局長が法制審議会でおこなった説明によれば、「最近、必要的弁護事件のうちのある種のものについて、弁護人がいわゆる法廷闘争戦術として、正当な理由がないのに公判期日に出頭せず、裁判長の許可を受けないで退廷し、あるいは、法廷の秩序を乱して裁判長から退廷を命ぜられ、更には、訴訟を遅延させる目的で辞任するなどしたため、公判期日に予定された審理が行えないのはもちろん、その後の手続の進行が阻止されるという事態が生じ、これが訴訟手続を遅延させている」実情があって、「このような異常な事態に対処し、刑事訴訟の促進を図るために」弁護人なしでも開廷審理できる例外規定を設ける必要がある、というのが改正の理由であった。

その後、この「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱」については、反対の世論がたかまったために、法務省では二月三日にこれを「刑事事件の公判の開廷についての特例を定める法律案」にあらため、二月一三日の法制審議会に再度の諮問をしたうえで、三月七日の閣議決定をへて国会に提出したのであった。

法律案の全文はつぎのとおりであった。

【刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案】

第一条　この法律は、最近における一部の刑事事件の審理にみられるよ

うな異常な状況に対処するための当面の措置として、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十号）第二百八十九条第一項（必要的弁護）に規定する事件の公判の開廷について暫定的特例を定めるものとする。

第二条　裁判所は刑事訴訟法第二百八十九条第一項に規定する事件について、次の各号の一に該当し、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、第一号又は第二号に該当する場合には新たに弁護人が選任されるまでの間、第三号又は第四号に該当する場合には当該公判期日に限り、弁護人がなくても開廷することができる。ただし、第二号若しくは第三号に規定する弁護人の行為又は第四号に規定する退廷を命じられる理由となった弁護人の行為が被告人の意思に反すると認めるときは、この限りでない。

一　被告人が訴訟を遅延させる目的で、弁護人（刑事訴訟法第三十条に掲げる者が選任した弁護人に限る。以下同じ。）を解任し、又は辞任するに至らせたとき。

二　弁護人が訴訟を遅延させる目的で辞任したとき。

三　弁護人が、正当な理由なく公判期日に出頭しないとき、又は裁判長の許可を受けないで退廷したとき。

四　弁護人が裁判長から法廷における秩序を維持するため命じられて退廷したとき。

附則　この法律は、公布の日から起算して　日を経過した日から施行する。

「弁護人抜き」法案反対運動

日本弁護士連合会は、この法案の立法の動きがつたえられるや、いちはやく一九七七年一一月九日に次の反対声明を発表した。

【声　明】

法務省は、ハイジャック防止対策の一つとして、いわゆる過激派裁判の迅速を図るためと称し、弁護人なしで刑事裁判手続を進めることができるよう刑事訴訟法の一部改正を企図して策定中とのことである。

ハイジャックを防止し根絶すべきことは、日本弁護士連合会としても心から希求するところである。

しかし、ハイジャックの防止、根絶と刑事裁判手続の迅速化とは本来何のかかわりあいもないことである。いうまでもなく、日本国憲法は、被告人は如何なる場合でも資格ある弁護人の弁護をうけることができる旨を規定し、被告人の基本的人権と公正な裁判の保障とを確保している。今回伝えられるような弁護人なしで刑事裁判手続を進める措置を許すことは、理由の如何を問わず、右の憲法の要請に真向から反する。

当会は、公正な司法の運営につき大きな責任を有する法務省が、右のような日本国憲法に反し、刑事裁判制度の根底をゆるがすが如き刑事訴訟法の改定に着手することのないよう強く要望する。

昭和五二年一一月九日

日本弁護士連合会会長　宮田光秀

つづいて、一九七八年一月一〇日に、「刑事訴訟法一部改正案要綱に対する意見書」を会長談話とともに発表して法案批判をおこなった。会長談話はこの法案が「裁判の公正に関する憲法上の諸原則をふみにじり、刑事訴訟制度の根幹を破壊するものである」としつつも、同時に「刑事訴訟における審理の実態をみると、裁判所・検察官の不当な措置を問題とすべき事例も少くなく、そのような場合には、それを鋭く批判し、正していくことが重要である。同時に弁護活動に関する弁護士会内の相互批判を強め、正すべきものを正しつつ、弁護士自治の内容をたえず高めていくことも必要である。そのことが、弁護人の弁護活動に対する不当な介入・干渉を排除していくうえで、何よりの基礎になるものと信ずる」と述べていた。

さらに一九七八年三月四日に、①法廷対策連絡会議（仮称）の設置について、②国選弁護人の推せんについて、③弁護士会の責務の三項からなる「『弁護人抜き裁判』に関する見解と提案」を発表し、さきの会長談話を具体化する提案をおこなった。全国各地の弁護士

会の反対運動はひろがり、同年二月末までには三六の弁護士会が反対決議や会長声明などを発表して国民に訴えた。これらの反対運動のもりあがりを背景にして、一九七八年五月九日、東京で臨時総会を開き、本人出席一二二九名、委任状四七〇二名、単位会出席四六会、計五九七七名の参加をえて、万場一致で左の決議をおこなった。

【決　議】

刑事裁判における弁護人の活動は、適正な手続による公平な裁判を確保するため、必要・不可欠であり、被告人が専門的知識と資格を有する弁護人の弁護をうける権利は、いついかなる場合においても保障されなければならない。

政府が今国会に上程した「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」は、憲法が保障する被告人の弁護人依頼権を侵し、民主主義社会において確立している刑事裁判制度の根幹を揺がすものである。われわれは、国民の基本的人権をまもり抜く立場からこの法律案に対して強く反対する。

さらにわれわれは、裁判所の強権的な訴訟指揮の傾向に対し反省を求めるとともに、憲法のもとにおける刑事弁護の正しいあり方について不断の努力を尽すことを表明する。

右決議する

昭和五三年五月九日

日本弁護士連合会

政党の分野では、日本共産党が一九七七年一二月七日に井上法規対策部長談話を発表し、一九七八年一月二三日には日本社会党が武藤政策審議会長談話を発表して、法案反対の態度を公式に明らかにし、国会でも法案反対の立場から国会活動をおこなった。民社党、公明党は、ついに公式に法案に対する賛否の態度を明確にしなかった。

法律家団体としては、一九七七年一二月一五日に総評弁護団、一二月二〇日に自由法曹団、一九七八年一月一九日に日本民主法律家協会、二月六日に青年法律家協会人権研究交流集会が反対声明を発表した。当初、弁護士や弁護士団体が先頭にたった反対運動は次第に民主団体、市民団体、労働組合におよんで、各地で集会、ビラまき、デモ、請願署名運動が展開された。社会党、共産党、総評、婦人有権者同盟、自由法曹団などで構成される「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は一九七七年一二月二一日に法案阻止運動の展開を決め、二月二五日に全国活動者会議、三月一〇日に刑訴法改悪反対国民集会などを開き、五月一二日には日比谷野外音楽堂に九〇〇〇名の参加をえて弁護人抜き法案反対国民集会を開催して、集会・デモなどをおこなった。さらに六月一六日の国会会期末を目前にして、廃案にすることを要求する国民集会を同じく日比谷野外音楽堂で開き、これにも九〇〇〇名にのぼる市民、労働組合員などが参加した。ほかに、千代田区労協、東京国公労連、自由法曹団東京支部は三者共闘の連絡機関をつくって、集会・デモ・請願運動をおこなった。二月二三日には埼玉県民集会、三月七日には横浜市民集会、三月一三日には山梨県民集会など、全国各地で、県民集会・市民集会などがあいついだ。

国会では、四月一八日に衆議院本会議で趣旨説明と各党の質問があり、四月二五日から法務委員会の審議がはじまった。五月一七日を会期末とする第八四通常国会は、会期末にいたって三〇日間延長され、六月一六日まで延長された。

この間、「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は四月七日

の第一回をはじめとして、六月一三日にいたるまで一一回におよぶ国会請願行動をおこない、憲法会議もまた独自に五月九日から六月六日まで四回におよぶ国会請願行動をおこなった。これらの諸団体があつめた反対請願の個人署名は三二万名、団体署名は七〇〇〇に達した。

六月一六日、衆議院は自民党、公明党、民社党、新自由クラブの賛成をえて、この法案を継続審議にする旨の決議をおこなった。

この法案をめぐる賛否の運動が展開されているさなか、一九七八年五月二日、憲法記念日を翌日にひかえて岡原最高裁長官は談話を発表し、そのなかでこの法案にたいする強い支持を表明した。この岡原談話は各方面からの抗議をよびおこし、社会党、共産党は岡原長官に罷免訴追請求をおこなった。裁判官訴追委員会は六月一五日に不訴追を決定したが、最高裁長官が立法をめぐる論争に介入して、その一方の支持を表明することは、「国民の人権にかかわる重大な憲法問題を含む具体的法案について、三権分立の原則に反し、立法府に介入するもので越権も甚だしく、またあらかじめ司法部による合憲判断の保証を与え、違憲立法審査権を実質的に放棄したものである」（日弁連、五月九日付会長声明）との批判をうけたのであった。

また、この法案をめぐる論争を通じて、政府・自民党、さらには最高裁の内部にも弁護士の自治、弁護士会の自主権にたいする強い批判と、それにもとづく弁護士法改正の要求のあることが明らかになった。岡原最高裁長官の五月二日の談話もそのことにふれていたが、自民党は五月一二日の総務会で、法務省伊藤刑事局長の説明をきいたのちに、法務部会や司法制度調査会で弁護士法改正の検討に着手することを決めた。検討課題としては弁護士にたいする監督や懲戒の強化のために弁護士会のもつ自主権をとりあげて第三者機関に委ねること、辞任した弁護人にかわる国選弁護人選任の手続の迅速化や公設弁護人制度の創設などがとりあげられる。

これらの問題提起をうけて、日弁連は一九七八年五月二七日、広島で開かれた第二九回定期総会で、つぎの宣言を採択した。

【宣　言】

弁護士自治は弁護士がなにびとにもどのような権力にも抑制されず、国民の人権をまもる重大な使命を達成してゆくための担保であり、人権擁護活動の源泉である。かえりみれば、弁護士自治が未だ認められず、弁護士会が司法大臣・検事正の監督下におかれた戦前、国民の権利と自由をまもるために公正な裁判を求める弁護士の活動は、しばしば懲戒の対象にされるなど、大きな制約を受けた。そのゆえにこそ、戦後、民主主義と基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法のもとにはじめてわが国に弁護士自治制度が確立されるにいたったのである。しかるに近時、いわゆる「弁護人ぬき裁判」特例法の提案に関連して、弁護士自治に対する非難、さらにはその剝奪をさえ公言する動きが見受けられる。しかしながら、国民の権利と民主主義の原則を真に擁護するためには、国民の不可欠な制度的保障である弁護士自治の問題を、国家権力の体現者たる裁判官・検察官に対する弾劾・訴追等の国民的抑制機能の問題と同列に論ずることは許されない。もとより、われわれは、この弁護士自治の意義とその基礎にある国民に対する社会的責務を自覚し、自らも常に襟を正しつつ、その適正な行使を期するものであり、たえずその実質を高め、これを一層発展させてゆく決意である。われわれは、以上の見地にたって、弁護士自治を国民のために、国民と共にあくまでまもりぬくことを誓う。

右宣言する。

昭和五三年五月二七日

日本弁護士連合会

2　国民救援会

第三二回全国大会

国民救援会の第三二回全国大会は、一九七七年八月二七日から三日間、愛知県蒲郡市で開かれた。三五都道府県と一四加盟団体の代議員および中央役員二六二名が出席し、「一年間の運動のまとめ」と「一九七七年度運動方針」などを決め、故藤森成吉会長の逝去のあと空席であった会長に立五〇周年をめざして運動と組織の強化をもとめる大会宣言を発表した。これらの大会文書によれば、運動の経過と方針はおよそつぎのとおりである。

国民救援会では一九七六年第三一回全国大会で、「選挙弾圧、ビラまき、選挙・政治活動の自由を守るたたかい」を最重要課題として位置づけたが、この分野では一九七六年一二月の衆議院選挙、一九七七年七月の参議院選挙を通じて、つぎのような実情が報告されている。

【運動の経過と方針】

㈠　選挙・政治活動の自由を守る闘い

参議院選挙において、東京では判明しただけでも二百件もの干渉・妨害があり、警察官によるきびしい捜査は、数千戸に及ぶと推定される大がかりな「票べらし」がおこなわれたのです。また直接的な弾圧は、衆院選Ⅱ逮捕者四十名（十八都道府県）、任意出頭十六名、起訴十七名、黙秘率七〇%。参院選Ⅱ逮捕者九十三名（二十三都道府県）、任意出頭十六名、起訴五名（七月末現在）、黙秘率七〇%、これは過去十年間におこなわれた国政選挙における逮捕者数を上まわっており、いかに激しい弾圧がおこなわれたか明らかです。また参院選の場合公示前のポスター貼りに対する逮捕（軽犯、広告物条例）が五十名に及んでいることも特徴のひとつです。

これに対し、国民救援会は権力による攻撃から国民の選挙・政治活動に参加する権利を守り、議会制民主主義の根本にかかわる問題として中央・地方の全組織をあげてたたかいぬきました。第一に、改悪公選法と弾圧に対する学習会を衆院選の前後には四十都道府県で百五十カ所、参院選では三十都道府県、八十カ所で開きました。この中で徳島県本部は「救援塾」を開き、また中央本部（五千枚）を始め宮城、埼玉、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の各都府県本部では「弾圧とはこう闘おう」というポスターを独自につくる、あるいは「弾圧パンフ」や「公選法パンフ」一万五千部を売り拡めるなどにより、弾圧とたたかう心構えを普及しました。これは、黙秘率が七〇%（以前は二〇%）に向上したことにみられるように、一定の成果をおさめました。第二に、今年三月には自由法曹団と共催して「選挙弾圧と闘う第五回全国交流会」を開き、総選挙における弾圧の実態、それとの闘いの教訓を交流して弾圧に備えるとともに犠牲者を励まし、またその記録二千部を普及し、選挙・政治活動の自由を守る決意を固め、その闘いの前進に寄与することができました。第三に、総選挙における京都の「弾圧対策センター」の教訓をさらに発展させ、参院選では東京と大阪で自由法曹団とともに「民間パトロール隊」を編成し、警察の不当な干渉・妨害には直ちに出動して反撃と暴露の大宣伝を行ない、東京では五十万枚のビラを配布して「弾圧一一〇番」運動を宣伝し、権力の干渉・妨害に対する先制的な攻撃によって、その足を止めさせる行動を展開しました。これには本部車の他に東京各支部のパトロール車のべ数十台が出動し、国民の選挙・政治活動の権利を守り、警察の不当なきびしみやよび出しを暴露し、弾圧を未然に防ぐ上で大きな役割を果しました。このことは

弾圧、干渉が集中した東京で、一件の起訴も許さなかったという事実からもいえます。

選挙弾圧を許さず選挙・政治活動の自由を守るためにも、現にたたかわれている各地の選挙弾圧裁判を勝利させるためにたたかうことが大切ですが、この一年間に滋賀大野事件(罰六千円)、東京武山事件(罰二万円、公停二年)、京都加藤事件(罰五千円)、大阪田尻町事件(罰一万五千円、公停三年)、同岡本事件(罰六千円、公停二年)、同岩田・林事件(罰五千円)、埼玉電報事件(罰五千円)愛知知事選事件(罰一万五千円と一万円)、北九州尾場瀬事件(罰五千円)、同林事件(罰五千円)、直方宮本事件(罰五千円)、熊本牛深事件(罰七千円)と有罪判決が出されています。

昨年の総選挙で弾圧され起訴された北海道、岩手、愛知、岐阜、島根などでその公判が始まり、参院選でも千葉・佐倉民商の本間事件(三十四日勾留)の第一回公判が始まりました。また以前からたたかわれている多くの選挙弾圧裁判もそれぞれ長い困難なたたかいを続けています。最近の政治、司法の反動化の中でこれらの裁判の勝利をかちとるためには大きな努力が必要なことは、すでにみたように、この一年間でもあいついで有罪判決がだされていることからも明らかです。

しかし、選挙弾圧裁判をたたかいぬくことは今後の選挙・政治活動の自由を守り、拡大し、弾圧や干渉・妨害を許さない〝防波堤〟であり、国民の政治参加という議会制民主主義を守り発展させる上で重要な意義をもっていることを重視してとりくみを強めなければなりません。そのために、第一に、被告にされた人および家族、関係団体に選挙弾圧裁判のもつ大きな意義を理解してもらい、断固としてねばり強くたたかいぬく決意を固めていただくこと。第二に、裁判における主張、立証、攻撃の重点などについて各地の裁判の経験を交流し、学者や文化人の協力などを得るよう、また被告が活動した職場や地域の人びとに行動の正当性を宣伝して理解してもらい、証言や協力を得られるようにすることも大切です。第三に、救援会の県本部や支部、班が援助して一つひとつの裁判について真に大衆的な、かつ自立的な「守る会」をつくるようにし、また中央本部として地方的、あるいは全国的な交流の場をつくって経験を学びあえるようにし、また中央に「選挙弾圧と裁判資料センター」をつくりますので、各事件から積極的に諸資料を送るようにしてください。

(二) 大須事件、芦別事件の闘い

(イ)昨年十月、七十万字にのぼる上告趣意書を提出し、それまでに五十万名をこえる口頭弁論要求の署名を集め切ったという、かつての事件に例をみない大須事件の大衆的裁判闘争は、この一年間も運動は着実に発展しました。地元愛労評、東海四県評の熱心な支援、全金東京地本の独自現地調査、東京・千代田区労協の春闘総行動の一翼としての最高裁要請行動など、デモ行進の自由を守り騒乱罪を粉砕するという労働運動自体の課題として発展しています。今年三月の不当判決二周年全国統一行動では、地元名古屋で十四駅頭における大宣伝行動、東京での六百名集会の成功、神奈川では二十六回もの映画会と二百名集会を成功させて守る会を結成するなど、運動は全国的に拡大し七月二十三～二十四日の第十二回全国現地調査には、二十一都道府県から八百名の代表が参加しました。救援会は、大須事件の闘いの発展のため、中央・地方とも大いに努力し、北海道、宮城、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡などに守る会をつくり、署名や集会、要請行動や現地調査への代表派遣、また九州各県本部が連続してオルグを受入れるなどその取組みは労組や対策協から高く評価されています。

(ロ)上告以来すでに五年、口頭弁論を開くかどうかの決定が年内にも予想される芦別事件の闘いは、緊迫した情勢にあり全力投球の運動が原告と活動家を中心につづけられてきました。その中で昨年九月、全国連絡会が結成されて運動の全国的発展をはかる体制がつくられました。昨年十一月の口頭弁論要求集会を成功させ、本年五月の第六回現地調査には二十都道府県から二百七十名の代表が参加し(昨年は十三都道府県二百三十名)運動をさらに大きく拡げる機会となり、東京、大阪、神奈川、埼玉、千葉、京都、高知、宮城などで支援する会の結成や拡大があり、駅頭宣伝などもおこなわれています。救援会中央本部、各県本部・支部では、現地調査への代表派遣やオルグの受入れ、支援する会の結成などに大きな努力を払いました。また署名も五十万目標に約三十万が集約され国労、私鉄、合化、全日通など十数単産が委員長名による署名用紙をおろし、北海道、宮城、

東京、岩手、長野、大阪などの都道府県評が議長名による署名用紙を配布するなど労働組合の中に運動が拡がり、国賠二審判決に対する怒りと支援の輪が拡がっています。

戦後初めて検事出身の判事が最高裁長官に任命されるというきびしい司法の反動化の中で、最高裁で重要かつ最終的な段階をむかえている大須事件と芦別事件を勝利させるために、本年度こそ救援会の全組織をあげて支援の行動に立ちあがらなければなりません。

(ア)とくに芦別事件は最終的な上告理由補充書も提出され、調査官は「今年中には何らかの結論を出したい」と言明しており「口頭弁論ひらけ」の要求と運動を急いで全国的にもりあげる必要があります。そのために、1、人の心をゆり動かさずにはおかない井尻、地主両原告の訴え、検事も上告できなかった明白なデッチあげ、無罪の確定判決を覆すに等しい国賠二審判決の不正さーの三点を基本に、もっと広い層の人びとに訴えること。2、来る十月七日東京で開かれる「芦別事件の真実を拡める大集会」を成功させるため中央、東京、関東近県の救援会は「芦別事件を支援する会」とともに奮闘すること。3、各府県本部は、全国連絡会のオルグ要請を積極的に受け入れ、必ず「支援する会」を組織し、また署名運動や要請行動に代表を送るよう努力することが必要です。

(ロ)デモ行進の自由を守り騒乱罪粉砕をめざす大須事件の闘いは、労働運動の基本的権利の問題として労働組合のなかで運動化されてきていますが、七月末、新たにこの事件が権力によって計画的に仕組まれた「騒乱」であることを証明する写真証拠が提出されたことにより、有利な状況をむかえています。いまこそ、1、この新しい事実を大宣伝して、大須事件の権力犯罪と警察官こそ騒乱の張本人であり、平和なデモ行進を弾圧された被告は被害者であることを訴えていくこと。2、多くの中央単産や県評が支援しているという条件を各県本部で生かし、幅広く宣伝し署名、カンパなどを訴えていくこと。3、それとともに春闘の中でも選挙中でも日常的に活動する「守る会」を全国的に組織し、それを結集して休みない運動をつくりあげていくこと。そのために被告、家族の真剣な訴えとそれを受けとめる活動家の人間的な団結をうち固めていくこと。

(ニ)　諸弾圧事件の闘い

(イ)警備公安警察によるスパイ強要で受けた暴行傷害に対し、仙台地裁は六月二十日原告の本館弘氏の主張を認め、県当局に対し「百万円を支払え」という要求してたたかってきた「やぐら荘事件」について、判決を出しました。敗訴した県は翌日控訴しましたが、この判決は刑事裁判において「本館氏に対する行為は個人的行為である」として最高裁で確定したものを、明確に「職務行為」と認定し、しかも「警備公安警察はもちろん全警察官によって日常的に共産党に対する情報収集活動がおこなわれている」ことを明らかにした点で大きな意義があり、全国で警察の不法行為を糾弾していく上で有力な武器を獲得したものです。本館氏と弁護団およびやぐら荘対策協、宮城県評、救援会宮城県本部が果した役割は高く評価されます。

(ロ)ビラ貼り活動を弾圧した和歌山西警察署高松派出所に抗議した際、和歌山大学生の烏井、山下両君が公妨、傷害罪にデッチあげられ十一年にわたってたたかわれてきた「高松事件」について、和歌山地裁は三月三十一日「警察官の証言は信用できない」として無罪の判決をし、石田裁判長は「判決は灰色でなく無実である。被告に長い間苦労をかけたことを裁判所としても責任を感じる」と謝罪し、地検は控訴を断念し無罪が確定しました。また東京の堀川事件も交通違反のデッチあげと証人への偽証工作が明らかにされ、四月十八日無罪が確定し国家賠償裁判をおこしています。両事件とも被告本人の不屈の闘いと弁護団、守る会、関係労組、救援会が一体となった闘いの成果です。

一九六一年、政治的暴力行為防止法（政暴法）案の国会審議に反対し国会請願デモを無届けでおこなったとして都公安条例、公妨違反として加藤万吉氏（当時総評組織部長）ら九人が起訴された事件で、東京高裁は六月七日一審判決をくつがえし一人を無罪、他の八人に減刑判決をし、とくに都公案条例について「集団行動が無許可であっても直ちに違法性をおびると解すべきではなく、国民の基本的人権尊重の立場から原則として許容されなければならない」とのべ、最高裁が公安条例は合憲とした判決を批判しました。

(ハ)しかし、長沼基地訴訟（札幌高裁）、百里基地裁判（水戸地裁）、北大山下事件（最高裁）、全逓名古屋中郵事件（最高裁）、豊橋熊谷事件（最高裁）、津地鎮祭訴訟（最高裁）、墨田民商広田事件（東京高裁）ではいずれも敗訴し、とくに反動化をつよめている最高裁では相ついで有罪判決が出されており、各事件の運動をいっそう大衆的におし進めるとともに、司法の反動化を阻止する闘いに積極的に参加していかなければなりません。

最高裁でさる五月、口頭弁論が開かれた全税関神戸事件、全財務高松事件と九月に口頭弁論が開かれる「ベトナム支援のバッチをつける権利」裁判はいずれも一、二審の勝訴をくつがえすための弁論という危険があり、署名、要請行動を強める必要があります。

また公務員の政治活動の自由を争う大坪事件（高松高裁）、立看板などの表現の自由を争う大田立看板事件（東京大森簡裁）、原告、被告ともに控訴したやぐら荘事件（仙台高裁）、福岡・直方スパイ調査事件（福岡高裁）などそれぞれの都県本部のとりくみをつよめるとともに、地方ブロック規模で大きく運動化していくことです。

(四)再審と冤罪事件の裁判への取組み

昨年七月、再審開始が決定された弘前大学教授夫人殺し事件の那須隆さんに対し仙台高裁は、二月十五日無罪判決をいい渡し確定しました。また昨年十月には香川県の財田川事件が最高裁で差し戻し判決が出され、同月青森・米谷事件も仙台高裁で再審開始決定があり、再審裁判が進行しています。そして六十二年にわたって無実を訴えてきた加藤新一さんの第六次再審請求に対し、昨年九月広島高裁が再審開始の決定を出し、本年七月七日無罪判決が出されました。このようにあいつぐ再審開始は一九七五年五月、最高裁が「白鳥決定」で示した「再審においても疑わしきは被告人の利益にの鉄則を適用すべきである」という見解の延長線上にあるものですが、日本弁護士連合会人権擁護委員会の活躍が大きな役割を果しており、また加藤事件の場合、加藤老と家族の不屈の闘い、弁護団の奮闘、そして中央本部村上副会長をはじめ山口・周南支部、広島県本部などの救援会、守る会の努力は高く評価されます。

しかし一方では、免田事件や島田事件の再審却下もあり「白鳥決定」が定着したとはいえず、いっそうの運動が必要です。とくに松山事件は事実とり調べも最終段階にきており、去る五月の現地調査の成功を足場に運動を強めなければなりません。島根の江津事件も最近凶器に関する新しい証拠が提出され、有利な状況を迎えていますが、島根、東京、神奈川での守る会活動をさらに強化する必要があります。

中央本部は、再審事件連絡会の組織と共同行動をいっそうつよめるために努力するとともに、労働組合事件や狭山事件だけでなく多くの再審や冤罪事件についても極左分子が「救援センター」の名のもとに介入してきていることに注意を喚起しつつ、日弁連が提唱している再審法規の改正の運動に積極的に参加しています。

(五)その他、司法反動化阻止の運動、職場における思想弾圧、自由と民主主義を守る闘い、集団暴力から人権を守る裁判闘争、刑法、少年法改悪反対、監獄法の民主的改正の闘い、救援運動の国際連帯、年末統一救援カンパ運動、三・一八合葬追悼会の方針など（省略）。

創立五〇周年

創立五〇周年を記念した組織、財政拡大の方針としては、個人会員六五〇〇人をふやして二万名会員を達成する、全国四七都道府県のすべてに組織を確立する、救援基金三千万円の積立てを達成する、などをかかげている。

国民救援会は、一九二八年四月七日に解放運動犠牲者救援会として結成されてから、一九七八年四月に創立五〇周年を迎えた。

四月一五日、東京で約三〇〇人を集めて創立五〇周年記念祝賀会が開かれ、岡崎一夫会長のあいさつ、金川三郎事務局長の決意表明のほか、日本共産党野坂参三議長、自由法曹団上田誠吉団長、解放運動犠牲者救援会初代書記太田慶太郎らが祝辞を述べた。会場では五〇周年記念事業のひとつとして製作された記録映画「嵐に抗して」が上映された。なおほかに記念出版として「五〇年のあゆみ」の執

筆がつづけられている。

3　職場の自由と民主主義を守る運動

一九七六年一〇月五日に結成された「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」の主催で一九七八年二月一一日から三日間にわたって、静岡県伊東市で第二回「職場の自由と民主主義を守る全国交流集会」が開かれた。

この集会には、二六都道府県、一一四団体、一九八名が参加した。とくに民間の重化学産業の労働者の参加が目立った。代表委員小森秀三（日高教組委員長）、日本共産党書記局次長市川正一のあいさつ、坂根茂事務局長の基調報告「職場の自由と民主主義を守る運動の前進のために」、長谷川正安名大教授の記念講演「日本における自由と民主主義について」がおこなわれ、ついで、中部電力、日本鋼管、大隈鉄工、石川島播磨、東洋工業、三菱製紙、富士重工、電々公社の運動者からの特別報告ののちに、参加者の経験交流の発言がつづいた。

坂根事務局長は、職場の自由と民主主義を守る七つの相言葉を提案し、大衆的な運動と討議のもとに「職場の自由憲章」をつくることを提議した。七つの相言葉はつぎのとおりである。①労働力は売っても魂と生命は売らない、②職場からいっさいの暴力を追放し、人間の尊厳を、③基本的人権、思想、信条、良心、表現の自由を守れ、④思想、性別を理由とするいっさいの差別を許すな、⑤職場の政治活動の自由を守れ、⑥職場の組合活動の自由を守れ、⑦企業と職場に憲法を。

全体会での発言はつぎの企業の労働者からおこなわれた。松下電器、井関農機、麒麟麦酒、日本スピンドル、安川電機、川崎重工、地方銀行、トヨタ自工、東陶機器、関西電力、福岡運輸、雪印食品、新日鉄化学、東京電力、全国社会保険診療報酬支払基金、松下電工。

平野浩一幹事は、この集会の成果としてつぎの三点を指摘した。

成果の第一点は、この職場の自由と民主主義を守る交流集会が全国的にも大きく発展し、この運動の中心的な組織としての評価を広く受け、このたたかいが重要な役割をはたしつつあること、また、この運動の前進の方向が定着しつつあることを示していることだと考えます。

成果の第二点は、このたたかいが、差別をされ、抑圧されている労働者および諸組織の単なる人権擁護闘争という性格の域から発展し、労働者と労働組合のあらゆる民主的な権利と自由を守る運動として、着実に前進してきていることです。この点は、第一日めの特別報告、昨日の分散会のみなさん方の発言、それからいま行なわれた一五組織のみなさん方の報告からも確認できると思います。とくに第一日めの東洋工業のたたかいは、こうした方向で運動が発展していることをもっとも典型的に示しており、私たちは、このたたかいの経験を学ぶ必要があると考えます。

成果の第三点は、私たちの職場の自由と民主主義を守るたたかいは、独占資本主義を中心とする反動勢力と、それに追随する右翼的潮流の巻き返しの攻撃のなかでも着実に前進し、いろいろな面で一定の前進をかち取ってきているということです。

XIII 政治的大衆行動と平和運動

概要□原水爆禁止運動＝被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム／一九七七年原水爆禁止世界大会／被爆三二周年原水爆禁止世界大会／三・一ビキニデー／NGO軍縮国際会議／国連軍縮特別総会にむけての運動／原水爆禁止運動の統一問題／10・21全国統一行動＝日本平和大会＝安保破棄、基地撤去、日米韓軍事一体化反対の運動＝在沖米軍の実弾演習抗議行動／米ファントム偵察機墜落抗議行動／ロランC基地設置反対運動／「チーム・スピリット78」抗議行動／五・一五全国行動／全国反基地集会／司法の反動化阻止、民主主義擁護の運動＝少年法改悪反対運動／思想の自由を守る二・一一集会／第四九回メーデー

概要

一、この一年間は、原水爆禁止運動の歴史にとって、画期的な前進の年であった。「五・一九合意「にもとづいて、原水爆禁止統一実行委員会主催の七七年原水爆禁止統一世界大会が実現した。さらに被爆者問題を主題とした初の国際会議であった「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」が開催され、成果をあげた。この成果は、「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動」の推進、「三・一ビキニデー中央集会」の開催、NGO軍縮会議と国連軍縮特別総会への国民代表の派遣運動へと発展し、国内外で原水爆禁止運動はあらたな段階を迎えている。

一、こうした運動の新たな段階にふさわしい原水爆禁止運動の統一は、新しい国民的組織をつくりあげるという統一の新たな段階を開くまでにはいたらなかった。

一、核軍拡競争のいっそうの拡大、朝鮮半島を照準とする日米韓軍事一体化の具体的な展開、とくに、三月の米韓合同軍事演習（チーム・スピリット78）から五月の日米首脳会談にいたる経過のなかで、カーター戦略のアジアにおける展開とこれに追随する福田政権の核政策の変化は、日米安保条約＝日米軍事同盟の新たな再編・強化の方向ですすめられている実態が明らかとなり、このような危険

な実態にたいするたたかいは、国民的な規模での高揚をみることはなかったが、そうしたなかで、個々の課題をかかげたたたかいが、すすみはじめている。

一、「君が代」の国歌化や「教育勅語」の礼賛、有事立法の画策、少年法、刑法の改悪のたくらみなど、がつよまっている。こうした動きを告発し、日本の主権、民主主義、国民のくらしをまもるたたかいが、すすみはじめている。

一、このように、それぞれの分野や課題での運動の前進と新たな段階の到達にもかかわらず、その国民的統一が実現しえないのは、その中心となるべき革新勢力にたいする攻撃の強化や、いわゆる「中道」勢力の安保是認や反共路線が、複雑な影響をあたえている。（「弁護人ぬき裁判法案反対運動」はⅫ「人権擁護運動」を、「成田空港反対運動」はⅪ「農民運動」を見られたい。）

1　原水爆禁止運動

被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム

NGO主催の国際シンポジウムは三つの段階で構成され、第一段階の国際調査は、一三カ国一九名の科学者と日本人科学者二五名によって七月二二日から三〇日までおこなわれた。国際調査グループは、日本側が準備した被爆者実態調査（四〇〇〇人の調査員による被爆者七四一人を対象にした一般調査、被爆者七一五人を対象とする医学調査、一〇〇人の被爆者を対象とする生活史調査）と五つの報告書（①原爆による物理的破壊と人的被害、②原爆による医学的影響、③原爆と人間、④平和教育とマス・メディアの活動、⑤核兵器と地球上の放射能汚染）を検討し、東京、広島、長崎で調査活動とあわせて、研究、討論のち、シンポジウム第二段階にむけて「自然科学グループの報告」と「社会科学グループの報告」の二つの文書をまとめた。

第二段階の本会議は、七月三一日から八月二日までの三日間、広島市で開かれた。会議には、国際調査を担当した専門家をはじめ、NGO諸組織の代表ら二三カ国六六人、日本の学者、専門家、平和活動家、被爆者など三〇〇人が参加した。会議は、「原爆の医学的遺伝的影響・後遺」「原爆の社会的影響、被爆者問題」「情報の普及、宣伝、平和教育」および「核兵器廃絶、放射能からの人類の保護（NGOの役割）」の四つの分科会にわかれて討論がなされた。本会議最終日の全体集会は、第一段階の国際調査の報告文書と分科会討論のまとめをふくむ「報告」および世界の被爆者に団結をよびかけた「生か全滅か――広島・長崎のヒバクシャから世界のヒバクシャへのよびかけ――」を採択した。

「報告」は、①広島、長崎の原爆爆発後二、三年の間に死亡した人数をはっきりさせる努力をつづけること、②遺伝的影響についての生化学的調査を拡大すること、③軍備競争の危険についての一般大衆への教育は、核戦争の悲惨な結果を理解しないものがないよう諸国政府とNGOによって強化されなければならない、④被爆者は、いかなる場所にいようとも、当該政府および社会から特別な認

識を受けるべきであること、など一四項目の勧告と国際シンポジウムの成果が七八年に開催されるNGO軍縮会議と国連特別総会に反映され、また世界各国に普及されると述べている。「よびかけ」はつぎのとおりである。

【生か全滅か――広島・長崎のヒバクシャから世界のヒバクシャへのよびかけ（一部省略）】

世界のすべての男、女、青年、子どもらよ、団結せよ！　われわれは、ますます増加する一方の軍備にわれわれをしばりつける鎖以外に失う何物をも持たない。この鎖を打ちやぶらなければ、われわれは職場を、家庭を、学校を、あそび場を、いのちを、文化と文明を、また世界をも失うであろう。われわれは、広島と長崎の原爆の生存者である。あの悲劇の生存者が自らを呼ぶように、われわれもまたみなヒバクシャである。われわれは、爆風ややけどを経験はしなかったが、われわれはみな、広島・長崎およびそれにつづく爆発がなければなかったであろう人工の放射能を体内に有している（中略）。／われわれは生きのこった。しかしわれわれは一九四五年に広島・長崎を破壊したものよりもさらに強力な何十万発もの爆弾、また中性子弾、巡航ミサイル、いっそう精度の高い戦略兵器の配備によって、今おびやかされている（中略）。／それでは、われわれはどうしたら軍備競争を終わらせ、全面的かつ完全軍縮に到達できるであろうか。われわれの到達への道は、啓蒙的政府、とくに非同盟諸国による先導に従うことによって可能であろう。それらの国々は、最近超大国の軍縮に関する長い交渉が、さまざまなこころみにもかかわらず、なんら意義ある結果を生み出さなかったその失敗を非難した。／そして、この失敗が、ますます耐えがたく危険なものになってきたことを自覚し、われわれの世界軍縮会議のよびかけに応えて、少なくとも、一九七八年に国連軍縮特別総会を召集することを、ついに確定させた。／われわれがもし、現在と同じようにおびやかされ続けるならば、われわれは気づかずに最終的破滅に落ち込むかも知れない。そうすれば人類は滅び、再び人間の声は語ることがないであろう（中略）。／広島、長崎の教訓は、もしわれわれがそれから学ぼうとするならば、われわれを救ってくれるであろう。しかし、時は迫っている。したがって、われわれはただちに行動しなければならない。／世界のヒバクシャよ、団結せよ、輝やかしい未来はわれわれのものである！

国際シンポジウム第三段階の「広島ラリー」は、八月五日に広島県立体育館で開かれ、九〇〇〇人が参加した。集会では、「核兵器の廃絶をめざし、国連軍縮特別総会にむけて世界の世論を喚起していきましょう」「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ」と訴える「よびかけ」が採択された。「長崎ラリー」は八月八日、三〇〇〇人の参加のもとに長崎市民会館体育館でおこなわれた。集会は、「長崎より世界のひとびとへ」と題するアピールを採択した。

一九七七年原水爆禁止世界大会

一九七七年原水爆禁止世界大会は、原水爆禁止統一実行委員会の主催により一四年ぶりに統一世界大会として開かれた。大会にあたって、日本原水協は、六月一八日の第四四回全国理事会で、統一世界大会の成功のために、原水協主催・第二三回原水爆禁止世界大会の開催をとりやめることを決定し、また、原水禁国民会議は、統一世界大会とならんで、独自の大会を開いた。統一世界大会は、①核兵器絶対否定の道をともに歩むために、一九七七年八・六広島―八・九長崎から、何をよびかけるべきか。②核兵器の廃絶と被爆者の援護のため、われらいま何をなすべきか、何をすることができるか。の二つのテーマのもとに、八月三日から六日までの四日間、NGO被爆問題シンポジウムと時を同じくして、広島で開かれた。

八月三日、四日の両日、国際会議が、三一カ国、一四国際組織一六人の海外代表と日本側代表二百余人の参加のもとに開かれ、「一

九七年八・六広島―八・九長崎から何をよびかけるべきか？」、「核兵器の廃絶と被爆者援護のためわれら何をなすべきか、何をすることができるか？」の二つの分科会とフォーラム・「原発・核エネルギー問題」にわかれて討論がおこなわれ、五日の開会集会には、内外の代表五〇〇〇人が参加し、集会のあとNGO被爆問題国際シンポジウム広島ラリーに参加した。六日の閉会集会には一万三〇〇〇人が参加し、「アピール」と「決議」を採択し、四日間にわたった統一世界大会を閉幕した。「決議」は、大会後の一年間を国連軍縮特別総会に向けて「核兵器廃絶と、その世論喚起のための行動の年」として、国際共同行動、国内共同行動について、つぎのように訴えている。

【決議（全文）】

私たちは一九七七年八月三日から六日まで開かれた、一九七七年原水爆禁止世界大会において、今後の一年を一九七八年に開催の予定の国連軍縮特別総会に向けて「核兵器廃絶と、その世論喚起のための行動の年」として決定し、次のさまざまな国際ならびに国内目標と行動を推進することを決議します。

〈国際共同行動〉

一、全面的に核兵器（その実験・使用・製造ならびに貯蔵）を禁止する国際条約の締結を求める署名運動等を全世界で推進すること。

二、NGO主催の「被爆問題シンポジウム」の調査によって明らかにされた広島、長崎での実相とその後遺、被爆者の実相を周知させるため世界各地で大衆集会を開くこと。日本から被爆者を含む国際遊説団を海外に派遣すること。

三、被爆の実態を世界各地の平和教育にとり入れる活動をはじめ、さまざまな宣伝活動について国連及び各国政府の協力を要請すること。

四、被爆者援護法の実現を求める日本の被爆者と、被爆者援護運動への激励と連帯、朝鮮人をはじめとする在日外国人被爆者の救援については、日本政府が責任をもって行なうよう運動を推進すること。

五、ビキニ被災二四周年を記念する一九七八年三・一ビキニデーを、核兵器廃絶への「国際共同行動デー」とし、世界各地で行動を行なうこと。

六、核実験によるミクロネシアの被爆者の実情を調査し、医療、生活などの援護強化のための支援・連帯の活動を推進すること。

七、世界のあらゆる地域への「非核武装地帯」の設定を提唱し、その地帯における核実験の禁止、核基地の撤去、核搭載艦の通行禁止などの運動を展開すること。在韓米軍を撤退させ、「韓国」、沖縄からの核兵器撤去を要求すること。

八、軍備管理のための部分的措置が、軍備削減に有効に働かず、軍拡競争が進む状況に当面して、私たちは国連軍縮特別総会に次のことを要請する。

(1) 核兵器の使用を違法として宣言し、核兵器の製造及び使用に手を貸す者を犯罪者として処罰する国際条約を締結すること。

(2) 一定期間内に、段階的に実施する全面的軍縮を計画し、国連による「世界軍縮会議」を招集すること。

(3) 現在、世界各地ですすめられている原子力発電所の建設がひきおこす放射能による被爆、環境汚染、核兵器の拡散の危険性を防止するための国際的な緊急、かつ根本的な措置を要求すること。

〈国内共同行動〉

一、一九七八年五～六月に開催される軍縮特別総会に向けて、統一代表団を派遣すること。

二、NGO軍縮特別委員会主催のNGO軍縮会議へ参加すること。

三、一九七八年の原水爆禁止世界大会については、核兵器廃絶を願う全世界の人々の世論と運動をさらに大きく結集し、広範な人々の参加を求め、真の統一した大会として成功させるため、全力をあげて努力すること。

被爆三二周年原水爆禁止世界大会

原水禁国民会議主催の被爆三二周年原水爆禁止世界大会は、統一世界大会とならんで、独自に開かれた。七月二九日から三〇日にかけて、伊豆長岡で開かれた国際会議を皮切りに、大会は、八月五、六日の広島大会、八、九日の長崎大会、一一日から一四日までの沖縄大会と開かれた。

大会は、①いかなる国の核兵器にも反対し、原水爆の全面禁止を実現しよう、②「日本非核武装宣言」を実現し、アジア太平洋を非核地帯にしよう、③放射能公害と核拡散につながる原発・再処理工場計画を中止させよう、④国家補償の精神による「被爆者援護法」をかちとろう、⑤原爆体験の風化を許さず、平和教育を徹底しよう、⑥反核運動の国際連帯を強め、核全廃の運動を拡大しよう、⑦原水禁の主体性を強め、「原水禁統一テーゼ」にもとづく運動の統一をさらに前進させよう、の七つのスローガンをかかげておこなわれ、とりわけ、統一問題や「いかなる問題……」、反原発闘争などについて討論がなされた。

広島大会で採択された「ヒロシマ・アピール」は、「いかなる国の核実験・核兵器にも反対する」という原点にたって、主体の強化と「原水禁運動の真の統一」について、つぎのように述べている。

【ヒロシマ・アピール（一部省略）】

原爆投下から三二年目を迎えました。人類史上最大の犯罪行為によって、熱線で焼かれ、放射線で肉体を破壊された人々のうめき声は、今もなおヒロシマの地底に残っています。（中略）

日本と世界のみなさん！／われわれは、核絶対否定の立場に立ち、すべての核兵器の、製造、実験、貯蔵、使用の禁止とともに、平和の名のもとに行なわれる一切の核の利用にも反対しなければなりません。

みなさん！　われわれは、「いかなる国の核実験・核兵器にも反対する」という不変の原点に立って、原水禁運動をすすめてきました。

いま、核をめぐる危機的な状況の進展の中で、核実験全面停止、非核地帯の設置、核兵器不使用協定の要求、反原発運動など、反核の国際的な運動が高まりつつあります。その中で原水禁運動の国民的統一が求められているのです。

みなさん！　この運動の原点を見失なうことなく、自らのしっかりした主体と、創造的で多様な運動をつくりあげ、核に反対するすべての人と組織による共通する課題についての共同行動、統一行動を強めましょう。それこそが、原水禁運動の真の統一なのです。この運動の統一と発展によって、被爆国日本の生き生きとした原水禁運動が、世界へ、国連へと届く大きな力となるでしょう。

日本と世界のみなさん！／われわれの運動への確信と、統一行動によって、今年こそ被爆者援護と核実験の全面停止、核兵器の全面禁止をめざす大行動をつよめましょう。／核と戦争のない世界をめざして、国際的な民衆の連帯を一そう強めましょう。

核にたよるものは、人類の未来を失なうことを、ここヒロシマより日本と全世界のみなさんに強く訴えます。

ビキニ被災二四周年一九七八年三・一ビキニデー

一九七八年三・一ビキニデーは、「被爆国民の核兵器完全禁止の声を国連軍縮特別総会へ」との国際的な緊急共同課題をかかげ、原水爆禁止統一実行委員会と「原水爆禁止運動の統一をめざす静岡県民準備会」の共催で、一六年ぶりに統一して開かれた。

三・一ビキニデー中央集会は、二月二五日から二日間、全国各地から約三〇〇〇人が参加して、静岡で開かれた。中央集会は、NGO軍縮会議に三・一ビキニデー中央集会の連帯メッセージを送ることを確認するとともに、「再びヒバクシャをつくらないために」た

ちあがることを呼びかけた「アピール」を採択した。

中央集会につづいて、三月一日には、「ビキニ被災二四周年故久保山愛吉氏墓前祭」が、静岡県焼津市、宗平協主催、原水爆禁止統一実行委員会協賛で開かれ、東京では、「ビキニデー記念の夕べ」が、第五福竜丸平和協会主催、原水爆禁止統一実行委員会協賛でもよおされた。中央集会が採択した「アピール」は、つぎのとおりである。

【三・一ビキニデー中央集会アピール（一部省略）】

昨年の夏、一四年ぶりに統一して開かれた一九七七年原水爆禁止世界大会は、「国内共同行動」として、国連軍縮特別総会への統一代表団の派遣、NGO軍縮国際会議への参加とともに、一九七八年原水爆禁止世界大会を核兵器廃絶を願う全世界の人びとの世論と運動をさらに大きく結集し、広範な人びとの参加を求め、真の統一した大会として成功させるため、全力をあげて努力することを決議しました。／いま、国内では、国連軍縮特別総会への国民代表団派遣運動とその代表に託する核兵器完全禁止国連要請三、五〇〇万人署名が全国津々浦々にひろげられつつあります。（中略）／昨年、不幸な分裂を克服し、新しい国民的な大統一の実現をめざして前進し始めた日本の原水爆禁止運動は、核兵器完全禁止の国際世論を大きく高揚させつつあります。

二四年前の三月一日、ビキニ環礁水爆実験により、広島・長崎に次ぐ三たびの原水爆被災を受けた日本国民は、三、〇〇〇万人余の署名を集め、原水爆禁止運動を国民的な大統一運動に発展させました。（中略）／第五福竜丸の故久保山愛吉さんは、その死の床で「原水爆の犠牲は、私を最後にしてほしい」と訴えました。／この久保山さんの悲願を成就（じょうじゅ）するために、再びヒバクシャをつくらないために、全国民・全人類がこぞって起ち上らなければならない時が訪れています。

昨年の世界大会は、来る三月一日を「国際共同行動デー」と定めています。／三月一日には、あらゆる職場・地域・学園から起ち上り、署名・集会・行進など多彩な行動を全国各地にくりひろげ、核兵器廃絶の世論を喚起しましょう。／「国連に核兵器完全禁止を要請する日本国民代表団」の要請書（案）を支持、普及し、「三、五〇〇万人署名」や国連要請国民代表団派遣の運動をいっそう盛り上げ、世界諸国民の先頭に立って、国連軍縮特別総会が核兵器廃絶への画期的な第一歩を踏み出すよう働きかけましょう。／核兵器完全禁止・被爆者援護などの一致できる課題にもとづき、核兵器絶対否定への道をともに歩む国民的運動を創造しつつ、衆知を集めて新しい国民的組織を速やかに検討し、その主催のもとに一九七八年世界大会を成功させましょう。

NGO軍縮国際会議

国連軍縮特別総会にむけて、軍備競争の終結と全面完全軍縮の国際世論をもりあげることを目的に、NGO主催のNGO軍縮国際会議が、七八年二月二七日から四日間、ジュネーブの国連欧州本部で、四六カ国から七八国際、一八五国内組織の代表五一一人が参加して開かれた。日本では、国連軍縮特別総会への国民代表団派遣運動とその代表に託する核兵器完全禁止国連要請は、NGO被爆問題国際シンポジウム日本準備会のよびかけで、軍縮会議への代表派遣運動がとりくまれ、被爆者、専門家をはじめ労働、青年、婦人、宗教等各界の代表七四名が参加した。

会議は、①軍縮、安全保障および経済発展、②軍縮に関する宣言、③行動計画、世論の役割、④軍縮における国連の役割、世界軍縮交渉のための国際機構、の四つの分科会にわかれて討論をかさね、三月二日の閉会総会で「軍縮を専議する国連軍縮特別総会へのメッセージ」を採択した。この「メッセージ」には、核軍縮を優先させる軍縮宣言の採択、厳正かつ有効な国際管理下における全面的な軍縮、核兵器使用を禁止する国際的な法的文書の採択、軍縮交渉のための機構の効果的な強化とこの点での国連の役割の強化などについて、国連軍縮特別総会への勧告がふくまれている。

国連軍縮特別総会にむけての運動

原水爆禁止統一実行委員会は、世界大会の決定をうけて一〇月一一日の幹事会で七八年の国連軍縮特別総会にむけて、広範な各界、各団体より三五〇〇万人以上を目標とする「国連に核兵器完全禁止を要請する署名」運動を一一月一日から開始すること、NGO軍縮会議と国連軍縮特別総会に広範な代表を送るためただちに準備にとりかかること、を決めた。国連への要請署名は、ワルトハイム国連事務総長あてに、つぎの三項目を要請するものであった。①広島・長崎の原爆のおそろしさ、被爆者の苦しみを世界の人びとに知らせること。②核兵器を使うことは人道に反する犯罪として禁止すること。③世界軍縮会議を開き、一日も早く核兵器の実験、使用、製造、貯蔵、拡散、配備を全面的に禁止する条約をつくること。

国連要請署名を広範な人びとのあいだで推進していくために、統一実行委員会のよびかけに賛同して、越智勇一、藤田三郎、三宅泰雄、湯川秀樹、吉野源三郎氏など各界、各団体の五二人がよびかけて、「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動推進連絡会議」が、一一月一五日に結成された。「推進連絡会議」が展開した国連要請署名は、七八年七月一日までに、二〇一一万四五五三人に達し、「推進連絡会議」は任務を終了し、六月三〇日に解散した。

こうした署名活動とあわせて、「国連に核兵器完全禁止を要請する日本国民代表団派遣連絡調整会議」は七八年二月一三日に、NGO軍縮会議と国連に、核兵器完全禁止の措置を最優先課題とする全面的な軍縮条約の締結を要請する、つぎのような「国連軍縮総会への要請」をおこなった。

【国連軍縮総会への要請（一部省略）】

私たち日本の国民は、一九四五年に、広島と長崎において、原子爆弾の戦争での使用が、きわめて悲惨な被害をもたらすことを体験し、核兵器の恐ろしさは通常兵器とは本質的に異なるものであり、人類の存続にかかわるものであることを知りました。（中略）

私たちは、全面的な軍縮を実現するためには、核兵器の問題を最優先的に取扱うべきであり、核兵器完全禁止国際条約を早く締結すべきであると考えます。それは、ワルトハイム事務総長が「軍拡競争の経済的・社会的影響に関する報告書」の中で、「核軍縮は、もっとも優先させられなければならない。なぜならば核兵器の存在が耐え難い脅威となっているからである」と指摘しておられるように、核兵器を中心とする核軍拡競争が現実に恐ろしい勢いで進行しており、核戦争の危険性がこれまでになく大きくなっているからに他なりません。（中略）

こうした核兵器の完全禁止という目標が明らかにされるならば、そこに到達するまでの過程として、私たちは、核軍備競争の停止と核兵器の削減について、核兵器保有国がまず具体的な措置をとることから始められるべきであると考えます。なぜならば、現実に核の脅威をつくり出しているのは核兵器保有国に他ならないからです。

非核兵器保有国の側についていえば、たとえば非核武装地帯設置のような地域的制限や拘束も、重要な措置であろうと思います。（後略）

また私たちは、核兵器を持つ国の数が増加することは、核戦争の起こる危険を大きくするものと考え、各国が核兵器の拡散を防止するための措置を一層強化することを強く要望します。（後略）

私たちは、核兵器の研究開発の全面停止に効果的な措置がとられることを要望します。私たちは、核兵器保有国が、自国の領土外に核兵器を配備することも核拡散の一部であり、地域紛争を全面核戦争に拡大させる危険が大きいと考え、核兵器保有国が、たとえば中部ヨーロッパや朝鮮半島などの外国の基地に配備している核兵器を速やかに撤去することを要望します。（後略）

最後に、私たちは、核兵器完全禁止への道が、決して容易なものであるとは考えていません。しかし、世界の人びとの平和への意志が結集される

ならば必ず実現できると確信しており、また必ず実現させなければなりません。核兵器完全禁止の条約は、すべての核兵器保有国が加わるものでなければなりません。また核戦争の危険は全人類の問題であることを考えるならば、すべての国がこの条約に参加できることが重要であると考えます。このような討議の場としては、やはり国連がもっとも適当な場所であると考えられます。（中略）

私たちは、今回の軍縮特別総会が、核軍拡競争の流れを止め、向きを逆転させるために、特に重要な意義を持つものであるとして、その成功を真剣に見守ると共に、たとえ今回の特別総会だけではすべての結論が得られなかった場合にも、こうした努力を今後とも続けられることを期待します。そして私たちは、核兵器完全禁止の措置を最優先課題として全面的な軍縮の条約を締結するために、核保有国を含むすべての国の参加する世界会議が一日も早く開かれるようになることを心から望んでいます。

五月二二日から七月一日までの五週間にわたって国連史上はじめて、軍縮を唯一の議題とする国連軍縮特別総会が開かれた。特別総会にむけて、世界各地から「生きのこるための国際動員」による運動がおこなわれ、日本から「核兵器完全禁止を要請する国民代表団」（原水爆禁止統一実行委員会、日本被団協、地婦連、日青協、日本生協連、労働団体などをはじめ、国民各層から五〇二人の代表で構成）が、五月二三日から六月八日にかけて国連に派遣され、要請活動をおこなった。代表団は、ブリーフィング集会（二四日）、総会傍聴（二五～三一日）、各国代表部への要請行動（二五日～六月一日）、「アメリカ生存のための動員」主催による諸行動（母なる大地の集い（二四日）、宗教的大結集（二五～六日）、生存のための大動員（二七日）、国際婦人集会（二八日）への参加、人類が生き残るための国際動員主催NGO軍縮計画会議（二八～二九日）への参加、国連本部周辺での写真資料展示会による被爆の実相と被爆者の実情の普及、アメリカ各地の訪問やさまざまな国際諸組織との交流・連帯など、を通して核兵器廃絶の国際世論を高めるうえで積極的に活動するとともに、代表団の代表が総会で演説して、署名にかかげた三項目の実現を強く要請し（六月一一日）、核兵器完全禁止を要請する一八六九万余名の署名を国連事務総長に正式に手渡した（五月三一日）。

国連軍縮特別総会は、六月三〇日、コンセンサスによる「第一〇回国連特別総会の最終文書」を採択した。文書は、核抑止論の批判など不十分な点をふくんではいるが、①軍縮の課題のうち核軍縮の優先性の原則を確立したこと、②軍縮の分野で国連が「中心的な役割と第一義的な責任」をもっていることを明確にしたこと、③軍縮機構の改革が決定されたこと、など多くの重要な点について述べている。

日本代表団は、六月三日にロスアンゼルスで、国連総会の要請活動が核廃絶への第一歩となったとつぎのような「ステートメント」を発表した。

【日本代表団のステートメント（一部省略）】

私たち五百余名の代表団は、所期の成果をあげ、内外に予期以上の反響を呼びおこしたことを報告できることをたいへんうれしく思います。私たちは、国連史上はじめて軍縮特別総会（五月二十三日～六月二十八日）に臨み、この特別な総会への要請活動をはじめ、全米各地の核兵器廃絶を願う広範な人びとや団体と対話・交流を深め、ならびに米政府当局・議会に要請することができました。私たちは、この活動が内外に大きく深い影響をあたえ、核兵器使用禁止から廃絶への道を歩むこれからの運動に新しい展望を切りひらく第一歩となったと信じます。

一、私たちは、五月三十日、国民各位から託された二千万名におよぶ核兵器完全禁止の署名を、ワルトハイム国連事務総長に正式に手渡し、国連

当局がこれを受理し、国連公文書保管所におさめられました。私たちは全員が軍縮特別総会を傍聴し、また加盟国の過半数を越す(七〇数カ国)代表部を訪問して、核兵器を何としてもなくしたいという国民の総意を伝え、この総会を人類生存のための歴史的転機とするよう要請しました。私たちは、すでに、総会での数カ国の代表演説でも指摘されたように、私たちのNGO運動が国連の場でこれからの軍縮交渉の前進に一つの重要な役割をはたしたものと確信します。

二、私たちは、この総会に呼応して開かれた「生存のための動員国際委員会」の一連の行動にも参加し、十数カ国の外国および国際NGO団体や全米のNGO団体と交流して、地上から核兵器をなくしてしまう共通の課題をたしかめあい、今後のいっそうの協力を約束しあいました。私たちはいま改めて核兵器廃絶をねがう運動が新しい時代を迎えていることを強く感じるとともに、被爆国日本のNGO運動がになう国際的責務を痛感しています。

三、私たち代表団がこのように大きな成果をあげる中核的力となったのは、核兵器廃絶を願う被爆者――ヒバクシャ――をはじめとする国民各層の積年の願いが結集し、わずか数ケ月間で二千万署名を達成したことにあります。このことが国連討議にも国際NGO運動にも反映するにいたったからだと考えます。

四、私たちは、国連軍縮特別総会での軍縮討議の新しい前進を基礎にして、核兵器禁止をめざす運動をもっともっと広げ、思想・信条をこえて国内でも国際的にも一段と努力をしていくつもりです。

『八月六日・九日―核兵器禁止国際軍縮の日』を深く心にきざみつつ、今後ともこの成果を発展させ、一日も早く、核兵器のない平和な世界をきずきあげるため、ますますみんなの力を合わせあいましょう。

原水爆禁止運動の統一問題

七七年統一世界大会と「被爆問題国際シンポジウム」の成果は、「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動」の推進、三・一ビキニデー中央集会の開催、NGO軍縮会議と国連軍縮特別総会への国民代表の派遣運動へと発展し、国内外で核兵器完全禁止の実現をめざす運動があらたな発展段階にはいった。

こうした統一的な運動のなかで、七七年の「五・一九合意書」による「国民的大統一の組織」、七七年世界大会の決議「七八年の原水爆禁止世界大会については……真の統一した大会として成功させるため、全力をあげて努力すること」という課題＝国民的統一の実現という課題は、実現することができなかった。

七七年一二月二三日の統一実行委員会第九回幹事会は、つぎのような組織問題検討小委員会報告をうけて、国民的組織の問題について「広く各方面・各地方の意見に耳を傾け、結論を得ることを期す」ことを決めた。

【組織問題検討小委員会報告（全文）】

一、組織問題検討小委員会は、「五・一九合意」、「六・一三申し合わせ」及び七七年世界大会決議にもとづき、「年内をメドに国民的大統一の組織」を実現することについて議論を重ねてきた。既存の原水禁運動組織は新組織へ発展的に解消すべきであるとする意見、新組織は既存の原水禁運動組織をふくむゆるやかな連合体であるべきとする意見、運動の統一をめざすべきであるという意見など、現状では平行線をたどっており、このような議論のすすめ方では今日の段階では小委員会としてまとまらないと、残念ながら判断せざるをえなかった。

二、したがって、組織は運動と不可分であるという観点から、当面、国連署名推進連絡会議を中心とした署名運動、NGO軍縮会議・国連代表派遣運動、被爆者援護法制定要求運動を大切にし、これを発展させる。

三、小委員会は、統一実行委員会のこれまでの確認事項をふまえ、また、複雑で困難な事情があったにもかかわらず、互譲の精神によって、七七年世界大会を開催して決議・アピールを採択し、国連要請署名運動、NGO軍縮会議・国連代表派遣運動などのあらたな国民的な統一した運動を継続・発展させてきた経験とその教訓にもとづいて、今後、次のようなテー

マにそって国民的大統一の運動と組織実現へ向けて討論をにつめていく
・新しい国民運動、それに見あう新しい組織の実態・内容はどうあるべきか。
・新しい組織が民主的ルールを確立し、堅持していくためには、その運営機構はどうあるべきか。
・七七年世界大会が確認した基本目標の実現を中心に、新しい運動と組織が一致してとりあげられる課題は何か。
四、以上のテーマにそって、来年一月より、統一実行委員会の相談役の諸氏及び広く各方面・各地方の意見に耳を傾け、これを尊重しつつ、慎重に、しかも情勢に遅れることなく結論を得ることを期する。

また、七八年二月の第一〇回幹事会は、「国際会議及び七八年世界大会は新しい国民的組織をすみやかに検討し、その主催で開催するようにする」ことを決定した。こうした「新しい国民的組織」について、原水禁国民会議は、「原水禁連絡会議」の結成を提唱し、八月六、九日を中心に広島、長崎で独自の大会の開催を決め、日本原水協は、「五・一九合意書」の一周年を迎えるにあたって、つぎのような声明を発表した。

【「五・一九統一合意」一周年を迎えるにあたって（一部抜粋）】

一、原水爆禁止運動は、昨年の「五・一九統一合意」によって、一四年間にわたる分裂状況をのりこえて、運動と組織の統一にむかって一歩をふみだしたが、いまここに「五・一九統一合意」一周年を迎えようとしている。

二、「五・一九統一合意」以降のわれわれの経験は、さまざまな困難に直面しつつも、貴重な成果をうみだしてきた。（中略）

三、こうした経験は、核兵器全面禁止、被爆者援護など基本目標を中心に一致する課題で団結し、運動を発展させること。過去の行きがかりを乗り越え、より高い見地にたってより広い階層の人びとを結集する新しい統一組織体をつくること、国民的大統一の組織実現のためには中央とともに地方での原水爆禁止運動と組織が不可欠となっていることなどの重要性をいっそう鮮明にしている。日本原水協はこれらの経験をいかし、「五・一九統一合意」を誠実に実行する立場にたち、既成の原水禁団体を発展的に解散し、国民的大統一の組織を実現することをめざし、その新組織の主催により、一九七七年世界大会の成果をうけついだ一九七八年世界大会を真の統一した大会として開催、成功させるために大いに奮闘するものである。

四、しかしながら「五・一九統一合意書」に明記されている「年内をめどに、国民的大統一の組織」がいまだに実現していないことはきわめて重大である。国民的大統一の組織の実現は、「五・一九統一合意」を支持するすべてのものが、これを誠実に実行する立場にたつならすぐにもできるものである。「五・一九統一合意を支持する」としながらも既成の原水爆禁止運動団体を存続させ、分裂状況を固定化させ、八月には〝独自大会〟を開催する方向に固しつするなどの動きがひきつづきつづけられている。こうしたことなどが国民的大統一の組織の実現にとって重大な障害となっていることは明白である。

五、今日、日本をはじめ内外の情勢と日本の原水爆禁止運動の役割がますます重大となっているときだけに「五・一九統一合意」にもとづく国民的大統一の組織を実現することはいっそう急務となっている。（後略）

2　10・21全国統一行動

カーター政権による在日米軍基地の朝鮮半島向け再編成や実戦演習の強化など日米韓軍事一体化の強化がすすめられ、同時に、ロッ

キード事件の糾明、日韓ゆ着を糾弾する国民の声が高まるなかで七七年の一〇・二一全国統一行動はおこなわれた。社会党、共産党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議など中央一四団体の実行委員会主催による「日米韓軍事一体化反対、日韓ゆ着糾弾、基地撤去、安保条約廃棄、国民生活防衛一〇・二一全国統一行動中央集会」は、二〇日、東京明治公園に三万六〇〇〇人（主催者発表）を結集して開かれた。中央集会は、大会宣言を採択したのち、都内三コースにわかれてデモ行進をした。

また、東京以外では、北海道、秋田、岩手、宮城、福島、埼玉、山梨、新潟、静岡、愛知、岐阜、石川、富山、兵庫、滋賀、鳥取・島根（両県統一の山陰地方集会）、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分の二三道県で、県段階の社会党、共産党、県評などが統一して、二一日に一〇・二一全国統一行動がおこなわれた。

中央集会は、福田内閣がおこなってきた①ロッキード事件の幕引き、②日韓の黒いゆ着かくし、③米政府との〝新・新韓国条項〟の確認、④国民生活の破壊、⑤司法の反動化の推進、に抗議し、米政府に、「アジアにおける核戦争と日米韓軍事一体化及び『二つの朝鮮』を作り出そうとするすべての策謀」を糾弾し、「日米安保条約を廃棄し、全米軍及び基地の日本・朝鮮をはじめとするアジア全域から撤去すること」を要求するとともに、「宣言」のなかで「平和、中立、民主の豊かな日本の実現」のために奮闘することを明らかにしている。

【宣言（一部省略）】

われわれは、一九六六年一〇月二一日、アメリカのベトナム侵略反対、ベトナム人民支援、日本のベトナム侵略基地化反対の旗を高くかかげて、10・21国際統一行動をたたかった。

そして今日、われわれがともに支援、連帯してきたベトナム、ラオス、カンボジア人民は、アメリカ帝国主義とかいらい勢力を全面的に打ちやぶって、歴史的勝利をおさめ、インドシナの完全解放とベトナム全土の統一をかちとった。（後略）

だがアメリカ帝国主義は、ベトナムでの敗北後も、依然として「力の政策」をとりつづけ、朝鮮半島に新たな焦点を向けて、日本を最大の拠点としてアジア戦略の再編成をすすめている。そのために、カーター政権は、朝鮮の自主的平和的統一にあくまで反対し、朝鮮の南北分断を固定化して、日米軍事同盟のもとでの日米韓軍事一体化を強めながら、アジアにおける戦争体制を再編強化しようとしている。福田内閣は、カーターのアジア戦略に全面的に協力し、在日米軍基地の朝鮮半島向け再編成と実戦演習強化や、自衛隊の増強と日米共同作戦態勢の本格化などを強行している。

これらの事実は、日本が日米安保条約によって、アメリカ帝国主義にしばりつけられているかぎり、わが国の安全も、アジアの平和もありえないことを明らかにしている。そして、厚木基地から飛び立った米第七艦隊の艦載機が、横浜市内に墜落し、二人の幼い生命を奪い、七人の市民に重軽傷を負わせた先日の惨事は、安保条約廃棄の重要性をまざまざとしめしている。（後略）また、日本経済と国民生活の危機も、いっそう深刻となっている。福田内閣の大企業奉仕の経済政策のもとで、物価のつり上げと不況によって国民生活は破壊されている。そのうえ、中小企業の倒産は戦後最高を記録し、完全失業者は政府統計でさえ百万をこえている。そればかりか、民主主義の問題でも、福田内閣は、大衆運動を抑圧し、大企業の横暴を擁護し、警察国家再建に道をひらく刑法、少年法の全面改悪や、小選挙区制の策動、「君が代」の国歌化など教育の反動化をすすめている。（後略）

本日、このような重大な情勢のもとで、10・21全国統一行動中央集会に結集したわれわれは、10・21全国統一行動の歴史と伝統をうけつぎ、日米韓軍事一体化反対、安保条約廃棄、民主主義と国民生活擁護などの共同課題のもとに、いっそう広範な統一と団結を実現するために全力をあげるものである。（後略）

3　日本平和大会

大西良慶、古在由重、新村猛、平野義太郎氏ら各界著名人一七氏のよびかけ、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会、日本平和委員会、憲法会議、日高教、国公労連など中央四八団体の実行委員会の主催により「一九七七年日本平和大会」が、一一月一二日、一三日の両日、四三都道府県一二三人の代表が参加して東京で開かれた。

大会は、①安保条約が今日果たしている危険で有害な役割を全面的に明らかにし、安保条約の廃棄、平和、中立、非同盟の日本を実現する展望を明らかにする、②国連軍縮特別総会にむけて、核兵器全面禁止と使用禁止の諸措置にもとづいて、日韓ゆ着、小選挙区制へ憲法の平和的・民主的条項の策動、司法の反動化などに、新しいファシズムの危険な動きを告発し、日本の主権、民主主義、国民の生命とくらしを守り、国民の平和に生きる権利の確立をめざし、国際人権規約の批准をせまる、という三つの課題をかかげ、一二日の開会総会につづいて問題別集会をおこない、二日目には二五会場にわかれての分散会討論がなされた。

なお、平和大会をまえにした一一月三日、安保破棄・諸要求貫徹実行委員会、平和委員会、憲法会議などの民主団体や労働組合は、東京、愛知、兵庫、三重、埼玉など全国各地で基地撤去要求の調査・抗議行動や平和のつどい、宣伝・署名などの行動をくりひろげた。

平和大会閉会総会で採択された宣言はつぎのとおりである。

【宣言（一部省略）】

ベトナム戦争での敗北後も、アメリカ帝国主義は、依然として力の政策を固持し、新たに朝鮮半島にほこさきをむけた日米軍事同盟の再編強化をすすめてきた。とくにカーター政権は、沖縄基地をはじめ在日米軍基地の自由出撃態勢の強化や日米韓軍事一体化の推進、佐世保の米空母母港化計画や日米共同作戦態勢の強化、在日米軍駐留費の肩代わりなどを強行している。これは、日本の安全とアジアの平和にとって重大な脅威となっている。しかるに福田内閣は、カーター米大統領の核兵器先制使用の発言を容認し、日米軍事同盟の侵略的強化、日米韓軍事一体化の危険な策動にすすんで協力している。こうした日米軍事同盟強化の自民党政治は、わが国の平和と安全をいちじるしくおびやかしているだけでなく、資源エネルギー問題にみられるように日本経済の対米従属を深め、ロッキード事件や日韓ゆ着などの政治腐敗をうみだしている。それればかりか、自民党と財界は、戦時立法を公然と画策し、「君が代」の国歌化や「教育勅語」の礼賛などの教育反動化を推進し、少年法・刑法の改悪をたくらみ、小選挙区制や憲法改悪を策謀するなど、軍国主義の全面復活、ファシズムへの危険な動きを強めている。

安保条約にたいし、どのような立場をとるかは、日本の政治革新を実現するかどうかのまさに試金石である。しかるに、新自由クラブや民社党はもちろん、公明党や社会党を脱党した一部の人たちも、反共と安保肯定の立場をとり、政治革新と革新統一戦線の結成を妨害している。

本日、このような重大の情勢のもとで、「一九七七年日本平和大会」に結集したわれわれは、平和大会の歴史と伝統をうけつぎ、日本の主権と安

全、真の国民的利益を守り、アジアの平和を守る立場から、日米安保条約廃棄と非同盟中立の旗を高くかかげてたたかう強い決意をかためた。

4　安保破棄、基地撤去、日米韓軍事一体化反対の運動

在沖米軍の実弾演習抗議行動

沖縄の米軍基地は、インドシナ戦争後、朝鮮半島に照準をあわせて、臨戦即応態勢の強化がすすめられた。その一環として、七月二七、二八日の二日間、沖縄本島北部の金武・恩納両村をむすぶ県道一〇四号線を封鎖して、核・非核両用の一五五ミリりゅう弾砲の実弾射撃演習を在沖海兵隊が実施した。この原子砲実弾演習にたいして、沖縄県当局をはじめ、平和・民主団体が抗議をおこなった。

また、一〇月四日、五日にも、米海兵隊による実弾演習が、県道一〇四号線で強行された。米海兵隊の実弾射撃演習通告は、施政権返還後、一八回おこなわれたが、七七年にはいってからは、この演習通告は四回目であった。とくに、この間の実弾演習では核・非核両用の原子砲による演習が目立った。沖縄原水協など平和・民主団体は、両日、米海兵隊キャンプ前で抗議集会を開き強く抗議した。

米ファントム偵察機墜落抗議行動

七七年九月二七日、房総沖の米軍専用訓練区の米空母ミッドウェーにむかって、厚木基地を飛び立った米軍のRF4ファントム偵察機が、横浜市緑区に墜落事故をおこし、傷を負い、四戸の民家を炎上ないしは破壊した。この米軍機墜落事故は、在日米軍基地再編成にともなうが沖縄と並んで極東米軍の前方展開拠点基地、有事即応体制のもとにおかれていること、前線配備基地の強化のなかでおきたものだった。

九月三〇日に神奈川県安保廃棄・統一促進会議のよびかけで、横浜市従労組、横浜地区労、全日自労地本、全国一般地本など三〇団体から約五〇〇人が参加し、墜落事故に抗議する昼休みデモがおこなわれた。一〇月五日には、米軍機が墜落した横浜市緑区の港北・緑地区労働組合協議会の主催で「一〇・五米軍機墜落緊急抗議集会」が開かれ、二五〇人が参加した。集会は、人口密集地の飛行禁止、被害補償の完全な解決などを日米両政府に要求する抗議文を採択した。なお、一〇月三日に長洲一二神奈川県知事、飛鳥田一雄横浜市長は、神奈川県基地関係市町連絡協議会（県と一二市町で構成）を代表して、アメリカ大使館でマンスフィールド大使に会い、①過密化した市街地に所在する厚木海軍飛行場を完全撤去すること、②今回の事故の徹底的な原因究明と判明するまで住宅地域上空の飛行を即時中止すること、③犠牲者および被害者にたいして、すみやかに十分な補償措置を講じることの三項目を申し入れた。

ロランC基地設置反対運動

七七年八月、防衛施設庁は、千葉県柏市のもない、新たにロランC基地を建設すると発表した。これにたいして、ロランはポラリス原潜の航法支援・通信基地の役割を果たし、核戦争のさいには第一撃で壊滅させられるものであり、また基地新

設は、日本海や朝鮮半島全域を電波覆域にふくむための、朝鮮半島を焦点にした北西太平洋チェーン増強にねらいがあるとして、社会党、共産党、柏地区労働組合協議会の呼びかけで「米軍基地をなくす柏実行委員会」が九月二八日に結成された。実行委員会には一三団体が参加し、基地調査街頭宣伝・署名活動、市長交渉、市議会への請願などの活動をおこなった。

七八年三月五日、「ロラン基地設置反対各界代表者会議」が、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会と同千葉県実行委員会の共催で千葉県柏市で開かれた。集会には、地元千葉県や首都圏、ロランC基地撤去闘争をすすめている沖縄、北海道をはじめ、八都道府県、一〇四団体、二五〇人の代表が参加した。参加者は柏ロランC基地新設予定地で抗議と調査活動をおこなうとともに、日米両国政府への抗議文を確認し、つぎのような「アピール」を採択した。

【アピール（一部省略）】

私たちは、今日、三月五日、凶悪なアメリカ核戦略の耳目であるロランC基地があらたに建設されようとしている千葉県柏市で、ロランC基地設置反対の決意をこめて、各界代表者会議をひらきました。

アメリカ政府は、ベトナム侵略戦争敗北後も、日米安保条約をたてに、依然として、アジアにおける「力の政策」をとりつづけ、アジア戦略の焦点を朝鮮半島にあわせ、米日韓軍事一体化をすすめています。最近のクレーター米海軍長官のミッドウェー核装備発言、嘉手納基地の常時核基地体制をみとめたバスター准将の発言、また、有事の際の朝鮮出撃をあきらかにしたブラウン国防長官発言などは、わが国が、日米安保条約のもとで、アメリカの核戦略体制、米日韓軍事連動態勢にいかにふかくくみこまれているかをあらためてあきらかにしています。カーター政権が韓国「防衛」に〝核先制使用もありうる〟と言明していることからみても、日本の核基地化が日本国民にとってきわめて危険なものであることは明白です。ロランC基地の新設・増設は、まさに、このアメリカのアジア侵略政策の重要な一環をなす危険なものであり、絶対に許すことのできないものです。いうまでもなく、ロランC基地が米ポラリス潜水艦の核ミサイル発射やファントム機などの航空核攻撃を誘導し指揮するための航法支援・通信基地であり、アメリカの核戦略にとって欠くことのできないものであることは、アメリカ政府当局者自身も言明しているところであります。さらに、ロランC基地は、核戦争がおきた場合には、まっさきに核攻撃目標とされる危険な基地であります。このような基地を人口密集地に建設するようなことは、世界に例のないことです。

私たちは、米日両政府に柏ロランC基地新設計画の撤回とすべてのロランC基地撤去を要求する抗議行動をおこないます。私たちは、ロランC基地の侵略的で危険な役割を広範な国民のあいだに知らせる宣伝・学習活動を全国的に展開します。私たちは、ロランC基地への現地調査をひきつづきおこなうとともに、反対署名運動をくりひろげます。私たちは、このたたかいを契機に、沖縄・首都圏をはじめ、全面的に安保条約廃棄、基地撤去の運動をいっそう力強く発展させます。私たちは、日本の平和と安全をねがうすべての国民の皆さんに、ロランC基地設置反対、安保条約廃棄、基地撤去の運動のあらたな前進のためにともに手をたずさえてたちあがるよう心からうったえるものです。

「チーム・スピリット78」抗議行動

本格的な朝鮮戦争を想定した米韓大合同演習「チーム・スピリット78」が、三月七日から一一日間にわたって韓国全土と周辺海域で展開された。朝鮮半島では史上最大の規模であったこの演習は、戦術核部隊の参加と在日米軍を主力とするもので、朝鮮有事の「出撃拠点」としての在日米軍基地の実態と米日韓軍事一体化の進行を明らかにした。

大演習を前にして三月六日、江口朴郎、梶谷善久、鈴木二郎、高橋甫、林茂夫、星野安三郎、吉野路樹の七氏のよびかけで、学者・

文化人一一八氏が、連名で作戦の即時中止を求める声明を発表した。声明は、今回の米韓合同演習について、①米軍当局のクレーター証言、パスター発言内容からみても明らかなように、カーター米大統領の核脅迫の姿勢がつらぬかれている、②ブラウン米国防長官の証言に明らかなように、在日米海空軍が日本から朝鮮へ直接出撃することを想定している。しかも朝鮮有事での在日米軍の直接出撃を日本政府が容認している、③昨年来の日米防衛協力小委員会での協議内容から明らかなように、作戦出動した米軍にたいする自衛隊の作戦支援、兵站補給作戦が前提として組みこまれている、と指摘し、朝鮮の自主的平和的統一を妨げ、アジアの平和と安全を脅かすこのような軍事演習を即時中止されるべきであると述べている。

日本平和委員会、日朝協会、日本原水協、日本アジア・アフリカ連帯委員会の四団体も街頭演説、宣伝、ビラ配布活動などの活動をおこなった。沖縄では、全沖労連、県平和委員会などが参加する「安保条約廃棄、くらしと民主主義を守る沖縄県統一行動連絡会議」(準備会)が、大演習で最大の出撃・中継拠点基地となった嘉手納基地前で三月七日から抗議と監視の座り込み行動に入り、一一日には基地前で約一五〇人を結集して抗議集会をおこなった。

五・一五全国行動

「カーター核戦略上の日本の核基地化・自由出撃基地化糾弾、日米共同作戦態勢強化・自衛隊増強反対、基地撤去、安保条約廃棄」の共同課題をかかげて、沖縄協定六周年の五月一五日に「五・一五全国いっせい行動」がおこなわれた。この統一行動は、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会と日本平和委員会、明るい革新日本をめざす中央青年学生連絡会議、基地対策全国連絡会議の四団体がよびかけ、「五・一五全国いっせい行動」中央集会をはじめ北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、埼玉、神奈川、山梨、長野、静岡、愛知、京都、大阪、岡山、山口、福岡、大分、沖縄など全国各地で、米軍基地、自衛隊基地への抗議デモ、抗議の宣伝パレード、集会などを展開した。東京・立川市で開かれた中央集会には、一五〇〇人が集まり、参加者は米軍横田基地、自衛隊立川基地にむけてデモ行進をおこなった。中央集会は「自衛隊の立川基地居すわりに反対する決議」とつぎのような「アピール」を採択した。

【中央集会アピール(一部省略)】

現在、ベトナム以後、朝鮮半島に焦点をあわせたアメリカのアジア戦略のもとで、日米軍事同盟の再編強化と日本の軍国主義復活がきわめて危険な段階をむかえています。

今日、カーター政権は、「着実に自衛能力を向上させている日本との同盟関係は、米国の東アジアにおける鍵となる」とし、「これらの傾向がさらに進展することを望んでいる」と日本への軍事責任分担の具体化を要求しています。福田内閣が、こうしたカーター戦略に全面的に追随しながら、日米安保条約のもとでの軍国主義復活をはかる危険な策動をつよめていることはきわめて重大です。今国会で福田首相ははじめて所信表明演説で「防衛」問題を一項目おこし、意識的に自衛隊のなしくずし的強化、拡大をはかりF15戦闘爆撃機、P3C対潜しょう戒機は「戦力」にあたらないとか、「核兵器であろうが、生物・化学兵器であろうが〝自衛のための必要最小限度〟の範囲内であればわが国でも持てる」などと憲法無視の戦力拡大論をうちだしています。それればかりか、戦前の暗黒裁判の再現につながる「弁護人ぬき裁判」特例法の制定をたくらみ、「君が代」の国歌化、「建国記念の日」奉祝行事の政府後援、さらには首相みずからが戦時立法の検討を「指示した」ことを公然と発言するなど、自民党政府はきわめて反動的な姿勢をとっています。

しかも重大な問題は、自民党の安保堅持・軍国主義復活強化の路線にたいし、公明党が一月の大会でも明確にしたように、反共「中道」政党がこれに同調し、安保肯定・自衛隊容認の立場をとり、自民党に呼応して革新勢力分断の策動をつよめていることです。いまや安保条約にたいする態度は、革新か否かの試金石であり、安保廃棄、基地撤去をめざす運動を国民的規模へ発展させることは、わが国の平和民主勢力にとって重要な責務になっています。

本日の五・一五全国いっせい行動中央集会に結集した私たちは、カーター政権と福田内閣によってすすめられている危険な策動を広範な国民にあきらかにするとともに、学習活動を強化し、安保廃棄、基地撤去の世論を高めるために全力をあげて奮闘するものです。

全国反基地集会

総評、反安保全国実行委員会、護憲連合、社会党が共催した「厚木基地訴訟支援・核もちこみ糾弾・基地撤去・自衛隊反対・安保廃棄全国集会」が、七八年二月一八、一九の両日、神奈川県大和市で全国から一〇〇〇人の参加のもとに開かれた。

集会は、基地、核、安保、自衛隊などの問題について討議をおこない、①福田内閣の憲法無視、国家主義、軍国主義に強く反対し、被爆体験と平和憲法の示す平和論理を再確認する、②核戦争を前提とした日米韓軍事一体化と日米共同作戦態勢の危険な本質を国民に広く訴え、非核三原則と事前協議制を徹底的に追求し安保廃棄の国民世論を大きくする、③国民連合政権構想との関連で強まっている違憲自衛隊を容認する動きを警戒し、「大砲かバターか」の運動を展開する、④「君が代の国歌化」や「司法の反動化」などに強く反対し、反戦平和運動と日本の民主主義、国民の生活と権利をまもる諸運動を密接に結合させた運動を展開する、ことを確認した。

また、前記四者は、六月二三日を「安保廃棄全国統一行動日」として、中央で「日本の平和と安全保障をめぐるシンポジウム」を開いた。

5　司法の反動化阻止、民主主義擁護の運動

少年法改悪反対運動

少年法改悪反対運動は、七七年六月二九日、法制審議会総会が少年法部会の中間報告を強行採択し、法務大臣に答申をおこなうことを決定してから、新たな段階にはいった。この答申にたいして、日弁連は、少年法をさしたる理由もなく、十分な検討を経ないで根幹から改めようとするもので、国民とともに答申による法改正の阻止に全力をあげてとりくむとの反対声明を出した。また、七六年一一月六日に、総評、日教組、全司法、婦人有権者同盟、日本民主法律家協会など二五団体を結集して結成された「少年法改悪に反対し、青少年の未来と民主主義を守る国民連絡会議」は、法務省当局による国会提出を断念させる運動にとりくんだ。

「国民連絡会議」は、一一月二六日、東京・渋谷の山手教会ホールで、「少年法改悪に反対する国民のつどい」を開いた。つどいには、労働組合員、弁護士、市民など約六〇〇人が参加し、法務省が

法案化を急いでいる少年法改悪を阻止するため国民の運動を盛りあげていこうとのつぎのような「アピール」をだした。

【アピール（全文）】

本日私たちは、「少年法改悪に反対する国民のつどい」に参加し、青少年の基本的権利と未来を守るため、民主主義と人権を擁護する立場に立って、全国民的運動をどう発展させるかを中心に討議を行いました。

六月二九日、国民の反対を押し切って答申が強行されて以来、少年法改悪の作業は国民の目にふれないまま、法務省内で着々と作業が進められ、世論の動向をみきわめながら一気に国会に上程、通過をねらっております。現在、①一時期中断してきていること、②学習指導要領に「君が代」が導入されたこと、③昨年五月少年課を独立させた警察の諸方面に対する指導やキャンペーンが強力的規制をもたらす青少年保護育成条例制定の動きが全国的に再び活発化化されつつあることなどにみられるように、青少年問題をとっかかりとして青少年のみならず国民の日常生活を権力規制の下におこうという体制がつくられつつあることを重視し、どうしても少年法改悪を中止させなければなりません。政府、自民党の大資本、大企業本位の人づくりや、教育の荒廃、退廃文化のはんらんの中で権力の介入、人権無視の状態では少年の非行は改められません。

みなさん、いっせいに行動を起こしましょう。青少年の権利はたたかいによってのみかちとれるのです。今日ほどたたかいが求められている時はありません。変革の激流は国の内外をとうとうと流れています。自民党の金権、腐敗政治に終止符を求めている国民の皆さんとともに力強く歩みつづけましょう。国民のみなさん、私たちの団結で、少年法改悪を阻止しましょう。

思想の自由を守る二・一一集会

「君が代国歌化」「元号制度」の法制化のたくらみ、「建国記念日の奉祝行事」にたいする政府の後援、などの動きのなかで、二月一一日、総評「紀元節」問題連絡会議、政教分離の侵害を監視する全国会議などは、「君が代・元号・天皇崇拝のおしつけに反対し思想の自由を守る二・一一集会」を開き、つぎのような決議を採択した。

【決　議】

一九六六年に多くの批判や反対を無視して「建国記念の日」が制定されてから一二年目を迎えた。われわれは、憲法の民主主義・平和・基本的人権の尊重などの原則に反し、天皇崇拝を国民におしつけ、軍国主義復活を推進しようとするこの「祝日」を認めず、一貫して反対運動をつづけてきた。最近の一連の動向は、天皇制の強化に反対し思想の自由を守る運動がますます重要な意義をもつことを示している。文部省は、新しい学習指導要領で「君が代」を国歌とよび、これを学校教育をつうじて国民におしつけようとしている。最高裁は津地鎮祭訴訟において政教分離の原則を侵犯し、神社神道式地鎮祭を地方公共団体である津市が主催したことを合憲とした。戦後、国民主権の原則にそぐわないものとして皇室典範から削除された元号制度の法制化がくわだてられている。右翼団体などによる請願運動が組織され、長崎・岐阜の各県議会などで元号法制化決議がおこなわれた。歴史学関係者による「元号制度の存続に反対する声明」の発起人などへの個人攻撃が各地の大学であらわれている。今年の「建国記念の日」の「奉祝運営委員会」の行事に政府は「後援」の方針をはじめて明らかにした。

こうした動きは、天皇制イデオロギーの復活と国民へのおしつけが急激に進められ、反動化を新しい段階にすすめようとするものであることが示されている。憲法の民主主義的原則をふみにじる反動的思想攻勢、とりわけ憲法遵守の義務をもつ政府が、憲法違反を拡大していることは、あらためてきびしく糾弾されなければならない。「君が代」、元号など天皇崇拝のおしつけを制度的に確保しようとするこうした反動イデオロギー攻勢に対し、憲法の民主主義的原則を生活の中で自覚的に生かしていくことが、いま求められている。

われわれはつぎのことを強く主張する。

一、「君が代」を国歌とよび、学校教育をつうじてこれをおしつけること

とに反対する。
一、官公庁が神道式行事に関与し、政教分離の原則を侵害することに反対する。
一、元号を法制化・内閣告示などによって制度化し、国民に使用を強調することに反対する。
一、神話にもとづき、天皇主権を権威づける「祝日」であった「紀元節」の復活である「建国記念の日」を認めず、天皇の「政治的利用」の拡大に反対する。
一、憲法改正論者や一部宗教団体の行う「建国記念の日奉祝行事」の政府後援に強く抗議する。
「君が代・元号・天皇崇拝のおしつけに反対し、思想の自由を守る二・一一集会」に結集したわれわれは、全国各地の集会や運動と連帯し、こんごそのたたかいをねばりづよく進める決意をあらたにするものである。

6　第四九回メーデー

一九七八年の第四九回メーデーは、中央統一メーデーの三〇万人をはじめ、各都道府県一一三一会場に四五〇万人が参加して開かれた。今年のメーデーは、経済危機のもとでの賃金抑制、人べらし「合理化」、雇用不安と失業増大を反映して、「生活できる賃金を」、「円高不況打開、暮しの安定を」、など生活擁護と経済危機打開のスローガンが目立った。

東京・代々木公園で開かれた中央メーデーでは、槇枝元文総評議長が開会あいさつで、大企業優先の政治を国民生活優先の政治に転換させることを強調し、共同闘争の強化を訴えた。そのあと議長団を代表して竪山利文中立労連議長、主催者を代表して天池清次同盟会長がそれぞれあいさつした。ついで、飛鳥田社会党委員長、佐々木民社党委員長、竹入公明党委員長が祝辞をのべ、最後に、「メーデー宣言」を採択し、六コースに分かれてデモ行進をおこなった。

【第四九回メーデー宣言（一部省略）】

第四九回メーデーは、不況の一層の深刻化、予期以上の円の高騰、記録的な企業倒産、失業者の激増など、すべての勤労国民に生活条件の悪化と危機感が覆っているという厳しい情勢のなかで開かれた。われわれがいま厳しく指摘しなければならないのは、こうした国民生活全体の深刻な危機に対して、自民党福田内閣は、政治、経済、外交すべての面で何ら効果的な対応をなし得ず、逆に従来型の景気対策を進め、中小、零細企業、農業を破滅の危機に追い込み、更に生活水準の低下、インフレの高進、預貯金の目減り、社会保障の改悪などで国民生活を一層圧迫する政策をとっていることである。その結果、われわれには賃金の抑圧、労働強化と首切り合理化、明日をも知れない雇用不安の嵐が全産業労働者にのしかかってきていることである。福田内閣がこのような政策をとり続ける限り、国民生活の改善も景気のたて直しも到底のぞみ得ず、円高対策に端的に見られるように、政権担当能力の喪失はもはや誰の眼にも明らかとなった。いまや早急に大企業優先型の諸施策から脱皮し、国民生活改善、個人消費拡大に基盤を置いた政策に転換しなければ日本経済の将来展望はない。

われわれのメーデー・スローガンは、この点にのっとり、何よりも国内需要拡大と国民生活安定を目指す方向で、まず生活を維持向上させる賃上げ獲得、雇用不安の解消、失業対策の確立、社会保障制度の大幅拡充を重点的に求めつつ、政治・経済の国民優先型への転換を目指し、その努力の積み上げのなかから、保守政治体制の終結と政治の革新をはからなければ

ならないという強い決意を示したものである。

従って今後の運動路線は、スローガンの趣旨を実現してゆくために、賃金抑制、労働強化、首切り合理化に反対し、全国一律最賃制の制定、労働時間の短縮、週休二日制の実現、労働基本権確立などわれわれが主体的に取り組む課題、年金・医療保障の抜本改善、物価値上げ反対、大幅減税、食糧自給率向上などの農漁民対策の振興等国民生活擁護の課題、核兵器の完全禁止、憲法改悪反対、金権腐敗政治糾弾、司法・教育・文化の反動化阻止など平和と民主主義を守る課題などを全労働団体を貫く要求と行動目標として決定し、提携できる広範な人達との活動と手を結び、全力をあげて努力してゆく覚悟である。特に国連史上はじめて今月末から開かれる国連軍縮特別総会では、核兵器の実験・使用・製造・貯蔵の完全禁止をめざす大きなステップとさせる事が必要であり、被爆国民として国際世論を総動員して核軍拡競争を阻止し、核兵器の全廃と全面軍縮を達成する第一歩としなければならない。国民生活・福祉優先路線をめざす道は国民多数の合意である。そのための政治革新の条件は成熟しつつある。

われわれが着実に運動の裾野を拡げてゆくことによって、日本の未来に明るい展望を見出すことができると確信する。

すべての労働者と働く国民の皆さん！　働くものの意志を無視した政権が必ず衰退することは歴史の示す通りである。われわれこそが平和で豊かな日本の未来をになう中心勢力であるとの決意を更に強め、このメーデーを基点として団結を強め、連帯の環を拡げつつ、力強く前進してゆこう。

【中心スローガン】

生活を維持向上させる賃上げ獲得、消費の拡大による不況の克服、雇用の安定と失業対策の確立、社会保障制度の大幅拡充、政治・経済の国民優先型への転換、保守政治体制の終結と政治の革新をかちとろう

【要求と行動目標】

・生活を維持向上させる賃上げ獲得、最低賃金制の確立。
・雇用・失業保障制度の確立、労働強化と首切り合理化反対。
・定年延長、労働時間短縮、週休二日制の実現。
・労働基本権の回復、スト規制法撤廃、働く婦人の地位向上、権利の確立。
・健保改悪反対、年金・医療保障の抜本改善、社会保障の制度の大幅拡充。
・物価値上げ反対、独禁法の強化、公害・労働災害の絶滅。
・不公平税制の是正、勤労所得税の大幅減税、公共住宅の大量建設。
・受験地獄の解消、教育費の父母負担軽減と公平化。
・地方財政の確立、地域住民の健康と福祉向上。
・核兵器の完全禁止、憲法改悪反対。

【参考資料】(1)日本労働組合総評議会『総評』(週刊)、『月刊総評』(2)日本社会党『社会新報』(週二回刊)、『月刊社会党』など、(3)日本共産党『赤旗』(日刊)、『前衛』(月刊)など、(4)原水爆禁止日本協議会『原水協通信』(月刊)など、(5)原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』、(6)日本平和委員会『平和新聞』(旬刊)、『平和運動』(月刊)

XIV 政党

概要□各党の国会活動──概況／第八一、八二、八三臨時国会と野党の動向／第八四通常国会と野党の動向／自治体選挙の結果──概況／革新自治体の退潮傾向と京都・横浜の選挙／日本社会党──概況／党改革問題／大会／政策・方針／組織・機関紙・財政／国際活動その他／公明党──概況／大会・中央委員会／政策・方針／組織・機関紙・財政／労働組合との関係／国際活動／民社党──概況／大会／政策・方針／組織・機関紙・財政／国際活動／日本共産党──概況／大会／政策・方針／組織・機関紙・財政／国際活動その他／社会民主連合

概要

一、七〇年代前半における革新勢力の進出は、国会における野党の地位と活動内容を一変させた。野党各党は、連合政権構想を提示しつつ、具体的な政策論議を展開し、ついに、政府と与党による予算案の組替えに成功するところまですすんだ。

一、しかし、七〇年代後半における革新勢力の停滞と退潮は、その傾向が顕著になるとともに、野党の国会における活躍の不活発さをもたらした。第八四国会において、形のうえで予算案は修正されているが、内実としては、野党の確保した予算修正権は否定されているに近い。

一、野党の国会活動の不活発は、野党第一党である社会党の内部事情にもよるが、なによりも、自民党によって野党の連携にたいする分断策である「部分連合」策がとられ、野党の側の国会活動の足並みが揃わなかったことにある。

一、公明党や民社党、あるいは社民連などにおける「五五年体制崩壊」論が示しているように、中道諸政党は、保守と革新の対立という図式を否定し、中道政治勢力を主要因とする新しい政治状況の到来を確信している。公明党や民社党のそのような状況認識から、国会運営における自民党と中道諸政党との連携が一般化される事態

が生まれた。

一、自治体選挙においても、革新勢力の退潮傾向は明白であり、革新自治体のいくつかは、京都府と横浜市の例に示されているように、戦後史のほとんど、あるいは戦後史の半ばを占めてきた長い歴史の幕をひとまず閉じることになった。なお、革新自治体の退潮傾向に拍車をかける結果になっているのは、自治体選挙における自民党と中道政党との連携である。

一、ただし、京都と横浜の選挙の場合、革新自治体の退潮例になっているだけでなく、革新勢力が「支持政党なし層」に対応することに成功した例にもなっている点が注目される。革新政党と市民団体との提携が自発的大衆運動として展開される方向をとるとき、「支持政党なし層」の票が革新の側に動くことを、京都と横浜の選挙は示した。

一、成田・石橋執行部の辞意表明を機に、社会党内の協会派、反協会派の抗争は激化した。焦点は社会主義協会規制を中心とする党改革問題であったが、総評のあっせんによっていちおうの決着をみた。問題の後継委員長には難産のすえ飛鳥田横浜市長が就任した。初の公選で全党員の八割余の信任を得た飛鳥田委員長は〝百万の党〟構想を提起し、党の再生をよびかけた。

一、野党第二党に帰り咲いた公明党は、「ポスト自民の連合政権」の〝受け皿〟づくり」を目標に、民社党との提携を軸とし、新自由クラブまでふくめた中道勢力の結集に全力をあげている。政策面でも、右寄りの「現実路線」をうちだして注目された。

一、民社党は〝社公民路線〟に見切りをつけ、公明党との提携を軸とする〝保革連合〟の方向を鮮明にうちだした。この保革連合路線は春日委員長が任期途中で辞任されたあとでも維持されている。

一、七六年総選挙、七七年参院選挙で大きく後退した共産党は、中道勢力の進出、共闘の相手とたのむ社会党の混乱に加え、袴田前副委員長の除名問題もあって、苦しい立場に立たされている。こうしたなかで開かれた第一四回党大会は、党勢拡大とともに〝教育立党〟の方針をうちだし、党の主体的力量の強化によって難局の乗り切りをはかる方向をうちだした。

一、社会党の江田元副委員長の離党を機に生まれた社会市民連合と、七七年九月社会党を離党した田中、楢崎、秦の三議員らが合流して新たに社会民主連合が結成され、となった。

1　各党の国会活動

1　概　況

七〇年代前半における革新勢力の高揚が、七〇年代後半において後退ないし停滞期に入ったことは、国政選挙の結果からだけではな

く、国会における野党の活動状況からもはっきり確認できる。第八〇通常国会（七六年一二月～七七年六月）において、野党各党は予算修正の共同提案をおこない、予算組替えに成功したが、これはわが国の政党政治の歴史において特筆されるべき事態であった（本年鑑七八年版四七三～四七五頁参照）。第八四通常国会（七七年一二月～七八年六月）においても、以下に見るように、野党の要求に応じる形で予算案の修正がなされている。そのかぎりでいえば、国会における野党の予算修正権は確定されたと見ることができる。しかし、予算案の修正内容と修正の経過からいって、第八四国会における「五三年度予算案」の修正は、国会における野党連合が成立し、その野党連合がオポジションとしての機能を発揮した結果によるものとは、とうてい評価できない。逆に、自民党福田政権の「協調と連帯」なるモットーの具体化にほかならない大平幹事長による「部分連合」策の展開が効を奏し、野党連合が破綻し、保革連合の方向へ政局全体の傾斜が強められた動向の端的な現われとして、第八四通常国会における「五三年度予算案」の通過を位置づけることができる。保革伯仲国会において、逆転委員会や同数委員会が一般化する状態のなかで、自民党は一部の野党と提携することによって自民党政権の安定をはかる方策を見いだした。

世論調査の動向を見ると（第132表）、福田内閣の支持率は二〇％を割り、戦後史の最低に近づいた。内閣支持率の最低記録は、六〇年安保のときの岸内閣で一六・二％とされている。内閣支持率の低下とともに与党としての自民党支持率も低下傾向にある。しかし、内閣と与党にたいする支持率低下と呼応する形で、社会党や共産党など、革新政党としての野党の支持率がひたすら低下するだけという

第132表　内閣支持率と政党支持率

福田内閣支持率	1978年3月	1978年4月	1978年6月	1978年7月
支　　持	25.3	20.0	21.9	19.1
不 支 持	47.7	53.6	46.2	48.1
政党別支持率	同上	同上	同上	同上
自　民　党	39.4	36.7	40.4	37.2
社　会　党	14.6	13.3	12.5	12.6
公　明　党	4.2	3.6	4.7	3.7
民　社　党	3.5	3.5	3.4	3.1
共　産　党	2.3	2.6	2.4	1.9
新自由クラブ	4.9	2.6	2.9	2.2
社　民　連	0.9	0.9	0.4	0.2
支持政党なし	25.4	31.5	26.6	32.0

〔備考〕　読売新聞社の調査による。『読売新聞』1978年3月11日，4月14日，6月16日，7月15日，参照。

事態に、七〇年代後半の特徴を見ることができる。さらに、「支持政党なし層」がいぜんとして増加しつつ定着している事態に、七〇年代後半以降の政治状況の問題点を見いだすことができよう。

注目すべきは、公明党や民社党など、中道政治勢力を唱える野党の支持率も低下傾向を示しはじめた事実である。公明党や民社党の場合、七八年前半におけるそれぞれの党大会で「五五年体制崩壊」論を展開した。自民党と社会党の対抗関係を基軸とする政局はもはや過去のものとなり、いまや、中道政治勢力の台頭が新しい政治局面の特徴になっていることを強調し、「責任野党」の総結集を唱えるのが「五五年体制崩壊」論であった。しかし、世論調査に示された七〇年代後半の政治動向は、かならずしも、中道政治勢力を基軸とする「連合の時代」が、ポウスト「五五年体制」としての多党化状況における基本的政治動向であることを示していない。

それにもせよ、野党各党のあり方が、革新政党的あり方と中道政治勢力的あり方に分化し、その分化が、野党各党の国会活動の展開内容を大きく規制している事態が、第八四通常国会の経過に歴然と現われている。

2　第八一、八二、八三臨時国会と野党の動向

第八一臨時国会

七七年七月の参院選挙で、自民党は保革逆転の危機を避けることができた。無所属と諸派を加えて一二七議席となり、単純過半数を一議席上回る結果となった（本年鑑、七八年版四五六頁参照）。参院選挙の結果を受けて、参議院の構成を決定するため、会期八日間で開会されたのが第八一臨時国会であり、七七年七月二七日召集、八月三日閉会した。開会にあたり、社会党、公明党、共産党、新自由クラブの各党は、米価問題、金大中事件、日中友好条約締結問題、予算編成問題などがあることを理由に本格審議を要求したが、自民党が「参院の院の構成」に議題をかぎった短期国会を主張、民社党がこれに同調して八日間の会期となった。

福田首相による所信表明演説と各党の代表質問がなされたが、実質審議なしで閉幕した。各党の質問が物価高と不況の問題に集中したのにたいし、福田首相は経済政策の基本を明確に示しえなかったと評されている。「野党の多くは、不況のなかの物価高という『得体の知れない状況』が今後も続きそうなことへの国民の深刻な不安を指摘し、政府が当面の対策と並行して中期・長期の展望を示すよう求めた。また野党としての提案も、不十分とはいえ一応、それぞれに出していた」にもかかわらず、「あらためて驚かされたのは福田首相の答弁の内容のなさ」であった。「経済の先行きについては、首相は長期的・中期的な見取り図を示さなかったばかりか、当面、打つべき手についてもほとんど語ろうとしなかった」のである（『朝日新聞』七七年八月三日、社説）。

参議院の議長・副議長選出は、七月二八日におこなわれ、議長に安井謙（自民党）、副議長に加瀬完（社会党）をそれぞれ圧倒的多数で選任し、安井、加瀬の両氏はただちに党籍離脱した。衆議院の保利議長（自民党）、三宅副議長（社会党）も七月二七日付で正式に

第133表　国会の委員会構成　　(1977年7月27日決定)

常任委員会	衆院	参院
逆転委員会 {自民・委員長 {野党・多数	地方行政，文教，農林水産，商工，運輸，予算	地方行政，外務，大蔵，文教，農林水産，商工
同数委員会 {自民・委員長 {与野党・同数	議院運営，法務	予算，内閣，議院運営
多数委員会 {野党・委員長 {自民・多数	逓信，建設，決算，懲罰	法務，社会労働，運輸，逓信，建設，決算，懲罰
安定委員会 {自民・委員長 {自民・多数	内閣，外務，大蔵，社会労働	

特別委員会	衆院	参院
逆転委員会	ロッキード	沖縄北方，物価対策，公選法改正
同数委員会	公職選挙法改正	ロッキード
多数委員会	災害対策，科学技術，石炭対策，公害環境，物価問題，交通安全，沖縄北方	災害対策，公害環境，交通安全，科学技術

〔備考〕『朝日新聞』1977年7月28日，による。

党籍離脱している。衆・参両院における委員会構成は、自民党委員長であるが野党委員が多数の「逆転委員会」（うち常任委が六）、参院で農林水産、商工など衆院で七委員会（うち常任委が六）、参院で九委員会（同六）。自民党委員長であるが与野党委員数が相半ばする「同数委員会」は、議院運営など衆院で三委員会（うち常任委が二）、参院で四委員会（同三）。自民党委員長で自民党委員が野党を上回る「安定委員会」は、衆院では内閣、外務、大蔵、社会労働など四委員会（同四）、参院で一一（同七）。参院の場合、自民党にとっての「安定委員会」がなく、自民党委員が多数の委員会は、すべて野党委員長の委員会にかぎられている（第133表）。

第八二臨時国会

国鉄運賃値上げを運輸大臣の認可事項にしようとする国鉄再建法案とか、ボーナス保険料の新設をふくむ健康保険法等改正案など、いわゆる与野党の対決法案を審議する第八二臨時国会は、七七年九月二九日に召集された。一一月七日までの四〇日間が予定された会期であったが、一八日間の会期延長が自民党の提案、民社党と新自由クラブの賛成で可決され、会期は五八日間となり、一一月二五日閉会された。第八二臨時国会で可決されたのは補正予算案のほか、中小企業倒産防止共済法案とハイジャック防止法改正案だけであり、国鉄、健保の二法案のほか防衛二法改正案、国家公務員給与改善法案、離職者救済法案（特定不況業種離職者臨時措置法案）など計五つの重要法案は廃案（審議未了）となった。

政府の昭和五二年度補正予算案にたいし、共産党は組替え案を提出したが、公明党は、まず、「不十分ではあるが格別、反対する理由はない」との意志表示をした。第八二国会から発足した「公明・民社党国対合同会議」は、補正予算案で両党が一致した行動をとることを確認し、公明党は、結局、民社党、新自由クラブとともに「住宅金融公庫の貸し出し金利の引き下げ」を条件に補正予算案に賛成することになった。衆院予算案が「逆転委員会」になっている事態を背景に中道三党が保革の間隙をぬって行動しただけであり、自民党からすれば「与野党伯仲時代に『中道勢力』と問題別に『部分連合』の形で手を組む大平構想の一端が実現した……」ことになるのであった(『朝日新聞』七七年一〇月一六日「政界オムニバス」)。自民党は、中道三党の申入れに応える回答を示し、自民党と中道三党の合意が成立することによって「昭和五二年度補正予算案」は賛成多数で可決されている。

国鉄、健保などの対決法案も、自民党の国会対策としての「部分連合」策で可決される予定であった。すなわち、社会党が希望する離職者法案や給与法案を「人質」にすることによって国鉄、健保、防衛二法などを「同時着陸」させることが伯仲国会における自民党の「部分連合」策展開の一局面であった。しかし、この作戦は失敗し、第八二国会は重要法案のすべてが廃案となる「異常な結末」に終わった。その間の事情については、「最大の理由は参院自民党が強引な『一括決着作戦』を取ったことにある」とされている。すなわち、「作戦の大筋は①国鉄、健保、防衛二法という野党反対法案に対して、離職者対策法案、公務員給与法案など野党の欲する法案を対置して取引を迫る②多数の案件を会期末に集中し、一括結着を図る③野党反対法案には、賛成法案をあとから送り込み反対法案とあと押しにする――というものだった。それが裏目に出て、多数の法案がすべて廃案という結末を招いたといえる」のであった(『朝日新聞』七七年一一月二六日「解説」)。

自民党の「部分連合」策に取り込まれそうになった社会党にたいし、「歯止め」の役割を果たしたのは総評であった。総評は、国鉄、健保と離職者救済法がセットにされた状況のなかで、同盟、中立労連等との四団体共闘関係が破綻する危険性を覚悟のうえで、国鉄・健保両改正案の成立阻止をスローガンとする統一闘争を設定した。一一月四日、第一波統一時限スト、一二四日、第二波統一時限ストが決行された。総評は、党内では委員長問題と党改革問題で紛糾をつづけ、国会では中道各党に切崩しをかけられ動揺している社会党に、テコ入れの役割を果たした。また、総評、共産党の動きを中心に、労組、大衆団体が一〇月以降、つぎつぎに国鉄・健保両法案の廃案を要求して国会にたいする請願と要請の行動を展開した動きも注目された。一一月二五日、国会の最終日には、深夜まで大衆的な国会要請行動がおこなわれた。こうして第八二臨時国会は、予定の会期の半分に近い延長をおこなったにもかかわらず、重要案件をすべて廃案として閉幕した。閉会の夜、自民党と社会党の代議士会には罵声と怒号が飛んでいたという(労働四団体共闘とその凍結については、Ⅱ―Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」を参照)。

第八三臨時国会

第八二臨時国会で廃案になった五案件を年内に処理するため、共産党をのぞく野党各党と自民党とのあいだで合意が成立、第八三臨時国会が一九七七年一二月七日に召集された。会期は四日間とされたが、三日間で重要法案の処

理が終わり、最終日の一二月一〇日には衆参両院とも本会議、委員会を開催せず、議長の閉会宣言もなく自然閉会した。第八三臨時国会は、実質三日間の会期で国鉄、健保、離職者救済法の三法を通過させたが、それは与野党の合意が国会の外で成立していたからであった。給与、防衛の二法案は継続審議とすることに、これも与野党の合意で決定された。「今国会は開会前に法案取り扱いの与野党合意が成立するというきわめて異例のスタートをきった。そして、ほとんど実質審議も行わないまま九日には政府、議員提案の健保、国鉄など五案件十一法案のうち三案件五法案が成立、二案件六法案は継続審議となって事実上閉幕していた。」（『朝日新聞』七七年一二月一一日）

与野党合意の動向は、すでに第八二臨時国会の会期中にあった。すなわち、同国会の最終日である一一月二五日、衆院議院運営委員会理事会で自民党の金丸委員長は、社会党と共産党から「全会一致の離職者救済法を成立させるべきである」とする申入れがなされたのにたいし、拒否回答を与えた。そのとき金丸委員長は、拒否の理由として「衆院の社労委で社会、公明、民社との間で『健保』をあげるとの公党の約束ができていたにもかかわらず、この約束が果たされていないからである」と述べた（『赤旗』七七年一一月二六日、一二月一日）。金丸発言によれば、衆院の社会労働委員会で健保改正案と離職者救済法案が採決された一一月一日頃、両法案の「同時着陸」について自民、社会、公明、民社四党間の「密約」が成立したことになる。しかし、この「密約」を実現することができなったのが第八二臨時国会であった。それで、「密約」の内容をあらためて実現するため、実質会期三日間の第八三臨時国会がただちに開かれることになり、今度は、開会中の「密約」ではなく、開会前の与野党合意が「五党合意」としてなされることになった。共産党の松本善明衆院国対委員長は以上の経過を指摘したうえで、与野党合意について「国会を悪法成立のセレモニーの場とするもの」と評し、「一九七七年十二月六日の五党合意は日本の議会政治に大きな汚点を残したもの」と批判している（『前衛』七八年二月「一九七七年をふり返り七八年を展望する」）。

一二月六日、与野党国会対策委員長会談と幹事長・書記長会談が開かれ、共産党をのぞく自民、公明、新自由クラブの五党は、国鉄、健保、離職者救済法の三法案を七日開会の第八三臨時国会で成立させ、防衛二法と公務員給与引上げ法の二法は一九日開会の第八四通常国会で成立させるとのとりくみで臨時国会では継続審議とすることに合意した。与野党会談で、自民党は、最初、国鉄、健保、離職者、防衛を第八二臨時国会で成立させ、給与は通常国会で成立させるとの案を示した。社会党案は、国鉄と離職を臨時国会で成立させ、健保と給与を通常国会の冒頭で成立させ、防衛は継続審議にするとの対案を示した。社会党案にたいし、公明、民社、新自由クラブの中道三党が「国鉄を成立させるなら健保も」と主張し、この間の経緯については、「六日夜の国対委員長会談が長引いたのも、中道三党が当初健保を継続扱いにしようとした社会党に『国鉄同様議了にせよ』と迫り、防衛二法についても『前国会で実質審議が終わっているのだから、議了にせよ』と要求したためである。こうした野党の分裂が、自民党に漁夫の利を得させたともいえるだろう」と伝えられている（『朝日新

問』七七年一二月七日)。

第八二臨時国会が開会される前夜の一二月六日夜、共産党をのぞく与野党国対委員長会談で申し合わせ、幹事長・書記長会談で確認した事項はつぎのとおりである。「一、離職三法案、国鉄は臨時国会で終了する。健保は関係者で修正し議了する。防衛二法案、給与五法案は議了に努める。一、衆参両院で継続中の議案は、すべて臨時国会で継続とする」(同上)。共産党の不破書記局長は、一二月九日、第八二臨時国会の事態についてとくに記者会見をおこない、「賛成法案を通すために反対法案を含めて成立を約束するという法案同士の取り引きが公然とおこなわれたが、これは議会政治の筋道からはずれた重大な汚点だ。とくに開会前に国会の筋書まで決めてしまったことは、〝翼賛国会〟ということばがピタリ当てはまるものだ」との談話を発表した(『赤旗』七七年一二月一〇日)。

3 第八四通常国会と野党の動向

施政方針演説と防衛論議の活発化

第八四通常国会は、七七年一二月一八日に召集され、途中、三〇日間の会期延長をおこなって七八年六月一六日に閉会した。国会開会時における各党の議席数は第134表のごとくである。会期は一八〇日間となった。開会三日後、一二月二一日に防衛二法(防衛庁設置法と自衛隊法)改正案と公務員給与関係五法案が成立した。防衛、給与二法案の通常国会冒頭における通過は、七七年一二月六日の五党合意にもとづくものであった。このあと、国会は休会となり、七八年一月二一日、再開された。

国会再開の日、福田首相が施政方針演説をおこない、「思い切った景気浮揚策」の採用、日中平和友好条約の締結、などの姿勢を明らかにした。同時に、福田首相は「防衛問題」で一項目を設け、つぎのように述べた。「政府は、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を確保し、必要な防衛力の整備に力を注いでいく所存だ。しかし、防衛の根本は、国民自らの祖国を守る気概であり、国民的合意だ。近年、防衛問題に対する国民の理解と関心が高まりつつあることは、誠に喜ばしい。防衛問題が国民全体の問題として、広く各方面で建設的に論議されることを期待してやまない。」歴代首相で防衛問題に触れたのは佐藤栄作首相が一九六七年に第五五国会で簡単に触れたことがあるだけで、「戦後、防衛問題を真っ向から取り上

第134表 衆参両院の勢力分野
(1976年12月19日現在)

衆議院	党派	参議院
257	自由民主党	124
120	日本社会党	53
56	公明党	28
28	民社党	11
19	日本共産党	16
18	新自由クラブ	5
3	無党派クラブ	—
—	二院クラブ	5
—	無所属クラブ	4
7	無所属	3
3	欠員	3
511	計	252

〔備考〕 自民党に自由国民会議，公明党に国民会議，共産党に革新共同がふくまれている。『朝日新聞』1978年12月19日による。

げたのは、今回の福田首相が初めて」であった（『毎日新聞』七八年一月二二日）。

第八四通常国会開催中における政府と防衛庁関係者による防衛問題、さらには日米安保条約体制に関する発言は積極的であった。「自衛隊が外国に脅威を与えてはいけないという人がいるが、敵に脅威を与えずして何の防衛か」（金丸防衛庁長官、一月八日、陸上自衛隊第一空てい団への訓示）。「その時点の科学技術の進歩によって、憲法によって許される自衛力の限度に変化があってしかるべきだ」（真田法制局長官、一月三〇日、参院予算委）。「憲法第九条第二項が保持を禁じている『戦力』は、自衛のための必要最小限度を超えるものである。右の憲法上の制約の下において保持を許される自衛力の具体的な限度については、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有することは否定し得ない。……従来から、自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法第九条第二項によっても禁止されておらず、したがって、F15及びP3Cを導入し、自衛隊がこれを保有しても、憲法が禁じている『戦力』にはならず、従来の政府の見解にもとるものではないと考える」（防衛庁見解、二月一四日、衆院予算委へ提出）。「政府は、右の限度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは同項の禁ずるところではないとの解釈をとっている。……これらのこと（非核三原則）と核兵器の保有に関する憲法第九条の法的解釈とは全く別の問題である。」（政府見解、三月九日、参院予算委へ提出）。

第八四通常国会における政府側の防衛論議展開に対応する形で、野党の側における防衛問題と日米安保条約体制に関する発言が活発化し、とりくみが具体化した。七八年一月の公明党大会において、竹入委員長は自衛隊認知と安保体制再評価の問題提起をおこない、同時に政権構想にかかわる「八〇年代基本問題研究会」の提唱を試みた。民社党は、二月、経済危機打開のための超党派的協力体制として「合同政策協議委員会」の設置を提唱したが、その構成としては「安全保障問題をもふくめ、その協議を通じてコンセンサスを確立しうる政治勢力」が考えられている。七六年総選挙、七七年参院選と、保革逆転のムードに乗って連合政権構想が各党から提示され、「連合政権について各党が協議する場について、各党の考えを明らかにした」段階まですすんだが（本年鑑七八年版四八〇頁）、いまや、中道政治勢力としての野党の台頭は、連合政権構想にかえて、防衛問題を核とする「挙国一致」体制確立の構想を提示するところへ状況を変えていった。第八四通常国会開会中における中道各党の議員たちの考え方は、「国民が納得できる防衛論議を展開すべきだ」（公明党黒柳明議員）、「国会での論議を通じて、防衛力の限界を明らかにすることが大切だ」（民社党大内啓伍議員）、「今まで防衛問題を政府がタブー視してきたこと自体に問題があった」（新自由クラブ西岡武夫議員）とするものであったと伝えられている（『読売新聞』七八年二月一五日）。

防衛問題では、中道各党と社会党、共産党とのあいだにおける見解と姿勢の違いが明確になった。社会党は、防衛庁が明らかにした「防衛力の限界」に関する「政府統一見解」を批判する「党声明」を発表した。「この『政府統一見解』は、平和憲法の存在を無視、否定するものであり、福田内閣の核武装化をふくめて際限のない軍事力増強への、むきだしの野望を表明したものにほかならない」（『社会

新報』七八年二月二一日)。共産党は、不破書記局長が、ロランC基地と核戦略体制の関係、朝鮮半島を想定した在日米軍による出動演習と核配備の関係などを明らかにする総括質問をおこない(二月三日、衆院予算委員会)、上田耕一郎議員は、沖縄返還交渉の過程で緊急時の核持ち込みと貯蔵などの秘密合意がなされている疑惑があることを追及した(三月一五日、衆院予算委員会)。

「五三年度予算案」修正の経過

第八四国会に提出された「五三年度予算案」は、七八年二月一日から審議が開始された。二月二〇日、野党は総額で一兆円を超える共同予算修正要求を提出したが、政府と自民党は頑強に予算案を修正することを拒否しつづけた。一年前の第八〇国会は保革の伯仲国会として「五二年度予算案」を大幅に修正した。第八〇国会では野党の予算修正権が確認され、野党の統一提案の前に政府・自民党の側が予算案組替えを余儀なくさせられた点で記録されるべき国会であった(本年鑑七八年版四七三頁参照)。第八四国会における「五三年度予算案」の審議にあたって、政府と自民党は第八〇国会の予算案審議の過程を二度と再現させないとする点で意思統一し、その姿勢はきわめてかたくなであった。第八四国会において、二月二二日、自民党は野党の予算修正要求を拒否、二月二八日、新自由クラブを野党の共同歩調から脱落させ、三月七日、「五三年度予算案」の衆院通過に成功した。この間の経過は、「新自由クの野党統一戦線からの終盤での〝離脱〟は大平幹事長のいう『部分連合』のパターンの具現であり、そのことが『伯仲』にもかかわらず形の上では『野党不在』の状況をつくりあげてしまった」とされている。こうして「『予算』はすでに五十二年度に名実ともに修正されたことで野党にとって〝神聖不可侵〟のものではなくなっている」ことを第八四国会で再確認することは形式的にはともかく、実質的には妨げられたのであった(『朝日新聞』七八年三月八日)。

自民党は、「八四国会の最大の成果は、現下わが国の最大かつ最緊急政治課題である景気の早期回復の主役を担う昭和五十三年度予算を、暫定予算を必要としない四月四日に成立させたことである」と報告している(自由民主党『第八四回国会の成果大要』三頁)。この間の経過を、やや詳しく追うと、以下のとおりである。

予算修正についての野党統一要求づくりは二月九日から開始されたが、その前日の二月八日、公明党と民社党は「合同国対会議」を開催、そこで公明・民社両党の共同修正案を作成、この共同修正案を野党統一案のタタキ台にするため、新自由クラブと社民連にたいして八日中に提示している。これより早く、二月一日、社会党と共産党はそれぞれ独自の修正案と組替え案を発表し、一兆円減税案を前面にうちだしていた。野党統一案作成の過程で野党間の対立点となったのは財源問題であった。社会党と共産党は赤字国債増発に反対、公明、民社、新自由クラブの三党が赤字国債増発やむなしとする態度をとっていたが、社会党がこの点で妥協、財源問題について野党の統一した見解は明示されないまま、各党の考え方が列記されることになった。二月二〇日、自民党側に示された野党五党の修正案の内容は、七一九〇億円の減税のほか、公共事業費の削減、年金支給率のアップを求める一兆二一〇〇億円の規模のものとなっている。自民党は、二月二二日、与野党国会対策委員長会談の席上、野党統一修正案にたいし、財源難を理由とする拒否回答を与えた。拒否回答の背景には、政務次官会議が自民党にたいし修正拒否を迫

り、自民党議員一年生のあいだで同趣旨の署名運動がはじまるなど、自民党内強硬派の動向もあったが、大平幹事長ら自民党執行部の「今後、野党側が修正問題についてどのような出方をするか。一致して共同修正要求の線を下げるのか。足並が乱れるのか。それとも結束を固めて『組み替え動議提出』という最強硬路線でくるのかを見極めようと」する思惑もあった（『朝日新聞』七八年二月二三日「解説」）。

野党五党は、自民党が野党統一修正案にたいし拒否回答をしたことに反発、衆院予算委員会の分科会審議に応じない態度をとったため、国会の審議はストップした。野党五党の国対委員長会談は、二月二三日、組替え動議提出の準備をすすめる点で合意に達した。修正案は予算委で可決されても本会議で自民党が反対すれば否決されるが、組替え動議の提出が予算委で可決されると、政府が組替えに応じないかぎり、予算案は本会議に上程されないで「中ぶらりんの状態」になる。衆院の予算委員会は「逆転委員会」になっているので（第133表参照）、予算修正問題で「自民党にとって最もこわいのは組み替え（編成替え）動議の提出」であった（『朝日新聞』七八年二月一七日）。

野党五党の組替え動議提出がとうぜんの成り行きとなった段階で、野党五党の結束を乱したのは新自由クラブであった。二月二七日、新自由クラブの山口国対委員長は、自民党が野党の修正案に有額回答へ態度を転換すれば、修正額を問題にせず予算案に賛成するとの態度表明をおこなった。自民党は、二月二八日、三四〇〇億円規模の予算修正方針を決定、野党に提示した。新自由クラブは「一定の評価ができる」と承認、他の野党は野党統一修正案との内容の差異の大きさから強い不満を表明したが、自民党はこれ以上の修正には応じないとの見通しをたて、実質的に決着することとなった。自民党修正案のなかに予備費流用がふくまれていたことから、予算書修正問題が発生、多少の紛糾がつづいたが、「五三年度予算案」は、三月七日、衆院本会議を自民党と新自由クラブの賛成で通過した。社会、公明、民社、共産、社民連の各党は反対した。

「五三年度予算案」の修正の過程で明らかになったのは、自民党による「部分連合」戦術の有効性である。自民党の取り込みや作戦が成功した結果、伯仲国会であったにもかかわらず、まず野党の分裂があり、つぎに中道政党間の分裂がおこって「野党不在の予算修正劇」が演じられる結果となった。野党の分裂とは、野党の統一修正案がまとまった二月二〇日の直後、公明、民社、新自由クラブの三党が予算修正の年度内成立をはかる「筋書」を作成、自民党首脳に「かなり強引な働きかけをしてきた」とされる動向のことである（『毎日新聞』七八年三月三日）。中道政党間の分裂とは、新自由クラブの西岡幹事長が公明、民社の両党にたいし「抜けがけ」する形で二月二六日の夜、自民党の大平幹事長と会い、自民党の有額回答を引き出す役割を果たした動向のことである（『朝日新聞』七八年三月二日）。中道政治勢力の足並みが乱れたことについては、中道各党のあいだで反省があり、四月三日、公明党の竹入委員長、民社党の佐々木委員長、新自由クラブの河野代表の三党首がひそかに会合し、「自民党が総選挙で過半数を割って、自民党から連立政権の呼びかけがあった場合、三党は対応を十分協議し、たとえ一党が連立に加わるときでも、その後も三党間の連携が続くようにすべきだ」との佐々木提案に竹入、河野両党首が理解を示した、と伝えられている（『毎日

新聞』七八年四月一六日)。

予算案衆院通過の段階で、社会党の田辺誠国対委員長は、つぎのような談話を発表した。「減税などの実現で不十分だが、政府・自民党のカベを二年続きで打ち破ったことは、今後やはり与野党の話し合いでやらなければ、国会は運営できないということの証しとなったわけだ……」。「残念なことは、こうした自民党のかたくなな態度に対しても他の野党がいち早く予算審議に応じ、予算の早期成立という安易な態度をとったことだ。とくに、新自由クラブは自民党の小額回答をまっ先に受け入れ野党共闘から脱落した。これは、先の新自由クラブの大会にみられるように、一時、野党的な色彩を出していた同党が保守的性格を明確にしたことに、基本的な要因があったといえる。民社党は、なんとか予算の賛成にまわりたいとの一念で、減税の額を上げろという議論を展開したようなものだが、本末転倒もはなはだしい。予算修正をした結果として賛否がでてくるわけだから、自分が与党的な立場をとろうとしてあせっているような民社党の考え方が、野党共闘の足を引っ張る結果になったことはいうまでもない。」(『社会新報』七八年三月一〇日)。

日韓大陸だな法案通過の経過

自民党は、第八四通常国会の成果について「政府提出の重要法案及び重要条約承認案をすべて成立させ、打率一〇〇パーセントの好成績を挙げた。このような輝かしい国会の成果は近年にないことで、これは福田内閣がいよいよ安定し、協調と連帯の政治が定着したことを意味するものである」と報告している(自由民主党『第八四回国会の成果大要』)。伯仲国会であり、「逆転委員会」が数多くあるにもかかわらず、政府提出の法案が一〇〇パーセント近く(正確には九〇パーセント。『朝日新聞』七八年六月一七日)成立したのは、自民党と野党の一部とのあいだの「部分連合」が成立したからであった。

第八四通常国会終盤における重要法案の一つであった日韓大陸だな法案の通過経過を見ると、この場合は「五三年度予算案」のときに新自由クラブが果たした役割を民社党が果たしていることが明らかである。七四年一月調印された日韓大陸だな協定は東シナ海の海底油田を日韓両国で共同開発するのが目的であった。協定自体は第八〇通常国会で民社党の協力を得て自然成立していたが(本年鑑七八年版四七五～四七六頁)、日韓大陸だな関連国内法案は成立せず、協定の批准・発効を見ないままになっていた。日韓大陸だな法案は、四月六日、衆院商工委員会を自民・民社両党の賛成で通過、四月七日、衆院本会議を同じく自民・民社両党の賛成で通過、参院へ送付された。

参院段階で、日韓大陸だな法案通過のためには会期延長が必要となったが、自民党の衆参両院議長にたいする会期延長の申入れについて、民社党とともに、新自由クラブが「延長やむなし」の態度をとり、法案通過の道が開かれることになった。新自由クラブは党議としては「日韓反対」であったにもかかわらず、実質的には民社党とともに賛成に回ったことになる。五月一七日における会期延長のあと、国会審議の空転期間がつづき、約一週間後の五月二三日、与野党国会対策委員長会談で正常化が確定。しかし、六月八日、参院商工委員会で質疑打切りが強行され、民社党をのぞく野党各党が反発、国会審議がふたたび空転状態に陥った。六月一二日、参議院議長のあっせん案が示され、六月一三日から国会審議が正常化。日韓大陸だな法案は、六月一四日、参院本会議で自民・民社両党が賛成

して可決され（賛成一二三〇、反対一〇七）、日韓大陸だな協定は、韓国政府とのあいだで批准書交換、協定発効の手続きがすすめられることになった。

六月八日の参院商工委員会における質疑打切り動議の強行採決は、第八四国会における初めての強行採決であったが、「旧来型の法案強行採決」ではなく、質疑打切り動議が強行採決の方法をとった背景には、「舞台裏協議で野党側も了解」していた一幕があったとされている。「法案強行採決」は、正副議長への不信任案提出に結びつく可能性があり、それは「副議長を送り込んでいる社会党の好むところではなかった」のである（『朝日新聞』七八年六月九日）。共産党は質疑打切りについてつぎのような「解説」を発表した。「自民党は会期延長後、同法案に賛成している民社党の協力のもと、商工委で質疑打ち切り強行→議長あっせんによる事態収拾→法案議了という旧態依然たる筋書きで一部野党を打診し……こうしたなかで、民社党が七日、自民党に『八日の質疑打ち切り』を要請し、この日の強行となりました」（『赤旗』七八年六月九日）

第八四通常国会で成立したおもな法案は、日韓大陸だな法案のほか、成田新法（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法）、ハイジャック防止法（人質による強要行為等の処罰に関する法）などがあった。継続審議となった法案のなかには、弁護人抜き裁判法、民事執行法、健康保険法等改正案などがあった。

六月一六日の第八四国会開会のあと、福田首相は記者会見をおこない、開口一番、「今度の国会はすばらしい国会だった」と感想を述べ、その理由として「議案審議時間二千時間以上」「案件成立率九割」「未曽有の予算関係法案すべて成立」といった「内容の豊かさ」を数えあげた（『朝日新聞』七八年六月一八日）。民社党は玉木一徳国対委員長のつぎのような談話を発表した。「今国会は、佐々木新委員長の就任とともに責任野党論を掲げて新しいルール作りに全力をあげて取り組んだ。……今国会での民社党の活動の成果は、第一は、日韓大陸だな関連国内法案を成立させたこと……。次期国会は、日韓大陸だな関連法案のようなものは一切ないので、過般の四野党党首会談とこれにつづく佐々木委員長の宮崎発言を受けた民公合同国対で、安保ならびにエネルギー問題に関して、共通の広場をもつことが決っているので、閉会中、次期国会を目指して今後、勉強会などに入っていくことになる」（『週刊民社』七八年六月三〇日）。社会党は、田辺誠国対委員長と秋山長造参院議員会長の談話を発表（『社会新報』七八年六月二〇日）、共産党は、国会議員団の声明を発表した（『赤旗』七八年六月一七日）。

【参考資料】　井芹浩文「防衛論議の新たな展開」（『世界』七八年四月）。河合秀和「国益か民益か――〈成田〉の陥穽」（『世界』七八年六月）。国会議員新春座談会「一九七七年をふり返り七八年を展望する」（『前衛』七八年五月）。国会議員座談会「第八四通常国会をふり返って」（『前衛』七八年八月）。寺田力『八四国会のしめした日本の政治の実像』（『赤旗評論特集版』七八年七月三日）。民社党政策審議会「昭和五十三年度政府予算案批判」（『革新』七八年二月）。平田修三「民社がリードした八四国会」（『革新』七八年八月）。武藤山治「五十三年度予算案の分析とわが党の態度」（『月刊社会党』七八年三月）。大出俊「国会での防衛論戦と危険な流れ」（『月刊社会党』七八年五月）。社会党政策審議会『第八四国会報告』（社会党機関紙局刊）。「特集第84国会と公明党の活躍」（『公明』七八年六月）。「第十五回公明党全国大会・党務報告案（追加分）」（『公明新聞』七八年一月一二日）。「第28回中央

委員会党務報告」（『公明新聞』七八年五月一九日）

2 自治体選挙の結果

1 概況

六〇年代の半ばから七〇年代の前半にかけて、自治体選挙における革新首長の出現は、この時期の政治動向においてもっとも特徴的な事態であった。一九七七年は、地方自治法実施の三〇周年であったが、この七七年現在で、革新自治体の数は九都府県、九五市、四特別区、九九町村、計二一二団体になり、革新自治体で生活する住民は四八三〇万人を超え、わが国総人口の四三・一%を突破したと集計されている（日本共産党自治体局調べ。『政治経済総覧七八年版』一四七頁）。

しかし、七〇年代の半ば以降、衆議院選挙や参議院選挙においても、革新勢力の退潮傾向が目立ちはじめるとともに、自治体選挙においても、革新自治体の噴出傾向にブレーキがかかり、東京都議選や多くの知事選において、自治体レベルにおける革新勢力の停滞と後退の傾向が目立ちはじめるようになった（本年鑑七八年版四六二頁以下参照）。この傾向は、知事選の場合、第135表に見るように、七七年から七八年にかけての傾向としても確認できるものとなっている。自民党は、七八年一月の第三四回党大会における大平幹事長の「党情報告」のなかで「つぎのように報告している。「昨年中（七七年）行われた各種地方選挙でありますが、まず知事選挙は、岐阜、宮城、鹿児島、徳島、山形、富山、広島の七県で行われましたが、いずれもわが党の公認、もしくは推薦候補が当選いたしました。また各地の市長選挙は、昨年末までに百二十七市で行われたのでありますが、わが党は一〇八勝一九敗を記録し、特に参議院選挙後は、五四勝三敗という圧倒的な強さを示しました。」（自由民主党『昭和五三年、わが党の本年の方針』九～一〇頁）。

革新自治体の退潮傾向のなかで、七八年四月に、京都府知事選と横浜市長選がおこなわれ、そこで、京都の場合は、一九五〇年四月以降、二八年間つづいてきた革新府政の歴史が、横浜の場合は、一九六三年四月以降、一五年間つづいてきた革新市政の歴史が、途切れることになり、府政と市政が自民党の手に奪還されたことは、革新自治体の歴史における一つのエポックを画する事態として受けとめられた。七八年四月における京都と横浜の選挙結果は、革新自治体のあり方が七〇年代の後半において大きく問われはじめたことを意味している。

「京都の蜷川府政に次いで、横浜でも革新自治体の灯が消えて行く。美濃部東京都政は、赤字再建団体へ転落寸前の危機に追い込まれ、来春の統一地方選での知事候補の選考も難航が予想されている。大阪府知事選も革新陣営の分裂で反黒田戦線が結成されつつある。このように、東西の代表的な革新自治体を例にとっても、革新

第135表　主な地方首長選挙の結果

（1977年7月～1978年6月）

県市名（投票日）		保守系	革新系	保守系支持団体	革新系支持団体
千　　葉 ('77. 7.10)	市長選	○松井　　旭 147,160	花岡　大二 73,112	自民，新自ク推薦 民社支持	共産党推薦
徳　　島 ('77. 9.25)	知事選	○武市　恭信 210,915	三木　申三 209,376	自民党（三木派）	自民党公認，社会党推薦
山　　形 ('77.10. 2)	知事選	○板垣清一郎 446,903	若林　喬二 70,182	自民，民社両党推薦	共産党公認 社会党自由投票
神　　戸 ('77.10.30)	市長選	○宮崎　辰雄 208,226		自民，公明，共産，民社，新自クの6党推薦	
広　　島 ('77.11.27)	知事選	○宮沢　　弘 322,451	山田　慶昭 75,577	自民，民社，新自ク推薦	無所属，革新共同
富　　山 ('77.11.27)	知事選	○中田　幸吉 331,132	平田　　貢 74,280	自民党公認	共産党公認
仙　　台 ('78. 1.29)	市長選	横田　陽吉 123,874	○島野　　武 145,987	自民党公認	社会，公明，民社， 共産，社民連推薦
長　　崎 ('78. 2.19)	知事選	○久保　勘一 532,179	吉田　次雄 72,256	自民，民社，新自ク，推薦	共産党公認 社会党白紙投票
鳥　　取 ('78. 3.19)	知事選	○平林　鴻三 205,773	遠藤　　崇 94,636	自民党推薦	社会党推薦
京　　都 ('78. 4. 9)	知事選	○林田悠紀夫 502,175	杉村　敏正 433,931	自民党，新自ク，推薦	共産党支持
横　　浜 ('78. 4.16)	市長選	○細郷　道一 341,006	朝倉　　了 269,325	自民，社会，公明，民社， 新自ク，社民連推薦	共産党，革自連支持
新　　潟 ('78. 4.23)	知事選	○君　　健男 652,632	稲村　稔夫 348,935	自民党公認	社会党，共産党推薦
沖　　縄 ('78. 4.23)	市長選	○桑江　朝幸 24,696	町田　宗徳 21,116	自民，新自ク推薦 民社党支持	沖縄社会大衆党公認， 社会党・共産党推薦， 公明党支持
静　　岡 ('78. 6.18)	知事選	○山本敬三郎 1,002,320	田代　博之 210,711	自民，民社，社民連推薦 公明，新自ク支持	共産党支持 社会党自主投票

〔備考〕　支持団体は朝日新聞社調べによる。○印は当選者。

自治体はいま転機に立っている、といえよう。……皮肉にも高度成長の終えんが、革新自治体の退潮という現象となって現れている。退潮の原因はいろいろ考えられるが、『京都の蜷川』『横浜の飛鳥田』といった強烈な個性に頼りすぎ、後継者の育成がなおざりにされたことも問題点の一つであろう。さらに、自民・社会対決の〝五五年体制〟が崩れ、中道勢力の台頭による革新陣営の多党化傾向が強まったことも、革新自治体の基盤を掘り崩した、ともいえる。革新自治体を息切れ状態に陥れた最大の原因は、何といっても地方財政の窮迫であろう。高度成長の波に乗って税収が伸び、地方財源が豊かな時は、住民のニーズに応えていくことができた。ところが、石油ショック以降、低成長経済への移行を余儀なくされてからは地方財政は急激に悪化し、革新自治体の〝ばらまき福祉〟や人件費の膨張が批判の対象となる。」（『読売新聞』七八年四月一八日「社説」）。

革新自治体の噴出が、高度経済成長に対応する現象であったかぎりにおいて、革新自治体は、高度経済成長の破綻とともに転換点に立たされることになるのはとうぜんであった。そして、自治体革新の運動は、七〇年代後半の転換点において、どのような新しい展開の方向を見いだすかが問われるにいたったのである。

2　革新自治体の退潮傾向と京都・横浜の選挙

七七年七月から七八年六月の一年間における知事選挙において、自民党は一〇〇%の勝率を誇っているが、その多くは、自民党と中道政党との連合戦線が張られた結果である（第135表参照）。革新自治体の退潮傾向が、なによりも革新勢力と中道勢力との分裂、中道勢力と自民党勢力との提携によってもたらされていることが確認できる。七七年八月七日、沖縄・宜野湾（ぎのわん）、七七年九月二五日、青森・むつ、などの市長選で革新系現職市長が自民党の公認あるいは推せん候補に敗れ、七七年一〇月二日の埼玉県草加市長選、同一六日の北海道釧路市長選においても社会・共産両党の統一候補が現職であるにもかかわらず敗退している。革新首長は、自民党と中道政党の連合勢力の前に敗れているのであるが、釧路の場合、民社推せん、公明支持、自民支援のパターンで現職革新市長と社・共提携勢力にたいする抵抗が展開され、その布陣が成功した点が注目された。

七八年一月二九日の仙台市長選における革新系候補（現職）の再選は、革新首長の敗退がつづくなかで貴重な勝利の例となったが、この場合の革新連合戦線は、公明・民社両党が共産党との共闘を拒んだため、社公民と社共の二つの選対を設け、自民党を孤立させるという変則的なものであった。社会党が革新首長の座を守るためには共産党との共闘を拒否する姿勢をはっきりと示したのが、七八年二月二六日の東京都町田市の市長選挙である。現職市長支援の中心母体である社会党は、「過去二回の社共共闘を軌道修正、『共産はずし』をはかったうえ公明、民社、社民連と提携を強める、との戦術転換」に出た（『朝日新聞』七八年二月二七日）。この結果、町田市長選において、革新系現職市長は「社会党公認」を辞退、「市民党」を名乗り、社会、共産、公明、民社、社民連の五党単独の支援を受けて再選された。

自民党の「部分連合」策は、自治体選挙においても中道政党諸党の取り込みに成功し、革新自治体は全体としてその基盤を切り崩されはじめた。自民党の「部分連合」策は、中道政党だけを対象とするものではなく、社会党をも取り込みの対象とするものであり、そのための重層的な布陣を展開するものであった。その点を具体的に示したのが、七八年四月九日の京都府知事選と四月一六日の横浜市長選である。京都府知事選において、公明党と民社党は社会党の候補者を推せん・支持した。選挙戦は「保守」「革新中道」「革新」の三極構造において展開された。同時に、横浜市長選において、公明党と民社党は、自民党、新自由クラブ、それに社会党と社民連を加えた六党連合を結成し、共産党と革自連に対決した。自民党の「部分連合」策は、自民党と中道政党が連携するパターンだけではなく、三極構造のパターンとか、二極構造のパターンをも展開する幅のある組織路線であることが、京都と横浜の選挙において示された。

七八年四月におこなわれた京都と横浜の選挙において注目される点は、各候補者の得票数と支持団体の基礎票との関係である。投票率を無視した比較であるが、三極構造のパターンの例も、二極構造のパターンの例も、自民党ないし中道政党をふくむ連合のパターンとして、対極におかれる共産党と市民団体（革自連をふくむ）の連合パターンよりも、選挙協力の効率を低くしている。ここに見られる投票動向について、一般に指摘されているのは「支持政党なし層」の票の動向である。京都の場合、今回、はじめて「支持政党なし層」が三〇％を超えた。この「支持政党なし層」からもっとも高い支持率を得ているのが杉村候補であった。投票日の約一週間前の時

第136表　京都と横浜の選挙における得票数と基礎票

（概算）

京都府知事選	(A)得票	(B)基礎票（内訳）	(A)/(B)
林田悠紀夫	50万	36万（自民29万，新自ク７万）	1.4
杉村　敏正	43万	23万（共産23万）	1.9
山田　芳治	20万	51万（公明19万，民社16万，社会16万）	0,4

横浜市長選	(A)得票	(B)基礎票（内訳）	(A)/(B)
細郷　道一	34万	70万（６党連合の合計70万）	0.5
朝倉　　了	27万	16万（共産16万，革自０）	1.7

〔備考〕　基礎票は1976年の総選挙における得票数。ただし，横浜の基礎票は『毎日新聞』'78年４月18日，によった。

点で、半数がまだ流動的である「支持政党なし層」から、杉村候補は二〇%の支持を受けていた（『毎日新聞』七八年四月五日）。横浜の場合、投票率が三六%と低かったことから「シラケ選挙」と評されたが、この場合も共産党と市民団体の連携パターンが、基礎票を倍増させるに近い効果を挙げている点が注目される。この集票効果は「支持政党なし層」の票の動向なしには考えられないものであろう。

いずれにせよ、京都と横浜の選挙は、自民党の「部分連合」策の展開との関連で革新自治体の基盤が崩されていく一方、「自民党プラス中道政党」ないし「自民党プラス中道政党プラス社会党」のパターンが国民の批判をあびている事実を示した。「具体的な政策で結ばれた連合でなければ、結局は〝幻の共闘〟に終わってしまうことを、京都府知事選の結果は教えている」（『読売新聞』七八年四月一一日「社説」）。「横浜市長選の結果は『安易な妥協による政党の候補者選定』に痛撃を与えたことになろう」（『毎日新聞』七八年四月一八日）。京都と横浜の選挙は、革新の砦が崩壊したことを意味すると同時に、革新勢力が「支持政党なし層」に象徴される新しい社会状況の内実に対応する方向性を見いだし、革新勢力退潮の状態からの脱出口を萌芽的に築きはじめたことを意味していると見ることができよう。

【参考資料】　自治体問題研究所編『地域と自治体・第七集』（七七年、自治体研究社）。加茂利男「危機にたつ革新自治体の活路」（『住民と自治』七八年一月）。地方自治総合研究所『全国首長名簿、第四号』（七七年八月、同研究所）。W・ハンプトン、松下圭一ほか「市民自治と市民参加の論点」（『地方自治通信』七八年三月）。大島太郎・横山桂次・高木郁郎「横浜・京都の選挙をめぐって」（『地方自治通信』七八年六月）。向坂逸郎・福田豊編著『自治体改革と自治体労働者』（七八年四月、ありえす書房）。「特集・今日の革新自治体」（『前衛』七八年二月）。「特集・京都、横浜から何を学ぶか」（『前衛』七八年七月。六月号にも同趣旨の論文二本がふくまれている）。折小野良一「財政危機の中の地方自治」（『革新』七八年三月）。岩崎守男「釧路市長選挙敗北から学ぶもの」（『月刊社会党』七八年一一月）。社会党が共産党との共闘を拒否し、公明党との提携を深めるという社公中軸路線を具体化する動きを見せた代表的な例が、釧路市長選後の北海道における全道労協・単産党員協議会における公明党との選挙協力についての全道労協の態度と具体的対策ならびに他労働団体との連携について」（北海道新聞社『ダン』七八年七月）。

3　日本社会党

1　概　況

党内抗争激化　〝保革逆転〟をかけた七七年参院選で後退した社会党の成田・石橋執行部は、七七年七月、敗北の責任をとって辞意を表明した。これを機に、江田離党に端を発した党改革問題は再燃し、党内は反協会派連合と三月会・協会派に二分され、対立は激化した。

党改革問題の焦点は、成田・石橋執行部のもとで急成長をとげた

社会主義協会問題で、反協会派は協会を〝党外党〟であるとして、その規則を強く要求した。大会代議員数では多数を占めた協会派も、中執全員で構成される党改革委員会では少数派であり、しかも分裂も辞さぬ強硬分子をふくんだ反協会派連合の攻撃の前に後退を余儀なくされた。結局、総評の調停で、協会はテーゼや規約を改廃し、理論研究集団に徹するとの改革案をうけいれた。

しかし、後継人事を決めるために開かれた七七年九月の第四一回党大会は、「新しい流れの会」所属三議員の離党、さらに後任委員長の最有力候補であった飛鳥田横浜市長の不出馬声明によって、混乱のうちに幕となった。

飛鳥田体制発足　暫定執行部として留任した成田委員長を中心に、一二月の続開大会に向け、飛鳥田擁立工作がつづけられた。その結果、一二月三日にいたって、「一二月大会で党規約を改正し、委員長を全党員投票で七八年三月一日までに選ぶこと」を条件に飛鳥田氏が委員長選への出馬を受諾した。一二月一三日の続開大会は、飛鳥田委員長、多賀谷書記長を中心とする新執行部を選出し、七年間つづいた成田・石橋体制は終わった（成田委員長は五期目、九年余在任）。

飛鳥田氏が委員長就任の条件にした〝委員長公選〟は二月一日に公示され同七日に締め切られたが、飛鳥田氏以外に立候補者はなく、信任投票の形になった。投票の結果は有権者である七七年一二月末現在の党員四万三九一八人のうち三万六四七五人が投票（投票率八三・一%）し、投票総数の九八%が信任、有権者比でも八一・四%という高い信任を得た（府県別の有権者数・投票数・率、信任率は第137表参照、四八四頁）。

委員長に就任した飛鳥田氏が社会党再生の方向としてうちだしたのは、国民の要求を広くくみあげる「国民に開かれた党」であり、政権を担当しうる「百万の党」構想であった。「国民に開かれた党」の具体化としては、国民とのあいだの総対話運動や政策モニター制度の採用が提案され、部分的に実行に移されはじめた。また「百万の党」については、飛鳥田氏を委員長とする「百万党建設委員会」が設置され、「百万の党」具体化に向けてのプロセスの検討がはじめられた。第四二回党大会の運動方針では、①党員だけでなく党友も含めた百万の党　②党員だけで百万の党、の両論が併記されていたが、その後の討議の過程では「あくまで百万の党員を擁する大組織政党、党への帰属意識と党員証をもった百万の党員」に目標がしぼられている。

2　党改革問題

反協会派「党改革推進グループ」を結成　江田離党（七七年三月）を機にクローズアップされた党改革問題は、七七年七月一三日、成田・石橋執行部が参院選敗北の責任をとって辞意を表明したことによって、新たな局面を迎えた。党改革論議の焦点となったのは社会主義協会問題であった。

佐々木派、新しい流れの会、旧江田派などを中心とする反協会派は「社会主義協会は独自の綱領、組織、財政機能をもち、社会党や労働組合などの大衆団体に支配、介入している政治集団であり、党

外党である」として、社会党と協会との関係清算を主張した。そして七月三〇日には、三月会以外の全派閥（前掲三派のほか農民同志会、安保体制打破同志会、勝間田派の一部）を網羅する「党改革推進グループ」準備会を発足させた。同準備会は八月二〇日、全国会議を開いて正式に「党改革推進グループ」を結成するとともに、要旨つぎのようなアピール、決議、当面の行動指針、党改革の具体的提言を決定した（『朝日新聞』七七年八月二一日）。

【アピール】

日本社会党は、いま激動する情勢に立ち遅れ、国民から遊離し、結党以来最大の危機に直面している。最大の原因は排他的で、教条的な社会主義協会向坂派の存在だ。党外の政治団体である協会が支配・介入を強めるにつれ、党は幅広い性格を失い、分裂と混迷を深めている。私たちはこの事態を放置した責任を痛感する。党と協会の関係を清算し、既在の派閥を解消して党の機能を正常化し、党の統一と団結を回復して再生させる決意だ。

【決　議】

協会と対立しているのは派閥次元の問題ではなく、党改革による再生と新たな社会主義の創造に避けることのできない関門だからだ。党は協会の影響のもとに政策、運動、組織のすべての分野で立ち遅れ、長期低落の中にある。そのうえ、日本における「社会主義」のあり方が理論と実践の両面から問い直されている。したがって本集会は①党の改革を断行する②政党の機能を持つ協会とは党をともにしない③新しい社会主義の理論と実践を創造する、の三点を決議する。

【当面の行動指針】

個々の協会党員を排除しようとは考えていない。党と協会の関係を清算するには①協会が政治団体としての機能をいっさいやめ、理論団体にたちかえる具体的な措置をとる②それが不可能なら、自ら解散か協会党として独立かのいずれかを選ぶ③これらが不可能なら党規約十三条（党員は同時に二つの党に加盟できない）で処理する、の三方法しかない。

【党改革の具体的提言】

党改革は少なくとも①諸運動を結びつける大衆運動の環を明確にする②イデオロギーによる排除の立場をとらない③共同戦線党的機能をつらぬく、という観点から進める必要がある。

（1）大衆運動の組織化と体系化　大衆運動を政治的に発展させることが党活動の基本だ。とくに立ち遅れている中小企業、市民・住民運動、部落解放、反基地、反自衛隊の取り組みを強める。労農共闘、組織・未組織労働者の連帯、労商提携など諸階層共闘を推進、労組を中核とする地域共闘を定着させる。青年政治同盟の自主性を重んじ、一派社青同支持方式をやめる。

（2）民主主義・社会主義変革の路線の理論的強化　「日本における社会主義への道」等綱領的文書を再検討し、新綱領を作る。各グループの提案、主張は「月刊社会党」「社会新報」を通じ一定のルールのもとに論争し、総合的研究調査機関を置く。国民諸要求の政策化のため、大会など党の意思決定機関に階層別、職能別代表、住民運動・市民代表、各議員、革新首長代表に参加を求める。国会議員は全員を全国代表の代議員とする。

（3）党内民主主義の確立と同志的一体感に支えられた党建設　党のうえにグループ活動を置くことは許されない。既成派閥は解体する。党員は協会向坂派のような独自の綱領、組織、財政機能を持つ政治集団（党）への参加は許されない。党中央は全国大会前三カ月の間に党員の提案、主張を集約して大会議案を作り、少数意見を付記してこれを再び全党の討議に付す。大会はこの討議を集約して二カ年の活動方針を決め、全党員はこの決定に従う。大会は二年に一回に変更、日常の討論は機関紙、誌で行う。党首の選挙は全党員の投票制とし、中央執行委員のポスト別選別方式は改める。中央委員会、中央執行委員会の委員選出方法を党内諸意見をよりよく代表するよう改め、中央・地方で計画的に人事交流をする。少数意見を尊重するルールを確立する。

（4）党財政の確立、計画的幹部の養成、専従体制の強化など自立した強大な党の建設　社会党支持組合、支持団体を中心に党友組織を飛躍的に拡

大させ、党財政の基礎を大衆的な基盤の上に確立する。党費、カンパを含め党員資格条件を緩和して党員を拡大する。党として統一的な出版活動などを活発化して財政基盤を強化する。総合的研究調査機関と一体の形で党学校をつくり、カリキュラムにもとづき計画的、系統的に党幹部を養成する。「労働大学」は党の教育機関ではないので関係を正し援助金を打ち切る。各級党機関の専従体制を拡充強化する。

（5）連合時代に対応する政権構想の確立　政権構想委員会を常設し、シャドー・キャビネット（影の内閣）をつくり政策研究等の準備作業にあたる。

党改革委員会の経過

このような反協会派の攻撃にたいし、社会主義協会は七月二九日に向坂逸郎代表が記者会見し、「協会は一九五一年の創立以来、一貫して理論集団として活動してきた。協会は、いかなる選挙にも候補者をたてたことはないし、またいかなる政治行動をも、直接に組織したことはない。この点からも協会が党でないことは明白である。協会員が社会党員、労働組合員等として実践活動に参加する場合は、それぞれの組織決定に従って行動してきたし、今後も行動する」と表明した（記者会見での発表全文は『進路』第二四六号、八月一五日付）。

ところで、この問題をめぐる反協会派、協会派の対立・対決の主舞台となったのは、中執全員によって構成された「党改革委員会」であった。この委員会は、江田離党への一つの対応として七七年四月の第五四回中央委員会で設置が決定されたものである（本年鑑七八年版四八七～四九〇、四九七～四九八頁参照）。党改革委員会は、参院選前は三、四回の会合を開いただけであったが、成田辞意表明後は、九月二六日の第四一回党大会に向けて二十数回もの会合を重ねて討議をおこなった。同委員会における論争のポイントは、①協会が党外党であるか理論集団であるかという社会主義協会の性格をめぐるもの　②これと関連して、協会の内部資料、協会員の名簿の提出問題　③協会員は党の役職から辞任すること等であった。②について、反協会派は、協会の性格を正確に判断するには協会の内部資料（協会の大会議案、関連資料、協会ニュース、通達、文書）の検討が必要であるとしてその提出を求めた。これにたいし、協会はいったんは内部資料は外部に出さない不文律でやってきたとしてこれを拒否した。しかし、九月一日にいたって協会の佐藤事務局長が党員佐藤保として石橋書記長に大会議案や協会ニュースを提示し、これを石橋書記長と森永組織局長が照合、選別し、協会性格問題を判断するのに必要な内部資料を全改革委員に配布することを了承し、内部資料問題はいちおうの決着をみた。また、協会員の名簿提出問題、協会員の役職辞任問題については協会と社会党とのあいだの合意は成立せず、したがって党改革委としての一致した結論も出なかった。

なお、「党改革委員会の経過と問題点」（『月刊社会党』七七年一一月号所収）は第四一回大会に報告された同委員会の経過報告であるが、審議の内容は、むしろ『朝日』『読売』『毎日』等の一般紙にくわしく報道されている。また、この問題にたいする社会主義協会の見解は『社会主義』各号、とくに『緊急号外　社会党強化について　のわれわれの主張――社会主義協会批判への反批判』（七七年九月一〇日）および『進路』二四六号（七七年八月一五日）以降参照。

総評の調停工作

協会問題をめぐって泥沼的様相を呈した社会党内の左右対立に危機感をいだいた総評幹部は、積極的に調停工作に動いた。総評はすでに七七年一月に社会党改革

について提案し、七七年五月二八日にはこれに対する社会党の回答をうけ、両者間で「社会党は共同戦線的性格をもった党であり、社会主義協会は研究集団として活動するなら党にとって価値ある存在である」などの確認をおこなっていた（本年鑑七八年版四九八頁）。

さらに参院選後の七月二九日には総評の社会党員協議会単産委員長会議を開いて、社会党改革問題に関する統一見解をまとめ、協会、反協会派の双方に節度ある言動をとることを求めた。この統一見解は、社会主義協会について「最近の活動は理論研究集団の域を逸脱し、独立した政党、運動組織であるという指摘を免れない側面をもっている」として、協会テーゼの再検討や協会独自の組織活動、政治活動の中止を求めていた。他方、反協会派にたいしては「脱党、分裂を口にしたり、二重執行部、二つの窓口論などの主張は厳にいましめ、党の統一に向けて全力をはらうよう強く求める」としていた。

総評の調停工作は、その後も槇枝議長を中心にすすめられ、九月三日には社会主義協会にたいし、「協会改革に対する私案」を示し協会側も「大筋で理解できる」とこれに合意した。一方、反協会派は槇枝工作の先行に反発し、これにブレーキをかけるため、三日「総評内で反協会色の濃い十三単産の委員長に招集をかけ集まった全電通など五単産に反協会派への同調を求めた。さらに五日に開かれた党員協委員長会議の前にも反協会派から何人かの委員長に槇枝工作に反対するよう働きかけが行なわれたという。だが、こうした動きは逆に『総評への介入。クーデターを起こさせる気か』という反発を招き、反協会派のねらいは裏目に出た」（『朝日新聞』七七年九月一一日）という。そして九月六日の党員協委員長会議は槇枝議長の調停工作を了承し、①反協会各派とも意見調整をおこない、槇枝私案の線で党改革に努める　②協会、反協会各派にたいする具体的な対応、調印の時期は総評社会党員協代表幹事（槇枝議長、富塚事務局長、原口全鉱、及川全電通、加藤全水道各委員長）に一任することを決定した。

槇枝党員協代表幹事らはその後も各派と折衝をつづけたのち、九月九日協会とのあいだで最終的な合意に達し、翌一〇日、向坂協会代表と槇枝総評党員協代表幹事とのあいだで「社会主義協会の改革について」と題する「合意確認書」に調印した。なお、この「合意確認書」の内容については、後掲の「当面の党改革についての方針」（第四一回大会議案）参照。また、「合意確認書」の全文は『社会新報』七七年九月一六日付にある。

第四一回大会、党改革方針を決定

総評社会党員協と社会主義協会との合意によって党改革委員会の審議は一歩前進した。反協会派は、①協会所属党員の名簿の提出　②協会員の党の役職からの辞任を強く主張し、協会側はこれを拒否したため一時は党大会の開催があやぶまれた。しかし、大会前日の九月二五日にいたって、党改革委員会は不一致点は中間報告として両論を併記し、一致して確認した項目を大会に議案として提出することを決め、これにもとづいてつぎのような「当面の党改革についての方針」が翌日の大会に提案され、満場一致で承認された。なお、この方針のうち、「一、社会主義協会について」の部分は、九月一〇日に調印された総評・協会の合意確認書をほぼそのままとりいれたものであった。

【当面の党改革についての方針（全文）】

第四十回定期全国大会および第五十四回中央委員会で決定された方針にもとづき、中央執行委員会は、全中央委員をもって構成する党改革委員会を設置し、八項目の党改革の課題について検討をおこない、当面、次の方針を決定した。

一　社会主義協会について

社会主義協会（以下協会）は理論集団を逸脱しているとの満場一致の確認にもとづき、党や労組との関係を正常化するため、次の措置をとる。

1. 協会組織機構・運営について

(1)「社会主義協会テーゼ」は、理論研究集団（いわゆる研究会）の「研究綱領」にふさわしいものに改廃する。

（改廃の視点）

①協会の性格、任務・「科学的社会主義者、すなわちマルクス・レーニン主義者の集団である」を「科学的社会主義、すなわちマルクス・レーニン主義を研究する集団である」ことを明らかにする。②「協会テーゼ」一〇六頁中の「社会主義協会は、その任務とする日本社会党の強化をなしとげたときには、その組織を解散する」、および同テーゼ一〇七頁中の「日本社会党強化のため、当面なによりも重要なことは、科学的社会主義、マルクス・レーニン主義を土台にすえた党の思想統一の推進である。そのためには、徹底した党内の思想闘争、理論闘争が必要であり、……それによって、かりに一時的に党内に波乱が生ずるとしてもそれをおそれてはならない。」を「協会は思想統一のためフラクション活動をおこなわない」とすることをあきらかにする。

（以上を基本とする改正）

(2) 決議機関（全国大会―中央委員会―支局大会―都道府県支部大会）及び活動方針は廃止する。役員の選出、研究方針（計画）や予算の決定、などは、支局、支部代表による「総会」（仮称）をもって行なう。また研究の成果の発表、討議・交流などのため「研究集会」（仮称）を企画する。

(3) 執行機関（中央常任委員会）は、「研究運営委員会」（仮称）の性格に改組する。したがって、組織部（オルグ）、労働・政治・青年グループなどは廃止し、理論研究の運営に必要な代表・事務局長・次長等の役員と、理論部門等とする。

(4) 公開の原則を確立する　協会の開催する諸会議及び各種出版物・文書類は、社会党員及び党を支持する労働者に対しては原則として公開とする。各種出版物、会合通知など、協会の発刊文書は、社会党、総評及び「協会検討委員会」（仮称）へ送付する。但し、単なる事務連絡文書等はこの限りでない。

(5) 機関誌類及び協会ニュース等のあり方　すべての理論研究誌・紙の域を逸脱しない編集内容に限定する。いわんや社会党を支持している特定の労働組合と大衆団体及び個人を名指しで非ぼう、中傷あるいは悪意にみちた攻撃にあたる執筆・編集は厳に謹しむ。なお、「進路」は廃止する。

(6) 活動の範囲　協会の活動は、その性格からして、理論研究とその成果の提言にとどめ、党や労働組合の主体性を尊重し、いやしくも介入、干渉にわたる活動はいっさい行なわない。協会員である党員及び労組員は、どこまでもそれぞれの機関の決定にしたがって活動し、党及び労組の決定と協会の提言とが異った場合は党及び労組の決定を優先させる。また、協会は役員人事等には関与しない。

2. 今後の改革手続と保証について

(1) 協会は一九七七年末（遅くとも一九七八年二月末）までに、全国大会（公開）をひらいて、所要の改革を完了する。

(2) 党は、協会が純粋な理論研究集団として健全な活動がなされることを保証するため、当分の間社会党中央執行委員会のもとに（社会主義協会検討委員会）を設置する。①「検討委員会」は、党中央委員会の責任において設置し、党が中心になって運営する。②「検討委員会」は、党及び労働組合、大衆団体の内部から、協会の活動に関して問題提起がなされた場合は、速やかに実情を調査し、中央執行委員会に報告し適切な措置をとる。

二　党改革の八項目課題について

1. 党風刷新委員会の設置　党の統一と団結を強め、友愛と信義を重んじ

る党風を初心にたちかえって築きあげるため、「党風刷新委員会」を設置する。その具体的内容は、新執行部において検討する。

2. 党内派閥の解消　①派閥を解消する。②「政策・理論研究グループ」の存在は、容認する。その在り方については、ひき続き検討する。

3. 『日本における社会主義への道』の再検討について　①『道』については、新中期路線と国民統一の基本綱領をふくめて、党の長期路線を情勢の変化に対応させるため、今後それらを創造的に発展させていく。②再検討にあたっては、(イ)若年労働者の結集、(ロ)要求の多様化に対応、(ハ)共同戦線党的性格の明確化など考慮する。

4. 党内民主主義の確立と少数意見の尊重　①党内民主主義を確立するため、決定にいたる過程では徹底的に討議し、決定すればそれに従い、それを実践に移す場合少数意見を常に念頭におく。②少数意見を機関誌紙に発表する機会を保障する。③完全連記制はとらない。

5. 革新政策の研究体制を確立する　党の政策形成能力を高めるために、民主団体、党支持大衆とのともに、各分野の学者専門家を広範に結集し、党のブレーンとして貢献できるように具体化を図る。

6. 党の教育機関を常設する　①総評など各団体の協力をえて、党独自の学校を常設する。②労働大学は、独立した教育機関であることを確認し、党委員長の学長就任、補助金交付、「まなぶ」の党機関によるPRなどをやめる。

7. 政権プログラムを明確化する　百万の党建設をめざし、党の主体性を確立しつつ、政権プログラムの検討をひき続きおこなう。

8. 青年対策の強化　①現在の社会主義青年同盟とだけの支持協力関係をもつものではなく、社会党を支持する複数の青年組織の協力関係を平等に結び、将来統一をめざす。②援助金、規約上の支持団体関係は、各青年組織と平等にもつ。

党改革について　の飛鳥田見解

一二月続開大会で委員長に選出された飛鳥田氏は、これより先の七七年九月二一日、九月大会での委員長選出馬がとりざたされていたことに関連して記者会見をおこない、党改革問題についてつぎのような見解を表明していた。

（1）　私はすでに提起されているさまざまな党改革のうち、とりわけ、委員長を全党員投票によって選出すべきだと考えます。これは私が従来から主張してきた直接民主主義による大衆参加の原則に完全に合致していま す。しかも現在の党改革問題はほとんど中央レベルの党員だけが関与しており、密室の中の争いとみられていること、そのため党活動の前線にある大多数の党員はいらいらしながら見守っているしかないことなどを考える と、この方式を他のあらゆる改革事案に先行させて党改革具体化の第一歩にすべきだと思います。この措置は全党的合意を得て、九月党大会で規約改正を含む特別措置を議決すれば、すぐにもできることです。その場合、委員長選出が一カ月程度は遅れますが、その一カ月を惜しむの余り、全党員の権利を高め、党中央と党員の関係を生き生きとよみがえらせる道を見過ごすべきではないと考えます。

（2）　それに関連して、委員長の権限を大幅に強化することが重要です。いまの社会党は集中と統合の機能を欠いていることが致命的な欠陥となっていて、際限のない分散と混迷を招いています。党員の総意に支えられた強力な指導の中心として、委員長を位置づけない限り、現在のような異常事態の解決すら至難です。従って、党大会では委員長への全党員選挙方式と同時に、中執でどうしても一致しない問題は三役一任、三役がまとまらない時は委員長裁断に委ねるという原則を確認することが急務だと思います。

（3）　以上のことが実現すれば、私はさらに「党と国民の関係を問直す」課題についても有効で具体的な道が開けるに違いないと思います。（『朝日新聞』九月二一日付夕刊）

これは、いわば飛鳥田氏の委員長選出馬の条件であった。このため、九月大会が混乱のうちに休会したあと、暫定執行部は、運営・機構小委員会を開いて委員長権限強化の具体策を検討し、続開大会に、別項のような「党運営・機構の改革に関する報告」をおこない、委員長公選制の導入など党規約の改正を提案した（本書四七七頁参照）。

なお、飛鳥田氏は続開大会直前に発行された『朝日ジャーナル』（一二月一六日号、九日発売）に「社会党再生への提言」と題する論文を寄せ、党改革、連合政権などについての考え方を明らかにした。このなかで飛鳥田氏は、社会党が「質量ともに自己改革をとげ〝時代の党〟として再出発する」ことをよびかけ、新しい型の党をつくるため、①平和革命の党であるという特質を鮮明にし、それにもとづく独自の組織規範をつくりだすこと。現在支配的になりつつある、「社会党は共同戦線党だ」とする規定は、現状説明としては妥当性をもつとしても、党理論としては疑問だ。諸グループの共存の論理だけで統一と統合の論理を欠き、党の展望が不明だ　②社会党は〝国民に開かれた党〟〝勤労国民の共有財産である〟ことを明確にする。党の組織と活動の公開を原則に、参加と交流の機会を作り出す　③党は勤労国民の統合の党として機能すべきだ。平和と民主主義、反独占、社会主義の原則を貫くこと、行動における戦闘性や党員の階級的資質を大事にすることをふくんでいる。④政権を担当できる党に脱皮するため、早急に〝百万人の党〟に育つ必要がある。党のブレーンの整備、体系的な政策づくり、〝影の内閣〟の編成、委員長権限の強化などが課題だ――と述べた。

派閥の解消

九月大会で決定された派閥解消方針にもとづき、一〇月三日に旧江田派の現代革新研究会が解散したのをかわきりに、一一日九日には勝間田派の政策研究会、同二〇日には佐々木派の社会主義研究会、一二月五日には三月会が解散した。また反協会派の「党改革推進グループ」は一一月一九日に「党改革推進協議会」と改称したが、続開大会で飛鳥田委員長を推進する佐々木派とこれに反対する旧江田派なのど内部対立があり、続開大会で事実上解散した。一方、社会主義協会は七八年二月一九日、神奈川県湯河原町で公開の大会を開き、①「協会テーゼ」を「協会提言」に改める　②協会の性格を「マルクス・レーニン主義者の集団」としていたのを「マルクス・レーニン主義を研究する集団」に改めるなど、九月大会の方針にもとづく改革を決定した。

3　大　会

第四一回大会

日本社会党第四一回定期全国大会は七七年九月二六日から二日間の予定で、東京・一ツ橋の日本教育会館で開かれた。この大会の焦点は、参院選敗北の責任をとって辞意を表明した成田委員長、石橋書記長の後継執行部人事と、社会主義協会規制を中心とする党改革案の決定の二点であった。

大会第一日は、槇枝総評議長、美濃部都知事らの来賓あいさつ、成田委員長あいさつ、石橋書記長の党務報告、島上委員長の中央統制委員会報告（社会市民連合関係者ら五五人除名）とつづき、両報告を質疑応答のうえ承認したのち、議事に入り、第一号議案「第十一回参議院選挙の中間総括」が角屋選対委員長から提案され、質疑

ののち、これを承認した。ついで、問題の第二号議案「党改革に関する件」が審議された。この議案は、①党改革委員会の経過報告と問題点　②当面の党改革についての方針　③国会議員等の全国大会代議員資格附与に関する決議、の三案件から成っていた。①は、党改革委員会において社会主義協会派と反協会派とのあいだで意見が一致しなかった社会主義協会員の名簿提出、同協会員の党役職員の辞任問題について両論併記的にふれたもので石橋書記長から報告された。②は党改革委で満場一致で決定された部分で、社会主義協会は理論集団を逸脱しているとして、協会テーゼの改廃、協会の決議・執行機関の改廃、公開の原則の確立などによって、協会の活動を理論研究とその成果の提言にとどめる、などを内容とするものであった。③は国会議員、党員知事、政令指定都市党員市長に全代議員の三分の一を基準に代議員資格を与えるよう、一二月の続開大会で規約を改正するというものであった。この三案件は一括して審議され、拍手で承認された（詳細は党改革問題の項参照）。

第二日は、大会会場では釧路市長選勝利など地方提出の四決議が承認されただけで、舞台裏で後継人事をめぐる各派の折衝がつづけられた。問題の委員長には、成田委員長、石橋書記長が推していた飛鳥田横浜市長を三月会、勝間田派、それに党改革推進グループのうち佐々木派が支持したが、新しい流れの会、旧江田派はこれに反対し、飛鳥田氏に対抗して新しい流れの会幹事長の楢崎弥之助氏を推す動きを示した。また、楯枝議長、富塚事務局長ら総評首脳は飛鳥田委員長実現に動き、反協会派の山本幸一氏らと会談して飛鳥田委員長を前提に、楢崎書記長を打診したといわれる。

ところが、二七日午後七時にいたって、反協会の「新しい流れの会」の中心であった楢崎弥之助、田英夫、秦豊の三国会議員が「党大会では妥協につぐ妥協が行なわれ、人事問題に入るや旧来の派閥の弊害がむき出しになった。もはや私どもの力では党改革の実現が絶望的になった」として離党を表明した。このため、大会は会期を一日延長して事態の打開をはかった。しかし、二八日未明になって、後継委員長と目され「全党一致」を条件に出馬の意向を表明していた飛鳥田横浜市長は、つぎのような声明を発表して、委員長選への不出馬を表明し、大会は暗礁にのりあげた。

【飛鳥田氏の委員長選不出馬表明】

一、この数日間の社会党大会をめぐる派閥抗争は目に余るものがある。改革を唱えつつも、その密室性は真の改革につながるものではないことを遺憾に思う。

二、みずから望んでもいない私に対して、誹謗する者さえあるにいたっては、その良識を疑わざるをえない。

三、党はあくまでも国民のものにならなければならぬと将来を信じつつも、私の委員長立候補は、もはやありえない。

このため、大会第三日の二八日は一二月に続開大会を開くまでの暫定執行部として成田・石橋両氏に留任をもとめ、「休会」の形で閉幕した（『社会新報』七七年九月二七日付、同三〇日付、一〇月四日付、『月刊社会党』七七年一一月号参照）。

続開大会で飛鳥田委員長選出

日本社会党第四一回定期全国大会の続開大会は七七年一二月一三日、東京・九段会館で開かれた。この大会は同年九月の大会で流産した飛鳥田委員長の擁立を決め、また飛鳥田氏が委員長就任の条件として提示した委員長の全党員による選挙、さらに九月大会で決議された国会議員等にたいする代議員権の付与等を規約化して党改革の第一歩

をふみ出すことを目的とするものであった。飛鳥田委員長の選任については、九月大会以後、成田委員長らによって根まわしがすすめられ党内の態勢はほぼ一本化していたが、書記長、副委員長などについては社会主義協会と反協会の党改革推進協議会の対立からまとまらず、大会の焦点は委員長以外の役員人事にしぼられた。

大会は午前一〇時二五分に開会。冒頭あいさつに立った成田委員長は九月大会以後飛鳥田氏の出馬にいたる経過を報告し、同氏への委員長就任要請については中執委の一部に反対があったが、九月大会で認められた委員長権限、すなわち「中執で決定できない場合は三役、三役で決定できない場合は執行委員長の裁断に任す」を行使して決定したことを明らかにした。

このあと、石橋書記長の党務報告、村山財務委員長の会計報告、島上統制委員長の中央統制委員会報告（田、秦、楢崎三議員ら二一人除名。うち一八人は各級議員）があり、一括して質疑ののちこれをそれぞれ満場一致で承認した。

ついで「党運営・機構の改革に関する報告」（第一号議案）、「党規約改正に関する件」（第三号議案）が本会議で、「昭和五二年度本部一般会計補正予算」（第二号議案）が財政小委員会で、それぞれ審議され、質疑討論ののち採択された。

第一号議案は、①委員長の公選とこれにともなう委員長権限の強化、具体的には委員長指名の無任所中執の選出、国会議員等の公認の最終決定権は委員長に属することの確認　②全国大会代議員の選出について、原則として全党員の投票により、単記または定数の三分の一をこえない制限連記制とすること　③大会は二年に一回とし、その間の重要決定は中央委員会を強化し、これに附託するよう改革する方向で今後検討する等を内容とするものであった。第三号議案は、①中央執行委員長の全党員投票による選出　②委員長指名の無任所中執若干名を設ける　③全国会議員、党員知事、政令指定都市党員市長に党大会代議員資格を付与することを党規約にもりこむものであった。

この間、大会の舞台裏では役員人事をめぐる調整がつづけられたが容易に決着がつかなかった。結局成田委員長が三役会議で「多賀谷書記長、下平、北山、阿具根副委員長」の構想を示し、下平氏を書記長に推す反協会派の山本、安井両副委員長の反対を押し切って、これを各県代表者会議に提示して了承をとりつけ、役員選挙の立候補受付に入った。委員長、書記長は対立候補が出なかったが、副委員長は八百板正氏が届け出て一時は投票になるかと見られたが、締切り直後に取り下げたため三役はいずれも無投票となった。一方、中執人事も大半は無投票で決まったが、総務局長、青少年局長、国民生活局長については調整がつかず、投票となった。投票の結果はいずれも旧三月会の候補が敗れた。

大会は最後に成田委員長の退任あいさつ、飛鳥田新委員長の就任あいさつをうけ、午後一一時半閉会した（『月刊社会党』七八年二月号、『社会新報』七七年一二月）。

新役員　七七年一二月の第四一回大会続開大会で選出された新役員はつぎのとおり。

無投票で決まった役員

▽中央執行委員長　飛鳥田一雄（無派閥、新）、▽中央執行副委員長　下平正一（旧佐々木派、元）、北山愛郎（無派閥、新）、阿具根登（無派閥、新）、▽書記長　多賀谷真稔（無派閥、新）、▽組織

局長　森永栄悦（旧江田派、現）、▽労働局長　笠原昭男（旧佐々木派、現）▽、中小企業局長　山口太郎（旧佐々木派、現）▽、農漁民局長　山口太郎（旧佐々木派、現）▽、中小企業局長　長谷川正三（旧勝間田派、新）、▽地方政治局長　小山一平（流れの会、現）、▽婦人局長　渡辺道子（旧佐々木派、現）、▽国民運動局長　館林千里（旧勝間田派、新）、▽教宣局長　上田哲（流れの会、現）、▽国際局長　河上民雄（旧江田派、新）、▽機関紙局長　山本政弘（旧三月会、現）、▽企画担当中執　曽我祐次（旧佐々木派、現）、大塚俊雄（旧三月会、新）、▽政審会長　武藤山治（旧勝間田派、新）、▽財務委員長　村山喜一（旧勝間田派、現）、▽選対委員長　宮之原貞光（旧勝間田派、新）、▽国対委員長　田辺誠（旧江田派、新）、▽投票で決まったもの（投票総数四八五）

▽総務局長　森下昭司（旧佐々木派、新）二六一、山崎昇（旧三月会、新）二一八、無効二、白票四

▽青少年局長　深田肇（旧佐々木派、新）二三七、盛山健治（旧三月会、現）二二八、無効四、白票一五、持ち帰り一

▽国民生活局長　横山泰治（無派閥、現）二八二、木原実（旧三月会、新）一八八、無効二、白票一一、持ち帰り二

委員長指名によるもの

無任所中執　山花貞夫（無派閥、新）、船橋成幸（無派閥・横浜市都市科学研究室長、新）

新執行部の旧派閥色分けを全中央執行委員二六ポストについてみると、目立つのは無派閥の倍増や旧三月会、新しい流れの会の半減。旧執行部より無任所中執二人がふえているが、その内訳は▽無派閥七（旧執行部三）、▽旧佐々木派七（同五）、▽旧勝間田派五（同四）、▽旧江田派三（同三）、流れの会二（同五）、旧三月会二（同四）となっている（『朝日新聞』七七年一二月一四日）。

なお、中央統制委員と会計監査は辞職しなかったので、中央統制委員長　島上善五郎（無派閥）をはじめ第四〇回大会で選出された人々が、その任にある。

第四一回大会

第四一回大会続開大会からわずか三カ月後の一九七八年三月一四日、社会党は第四二回定期全国大会を東京・一ツ橋の日本教育会館で開会した。「党の再生で日本の進路を開こう」というメインスローガンが示すように、この大会は江田離党、参院選の敗北による成田・石橋執行部の辞意表明、社会主義協会をめぐる党内抗争の激化と、長いあいだ混迷をつづけた社会党が、難産のすえ誕生した飛鳥田委員長のもとで統一と団結をかため、停滞を克服することを課題とするものであった。

この大会は、一二月続開大会の規約改正で国会議員の代議員権が回復されてから開かれた初めての大会で、代議員の三分の一は国会議員で占められた。また、協会・反協会の対立から分裂し、二つの県本部となった福島県は代議員権が認められず、党史上はじめて地方代表が「傍聴」参加するという事態になった。

大会の会期は三日間で、第一日の三月一四日は、三宅衆院副議長、富塚総評事務局長らの来賓あいさつにはじまり、ついで飛鳥田委員長が要旨つぎのようにあいさつした。

【飛鳥田委員長あいさつ（要旨）】

①党の基本的な流れは、統一の回復、団結の強化の方向へ進んでおり、何びともこの奔流を押し返すことはできない。徹底して大衆の中に入り、地域や職場での日常活動を再生することこそ、党再生の基礎である。②ただ機械的に上部だけで統一戦線問題や連合構想を論ずる傾向は疑問だ。多

様な大衆運動の中で連帯と共同の契機を見出し、これを強化する。それも単発的な闘争のくり返しでなく、一つの戦略的方向を与え連続した国民闘争を構築することが重要な論題だ。社会党はその中心の担い手であり、党の主体性強化こそ、統合の必須の条件である。③八〇年代の社会党を展望して「百万の党」の構想を提起した。問題はこの目標達成にいたるプロセスだ。現代における社会主義政党の組織のあり方を徹底的に議論してほしい。④近く予想される総選挙に勝利するため、一切の準備を五月末までに終え、全党一丸となって総決起しよう。

つづいて一般党務報告、七七年度財務委員会報告、同一般会計収支決算報告および機関紙会計等各特別会計収支決算報告、同会計監査報告、中央統制委員会報告がおこなわれ、質疑ののち満場一致で承認。ついで「一九七八年度運動方針案」「七八年度中央本部財政方針、一般会計予算案」「第三十五回衆議院議員総選挙闘争方針に関する件」「第九回統一自治体選挙方針に関する件」「中期経済政策についての中間報告」「中央本部役員任期に関する決議」の諸議案が提案され、第一日目を終えた。

大会第二日は小委員会審議に入り、代議員は「運動方針」「組織・財政・機関紙」「政策」の三つの小委員会にわかれて討議をおこない、それぞれ付託議案を原案どおり可決した。

大会最終日の三月一六日は、前日の小委員会審議の報告を各小委員長がおこない、本会議はこれを満場一致で承認した。つづいて機関紙活動家の表彰のあと、つぎの八つの決議案と大会宣言を採択して三日間の日程を終えた。

【大会決議】

①日米韓軍事一体化と自衛隊強化に反対し、安保廃棄の闘争を強化する決議　②日中平和友好条約即時締結促進に関する決議　③七八国民春闘をたたかう決議　④首長選挙の勝利に関する決議　⑤故浅沼稲次郎元委員長列席二十周年記念行事に関する特別決議、以上中央本部提案。⑥米の新生産調整に反対し、国民食糧の自給体制確立に関する決議　⑦沖縄県の交通方法の変更に関する決議　⑧営林局・署の統廃合に反対し、国有林野事業の再建整備に関する決議。

主要な大会論議

この大会では役員人事がなかったこともあり、また長い党内抗争の末ようやく誕生した飛鳥田委員長のもとで協会・反協会の対決をくり返したくないという空気が支配的だったこともあって、「大会運営にもむき出しの派閥色は影をひそめたようだ」（『朝日新聞』七八年三月一六日）とみられた。このため、党務報告や諸議案をめぐる質疑討論は多岐にわたった。そのなかでもっとも論議の的となったのは「百万人の党」建設問題であった。また、「中期経済政策」をめぐる討議も従来にない活発な政策論議として注目された。その他では、福島県本部の分裂問題、青年運動対策、首長選などの共闘方針が主要なものであった。

〔「百万人の党」建設問題〕　この問題をめぐって、代議員の側から反対の意見は出なかったが、「百万の党にいたるプロセスが明らかでない」（千葉・上野代議員）、「運動方針では両論併記的に出ているが、これまでの前衛党的考えを一掃すべきだ」（埼玉・高田代議員）、「百万の党になっていないのは、党の資格要件がきびしいとか、われわれの努力不足ではない」（兵庫・青木代議員）、「ムードに酔ってはならない。委員長一人で張り切っているのではないかと心配する」（岡山・相原代議員）、「思想性と社会主義政党らしい組織論に裏づけされた百万人の党でなければならない」（東京・藤田代議員）、「機関紙活動を具体的にどうするか、またどれだけの組織になったら党費を下げることができるかなど財政の問題とも関連させて考えねばならない」（広島・都志見代議員）、「委員長は党友の拡

大といい、組織局長は党員の拡大と中執内の見解が違うようだがどうか」（長野・原代議員）、「組織局長は従来の党建設運動はダメだと言っているようだが、これ迄の成果をどう発展させるか考えるべきだ。党員の資格、基準を変えるより職場支部を確立することが大事だ」（社青同・大津留代議員）、といった、さまざまな疑問や意見が出された。

これにたいし執行部からは、「選挙の時には最低六十万人、多ければ百万人の人が社会党候補のために活動している。この方々をなぜ党友に出来ないか」（飛鳥田委員長）、「この問題の論点は二つある。一つは現在の党員資格に手をつけるか否か、もう一つは党員の参加権をいかに保障するかだ」（森永組織局長）、「党友の強化によるか、百万人の組織党員をつくる、その為に党員資格の緩和が必要ではないか、という二の意見が中執内にあることは事実だ」（多賀谷書記長）と答えた。

なお、この問題について「組織・財政・機関紙小委員会報告」はつぎのように述べている。「中央本部は、重ねて『百万の党』建設をスローガンとして賛成するだけでなく、具体的な内容の討議を要請しましたが、全体の空気は、今後に設置される『百万の党建設委員会』の討議をまって、具体的な下部討議に入りたいというものでありました」。

〔首長選の共闘問題〕 横浜市長選、京都知事選との関連で、今後の共闘方針を問われたのにたいし、飛鳥田委員長は「地域住民のニーズを解決するために共闘を組める党と組む、ただし自民党と組むことは抑えてほしい。地域における組み方が、直ちに政権共闘のパターンとなることはあり得ない」と答えた。また、宮之原選対委員長は、「横浜市長選の候補は、社会党が単独に闘って勝利する展望がない中で、ベストの候補というよりベターな候補者として選んだ」と述べた。

〔青年対策〕 社青同を中心として青年運動の統一をはかるという協会派と、社青同との支持協力関係を継続しながらも、複数の青年運動と関係をもってその大同団結をめざすとの深田青少年局長の方針とが対立した。これについて、「組織・財政・機関紙小委員会報告」はつぎのように述べている。

【組織・財政・機関紙小委員会報告の青年対策部分】

青年運動については、深田青少年局長から党改革の決定を具体化した方針を補強して、①社青同との支持協力関係を継続しながら②複数の青年運動と関係をもって、その大同団結をめざす③社青同と総評との協力関係の修復をはかり、共同闘争を強化したい④革労協など極左集団は共闘の対象としない⑤このため青対機構の充実をはかり、共同責任体制を確立したい——との説明が行なわれました。

これに対して、社青同から提出された意見書説明が行なわれ、①社青同を中心とした青年運動の統一をはかり②極左グループ排除を明確にし③青年共闘、団結集会、原水爆、護憲大会に従来どおり参加してほしい——との見解が表明されました。岩手、北海道、宮城、広島の代議員から、同様な立場で、社青同の歴史をうけとめて慎重に扱ってほしい、などの見解が表明されました。

また、福岡の代議員から「社青同全国協」の運動が定着し、党、社青同、総評、部落解放同盟の四者共闘が定着して党勢の拡大が進んでいる。また、千葉から、社青同運動とは別に、新しい党を支持する青年大衆組織の準備が進んでいる現状から、今度の方針は前進と評価し、原案への積極的支持の意見が出されました。

これに対して、青少年局長から、①地方では一律にしばらない、中央では社青同だけを窓口とした青年共闘は現段階ではとれない②社青同全国協

とも、ただちに支持団体にするということではないが運動的に交流する③その他の青年運動についても課題別に共同闘争を強めたい――などの見解表明があり、取扱いについて慎重に進めることを確認して、原案が承認されました。

4　政策・方針

一九七八年度運動方針

第四二回大会で決定された一九七八年度の運動方針で、「委員長から基本的な考え方だけでなく、文章表現、見出しの立て方まで指示が連発され」た（『朝日新聞』七八年二月二〇日）といわれ、一般に〝飛鳥田色〟が濃厚と評された。「党の再生で日本の進路を開こう」と題されたこの方針は、第一部、基本方針、第二部、各局活動方針、の二部構成をとり、①第一部は大会の意義と任務　②内外情勢の特徴　③運動の基調と目標　④党建設　⑤むすび、第二部は執行部を構成する一三の部局の活動方針から成っていた。

この運動方針で、もっとも力点が置かれているのが党建設で、党内の理論集団の守るべきルールを具体的に示したこと、百万の党をめざすことを提起し、国民の要求に密着するためモニター制度や「国民の広場」を組織するなど「国民に開かれた強大な党」の建設をうちだしていた。一方、党内の対立を表面化するおそれのある問題は意識的に避けられ、連合政権構想や路線の選択、他党にたいする評価はきわめて簡単であり、中心課題である「百万の党」にしても、①党友をふやす　②党員の資格条件を緩和して党員だけで百万人とするという二つの異なった考え方が併記された。

この運動方針の目次および、「四、党建設」の項の要旨はつぎのとおり。

【日本社会党一九七八年度運動方針目次】

第一部　基本方針

一、はじめに　第四十二回大会の意義と任務

二、内外情勢の特徴　①日本をめぐる国際情勢　②国内の政治・経済の動き

三、運動の基調と目標　①不況の克服、国民生活擁護の運動をつよめ、福祉と連帯、公正と平等をめざします　②参加と連帯で、人間疎外と反動化に立ちむかい、すすんだ民主主義を築きます　③自主と共存、生活と文化の連帯でアジアと日本の平和を実現します

四、党建設　①党の改革を実行しよう　②党勢を拡大しよう　③百万の党をめざそう

五、むすび

第二部　各局活動方針

組織活動　労働運動　農漁民運動　中小企業対策　自治体改革運動　青年対策　婦人対策　国民運動　教宣活動　国際活動　機関紙活動　国民生活活動　政策活動

【四、党建設――国民に開かれた強大な党を（要旨）】

（一）党の改革を実行しよう

党内理論、研究集団は今後つぎのルールを守ります。①会議は公開とする②独立した事務所は設けない③研究の成果は党の機関に提示する④総会にあたる会議の開催は機関にも通知する⑤機関に対し会計報告をする⑥中央執行委員会の構成員は、理論、研究集団の役員を辞任する。

党内矛盾を処理し、党の結束を固める上で、党内民主主義と少数意見の尊重は不可欠です。委員長の公選制など、実行に移されたことに加えて①運動方針、重要政策や方針の討議にあたり、原案に少数意見も付記して討

議の対象とし②党の出版物には、できるかぎり少数意見の発表の機会を与えるよう改革します。

党員教育は、わが党の共同戦線党的性格と実態をふまえた上で、党の正式機関のもとで行わなければなりません。それを軌道を乗せるために、少なくとも三年以内に常設の党学校を建設するよう取り組まなければなりません。そのため直ちに総評など党支持団体の代表を加えて「党学校建設委員会」を中央執行委員会のもとに設置します。党の理論活動を強めるため、これまでの社会主義理論委員会を発展させ、党大会の承認のもとに中央執行委員会に直属する機関として社会主義理論センターを設置します。この理論センターが中執委の委嘱をうけて、党の社会主義理論、政治路線、基本政策などについての論点の整理、深化のため必要な調査研究を行うことになります。青年対策の強化については①現在の社会主義青年同盟とだけの支持協力関係をもつのではなく、社会党を支持する複数の青年組織との協力関係を平等に結び、将来の統一をめざす②援助金、規約上の支持団体関係は、各青年組織と平等にもつ――との前大会決定に基づいて具体化に着手します。

（二）党勢を拡大しよう

昨年から中断されている労組員の大量入党運動を再開する一方、広範な「支持者組織」を党に結びつけて組織を広げていきます。地方、地域では「地域政策」を大胆に提起し、市民、住民運動とのかかわりを強めて、各種、各様の組織の縦横の網をつくりあげます。家庭婦人にまで運動を広げるため、生協活動や消費者運動など生活に密着した運動に力を入れ、婦人議員の大量進出を全党の課題としまず。党の組織が、年金、医療、教育、減税、住宅などのチームを組んで、大衆的な運動の中から活動家を発見し、この生活闘争の活動家の結集を軸にしながら、状況に機敏に対応できる一定の共闘組織をつくりあげます。

（三）百万の党をめざそう

今日の政治状況のなかで、わが党が革新の主導力を回復することは急務です。今こそ大胆な発想の転換によって、名実ともに主体性ある「大組織政党」に脱皮する方途をみつけださなくてはならないのです。わが党が、五万の党員で千二百万の得票をえている現状、国政レベルの選挙や統一自治体選挙の時には数十万に及ぶ各層の結集に成功している現実をみると、百万の党を建設することは決して不可能ではありません。党員拡大とともに党友の拡大にもっと力を入れ、従来の党友制度を改めて大量の党友を広範に組織し、党友にも委員長の公選権を保障していく方法も考えられます。あくまで党員の組織としてとらえれば、現在の組織構造は抜本的に改革しなくてはなりません。民間企業、中小、零細企業、農民、地域住民、知識人、市民の中へと党の構造を広げていくことを意味します。そのためには、党員資格の条件や党員の決定への参加の保障、党員管理のあり方や党運営の改革、党員教育の機構整備など必須の前提になります。このため、全党に百万党建設について問題を提起するとともに党中央に「百万の党建設委員会」（仮称）を設置して検討を開始します。

中期経済政策

社会党は第四二回大会で、今後一〇～二〇年を展望した「中期経済政策」の第一次試案を討議し、これを承認した。この「中期経済政策」は第四〇回大会で作成が決定され、これをうけて同党の政策審議会が着手したが、具体的な作業は大内力東大教授を主査に平和経済計画会議に六人の学者・専門家委員と一一人の社会党代表委員で構成する「社会党中期経済政策」研究会を設けてすすめてきたものであった。この第一次試案は、総論部分だけであったが、ひきつづき第二部の各論のとりまとめ、第三部の計量化作業をおこない、党の各級機関や労働組合等の審議を経たうえで完成が予定されている。

この「中期経済政策」は、一、現代資本主義の動向　二、日本経済の特質と中期経済政策の位置づけ　三、中期経済政策の目ざすべき目標の三章から成り、「参考文書」として「社会主義の構想」が附されている。「中期経済政策」は自らを規定して「現存する市場メカニズムを前提に」、これを政策介入によって制御するもので、

とうぜん、「資本主義体制というワクの中で実施される」ものだが、「当面の問題から出発しながら、次第に核心的な問題に迫っていこうというプロセス」であるとしている。

この試案の主要目次はつぎのとおり。なお、全文は『月刊社会党』一九七八年五月臨時増刊に収録されている。

【日本社会党中期経済政策（第一次試案）目次】

第一部　総　論

第一章　現代資本主義の動向

一、現代資本主義経済の破綻　①現代資本主義の破綻　②スタグフレーション――現代資本主義体制の破綻

二、制約条件の加重　①制約の本質と展望　②資本主義と制約問題

三、国際対立の激化

第二章　日本経済の特質と中期経済政策の位置づけ

一、日本経済の特質

二、中期経済政策の位置づけ　①中期経済政策の性格　②中期経済政策の目標　③中期経済政策の歴史的役割

三、対策の基本手段　①勤労者市民の参加　②社会的視点にもとづく投資コントロール　③中期経済政策と計量モデル

第三章　中期経済政策の目ざすべき目標

一、制約条件への対応と国民生活の改善

二、産業構造の転換

三、雇用確保と労働条件の改善

四、国民生活の安定と不平等是正

五、土地、エネルギーおよび財政金融政策の課題

六、分権化と自治の強化

七、対外関係の調整

〈参考文書〉社会主義の構想

一、社会主義への移行

二、社会主義像の転換　①現状の社会主義への評価と反省　②資本主義の諸矛盾の解決　③制約条件への対応

三、計画化と分権化＝自主管理

5　組織・機関紙・財政

党員数　社会党の党員数は七〇年一〇月現在で三万三八四六人と発表されたのを最後に、長いあいだ公表された委員長選挙の結果によって、党員総数は四万三九一八人（七七年一二月三一日現在）であることが判明した。都道府県別の党員数は第137表のとおりで、最大の党員数を有する北海道が四六六〇人、以下東京四一八五人、新潟二〇九六人、大阪一七八〇人、神奈川一七〇二人、福岡一六一七人となっている。一方、もっとも党員数が少ないのは和歌山一四八人、滋賀一九〇人をはじめ、二〇〇人台が奈良、福井、徳島、沖縄となっている。

機関紙　社会党の中央機関紙『社会新報』の有料読者数は公表されていないので明らかでない。しかし、七八年三月の第四二回大会の『社会新報』日刊化準備委員会報告では、一九七八年から一九八〇年までの三カ年計画で四〇万部に拡大することが、また初年度の一九七八年には「三〇万新報の達成」が目標に掲げられており、三〇万部をかなり大きく割り込んでいることは確かである。

同報告によれば、『社会新報』の「読者拡大は七三年いらい約三

第137表　社会党の都道府県別党員数および委員長選挙結果

	有権者数	投票総数	有効投票	投票率	信任率
北海道	4,660	4,031	3,984	86.5	85.5
青森	656	475	473	72.4	72.1
岩手	1,183	1,062	1,040	89.8	87.9
秋田	957	866	861	90.5	90.0
宮城	900	761	750	84.6	83.3
山形	868	680	668	78.3	77.0
福島	1,212	982	969	81.0	80.0
群馬	594	514	497	86.5	83.7
茨城	569	514	506	90.3	88.9
栃木	492	397	392	80.7	79.7
埼玉	1,155	999	985	86.5	85.3
千葉	1,318	861	844	65.3	64.0
神奈川	1,702	1,420	1,364	83.4	80.1
山梨	471	382	378	81.1	80.3
東京	4,185	3,273	3,183	78.4	76.1
新潟	2,096	1,918	1,897	91.5	90.5
長野	1,518	1,287	1,267	84.8	83.5
富山	520	458	451	88.1	86.7
石川	315	249	247	79.0	73.4
福井	296	207	204	69.9	63.9
静岡	907	726	723	80.0	79.7
愛知	935	810	802	86.6	85.8
岐阜	608	479	461	78.8	75.8
三重	459	388	380	84.5	82.8
滋賀	190	184	175	96.8	92.1
京都	1,314	872	834	66.4	63.5
大阪	1,780	1,436	1,403	80.7	78.8
兵庫	1,325	1,093	1,077	82.5	81.3
奈良	257	210	198	81.7	77.0
和歌山	148	114	113	77.0	76.4
鳥取	317	260	254	82.0	80.1
島根	475	409	398	86.1	83.8
岡山	751	684	656	91.1	87.4
広島	945	729	687	77.1	72.7
山口	404	341	335	84.4	82.9
香川	660	578	574	87.6	87.0
愛媛	400	332	327	83.0	81.8
徳島	278	198	196	71.4	70.5
高知	587	445	442	75.8	75.3
福岡	1,617	1,405	1,362	86.9	84.2
佐賀	396	347	342	87.6	86.4
大分	530	479	479	90.4	90.4
宮崎	664	616	610	92.7	91.9
熊本	731	699	659	95.6	90.2
長崎	504	458	453	90.9	89.9
鹿児島	792	656	642	82.8	81.1
沖縄	277	191	189	69.0	68.2
合計	43,918	36,475	35,731	83.1	81.4

〔備考〕 1) 投票率＝$\frac{\text{投票総数}}{\text{有権者数}}$　2) 信任率＝$\frac{\text{有効投票}}{\text{有権者数}}$　3) 『朝日新聞』1978年3月2日付による

年間の急上昇のあと、七五年上半期を境に、緩やかな高原状の拡大期にはいり、社市連などの問題が出た昨年三月をピークに四月からわずかながら減紙傾向をみせ、新執行部選出いらいやっと歯止めがかかった」という。また地域別では「北海道、東北、九州など大都市周辺地域がよく、大都市部が弱い傾向、さらに一つの県をとってみても比較的に人口の多い県都などが弱く、職住近接の中小都市部に強いという傾向」がある。

なお、一九六六年に週刊から週二回刊に改めて以来の紙面改革が七七年四月におこなわれた。すなわち、①これまで配布に日数がかかるため、刷出し日から五日目を日付日にしていたものを二日程度繰りあげた(従来の水曜日付を火曜日付に、日曜日付を金曜日付に)②東京だけで印刷していたものを、北海道、九州でも委託印刷による現地印刷に切りかえた　③活字を一般新聞活字にかえ、実質一、二ページの増とした。また同時に、紙代も引き上げられ、従来の一部四〇円、一カ月三〇〇円が、それぞれ五〇円と四〇〇円に改められた。

財　政

七八年七月二〇日付の官報号外で自治省が公表した一九七七年分の政治資金収支報告書によれば、社会党の

第138表　日本社会党の財政

(報告年月日　'78.3.31)

1　収入繰越額	5,043,925,522
前年繰越額	986,195,670
本年収入額	4,057,729,852
2　支出総額	3,871,279,756
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費（50,695人）	1,438,693,220
寄附	153,682,386
個人分	4,609,245
団体分	113,973,141
政治団体分	35,100,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,889,944,200
「社会新報」	1,454,562,400
「月刊社会党」	162,289,500
その他の出版	159,486,000
資料頒布会	27,190,000
物資あっせん	86,416,300
その他の収入	575,410,046
預金利子	20,847,882
支払利子戻り	2,103,494
貸付金戻り	89,811,000
配当金	11,161,699
委託金	450,000,000
1件10万円未満のもの	1,485,980
4　支出の内訳	
経常経費	385,662,811
人件費	312,522,480
備品・消耗品費	32,598,438
事務所費	40,541,893
政治活動費	3,485,616,945
組織活動費	92,126,929
選挙関係費	216,521,899
機関紙誌の発行その他の事業費	870,745,672
機関紙誌の発行事業費	799,731,836
宣伝事業費	24,580,535
その他の事業費	46,433,301
調査研究費	16,160,281
寄附・交付金	1,882,685,830
その他の経費	407,376,334

収入は四〇億五七二万九八五二円で前年より一億八三九四万円の増であった。収入のうち最大のものは『社会新報』の紙代等一四億五四五六万円、これとほぼ並んで党費・会費（五万〇六九五人分）の一四億三八六九万円があり、それぞれ総収入の三五・六%、三五・四%を占めている。寄附では総評からの六五五〇万円がもっとも大口で、ついで日本民主教育政治連盟の三〇〇〇万円となっている。一方、支出では、寄附・交付金が一九億円近く、機関紙誌の発行事業費が約八億円となっている。収支の内訳は第138表のとおり。

6　国際活動その他

社会主義インター

この一年間、社会党の国際活動は、党内抗争の影響もあって例年にくらべ活発ではなかった。それでも一二月続開大会で飛鳥田委員長が選出されてからは、その直後に民社党とともに「社会主義インターナショナル東京首脳会議」を主催し、また、中国、朝鮮、アラブ諸国、ユーゴに代表団を派遣した。このほかでは七七年八月に、田国際局長を団長とする日韓問題調査団をアメリカに、また同一一月には井上一成議員をドイツ社会民主党大会に派遣した。

社会主義インターナショナル加盟首脳会議は、一九七七年一二月一二日から三日間、東京の日本プレスセンターで、二〇カ国、二一政党、八国際団体の六七人が参加して開かれた。社会党は飛鳥田委員長、多賀谷書記長、武藤政審会長らが出席し、発言した。会議後の一七日、飛鳥田氏はミッテラン・フランス社会党第一書記と会談し、日仏両社会党間で合同政策委員会を設けるなど、交流・協力を深めていくことに合意した。また一九日には飛鳥田・ブラント（西独社民党党首、社会主義インター議長）会談がおこなわれ、相互協力を強化することで一致した。この会議については『社会新報』七七年一二月二三日付、『月刊社会党』七八年三月号を参照。

海外使節団

日本社会党第八次訪中代表団は、飛鳥田委員長（日中特別委員長）、河上国際局長、下平副委員長ら七人が参加し、七八年三月二二日から同二七日にかけて北京を訪問した。代表団は鄧小平副主席、中日友好協会代表団と会談した（『社会新報』七八年三月三一日、『月刊社会党』七八年五月号）。

飛鳥田委員長を代表とする日本社会党第五次訪朝団は七八年五月一一日から一六日にかけ朝鮮を訪問し、金日成主席と会談したのをはじめ、朴成哲中央委員会政治委員を団長とする朝鮮労働党代表団と政治会談をおこない、朝鮮労働党とのあいだで共同声明を発表した。代表団には飛鳥田氏のほか、阿具根副委員長、河上国際局長、上田教宣局長、船橋中央執行委員らが参加した。金日成主席との会談要旨、共同声明全文などは『社会新報』七八年五月二三日、同二六日、『月刊社会党』七八年七月号に掲載されている。

アラブ諸国訪問代表団は園田実大阪府本部副委員長を団長に、三月一二日から一六日までレバノンのベイルートで開かれたカマル・ジュンブラット・レバノン進歩社会主義党党首暗殺一周年記念国際セミナーに出席したあと、イラク、オーマン、南イエメン、アルジェリア、チュニジア、リビアなどを訪問した（『社会新報』七八年四月

二八日付参照)。

和田静夫参院議員、横山国際部副部長は、一九七八年六月二四日に開かれたユーゴ共産主義者同盟大会に出席した。

社会主義理論センター発足　社会党は七八年三月の第四二回大会を改組して「社会主義理論センター」を設置することを決定した。で、これまでの社会主義理論委員会理論センターの目的は「内外の広範な社会主義思潮と運動、歴史的経験を調査、研究」し、また資本主義分析、綱領的問題の調査研究をおこない、「党の社会主義理論、政治路線、基本政策などについて論点の整理、深化のため必要な調査研究を行なう」ことであった。五月二八日の中執委は、「理論センター」の所長に勝間田元委員長、事務局長に嶋崎譲代議士をあて、そのほか衆議院議員一二人、参議院議員六人の運営委員を加え、計二〇人で運営委員会を組織した。

第一回の運営委は五月二九日に開かれ、七八年秋に党外の知識人も加えて「現代の社会主義」をテーマとする大規模なシンポジウムを開くことを決めたほか、今後の活動には党外の学者にも常時参加してもらい、①シンポジウムなどによる社会主義思潮、運動の研究②党の中期経済政策などの論点整理、分析　③季刊の情報誌発行④国際的な理論交流　⑤党学校の学習にたいする協力などをおこなうことを決めた。

福島県本部の分裂　社会党福島県本部（村田秀三委員長）はこの四、五年来社会主義協会の影響力の強い県本部であったが、これに反対する党員は、七七年一二月八日に「社会党改革福島県党員会議」を組織し、協会員名簿の公表などの改革案を県本部に申し入れた。県本部は一二月二三日、「派閥的行為は認められない」と回答を拒否、反協会派は「誠意ある回答がない」として、翌日、「重大決意で必要な行動をとる」と通告、福島県の社会党は事実上分裂した。分裂したグループは、七八年一月二二日、福島市で独自の党再建大会を開き、八百板正代議士を委員長とする新しい県本部を結成した。党中央は「二つの県本部は認められない」として、「話し合いによる自主統一」をよびかけたが成功せず、七八年三月の第四二回大会では福島県本部の代議員権は認められなかった。

党員数では村田県本部の一〇〇〇人以上にたいし八百板県本部は一五〇～一六〇人と村田県本部が圧倒的に多いが、県会議員では六対六、福島市議は三対七と八百板本部が優勢である。労働組合も公労協は村田県本部、民間は八百板県本部支持であるという（第四二回大会における多賀谷書記長の答弁による）。

七八年五月上旬、村田県本部は八百板県本部の役員一七人の除名を決定するなど事態は悪化した。このため党中央は、双方に話し合いのテーブルにつくよう指示し、七月二日に最初の会合が開かれた。

4 公明党

1 概況

中道勢力の結集に全力

公明党は七六年暮の総選挙で予算をともなう法案提出権をもつ五五議席（他に推薦一）を獲得して野党第二党に帰り咲き、七七年暮の参院選でも議席数、得票数・率ともに伸ばして完勝に近い成果をあげた。社会・共産両党が停滞あるいは後退したのにたいし、大躍進をとげた公明党は、この二つの国政選挙を通じて、国民の〝中道志向〟が明らかになったと評価し、「これまで、一個の野党政治勢力でしかなかった公明党にとって、これからは国民の全幅の信頼を得るに足る政権政党としての足場を強固にする時代に入る」（『公明新聞』七七年一一月二七日付主張）と規定し、「ポスト自民の連合政権の〝受け皿〟づくり」としての中道勢力の結集に全力を注いだ。

その第一のパートナーとなったのは民社党で、公明・民社両党は「国会対策合同会議」を常設したのをはじめ、政権構想や選挙協力についても密接な連携をとっている。とくに、第一五回大会においては、竹入委員長の〝提言〟という形で、政治献金や日米安保条約、自衛隊問題について両党の基本政策におけるギャップを埋める方向がうちだされ、反響をよんだ。

また、新自由クラブはもちろん、自民党までをふくむ〝国民的コンセンサス〟の形成をうたうなど、同党の右寄り〟〝現実路線〟が目立ち、実際に、公明党幹部と自民党幹部が会談を重ね「将来にわたっての提携・協力関係の可能性をさぐり合っている」事実が明らかにされた（『朝日新聞』七八年三月二五日）。

〝保革連合〟路線は地方自治体の首長選ではさらに鮮明で、これまでケース・バイ・ケースとしてきた共産党との共闘方針を転換し、「共産党とは共闘せず」を明確にうちだし、〝革新自治体再革新〟論を展開して、「共産党を革新自治体の与党から引きずりおろし、孤立化させる」とともに、「保革連合型選挙共闘」によって、革新層だけでなく保守層への食いこみをはかっている。

最近の公明党の動きで注目されることの一つは、創価学会を基盤とする宗教政党から〝開かれた国民政党〟へ脱皮しようとする努力で、総選挙、参院選で「学会外候補」を支援したり、総評系、同盟系を問わず労働組合との提携・協力関係の強化をすすめるなどしている。

役員

公明党の役員の任期は二年である。現在の役員は七七年二月の第一四回全国大会で選出されたものである。

第一四回大会終了直後に開かれた第一回中央執行委員会は、①中央執行委員は都道府県本部役員を兼任しない ②副書記長を新たに四

人とし、書記局員制度を新設すること、などを決めた。第一四回大会で選出され、またその後の中央執行委員会で決定した本部役員はつぎのとおりである。

▽中央執行委員長　竹入義勝（六選）、▽副委員長　二宮文造、浅井美幸、多田省吾、▽書記長　矢野絢也、▽副書記長　石田幸四郎、鈴木一弘、田代富士男、渡部一郎、▽総務局長　長田武士、▽組織局長　田代富士男、▽議会局長　鈴木一幸、▽宣伝局長　矢追秀彦、▽広報局長　坂井弘一、▽機関紙局長　市川雄一、▽青年局長　大久保直彦、▽婦人局長　柏原ヤス（非中執）、▽国際局長　黒柳明、▽労働局長　三木忠雄、▽文化局長　多田省吾、▽教育局長　浅井美幸、▽中小企業局長　松本忠助（非中執）、▽農林水産局長　瀬野栄次郎（非中執）、▽政民生活局長　渡部通子（非中執）、▽政策審議会長　正木良明、▽財務委員長　山田太郎（非中執）、▽国会対策委員長　伏木和雄、▽選挙対策委員長　大野潔、▽選挙対策委員会事務局長　大川清幸、▽国民運動本部長　石田幸四郎、▽公害対策本部長　小平芳平（非中執）、▽中央執行委員　笠間肇、寺島秀幸、藤原行正、二見伸明、竜年光

▽中央統制委員長　白木義一郎、▽中央統制副委員長　小泉隆、▽中央統制委員　内田善利、星野義雄、宮崎正義

▽会計監査委員　沖本泰幸、藤原房雄、松尾正吉

2　大会・中央委員会

(1)　第一五回全国大会

竹入委員長〝現実路線〟提唱

公明党第一五回全国大会は七八年一月一一日から三日間、東京・九段会館で開かれた。この大会は、各紙が「〝右旋回〟くっきり」（『朝日新聞』一月一四日）、「連合時代へ現実路線、公明党、大胆な自己改革」（『読売新聞』一月一一日夕刊）と報じたように、公明党がその政治路線を大きく右寄りに転換したことで注目された。

この大会は、もちろん活動方針案や基本政策案などすでに七七年一一月に発表されていた諸議案を審議決定するためのものであった。しかし、実際には冒頭のあいさつで竹入委員長が、防衛問題、エネルギー問題、政治献金問題等で従来の基本政策や活動方針案とも異なる「柔軟路線」「現実路線」の検討の要を提唱し、これが一般に大きな反響をよび、大会でも論議の的となった。

竹入委員長のあいさつは要旨つぎのようなものであるが、とくに問題となったのは、連合政権の共同政府綱領作成へのワンステップとして自民党議員までふくめた「八〇年代基本問題研究会」の設置を提唱したこと、また政策面でも①自衛隊の　認知‥　②企業献金全面廃止の主張を和らげる　③原子力発電に対する否定的見解の修

正など、同党の基本政策の再検討をよびかけたことなどであった。

【第一五回大会における竹入委員長あいさつ（要旨）】

▽政府予算案に対する態度　党は内需拡大、不況克服などを要求してきたが、政府案はきわめて不満足だ。国民の声に沿った修正を勝ちとっていく。予算案の当否は別として、国会運営は党利党略による渋滞を排し、国民の立場にもとづく十分な審議をしなければならない。反対すべき法案はあくまでも反対の姿勢を貫く。

▽共同政府綱領づくり　政党がきれいごと、建前論だけを並べる時代はもはや過ぎ去り「責任ある政治」「責任ある対応」が要求されている。とり得べき政策選択の幅はきわめて狭い。政策の選択は民主主義のルールに沿って少数意見を尊重しつつ多数の賛同を得ながら、漸進的改革の原理の下に進めていかざるを得ず、自由と民主主義をあくまでも守ることこそ「連合時代」の絶対必要条件だ。「共同政府綱領」は硬直したイデオロギーから生み出されるものではなく、三十年続いた自民党の経済運営や外交の亜流であってはならない。党の主体性を貫徹することを希望するが、最低限、清潔・公平・自由が保障されるならば、他の主張が道理にかない、国民合意に近いものと考える限り、独善的な固執をすべきでない。

▽論議すべき重要問題　「共同政府綱領」づくりの党内論議の一助に個人的見解を述べたい。

①政治資金　企業献金は悪、個人的献金は善、と一般的にいわれてきたが、そういい切れない面もある。政党、政治家が献金を受けないことが理想だが、政党が公正な政治活動に一定経費を必要とする以上、政治資金のもっと好ましいあり方について真剣に考えなければならない。

②選挙制度　選挙の完全公営化など改善の余地がある。参院の選挙制度はまず地方区の定数是正をすべきだ。選挙費用がばく大になっている全国区制度は将来、選挙方法の改善などを含め、なんらかの検討を加える必要がある。

③防衛　自衛隊の存在には批判もあるが、既定の事実と化しており、憲法のワク内でどう扱うべきかの決着も放置しておくべきでない。「自衛権」も「最小限度の領域保全能力」がなければ、実在し、有効たり得ない。あくまでも「限定された任務規定」のもとでの「自衛力」問題について党内で徹底論議をしてほしい。国会でも「安全保障特別委」を設置して論議すべきだ。この「限定」とは①最小限度のもの、即ち領土、領域保全と急迫不正の侵害の排除に厳しく限定する②非核三原則を厳守する、を重要な前提条件とすることだ。

④日米安保条約　安保廃棄は「外交交渉による合意」という党の政策が当然の論理的帰結だ。「安保体制」の解消は、それがもたらすであろう影響を十分に考慮し、アジア・太平洋地域における国際情勢の変化に十分な配慮をして行わなければならない。

⑤エネルギー　当面は原子力発電を抜きにしてエネルギー供給関係を考えられない。省エネルギー化の推進、代替エネルギーの開発推進とともに、原子力発電の問題については真剣に取り組まなければならない。

▽国民投票制　憲法の絶対擁護を前提とし、国政に国民の意向を反映させるねらいで、特定かつ最大の重要事項に限り、国民投票制度を導入することを提言する。国政への国民参加の道を開き、政治に一層の活力を与えようとするものだ。結論を急がず活発な論議をしてほしい。

▽新しい革新的多数派の結集　基本的姿勢として、わが党と何もかもが一致しなければやらないのだという硬直した考えをもつべきでない。自由と民主主義をあくまでも守ることを前提とした上で調整の方向性なり、大筋が決まれば、あとは三年なり五年なりの経過措置、経過期間の中で解決を図れば良い。基本問題、緊急問題について、もし、謙虚に話し合えるならば、どこの党とでも話し合いをしたい。

歴史も変わり、時代も変わるものである以上、一切の先入観や固定観念にとらわれることなく対応しなければ、現実の政治は国民と時代の要求に何もこたえられなくなる。当面する基本問題、緊急問題について国民の納得できる解決を図るためには、大胆に、与野党の議員、学者、経済界、労働界からも代表の参加を得て研究し、論議し、結論を見いだす何らかの合議体、たとえば〝八〇年代基本問題研究会〟というようなものがつくられることを切望する。この提案に了解が得られるところとは、力を一致させることに、勇気をもって話し合い、取り組むべきだと訴えたい（全文は『公

明新聞』一月一二日、または『公明』七八年三月号参照)。

他党の反響

この竹入演説にたいし、自民党の大平幹事長は一一日の記者会見で「わが国の民主主義の前途に明るい展望をもたらしたものと敬意を払い高く評価する」と述べた。また福田首相も同日夜「テレビニュースで見たが、感銘を覚えている」という趣旨の、異例の電報を竹入委員長に打つとともに、翌日の記者会見でも「かねて念願していた健全野党の出現を意味するもので、日本の政界全体にとって好ましいことだ」と高く評価した。

また、民社党の佐々木委員長も「竹入発言によって、公民両党間にあった政策上の障害がほとんど取り除かれた」と述べ、とくに竹入発言で評価できる政策的転換として、①自衛隊問題では、文章も含め、民社党とほとんど同じになった　②安保条約では両党間に少し距離が残っているが、話し合いのテーブルにつけば詰まる内容である　③原子力発電について「安全性が立証されない限り」の条件を持ち出さず、むしろ原発の必要性を強調するようになった　④政治献金では、きびしい姿勢をとってきた企業献金についても個人献金と区別せず配慮したい方に変わった――の四点をあげ、公民両党間の政策的一致を指摘した。

一方、共産党はつぎのような上田政策委員長の談話を発表して、竹入発言を批判した。

「自衛隊問題での竹入発言は、日米安保条約の実質容認論につづく、公明党の保守補強路線のあらわれで、最近の同党の一貫した右傾化の新段階を示すものである。安保体制下で日米韓軍事連動態勢を強める対米従属、違憲の自衛隊が、現在のわくをそのままにして真の自衛力たり得ないことは明白であり、竹入提案は憲法問題についてのこれまでの公明党の立場からさえ後退し事実上自衛隊合憲化の方向に転換したものに他ならない。」

労働組合関係者の大会出席

公明党第一五回大会の初日に、竹入委員長あいさつとともに話題をよんだのは、民社党の佐々木委員長が招かれ、来賓祝辞のトップに立ったこと、また他党の大会には例のないほど数多くの労働組合代表が来賓として出席したことであった。竹入委員長のあいさつにつづいて祝辞を述べたのは、佐々木民社党委員長、美濃部東京都知事、宮崎義一京大教授のほかはいずれも労働組合の代表で、槇枝総評議長、天池同盟会長、岡村中立労連事務局長、石垣新産別委員長の労働四団体代表と高畑民労協代表幹事であった(各氏の祝辞の要旨は『公明新聞』一月一三日または『公明』七八年三月号にある)。

このほか、合化労連、私鉄総連、全鉱、全日通、国労、全逓、全電通、ゼンセン同盟、自動車労連、電労連、造船重機、海員組合、鉄道労組、電機労連、国税労組、全施労の各単産が委員長、書記長などを出席させた。

主な大会論議

大会第二日は、前日午後に提案された活動方針案、党務報告案、七八年基本政策案、予決算案の五議案が、二つの分科会にわかれて審議された。代議員が、自衛隊問題、安保条約などについて前日の「竹入提言」と活動方針など大会議案とのくいちがいをただしたのにたいし、矢野書記長は、「竹入委員長のあいさつは、連合時代を迎え『共同政府綱領』を論議する際の参考意見、問題提起という性格のものだ。したがって、公明党の政策や今回の大会議案を変更するという意味で提案したものではない」と答え、『共同政府綱領』づくりにあたり、他党との政策の調整が必要だが、「八〇年代を展望して、将来の問題を論議する段階において、連合時代に対応する公明党の基本姿勢を述べたのが

竹入委員長のあいさつである」と説明した。

大会における質疑討論の要旨はつぎのとおり。

【自衛隊問題】

党の方針は、自衛隊は違憲の疑いあり、の立場から、軍事増強反対、国土警備隊への改組を要求している。竹入発言は党の基本政策の変更ではないか（群馬）。

〔矢野書記長〕 竹入発言は連合政権をめざす共同政府綱領づくりの参考として述べたもので、政策をただちに変更するものではない。八〇年代の将来の問題として提起したものだ。自衛隊を〝認知〟と報道されているが論議を呼びかけたもので、自衛隊を国土警備隊に改組する要求や軍備増強反対の態度は変わらない。

【日米安保条約】

竹入発言は安保解消に慎重な態度を示しているが、その影響を考えているのか（千葉）。安保の長期化につながるのではないか（沖縄）。

〔書記長〕 党は「外交交渉による合意をふまえた廃棄」の態度に変わりない。連合政権をつくる場合、この考えは民社、新自由クとも違っており、連合政権発足の当初は安保廃棄の外交交渉を始める状況にないのではないか。自民党政権下では安保はなくならないのだから、ともかく連合政権をつくりたい。だからといっても安保解消に不熱心というのではなく、党の決意は変わらない。

【八〇年代基本問題研究会】

党は「反自民」なのに、なぜ自民党を入れるのか（京都）。

〔書記長〕 研究会は連合政権の母体としてではなく、政策の意見調整がつくかどうか意見交換する場と理解している。政党の主体性を残しながら討論することは必要で、自民党に取り込まれるという心配はない。

【保革連合か革新連合か】

竹入発言などを聞いていると、保革連合をめざしているような感じもするが、党の掲げている革新連合との関係はどうか（高知）。

〔書記長〕 政権を持っている方が保守、アンチが革新という図式はすでに崩壊しつつある。保革連合といった現在の政党名での組み合わせ論はあまり意味がない。現在の政党が連合の条件づくりをしているとはいえないからだ。今は連合の条件づくりができる政界地図、風土が求められており、自民と組むかといっても、その時点での政界風土、地図をみるべきだ。連合の前の分散の時期であり、保守、革新のレッテル張りにこだわることはない。

【社会党への対応】

協会をかかえる社会党は中道革新連合政権のパートナーたりえないのではないか。飛鳥田体制をどう見るか（千葉、鳥取、神奈川）。

〔書記長〕 社会党をふくめた連合政権をつくらなければならない。社会党が党方針として社公民路線をとれないことと「社公民」を考える人々がいることは別に考えるべきだ。全野党路線を清算できない面も濃厚に残り、イライラはするが、このことと一点で働く立場の者を切り捨てられない。これは建前だが、だんだん状況に変化が生じ、社会党内にも変化が起こるのではないか。飛鳥田委員長は現実的な選択をすると期待しており、うぬぼれやタカをくくってやろうとするなら、中央（政界）はそう甘くないといっとかなければならない。

選挙協力は与野党逆転のため、できるだけ協力したい。前大会より柔軟だ。ただ、無条件、無原則ではない。

【民社党との関係】

中道結集を急ぐあまり、党は民社党寄りになりすぎていないか（大分）。

〔書記長〕 去年一年の特徴として民社党との関係はいいムードになっている。両党間でできている国対などの協議機関は、一致したものは拘束されるが、不一致の点は主体性を尊重している。無原則に対応しているのではない。中道三党の結束が政局のインパクトを持つことを考え、公明党があまりかたくなになって、民社、新自由クを自民党寄りに追いやることはしたくない。

【国民投票制導入】

委員長提唱の、この制度は間接民主主義の土台を揺るがすのではないか。少数意見はどうするのか（宮城）。

〔書記長〕　現在の間接民主主義は原発のような個々の問題について投票しているのではなく、総合的に候補者を比較することで投票している。個別テーマの選択について国民の直接参加のルールを考えていいのではないか。憲法上、国会の権限を形がい化する直接民主制はよくないが、国会の意思決定へのある種の参考、と位置づけられるのではないか。

【新党問題】

公明党の限界論がいわれているが、将来新党をつくることになるのかもしれない（広島）。

〔書記長〕　発展的変ぼうがあってしかるべきだが、見通しとして新党づくりはむずかしいのではないか。可能性は否定しないが――。

【原子力発電問題】

委員長あいさつにある「原子力発電抜きにエネルギー供給関係を考えられない」は、原子力発電所建設に前向きに取り組むということか（石川）。

〔塩出政審副会長〕　原発をどんどんふやすということではない。が、安全でないから絶対反対というのでは、責任政党としてはすまない。

〔正木政審会長〕　原発問題の議論をまき起こすときだ。国会にエネルギー対策特別委員会をつくって議論していきたい（質疑の詳細は『公明新聞』一月一三日、同一四日、同一五日、あるいは『公明』七八年三月号参照）。

決議・大会宣言

大会最終日の一月一三日は、前日の第一分科会および第二分科会における諸議案の審査経過と採決結果が、両分科会の主査から報告され、活動方針をはじめとする大会五議案が賛成多数で原案どおり可決された。このあと党員表彰があり、ついで各都道府県本部において選出された六三人の中央委員が紹介され、大会は満場一致これを承認した。最後につぎの六つの決議案と大会宣言が採択され、大会は閉幕した。

【大会決議】

①不況克服、雇用安定並びに中小零細企業の経営危機打開に関する決議　②総合的住宅対策の推進に関する決議　③福祉社会トータルプラン早期実施に関する決議　④地方行財政の抜本的改革に関する決議　⑤米の生産調整と農業再建に関する決議　⑥日中平和友好条約の早期締結に関する決議。

【公明党第一五回全国大会宣言（要旨）】

直面する難局を乗り越え、八〇年代を展望する時、新しい経済発展と国際社会の平和、党が掲げる〝生きがいとバイタリティーのある福祉社会〟を築くためには「新しい政府」による「新しい政治」以外にありえない。そのあるべき政治、政策は、自由と民主主義を決して損なうことなく、改革の手段としては急激、急進的なものでなく、常に国民世論を尊重し、漸進的かつ実行可能なものでなくてはならない。いまや中道主義は一党派の路線であることを超えて日本を含む先進諸国の政治革新の普遍的な路線、原理となりつつある。国民の期待する政治転換に中核的役割を果たし、「中道革新連合政権」樹立に向かい、いまこそ新しい決意で闘っていこう。（大会宣言の全文は『公明新聞』一月一四日付、諸決議の全文は同一五日付にある）。

(2)　中央委員会

第二六回中央委

公明党第二六回中央委員会は七七年九月二〇日、東京・南元町の公明会館で中央委員六三人中四六人が出席して開かれた。この中央委は参院選の総括を中心に当面する政局への対応、今後の党活動のあり方等について検討するためのものであった。

はじめに竹入委員長があいさつに立ち、参院選で示された国民の「中道志向」と「ポスト自民の連合政権」にこたえうる「中道革新

ブロック」の形成に全力を注がなければならない、と強調した。この「中道革新ブロック」とは、「政党と労働組合をはじめとする民主的諸団体を中心に多数派の結集を目的とするもの」で「国民各階層にわきつつある〝中道志向〟を政策化し、実現をはかるための協調関係を創出するもの」であると述べた。

ついで、民社、社会両党との連合問題にふれ、「公明・民社両党委員長合意書」の調印は「中道革新ブロック」形成への先駆的役割を果たすものと評価した。一方、社会党の党改革について無関心ではあり得ないとして、「社会党が、今日、現実の政権構想ではありえなくなっている全野党路線を一歩発展させ、国民にわかりやすい形で提示することが国民にとっての社会党改革問題の意味である」と注文をつけた。また、これに関連して総評大会で富塚事務局長が「社公中軸」論賛成の答弁をし、槇枝議長がその方向を確認したこと、全逓が運動方針に「公明党と友好・協力関係を強化」することを明記したことを高く評価し、ただ、これが全野党共闘を前提としたものであれば疑問を持たざるを得ない、と述べた。

さらに次期総選挙に関して「政党相互間の選挙協力を可能にするのは信頼関係にほかならない。その信頼関係とは『連合政権』が実行すべき『政策論』の一致とともに連合にくみする勢力が目ざす『体制論』の大筋での合意が不可欠である」とした（竹入あいさつの全文は『公明新聞』九月二二日に掲載）。

中央委は、このあと矢野書記長の党務報告と長田総務局長の「昭和五十二年度補正予算案」の趣旨説明をうけ、質疑討論ののち、ともに全会一致で承認した。

質疑討論のなかでは、野党共闘、首長選の共闘原則、労組との連帯、金大中事件や日韓癒着についてのとりくみ、などが問題となった。このうち労組との関係について、①官公労組の公明党接近の背景と展望　②スト権回復で社会党と一緒に支援体制をとるか、とたずねられたのにたいし、矢野書記長はつぎのように答えた。

「官公労組の公明党接近の背景は、衆院選、参院選で公明党は躍進、社会党は伸び悩みと敗北、共産党は大敗という政治情況の変化に大きな関係があると思う。また与野党伯仲となり、労組の制度要求実現の可能性が生まれたのであろう。全逓の場合は参院三重地方区での公明党の支援に感謝する気持もあろう。これまではギブばかりで官公労から公明への支援はなかったが、鉄鋼労連が社会党でも協会派候補非推薦の方針をだしたように、これからは必ずしも公明に票がこないとはいえない。展望は一口にはいえないが、全逓、全電通、鉄鋼などに協会派への批判、共産党と切り離した形での政権の動きがあり、われわれの努力で〝中道革新ブロック〟の形成でも一定の成果は期待できる。スト権回復では社会党の無条件、全面回復と違い、公明は条件つき回復だ。その方向で労組がわが党に協力を期待するなら、わが党の政策の範囲で協力は惜しまない。」

なお、「党務報告」「質疑の要旨」が『公明新聞』九月二二日付にある。

第二七回中央委

第二七回中央委員会は、第一五回党大会終了直後の七八年一月一三日正午すぎ、大会会場の東京・九段会館で開かれ、中央委員会議長に原田立（福岡）、副議長に古川雅司（広島）および神田学忠（東京）の各氏を選出した。なお、第一五回大会で承認された中央委員は東京七、大阪四、北海道、埼玉、千葉、神奈川、愛知、兵庫、福岡各二、他府県各一の計六三人

であった。

第二八回中央委〝新しい革新〟論を提起

第二八回中央委員会は七八年五月一八日、公明会館に中央委員六三人中五八人が出席して開かれた。はじめに竹入委員長があいさつに立ち、「旧来の保守と旧来の革新双方を批判し、止揚し、実践によって現代の政治課題を克服する」〝新しい革新〟の創造を強調した。また、社会党の飛鳥田委員長が、新自由クを保守回帰と、また民社党を「革新を分断する」元凶と批判した（四月二八日）のにたいし、竹入委員長は「旧保守対旧革新の域をぬけ出ていない」とし、「旧保守、旧革新をこえた国民的コンセンサスを得るための新しい革新の旗印」が強調される必要があると主張した。

中央委はこのあと「人事承認の件」「県本部活動方針の件」「党務報告」の三議案の趣旨説明をうけ、質疑ののち、いずれも原案どおり全会一致で可決・承認した。

公明党は、この第二八回中央委における「竹入委員長あいさつ」をきわめて重要視し、『公明新聞』五月一九日付の「主張」で「画期的な『新しい革新』論」とこれを高く評価しただけでなく、同二一日付では一面の大半をさいて、「『新しい革新』論（委員長見解）の背景と意義」と題する矢野書記長にたいするインタビューを掲げた。このインタビューのなかで矢野書記長は、この「竹入見解」を「二十八中委路線」とよび、「十中委路線は党の路線とか運動、実践面における重要な指針であり、これからも生きて行く。二十八中委路線はそれを支える理念的意味での重要な方向づけである」と意義づけ「党内的に非常に重要な文献になる」と述べている（公明党の十中委（七三年一月）路線については本年鑑七四年版四八一頁参照）。

第二八中委における「竹入委員長あいさつ」の要旨はつぎのとおり。全文は『公明新聞』五月一九日、『同日曜版』五月二一日、『公明』七八年七月号にある。

【第二八回中央委における竹入委員長あいさつ（要旨）】

最初に「新しい革新」について述べたい。「新しい革新」の定義は、①自民党政権の退嬰的、消極的な政治姿勢、少数者利益の擁護を批判し克服する政策の実践　②旧革新の観念的、非現実的姿勢を指摘し、より段階的に政治改革をおしすすめる政策の遂行、つまり旧来の保守・革新双方を批判・止揚し、実践によって現代の政治課題を克服する路線である。

①旧来の政党の左右の系列はもはや崩壊しつつある　②保守の存在自体が絶対悪であるかのごとく議論するむきがある。しかし保守が批判さるべきは、その清潔度、現状維持、少数利益の擁護である。旧革新も政権をとれば自らの体制を保守することも考えられる。保守が自らの欠点を克服し、自己革新のエネルギーを持続できれば、それは「新しい保守」である。③旧革新は、批判政党として存在意義があり、無責任に観念論を対置し続けた。右傾化、右寄り路線などという非難をおそれず、現実重視のエネルギーをもつのが「新しい革新」の第一歩だ。④われわれは、中道革新路線をイデアリズムとリアリズムを統一的に把握する次元で再構築する必要がある。⑤中道革新政権への過渡的形態として、リアリズムの冷厳さを認知した新しい革新、中道諸政党の政権参加への努力の正当性が国民から認知されるであろう。⑥リアリズムとイデアリズムの統一は容易ではないが、成就しなければならぬ。⑦「新しい革新」の創造こそ、国民政党の資格をもつ政治勢力たりうる。政策について、きめ細かい是々非々主義が必要だ。

「新しい革新」の原点は、①人間第一主義　②国民的コンセンサスの発見の努力　③個があっての全、人間があっての国家である。旧革新は組織あっての個を考える。④「新しい革新」は少数の理のあるところを多数にとりこむ不断の努力をする。⑤現代は物心両面の生活の営みの重要性が大きい。旧革新は生産点を重視してきたが「新しい革新」は精神を含む生活点

に注意を払うべきである。調停、仲裁、修正は恥ずべき行為でなく、リアルな状況下で理想に近づく尊い営為であることに自信をもつべきである。

「新しい革新」は資本主義と社会主義を発展段階論的にとらえるのでなく、並列的にとらえ、資本主義の良い点をのばし、悪い点を是正する一つの鑑として社会主義をみるべきであるとする。われわれは社会主義を単純に未来の理想とせず、資本主義と社会主義の良いところをのばし、見習うべきでない点は排する是々非々主義の立場をとる。

「新しい革新」は単に社会主義を語ることを止め、現体制をいかに民主化するかに目標を定め、その実践に全力を傾注しなければならぬ。

「新しい革新」論を現実的緊張をもつものにするために、自民の議席回復は絶対に阻止しなければならぬ。

自民党は部分連合論など妥協的姿勢をとっているようだが、これにわれわれ中道勢力が分断されて参加する必要は全くない。中道勢力は結束し、主体性をもって、われわれの正しい主張に自民党あるいはその一部、さらに社会党にも協力を求めるくらいの自負心をもつこと、これが具体的な路線だ。

「新しい革新」を定着させ、前進させるためにも、次期総選挙、来年の統一地方選でわが党は勝利しなければならず、自民党に安易な勝利を許してはならない。

3　政策・方針

第一五回大会活動方針　七八年一月の公明党大会で決定された「第一五回党全国大会活動方針」は、中道革新連合政権をめざした「連合政権」論を中心としたものであった。活動方針は三部構成で、Ⅰ内外の諸情勢　Ⅱ「連合政権」をめぐる諸問題　Ⅲ党活動の課題――から成っていたが、統一地方選や次期総選挙にたいする方針もⅡのなかで述べられ、まさに「連合政権」最優先の活動方針であった。注目されたのは、「政党レベルでの革新的多数派形成の方向性」として「大枠としての『社公民路線』をめざしつつ、『新自由クラブ』との連携をいっそう深め、そして『社会市民連合』といわゆる『田氏を中心とするグループ』の動向については友情ある静観の姿勢を保ちつつ、今後の連携に期待したい」と、保守の新自由クラブまでを提携のパートナーとしていたこと、共産党にたいしてはその名さえ出さないという「完全な黙殺、無視」の態度を示したことであった。

なお、党大会初日の竹入委員長あいさつと関連する中道革新連合政権の政策について、①政治献金は会社、法人の政治献金を禁止し、個人に限る　②外交交渉による合意をふまえて日米安保条約を廃棄　③自衛隊を改組し、完全なシビリアンコントロールのもとに、領域保全に厳しく任務限定した国土警備隊に縮小移行、と「竹入提言」とはくいちがう方針をうちだしている。

また、公明党の「連合政権」構想では、その主体として「中道国民戦線」が構想され、これには、政党レベルでの革新的多数派の形成とともに、国民レベルでの革新的多数派の結集がうたわれ、なかでも労働組合が重要な位置づけを与えられている。第一五回大会活動方針のうち、この問題に関する部分はつぎのとおりである。

【公明党の労働組合の位置づけ】

政権「主体」としての〝革新的多数派の形成〟は各界・各層の広範な国民によって構成されるものでありますが、今日、革新勢力を形づくるもののなかで、政党と比肩する存在は、なんといっても労働組合であり、これまでの政治革新の戦いにおいても、政党と労働組合の二本柱が主要な支えと

なってきた歴史的事実はこれを否定できません。そうした意味においては、労働組合は、政党と共に、わが国の政治、経済、社会の分野に重大な影響を及ぼすと共に、自ら重要な社会的責任を負っているといわざるを得ないのであります。そこで、われわれとしても〝国民レベル〟での〝個別的政権協議〟の対象として、労働組合の存在を重要視し、さしあたり、各労働組合とわが党との間においてこの問題を推進し、順次、他の諸団体にも、また国民の個々人に対しても拡大していきたいと考えるものであります。

われわれは、最近の労働界全般における〝新しい動向〟〝新しい流れ〟を感ぜざるを得ません。とりわけ民間労組の一部にこれまで「社公民路線」支持を表明してきたところでは、その変化の度合いが一段と高まっていると言えます。これには、衆議院総選挙、参議院選挙を通じていわゆる「中道志向」を底流とした与野党伯仲という状況が生まれたことが、労働界における政治路線の基調に変化を余儀なくさせているのでありましょう。こうした基調変化の背景には、社会党の内部抗争に対する労組の牽制という極めて政治色の強いところが感じられはするものの、半面、自民党絶対多数時代における労組の制度要求、政策要求は、野党の力では国会の場において実現することは不可能であったという厳しい現実が一転し、与野党伯仲の新しい政治状況のもとにおいては、その実現性が強まったことによるものであります。しかし、そうした状況下にあって、なお、社会党単独では未だ実現できないという現実のもとに野党第二党である公明党にも労組の制度要求、政策要求実現の手だてとして、より接近し、協力、要請する、との考え方が当然の結果として生まれてきたといえます。

たとえば主要労働組合の一つである「総評」は、第五十五回定期大会（昭和五十二年八月）における「一九七七年度運動方針」の中に「『連合時代』に対応する大胆な政治活動の展開」とした項目を設けて、「いまこそ衆・参両院の選挙で反自民の旗を掲げた各党は、連合して政権につく意志を表示し、政策調整のテーブルに参加すべきである」「総評傘下労働者も、自らの生活と権利、労働諸条件の向上に大きな展望を見出し得る、『政治の大転換』のための具体的プログラムが示されるならば、その支持を惜しまないものと信ずる」とし、また「政党支持問題については、当面従来通り社会党支持とするが、政党支持のあり方については今後一年間検討委員会（もしくは長期路線委員会）を設けて慎重に検討を行う」として、今日が連合時代であるという認識とそのための対応について「総評」の基本的方向性を表明しております。さらに、この総評大会において富塚事務局長が総括的答弁の中で「社公中軸」論に賛意という形で総評としての政治共闘路線の具体的方針を明らかにし、大会終了後の槇枝議長の記者会見でもその方針は確認されております。したがって、わが党の総評との間にある「定期協議会」を積み重ねることによって、パイプを政権協議の「場」へと発展させることは可能であると考えます。しかし、このような総評の「社公中軸」とした路線修正が、もし「中道志向」と共産党の低迷という客観的情勢のしからしむるところから「社公中軸」を表面にし、その裏面に全野党を据え置く戦術的なものであれば、まだ超えねばならぬ隔たりがあるといわざるを得ません。そもそも全野党路線なり全野党政権構想とは、一つの運動目標ではあり得ても、現実政権の受け皿では全くあり得ないからであります。

また「同盟」は、第十三回同盟年次全国大会（昭和五十二年一月）における天池同盟会長の開会あいさつにおいて「現実的に革新政権の道を切り開いていくためには、昨年の選挙で国民の審判によって方向づけられた、いわゆる民主社会主義というものを中心にした中道勢力の結集以外にないのではないかと思う。われわれは労働運動自らの立場から、この道を推進していくと共に、関係する革新政党にもこのことを強く要請したい」とその基本的考えを明らかにしており、さらに天池会長は全金同盟大会（昭和五十二年八月）であいさつし「同盟としても公明党との関係を一歩深める必要がある」との積極的姿勢を打ち出しております。したがって、わが党と「同盟」との間において、政権協議の「場」を設置することは困難ではないと考えます。

さらに、「中立労連」は、第四回定期大会（昭和五十二年九月）の「一九七七年度運動方針」の中において、「野党間で与野党逆転の手順と連合政権のあり方についての合意をつくりだすことに成功せず、自民党単独政

権を温存させることになっている」と政治情勢の基調をとらえ、〝政権協議〟の閉塞状態からの打開を促し、政党との関係については「中立労連は政策要求実現のため、政党との対話を強化するとともに各野党との協力強化につとめていきます」との方針を明らかにしております。「中立労連」とわが党の間にも政権協議の「場」を設定することも、これまた可能であると考えます。

「新産別」は、新産別第二十九回定期大会（昭和五十二年十月）の「昭和五十三年度運動方針」における「内外の情勢と運動の基調」の項で「与野党伯仲状況の現出は、当然ながらなんらかの政党間の協調ないしは連合を必然化している。いわゆる『連合の時代』に当たって、われわれは次のことを強調する。それは、連合に当たってはまず自らの立場と主張を明確にすること、つまり主体性の確立、自立の姿勢が前提になければならないということである。この原則のうえに立った協調、妥協は当然あり得るが、これなくしての連合は、単なる連合にしかすぎず、そこには権謀術数のみが横行する」との鋭い認識を示しており、また「政治的課題に対する取り組み」の項においては「政党との協力が一段と重要性をもってくると同時に、その協力のあり方も、いっそうの相互の自主性、独立性を明らかにし、積極的でかつ幅広いものでなければならない」とし「社会党に対するわれわれの要望はまず、観念的イデオロギーの残滓から脱皮し、勤労国民を基盤とする政策本位の政党、つまり政策政党に徹すること」であると前置きして「革新政党に対しては、連合態勢を強く要望し、共同政策の立案を要求していく。そしてこのためにもわれわれ自身、広く門戸を開き、各党に対して働きかけていく」とする極めて積極果敢な姿勢を明らかにしており、わが党との間において政権協議の「場」を設置することは極めて可能な状況であると考えます。

さらに、こうしたナショナル・センターとしての労働団体にとどまらず、各単産とわが党の間においても〝個別的政権協議〟の「場」をつくり得る可能性も少なくはありません。たとえば、総評傘下の「全逓労組」は、第三十回定期大会（昭和五十二年八月）において確認された「一年間のたたかいの総括と今後の運動の方向」とする運動方針の中において、「全逓としては、今後の日本社会党を中心とする革新連合政権を展望しつつスト権奪還を中心とする労働基本権確立の方針、郵政事業政策などで一致点の多い公明党と友好・協力関係を強化します」と、わが党との政治共闘の意思表示を明確にしております。こうした単産労組とわが党との間において政権協議の「場」を設置することができれば、より深い次元での〝連帯〟が創出されると考えるものであります。

【公明党第一五回全国大会活動方針目次】

Ⅰ内外の諸情勢――一、政治の動き　二、経済の動き　三、貿易・通貨問題　四、平和・安全保障問題　五、資源・エネルギー・食糧問題

Ⅱ「連合政権」をめぐる諸問題――一、新しい情勢を踏まえた政局の中期展望　①「連合政権」をめぐる時代状況の展望と課題　②伯仲の政治状況とその基本的課題　二、「連合政権」への道　①わが党の「連合政権」構想　②「中道国民戦線」実現への課題　③統一地方選挙・次期衆議院総選挙の意義と共闘問題　④統一地方選挙・次期衆議院総選挙の大勝利をめざして

Ⅲ党活動の課題――一、活動の基本姿勢　二、活動の基本目標　三、具体的活動方針　①国民運動　②労働運動　③公害対策活動　④中小企業活動　⑤農林漁業活動　⑥国際活動　⑦文化活動　四、党発展のために　①党発展の目標　②党発展を支える活動

なお活動方針案の全文は『公明新聞』七七年一一月二六日付にある。

七八年基本政策

公明党第一五回大会で決定された七八年基本政策は前文でその基調を公明党のめざす社会像である〝生きがいと活力のある福祉社会〟におくとし、また「政策の基本目標」として、1平和・人権・民主の三原理を将来ともに守る、生きがいとバイタリティーのある福祉社会実現へ、着実な前進2中道革新ブロックを形成し、新しい政治、新しい政府の実現へ、の二項目を掲げていた。

次いで「基本政策大綱」では、①憲法三原理の堅持と民主政治の確立　②等距離完全中立政策による世界平和の実現　③地方自治権、財政の確立　④国民生活優先の立場からの不況打開、物価安定、税負担の公平　⑤活力ある福祉社会建設と働く者の権利擁護　⑥母性擁護と婦人の人権確立、地位向上　⑦人間性豊かな教育と文化の実現　⑧人間優先の都市建設と公害、環境破壊の事前防止　⑨中小企業の救済と不況克服　⑩農林漁業の立て直し　⑪エネルギー資源の安定供給と省資源への産業構造の転換――の一一項をあげている。

「七八年基本政策(案)」の全文は『公明新聞』七七年一一月二六日、同二七日、同二八日に分載されている。

4　組織・機関紙・財政

党勢の現状

公明党の党員数は、第一五回大会（七八年一月）における竹入委員長あいさつによれば一四万余人であ

第139表　公明党の財政

（報告年月日　'78. 3.30）

1　収入総額	8,448,670,835
前年繰越額	1,322,269,630
本年収入額	7,126,401,205
2　支出総額	6,837,333,311
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費（142,022人）	1,044,553,053
機関紙誌の発行その他の事業による収入	6,033,648,714
公明新聞	4,002,139,486
公明新聞日曜版	1,015,712,191
公明グラフ	343,620,806
雑誌「公明」	78,915,865
公明月報	269,875,470
縮刷版	37,860,820
パンフレット	4,322,575
書籍	191,325,141
広告	56,001,960
物品売上	33,874,400
その他の収入	48,199,438
預金利子	39,318,257
債券償還	358,560
保証金返還	112,000
乗用車売却	2,688,908
1件10万円未満のもの	5,721,713
4　支出の内訳	
経常経費	1,954,623,555
人件費	1,663,064,713
光熱水費	16,507,180
備品・消耗品費	86,031,375
事務所費	189,020,287
政治活動費	4,882,709,756
組織活動費	45,779,979
選挙関係費	85,557,172
機関紙誌の発行その他の事業費	4,415,367,495
機関紙誌の発行事業費	4,199,585,511
宣伝事業費	188,350,784
その他の事業費	27,431,200
調査研究費	2,761,735
寄附・交付金	333,243,375

る。政治資金規正法にもとづいて公明党が自治省に報告した七七年中の収支報告書によれば、「個人の党費、会費」の納入者数は一四万二〇二二人となっている。

また七八年四月三〇日現在の公明党所属の各級議員数は、国会八三人、都道府県一九四人、東京・特別区一七四人、政令都市一二〇人、一般市一六四人、町村一二六人で、総数三四八七人に達している。

定期刊行物　公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』（日刊、八頁建）一部四〇円、一カ月九〇〇円

②『公明新聞日曜版』（週刊、八頁建）一部四〇円、一カ月一五〇円

③『公明グラフ』（月刊、B4変型判）一部八〇円

④党政治理論誌『公明』（月刊）一部二二〇円

⑤『公明月報』（月刊）

⑥『公明新聞縮刷版』（月刊）

財　政　政治資金規正法により、公明党が一九七七年中の収支を自治省に提出したところによれば（官報七八年七月二〇日付号外）、同党の収入総額は七一億二六四〇万一二〇五円で、前年にくらべ約三一二万円の減であった。収支の規模は前年と同じく、共産党、自民党についで第三位であった。

公明党の収入のうちもっとも大きなものは、機関紙誌の発行等の事業収入で八四・七%に達し、なかでも『公明新聞』『同日曜版』の収入が五〇億円と総収入の七〇%以上を占めている。公明党の収入構造の特徴は寄付金がまったくないことで、事業収入のほかは個人の党費、会費だけである。

5　その他

労働組合との関係　公明党は一時期（一九六七年一一月）「公明党支持の新しい労働組合」の結成を企てたが、実行には移されなかった。現在は既存の労働組合との提携・協力関係の強化に努め、総評とのあいだで「定期協議会」、同盟と「政策懇談会」、新産別と「政策協議会」を開き、雇用安定など労働組合の政策要求等について協議・懇談を重ねている。また、総評、同盟、中立労連、新産別などの労働四団体の大会をはじめ、数多くの単産の大会や集会に党の代表を参加させている。七七年七月以降、公明党が代表を出席させた大会や集会はつぎのとおりである。

炭労第83回定期大会（7・13）、合化労連第58回定期大会（7・13）、公務員共闘会議第一次統一行動全体集会（7・14）、高校教職員新賃金要求中央総決起大会（7・14）、日教組第51回定期大会（7・14）、ゼンセン同盟流通政策研究集会（7・25）、全国機械金属労働組合第28回定期大会（7・25）、平電炉危機突破・雇用確保中央決起集会（7・25）、政労協第39回定期大会（7・28）、私鉄総連第41回定期大会（8・9）、総評第55回定期大会（8・17）、全国鉄施設労第8回大会（8・25）、全労済第28回総会（8・25）、全逓第30回定期大会（8・29）、名鉄労組第53回大会（8・30）、鉄鋼労連第57

回定期大会（9・7）、全トヨタ労連第6回定期大会（9・16）、マスコミ関連産業労組第15回定期総会（9・21）、日教組主任制粉砕中央総決起集会（9・22）、失業反対・雇用確保中央決起集会（10・5）、国金労第47回定期大会（10・6）、国税労組第16回定期大会（10・8）、健保改正問題に関する懇談会（10・12）、ゼンセン同盟・雇用と職場を守る全国行動集会（10・18）、全自交労連第33回定期大会（10・18）、全建総連第18回定期大会（10・19）、新産別第29回定期大会（10・29）、同盟第14回定期大会（78・1・18）、春闘共闘など決起集会（2・13）、総評第56回臨時大会（2・14）、78国民春闘勝利中央総決起集会（2・19）、全施労第14回中央委員会（3・3）、炭労第85回臨時大会（3・8）、78春闘・交通政策要求貫徹4・11中央集会（4・11）、政労協中央総決起集会（4・14）、第49回メーデー（5・1）、電労連結成25周年パーティー（6・1）。

日教組と対立

公明党は、槇枝日教組委員長が、七八年六月の日教組第五二回定期大会で、公明党の「中道路線」を「右寄」りと批判したことに強く反発した。六月七日に開かれた同党の国会対策委員会は一切応じない」と決めた。

さらに槇枝委員長が総評議長でもあることから公明党と総評の関係悪化の可能性がとりざたされた。しかし、六月二二日に開かれた公明党と総評の定期協議で、双方が意見の違いを留保しながら、友好提携関係を維持していくことで合意し、今後、意見のくいちがいが生じたときは「定期協議」によって相互理解を深めることを確認した。

この席で矢野公明党書記長は「公明党は日教組の協力要請に最大限にこたえている、その点が全く評価されず不満である」と述べた。ただ日教組との〝絶縁〟は党機関として決定したことでないとし、総評の制度・政策要求については協力していく考えを明らかにした。

国際活動

公明党は他党とちがって、国際的な友党をもっていない。したがって、その国際活動も党の方針である「等距離完全中立外交政策」にもとづく「国民外交」的な性格のものが中心である。

注目されるのは、中国との積極的な交流で、七八年三月一〇日から一週間、矢野書記長を団長とする「公明党第六次訪中団」（団員・正木政審会長、大久保国対委員長、市川機関紙局長、土師機関紙局次長）が中日友好協会の招きで訪中したのをはじめ、七七年九月には総勢四四五人の「公明党訪中友好青年の船」を派遣し、二週間にわたって中国各地を訪問した。また七八年五月三一日から六月一六日にかけても、土師機関紙局次長を代表とする「公明党青年訪中団」（一行一〇人）を中国に派遣した。なお、「公明党第六次訪中団」は出発に先だって福田首相、園田外相らと会談し、日中平和友好条約に関する日本政府の意向について説明を受け、これを文書化したものを中国側に伝え、これにたいする中国側の見解を日本政府に伝えた。また、一行は滞在中、鄧小平副首相ら中国側要人と会談し、この問題について話し合った（詳細は『公明新聞』七八年三月一六日、同一七日参照）。

また、これより先、七七年一一月一一日から同二一日にかけて矢野書記長を団長とする「公明党第二次訪米団」（団員・正木政審会長、渡部外交委員長、黒柳国際局長ら）はニューヨーク、ワシント

ンに行き、カーター大統領と会見し、モンデール副大統領、ストラウス大統領通商交渉特別代表、ブラウン国防長官ら米政府首脳と会談した。一行はまた、国連本部を訪ね、ワルトハイム国連事務総長と会談した（『公明新聞』七七年一一月二七日参照）。

このほか、七七年一〇月には、公明党と日本対外文化協会の協賛でグジェンコ海運大臣を団長とするソ連代表団をまねき、同二七日から三〇日までの四日間、党としての歓迎スケジュールを組んだ。

5 民社党

1 概況

春日委員長辞任

七六年暮の総選挙で野党第三党に復帰した民社党は、自民党の一党支配体制の危機、社共両党の停滞、さらには新自由クラブ、社会市民連合といった新たな「中道勢力」の誕生という状況のなかで、従来の「社公民路線」に見切りをつけ、公明党との提携を軸に〝保革連合〟の方向をしだいに鮮明にうちだしていった。

この路線転換は、七七年一〇月三一日に春日委員長が人心刷新を理由に辞意を表明する直前一〇月二五日の記者会見で表明された。

が、一一月二八日の臨時党大会で佐々木副委員長が後任に選ばれたのちも一部の予測に反して変わらず、むしろ七八年四月の第二三回大会では、運動方針に〝責任野党勢力の総結集〟をうたい、社会党をも共産党とともに〝無責任野党〟と明記するにいたった。

春日委員長の任期途中の突然の辞意表明は、さまざまな推測をよんだ。各紙が一致して指摘したのは、春日氏の「韓国の朴政権との〝親密〟な関係」などに、同じ中道勢力のなかからも批判が強いことと無関係ではなかろうということであった。しかし辞任後も、春日氏は民社党の創立者である西尾氏と同じ「常任顧問」に就任し、総選挙対策の責任者として腕をふるい、いぜんとして党内で大きな影響力を有している。

2 大会

第二二回臨時大会

民社党第二二回臨時全国大会は、七七年一一月二八日、東京都千代田区平河町の日本都市センターで開かれた。この大会は春日委員長の辞意表明にともない、後任の第四代委員長を選出するためのものであった。大会冒頭、春日委員長があいさつに立ち、正式に辞意を表明した。春日氏はあいさつのなかで辞任にいたる経過を述べたのち、六年三カ月の委員長在任中をふりかえり、①民社党発足時の国民政党論、福祉国家建設論が政界に定着しつつある ②沖縄の〝核抜き本土なみ〟返

還は民社党のたたかいの成果である　③対韓政策でも民社党は公正な態度方針を堅持してきた。金大中事件、ＫＣＩＡ問題を訊すことに異論はないが、韓国が共産化されたら日本の自由と民主主義の体制はどうなるか　④民社党は「リンチ共産党事件」の究明に陣頭に立ち、タブー視されていた共産党批判が心おきなく随所におこなわれるようになったと力説した。また、春日辞任の一因ともうわさされた宮本身分帳問題の鬼頭判事補と民社党とは「如何なるかかわりもない」と、その関係を否定した。

このあと、天池清次同盟会長、関嘉彦民社研議長、湯川康平全国中小企業政治協議会会長の来賓あいさつがあり、ついで塚本書記長が党務・国会活動について報告、大会は満場一致でこれを承認した。

問題の役員人事については、「大会では委員長の選任のみにとどめる。ただちに役員選考委を設置して協議する」との小平副委員長の提案が了承され、中村役選委員長（ゼンセン同盟）から「新委員長は都道府県連、加盟・支持団体の推薦により佐々木副委員長を推す。副委員長の補充は行なわない。投票手続は省略する。本大会で春日委員長を常任顧問に推薦する」と報告、拍手でこれを承認した。この間、「経済危機打開の緊急対策」「総選挙、統一地方選挙体制の強化」「組織の強化拡充」の諸議案が提案可決された。また、「社会主義インター東京首脳会議を成功させよう」「雇用安定等緊急対策を促進する決議」の二決議案が採択された。役員人事のあと、「春日前委員長に対する感謝決議」、佐々木新委員長のあいさつがあり、大会宣言を採択して午後五時すぎ閉会した。

佐々木委員長は、この就任のあいさつで、政治改革の基本方針として、①「中道革新」の拡大結集による政治転換　②「民主社会主義」の党綱領精神の復活　③国家国民のための公党という原点に立ち戻った政治対応、の三点をあげ、「選挙第一主義」で党の態勢充実をはかる考えを明らかにした（『週刊民社』七七年一二月九日、『革新』七八年一月号、『政策と討論』七七年一二月号参照）。

第二三回定期大会

民社党第二三回定期全国大会は七八年四月一二日から三日間、東京都千代田区の日本都市センターで開かれた。この大会は、佐々木委員長のもとで開かれた初の党大会で、運動方針の決定と解散・総選挙に備える態勢づくりをめざすものであった。

大会冒頭、あいさつに立った佐々木委員長は、自民党が〝いのちとくらし〟の両面で政治能力を欠いているのに、野党も明確な代案をもって自民党内閣の退陣を迫るという「責任野党」の立場をとりえないジレンマに陥っているとの政治の現状認識を述べたあと、今年度の活動の基本目標としてつぎの三点をあげた。①景気回復、法秩序維持等当面の国民的課題にたいしては、党利党略を捨て、右寄り姿勢との批判にもたじろがず政府に積極的に協力する　②政治転換への党戦略を「五五年体制」の打破におき、健全な革新勢力の強化をはかる　③各級議員をふやし、青年活動家を生かして、下からの党組織の強化、改革にとりくむ。

ついで来賓のあいさつがおこなわれたが、天池清次同盟会長、森田弥一郎全国中小企業団体中央会組織委員長、岡村恵中立労連事務局長、三戸信人新産別中央執行委員らの「常連」に先だって、竹入義勝公明党委員長が登壇し「過去にとらわれず、友好的競争で中道革新の拡大をなしとげよう」とあいさつした。

この後、党務報告、国会活動報告、決算報告、会計監査報告、統制委員会報告があり、質疑ののち満場一致承認した。ついで議事に入り、①一九七八年度運動方針案（塚本書記長提案）②役員補充選挙（柄谷総務局長）③一九七八年度組織活動方針（和田組織局長）④一九七八年度政策（河村政審会長）⑤一九七八年度予算（柄谷総務局長）⑥機関紙 週刊民社の料金改定（西田機関紙局長）の諸議案の提案説明があった。②は、副委員長一名の補充に関する件で、ただちに役選委員会に付託され、他の諸議案は質疑ののち各分科会に付託された。このあと「公労協の違法スト中止を求める決議」を採択し、第一日の議事を終えた。

第二日は運動方針を討議する第一分科会、組織活動方針、予算、週刊民社の料金改定を審議する第二分科会、政策を検討する第三分科会の三つにわかれて質疑討論がおこなわれた。

大会第三日は吉田忠雄民社研事務局長の来賓あいさつのあと、各分科会の報告があり、各議案とも執行部提案どおり承認された。ついで、名誉党員として関嘉彦氏ら八氏が推挙されたあと、党員表彰、「不況打開、雇用確保に関する決議」の採択、役員の補充選挙、衆院選第一次公認候補五〇人の発表とつづき、最後に大会宣言を採択して閉会した。役員補選では副委員長に向井長年、中執委に三治重信、統制委員に柳沢錬造の各氏が役選委から推せんされ、大会はこれを承認した。

運動方針の討議では、従来の社公民路線から、「責任野党勢力の総結集」をうちだしたのにたいし、社会党を排除しすぎてはいないか、自ら保守であることを明言している新自由クを責任野党のなかに入れるのかといった疑問があいついだ。これにたいし佐々木委員長は「社会党を排除してはいない。むしろ社会党が〝責任野党〟の姿勢を理解してほしい。新自由クについては〝味方に引っぱり込む〟というのでなく、六つの課題を示し、こういう感じにならないかと問題提起したのだ」と答えた。また、密接な協力関係のパートナーである公明党についても、同党大会で自衛隊〝認知〟の方向をうちだした竹入委員長のあいさつと、これを違憲とする運動方針との関係をどう評価するか。また〝政教分離〟にも疑念があるといった発言があった。これにたいし、執行部は「竹入委員長がわれわれに近い発言をしているのだから〝そうだ、そうだ早くそうなりなさいよ〟というのがいいのではないか」（佐々木委員長）と述べ、同党の転換に歓迎の意を示した（『週刊民社』七八年四月二一日、同二八日、『革新』七八年五月号、同六月号参照）。

党役員

春日委員長の辞任にともない、第二二回臨時大会は佐々木良作副委員長を新委員長に選出した。これにより欠員となった副委員長には向井長年氏が、また中執委に三治重信氏、統制委員に柳沢錬造氏が第二三回大会で選ばれた。その任期は七七年三月の第二一回大会で選出された他の役員と同じく七九年三月までである。七八年六月末現在の党役員はつぎのとおり。

▽中央執行委員長　佐々木良作、▽副中央執行委員長　小平忠、向井長年、中村正雄、▽書記長　塚本三郎、▽統制委員長　安里積千代、▽中央執行委員　玉置一徳（国会対策委員長）、永末英一（副書記長・国際局長）、和田春生（副書記長・組織局長）、柄谷道一（総務局長）、河村勝（政策審議会長）、竹本孫一（政権ビジョン委員長）、向井長年（選対委員長）、大内啓伍（教宣局長）、西田八郎（機関紙局長）、渡辺武三（市民団体対策委員長）、田淵哲也（青年婦人対策委員長）、赤木省三、稲富

稜人、小川泰、小沢貞孝、木島則夫、西村章三、三治重信、吉田之久、本田広市、栗林卓司、小宮武喜、下田喜造、中沢いと子、藤井恒男、宮田早苗、和田耕作、▽常任中央執行委員　三役、局委員長、小川泰

▽統制委員　加藤正蔵、柳沢錬造、中村利次、守本又雄、山田勝、和田一仁、戸部卯吉、米沢隆、村上源一、橋詰又一郎

▽会計監査　岡田助雄、神田厚、小林利、中井治、林重幸

▽顧問　西尾末広、春日一幸、曽禰益、永江一夫、竹谷源太郎、松下正寿、村尾重雄、門司亮、山下栄二、吉田賢一、内海清、受田新吉、高山恒雄、滝田実、中地熊造、宮部一郎

3　政策・方針

七八年度運動方針

第二三回大会で決定された一九七八年度運動方針は、従来の「社公民」路線から、民社・公明それに新自由クラブまでふくむ「責任野党勢力の総結集」へと、「保革連合」路線を鮮明にうちだして注目された。「保革連合」路線そのものは、すでに七六年三月の第二〇回大会での春日委員長発言で示唆され、その後も七七年六月、一〇月の春日委員長の発言で明らかにされていたが、今回は運動方針で、これまで用いられていた「革新勢力の結集」という言葉が完全に消え、代わって「責任野党勢力の結集」となり、しかも社会党は共産党とともに対決至上主義から抜けきれない「無責任野党」とされたのである。

方針は「情勢分析」「民社党の任務と活動の目標」「意欲にあふれた党づくり」の三部構成となっている。情勢分析では、まず解決を迫られている課題として　①不況と雇用不安の深刻化　②国民の生活不安と将来計画の欠如　③社会的不公正の是正　④エゴイズムの克服と国民意識の改革　⑤国際的な日本の責任の五項目をあげ、ついで現在の政治状況として、自社二大政党対立の「五五年体制」が崩壊過程に入ったとし、代わって民社・公明・新自由クを中心とする責任野党への期待と役割が強まりつつあると分析している。

方針の主要部である「民社党の任務と活動の目標」のうちの「連合時代への対応」の要旨はつぎのとおりである。

【連合時代への対応】

〔責任野党勢力の総結集〕　われわれは国会の伯仲状況と深刻な不況事態に直面して、自ら「責任野党宣言」を内外に明らかにしてきた。とくに民社・公明の国会対策合同会議の発足を通じて、野党間協力の新しいパターンを切り開くことに努力を傾注した。本年度の課題は、より広い立場から「責任野党の総結集」を実現することである。

伯仲時代の野党に対する要請は、政党間の思想的、政策的相違の存在を前提としつつも、その相違を強調し合うことよりも、お互いの共通点を追求することで、国家や国民の現実的利益を守ろうとする立場に立つことである。

この自覚に立った野党こそ「責任野党」であり①不況打開や雇用確保など国民の現実的諸要求実現のために超党派的・国民的努力をつくす②最小限の自衛力の保持を認め、かつ日米安保条約を廃棄しない立場に立つ③自由競争の良い面を最大限に生かしつつ、経済の中に計画性を導入する計画的市場経済の実現をめざす④原子力の平和利用に積極的に取り組む⑤日本的な福祉の計画化、住宅を中心とする生活環境の計画整備に積極的に取り組む⑥綱紀の粛正と社会的公正の実現に努力する——などの具体的諸方向を真剣に追求する勢力でなければならない。

〔国会対策・政策協議の拡大〕　民社・公明の国対合同会議のワクをさらに他の責任野党にまで広げる努力を傾注する。それを土台に自民党に対しても、政権問題と切り離し、限定的国民的重要課題、とくに当面の経済打開策および関連する対外政策について、相互理解と協力体制を確立するための超党派の「合同政策協議委員会」の設置を提唱する。

〔政権への道〕　旧時代の革命勢力がなお相当の勢力を占めている状況下では、野党大連合といった発想は、左翼勢力の伸長に手をかす危険な発想であり、厳に排除されなければならない。野党勢力の現状からする現実的選択として、保守勢力との間にも、いくつかの前提をもって政権問題について真剣に話し合う余地を認める立場に立つことが要求されている。

その前提とは①これまでの自民党政治の転換を真剣に求める②連合政権の段階でわれわれが要求する具体的政策目標について意見の一致をみる――などが最低限のものとして要求される。

中期経済計画

第二三回大会は一九七八年度政策大綱として提出された中期経済計画（中間報告案）を可決・承認した。「インフレと失業なき福祉社会をめざして」という副題をもつこの中間報告は、民社党政策審議会が、学者、専門家の協力によって作成中の「中期経済計画」の「やや詳細な骨格という性格のもの」で、一九八五年までの経済問題、国民生活問題に焦点をあてている。この計画の重点目標は、①持続的経済成長による完全雇用の達成　②社会保障の充実、住宅環境の整備と教育費の軽減などで、市場メカニズムの枠を前提に、計画化の手法を導入すること、計画化にともなう硬直性を排除するために意思決定機関への国民参加、計画実施段階での分権化促進をはかることを基本とするものである。報告の全文は『政策と討論』七八年四月号にある。また『革新』七八年六月号にこの問題の特集がある。

4　組織・機関紙・財政

組織の実勢

七七年三月の第二一回大会は、党員をむこう三年間に一〇万人、七七年度中に五万人とすることを目標に掲げていた。そして七七年一一月を党勢拡大運動月間、七八年五月、六月を第二次党勢拡大運動月間とし、機関紙・誌の拡大とあわせて党員の獲得にとりくんだ。

第一次党勢拡大運動の成果は、『週刊民社』七八年一月二七日付によれば、「月間中の新入党者は千四名に達した。すなわち十一月が五百三十七名、十二月が四百六十名で、普通の月に比べて百名から百五十名増という結果である」。なお、第二三回大会での和田組織局長の発言では、「昨年の第一次党勢拡大運動で新入党員二、〇九七名、離党者三七七名で前進を示した」と、これとは異なる数字があげられている。この結果、第二一回大会当時、公称四万であった党員数（本年鑑七八年版五〇七頁）は、第二三回大会（七八年四月）の時点では、四万数千と公称されるようになった（『革新』七八年五月号四七頁）。

大会直後の第二次党勢拡大運動の成果は『週刊民社』七八年七月二一日付に発表された。それによれば、七八年五月中に七〇九人、六月は一〇七四人で、計一七八三人の新入党者があった。新入党者は「同盟系労組員がほとんどである」。

以上見たとおり、民社党の公称党員数は四万数千人であるが、七

七年中の党員納入党員数は三万二七四二人であることが政治資金報告書に記載されている。また、第二三回大会で和田組織局長は「民社党員の三分の二は同盟組合員である」が「入党者は全組合員の一%そこそこ」と述べている（『週刊民社』七八年四月二八日）。同盟の組合員数は七六年六月現在で、二二一万弱であるから、その一%は二万二一〇〇人となる。これから逆算した党員数は三万三一五〇人となり公称数よりかなり低い。もっとも、伊藤郁男組織局次長は『週刊民社』七八年六月九日付で「二百五十万の同盟の中では、民社党の入党者というのは現在、二%に満たない状況」ですと発言しており、これであれば、公称数と合致しうる。いずれにせよ民社党員のなかで同盟組合員の比率がいちじるしく高いこと、また党拡運動でも同盟に依存する度合いが高いことは見逃せない。七七年一二月現在同盟各産別の党員数は、ゼンセン同盟八四〇〇人、全化同盟は、全化政連として団体加盟し四三〇〇人、全金同盟三〇〇〇人、全郵政一〇〇〇人などとなっている（『週刊民社』七七年一二月二三日）。もちろん、これは党員数が明らかなものだけで、自動車労連などその他の産別もかなりの党員を擁している。なお、ここで三〇〇〇人となっている全金同盟内の党員数は実際はだいぶ前の数字で七七年には一二〇〇～一三〇〇人、七八年前半では一〇〇〇人に満たないことが明らかにされている。また、自動車労連も六八年には約四五〇〇人であったものが、七三年の再登録で約一五〇〇人に落ちてしまったという（以上『週刊民社』七八年六月九日）。このような労組内党員の増減の激しさの背景には、「労組役員を辞めれば自動的に党を離れるという問題がある」（一九七八度組織活動方針）とみられる。

青年隊は第二一回大会当時約一八〇隊七二〇〇人であったが、一年後の七八年三月現在、一八九組織、七七〇〇人である（『週刊民社』七八年三月二四日）。

機関紙誌　民社党の中央機関紙『週刊民社』はタブロイド版八頁で一部四〇円、一カ月二二五円であったが、七七年一一月からは月一回は一二頁建てで発行するようになった。さらに、第二三回大会では、これを毎号一二頁とし、一部五〇円、月三〇〇円とする方針を決めた。これは七八年一〇月から実施に移されることになっている。部数は『民社新聞』から『週刊民社』に改題し、紙面を刷新した一九七〇年に三万部弱から一〇万部近くまでのびたあと一進一退をつづけている。七七年三月の第二一回大会時点では「十万突破を目標としたが僅かに達せられなかった」と報告された（本年鑑七八年版五〇七頁）が、七八年前半には六〇〇〇部ふえ、「実数で十万部台に達した」（『週刊民社』七八年七月二一日、同二八日）。『週刊民社』のほか、民社党はつぎのような定期刊行物を発行している。いずれも月刊である。

▽中央理論誌『革新』　一部三五〇円、年四二〇〇円
▽『政策と討論』　一部六〇〇円、年七〇〇円
▽『自治レポート』　一部一〇〇円、年一二〇〇円
▽青年隊機関紙『改革の炎』　一部一五〇円、年一八〇〇円

財　政　七八年七月二〇日付の官報で自治省が公表した一九七七年分の政治資金収支報告書によれば、民社党の七七年中の収入は一三億七五〇二万八二一四円で、前年比二五〇〇万円弱の微増であった。収入の内訳では寄付が六億七九三四万円で、その七割以上の四億八七八九万円を民社党の政治資金団体である政和協会からの寄付に頼っている。その他では労働組合からの寄付が多

く、同盟一億円、ゼンセン同盟八七四万円余、全電労、造船重機各六〇〇万円、自動車労連五四〇万円、全金同盟四八〇万円などで、総評傘下の鉄鋼労連も七五万円を出している。

政治資金規正法の改正によって、七六年から政治資金団体への献金の内容が判明するようになった。その結果、自民党の政治資金団体・国民政治協会に多額の寄付をしている企業・団体の多くが、同時に民社党の政和協会にも寄付しており、金額は自民党にたいするものの一割前後であることが明らかになった。

収入のうち、機関紙『週刊民社』の紙代等は一億〇六六万円で他党にくらべいちじるしく低く、共産党の一三〇分の一、公明党の五〇分の一、社会党の四分の一でしかない。一方パーティ収入は八五二五万円にも達している。

第140表　民社党の財政

（報告年月日　'78. 3.30）

1　収入総額	1,499,910,774
前年繰越額	124,882,560
本年収入額	1,375,028,214
2　支出総額	1,335,176,305
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費（32,742人）	125,360,389
寄附	679,342,100
個人分	24,336,100
団体分	142,501,000
政治団体分	512,505,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	251,403,490
機関紙「週刊民社」	106,657,541
機関誌「革新」	52,708,285
パーテイ開催	85,250,000
出版物	6,787,664
借入金	150,000,000
政和協会	150,000,000
その他の収入	168,922,235
行事負担金	120,000
立法調査費	163,800,000
預金利子	3,022,035
1件10万円未満のもの	1,980,200
4　支出の内訳	
経常経費	290,666,643
人件費	238,802,628
光熱水費	936,704
備品・消耗品費	23,708,572
事務所費	27,218,739
政治活動費	1,044,509,662
組織活動費	61,186,414
選挙関係費	176,322,099
機関紙誌の発行その他の事業費	184,462,209
機関紙誌の発行事業費	132,845,664
宣伝事業費	31,857,819
その他の事業費	19,758,726
調査研究費	19,659,900
寄附・交付金	571,379,040
その他の経費	31,500,000

5　国際活動

社会主義インター　民社党は七七年一二月一七日から三日間、東京・内幸町の日本プレスセンターで開かれた社会主義インターナショナル首脳会議を日本社会党と共同で主催した。会議には佐々木委員長はじめ、塚本書記長、永末国際局長、大内教宣局長、河村政審会長らが出席し、「現代における社会主義の選択」を統一テーマに、①アジア太平洋地域における情勢　②エネルギー問題　③核不拡散　④国際経済関係、の四議題をめぐる討論に参加した。なお、詳細は『革新』七八年二月号および民社党本部国際局発行『社会主義インターナショナル東京会議報告書』参照。このほか民社党は、同会議の16ミリ映画、カセットテープを作成し、『世界の友党と手をたずさえて』『民社党と社会主義インター』と題するパンフレットを発行した。

使節団・調査団　この一年間、民社党は委員長、書記長、副委員長を団長とするつぎの五つの使節団、調査団を世界各地に派遣した。

一　第四次訪韓使節団
期　間　一九七七年八月二四日～二七日
訪問地　ソウル
団構成　春日委員長（団長）、向井長年、永末英一、藤井恒男、神田厚、柳沢錬造、今野竹治
目　的　韓国新民党幹部と意見交換、また、滞在中春日団長が朴大統領と単独会見したのをはじめ、国務総理、外務部長官、国防長官らと会談した。
「民社党・新民党共同談話」「朴大統領と春日委員長の会談要旨メモ」「使節団帰国にあたっての春日委員長談話」は『政策と討論』七七年九月号にある。

二　第六次東南アジア調査団
期　間　七七年九月一日～一五日
訪問地　フィリピン、タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ビルマ
団構成　塚本書記長（団長）、山本悌二郎、高橋高望、吉田忠雄
目　的　ASEAN五カ国およびビルマの政府首脳と会談し、さらに日本の経済技術協力の実地調査
「第六次東南アジア調査団の成果」は『政策と討論』七七年九月号にある。

三　第一次中近東調査団
期　間　七七年九月四日～一九日
訪問地　サウジアラビア、エジプト、イラク、イラン
団構成　春日委員長（団長）、小平忠、和田春生、渡辺朗
目　的　中東産油国の動向と今後の見とおし、中東和平問題等につき調査し、各国首脳と会談。
「第一次中近東調査団報告」は『政策と討論』七七年一〇月号にある。

四　第五次訪米使節団
期　間　七七年九月一一日～二一日
訪問地　ニューヨーク、ワシントン
団構成　佐々木副委員長（団長）、大内啓伍、青山丘
目　的　当面するアジアの安全保障、とりわけ朝鮮問題、日米貿易問題、エネルギー問題
「第五次訪米使節団報告」は『政策と討論』七七年一〇月号にある。また、以上四使節団、調査団の報告が『革新』七七年一一月号にある。

五　第六次訪米・欧使節団

期　間　七八年六月一八日～七月三日
訪問地　アメリカ、西独、ベルギー、フランス
団構成　佐々木委員長(団長)、永末英一、栗林卓司、大内啓伍、渡辺朗
目　的　ボン首脳会議に先だってモンデール副大統領らアメリカ政府、議会関係者とブラント首相はじめ西独政府、社民党、労組首脳との意見交換
永末英一「責任野党の真価を発揮した民社党第六次訪米・欧使節団」(『革新』七八年八月号参照)

6　日本共産党

1　概　況

共産党は七六年暮の総選挙、七七年夏の参院選と二つの国政選挙で予想以上の敗北を喫した。衆院選では三九議席から一九議席へ、参院選では改選九議席から五議席へと、いずれも半減した。とくに参院選では得票率・得票数ともに減少という一九五九年以来はじめての「苦い経験」をなめたのである。他方、二つの選挙で躍進、善戦した公明、民社両党は「中道革新」の名のもとに提携を強め、国政レベル、地方レベルを問わず共産党排除の方針を強くうちだしてきびしい。しかも、最近まで副委員長という要職にあった袴田里見氏が、週刊誌や新聞、ラジオを通じて宮本委員長をはじめとする党幹部にたいしてはげしい攻撃を加えるといった予想外の事態まで生じ、共産党にたいする風当りは近来になくはげしい。

こうしたなかで開かれた第一四回党大会は、革新統一戦線にもとづく民主連合政府の樹立という、従来の基本路線を再確認するとともに、党員・機関紙読者の量的拡大とあわせて、党内教育を重視する〝教育立党〟の方針をうちだした。党指導部の大幅な若がえりもおこなわれ、党の主体的力量を質量ともに強化することによって難局の乗りきりをはかる姿勢を見せている。また大会決議で同党が最終的にめざす社会主義的未来にたいする確信をひろめ強めることの意義を強調したことは、〝世界史的にみれば社会主義はまだ生成期にある〟と規定したこととあわせて注目された。

2　大会・中央委員会

(1)　第一四回大会

大会経過　日本共産党第一四回大会は七七年一〇月一七日から同二二日までの六日間、静岡県熱海市にある同党の

伊豆学習会館付属講堂で代議員約一〇〇〇人を集め、公開で開かれた。この大会は六〇年代から七〇年代前半まで躍進をつづけてきた同党が総選挙、参院選と連敗した後だけに、どのような対応策をうちだすかが注目されていた。

大会第一日は、野坂議長の開会のあいさつにはじまり、宮本委員長のあいさつ、総評の槇枝議長、民青同盟の福重委員長らの来賓のあいさつののち、不破書記局長が五時間余にわたって第一二回大会以降の四年間の活動を総括するとともに、当面の任務、「大局的展望」を明らかにする「第十四回党大会にたいする中央委員会報告」をおこなった。同報告はまた他党の運動方針にあたる「日本共産党第十四回大会決議」の提案説明もかねていた。

宮本委員長のあいさつ、不破書記局長の中央委員会報告などを通じて強調されたのは、つぎの諸点であった。第一は「教育立党」、つまり党員教育によって党の質的強化をはかることであった。もちろんそれと同時に数的な党勢拡大もこれまで同様強調され、〝百万の党〟の実現を大きな目標とし、当面五〇万以上の党員、四〇〇万の機関紙読者が目標として掲げられた。第二に、公明、民社、新自由クを自民党政治の補強勢力と規定し、とりわけ公明党の「反共分裂主義」にたいし、きびしい批判を加えた。また、社会党の党内抗争の出発点が右派勢力による反共連合路線の持ち込みにあったと述べ、社会党が「今日の混迷を革新的方向でのりきり、革新統一戦線結成の大道に前進すること」を求めていた。

なお、第一一回大会（一九七〇年七月）で掲げた「七〇年代のおそくない時期に民主連合政府を樹立する」という目標は「より長期的な視野で展望することが必要」と改められたが、「革新統一戦線、民主連合政府樹立」こそ「今日の危機を民主的に解決しうるただ一つの国民的回答」であると基本路線は堅持された。第三に、当面の諸任務とともに「社会主義の世界史的展望」が大きくとりあげられ「社会主義は世界史的に見れば生成期にある」と規定して注目された。

大会第二日から第四日は、この大会に参加した九カ国の外国共産党・労働者党の代表や国内の来賓があいさつしたのち、「大会決議案」と「中央委員会報告」の討議がおこなわれ、計六四人の代議員がいずれも報告・提案を支持する発言をした。大会第四日には「党規約の一部改正についての中央委員会報告」と討議がおこなわれ、また次期中央委員会の「選出基準と構成について」の提案があり、これを確認した。

第五日は全体会議は休会で、役員選考委員会が開かれた。

大会最終日の二二日は、冒頭に不破書記局長が「大会決議案と中央委員会報告にかんする討議についての結語」を述べたあとただちに採決にはいり、「第十四回大会決議」「中央委員会報告・結語」をそれぞれ全員一致で採択した。ついで諏訪常任幹部会委員が「党規約の一部改正の討議についての結語」を述べ、規約の一部改正とその報告・結語が満場一致で採択された。

このあと、この大会で新たに設けられた永年党員制度によって、党歴三〇年以上の有資格者が全国で三七七三人におよび、今大会に一六七人が出席していることが報告され、野坂議長から永年党員の都道府県代表に永年党員証書と記章が渡された。

最後に役員選考委員会の報告が宮本委員長からあり、中央委員会から推せんされた新中央委員一四一人、準中央委員五四人について

無記名の名簿式投票の結果、全員が圧倒的多数で当選した。新中央委員会はただちに別会場で第一回総会を開き、幹部会委員長ら別項のような役員を選出し、その結果が大会に報告され、宮本委員長の閉会あいさつなどで閉会した。

新役員　この大会で選出された中央委員一四一人中、再任は八九人、准中央委員から昇格したもの三七人、新たに中央委員となったもの一五人であった。准中央委員は五四人中新任が五一人であった。すなわち、正准中央委員一九五人中まったくの新人が六六人と三分の一を占めた。この結果、正中央委員の平均年齢は五五歳と五歳若がえり准中央委員は四七歳と六歳若がえった。なお婦人は一三人である。注目されたのは石川島播磨重工、東洋工業、新日鉄広畑、日本鋼管京浜製鉄など重工業大経営の党委員会の責任者が准中央委員に選ばれたことであった。また、袴田里見、岡正芳の両副委員長はじめ、岩林虎之助、内野竹千代、蔵原惟人、砂間一良、多田留治、松島治重、吉田資治、米原昶ら多くの古参幹部が勇退したが、袴田氏は名誉中央役員にも選ばれず注目された。

大会と併行して開かれた一中総で選出された役員はつぎのとおり。

▽中央委員会議長　野坂参三、▽幹部会委員長　宮本顕治、▽同委員長代理・書記局長　不破哲三、▽同副委員長　上田耕一郎　瀬長亀次郎、西沢富夫、村上弘、▽幹部会委員　緋田吉郎、市川正一、上田耕一郎、戎谷春松、岡本博之、金子満広、小林栄三、諏訪茂、瀬長亀次郎、高原晋一、西沢富夫、浜武司、不破哲三、宮本顕治、宮本忠人、村上弘（以上常任幹部会委員）、阿部泰、荒堀広、井田誠、茨木良和、上田均、大村進次郎、小笠原貞子、春日正一、河田賢治、木津力松、工藤晃、桑原信夫、下司順吉、小島優、紺野純一、紺野与次郎、榊利夫、定免政雄、白石芳朗、立木洋、中島武敏、韮沢忠雄、古堅実吉、星野力、安井真造、若林暹

▽統制委員会　責任者　戎谷春松、委員　飯田七三、鈴木善蔵、高島信敏、津村悦夫、吉積清、渡辺武利

▽監査委員会　責任者　春日正一、委員　加藤進、杉本ハマ、中沢清作

七七年一一月一五日の幹部会で決定された新しい書記局の機構はつぎのとおりである。

▽書記局長　不破哲三、書記局次長　市川正一、金子満広、宮本忠人、書記局員　緋田吉郎、小林栄三、荒堀広、小島優、韮沢忠雄、新原昭治、藤井貞治、松本善明

規約の改正点　この大会で改正された規約改正の主要点は、①これまでかならず一名おくことになっていた中央委員会議長を、幹部会副委員長などとともに「おくことができる」と設けて、「党大会からつぎの党大会までの期間、全国的規模の重要問題について、全国の党組織にはかって決定する必要を認めた場合」これを開くことができるとしたこと、③経営の党組織に所属する党員が居住地でも活動することを任務として定めたこと、④機関の役員が「やむをえない理由で任務を続けられない」とき「本人の同意を得て」「解任できる」としたことなどである。

(2)　中央委員会総会

概　況

七七年七月から七八年六月までの一年間に開かれた中央委員会総会は、七七年一〇月の第一四回党大会前に三回、大会期間中に一回、大会後に三回の計七回であった。一中総以外はいずれも党本部で開かれた。

一五中総　七七年七月一六日に開かれ、第一四回党大会の日程と議題について決定し、九月から大会までを「大会記念党勢拡大特別月間」として集中的に運動する、次の諸選挙の早期準備をすすめることなど、当面の活動方針の大綱を決めた。なお、注目されていた参議院選挙の総括はつぎの中央委にもちこされた（『理論政策』第一一五号、七七年八月参照）。

一六中総　七七年八月三〇日から九月一日までの三日間開かれ、参議院選挙の総括、党勢拡大運動月間の方針などを討議・決定した。また、第一四回大会に提出する大会決議案、党規約の一部改正案、大会代議員選出に関する事項を審議決定した（『理論政策』第一一六号、七七年九月参照）。

一七中総　七七年一〇月一五日に開かれ、党大会に提出する中央委員会報告（案）、党規約の一部改正についての報告（案）を採択した。また第一二回大会以降の統制委員会の報告、中央財政の監査報告がおこなわれこれを承認した（『赤旗』七七年一〇月一六日）。

なお、中央委員会総会の回数は党大会により新たに中央委員が選出されてからの通算回数である。七六年七月の第一三回党大会は臨時大会で中央委員など党役員の改選はおこなわれなかったから、以上三つの中央委員会総会の回数は七三年一一月の第一二回党大会以降の通算である。

一中総　第一四回大会第一回中央委員会総会は、同大会最終日の七七年一〇月二二日、静岡県熱海市の伊豆学習会館で開かれた。この総会は同大会で選出された新中央委員による最初の中央委員会で、幹部会委員、同委員長、中央委員会議長などを選出するためのものであった（『前衛』第四一九号、七七年一二月臨時増刊参照）。

二中総　七七年一二月二三日から二五日までの三日間開かれ、「党員と機関紙読者の持続的拡大」について、また「教育立党の方針にもとづく一～三月の『教育月間』」について討議した。総会はまた、入党費の額を三〇〇円とすることを決め、特別決議・広範な共同の力で円高不況の国民的打開と国民生活の防衛を」を採択した（『理論政策』第一二〇号、七八年一月）。

三中総　七八年二月一三日に開かれ、一二月末に除名された袴田前副委員長に関する問題が検討され、「袴田転落問題を利用したあらたな反共攻撃との闘争について」と題する決議を採択した。また、「教育月間」と党勢拡大の問題について討議がおこなわれ、二月一四日から三月末までを「党勢拡大一～三月計画完全達成特別期間」とすることが決められた（『理論政策』第一二二号、七八年三月）。

四中総　七八年五月八日から一〇日までの三日間開かれ、京都、横浜の首長選をはじめ中間地方選の総括、大衆闘争、国際勝共連合との闘争などの諸問題、また「教育月間」の総括と四月、五月の「躍進月間」のとりくみについて討議した。総会はまた、「京都、横浜をくりかえさせるな」のスローガンのもとで統一戦線支持勢力の結集をいろいろなレベルですすめるため、職場、農村、地域、学園

で統一戦線懇談会などを組織していくことを確認した（『理論政策』第一二五号、七八年六月）。

3　政策・方針

第一四回大会決議　共産党の大会決議は、他党の運動方針にあたるもので、前大会（七六年の第一三回大会）以後の内外情勢と党の活動を総括するとともに、つぎの大会までに向けての基本方針を明らかにするものであった。

大会決議の重要点は、宮本委員長あいさつ、不破書記局長の「第一四回党大会にたいする中央委員会報告」について述べた部分と重複するのではぶき（「大会経過」の項参照）、「目次」と、⑤三つの分野での活動の総括および⑥国政革新の諸課題のうち労働運動を中心とする経済闘争に関する部分を紹介しておこう（全文は『前衛』第四一九号、七七年一二月臨時増刊）。

【日本共産党第一四回大会決議目次】

第一章　世界と日本の情勢　一、四年間の世界情勢の変化　二、深まる支配体制の矛盾と国民への圧迫　三、反動勢力の反攻と政治情勢の特徴　四、国政革新の大局的展望と任務

第二章　国政革新の諸課題と各分野の闘争――五、三つの分野での活動の総括　六、国政革新の諸課題と各分野での闘争　①国民生活の防衛と経済民主主義　②安保条約廃棄と非同盟中立　③自由と民主主義の確立　④教育・文化の民主的発展　七、革新統一戦線をめざす対話と運動　八、選挙闘争での抜本的な前進のために　九、国会闘争と自治体闘争

第三章　党建設の諸任務――一〇、四年間の党建設と今後の任務　一一、四本柱の活動　①大衆活動と大衆宣伝　②選挙闘争とその準備　③党建設④党と大衆運動の防衛　一二、党勢拡大と党の質的強化　①党員の拡大②読者拡大と機関紙活動　③党勢拡大の計画　④学習教育活動　一三、支部活動の確立と前進のために　一四、中間機関の指導と活動　一五、わが党の国際活動　一六、科学的社会主義の旗をかかげて

【日本共産党第一四回大会決議・経済闘争の分野での活動総括】

（2）　国民諸階層の経済的その他の要求にもとづく諸闘争の面では、党はこの間、大衆運動と大衆諸組織の発展、政治革新の諸課題との結合に力をそそぎ、運動の大衆的で民主的な前進のための政策や方針も積極的に提案してきた。

これらの活動によって、労働組合運動で、統一戦線支持組合の組織的発展とともに、「特定政党支持」義務づけ体制を克服した組合が増大したこと（五十九単産百万人から六十九単産百二十三万人へ）、職場の自由をまもる闘争が全国的にひろがり一定の成功をおさめつつあること、労働組合運動の国民的指導性や国民との連帯行動を重視したわが党の方針が、ある程度運動に浸透してきたこと、全日農民主化の活動が一定の前進をかちとってきたこと、全商連が会員三十万をこえるという発展をとげたことをはじめ、勤労市民の諸組織がそれぞれ組織を拡大、共同行動と共闘組織が前進したこと、「明るい革新日本をめざす青年学生連絡会議」が三十一団体、百万をこえる青年を結集して結成され（一九七七年一月）、全学連が半数近い学生と過半数の学生自治会を結集する組織として発展していること、「国際婦人年」において広範な婦人団体の共同行動が前進したこと、全国部落解放運動連合会が結成され、戦前からの伝統をうけついだ部落解放運動の本流として、全国的な発展をとげてきたこと。公害反対、環境保全、災害防止などの多様な要求にもとづく各種の住民運動が、財界のまきかえしや保守的な障害とたたかいながら、ひきつづき前進してきたことなど、少なからぬ前進的成果が記録された。とくに「職場に自由と民主主義を」のわが党のよびかけを契機に、〝会社監獄〟ともいわれる大企業の非人間

的な労働者抑圧に反対する闘争が全国的に発展し、「中央連絡会議」も結成され、日立武蔵の〝ガラスの檻〟の撤廃や裁判闘争の勝利などいくつかの現実の成果をおさめたことは、まだ端緒的な成果とはいえ、大企業の専制支配の一角をついた闘争として、重要な前進であった。

しかし、大衆運動全体としては、まだ多くの歴史的な弱点が解決されないでいることを重視する必要がある。大企業は独占資本主義の牙城であるだけに、そこでは、〝労資一体〟のファッショ的職場支配がなお支配的であり、それを背景に、労働戦線でも、同盟系大企業労組を中心として、労働者の利益に反する労資協調主義と結びついた反共労働戦線形成の動きがつよまっている。労働戦線の全体でも、総評、同盟など大多数の組合が「特定政党支持」義務づけの反民主的な体制に固執しており、労働組合運動が、革新統一戦線結成に積極的な役割を果たすことを妨げている。さらに憲法で団結権が保障されて三十年たちながら、労働者の組織率が戦争直後の時期より低下し、約二千五百万、三分の二をしめる労働者が未組織状態のまま劣悪な労働条件や不安定な雇用に苦しめられていることも、社会民主主義的指導の弱点と結びついた労働組合運動の重大なたちおくれである。全日農のなかで民主的潮流が相対的に前進したとはいえ、農民組合運動全体の規模が小さく、農業人口のごく一部しか組織していない。勤労市民も大部分は民主的大衆組織とのつながりをもたず、あれこれの団体や組織を通じて都市における保守の政治的地盤をなしている場合が多い。人口の過半数をしめる婦人の間に、革新への志向につながる民主的エネルギーが、大きく蓄積されていながら、政治的には、その大きな部分がまだ潜在的なものにとどまっていることも重要な問題である。青年運動の新たな発展の問題も、国政革新の展望からいって、最近いよいよ重要性を増してきた。各分野の大衆運動がこれらの歴史的弱点をのりこえ、いっそう強大な発展をとげるように、ひきつづき意欲的なとりくみをすすめることは、党と統一戦線勢力の大きな任務である。

わが党は、各分野の運動と組織の発展に貢献するために、この数年来、農村での活動、未組織労働者の組織化、基地対策、学生、低所得者層の間での活動などに党の宣伝・組織者を配置し、この面から運動の系統的な前進を保障する努力をはらってきた。この努力は各分野ですでに貴重な成果をあげている。

大衆運動と国政革新の闘争を結びつける点では、国会内外の闘争の正しい結合が重要である。石油危機のさいに、党が国民生活防衛の緊急対策本部などを党中央と国会議員団に設け、物価集中審議など国会の舞台での政治闘争と、全国各地域での大衆闘争とが、連携しながら発展したことは、重要な経験であった。

【日本共産党第一四回大会決議・国政革新の諸課題のうち国民生活の防衛と経済民主主義】

六、国政革新の諸課題

第十二回党大会決定は、真の独立と平和・中立化、国民生活擁護、民主主義の擁護と拡大という三つの闘争課題を中心に、国民的な闘争の今後の方向をあきらかにした。四年間の闘争の到達点にたって、ひきつづきこの三つの闘争課題あるいは革新三目標を軸に、諸闘争の大衆的な発展のために奮闘し、政治戦線でも大衆運動の諸分野でも革新勢力の統一を推進する活動を精力的におしすすめることは、国政革新の力量をつくりあげる重大な任務である。

国民生活の防衛と経済民主主義　労働者階級をはじめ勤労国民諸階層の経済的諸要求実現の闘争は、経済危機のもとで生活と経営をまもる緊急切実の課題であると同時に、政治革新の闘争を真に大衆的に発展させる見地からも、一貫して重視する必要がある。

党は、一九七五年の七中総で「戦後最大の経済危機に、最大の国民運動で挑戦しよう」というスローガンをかかげた。経済危機と国民生活への圧迫がいよいよ深刻の度をくわえている今日、生活と経営をまもる一大国民運動を組織して、広範な勤労者大衆の生活改善をはかることは、大衆運動の分野での中心的任務の一つであり、あらゆる可能性をとらえて、その発展に努めなければならない。

そのため党は、日常の身近な生活相談から、職場、地域での独占資本との闘争、政府や自治体への要求運動など、各階層の要求と運動に多面的にとりくみ、国民生活のあらゆる分野で、人民の利益のまもり手としての役

割を発揮しなければならない。

労働者階級の前衛党としての歴史的使命からいっても、党がとくに重視し、力をそそぐ必要があるのは、労働組合運動の階級的民主的強化の課題である。労働組合運動の動向は、革新統一戦線結成、国政革新の事業の前進をふくめ日本の情勢全体に重大な影響をおよぼすものである。それだけに、政府・独占資本と反共勢力は、労働組合運動の階級的発展をおしとどめ、労資協調路線の育成と反共右傾化をいっそうおしすすめるために、重化学工業の基幹産業部門を中心にあらゆる努力を集中している。党は日本の労働組合運動が、これらの抑圧と攻撃をうちやぶり、「特定政党支持」義務づけなどの制約も克服して、階級的民主的な発展をとげ、労働者の生活と権利をまもる強力なとりでとして、また国民とともに政治革新をすすめる中心部隊として前進するように、全国的にも、また地域や職場でも、前衛党のイニシアチブを発揮して奮闘しなければならない。

生活をまもる諸闘争の発展にあっては、労働組合、農民組合、新婦人、民商、民医連、生活と健康を守る会など既存の大衆組織と可能なかぎり協力し運動の発展につくすとともに、未組織の中小企業労働者や低所得者層など、経済的抑圧をもっとも激しくうけている大衆のあいだでの生活防衛・改善の活動に努力をそそぐことが大切である。労働者の闘争でも、大経営のなかでの活動を困難にめげず不屈につよめることはもちろん、中小零細企業労働者、未組織労働者の間での活動を重視し、これまでの宣伝・組織者を中心とした活動や、統一戦線支持労組と協力しての活動も抜本的に強化していく必要がある。農村でも農民の七割以上が賃労働を兼業している今日では、労働者は事実上農村地域での多数者になりつつあり、農民組合の強化、農協の民主的発展のための活動とともに、労働者の組織化の活動を本格的にすすめることが、農村の政治的関係を変えていくうえでもいよいよ重要になっている。

また、国民生活の問題で婦人の要求は、もっとも切実であり、民主的婦人運動が、国際婦人年の運動であらためて浮きぼりにされた婦人の社会的地位の向上の問題をはじめ、多様な要求をとりあげて各層婦人の民主的エネルギーを生きいきとくみあげていけるよう努力することは、きわめて重要である。日本共産党は、党創立以来、婦人参政権など男女平等の旗をかかげ、今日、中央・地方の議会活動でも婦人の解放と向上の先頭にたってきた政党であり、この分野の運動の発展にいっそう力をつくさなければならない。

生活と経営をまもる闘争を国政革新の闘争に正しく結びつけていくうえで、経済の民主的改革をめざすわが党の諸政策を大衆的に宣伝する活動は、きわめて重要である。経済危機打開の問題での中小企業家や中小商工業者との交流や共同、農業再建諸政策を中心にした農民や農協など各種農業団体との対話や討論、二百カイリ政策や、漁業再建計画にもとづく中小漁民、漁業団体との交流の経験は、党の経済政策を前面にかかげた活動が従来党とあまり接触のなかった人びとのあいだにも、非常に大きな関心と共感をよびおこしうることを教えており、こうした活動をより広い階層の人びとのあいだで大胆に展開する必要がある。

各階層ごとの運動の発展については、党はとくに今年にはいって、経営、農村、青年・学生の各分野で活動者会議を開いた。これらは、今後の運動の発展にそれぞれ重要な方針と展望をしめした会議であり、全党がその到達点を十分に身につけ、大衆運動の先進的な推進力の役割を自覚的に果たしてゆくよう、この諸方針の徹底にいっそう力をつくさなければならない。

4 組織・機関紙・財政

組織の実勢

共産党は七七年一〇月の第一四回大会で、党員数が「四〇万に近い規模に達した」ことを明らかにした。四年前の第一二回大会当時の党員数は三十数万人、一年前の第一三回大会では三八万人余と発表されていたから、党員数の増勢はつづいているといえよう。しかし、増加のテンポは鈍りがちで、「党員

拡大は相対的におくれた分野」とされている。これについて、第一四回大会における「中央委員会報告」はつぎのように述べている。

「歴史をふりかえってみると、わが党は六〇年代の前半、一九六一年の第八回党大会からの五年間に、党員を約三倍にふやし、すでに一九六六年の第十回党大会当時には三十万近い党の隊列をつくりあげました。ところがそれ以後今日までの党員の拡大は、十一年間で約十万という、それまでの拡大にくらべれば比較的ゆっくりした成長であります。しかもこの時期は、党の活動と政治的影響力が躍進的に広がった時期でした。選挙の得票をとれば、参議院選挙の全国区の得票は、一九六五年の百六十五万票から今年の四百二十万票に二・六倍にふえ、衆議院選挙の得票は、一九六七年の二百十九万票から昨年の六百三万票に二・九倍にふえています。ところが、党員はこの間に、三〇パーセントあまりしかふえていないのですから、それが党の影響力の広がりや党活動の相対的におくれた分野になっていることは明らかです。」

なぜ、このような党員拡大のたちおくれが生じたかについて、七七年一二月の二中総において、浜組織局長は、主な理由は二つあるとして、つぎのように述べている。

一つは、この間新しい入党者はかなりの水準でふえていますが、一方で党活動に確信を失って党組織に結集しなくなる党員の数もふえ、除籍、離党者もふえるという状況が一定の努力にもかかわらずあらわれたことであります。第十一回大会六中総が、この大きくなった党が、全党員を活動に参加させるために、党員の自覚、能力、得手を生かして活動し、いろいろな水準の党活動を発展させる組織政策を展開し、この状況を発展的に切りひらく措置をとった歴史的意義もここにありました。第十二回大会以降今年の八月末までに七万五千名の入党者を迎えながら、一方では除籍、離党が一定数あり四十万の目標に若干ではありますがとどくことができませんでした。

いま一つは、この四年間、たとえば一九七六年の第十三回臨時大会成功をめざす党勢拡大月間では機関紙読者の拡大とともに党員拡大でもかなり集中的な成果をあげるなどのことともありました。しかし、「第十四回大会記念党勢拡大特別月間」では、いつもの月よりかなり上まわって七千名の党員拡大をかちとりましたが、「月間」全体の重点が機関紙読者の拡大にありましたので党員拡大に本格的にとりくむということができませんでした。

機関紙　七三年一一月の第一二回大会は機関紙『赤旗』の読者が、日刊紙で六十数万、日曜版二二〇万の計二百八十数万であることを明らかにするとともに、つぎの大会までに四〇〇万部にするとの目標をかかげた。その後四年間、毎年一、二回の「特別月間」を設けて機関紙読者の拡大につとめ、七四年一二月には三〇六万部、七五年一一月には三百十数万部と記録を更新したが、全体としては伸びなやみ、七七年七月の参院選の時点では第一二回大会当時を下回った。その後、七七年九月から第一四回大会にむけて「党勢拡大特別月間」を設け、重点的に機関紙拡大にとりくんだ結果、大会最終日までに七一万五六〇〇部を増し、固定読者の数は三二五万九三五四と「党史上最高」の数字を記録した。しかし、第一二回大会で決めた目標にはほど遠く、ふたたび四〇〇万の読者を「当面の目標」としてかかげた。

なお『赤旗』は七八年二月で創刊五〇周年を迎え、また、同年六月二六日には一万号に達した。

定期刊行物　共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六頁建）　一部四〇円　一カ月一〇〇〇円

②同『赤旗日曜版』（週刊、二〇頁）　一部八〇円　一カ月三三〇

第141表　日本共産党中央本部の財政

（報告年月日　'78. 3.29）

1　収入総額	18,846,313,425
前年繰越額	1,491,454,193
本年収入額	17,354,859,232
2　支出総額	17,750,212,408
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費（延3,478,562人）	766,122,872
寄附	117,001,549
個人分	177,001,549
（寄附のうちあっせんに係るもの）	13,775,147
機関紙誌の発行その他の事業による収入	16,415,229,544
新聞	13,976,680,931
雑誌	617,421,176
書籍	1,673,248,827
赤旗まつり	134,026,610
人民大学	13,853,000
その他の収入	56,505,267
預金利子	48,665,153
印税	2,347,714
地代家賃	4,010,400
1件10万円未満のもの	1,482,000
4　支出の内訳	
経常経費	2,596,653,426
人件費	1,583,587,560
光熱水費	44,300,450
備品・消耗品費	210,612,210
事務所費	758,153,206
政治活動費	15,153,558,982
組織活動費	242,625,814
選挙関係費	548,534,459
機関紙誌の発行その他の事業費	13,735,472,798
機関紙誌の発行事業費	12,674,859,383
宣伝事業費	782,618,526
その他の事業費	277,994,889
調査研究費	20,915,769
寄附・交付金	603,865,142
その他の経費	2,145,000

③同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド八頁）一部三〇円、一カ月一〇〇円

④同『赤旗』評論特集版（週刊、B5三二頁）一部五〇円、一カ月二〇〇円

⑤中央委員会理論政治誌『前衛』（月刊）一部三六〇円

⑥『理論政策』（月刊）定価不定

⑦『議会と自治体』（月刊）一部三五〇円

⑧『月刊学習』（月刊）一部二〇〇円

⑨『世界政治資料』（月二回刊）一部二〇〇円

⑩『学生新聞』（週刊、六頁）一部四〇〇円、一カ月一三〇円

⑪『点字赤旗』（月刊）一部二〇〇円

⑫『赤旗縮刷版』（月刊）一部二九〇〇円

⑬『赤旗』写真ニュース（旬刊）一部二〇円、一カ月六〇円

⑭『プレティン』（英文広報誌）

なお、一九六八年に創刊された『政治年鑑』は、第六巻にあたる一九七四年版を最後に刊行されていなかったが、これをひきつぐものとして『政治経済総覧一九七八』が『前衛』第四二一号、七八年

一月臨時増刊として発行された。

以上のほか、共産党が普及に力を入れているものに、『文化評論』『経済』『労働運動』『あすの農村』『民主文学』（以上月刊、いずれも新日本出版社刊）、『科学と思想』（季刊、新日本出版社刊）、『少年少女新聞』（週刊、少年少女新聞社）がある。

財　政

共産党が政治資金規正法にもとづき自治省に届け出た一九七七年中の同党の収支に関する報告書（七八年七月二〇日は官報号外）によれば、日本共産党中央本部の七七年中の収入総額は一七三億五四八五万九二三二円で前年比一四億三六七九万余円の増で、三年連続各政党、政治団体のトップを占めた。収入の大半は機関紙の発行その他の事業によるもので、なかでも『赤旗』等の新聞の紙代などが一四〇億と全収入の八〇％以上に達している。党費収入は七億六六一二万余円と社会党の半分程度でしかないが、これは党費のうち党中央に納められる分は一五％だけであるためで、逆算すれば党費の総収入は五一億円を超えている。

一方、支出でもっとも大きな比重を占めるのは機関紙誌発行事業費の一二六億七四八六万円で支出全体の七〇％を超えている。ついで人件費の一五億八三五九万円で、これは社会党、民社党にくらべればそれぞれ五倍、六・六倍と大きいが、公明党より八〇〇〇万円近く少ない数である。収支の内訳は第141表のとおりである。

5　国際活動その他

国際活動

日本共産党は国際共産主義運動において自主独立の立場を強くうちだし、ヴェトナム、ルーマニア、ユーゴなど社会主義国の共産党・労働者党のうちでも、「自主独立」の立場をとる諸党との関係は代表団の交流などによって緊密化している。とりわけヴェトナムとは親密な関係にあり、ハノイに日本共産党の代表が常駐している（七七年一〇月まで甲斐竹二中央委員、七八年二月宮本太郎中央委員赴任）。

また、第一二回大会で、発達した資本主義国の諸党との連帯を重視する方針をうちだしてから、フランス、イタリア、スペインなどの共産党との交流が活発化している。

以上のような関係は第一四回大会に参加したつぎの九カ国の外国の共産党の顔ぶれにも反映している。

①イタリア共産党　アルドトルトレラ指導部員、②ベトナム共産党　レ・バン・ルオン政治局員、③ルーマニア共産党　エミール・ボブ政治執行委員、④オーストラリア共産党　ローレンス・カーマイケル全国委員会議長、⑤フランス共産党　シャルル・フィテルマン政治局員、⑥キューバ共産党　ラウル・ガルシア・ペラエス書記局員、⑦ユーゴスラビア共産主義者同盟　ペタール・スタンボリッチ幹部会員、⑧メキシコ共産党　アルトウロ・マルチロス・ナテラス書記局長、⑨スペイン共産党　ハイメ・バジェステロス・プリド

執行委員(以上発言順)。なお、朝鮮労働党の代表は「未承認国」として入国が認められなかった。

また、七七年一〇月、党大会に先だって開かれた「第一九回赤旗まつり」には、スペイン、フランス、イタリア、メキシコの各党の機関紙の編集局長や外信部長が参加した。

一方、日本共産党代表団の外国訪問はつぎのとおりである。

▽七六年一二月　雪野勉中央委員ら農業問題研究代表団がフランス訪問

▽七八年四月　戎谷春松常任幹部会委員らスペイン共産党大会に出席

▽七八年六月　浜武司常任幹部会委員らユーゴスラビア共産主義者同盟第一一回大会に出席

▽七八年六月二五日～七月一二日　宮本委員長、ユーゴスラビア、ルーマニアを訪問。ユーゴには六月二五日から七月五日まで滞在し、チトー共産主義者同盟議長と会談し、共同声明を発表した。またルーマニアには七月五日から一一日まで滞在、この間にチャウシェスク共産党書記長と四回にわたって会談し、共同宣言を発表した。

ソビエト共産党との関係は、七七年一月にモスクワで両党の関係正常化のための第二回予備会談が開かれるなど改善のきざしを見せたが、日ソ漁業交渉、千島問題などでふたたび悪化した。しかし、十月革命六〇周年の記念式典にあたってはソ連共産党から日本共産党に招待があり、これにたいし日本共産党は祝電を送っている(『赤旗』七七年一一月四日)。

一方、中国共産党との関係は依然として断絶状態にある。七七年一一月八日付の『赤旗』は「日中友好の原則と革命運動での相互不干渉の問題」と題する無署名論文を発表し、新しい指導部のもとでも、中国による日本共産党に対する干渉がつづいていることを事実をあげて非難している。

袴田除名問題　七八年一月四日付の『赤旗』は袴田里見前副委員長の除名を公表した。除名の理由は、①「党規違反を承知の上で」『週刊新潮』で党と幹部を攻撃する文章を公表したこと　②党にかくれてソ連共産党に個人的使者を送ったこと　③元米軍情報部員と秘密裏に接触し〝野坂議長スパイ説〟をでっち上げようとしたこと　④反党分派活動をすすめ、党の調査に応じなかったこと、の四点が党規約にてらして規律違反とされたものであった。

除名された袴田氏は、一月六日発売の『週刊新潮』一月一二日号に「『昨日の同志』宮本顕治――真実は一つしかない」と題する手記を発表したのをはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、週刊誌などのインタビューにたいし、宮本委員長はじめ党幹部にたいする非難・攻撃をおこなった。これにたいし共産党は二月三日に野坂議長、宮本委員長の連名で袴田里見氏、鹿内「サンケイ」社長、野平『週刊新潮』編集長を名誉棄損で告訴するとともに、『赤旗』や『前衛』などでこれに反論した。また『袴田除名の前とあと』『そこが聞きたい』『目撃者の証言』『真実は一つもない』などのパンフレットを作成し、〝反共毒素一掃のクリーン作戦〟を展開した。

7　社会民主連合

社民連発足　一九七八年一月二二日、社会市民連合と田英夫氏らの社会党を離党した四議員とその支持者が合流した「社会民主連合」（社民連）の結成準備大会が開かれ、国会に六議席を有する七番目の政党として実質的に発足した。大会は田氏を代表に、副代表に大柴滋夫、江田五月の両議員、書記長に楢崎弥之助代議士などの役員を決め、綱領草案、規約等を決定した。さらに故江田三郎氏が社会党を離党し「社会市民連合」の発足を発表した一周年にあたる七八年三月二六日、「社会民主連合」は正式の結成大会を開き、綱領、規約、政治方針などを原案通り承認したあと、役員人事に移り、田代表以下の執行部を正式に選出した。

▽代表　田英夫、▽副代表　大柴滋夫、江田五月、菅直人（兼市民委員長）、▽書記長　楢崎弥之助（兼労働委員長）、▽副書記長　秦豊、▽政策委員長　安東仁兵衛、▽機関紙委員長　倉持和朗（新）▽企画委員長　渡辺彬了、▽国対委員長　阿部昭吾、▽自治体対策委員長　桜井康信

【社民連結成宣言（要旨）】

さまざまなグループの私たちを結び合わせているきずなは、わが国の社会主義運動への根本的反省と、市民の政治参加によって、行き詰まった日本の政治を、五五年体制のワク組みから解放し、活性化させようという目標にほかならない。今日の政治状況下では、社会の漸進的改革をめざす社会民主主義勢力の結集が、連合時代の政治変革のため最も有効な方法と考える。私たちはそのための主導的な「新しい多数派」をつくり、自民党政治にかわる新しい民主政治のとびらを開く決意だ。労働運動、市民運動との連携を一層強めていきたい。市民、若い人々、社会党の内部で改革を試行している人々に私たちへの参加を呼びかけたい。

三月二六日の結成大会で社会民主連合は、外交、防衛、エネルギー、経済、諸政策を決定した。このうち、防衛政策は田、楢崎、秦の三氏が社会党時代の七五年一二月に発表した「安保廃棄に至る三段階解消論」を基礎にしたものであった。諸政策の要旨はつぎのとおりである（『朝日新聞』七八年三月二七日）。

【社民連政策】

〔外交〕　①非核外交を積極的に推進する。「日本非核武装宣言」の採択、「包括的核実験禁止条約」締結、日本と南北朝鮮の「非核地帯化」、非核三原則の沖縄への適用などをめざす②憲法九条、核被害の体験を踏まえ、核軍縮、全面軍縮実現のためリーダーシップをとる③人権外交を推進、難民条約など国際的な人権規約をすみやかに批准する④南北問題を重視し、経済外交に取り組む⑤平和共存、積極的中立の実現に貢献、日中平和友好条約は憲法と日中共同声明の精神に基づき覇権反対を明記し、直ちに締結する。日ソ条約は北方四島の返還を期して早期締結をめざす。南北朝鮮の統一に寄与、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との国交正常化に取り組む⑥非核、不戦、非同盟路線をとるが、独立国として固有の自衛権は否定しない。

〔安保〕　日米安保条約は、日米両国の友好にとっても、またバランスの激変を避けるためにも性急に廃棄すべきではない。が、これは軍事同盟であり、非同盟中立の原則に照らし将来は解消、廃棄すべきものだ。さしあたり軍事的機能をチェックし、軍事的政策を空洞化させ、将来の政治、経済、文化中心の非軍事的日米平和友好条約締結への条件を整える。北東ア

ジアからの米地上軍撤退にともなう日米安保体制の変質、防衛分担、肩代わり路線はきびしい点検と監視が必要だ。形骸化している非核三原則、事前協議制の補完、強化のため新たな日米間協議を要求

〔自衛隊〕　改組、縮小は、自衛隊内部の民主化の進行度、革新勢力の政権掌握度、世論、北東アジアの外交的安全保障体制の推移をみて、漸進的、段階的に進める。当面の方針は自衛力の規模は現状程度に抑制し、人員数と防衛予算を削減する。国民を敵とする治安出動は自衛隊法から削除を求める。各種、各級教育機関での民主的教育を格段に強化。国民生活を守るため災害派遣任務を格上げ、災害・公害の専任部隊を編成し、将来これを独立の組織とする。周辺諸国の対抗手段や不信を助長する新規装備はきびしく抑制。国防会議の改組、国会の防衛・安全保障特別委設置により、シビリアン・コントロールを強化する。

〔エネルギー〕　長期戦略として一九八〇年代後半には石油消費量の伸びを止め、一九九〇年代には減少させる。そのため、石炭の無公害化対策を進めて石油エネルギーを補い、太陽熱、風力、地熱などクリーン・エネルギーの供給を本格化させる。研究・開発分野での核エネルギー偏重を改める。

〔経済〕　一九八〇年代初めまでは、五―六%の成長率を目標とする。病気、住宅など国民生活の不安を解消する福祉社会をめざすことによって、短期的には需要拡大効果が高まり、長期的には減速成長への移行が可能になる。福祉社会化に伴うある程度の高負担は回避すべきでない。産業と企業の管理に統制という集約的方法はとらず、社会的公正と両立する範囲で企業活動の自由を保障する。

社民連の地方組織

総選挙や統一地方選をひかえ、社民連は地方組織の整備を急いだ。最低一〇〇人以上の会員が集まれば地方組織を結成する方針で、七八年七月二日までに岐阜、岡山、東京、愛媛、愛知、京都、北海道、神奈川、千葉、広島、沖縄、長崎の一二都道府県で結成大会が開かれ、福岡など五県で結成準備会が開かれた（『朝日新聞』七八年七月三日）。